文明源流叢書

第三

文明源流叢書

第三

文明源流叢書第三

緒言

一、本編には、明治維新以前に於ける邦人の歐米紀行及び漂流記類より、外人の本邦風俗視察錄四種三十五卷を載せ、倭蘭年表及び海外に關する書目等三種五卷を附載せり。

一、航米日錄七卷　本書は、萬延元年正月米國との條約訂結の命を帶びて、正使新見豐前守を初め副使屬官從臣七十七人米船ポーハタン號に乘じて渡行せし紀行にして、豐前守の從臣玉蟲誼の自記なり。從臣の筆なれば重大事件に觸れざれども、經歷せし各國の風土、人情を詳記したる點に於て好箇の參考史料たるを失はず。帝國圖書館所藏寫本に據る。

一、漂流記一卷　本書は、播州濱田の漁夫の子彥藏が、天保七年八月

榮力丸に乘組み、相州沖にて難風の爲に漂流せしを、米船に救助せられ、終に米國に歸化してジョセフ・ヒコと改稱せしが、九年を經てハルリスの通譯官として來朝せる始末を自記せるものなり。刊行年月を記さゞれども、文久三年に自費出版せしものなるべし。

一、異人恐怖傳三卷　本書は、蘭人エンケルベルト・ケンプルの著ベシケレイヒンキ・ハン・ヤツパン中の日本鎖國可否論を、享和元年長崎通詞志築忠雄の抄譯附註せしものにして、もと鎖國論と題して寫本にて傳はりしが、嘉永三年に至り黑澤翁滿數本を以て校訂し、更に刻異人恐怖傳論一篇を加へ、異人恐怖傳と改題して梓行せしものなり。然るに卷首鎖國の天理に反する事を論じたりしを以て、開版間もなく絕版を命ぜられたりと云ふ。

一、日本風俗備考二十二卷　本書は、文政年間蘭人ヒスセルが長崎

の和蘭商館に勤務中、本邦の風習を見聞のまゝに記せしを、任滿ちて歸國するや、アムステルダムに於て刊行せしものにして、後其書本邦に舶載せしを、杉田成卿、箕作阮甫、宇田川興齋、高須松亭、竹内玄同、品川梅次郎等協力して飜譯せしものなり。本邦の風俗が如何に外人の眼に映ぜしかを窺ふに缺くべからざるものといふべし。帝國圖書館所藏寫本に據る。

一、倭蘭年表三卷　蘭人オットモンヱセ著西洋編年史表を飜譯して、本邦の年次に繫け排列せしものにして、安政二年木活字を以て開版したるものなり。譯者魁山無懷子とあれど、何人の匿名なるや未だ詳ならず。

一、西洋學家譯述目錄一卷　題名の如く洋學家の飜譯書目錄にして、作者順に排列したるものなり。編者穗亭主人の傳未だ詳ならず。

一、鐵研齋輶軒書目一卷　齋藤正謙の編する所にして、事海外に關する圖書約六十種を解題したるものなり。刊本なれど開版の年代詳ならず。

大正三年二月

國書刊行會識

文明源流叢書第三

目次

目次終

文明源流叢書第三

航米日録巻一

萬延元年戊申春正月十有八日、正使外國御奉行豐前守新見使君、副使外國御奉行淡路守村垣使君、御目付豐後守小栗使君、其外屬官從臣總計七十七人、各輕裝にて、米州華盛頓へ條約を結んと廟命を蒙り、彼より艤したるホーハタン（船名）へ乗り渡られける、是本邦剖判以來の快事、有志者誰れか陪扈を欲せざらんや、唯人民限りある如何せん、予幸にして新見使君に陪するを得る、元より書生にして俗務に暗し、賤事を務むるは當然なり、然れども船中の紛擾閑を得る能はず、且萬里外の地、語音侏離鴃舌更に通せず、何を以て其政事物情深く探るを得んや、遺憾と云ふべし、是を以て予獨見に從ひ漫然記す、定て誤り多からん、然りと雖ども一を以て十を推す、其大略知らるべし、是他の笑を顧みざる所以なり、玉蟲誼誌す、

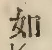
十八日、晴、巳牌後發軔、（新見使君江戸飯田町中坂上に住す、）築地講武場に至る、路傍の人雲霞の如く群り、米利堅行の快事を見、朋友數十人、詩或は文を以て來り送る、此處より從者總計九人に減ぜらる、各午飯を喫す、未牌後小船に乗り、三里計行き品川海に至り、彼艤したるホーハタン（船名）に乗り移る、船上即ち祝砲を發す、又胡樂を奏して饗す、且つ小砲隊嚴重に備へ、暫くして止む、乃ち解纜し、黄昏横濱港に至り碇泊す、扨て船上米行の衆從、左右前後に雜遝行李の有無を糺し、足を容るゝ處なし、黄昏後漸く身の居處を定む、船中と雖へ共其狹隘言ふべからず、大略左に記す、

船上舳の左右に房室を營理す、大にして縱二間横一間半、小にして四方一間、各限隔ありて十箇所なり、又中檣の左右に二房あり、何れも左右閣板を設け、二層にして長さ一間計、是寝室なり、然るに一房多きは十人餘、少きは六七人居る、予房室四方一間半にして、四個の閣板あり、人數七人其中に居る、極めて狹隘、膝を容るゝ能はず、是を推して他を知るべし、唯

御奉行并御目付の房室、舳の方にて上層中層に設け、廣して且美なり、其外官事に管する者、從者に比すれば少しく緩なるべし、飲食に至ては、其事を司る者ありと雖も、七十人餘の事なれば、其時に至り雜遝各爭ひ食す、其苦難推して知るべきなり、

十九日、晴、滯船、今日解纜すべき處、英のミニストルより故障を入れしゆへ滯留と云、又金銀交替の事ありと云ふもあり、予官事に管せず、故に詳ならず、扨今日まで雜遝せしが、午牌後に至て始て靜なるを覺ゆ、

ホーハタン大略

長さ四十一間三尺、幅七間半、甲板下深さ四間五尺にして四層なり、砲窓凡十二にして、皆加農備へなり、初層は雜庫にて、二層は雜庫且つ士官房室なり、三層舳の方コモドールの房室、其左右士官の房室あり、皆美なり、艫の方はマドロス官下の房室なり、即ち俗に云ふ大部屋の如きものなり、寢室皆釣り床にて閣板を設けず、四層は檣凡三、其外船具皆玆に具す、尤庖廚圊房等なり、舳の方は前に述し通り、我國人房室を營理せり、蒸氣器械は中央にありて、奇巧の精密人目を驚すのみ、予の如きもの委しく記す能はず、船中總數三百八十九人、其中日本人は七十七人にして、米人三百十二人なり、規則に至りては極めて嚴なり、士官其外水夫に至る迄、各當直ありて時を以て交替を定む、專ら其職を務む、必ず他に觸れず、風波ありと雖其怠らず、十日に七八次或は四五次、其業を改め且人數を閲す、其時は大鼓に笛を交へて人數を揃へ、水夫其各其業の器械を携へ列す、小砲隊は一列になりて水夫に混ぜず、ゲウキールを持せず、然後士官の者一兩人、一劍を帶び來り、其業を改む、終りて又大鼓笛を撃ち鳴す、即ち皆其場を去る、又日曜には船中の者、各衣服を改め、宗法を聞く、僧官之を讀む、而して終日職業を休す、職業を閲す、且宗法を讀むの條、必ず本文を以て常法さなすべからず、船中は船將に從ふものなれば、毎船大同小異あり、日に二次或は一次するもあり、今次ネウヨルクより乘り歸りしナイアキラ船は尤嚴にして、日に二次は勿論、夜中さ雖共燈を點ず、宗法を讀む、又日に三次、マドロスにビールと云ふ酒を與ふ、是又大鼓を撃ちて笛を交へず、人數を集め、酒樽を船上の中程に置き、士官の者一人各其名を呼び揚げ、五勺入位の如レ此き器にて一づつ與ふ、鐵葉にて造たるものなり、食は滯船と航船と異にす、滯船中は大牛を解き、毎朝目を改め分ち與ふ、外に蒸餅吸物の類あり、航海の時には鹽豚干蒸餅、干かれたるパンなり、豆の湯

烹等を與ふ、小に粥の類木瓜の酢漬なり、何れも水夫の食なり、士官の者は航海中と雖共、綿羊、豚、家鴨、雉等の鮮肉を食す、是は船中に養ひ置くなり、其外蒸餅、雞蛋の類なり、五升芋、薩摩芋の類は、上下共に諸品に合せ食す、廚人は大抵支那人或は崐崘奴なり、船中掃除は毎朝水を流し、細沙を以て洗ふ、器械は油木綿或は古羅紗を以て拭ひ磨き、一日も怠る事なし、但し何も密石の細粉を用ひ、若し怠り或は喧爭等の罪ある者は、枷梏して一房中に禁錮す、音樂は晴雨に從ひ、一日に二度或は一度奏す、衣服は潮水にて洗濯し、夜中或は風ある時晒す、是風露を以て鹽氣を去ると云ふ、又時鐘あり、我國と違ひ晝夜二十四時に分つて、半時ごとに鐘を撃つ、〇一九つ三分五りん、二九つ半、三九つ七分五りん、四八つ、五八つ二分五りん、六八つ半、七八つ七分五りん、八七つ、一七つ七分五りん、二七つ半、三七つ七分五りん、四六つ、五六つ二分五りん、六六つ半、七六つ七分五りん、八五つ、一五つ二分五りん、二五つ半、三五つ七分五りん、四四つ、五四つ二分五りん、六四つ半、七四つ七分五りん、八九つ、且航海の時は、士官の者三兩人當直あり、船上にてルーフル形如レ此也、を以て指揮す、ホーースマンマドロスの類なり、は小笛鐵にて作る、名をしらず、を吹き指揮す、其外舟歩度數を考へ、少しも間隙なし、度數はセキスタントを用、舟歩は沙土圭を用ゆ、

コモトール其他諸官の俸金

一、コモトール、一箇年四千大圓銀、

一、船將、一箇年三千大圓銀は船將の給金なれど、ホーハタン船將は二千八百大圓銀を受くと云ふ、

一、士官第一等より第六等に至る迄、一箇年千五百大圓銀、

一、勘定役、一箇年三千大圓銀、

一、第一等醫師、一箇年二千七百大圓銀、

一、第二等同、一箇年千二百大圓銀、

一、第三等同、一箇年九百大圓銀、

一、蒸氣機管方頭、一箇年二千大圓銀、

一、同助役、一箇年千大圓銀、

一、同助役、一箇年百大圓銀、

一、大砲方、一箇年千大圓銀、

一、大工頭、一箇年千大圓銀、

一、水夫頭、一箇年千大圓銀、

一、帆縫役、一箇年千大圓銀、

一、勘定方兼役、一箇年五百大圓銀、

一、士卒指揮役、一箇年二千四百大圓銀、

一、僧官、一箇年千二百大圓銀、
一、水夫人員二百七十八、一箇月十二大圓銀より四十大圓銀に至る、
一、コモトールより水夫迄の食料高、一日二十五セント、一セントは大圓銀百分一なり、外皆是に準ず、故に略す、

船中の法令是船將より申し出しものと見へたり、

第一　船將房室の外、船の中層にて吹烟を許さず、
第二　船中にて紙提灯を用ゆべからず、
第三　船將房室の外、夜四鼓に至り燈火を消すべし、
第四　庖廚所は夜四鼓後に終るべし、日本庖廚所は夜五鼓に終るべし、
第五　水は船中一人にて、凡二升の割を以て割烹すべし、
第六　酒は船中の者共に彼の方水夫等を指す、與ふべからず、且持去られ◎脱アルカ
第七　合藥又は火器類は、日本人に渡せし房室に置くべからず、
第八　房室内火を貯ふるを許さず、
第九　平日船中燈火第一に心を用ゆべし、
第十　官吏の外、船中士官の房室に入るを許さず、
第十一　右方の圍房は第一等の官吏、左方の圍房は第二等の官吏之を用ゆ、從者は艫にある所の圍房を用ゆべし、
第十一　船中の者共、彼方水夫等を指す、日本人に對し過ありしときは、通辯官より其次第、一等ロイテナント官に知らすべし、

右の法令今午後船の中央に張たり、何れも法令を守るべし、唯艫にある所の圍房は更に蔽蓋なく、風雨の節波濤飛騰し、始めて航海せる者は、其場に行く能はず、從者大に難澁す、止むを得ず法を犯て左方の圍房を用ゆ、是亦當然の事にて、敢て咎する能はず、

廿日、陰晴不定、滯船、今日になりては、花旗人と互に相親む、多くは日本御早ふ、或はヨカデキ〳〵と云ふ語を覺へ居るのみにして、其餘侏離鴃舌更に通ぜず、唯彼極めて丁寧、何人に限らず能く事物を教へ、少しも隱す事なし、予元より夷語を厭ふなれど、船中樂み少ければ、或は相交り習ひしが、空しく日を送るよりは、猶優さるを覺ゆ、且つ彼等を見るに、各其業を專一に務め、暫時も怠らず、總官の者下知すれば、神速

其事に赴き、臂の指を使ふが如し、

廿一日、陰晴不定、午後雪、滯船、午後大雪、船上の雪深脛を沒するに至る、予草履を持せず、跣足にて歩行、其難苦以て知るべし、

廿二日、晴、北風、夜雨、辰前解纜す、蒸氣焰々、舟歩の疾き矢の如く、半時許にして猿島に至る、總房模糊として遙に見へ、且房の鋸山斜めに聳へ、其形容鋸に似たり、是名山て起る所乎、本牧より猿島の間、雪後岩礁銀の如く、其絶景應接暇なきに似たり、唯舟歩の速、倏忽の間千變萬化、誰れか能く其景を認めん乎、巳後浦港を過ぎ、豆州大島海に至る、房の岬、豆の三島、瞬息の間に過ぎ去る、是に於て初て火船の速なるを知る、午後巳に四十里に至る、是彼の里法なり、日本にて二十里弱に當る、申牌日本地方を去る八九十里、雲霞の如く見に分明ならず、夜に至り倏ち雨となり、四面黯黒見る所なし、唯だ一睡に付くのみ、今日舟歩東北に向ひ行く、

○寒暖計四十九度、⊙解纜より正午迄舟歩四十里、亞の里法、○北緯三十四度五十分四十秒、○東經百三十九度五十分十秒、

廿三日、朝晴、午後西北風猛烈、暴雨、又東北に向ふ、今日に至り日本地方毫も見へず、四面唯渺茫たり、午後西北風烈しく、且暴雨にて波濤天を蹴る如く、船上を飛騰し、衆の騷動常ならず、夜に入り尚止まず、船上に營理したる房室へ、雨水注ぎ入り、殊に予輩の房室、川の如くになり、坐するを得ず、閣板上に居る者、其難を免るれ共、下に在る者免るを得ず、各官吏へ其條を說き、御奉行房室の次室を借り休息せしが、座中の器物左右に顚倒し、波濤の聲耳に響き、暫時も睡に付く能はず、尤七十餘の衆徒、都て魂を失ひ、一人として聲を發する者なく、病人に同じ、子牌に至り風波愈烈しく、陶器は碎け、木器は破る、今にも沒溺せんと思ふなり、然るに其業に馴れしとて、花旗人の擧動少しも變せず、各其業を守り、殊に當直の者と見へ各房を監視し、破損の所を能く糺し、又燈の消たるには火を點す、什器の顚倒は能く始末し、一として遺漏せず、如レ此きの風波、何とも思はざるなり、然らば彼等の常にして、予等の恐怖は定て一笑に付すならんと、翌日に至り赧顏に堪へず、

○寒暖計四十七度、○昨正午より今正午迄百七十八里、○北緯三十五度廿二分四十六秒、○東經百四十三

度十四分十秒、
廿四日、（陰晴不定、北風、）又東北に向ふ、今日に至り雨止み、昨日、比すれば波濤穏かにして、衆皆喜ぶ、時々雨雪ふれども甚しきに至らず、風は依然として尚止まず、夜に入り亦同じ、
○寒暖計五十度、○正午迄に二百三里、○北緯三十五度十七分四十秒、○東經百四十七度十八分四十五秒、
廿五日、（陰晴不定、大北風、）又東北に向ふ、北風烈しく、雨雪忽ち來り忽ち止み、一日中頻りに變じ、波濤高く船上を飛騰す、連日の風波人皆恐縮す、夜に至り尙止まず、船の搖動烈しけれど、一昨日に比すれば少しく靜なり、
○寒暖計四十三度、○正午迄に百四里、○北緯三十五度五十四分五十九秒、○東經百五十一度十七分四十五秒、
廿六日、（晴、寅卯風烈、）又東北に向ふ、今日は解纜後曾て無き快晴なれど、風烈しく船の搖動廿三日に彷彿たり、尤逆風帆を揚る能はず、唯蒸氣の勢を以て駛る、夜に入り風波大に穏か也、衆皆安眠す、
○寒暖計五十度、○正午迄二百廿五里、○北緯三十五度五十一分二十九秒、○東經百五十五度四十四分、

廿七日、（晴、南風烈、夜暴風雨、）又東北に向ふ、南風横帆を以て駛る、波浪殊の外高くして、船上を飛騰すること數次に及び、滿帆風を受け、舟步速なるゆへ、方舟の搖動甚しきに至らず、唯南風温暖にして、衆の氣分惡しく、平日に異なり、巳牌船上音樂を奏して、（晴天の節は毎日奏す、）怒濤船上に飛騰するにも管せず悠々たり、是を聞き心中相和ぎ、船中苦辛を忘る、古皆樂を以て人心を和げしとかや、胡樂を聞き尙如レ此、況んや正樂を聞くに於てをや、樂の捨つべからざる事、是に於て知るべし、午後南風愈烈しく、天色始めと異なり、船の搖動殊の外甚しきに至る、夜に入り暴風雨となり、怒濤の觸るゝ處、船殆ど摧けんとする事數次に及び、船上步行する能はず、或は匍匐、或は米人に助けられ行く、午牌に至り風波尙烈しく、天を蹴る如く船上を飛騰する聲を聞き、何人か魄を失ざらん、此時に當て徒に天運を待つのみにて、良策施すべきなし、夫より半時許過ぎ、疲勞の餘恍惚眠に就きしが、予の寢室は閣板上なれど砲窓の側にて、（砲窓を假りに塞ぎ、房室を營理す、）怒濤觸れ來り、忽ち半間許破損に及び、其破孔より波濤漲り入り、一向大川の如し、予獨り厄路に當り、滿身波濤に浸され、

耳目鼻口悉く潮水に咽び、殆ど氣を失ひ、其場を逃るる能はず、狼狽を極む、波濤又々盪し來り、予之が爲に後ろに引返さる、然るに何の幸ぞや、最初逃れ出んとせし所は破孔にて、一歩進めば大海にて、魚腹に葬るまで也、波濤の爲め後ろへ引き返され、之が爲め其難を逃れたり、是又天の助くる所ならんと喜ぶ、夫より戸外一間許逃れ出しが、房内に雨がけを置しを覺え、卽還り其場へ入りしが、波濤愈烈しく觸れ來り、容易に入る能はず、必死になり尋ねしが、幸にして雨がけ水中にあり、卽ち攜へ船上を匍匐して、中層御奉行房室の次室へ逃れ入りたり、衣服其外の什器は勿論、滿身遺る處なく波濤に沒され、寒冷肌に徹す、唯人々が衣服にても借らんと思へ共、何れも恐怖死人に同じ、人の難を顧る暇なきこそ尤なり、然るに予と一房に居りし松村吉次郎と云ふ人あり、村垣使君の從臣なり、（上總の產にて擊劔に達す、江戸にて淸水公長屋に居ると云ふ）年齡五十九歲なれ共、鑁鑠倘健なり、予に先んじて逃れ出で、予が體を見て綿衣一襲を貸し與ふ、苦難の折り辭せずして受く、暫時是を以て凌ぎ居りしが、一時半許過ぎ、又々寒冷身に徹し、覺へず身悸々たり、是外病を受くるならんと思へ共、之を凌ぐの策更になし、已を得ず其儘休息せんとて足を伸し、熊皮一枚を探り得たり、何人の所持なるか、空しく其場にあり、是幸なりと卽ち一身を纏ふ、暫時にして寒冷を忘るゝに至る、然りと雖共風波倘止まず、船の顚倒數次に及び、什器の破碎聲を絕へず、何ぞ安眠するを得んや、衆皆戰々乎として、其夜は明しける、

○寒暖計五十六度、○正午迄百九十里、○北緯三十六度廿三分三十九秒、○東經百五十九度二十八分、

廿八日、（朝南風、午後西風晴、）又東北に向ふ、昨夜の風雨倘止まず、辰牌予船上へ登らんとすれ共、船の搖動甚しく、步行する能はず、花旗人危しとて示して止む、巳牌忽ち西風に變じ、雨止み波亦靜なり、乃ち船上に登り、予房室を見るに、房中の什器は云ふに及ばず、持來りし書籍其外必用の品、殘らず潮水に浸され、當惑に及ぶ、併し昨夜の危難、一命を失はざるは僥倖なり、暫時の當惑心に管するに足らず、先づ浸されたる衣服等、乾すに若かずと船上に晒したり、潮水ゆへ容易に乾かず、其苦難推して知るべし、午後水夫共一統へ、昨夜勤勞せし功により、船將より千大圓銀を與ふと云

ふ、賞罰の明なる感ずべき事也、扨て昨夜の風波にて船中の破損數箇所に及び、殊に水師提督用意のバッテーラ一艘波浪に奪ひ去らる、如レ此きの風波、二十年航海中、更に逢ふたる事なき由、提督の噺ありと云ふ、左すれば尋常の船にては忽ち破壊に及ぶべし、此ホーハタンは花旗國にても有名の堅牢船なるを以て、其危難を免るならん、僥倖と云ふべし、予等始めての航海、希有の風波に逢ひ、誰ありて心膽を失ざるものなし、是又尤の事なり、午後風波大に穏かにして、舟歩亦速くなり、衆皆蘇生の心地せり、

○寒暖計五十六度、○正午迄百五十四里、○北緯三十六度四十八分三十三秒、○東經百六十二度三十四分、

廿九日、朝晴、西風午後戌亥風、又東北に向ふ、快晴一天雲なし、風波も穏かにして、衆の喜び限なし、船上縱横に歩行して米夷と戯る、予何ぞ戯れ樂むに暇あらん、一昨夜の濡衣等を乾かさんと紛擾に堪へず、專ら力を是に用ゆ、潮水ゆへ容易に乾かず、衣類は何なり服するに足れ共、夜具に至り殆んど困却に及ぶ、老人大濱玄之助外國御奉行定役の徒士なり、武州熊ヶ谷驛の産にて、予江戸にて交を結ぶ、予の如レ此きを愍み、布團一枚毛氈一枚を貸し與ふ、朋友の懇情何の辭する事あらん、卽ち受けて夜の寒冷を防ぐ、是又幸と云べし、昨日午時より西風にて、舟歩速やかなりしが、夜子牌に及び、忽ち東風に變じ、帆を揚る能はず、唯蒸氣を以て駛る、扨て此一兩日は温暖、江戸四月末の氣候に似たり、

○寒暖計五十六度半、○正午迄二百八里、○北緯三十五度五十八分四十二秒、○東經百六十六度四十五分十秒、

晦日、陰、東北風、又東北に向ふ、昨夜子牌より東北風にて尙止まず、唯蒸氣を以て駛りしゆへ、舟歩疾からず、中牌風波少しく高し、夜に入り尙止まず、子牌南風に變じ、風波愈高く、船の搖動常ならず、

○寒暖計五十五度、○正午迄百八十一里、○北緯三十五度三十三分二十五秒、○東經百七十度廿一分三十三秒、

二月朔日、大風、南風烈、又東北に向ふ、今朝に至り南風愈烈しく、波濤山をなして來たる、巳後船上を飛騰するに至る、解纜以來數度の暴風雨、又々如レ此にては、魚腹に葬らるゝも計り難し、各覺悟を極む、午牌より波濤尙烈しく、船に觸るゝ事常ならず、殆ど廿七日に彷彿

たり、予の房室、前に記し通り、砲窓の傍にて、破損後修理に及べども、怒濤相徹し、罅隙より潮水洒ぎ入り、房中川の如し、如レ此にては又々破損も計り難し、房中の什器殘らず中層へ移し、其處に休息す、風波尚止まず、一身左右に轉じ、眠に付く能はず、其上常人の情種々の事を考へ、空しく氣を惱め居る、他人の之を聞けば大笑すべし、然れ共其危に當り見れば、實に已を得ざるなり、戰場ならば互に競へ共、心に管する暇なし、大洋中唯風波のみ、如何なる妙策ありと雖共施す能はず、船上鬱々と日を過るのみ、平波の時たり共種々の思ひを生ず、況や風波の難に逢ふては、猶更の事なり、此時に當り泰然動かざる者は、萬人に一人ならん、予牌船の搖動愈甚しく、身を定むる能はず、傍柱に結び置きたる綱あり、身の動かざる樣、其綱手に取り夜を明しける、扨て是迄の間、能く彼情を察するに、波濤高く船搖動して、歩行難澁の時は手を取り助け、又は夜中中層へ行けば、御早ふと云ふなるべし、布團を敷き此處へ寢るべしと手示す、或は我國人の悲難の色を見ては、ヂキ〳〵にと云ふて慰む、是はヂキに港に至るさ云ふ心ならん、其外何事にても鄭重に世話し、自分の業を捨るに至る、其親切感心なり、然らば夷人とて漫に卑下するものに非ず、此等の人にても聖教を施さば、必ず禮儀の人となならん、古昔聖人出ずして、唯利に耽る國となるこそ悲しむべし、今日花旗國始祖華盛頓生辰なりと云、

○寒暖計五十四度、○正午迄百六十五里、○北緯三十六度三十分五十五秒、○東經百七十三度三十三分三秒、

二日、朝風雨、午後陰西風烈、又東北に向ふ、昨夜の風雨尚止まず、巳牌に及び雨初て晴る、西風に變じ、船搖動せず、午後尚穩かにして、衆の喜び限りなし、昨夜の苦難を忘れ、船上に戲れ居る、雨後雲霧四面に簇り、終日鬱々たる景色なり、夜に至り愈穩にして衆皆安眠す、扨て此邊に至り、時候不順にして、一日の內陰晴屢變じ、晴んとして晴れず、雨ふらんとして雨ふらず、江戶秋末の氣候に彷彿たり、今夕六ッ時午線を過ぐ、午線とは東西經分際の處を指す、故に午線を起す事無處同じからず、今此午線は英國龍動府を基として起したる處なり、北處日差を考へ潤棧をなす、今次ホーハタンにても一日を潤す、是地球一周するを以て、自ら其

差ありと云ふ、其說下に詳かなり、

○寒暖計四十八度半、○正午迄百二十里、○北緯三十七度五十一分、○東經百七十七度三十六分十五秒、

三日、陰晴不定、西風、又東北に向ふ、陰晴不定、小雨頻りに來る、唯順風舟步矢の如し、ヲシトルレーニセル帆名、を始めて揚げ、是は常帆の傍らに別に増加せし帆なり、風順ならざれば揚げずと云ふ、愉快と云ふべし、本月一日は花旗國開祖華盛頓生辰に當りて、十二時正午に當る、發砲し、其日を祝すべき處なるに、烈風暴雨ゆへ、其儀式行ふ能はず、故に今日正午祝砲二十一發し、後に至り我國の御奉行其他、彼士官室まで、櫻桃酒等を出して祝賀す、音樂朝夕奏す、予其人員を調べ見るに、總計九人となり、尤音聲和少なく、極めて野鄙なり、聞に足らず、但し九人は定數に非ず、後他船に乘り見るに、或十五六人或は二十人餘に至るもあり、然らば其數定りなしと見るなり、未後花旗人の食とて肉饅頭、燒鳥、蒸餅の類持ち來りしが、臭氣鼻を衝き、予輩の口に合ず、又酒一壺あり、ビール酒名、と云ふ、一喫す、苦味なれ共口を濕すに足る、黃昏雲晴れ初弦月波上に浮び、四顧渺茫、其絕景云ふべからず、解纜後此處にて始て月を見る、衆の樂み思ひ知るべし、

○寒暖計五十六度、○正午迄二百二十里、○北緯三十七度五十五分三十三秒、○西經百七十七度五十分四十五秒、

四日、晴、戌亥風、又東北に向ふ、今日は解纜以來の晴天、波浪穩かにして、空上に居るに同じ、衆の喜び限なし、船上戲れ遊ぶ、花旗人も曇日に異なり、朝夕樂を奏して樂む、扨て此迄の間、四面渺々一物も見へず、唯波濤の聲を聞くのみなりしが、黃昏頃何方より飛來るや、小鳥波上に浮び色黑く鵜に似たり、名を知らず、居るを見る、漂漾其止まる所を知らず、

○寒暖計五十五度、○正午迄二百四里、○北緯三十八度一分三十六秒、○西經百七十三度三十六分三十秒、

五日、快晴、寅卯風、又東北に向ふ、今日は快晴一天雲なく、其風景江戶の四月頃に彷彿たり、午後東風に變ず、帆を揚ぐるを得ず、唯蒸氣を以て駛る、夜に入り又寅卯風に變ず、帆を揚げ、波浪穩なる昨日に同じ、

○寒暖計五十六度、○正午迄二百里、○北緯三十八度四分三十秒、○西經百六十九度三十一分三十秒、

六日、快晴、東風、又東北に向ひ駛る、快晴風波穩なれど、風勢

定らず、頻りに寅卯風を變じ、帆を上下する事數次、舟歩更に進まず、夜に入り全く東風となり、帆を揚ぐる能はず、唯蒸氣を以て駛る、

○寒暖計五十三度、○廿九日正午より今正午迄千三百七十二里、○北緯三十八度廿一分十二秒、○西經百六十五度四十八分十五秒、

七日、朝晴、午後陰、寅卯風、又東北に向ふ、午後東南サンドヰッ島へ向ひ駛る、横濱解纜後は花旗國領サンフランシスコを指して駛りけるが、數次の風波舟歩疾からず、預備の煤石大に費へ、此上風波に逢ひし時は、前後に迷ふに至る、之れに依て今午後東南に向ひ、忽ち横帆を揚げ駛る、風強ふして船の搖動頻りなり、申後風少しく止む、

○寒暖計五十五度、○正午迄百六十三里、○北緯三十八度四十一分、○西經百六十一度廿四分三十秒、

八日、寅卯風猛烈、午後雨、又南東に向ふ、風猛烈にして、手に攜へたる承盤或は茗盌の類迄吹き飛され、船上歩行する能はず、各氣を傷めしが、午後に及で忽ち雨となり、風大に穩やかにして、船の搖動も少なく、衆人大に安心す、夜に入り雨のみにて、風波靜なりと雖、憂ふべきは予の房室、前に記したる通り雨水注ぎ入り、座中膝を容るゝ所なきには殆んど困却す、

○寒暖計五十九度、○正午迄二百九里、○北緯三十五度廿五分五十二秒、○西經百六十一度十七分二十秒、

九日、雨、東風、又南東に向ふ、今朝風雨尚止まず、唯暴に至らず、故に船の搖動少なし、唯逆風舟歩疾からず、蒸氣を熾んになせ共、平日にも及ばず、且昨夜より暖氣にて、寒暖計六十五度に過ぐ、

○寒暖計六十五度強、○正午迄百七十二里、○北緯三十三度十一分十一秒、○西經百六十度三十七分、

十日、朝雨、午後微晴、辰巳風、又々雨となり風も烈しく、昨日の形勢に異ならず、午後漸く雨止み、始めて日光を見る、風亦東に轉じ、横帆を揚げ駛る、舟歩昨日に比すれば少しく疾からん、未後雨又來れ共甚しきに至らず、夜船の搖動あり、

○寒暖計六十五度、○正午迄百六十二里、○北緯三十度二十一分四十秒、○西經百五十九度四十四分十三秒、

十一日、晴、辰巳風烈、又東南に向ふ、今日に至り風尚烈しく、波浪高く船に激し來り、雲霧の如く船上を飛騰す、唯

晴天ゆへ忽ち乾き、船上を濕すに至らず、玆に一笑すべき事あり、予去月廿七日の夜、潮水に夜具等を浸され、其後乾かすと雖共、雨氣來れば忽ち濕ふ、故に晴天を待つて必ず乾かす、今日は晴天ゆへ、又々船上へ晒しけるが、烈風潮水を飛揚するを知らず、却て潮に浸され、肌に着くる能はず、何事ぞや今の航海、予獨り苦難に逢ふ、扨又天我を苦ませんとして如レ此き錯節に逢はしむるならんかと、獨笑して少しも意とせず、唯其逢ふ處に任す、

○寒暖計七十度、○正午迄百十里、○北緯二十八度三十四分五十三秒、○西經百六十度十二分四十五秒、

十二日、半晴半陰、東風烈、又東南に向ふ、今朝より東風に變ず、猛烈にして波濤天を蹴る如し、船上の歩行心を用ひざれば忽ち倒る、雨なけれ共十七日に彷彿たり、午後尚止まず、三番の帆架を破折す、如レ此の暴風、定めて稀なるべきに、夷人の容體少しも變せず、少間あれば腰を掛け或は佇立して、書籍を手に捨てず、中層は毎房或は讀書或は飲酒、談笑常の如し、但し常として心に管せざる歟、又度量の廣きゆへ歟、予輩は今にも沒溺せん歟と氣を傷め居る、彼の動作をするを見るに、赧然恥ぢ入る事なり、夜に入り風尚止まず、房中に居る能はず、中層へ行き臥す、上層と違ひ搖動少しく緩にして、漸く眠に就り、夷人愈親切にして、今夜も種々世話をなし、布團を着せ、或は自分吸ひ殘しの烟草などを與ふ、此煙草は板の如く疊み固め、夫を直に喫む、烟を吸ふに非ず、

○寒暖計七十度、○正午迄百五十八里、○北緯二十六度一分五十八秒、○西經百五十九度三十七分二十一秒、

十三日、晴、辰巳風、又東南に向ふ、晴天なれど風烈しく、忽ち陰り忽ち晴る、一日中屢變じ、入梅の時節の如く、雲霧衣服を濕す、船の搖動亦甚し、夜に入りても同じ、扨て今日はサンドキッ島みへんとて、衆皆頷を引て望め共、更に見へず、夜丑牌頃始て船の左方に見へ、衆皆喜ぶ、故郷へ歸し心地にて、船上に立ち彼島を望む、予獨中層に入り臥す、翌日に至り始めて船上に登る、尚糢糊として分明ならず、

○寒暖計七十度、○正午迄百七十二里、○北緯二十三度二十分三十三秒、○西經百五十九度五分四十四秒、

十四日、陰晴不定、東風、今曉寅牌ォアホ島を遙に船の左に見る、此邊島近き故か波濤靜なり、駛る事二三里にし

て南に向ふ、卯牌に至り島の南面に傍ふて、凡一里許にして東に向ふ、東風ゆへ帆を揚ぐる能はず、午牌オワホ港内に入る、我國と花旗國との旗章を揚ぐ、乃ち當島在留の花旗國コンシユル幷に兩三員、小船に乘り船中に來る、其後ロイテナント官人、士卒指揮官テーユル上陸す、御奉行其餘役々の止宿所を借受す、其上にて一統上陸す、陸上車に乘り旅館に至る、車は四輪にて馬六疋或は一疋を以て引く、其速かなる事暫時にして一里餘位行くと云、大略下に記す、扨て上陸の節、海岸男女數百人雜遝我國人を見る、或は笑語し或は默視する事、嘗て我國にて異人を見るに異ならず、設宿後市街徘徊せしが、予等を見んとて左右前後に男女雜遝、行くを妨ぐるに至り、煩しきに堪へざるなり、黄昏後歸館す、

○寒暖計七十度、○昨正午よりオアホ港迄百五十一里六蒔、○北緯二十一度十九分、○西經百五十七度五十二分、

十五日、（或晴或雨、）滯留、此處は晴雨定まらず、晴天にして忽ち雨來り、道路常に濕ふ、予靴を持せず、歩行甚だ難澁す、午後靴を求んと市街に出て、旅館より二町許行き、支那店あり靴を商きのふ、其價を問ふ、大圓銀一個半と云、予國の方銀を以て買んとす、彼筆をとり、此國不用方銀と書す、予亦筆を取り、予所攜唯方銀而已如何と書す、彼首肯、又筆を取り、四個方銀可以兌換と書す、是に於て予思ふに、靴一對は我國にて二個方銀の價なるに、四個方銀とは甚だ貴し、然共今求めざれば、戸外一歩も行く能はず、乃ち四個方銀にて求め歸る、後ち考るに、大圓銀一個半は、方銀四個半に當る、是を四個方銀にて求め得れば、價少しく賤し、他の求むる者、大抵大圓銀一個半と云ふ、又酒店に行き見るに、夷人來りて酒を沽ふに、高脚盃一つに小圓銀一個を抛ち、（小圓銀は大圓銀四分の一なり、）其外諸物を沽ふに皆是に準ず、圓銀位の賤き事、是を以て知るべし、花旗國に至り尚又探索せん、今茲に略す、

○寒暖計七十三度、

十六日、（晴雨不定、）滯留、今日も晴雨定まらざれど、昨日に比すれば晴れ多し、午後市街に出で書肆を尋ねしに、語音通せず、尋ぬるに方なし、幸に一夷人に逢ひ、手を以て書籍の形を取り、或は書を翻し形容をす、彼乃ち首肯し案内す、豈計んや衣服洗濯所へ行け

り、又手を以て細かに示しけるが、又々首肯して大に我意を解したるに似たり、乃ち案内して寫眞局に連れ行く、誤りなれ共、是亦一見するに足る、故に暫く足を止む、時に同船の島東西八と云人、（外國御奉行調役の從士なり、）予に先つて其處にあり、兩人を別房に案内し眞を寫す、其奇巧筆に盡し難し、大略左に記す、

始め別房人なき所へ兩人を並べ置き、其傍に暗室あり、其處に入り、硝子（客の好みに隨ひ大小あり、予等の眞を寫せし硝子、長さ二寸横一寸、）に藥を兩次程滴らし、箱に入れ置く、是れ藥を乾す爲めならん、暫して此を取り出す、板を以て四方を挾み傍に置き、而して兩人を正しく立たせ、身の傍偏せざる樣、（鐵製、）如レ此き物にて首を挾み、一間許隔て高脚遠眼鏡に似たる物にて認む、（見る時は黑木綿を蒙る、これは平生眼鏡に縫付け置く、）暫して其中程を明け、右の硝子板に挾みたる儘にて入れ、房中言語を發せず靜にし、又々能く認め、然る後眞像寫りたる頃ろを考へ、眼鏡の前面に蓋を覆ひ、暫くして硝子を取り上げ、又々暗室に入り、兩次程藥を滴らし、燈火（アルコールをさぼすと云ふ、）を以て幾次も乾す、夫より種々粉色を施せば、兩人の容貌寸分も違はず寫り居る、其奇巧の妙實に驚き入る事なり、

是を去て漸く書肆に行事を得たり、數萬の書籍架上に並べ置く、何れも蟹行字にて讀む能はず、尤價の貴き事我國に數倍す、當島の地圖を求んとするに、半紙葉にて極めて麁なり、四枚にて一大圓銀に當ると云、求めずして歸る、又其隣家に行きしが活板所なり、大小あれ共皆車の機巧にて摺出す、其精密筆に盡す能はず、暫時の間數百枚摺り出すと云ふ、予大紙を摺り出すを見るに、傍に一人ありて車を轉廻す、車下活版を置き、車の轉廻に從て自然と摺り出て車上に上るに、また熊手の如く鐵にて作り、前後に轉倒するものあり、摺上りたる紙其上に推し出せば、卽ち顚じて車後に倒れ、紙は自然と其處に整正に重る、其外一として目を驚かさゞるものなし、中後山麓に向ひ行きしが、三四町にして寺あり、門閉ぢて入る能はず、遠見して分明ならね共、大略瓦石を疊み白堊を塗り、極めて美なり、屋上如レ此き高樓を設く、高さ六七間位にて、天主を祭る處なりと云ふ、是を過ぎ十町餘行けば、田舍にして寂寞なり、一土人あり、我輩の來るを見て頻りに招く、入らずして過ぐ、又一家あり、女三四人出て袖を引く、止むを得ず其家に入れば、慇懃に

待遇し、蒸芋を與ふ、味淡薄なり、又少しく行けば水田あり、黍稻を植へず、唯芋の類を植ゆ、此處にて日已に西山に傾き、遠く行く能はず、乃ち歸館す、

○寒暖計不レ試、

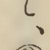
十七日、晴陰不定・滯留、辰後英館に行く、老少の女四人居り、一人の男子なし、我等を見て大に喜び、房中より出で來り案內す、房中に種々の奇品を並べ、中に卓子あり、其上に珍器奇品を美麗に飾り、慇懃に其品を取り出して見す、又一人の女、琴瑟に似たるものを彈じ聞す、其形容大略後に記す、又蒸餅（パン）を持ち來りて食はしむ、何れも色白く裝ひ極めて美なり、此を去り半町許にして、又英館と覺しき處に入り見れば、女三人居る、是又慇懃に待遇し、縫針の業を示す、我國の如く專ら手を以てするに非ず、前に高さ四五尺、長さ三四尺、幅二三尺位の臺を置き、臺下に車にて機巧を設け、臺上又種々の機巧ありて、針の上下する樣に爲し、臺下に足を掛くるの處あり、是へ足を掛くれば、其車運轉して、臺上の針自然と上下、暫時に四五尺も縫ひ出すなり、尤右の縫出し等皆臺上に備る、其縫合俗に所謂寬政ロの如くにして、極めて精密なり、是より處々徘徊、午後に至り歸館す、午後又海岸の方に行きしが、途中六七歲の小兒ありて、蒸餅（パン）を持來り予に與へ、更に外人を恐れず、笑を含み可愛小兒なり、又少しく行けば琴聲鏘々と聞ゆ、暫く足を留めしめ、房中より十四五の女出で來りて案內す、其中に四十歲許の女（右小兒の母と見ゆ、）一人、十二三歲男兒三人居るのみ、何れも慇懃に待遇し、十四五の女發燭子持ち來り、烟草を喫せしむ、又老婦彩色の絲にて、花の形にあみたる者を與ふ、辭すれ共頻に懷中に入るに因て、已むを得ずして受く、是珠玉などを藉くものと見ゆ、其外地球圖を出して、日本は玆にあり、ワシントンは玆にありなど丁寧に指示す、且つ女といへ共、文字を讀は驚入る事なり、此を去て四五町行けば海岸なり、暫く眺望して去る、土人と見へ色黑き女七八人路傍に踊す、予等を見て大に騷ぎ見る、其中一人一弦琴の形に似て、長さ一尺二三寸にして、二弦あるを口に副へ、手を以て彈ず、其名を問へばウテテーと云、是又奇品なり、黃昏歸館、扨て風俗と見へ、實に疑惑するなく、其家に至れば慇懃に待遇し、珍器奇品は勿論、自分の寢室或は庖廚、汚穢の處迄、一も遺漏する事なく、公然と人に

示す、我國にて夷人の來るを見れば、往々戸を閉ぢ隱れ或は奔走して避くるとは、雲泥の違ひなりと云べし、

凡て車の機巧を用るもの多し、蒸氣車にて萬里の波濤を平路の如く涉るは勿論、諸物の運送皆車を用ゆ、予が見る所を以てするに、活板を摺にも是を用ひ、又進針の小事にも是を用ゆ、然らば事の便利は、車の機巧にありと知るべし、

鳴物は笛、胡弓、四つ竹の類多し、其外ヲールゴールの大小あり、又琴聲に似たる物なし、予英館に行き見るに、十三四歳の女是を彈ず、其形容は我國のノヅキと唱ふる物に似たり、（◎圖省略）大略如レ此にて全く箱なり、其中へ機巧を施し、前段へ長さ五六寸、幅五六分位の小木を三本二本と少許隔て、總計三十五本なり、彈ずるとき手を以て右小木を推せば妙音出づ、彼の名ニヒヤーンと云ふ、其製種々あり、今一を擧ぐ、又ヲールゴールに似て大なるものあり、是又車の機巧なり、一人傍にありて車を廻せば、種々の音出で、衆音合奏するに似たり、彼の名にアールケンと云ふ、又一弦琴の形に似て二弦あるを見る、（大略如前、）亦た聞くに足る、此外數品あらん、今見る所を記す、

○寒暖計不レ試、

十八日、（晴、時々驟雨、）滯留、辰後瓦斯燈の製造を見る、左に記す、蘭說に瓦斯數種あり、一はリクト光輝なり、一はコール（炭也、）ワートル（水也、）ストフ（素也、）ガスと云、一はヲーリー（油也、）ホルメンド（精也、）ガスと云ふ、今其製法を見る、鑄鐵の竈六個を連ね、左右二行となし、每竈徑一尺五寸許の釜を設け、石炭にて之を焚き、釜蓋密に封じて、唯二管を指し入れ、（鐵或銅を以て製レ之、）一管は圓の三四分にして、如レ此く屈曲するあり、細き方を釜蓋に接し、廣き方より鯨油を滴す、此油炭火に由て瓦斯となる、一管は徑二寸許にして水箱に入り、此水箱は每釜に設く、又其箱中より出る管あり、此管は六釜より、貫通して皆大管一個に合せ入る、大管徑り四寸餘にして、土中よりガス桶に入る、其桶は徑り四間許、高三間許の鐵桶なり、此鐵桶は水中に底を上にして伏せ入る、半ば水上、半ば水中にあり、（此水は池の如くにして、廻りに石を積み、其中へ水を入れ置く、）而して岸を去る事四五寸許にして、石の大管を此桶へ潛通し、瓦斯を其中に入る、但し瓦斯多く入る時は水中に沈む、是を以て瓦斯の有無を知る、又此

鐵桶中より、一鐵管を土中に潛通して、小管數個を接し、自在に毎家へ通じ、席上に管端を出し、常に鐵栓にて其氣を塞ぎ、火を點ずる時は其栓を拔き、呼火を纔に點ずれば忽ち燃るなり、我國の越後に自然燈あり、又瓦斯の類ならん、唯人爲と自然との別あるのみ、歸途普濟堂と記したる扁額を店前に掛け置きたる所あり、予其店を尋ねしが、支那人にして藥を商ふ、其人感慨の氣多く、共に談ずるに足る、乃ち別房に入り、互に筆語相接し、時を移すに至る、各別れを告げ、相揖して去る、午後王城を一見す、海岸を去る事三四町、其形我國の城と異にして至て麁なり、城中に入るを許さず、予行きたる時、御奉行その外ホーハタンコモドール等來しと見へ、門内左右に小砲隊を備へ嚴重に警固す、コモトールにても、小砲隊にて行伍を列し、音樂を奏して歸る、如レ此き嚴重の所なれ共、風俗とて車上男女同乘にて、門内を縱横に出入す、且つ高家貴人と雖共禮拜する事なく、門外數百の男女雜還して、路を見る如し、然らば禮法に於ては、禽獸同樣にて取るに足らず、唯器械の精密は、彼に讓る萬々なるのみ、歸途一商店にて頻りに我を招く、至れば則痘痕ある一老女あり、予を見て涙を流し、予の手を取り椅子へ腰をかけさせ、予の顔を撫摩す、是定めて同病を相憐れみたる事ならん、笑ふべきの至なり、夜に至り花旗館にて、音樂或は妓舞などして樂む、國王其處へ來り見る、大略左に記す、

室に內外あり、皆紅白重層の幕を張り、室外にて樂人十人許〈ホーハタンの樂人なり〉、音樂を奏す、室內二個に分れ、一室毎に男女十六人づゝ、相分つて、男は女の手を取り、女は男の手を取り、或は男女兩人互に肩に手を上げ、能く組み合ひ圓舞す、傍に一人ありて指揮す、其指揮に從て舞容忽ち變ず、其速なる事瞬息なり、指揮官の者兵卒を指揮するに同じ、子牌後に至り尙止まず、門外は小砲隊二十人許にて警固す、舞人は男女皆花旗人にて、其中男一人女一人は、此地の上官の婦と見へたり、酒食は別席に設け、釣燭等ありて室中爛々たり、其外皆美を盡して人目を驚す、

〇寒暖計不レ計、

十九日、晴、午後御奉行幷に從臣に至る迄、皆乘船す、解纜するに非して、何故に乘船するならんと疑はざるものなし、定めて從臣の者市街を縱横に徘徊し、異

邦に愧恥を遺すを畏るゝ歟、又は費の多きを畏るゝ歟の二つならん、旅館の止宿賃一人にて一ドルラルと云ふ、而して飲食は自分にて具るなり、又浴湯は總計四桶にて、一桶一ドルラルに當ると云ふ、又四桶にて五ドルラルとも云ふ、予管せざるゆへ詳ならず、唯其費の多き以て知るべし、浴湯所は長さ五間許、横二間許の家を四室に分つ、一室一桶なり、傍に銅製の桶ありて水を通ず、上に銅製の如露あり、夷人は常に水を以て浴すると見へ、如露銅製にて形ち圓なり、小孔數十ありて、水其中より滴る、を設け上より水を滴らし、直に蒙るならん、此度は我國の爲め湯を用ひしが、其冷なる事尚水の如し、尤桶は我國の製と異なり、◎圖省略如レ此にして釜は別に拵へ置き、管にて桶へ入ると見へたり、故に少しく時を過せば、忽ち冷かにして浴する事能はず、未牌何れも乘船し終る、船上行李擾雜す、黄昏漸く定まる、

○寒暖計七十三度、○今辰後日本全權米州ヒントル寓館へ行く、

二十日、晴、滯船、小砲隊の者各裝をなし、時々調練す、昨日も同じ、午後サンドヰスの者歟、天主敎を施す者船中に來り、一卷の書を出し、一時半許高聲に讀み唱ふ、コモドール始め船中の者、其左右前後椅子に腰を掛け、謹で之を聞く、靜謐にして人なきが如し、我國の所謂說法の類ならん、

○寒暖計七十五度、

廿一日、晴、滯船、今日は大に暑氣を催し、船中各單衣を用ゆ、辰後水船一艘來り、船中に運び入る、是又車の機巧を以す、極めて便利なり、

○寒暖計七十六度、

廿二日、晴、滯船、未後小雨あり、忽ち晴る、扨滯船中の儀式を見るに、平日と大に異なり、大略朝夕大小鼓へ笛を交へて擊ち鳴す、朝には始め夕には終り、必ず一砲を放つ、且小砲隊の者各裝をなし、船上に終日控へ居り、各の出入毎に隊伍を並べ、嚴重に警衛す、又時時調練す、其威儀堂々たり、夜に入り炎熱如レ焚、江戸六月頃の如し、

○寒暖計七十六度、

廿三日、晴、滯船、朝冷氣にして單衣を用ゆる能はず、午後に至り漸く暑氣を催す、當所在留の花旗人頻に出入して、船中雜遝を極む、

○寒暖計七十二度半、

廿四日、朝雨、午後晴、夜雨、滯船、未牌當所留在の花旗ミンストルの妻子船中に來る、何れも美裝をなし、色白く土人に勝る、
○寒暖計七十二度、
廿五日、晴、時々驟雨來、滯船、解纜近になるを以て、皆浴湯のため、午後午前と分れ上陸す、始め上陸せし時と違ひ、土人雜遝せず、
○寒暖計七十四度、
廿六日、晴、滯船、朝より當島在留の花旗人男女、出入する事頻りなり、尤午後國王來る、別を告し答禮ならん、時にコモドール始め士官の者一統裝束をなし、船上に小砲隊を整へ、國王の來るを待つ、午後國王其旗章を高く舉げ、音樂を奏し且祝砲を發す、船上にて各冠を脫して、互に手を握合す、是其禮と見ゆ、是よりコモドール房室に案內し、一時許にして歸る時、又小砲隊を整へ祝砲を發す、然後國王の旗章を下す、扨國王年齡三十許にして色黑く、裝束至て粗なり、赤色の羅紗のみにて更に飾りなし、從者纔か二十人許、皆美裝を着す、冠は圖省略如レ此し、其中年齡五十五六計なる人あり、是國王の父にして、當時町奉行と云ふ樣なる役人を勤むと云ふ、又三十五六なる人あり、是國王の兄と云、官職を關はず、當島は其任に當らざれば、父兄と雖其其下に居ると云、王は必ず王族の內より人物を選み、其位に卽かしむ、合衆國の如し、王名はカナヘメハと云ひ、后名はヱンマと云ふ、開闢より今王に至り、纔かに四世と云ふ、
○寒暖計七十七度、
廿七日、晴、東北風、今日解纜によりて、朝より當所在留の花旗人、絕えず來て別を送る、未後解纜す、始め南東に向ひ、一里許駛り東北に轉て、逆風ゆへ帆を揚ぐる能はず、唯蒸氣を以てするのみ、夜に入て尙同じオアホ島に傍ふて駛り、夜半大洋に出づ、
○寒暖計七十六度、

散士微斯島

サンドウヰス諸島は、豪斯多辣里洲中にありと云ひ、又東洋群島中とも云ふ、未だ其是非を詳にせず、島數凡十一にして連々相接し、東南より西南に亙り、北緯十八度五十分より起り二十二度二十分に止り、西經百五十度より起り百六十度に止る、而して其東南にありて、最大なるをハワイと云、火山氷山あり、譯書に千八百

五十二年十月十二日、此山烈しく震動爆發し、石を噴き三里四方に飛す、一カロンにて支配す、カロンとは鎭臺の類也、古昔英吉利航客格古氏の殺されしは、乃ち此島なり、是に續ぎモウヰ、モロカイ、ヲナイ、カホラヰ、モロキ五島あり、其中モウ井、モロカイ二島頗る大なり、モロキに至りては極めて小にして、人烟なし、此五島を併せて一カロンにて支配す、ヲワホ島はハワイより小と雖共、好港ありて極めて繁華なり、人烟稠密、王府此に在り、其港をホノルヽと云ふ、カワハイ、ニハウ、レフア、カウラの四島も亦皆大ならず、レフア、カウラ二島は尤小にして人烟なし、總計里方三百里、人口八萬零六百四十一人と云ふ、譯書に、ハワイ島二萬七千二百零四人、ヲワホ島二萬三千百四十五人、モウヰ島一萬八千六百七十一人、カワハイ島六千八百四十一人、モロカイ島二千四百二十九人、ニハウ島七百二十三人、ヲナイ島五百二十八人、總計八萬零六百四十一人なり、一說十八萬餘と云ふ、其說未だ詳ならず、凡て此諸島五十年前始めて開け、夫より諸邦の弘法師來りて、大に人民を敎化し、歲月を逐て盛んなり、卽今獨立國と雖共、小國なるを以て、多く英米二國の助を待つと云ふ、譯書に此島の上古は史錄なく、浩渺知るべからず、千五百四十二年始めて世に此島あるを知る、千七百七十年格古氏是を發明し、其船長サンドツキスと云ふ人名を採て島名とす、

阿哌浦島

ヲワホ島は第二の大島にして、長さ十七里、本邦里數、幅七里餘なり、港は南岸にありて、平地僅に數里、西北皆山にして、重疊相連り、山頂常に雲霧を帶ぶ、而して西方に斗出する事二里餘、東方一里許、其間大灣なり、然れ共灣中處々淺沙出で、船舶通せず、中間深き處僅に十町餘、常に材木を立て之を標す、船舶直ちに岸に至る、當今英米其外諸蠻の船櫛比す、而して米船最多し、土人の漁船亦七八十艘に下らず、其中全木を刳て造たる小船あり、我國蝦夷地にて用ゆる丸木船に似たり、譯書に、諸邦の船舶皆此に下碇して交易し、或は天氣風候を待ち、或は船舶を修補し、或は新鮮の食物を覓むと云ふ、市街は整正にして、家屋多くは木材を用ゆ、或は煉瓦石を用ひて數層の高樓を造築す、而して諸邦の人來り住して貿易す、譯書に大商店を開く者は、英米の人多しとす、支那及び土人は大抵菓實の小店を開き、或は人の爲めに使役せらる、亞弗利加人に至りては、皆僕隷にして、別に生產を爲す能はずと云、大抵天鵝絨、羅紗、時規、眼鏡或は玻璃、金銀等の類、皆奇巧を極め人目を驚す、又妓樓、劇場ありて頗る繁華なり、市街を距る近きは一二町、遠きは十町餘にして、英館米館佛館あり、皆美屋なり、寺は三箇所ありて、數層の高樓を家の中央に築き、天主を安置し、又山麓に傍ひ土人の家あり、茅或は粗石を疊みて造る、極て矮小な

り、其近傍に水田あり、多く薯芋を植ゆ、畑は畦を起さず、花園の如く平坦ならしめ、胡瓜、裙帯豆、南蠻黍等を植ゆるなり、王居は海岸を距る纔に二三町にして、長木竿に旗章を建つ、更に城壘を設けず、廣袤二町許、周圍屏を築き、三箇の石門あり、毎門一人の兵卒ありて之を守る、殿堂には層樓を築き、我國寺境に似たり、其經營極て粗にして、門外荒草蓁々たり、唯旗章あるを見て、始て其王居たるを知るなり、街中の人口凡八千人、其中土人七千人、花旗國人五百人、英吉利人二百人、支那人二百五十人、亞弗利加人五十人と云ふ、

風俗

風俗極て淳樸にして、鄭重に人を待遇し、縱令孤客たりとも敢て侵辱する事なく、其體西洋人に似たり、然れ共專ら嬉遊を好み、生理を務めず、禮讓甚だ薄く、男女雜遝別なきが如し、譯書に、古昔五十年前は、穴居野處の島民計にて、禮儀なく教化なく、禽獸に異なる事なし、外客を見れば直ちに來て之を啖ふ、子を産めば土に埋め、諸人集て之を踏殺、極めて暴殘無智にして、唯鬼魅の邪神を信ずるのみ、千七百七十年格古氏之を發明せしより、諸國の弘法來り、愚民を教化して、餘島與て耶蘇教に一變して、淳樸友愛の俗となれり、然れ共今尚荷風殘り、男女別なく、野淫するもの多しと云ふ、男女其容貌色黑く、其眼眸、毛髮我國人に彷彿たり、手足は多く黥をなす、衣服冠帽西洋人に同ふして粗なり、女は衲衣の如き窄袖の衣を服す、帶を結ばず、胸手より袴の如き襞ありて踵に達し、殆ど地を引く、全衣連縫す、服するときは頭より蒙むるなり、髮は散髮にして、傍曲の櫛を以て其髮を總ぶ、其偏は護謨樹液の名、或は角にて造り、兩端反りて上に向ふ、故に頭上角を生ずるに似たり、而して數種の草花を絲に綴り纏ひ、頸には玻璃珠或は草木の美實を綴り飾りとなし、耳には鐶を掛け、其鐶多くは銀眞鍮を用ゆ、常に跣足にして、往行靴を用ゆることなし、小兒は同服なれど、大抵兩腕幷に頸の左右を顯はす、外に美米等の八種と見へ、眼眸碧色なれ共、顏白ふして美なるあり、衣服は窄袖の衣にして、肩より腰に至り、卯花布の類にて、種々の釆色をなし、皆肌に襯着を檢束す、其上に羅紗或卯花布の類にて製したる雨衣の如きものを覆ふ、腰下はホブスカイと云ふ鯨鬚、或は鍛鐵にて編んだる輪を纏ひ、其上に袴の如く襞あるを二襲或は三襲を覆ふ、其周圍腰上に數倍せり、髮は左右に分ち、綵花或は藻草の如く織りたる網を蒙り、其飾黑白數種の釆色をなす、又冠帽のみを

用て、其飾りなきものあり、道路經行には馬車に乗る、若し馬車に乗らざれば靴を着く、皆美麗なり、足細きを貴ぶ俗と見ゆ、女足皆小兒の足に似たり、又眉毛を去らず、又此島に馬多し、土人之に乗り、日中原野を横行し、或は車上酒菓等を載せ、自ら御して販ぎ行く、夜は戌牌後より戸をとざし、往行するもの至て少なしと云ふ、（譯書に、夜戌牌半に閉ぢ商店をとざす、妓館を除くの外、行歌するものなく、又宴を承り會飲するものなし、巷には警火夫を置き、半時毎に時を報ゆ、第一巷にて時を呼べば次の巷にて之を受け、巷々相受け一時に四方に通ずと云ふ、）

時候

ヲワホ港北緯二十一度餘に在て、四時温暖にして酷だ炎熱ならず、（譯書に、其中度の温を七十五度、六十度、八十度を以て、上下の極度とす、）予輩來りし時二月中旬なりしが、我國の五月頃の如く、日中暑氣を催す、夜半に至れば蚊虻來り、帳を用ひざれば眠むる能はず、尤西瓜、甜瓜已に熟して、味極めて美なり、又菊花を見る、其外秋海棠、日々草、千日草、鳳仙花の類、爛漫として開く、予或家に至り、蠻椒の長さ數尺なるを見る、定めて四時枯落せず、年々實のるならん、其温暖以て知るべし、唯降雨常なく、乍晴乍雨ふる事、一日に五六次、故に平生雨傘を去る能はず、

草木

凡て草木多く生也、往々我國と異なるあり、ラワラと云樹あり、葉は蘭に似て、幹は棕櫚の如し、土人此葉を採り、魚類或炭を包む、又コクナツと云樹あり、海邊に多し、葉は棕櫚に似て長く、幹は全く棕櫚の如し、葉間數箇の實を結び、其大さ頭の如し、核中清水を貯へ、味少しく甘し、是即椰樹なり、又ナレンテと云樹あり、幹棕櫚に似て葉桐に同じ、葉間實を結ぶ、形ち甜瓜の大なるものに似て、味尤美なり、芭蕉多し、實を結ぶ、形ち三角にして長し、數なく實一房をなし、味甘ふして尤美なり、亞名ヒナヽと云、又大瓠あり、土人之を二つに割り、魚類蔬菜を入れ、扁桃を以て擔ひ行く、又覇王樹あり、高き者二間許、葉容圓にして、我國にあるものと少しく異なり、白檀は此地の名産なりと云ひしが、今至て少なく、予見るを得ず、（譯書に、白檀は此島の名產なり、昔し之を最上の貨物として、支那と通商す、支那人因て此島を栴香島と名づく、一時に利を貪り、夥しく伐り出すを以て、今は林藪至て稀疎なりと云、）草花は秋海棠、千日草、鳳仙花の類多し、其他小麥、架菲、藍、木綿、烟草、桑樹、砂糖黍等を産すといひしが、予は見ざりき、松杉梅竹の類は、更に産せざるなり、

一生物

鳥獸至て少し、獸は豚羊の類あり、羊に二種あり、一は綿羊なり、一は綿羊に似て角あり、毛髭くして、或は茶或は黑く或は黃なるあり、是平生養ひ置くと見へたり、犬猫は我國に異ならず、但犬高きは二尺餘にして、長さ三四尺許、小は高さ一尺許にして、長さ二尺計なり、馬牛は我國と同じなれ共、牛少しく角長ふして屈曲し、馬は平生車を引に用ゆ、又乘馬にも用ゆ、何れも馴良にして蹄蹶の憂なし、大抵睾丸を去ると云ふ、車に用ゆるには、四輪車にて一馬より六馬を用ゆ、車上に座床あり、一床に二人より六人を坐せしむ、上は黑き有郷(マヽ)にて覆ふ、一人床前にて鞭を以て使ふ、其走る事飛ぶが如し、其鞭端細して革あり、是を以て馬尾を擊つ、諸物を運送するには、二輪車に一馬を用ゆ、二百貫目を乘すと云ふ、又所謂驢馬あり、大抵乘馬とす、牛は車を引かせ、專又運送に用ゆ、極めて便利なり、鳥は雞、七面鳥を畜置く、其外鳩の飛ぶを見る、燕雀鴉鳶の類一羽も見ず、魚はボラ、イナの類多し、又ボラに似て長さ三尺位の魚あり、(名を知らず、)味美なれ共少しく泥臭し、外に海老の大なるを見る、(我國の伊勢海老の如し、)或人曰、アイマ(參州邊にて唱ふ、)形ち鯛の如く、薄ふして鱗なし、又ウフナ(一名チトカン、三州にてウフナと唱へ、西國にてチトカンと唱ふ、)に似たる魚あり、又コノシロに似たる魚ありと云ふ、定めて時節に隨ひ、種々の魚あらん、今見所を記すのみ、蟲は蚊蠅の類を見る、蠅尤多し、朝夕と雖共群をなし來る、赤蟻の至て小なるあり、蜻蜓の色靑くして大なるあり、百足あり、蟋蟀、蝴蝶の類曾て見ざりき、或曰、夜中蟲聲を聞く、其聲形容し難し、蟲類も亦時節に應じて多少あらん、

貨幣

貨幣は此島にて鑄造する者を見ず、英佛米等諸邦の金銀幣一般に通用す、

物價

諸什器其地に產するもの少く、都て英吉利、亞米利加、佛蘭西、支那、和蘭の諸邦より輸入す、價極めて貴し、今見る所を左に記す、

一、米一升八合	一大圓銀
一、酒一合計	一小圓銀(大圓銀二分の一、)
一、雞蛋二十四個	一大圓銀
一、南蠻瓜五個	半大圓銀(大圓銀二分の一、)

一、縮六尾　　一小圓銀

一、靴一對　　大圓銀一個半

旅館

旅館は海岸より相距十六七町にして、佛蘭西旅館なり、都て煉瓦石を疊み、外白堊を塗り、厚さ一尺四五寸より二尺に至る、我邦土藏煉塀の如し、高さ僅に二層なり、二間或は三間の房室に、縦四尺五寸餘計、横三尺許の玻璃窓あり、紙窓は更になし、且つ草席なく花氈を用ゆ、靴して出入す、毎房椅子を設く、人員に應ず、(貴きは天鵞絨、賤きは菅或はアンペラの類なり、)寢室は縦一間、横半間の檯にて、高さ三四尺あり、夫を白木綿にて覆ひ、左右に綾形の薄木綿を張り、我國の蚊帳に似たり、布團は白木綿に[illegible]の毛或は木屑を厚く入れたるを、一層或は二層に敷き、白羅紗に似たる毛長く且つ粗なるを以て、身を纏て臥す、名をフランケットと云ふ、而して棟數八箇所あり、其中四個は酒鋪、浴湯所、庖厨所、主人の居所なり、外四個に上陸の面々止宿す、其中二個は大にして二層作りなり、御奉行より調役に至る迄は、後の家に宿、徒目付等は前の家に宿、予輩の止宿所は其下層にあり、總計三十六人にて二個に分れ、一個は用役より中小姓に至り、一個は徒士より僕隷に至る、多少の人員雜遝を極む、且つ寢室少なく、下亦一扁を藉かず、塵芥四隅に堆く汚穢を極む、已むを得ずして之に臥す、船上房室の狹隘なるに苦む、故に衆皆上陸し少しく氣を養はんと願しに、豈計んや大に望を失ひ、却て船上を慕ふに至る、

妓樓

街中妓樓數箇所あり、其一樓を見るに、三層の造りにて、下層は酒を商ひ、傍にバイレーハと云ものを彈ず、(我國の胡弓の聲に似て、其形容琵琶の如し、)或は鐵箸三本を三角に綴り結びたるものに、四つ竹を加へ、能く拍子を取り擊ち鳴す、歌聲なけれ共亦鬱を散ずるに足る、二層には賣妓十人、椅子に腰を掛け列居す、三層は一間四方位の房室數十箇所あり、乃ち閨中ならん、予等を見て恐怖する心なく、却て手を取り引き入れんとす、幸にして逃れ來る、固より萬國出入の港なれば、外人を親む事此の如ならん、

酒店

酒店は店中に二間或は三間許の檯を置く、高さ大抵腰に及ばず、(但し家の大小によりて、又大小あるべし、)

板を設け玻璃壺（とっくり）を並べ酒を貯ふ、（桃酒、ビール、ポンス、葡萄酒、）客來れば檯上に高脚盃（コップ）を並べ置き、其好に隨て之を酌む、而して一欒の肴を設けず、左右に種々の額を掛く、皆玻璃畫にて、人馬に羽を生じたる形、或は裸體の女などにて、奇々妙々の形を繪く、又其傍に突玉の戲れあり、ヒレタイホと云ふ、或は投玉の戲れあり、ワローンと云ふ、突玉は一間計の檯を設け、四隅或中程に空孔を穿ち、其上に粉玉四つをき、杖を以て其玉を突き空孔へ入る、是にて勝敗を定むと云ふ、投玉は五六間許長く、弓場の如くに板に敷き、右に小溝を設け、（是は玉の外へ散ぜざる爲めならん、）左に闌子の如く二つ並べ建て、其間玉の轉ずる程に、高低小溝を設く、（是は投げたる玉を元へ還す時、此へ入れしむ、自ら轉じ還るなり、）而一尺許なる小木を數本立て、遠く離れて一尺廻り或は二尺廻りの鐵丸（丸は實丸に非ず、）を投ぐ、其轉ずるに從て小木を倒す、亦其倒す數を以て勝敗を定むと云ふ、外種々の事もあらん、暫く見る所を記す、

航米日錄巻一終

航米日錄巻二

二月廿八日、（晴、東北風、）又東北に向ひ駛る、逆風帆を揚げず、波濤高く船上に飛騰する事數次、唯船の搖動甚しきに至らず、夜に至り大に穩なり、

○寒暖計七十四度半、○昨未後より今正午迄百里、○北緯二十一度五十八分四十五秒、○西經百五十六度三十分三十秒、

廿九日、（晴、東北風、午後驟雨、）又東北に向ふ、今曉寅牌東方に月を見る、我國の度數より南に去る事十度餘に至る、故に此の如くならん、今日も逆風にて舟歩疾からず、然と雖も波濤靜かにして、船更に搖動せず、扨風候を考ふるに、今月六日東北風に變ぜしより、今に至り尙同じ、而して晴多くして雨少し、我國にては東北風吹き來れば忽ち雨を釀す、然らば此邊の風候異なるを見るべし、然共四時の氣候に從て變ずる、亦知るべからず、

○寒暖計七十三度、○正午迄百二十八里、○北緯二十二度五十九分十二秒、○西經百五十四度三十二分五

十五秒、

二月朔日、晴、東北風、又東北に向ふ、巳牌後小砲大砲其外槍劔の調練あり、砲隊に於ては其手術能く練熟して、我國の及ぶ所に非ず、槍劔に至りては、童兒の戯の如く笑ふべき事也、槍は中檣の廻りに備へ置き、劔は鞘なくしてシビール巻き轆轤の大なる者なり、軸の方にあり、の上圍へ空孔を穿ち、其處へ指し入る、元より銃劔見るに足らず、槍は鞘なく常に漆にて塗り、長さ僅に八九尺也、扨今日は逆風なれど、波濤の靜なる事座上も同じ、夜小雨來る、

○寒暖計七十一度、○正午迄百四十六里、○北緯二十四度四十三分四十三秒、○西經百五十二度四十二分十五秒、

二日、晴、東北風、又東北に向ふ、午後北風に變ず、解纜後始めて帆を揚ぐと雖共、風勢定らず、帆の上下する事數次、未後船將船上にありて、法令の如きものを讀み、士官其外水夫等に至るまで之を聞かしむ、

○寒暖計六十九度半、○正午迄百六十六里、○北緯二十六度三十七分十四秒、○西經百五十度二十四分四十五秒、

三日、晴、午後小雨、北西風、又東北に向ふ、順風數帆揚ぐ、舟歩の速なる矢の如し、解纜以來の順風愉快と云ふべし、巳後小砲大砲其外槍劔の大調練あり、船の左右前後に廻り、外敵を防ぐの行伍と見へ、槍劔を前に備へ、後ろを小砲隊にて固め、如何にも嚴重なりしが、前にも記せし通り、槍劔に至りては更に氣勢なく、見るに足らず、尤士官の者は唯指揮するのみにて、其周旋は專ら水夫共の業と見ゆ、又敵の砲火を防ぐの調練あり、船上にポンプ水を揚る器なり、を設て水を流し濕す、其手業緩優にして別に妙術なし、蓋し彼等は大抵機巧を賴めるのみにて、業を以てする事は拙からん、我國の劔槍法を見せしめば、必膽を消すべし、今其調練を見て一笑に堪ざるなり、唯火砲を以て遠く外敵を防ぐは、彼の長ずる所にして、若し短兵接戰に至りては、敢て彼に讓らんや、夜子牌より烈風にて船搖動す、扨此邊に至りては、寒暖大に異也、綿衣一襲を用ゆるに至る、

○寒暖計六十六度、○正午迄二百十里、○北緯二十八度十四分十一秒、○西經百四十七度十分三秒、

四日、晴、西北風烈、又東北に向ふ、順風なれ共烈しして船搖動す、唯滿帆風を受けて、舟歩尤速なり、此邊北緯已に

三十度に近く、時候大に變じて、綿衣一襲にて尙寒さを覺ゆ、夜亦同じ、
○寒暖計六十一度、○正午迄二百三十里、○北緯二十九度五十七分二秒、○西經百四十三度十八分二十秒、
五日、晴、北風、西又東北に向ふ、順風舟歩の速なる昨日に同じ、黄昏後忽ち東北風となり、帆を揚ぐる能はず、夜子牌後又西北風となり、僅に一帆を揚ぐ、但風勢定まらず、故に如レ此と云ふ、
○寒暖計五十九度、○正午迄二百四十八里、○北緯三十一度四十二分二十秒、○西經百三十九度二分、
六日、晴、夜小雨、南風、又東北に向ふ、今曉より南風に變ず、好順風にて數帆を揚げ、波濤を衝いて駛る、其勢實に目を驚す、黄昏後小雨來り、亥牌忽ち晴る、
○寒暖計六十三度、○正午迄二百二十一里、○北緯三十三度十六分三十三秒、○西經百三十五度三分四十五秒、
七日、晴、南風、黄昏小雨、又東北に向ふ、順風、舟歩の速なる昨日に同じ、午前水夫小砲調練あり、此砲ケカユールに非ず、其形カラヒエン銃馬上に似たり、玉藥火門より入る、亞名シヤープライフルと云ふ、極めて便利なり、

唯水夫共の調練未だ熟せざる處ありて、指揮官の怒を受くる數次、船上前後に周旋する事一時許にして止む、未調の調練、我國人も同じにて笑ふべき事多し、申後小雨なり、忽ち晴る、夜戌牌北方赤色の發氣見ゆ、中央に白色ありて、傍ら煙の如く糢糊として赤し、暫時にして色薄し、是何たるや分明ならず、我國人の癖にて大に驚きしが、米人は恬として怪まず、予等怪むを見て日本なしなど云ふ、然らば日本地には出ぬものと見ゆ、亞名ノルフライと云ふ、蘭名ノールトリツヒト、是北光と云事にて、此方には多く此發氣あり、未だ何たるを究めず、一説には陰氣の積鬱より生ずと云ふ、北方に限らず南方にても極に至れば見ゆ、別に怪むに足らざる由也、
○寒暖計六十三度、○正午迄二百六十三里、○北緯三十四度二分、○西經百三十度六分五秒、
八日、晴、東北風、夜雨、又東北に向ふ、舟歩の速なる事昨日に同じ、巳後水夫小砲調練あり、今日は北緯三十六度に至る、サンフランシスコ近傍の山見へんかと、衆皆領を引て望みけるが、黄昏後に至り何見へず、戌牌頃より雨來り、四方糢糊として遠きを見る能はず、子牌後

に至り、遙に船燈點々と輝くを見る、雨中何船たるを知らざれ共、既に港口に近きを知る、乃ちホーハタン船上にて暗號す、砲を發し且流星火を放つ、○寒暖計六十度、○正午迄二百七十里、○北緯三十六度五十七分十九秒、○西經百二十五度二十六分十五秒、

九日、雨晴不定、東北風、又東北に向ひ駛る、逆風帆を揚ず、今朝に至り左右群山連々と見へ、而して前後遙に二小島ありて、海門は東に見ゆ、此處にて我國と花旗國との旗章を揚ぐ、一時許駛り、サンフランシスコより米船一艘來り、十五日前に咸臨丸着岸せる由を報ず、又駛る事半時許にして、港口より左に燈明臺を築き、右には國旗を擧ぐ、是を過ぐる少許にして、右の岩墻の下に砲臺あり、如何にも嚴重也、又駛る事半里許にして、乃ち港内に至る、大に繁華にして、諸蠻の船艢比其數を知らず、港内へ入らんとする時、スクネール船名、樣の船一艘、ホーハタンの側を過ぎ、高く我國の旗章を揚ぐ、祝砲を發す、ホーハタンにても碇泊後祝砲を發し、又音樂を奏す、其後頃ありて、陸上より士官の者をつれ、各装束して數人來る、其應對一時半計にて止む、此處に上陸せず、又駛てネービヤールーメールスアユラントと云處に至る、此處にて軍艦製造所あり、咸臨丸の損所を修覆する也、此間三十里ありと云ふ、我國十四里弱也、さらに此際風景明媚畫くが如し、扨サンフランシスコ港は川港にして、川名セクリメントと云ふ、如何にも大河にして、港南は渺茫一山を見ず、東南に向ひ二小島あり、北に傍たる一島に砲臺を設く、是より少しく泝れば、川幅狹くして大抵一里位なれば、兩岸分明に見ゆ、ホーハタンは北西岸に傍ふて駛る、岸上皆山にして、衆草皆青々として繁蕪す、大木は見へず、只小木のみ種々の形容をなして生ず、遠見すれば恰も庭園の如し、是を過ぎ半里許にして、西北岸に堅牢の家二三個見ゆ、是を尋ぬれば獄屋也と云、何故に此邊に作るぞと思へば、後ろは山を負ひ、前に大河を帶び、罪人の遁逃を防ぐには究竟の地也、花旗人の見る所、亦之が爲ならん、夫より北に斜に駛り、一二里許にして小島兩三見ゆ、是を過て又一里許にして、東岸に兩三家あり、其傍皆平山衆草青々、馬牛の群するを見る、又少しく行き、右に一道の川あり、所謂セクリメントの本流也、此邊川中の

廣き事、遙に西北山を見る幾許里なるを知らず、左りに一小島あり、卽ちノールスアユランド也、此島を西に斜に廻り、五六町にして卽ち製造所也、未下碇せざる事二三町にして大砲を發し、且兩國の旗章を揚ぐ、咸臨丸にても我國の旗章を高く揚げ、且其處に備置きたる浮砲臺（船にて造りたる砲臺にて、進退自由なり）にて頻に發砲す、終て咸臨丸にて旗章を半ば下ぐ、思ふに是暗號ならん、未牌後碇泊し、祝砲し、且つ音樂を奏す、此碇泊所深して船舶直ちに岸に接し、岸より舷へ機橋を掛け往來す、始め咸臨丸より與力同心一人、外に此島在住の花旗人小船にて來る、下碇の後攝州木村君も亦屬官を引率して來らる、時に咸臨丸海上の次第を聞しに、正月十五日解纜以來、日々の風波、殊に廿五六日頃風雨烈しく、怒濤船上を飛騰し、殆ど破摧ならんとす、且つ三番の檣之が爲に破る、其餘日と雖共風波烈しく、船上常に川の如く潮水漲り、衆徒魄を失ふ、且濕氣に侵され病人多く、既にサンフランシスコ港に至て水夫一人病死す、其外一兩人病を受け、同所にて療養すと云ふ、其悲慘聞くに絶へず、予等風波の爲に苦難を經、其實跡を試むれば、尙更心を傷しむ、さて或人の談に、船中は異人の如く羅紗を服せざれば、濕氣を感じ易く、雨などに逢ても容易に乾かず、故に病を生ずと云、是洋學癖の談にて取るに足らず、我國の服にても其始末をよくすれば、濕氣を受けざる樣にもなるべし、且病を受るは平生懶惰にして、衣服の汚穢を忍び居る故ならん、扨夜戌牌大鼓小鼓に笛を交せ擊つ、終て砲を發す、是碇泊中の規式也、

○寒暖計六十度、○昨正午より今巳牌迄百五十里、○北緯三十七度四十七分、○西經百二十二度二十一分、

十日、（晴雨不定）滯船、巳後御奉行其外屬官、攝州木村使君の旅館、幷に當島在住のコモドール寓館に行く、時に新見使君鞆袋を忘却せられ、幸に予に命じて取らせらる、歸途島の形勢を探んとすれ共、出入嚴禁ありて遲刻せん事を畏れ、匆々に過ぎし事遺憾なり、今其概を擧るに、コモドールの寓居は極めて美にして、珍木のみを用て造築す、周圍瓦石を疊み、如何にも堅牢にして、左右に花園あり、草木爛漫たれ共、皆異草にして名を知らず、極めて閑靜にして仙家の如し、是を去り山上に登り一見せしに、小島にして一日にして盡すべし、田畑更になく、衆草繁茂するのみ、唯製造所

と見へ、横七間に縦三十間許の土藏のごとき家七八個の外に、人家五六個あるのみ、其高さ或二層或四層也、其外見るに足らず、扨此處晴雨定まらず、一日中屢變ず、暫時も雨傘を去る能はず、

○寒暖計六十二度、

十一日、晴雨不定、滯船、辰後音樂を奏す、平日と違ひ大鼓小鼓を交ゆ、午後御奉行等其外從臣に至る迄、サンフランシスコ港に行く、別船に乘り島を出づ、一里許にして滿天糢糊として忽ち雨來り、且東北風烈しく、寒冷身に徹し、風景を見るを得ず、唯船中に蟄するのみ、是より四五里許にして雨漸く止り、衆皆喜び船上に佇立して一見せしに、一昨日の針路と違ひ、東南岸に傍ふて駛る、山々の風景尚前岸に異ならず、奇絶目を驚す、又一二里許にしてサンフランシスコ港に至る、直に下碇せず、港内悠々音樂を奏して徘徊する事兩三回、是定めて港の形勢を示す爲めならんと、下碇、花旗人數百岸上に雜遝して我國人を見るに、予等上陸則ち方車に乘り旅館に至る、速なる事瞬息之間に十町餘走る、其間の風景何をか見るを得んや、匆匆に過ぎ去るのみ、申後晩飯を喫す、何れも花旗の割烹にて、味美ならずと云へども、枵腹を養ふに足る、亦左に記す、

○乾蒸餅、乾きたるパンなり、○氷水、右二品は初より卓子上に備へ置く、○吸物、白色の大皿へ入る、味甘くして臭し、其品何たるを知らず、○鮭、アンカケに似て膏臭あり、○牛、鹽煮なれ共葛粉をかけたる様にして、味ひ膏臭あれ共食ふに足る、○豚、五升芋へ小麥粉を摘み入りたる物を加へ、何れも膏臭あり、○小芋、零餘子に同じ、皮を去り鹽煎にしてあるなり、○菜浸し、是又鹽のみにて美味ならず、○飯、我國に同、○蒸餅饅頭、中に餡あり、味酸し、葡萄にて製したる由なり、右何れも大皿に盛り、フヲーク、匙に似て四本股のさけたる物也、ナイフ、小庖丁なり、スプウン、食匙、を人數に應じて卓子上に並べ、食せんとする時、此三品を用ひ箸を用ひず、始め口に合ふ味一品もなけれ共、是を以て常食となさば、穀食も同じからん、予三年前北地へ遊し時、蝦夷人干魚へ海馬の膏油を浸し食するを見て大に驚しが、後に至り運上屋の者に尋ねしに、始め口に合はざるのみならず、是が爲め氣甚惡しかりしに、一箇月も過れば習慣して、膏を用ひざれば却て食する能はざるに至ると云ふ、是と同じにして、彼の食と雖共、飢渇を凌ぐに至ては、穀食と同ふして、唯慣と不慣とにあるのみ、外邦に來り飯食に苦しむは、是井蛙の見にて、一歩も他に行く能はざる

者也、笑ふべき事也、有志の士は、必ず此等に困ずる事なけん、夜雨、

○寒暖計五十九度、

十二日、朝陰、晴、後雨、昨一夜サンフランシスコ滯留、今十時日本の巳牌半なり、應接に管せざる者、外從臣歸船すべきに定まる、唯用便に足るのみなり、予歸船なり、是によりて其面々歸船前、市街一見せんと、辰後旅館を出で丶行しが、暫時の間にて遠く行く能はず、僅に七八町にして殆ど十時に垂んとす、已むを得ず匆々に歸る、扨市街徘徊暫時の事なれ共、只其地の繁榮粗知るに足れり、花旗人の雜遝して、我國人を見んとて往來を妨ぐる事、彼我國に來りし時と同じことなり、予此地の圖を求んとて書肆を尋ねしに、言語不通、丁寧に手示すれども彼遂に解し得ず、亦止を得ざるなり、然るに此に來り、其の形勢を見ず遺憾に堪へず、旅館の北に一山あり、若くは此山へ登り見ば、其形勢大略知らるべしと思ふに、少間を偸み至りしが、不幸にして雨に逢て、山腹より空しく歸る、乃ち旅館より馬車に乘り、十五六町の間瞬息に過ぎ去り、海岸により乘船す、雨中何の風景を見るを得ず、船上不聊に堪へず、中牌ノールスアユランドに着す、雜遝にして休するを得ず、夜に至り漸く定まる、扨昨御奉行等サンフランシスコに行き、別船に乘移られしとき、船中にして大鼓小鼓鉦を交へ音樂を奏す、時に當島備への浮砲臺にして祝砲を發す、此より一町許駛り出に、ホーハタンにても音樂を奏し祝砲を發す、然るに唯一砲にして止む、是何故ならんと疑を懷く、後石川完吉御勘定組頭森田侯の從臣、と云者の談に、始め一砲發せし時に、誤て當島在留のコモドールへ當る、因て頓に騷動して止むと云、コモドール激發せらる、砂石にて、半面摧傷ぶられ其處に卽倒す、冠は微塵になり四方に飛散し、滿地鮮血流る丶如し、然るに其時の周旋實に驚入る事也、彼卽倒すれば卽ち水夫數人走り行き、忽ち寓居へ舁き行き、暫時も其處に止めず、故に忽ち靜かにして何事なきが如し、コモドール如レ此き重創を意とせず、神色自若として平日の如く、且云、此度の重創を受けしは、更に憂ふるに足らず、四十年前墨是哥の戰に、既に一命を失ふべきに、唯一眼を失ふのみにて、四十餘年星霜を保ちしは、實に大幸なり、今縦令一命を失ふ共、遺憾更になしと云ふ、椅子へ腰を掛け泰然たり、此談を聞て大に驚き、

是尋常底の人にして、此の如くならんや、靑史に載せ恥ぢざるべし、花旗國英雄豪傑の多き事、是を以て知るべし、コモドール名はコムネクヘン、齡已に六十三と云ふ、

○寒暖計六十度、

十三日、陰晴不定、夜雨、滯船、今日は雨降んとして、終日密雲鬱々たり、黃昏後御奉行等歸船す、扨一昨日より船中へ煤石を入れ、今日に至り尙止まず、此煤石を入るゝに、陸上より車にて運ぶ、此車は◎圖省略、如レ此き形にて、老少といへ共自由にすべし、一人一車にして、數十人にて運ぶ故に、暫時數貫目に至る、其製作粗なれ共、極めて便利なり、我國にては未だ之を見ず、夜になり月光嬋娟たり、さて今日御奉行等サンフランシスコ統領居住へ行かれし時、房中音樂にて饗應す、其盛んなる事目を驚すと云ふ、予先つて歸館する故見ざりき、

○寒暖計六十度、

十四日、晴、滯船、今日始ての快晴とて、船上の濕ひ始て乾く、

○寒暖計六十二度、

十五日、雨、滯船、ホーハタンのコモドール、衆に先ちパナマ港に行かんとて、別船に乘り移り解纜す、右祝の由にて、始めに乘り移りし時、ホーハタン船上にて祝聲を揚ぐる事三度、且つ音樂を奏す、又解纜の時に至り、又前の如く祝聲音樂を奏す、當島備への浮砲臺にても祝砲を發す、是花旗の俗禮と見ゆ、コモドール衆に先んじて行きし所以は分明ならねど、パナマ港及び政府への注進の爲めと云人あり、

○寒暖計五十七度、

十六日、晴雨不定、南東風、朝快晴、巳後已に雨來る、午後解纜、サンフランシスコ港迄、又來路より駛る、解纜の節、ホーハタンにて祝聲を擧げ、發砲せず、唯浮砲臺にて發するのみ、サンフランシスコ港下碇、花旗人食料を積む、夜快晴、月光嬋娟、

○寒暖計五十四度、

散汎思斯哥形勢

此都府は合衆國の西岸にある新カルホルニヤ部の港なり、北緯三十七度四十八分、西經百二十二度四十分、海門西南太平海に向ふ、左右皆山連々相續き、一山盡んとすれば一山亦出づ、其の間相去る事一里餘、

砲臺三町あり、二は海門の西岸に築き、各燈火臺を設く、是通船標的の爲めなり、遠見にて分明ならね共、皆瓦石を疊み、煉房の如く高く築き、砲門三層なり、東西向には一層七門、北面には一層十五門、合して八十門餘ならん、如何にも嚴重なり、是石岸砲臺を指す、一は港門の島上にあり、兵卒三十人交番して之を戍る、兵卒の住家は砲臺の傍にあり、講武場を設く、俸給一月十一大圓銀と云ふ、海門に入り、二十町計南方へ斜に走り、乃ちサンフランシスコ港なり、港南東北に向ひ、東は二里許隔りて山あり、南は渺茫一山を見ず、北は一里餘にして、前岸皆山也、其間に小島あり、西北に傍たる一小島は、卽ち前の砲臺なり、且此港は、セクリメントと云ふ川の朝宗する所にて、極めて大なり、深ふして船舶直ちに岸に至り、淺き所には處々機橋を設け便利ならしむ、陸上皆山にして、山上山下に至る迄美屋連軒、南北四十九、東西三十二に街道相交り、又南東斜めに、縱二十六、横十六に分れて街道あり、而して諸蠻來り住して互市して、今已に人口十萬に及ぶ、尤講武場、學校數所あり、又劇場、妓樓處々にあり、ユーヲ國の法徒人民勸化の爲め、始めて寺院を設け、法敎を說き民を敎諭す、千八百五十三年に至り、十八個處の寺院となる、其盛んなる事、寔に驚入となり、抑此府の開創を尋るに、今を距る事僅に十二年前、彼紀元千八百四十八年に、加利福尼亞初て三十三部落の中に加る、同九年五月頃迄は、此散汎思斯哥府の家數僅に三四十家に過ぎざりしが、其近傍に廣大の金礦を發見せしを以て、不日にして戶口速に蕃盛也、同九月朔日四個月の間、に至て、已に家屋假舍小舍など、總計五百餘軒にして、人口五六千に滿つ、其金山を發見せし根元を尋るに、實に不意より出づ、千八百四十八年二月の末に、萬必丹朱爲兒と云人あり、新に人民を新歇兒歇室村に移植し時、其民川を通せんとて地を掘けるに、不思議に金礦に中りける、此事遍く諸方に傳布し、聽く者皆其利を分んと思ひ、蠅蚕の膻膻に聚る如く、不日にして礦夫千餘人來り、其業大に開く、又商人、街吏、醫師、職人、小吏、船長、水夫、白人、赤人、黑人共に爭ひ來り、各其業を營む、是に於て寂寞の地忽ち繁華の塲となり、大劇塲を開くに至る、盛なる哉金は加利福尼亞部中處々にありて、或は平地にあり、或は北部の疆域サレコンメ邊、及びタラマ

ト川中にあり、又サンヨアクヰス、セクリメントの谿間より、金砂遠く流れ、シールヲネフアリと、北緯四十一度より三十七度英里三百五十里、の間に至る、此邊の地底處々にして、金脈を引かざるなし、爰には白石間に挾るを見、彼には薄片を見、或は粒顆を見、或は他金に混ずる者を見る、千八百四十九年十月に至り、礦夫(ギルデン)凡一萬人、然るに採納する所の金僅に一億萬牛匂のみ、同五十一年正月の末開礦より三十三月を經る、に凡三億七千五百萬牛匂なり、諸邦の人此に來りて、富を僥倖せんと欲して、却て貧困し、産を破て去る者亦數千人、扨往々富を得る者亦鮮なからずと云、今は則海を超へ陸を踐み、諸邦より家を移し、來住するものたへず、支那より移り來りし者、亦千餘人ありと云、金山を開きしより、初め四月の間に掘り出す所、凡そ一百十二萬五千牛匂なりしが、同五十二年の初め、已に毎月二千二百牛匂に上り、扨又千八百四十八年この港にきたりし船、僅に九艘にして、其内四艘は隣港モンテネゴロ、サンペリユの船なり、同五十二年の正月より十月迄には八百二十七艘、同十二月に至ては、已に二十艘に至れり、合衆國の內新約克、勃斯頓の二都府を除くの外、租入の多き事、此府に超へたる者なし、同年正月一日より十月三十一日迄の運上銀二百九十萬零二牛匂、其間入る所の旅客五萬八千八百五十一人、出る所の旅客一萬九千五百七十五人、永住の人口二萬、當今は則ち十萬に下らざるべし、隨て商店造局も之に準じ三倍せしも、これ僅に七年間にして已如レ此、數十年の後繁華富盛、又今日に十倍せん事疑ふべからず、扨此加利福尼亞は、千八百三十六年迄は、墨是哥是を無用の地として棄て置しが、花旗人贖ひ來て港を開き、礦を創めしより、此の如く繁昌し、全世界金價を動すに至る、於レ是墨是哥人、たとへ唇をかむも豈に及ぶべけんや、

風俗

此府前段の如く、十二年前は極めて寂寞なりしが、千八百四十八年金礦を開きしより、不日に盛んにして、諸物の商價造工の巨費に厭はず、良材を用て家屋を造營し、藏庫を巨大にし、凡そ文采を盡し、大抵支那風に傚ふ、其後連年火災に逢ひ、倏忽烏有となり、花旗人乃ち防火の策を考へ出し、災を轉じて福とす、蓋し其造營の法、煉瓦石或は白石を疊み、以て四壁とな

し、三階或は五六階を作り、鐵或は石或は木を用て柱とし、土床に鋪石を敷き、室内の營構は木材を用れ共、黑漆或は白漆にて塗り、叉硝子金石を以て飾り、極めて奇麗なり、凡そ一家の造築、少きは一萬大圓銀に下らず、多きは百萬大圓銀に上る、一旦は多費なれ共、能永久に耐ゆ、殊に石造は火災の難少なし、假令失火ありても連燒の憂なし、我等ヂヨキノン街旅館にありし時、頻に鐘を鳴し大聲喧噪、前門に隣街の帽店失火と呼ぶ者あり、卽ち至り見るに、火焔騰上し黑烟天を覆ふ、救火の兵卒急に梯を掛け屋上に登り、水管を取て自在に水を噴飛し、（所謂ポンプなり、）唯屋内木材にて造る所のみ焚けて、石造りの天井及び四方の墻壁尙依然たり、ことに怪むべきは、其隣家少しも騷がず、夫は書を手にし樓上より望み、妻は兒を抱き談笑して之を見る、其後華盛頓等にて見る所亦如レ此、然らば石造の大利勝て言べからず、諸國交雜の地なれど、紅毛にして眸眼碧色の者多し、女の衣服貴賤に拘らず、腰にホラスカイを用ひ、頭には種々の飾りをなす、旅客を能待遇す、旅館抔は殊の外慇懃なり、扨又村垣使君の從士福村磯吉と云人、（參州吉田の產にて西洋器械に達す、）一花旗人に蒸氣の器械を尋しに、有る所の器械殘らず示し、或は圖を出して鄭重に敎へ、後には自分の小兒を連れ來り逢せしむ、親切にして快濶なる事、此一事を以て其風習を概するに足れり、婦女子と雖共更に外人を恐れず、珍器奇品などを示し、徘徊する時は每戶招き呼び、應接に暇なきに至る、唯物價の貴き、貧生手を束ぬるなり、大略下に記す、扨又市街は車馬絡繹少しも絕へず、多きは四人乘り、左右に硝窓ありて、車床の飾り悉く美を盡す、サンドウヰスの及ぶ所に非ず、扨此港は金山に近く、且曲灣なる大嶴門にして、下碇に便なるを以て、歐羅巴及亞墨利加の諸府に及び、新約克府とは殊に往來ありて、（原本落丁）

二服を改む、巳後士官より下官に至る迄、船上に團列し、中央に船將一人一劍を帶し威儀を整へ、法令を讀み聞かす、終りて又人數を閱す、大抵サンフランシスコ解纜の節と同にて、大鼓に笛を交へて始終す、夫より半時計にして半鐘を頻りに擊鳴し、其聲に應じて船將より下官に至る迄、各冠を脫して船上に腰を掛け、下官等或は腰を屈し、或は立並び各不同あり、而して僧官一人中央に立つ、一卷の書を出し高聲に讀み唱

ふ、一讀毎に音樂を奏す、是を聞く者如何にも感心する樣子にて、首を垂れ或は面を掩ひ或は其聲に應じて、口に微き唱ふる者もあり、是所謂天主教ならん、宗法を讀み衆に聞しむる事前にあれ共、今日は常に異なりたるを以て、其式を審かに記す、扨本日炎熱如レ燬、夜に至り少く冷氣を覺ゆれども、安眠し難し、

◯寒暖計八十五度、◯正午迄二百十三里、◯北緯十七度三十五分十二秒、◯西經百零五度五十一分十五秒、

十七日、晴、サンフランシスコ滯船、快晴一點の雲なく、山色分明、風景甚佳にして且濕暖也、著岸以來曾て此の如天氣なし、乃ち上陸せんを欲すれ共嚴禁あり、已むを得ず空く船上に日を送る、實に遺憾なり、午後炊夫一人罪ありて械劔せらる、或人の說に、サンフランシスコにて上陸して、酒を蒙り英人と爭闘すと云ふ、如レ此癡漢あるを以て、上陸の禁愈嚴にして、施て予等に及ぶも亦已むを得んや、申後船中人數を調べあり、明日解纜なるを以て、平日よりも嚴密なり、始め大鼓小鼓を擊て人數を揃へ、其側に船將士官兩人並列す、而して士官一人中央に立つ、其傍に醫師一人副ふて、一人づゝ名を呼び上ぐれば、卽ち答へて船將の前を過て、其内病者あれば醫師其條を述ぶ、嚴密と云ふべし、然共船將の前と雖共、唯冠を脫するのみにて禮拜せず、尤平日船將士官の別なく上下相混じ、縱令水夫たり共、敢て船將を重んずる風更に見へず、船將も又威焰を張らず、同輩の如し、而して情交親密にして、事あれば各力を盡して相救ふ事、凶有れば淚を垂て悲歎す、我國とは相反する事共なり、夜月光嬋娟たり、

我國にては禮法嚴にして、總主などには容易に拜謁するを得ず、恰も鬼神の如し、是に准じて少しく位ある者は、大に威焰を張りて下を蔑視し、情交却て薄く、凶事ありと雖共悲歎の色を見ず、大に彼と異也、如レ是にては萬一緩急の節に至り、誰か力を盡すべきや、是昇平長く續きたる弊ならん、慨歎の至なり、然らば禮法嚴にして、情交薄からんよりは、寧ろ禮法薄く共、情交厚きを取らんか、予敢て夷俗を貴むに非ず、當今の事情を考へ、自ら知らるべし、

◯寒暖計六十四度半、

十八日、朝小雨、午後微晴、西南風、今日は解纜にて、船上花旗ひと頻に出入す、申後音樂を奏し終りて解纜す、兩國の旗章を高く揚げ、始め西に向ひ駛る、十町計にしてナル

カクラス島砲臺にて、祝砲十七發す、ホーハタンにても同く祝砲を發す、夫より半里計りして海門を出てより、旗章を下ぐ、此時已に黄昏なり、景色見る所なし、唯左右燈火點々高く見ゆるのみ、又駛る事一時半計にして南へ向ひ駛る、南風帆を揚ること能はず、唯蒸氣を以て駛るのみ、夜風波稍烈しく船搖動す、時ありて船上を飛騰す、

○寒暖計五十六度半、

十九日、晴、朝西南風、午後西北風、朝南に向ふ、申後南東に向ふ、東方二分計に向ふ、順風帆を揚ぐ、巳牌前風未だ定らず、船烈く搖動す、午後大に靜にして坐するが如く、舟歩尤速なり、

○寒暖計五十六度、○正午迄百十七里、○北緯三十五度五十分二十四秒、○西經百二十二度五十七分十五秒、

廿日、晴、西北風、又南東に向ふ、東方二分計に向ふ、順風數帆を揚ぐ、舟歩尤速かなり、平波漾々恰も舟遊に似たり、殊に胡樂を聞き心中相和し、大洋中にあるを知らず、未後人數調べあり、夜又風波穩にして大に温暖を催す、

○寒暖計六十三度、○正午迄二百五十里、○北緯三十二度十分四秒、○西經百二十度四十二分、

廿一日、晴、西北風、又東南に向ふ、舟歩尤速なり、連日風波穩なり、午後船上にて水夫數人團列、古衣を爭ひ買ふを見る、其所以を尋るに、横濱きものに與ふと云ふ、我國にてセリと稱せる類なり、汚穢の衣服各爭ひ求む、其擧動我國に異なる事なし、夜に入り又頗る温暖なり、

○寒暖計六十四度、○正午迄二百四十里、○北緯二十八度二十六分四秒、○西經百十九度三十一分十五秒、

廿二日、晴、西北風、又東南に向ふ、午後東方七分に向ふ、連日の順風衆の喜び限りなく、此邊に至り日中暑氣を催す、

○寒暖計六十五度、○正午迄二百十里、○北緯二十五度六分、○西經百十八度二十五分十五秒、

廿三日、晴、東風、又東南に向ふ、逆風帆を揚げず、唯蒸氣を以て駛る、午後大砲調練あり、扨此邊に至り、海面平坦波濤なきに似たり、是に於て太平海たるを始めて知る、

○寒暖計七十二度、○正午迄二百十一里、○北緯二十二度四十分三十九秒、○西經百十五度三十四分、

廿四日、晴、東北風、又東南に向ふ、午後大小砲槍劍合隊の調練あり、小砲隊を後ろに備へ、前に槍劍隊を並べ、船上を徘徊する事數次、大砲は彈藥を入れ、或は砲臺を斡旋す、指揮前の如し、順風ならね共横帆を揚ぐ、是を以て舟歩昨日に比すれば速也、風波尤靜なり、日中暑氣を催す、江戸五月頃の氣候なり、

○寒暖計七十四度、○正午後迄二百二里、○北緯二十度四十九分四十秒、○西經百十一度三十五分、

廿五日、晴、東北風、又東南に向ふ、風止て帆を揚ぐる能はず、唯蒸氣を以て駛る、朝卯牌船の右に當り、小島兩三見ゆ、ソロテ諸島と云、日中炎熱を催す、各單衣を用ゆ、江戸六月頃の時候の如し、十町餘隔て魚の飛騰するを見る、何魚たるや知らず、或說に鮫の類と云、又ボウブ亞名、と云水鳥其數多くして計るべからず、黄昏船の舳にブベ亞名、と云水鳥一羽飛び來り栖止す、水夫是を捕へ得たり、大洋中往々此鳥の遠く浮ぶを見る、今其形を見るに、鵜の如くにして、喙長く目下迄拆く、羽は長さ一尺五六寸にして、色赤黑なり、足は鵜の足と同く亦黄赤也、長さ大抵一尺七八寸なり、太平海邊殊に多しと云ふ、夜少く冷氣なれ共、房室狹隘にして熱臭鼻を衝く、子牌風少しく強く、兩三帆を揚ぐ、

○寒暖計八十二度、○正午迄二百十五里、○北緯十九度七分、○西經百零九度十五分三十秒、

廿六日、晴、東北風、又東南に向ふ、風止み波平にして、帆を揚ぐる能はず、今日ソンデー、日曜日、船將其外迄衣なく、艱苦を極む、未後稍々定まり、各房室に入り休息せしが、天氣忽ち變ず、驟雨盆を傾くが如し、而して涼風陣々吹來り、一時計にして晴る、是を以て稍々炎熱を一洗す、是又天の助くる所歟、夜涼も亦同じ、天色快晴、衆星爛々たり、且つ流螢飛散し、群蟲の聲四方に聞へ、其風景我國の初秋に似たり、覺へず郷心を催す、

○寒暖計八十六度、○昨正午よりパナマ港迄百三十里、○北緯十八度五十七分、○西經七十九度三十一分、

廿七日、晴、東風、又東南に向ふ、風波の靜なる事昨日の如し、帆を揚げず、唯蒸氣を以て駛るのみ、然るに連日の舟歩二百里に下らず、往日の舟歩を點檢するに、順風にして或は二百里或は二百里に至らず、今風なく唯蒸氣にて其里數異ならざるは大に疑ふべき事也、或人の說に、假令風は順なれ共、或は潮路に逆順あり

て、波にも亦順逆あるが故、大に遲速ありと云ふ、扨此邊に至り炎熱愈烈しく、日中は船上といへ共凌ぎ兼るなり、陸上の炎熱推して知るべきなり、申後水夫小砲隊の調練あり、夜に至り炎熱尚消せず、終夜戶を閉る能はず、

○寒暖計八十七度、○正午迄二百四里、○北緯十六度十三分十五秒、○西經百零二度三十八分、

廿八日、晴、東北風、又東南に向ふ、風波穩なる前日に異ならず、炎熱愈甚しく、殊に一點の涼風來らず、房室內暫時も居るを得ず、些少の涼の後船上を徘徊す、申後水夫小砲の調練あり、扨此頃風波穩にして帆を揚ぐる能はず、船上大に閑暇と雖共、少しも遊惰せず、其閑に乘じ、船中の修覆及び諸具の破損を補ひ、其外調練等をなし、空しく日を送らず、感心と云べし、夜炎熱甚し、

○寒暖計八十七度、○正午迄二百三十里、○北緯十四度四十七分十五秒、○西經九十九度四分、

廿九日、晴、東北風、又東南に向ふ、正午日晷を測量　見るに、一尺扇を船の中央に立しが、其影纔に五六分なり、明日に至ては太陽の直下たる事知るべし、故に晝夜炎熱如レ燬、流汗拭ふに暇なく、何ぞ房中に居るを得んや、たゞ大洋涼風時に至り、少しく炎熱を拂ふ、扨炎熱になりしより以來、我國の風俗にて單衣を用ゆるは勿論、或は裸體或は袒ぎ或は裳を攝げ、寢する時は半體を顯し、甚しきに至りては裸體、大文字の如くに臥す、夷人是を見て大に笑ふ、彼にては假令大暑と雖共、少しも肌を顯さず、若し顯すものあれば大に賤しむ、故に下官たり共窄袖股引を用ひて、必す肌を顯はす事なし、善俗なりと云ふべし、黃昏西北方雷雲簇り、電光頻に輝く、是によりて船上除雷の備へとて、ライトニングロートと云ふものを、檣上より海中へ下げ卸す、其器械鐵針先き五分計渡金を施す、是を檣頭に立て、夫れに接て鐵鎖を海中へ垂下す、是にて落雷の憂なしと云ふ、予其何の所以を詳にせず、又奇法なりと云ふべし、

○寒暖計八十九度、○正午迄二百十三里、○北緯十三度十四分四十七秒、○西經九十五度三十六分三十秒、

晦日、晴、東北風、午後東風、又東南に向ふ、北風ゆへ橫帆を揚げしが、午後忽ち東風に變ず、卽ち帆を下して、波濤前日に比すれば少しく高し、今曉卯牌東方に月を見る、其

形ち初弦に似たり、我國と晝夜一日の違ある事以て知るべし、且今十一時、(四ツ時半)所謂太陽直下を過ぐ、然れ共涼風頻りに來り、且つ薄雲簇り日光を翳ふ、故に前日の炎熱に比すれば、却て凌ぎ易きを覺ゆ、尤寒暖計八十五度に下り、大に聞く所に異也、夜炎熱日中に勝る、

○寒暖計八十五度、○正午迄二百五十里、○北緯十一度三十三分七十七秒、○西經九十二度十五分十五秒、

閏三月朔日、(晴、東風、)又東南に向ふ、風波靜なれ共、前日に比すれば少しく强からん、午後日晷を測量するに、一尺扇を船の中央に立つ、其影南に向ふ二分計、是より太陽を北に見る、未牌後蒸氣器械の螺針破折し、是を修覆するに由て蒸氣を止む、一時計洋中に空しく漂漾す、中後水夫小砲調練あり、今日の調練水夫共一統にて、一隊每に上官一人一劍を帶して傍に副ふ、一隊人數多少定らず、思ふに是平日敎示せし士官、各門下を引率せしならん、總計四隊、何れも順に並列し、而して第一等の士官總指揮役となり、船の中央蒸氣器械の上にたかき屋あり、其上にありて指揮す、一時計船の前後に周旋す、或は一行或は二行、轉換する事數次、而して大鼓笛を以て進退を定む、是乘船後始て見る所の法にして、亦見るに足る、扨今日は太陽直下を離るゝ未だ遠からず、去れば炎熱烈しかるべきに、却て冷氣にして大に凌ぎ易し、曾聞く太陽直下は極熱にして、尋常底の人堪へ兼ると、今之を過ぐれば其說却て疑ふべきが如し、然れ共思ふに海陸の違ひ、或は其地の向背によりて異同あらん、夜冷氣を催す、

○寒暖計八十一度、○正午迄二百里、○北緯十度三十分五秒、○西經八十九度七分二十秒、

二日、(陰、朝東風、午後東南風、)又東南に向ふ、午後東より少計南して、朝東風、帆を揚ぐるを得ず、午牌東南風に變ず、橫帆を揚げ駛る、未後船將船の中央に立ち法令を讀み、士官水夫共一統をして聞かしむ、其儀式前の如し、又小砲隊調練あり、扨今日は薄雲滿天に簇り、日光を翳へり、且風强けれど蒸氣にして房中に居るを得ず、夜小雨、電光頻りに西北に輝く、

○寒暖計八十五度、○正午迄百八十里、○北緯九度二十三分四十七秒、○西經八十六度二十二分三十秒、

三日、(陰、東北風、)又東南に向ふ、(東より南に向ふ二分計、)風波の靜なる平路の如し、今朝より船の左に當り、群山點々見ゆ、是

中亞米利加の內テュルスと云ふ處なり、巳後水夫一小鳥を捕へ來れり、其形鳴に似て、啄長さ八分計、色は黃、羽は茶白の交り、尾は短く、足は長くしてその色青黃、浮水爪なければ海鳥にあらじ、全身の長さ七八寸なり、名ホヲイッと云、又二三日前より、船の左右に小鳥飛散するを見る、其形ち分明ならず共、我國にて岩燕と稱する類ならん、地方の近き是を以て知るべし、扨今日はソンデー（日曜日）なり、其儀式前の如し、彼國はソンデーに當れば、一統職業を休み、衣服等を改め、終日遊樂すと云ふ、故に其日は船中たり共同じにて、風波穩なるを見て、必ず宗法を說き、且つ酒宴をなし樂しむなり、未牌東北に軍艦一艘見ゆ、花旗國ならんと思ひ、俄に船を其方に向け駛れば、計ざりき英船なり、互に船號を唱へ談話に及ぶ、僅に十間計隔つれ共、我等は言語通せざる事故、何事たるを知らず、唯パナマ港に、花船二艘程滯留すと云ふを聞くのみなり、匆々に別をなし、互に冠を脫ぎ禮す、我が船は東南に向ひ、英船は南西に向ふ、ざんじにして帆影微になりける、夜小雨電光あり、

○寒暖計八十四度、○正午迄二百四十里、○北緯七度四十二分、○西經八十一度四十三分、

四日、（晴、東風、）今朝に至り東北中心に向ふ、曉丑牌雨來り、卯牌に至り忽ち快晴す、辰後船の左方に群山連々見ゆ、遠きは數十里、近きは三四里、樹木繁茂し、其間小島點々見ゆ、皆岩石なり、此邊は新瓦辣那達（ニーカラナダ）領ヒツセルと云ふ處にして、此より少しく北方に向ひ一岬あり、其名を問はず、未後南方船一艘駛り行くを見る、三檣にして西方に向ひ去る、何國の船なるや、遠くして分明ならず、申後右の岬を過ぎ、北方に向ふ、夜月を見るに、我國にて見しより少し低し、是時の違ひある故なり、

○寒暖計八十六度、○正午迄二百里、○北緯七度三分、○西經八十度二十分三十秒、

五日、（晴、午後驟雨來、北風、）今朝に至り北西に向ふ、卯望海門に入り、旭日未だ登らず、四面黯黑、是によりて暗號の爲め一砲を發す、且流星火を放つ、而して兩國の旗章を高く揚ぐ、夫より一時計にしてバナマ港に入る、此ところ淺ふして岸に至能はず、二里計隔て下碇す、然後祝砲を發す、且つ音樂を奏す、滯留す、花旗船是砲聲に應じて答砲す、而して船中の船將士官等、各裝束

を改め、脚船にて上陸す、一時計を過ぎ花旗國人來る、其内女一人あり、是れ何れも此港在留のもの及び滯船の者ならん、乃ち祝砲を發し、且つ音樂を奏す、是に應ずる、是れ儀式と見へ、何方の港に下碇しても同じ、扨明日上陸、蒸氣車を以て此地を過たるがゆゑ、今日より行李を運送せんと、彼より運送船一艘艤し來り、是に積み入る、其雜遝少なからず、炎熱烈しく流汗拭ふに暇なし、數隻の小蒸氣船毎に相報應する事、我國の常飛脚の類也、二十一日の間に、把那麻より往來し、一艘は十七日の間に、ナイカラユア湖より往來す、佛蘭西、英吉利、和蘭等の人、此に轉居するもの最多く、支那人も亦一萬五千人許ありて、別に一館をなし、廣人街と名づく、或は傭作し、或は奴僕となり、或は礦夫となり、或は小商店を開く、能く豆腐を製す、味甚だ美なり、扨支那店に至れば、夫妻出て茶菓を勸む、我邦俗に同じ、大抵支那人は瘦弱汚穢にして、西洋人の爲めに大に鄙められ、亞弗利加の崑崙奴に異ならず、又傳信機を設く、セクリメントの諸處に通ず、急便を告んと欲する者、口を書せず、數百里の遠しといへ共、一瞬の間に通じ、立ごころに其用事の往復をなす、其便利勝て云ふべからず、

時候

此港は北緯七度四十八分の處にして、氣候溫和、唯大洋平々に瀕する處は濕氣甚だ深く、殊に彼國の十一月より翌四月迄の間は、每に雨天多しと云ふ、予此處に來りしは、我國の三月中旬にして、彼國の四月に當りしが、尙寒冷にして綿衣二襲を用ゆ、而して一日の間、乍晴れ乍雨ふりて、變化する事はサンドウヰス島に彷彿たり、然れ共滿野草花爛漫として、風景恰も我國の中春後の如し、

草木

此港の近山に櫟榛樫の類或は大麥を產す、唯磁盂植にてフラーブシンと云、葉は佛甲草に似て、幹は慶天草に似たり、又リンネムあり、葉は菊に似て、幹は南天燭に似たり、又マースホースあり、玫瑰に似たり、此皆旅館中にて見しなれば、未だ土地の產とも必し難し、草は我國にて未だ見ざるもの多し、花旗人に尋ぬれ共亦知らず、原野爛漫として、風景極めて佳なり、蔬菜は木ネンスと云あり、菊葉の如し、美の香あり、又亦スネと云ふ根、白人參の如にして、葉は獨活

に似たり、又カンートツベと云ふ、葉は牡丹の如くにして叢生し、形ちは欵冬花の如にして花には非ず、又レツケスと云ふ、葉は蒜の如にして、大幹にして芋梗の如し、又ヌカーレプフリと云ふ、葉は菜の如くして大なり、花は欵冬花に似たり、其外種々の蔬菜を見れ共、其名を問ふ能はず、松、竹、杉、梅、櫻、桃の類一切見ず、

生物

獣は牛、羊、麋鹿、豚、猪、熊、獺の類多しと云ふ、是必見るを得ず、犬猫は大抵我國に異ならず、唯犬に大小あり、大なるは高さ三尺五六寸、長さ五尺計、中は我國の犬の如くにして、耳垂れ尾細し、小は高さ一尺五寸許、長さ二尺許なり、鳥は梟、鷄、家鴨の類又多し、川中小島點々飛散するを見る外に、カナリヤ雀の宛囀するを聞く、是恐くは他の地より求め來るならん、燕雀、鴉鳶の類見ず、魚類は鰈及び海老、鮭、蟹の類、外にパイと云あり、形鯡に似て味ひ亦同也、又シスズシと云ふ、形鮫に似て味ひ尤美なり、鯛、鮭底魚(ひらめ)もありと云ふ、予未だ見ず、蟲は時未だ溫暖ならず、蟄するが故か、一切見るものなし、

貨幣

此地已に金礦あり、又市街に廣大なる鑄造場を設け、暫時にして許多の貨幣を鑄造す、（譯書に、一密紐多の間に貨幣七十個を造り、一時の間に四千二百個を造る、是を以て推すに、一日の間に三萬四百個を造るべし、）是皆蒸氣器械を用る故、其速なる事此の如くにして、貨幣尤多し、之に從て貨幣却て賤く、物價最踊騰す、是自然の理なり、

物價

物價極めて貴く、大圓銀五六個ありと雖共、一好品を求むる能はず、銀貨の賤しきは、諸蠻一統にして、大に我國に異也、今大圓銀五六個を、我國にて當れば方銀三四兩也、小家にては貯ふる能はず、然る處斯の如くなるは、實に疑ふべき事なり、聞く處の大略左に記す、推て以て他を知らるべし、

一、米一升	一大圓銀、
一、大豆三合許	一小圓銀、
一、酒五勺計	半圓銀、
一、雞蛋十二個	一大圓銀、
一、縮緬一尺	一大圓銀、
一、呉呂服三尺	一大圓銀、
一、時規	三大圓銀より二百大圓銀に至る、

一、豆腐一枚、(八寸四方許にして厚さ一寸五分許、)　一小圓銀、
一、煎豆腐十枚、(長さ一寸、横一寸許、)　一小圓銀、
一、遊女一人　(五大圓銀より十大圓銀にいたる、)
一、鮭一尾　(五六大圓銀より十五大圓銀に至る、)
一、傭車一人　三大圓銀、
一、傭船一人　一大圓銀、(ホーハタン下碇の處より陸上迄大略十町許、)

旅館は海岸を距る大略二十町餘にして、町名ナヨキメンストレトと云、館名インタルネショナユルと云、頗る巨大にして高さ五層なり、毎樓房室數十に分ち、總計百三十六個あり、皆寢床を設く、其寢床サンドウ井スに異ならね共、幃上小圓に括結して、床の四分に張る、其形(◎圖省略、)如レ此し、又卓子上に盥盤、大鏡、發燭子を設け、更に烟盤或は茶湯を出さず、我國人は喫する能はず、彼は平生卷烟草を喫し、渇する時は水を飲む、故に如レ此し、且何事も便利を主とし、毎房壁隔に銅線を廻し、是を引けば忽ち僮僕雇れ來る、樓下壁上に房數に應じて簷馬を設け、幾番と云ふ順次を小片板に記す、上房にて彼の銅線を引けば、簷馬忽ち鳴て、幾番の房に用事あるを知る、又毎樓銅管を以て水を通じ、常に螺を以て水口を塞ぐ、用ゆる時其螺針を廻せば、水忽ち出、窓は皆玻璃、席は花氈、燈は瓦斯を用ゆ、是も房毎に銅管を廻し置き、毎には螺針を以て其氣を塞ぎ、點ずれば忽ち燃る、其便利實に驚入るなり、樓下は食堂にして、管店子毎に此に居る、其長さ凡そ十七間、幅七間許にて、堂間三列に長き食卓を設け、卓の周圍に椅子を並ぶ、一卓ごとに六十人にして、三卓合すれば百八十人會食すべし、盛なる哉、

ネビヤールト、ノールスツユランド形勢

サンフランシスコ港より十里許り泝り、(亞里三十里と云ふ事、)一小島あり、是をノールスアユランドと云ふ、周圍一里餘、衆草繁茂し一木を生ぜず、此處に船の製造所あり、ネビヤールと云ふ、島内藏庫或は細工所凡て六七個、其外當所在住の花旗人五六家あるのみにて、寂寞の地なり、咸臨丸此に下碇して修覆す、岸は皆石を以て緻密に積む、水の深さ幾丈なるを知らず、大艦巨舶直ちに岸に接す、常に棧橋を掛け陸上に往行す、此所水の淺くならんを恐れ、常に塵芥を捨るを禁ず、禁を犯す者は大圓銀三を出して其罪を贖ふと云ふ、(其詳分明ならず、)南岸より少許隔て丶候樓の如く高く造り、漸く大

艦出入する程に、中を隔て兩個並び立つ、而して幅僅かに二三間也、船を修覆する時は、樓上より引き揚げ、水中には長き箱の如きものを浮べ置き、船を其上に揚れば、箱の浮力を以て、船も自然と水中を去る、此の如くすれば船底と雖共、自在に修覆するを得る也、奇と云べし、前岸は皆平山にして、戸數二三十許、何れも美麗に見ゆ、此處ヲフレヨオと云ふ、扨サンフランシスコより此迄の間、遠望すれ共一の田畠を見ず、唯馬牛の群するを見る、かく馬牛を畜ひ置は、即ち我國にて五穀を作れる類ならん、且つ此處に一大艦あり、極めて堅牢にして、砲門六十あり、其製造フレガツトに似たり、船上を一面に板にて覆ふ、恰も大家の如し、是乃ち浮砲臺也、船の出入必ず祝砲を發す、事あれば左右に轉遷して敵を防ぎ、極めて便利と云ふ、

航米日録巻二終

航米日録巻三

六日、晴、今日は御奉行始め一統上陸し、直ちに蒸氣車に乘、アスペンワルへ行んと、辰後彼より迎船を艤たり、是は川蒸氣船なり、乃ち乘移り半里許駛り、ホーハタンにて祝砲を發す、且つ音樂を奏す、此港滯留の花旗船、是に應じて答砲す、夫より又駛ること一里半許にして岸に到る、直ちに蒸氣車に乘り、パナマ市街には一歩も徘徊せず、唯崑崙奴左右に雜遝するを見るのみなり、午後此港を發して西に向ふ、瞬息の間十二三里駛り、サンパフローと云處にて暫時休憩す、此處は我國の立場と稱するものゝ如し、車を下り各午飯喫す、山中の一戸なれど、二層にして長さ十間横六間許にして、上に玻璃窓一つ、左右に入口あり、下は三窓にして左右中三個の入口あり、皆美麗にして瓦石を以て築造す、其家の周圍に諸草を植へ、當時鳳仙花、千日草の類爛漫たり、其外名を知らざるもの多し、半時計にて此處を發す、忽ちアスペンワルに至る、此際奇景なれど、車歩の速かなるを以て、一も認

むる能はず、唯山中處々に小舍あるを見る、何れも粗略、我國蝦夷舍に似て見るに足らず、且つパナマよりアスペンワル迄、亞の四十七里なり、今朝八ツ時一分に蒸氣車に乘り、十一時一分五りんに着す、此程度三時零五厘なり、其中一時はサンパフローに休憩す、殘り二時零五厘に（我國の一時餘なり）四十七里を過ぐ、我國の里法十九里餘に當る、其速なる實に驚き入るなり、（大略左に）記す、未後アスペンワルに至り、直ちに小船に乘り、花旗國より艤したる大船に乘り移る、船名ローノックと云ふ、ホーハタンに比すれば少しく巨大なれど、我國官を除くの外、何れも房室を管理せず、水夫と同じく、中層の左右席なき所に各控へ居り、暫時も休息するを得ず、已むを得ず其條を官吏に述ぶ、漸くフランケツトと云毛織のものを、人數に應じて渡され、帆布を幕にし各際限を極め、稍々膝を容るゝに足る、然るに日々の洒灑、且波濤高き時、砲窓より潮水注り入り、行李の運送にて雜遝を極む、且中層濕氣多く、少く意を用ひざれば必ず病を生ぜんことを恐る、其辛苦勝て云ふべからず、衆徒不平を鳴らすといへども、是又已むを得ざる也、ホーハタンの者共數十日同船し、彼等大に親しみ、パナマ港にて各別れしを告げしが、何れも別を惜み、悲歎の色を顯す、外人といへども其情の厚き、感ずべきことゝ也、

○寒暖計八十六度、

把納麻

此把納麻は、北亞米利加と南亞米利加と結合せる有名の咽喉なり、獨立新瓦辣那達に屬して一區をなす、此邊總稱して中亞米利加と云ふ、北緯九度より起り十度に止る、西經七十七度三十分より起り八十一度に止る、海門東南に向ひ、左右皆平山にして、其間相距ること十里餘也、遙に山容を見る、綠樹蒼々たり、西南に沿ひ小島十二三碁布す、或は馬の脊の如く、或は臥虎の如く、或は斧痕の如く、或は倒盆の如く、其景色頗る奇也、唯惜む此港淺ふして、船舶岸に近く能はず、故に諸蠻の船岸を離るゝこと、二里或は三里許にして下碇す、さてパナマよりアスペンワル迄僅に四十七里餘、（我國十九里餘なり）然れども南亞米利加暗得山の脈路に當り、高低一ならず、是を以て西洋人會議して此地を借り、山を削り谷を埋め、鐵道を築く、此地を五千萬大圓銀を以て借るゆへに、地代として年々六萬

大圓銀を、伊斯巴尼亞に收納す、行客一人に付二十五大圓銀、行李一斤二十セント也、尤五十斤已上は賃銀あれども、其已下は賃銀なし、緊要の物は斤數に拘はらず、其賃を出す、

アスペンワル港形勢

アスペンワル港も新瓦那辣達に屬す、山嶽相連り樹木蒼々たり、海門西北に向ひ、左右に岬あり、其間相去る纔に二三里、周圍十里許にして小港なり、此港は淺して巨舶岸に至る能はず、大抵二三十町隔て下碇す、戶口詳ならねども、大略五六百戶なるべし、市街多くは旅館或は酒鋪也、雜貨店至て少なし、是又東西洋に通せんとする船の下碇する所也、近頃繁華、人口益盛也と云、

風俗

風俗大抵散土微斯の如く、男女共色酷だ黒く、衣服極めて麁略也、女は腰輪を用ひず、唯衲衣の如きものを着す、予等蒸氣車に乘し時左右前後に數百人雜遝す、其中色白き者あり、是恐くは伊斯巴尼亞人種ならん、土人性質狡猾にして、往々旅客を侵奪す、故に此港を過ぐるものは、大に心を用ゆると云ふ、家の製造は瓦石を疊み、至て巨大也、然れども山中に入りては、竹木を以て小舍を造り、我國の蝦夷舍の如し、是土人の家なるべし、巴那麻よりアスペンワル迄二十里許、更に水田を見ず、唯家の周圍に牛馬を牧し、或は芭蕉、椰子の類を植ゆるのみ、獸肉木實を以て平生の食となし、米を貴ばざる事、是を以て知らるゝ也、

時候

此地は北緯九度前後に在て、時候極めて炎熱なり、七八九月(我五月より八月末頃まで)頃は、降雨連綿止む時なし、予等此地に來りし時、彼四月末なれば、(我國三月)太陽北緯十一二度の處、其直下たるべし、然らば此地直下を去る、緯二三度なれども、却て日中には驟雨來り、忽ち炎熱を一洗す、夜は飛螢點々或は群蟲啾々、我國の秋景の如し、但し二至の時少しく涼氣を催し、二分の時は酷だ炎熱也、故に譬へば一年の中に、二夏二冬あるが如し、瘴癘の氣ありといへども、亞米利加地に比すれば、少しく薄かるべし、

草木

土地饒沃にして、草木夥しく菓實を生ず、其外砂糖黍、木棉、椰子、染料の類ありと云、予等此地に來りし時、

菓實大抵熟し、土人船中に持ち來る、メンルウ亞名、と云ふあり、其形木通に似て色青く、皮を去り肉を食ふ、味甘ふして大に美なり、ヲレンズ亞名、と云あり、其形橙の如く、味甘して蜜柑に似たり、ホンムカレン亞名、と云ふあり、我國の榴實なり、又コクナッツと云ふ、所謂椰子なり、又バナヽと云ふ、我國の芭蕉實なり、又バアムナテと云ふ、幹葉皆椰樹の如くして、實は亦た連球の如く、數顆一房をなす、皮を去れば堅實也、指環等に用ゆれば頗る佳なり、又ハイアウブンと云ふ、其形松實の如くにして大なり、葉は萬年青の如く、實頭に又葉を生ず、酸澁なり、又アイブリナと云ふ、其實堅ふして角の如く、形栗實の如くにして大なり、花旗人等是を用ひて、種々の細工をなす、或説にアスペンワル海邊之藻實と云ふ、其外多けれども、匆卒の間其名を問ふ能はず、

生物

此地は山嶽重疊、林藪茂密、其深き測るべからず、故に虎豹、豺狼、熊羆、猪鹿の類多く生ずと云ふ、又豚、羊、牛、馬常に牧ひ、家の周圍に群す、鳥は種々の奇鳥を産す、燕、雀、鴉、鳶の類は一切見ざりき、

貨幣

貨幣は新瓦辣那達にて鑄造せしを用ゆれども、船舶輻湊の處故、諸國の貨幣を合せ用ゆると云ふ、

物價

此地滯留せざれば、物價を尋ぬるを得ず、唯船中に持ち來りし菓實を沽ふに、ヲレンズ顆少許小圓銀一個、雞蛋五十個一大圓銀、我國の三方銀に當る、然らば銀位賤しうして、物價の貴き推して知るべき也、

蒸氣車

蒸氣車は、強壓力三百馬力にして、大車四輪は前にして、小車四輪は後にあり、器械を其上に設く、蒸氣管は後より火を焚き、前に烟筒あり、管の左右に氣筒諸管へ蒸氣を通貫する器械を云ふ、を設け、夫より鐵棍を出して、前後之車に接し、蒸氣其管中より左右の氣管に通貫して、鐵棍を動かせば、大車四輪皆運轉し、餘の小車從て轉廻す、第一車上蒸氣管の右に、我國の旗號、左にパナマの旗號を建て、中央には花旗國の旗號を建つ、又少許後に隔て半鐘を設く、是車の進退暗號の爲に是を擊つ也、又少許後に於て半鐘の如くなるものを設く、蒸氣是に觸れば、猛烈の聲出づ、是車路高低屈曲の節、

暗號の爲、是を鳴す也、第二車は小車四輪にして、上に薪水を貯ふ、第三車より皆長さ八間許、幅八尺許、高さ六尺許の屋臺の如きものを、小車八輪上に設く、總計六個を接續す、其接際は前車の後、從車の前、各々中央より幅四寸許、長さ六七寸許、厚さ一寸許の鐵棍を出だして、各一寸五分許の孔を上下に穿ち、其中を丸き柱にてしめ置く、是屈曲自由ならしむる爲なり、又左右兩端を鐵鎖にて繋ぎ、車路屈曲の所に至れば、其所に從鐵鎖屈伸して、進退更に逗滯せず、又小車八輪を前後兩端に分つて、其四輪は鐵を以て一車臺に接續して、鐵栓にて屋臺の下に結合す、是又車路屈曲の爲めならん、而して屋臺は左右三尺許に分ち椅子を設け、左右各十四個あり、傍に玻璃窗を設く、總計二十八個、中二尺の處通路なり、便所は後隅に設く、最後の車を以て上官の乘所となし、是を以て順とし、最下官は最前車に在り、故に上官使命する時は綱を引く、綱は總車に通貫し前車に達す、前車應すれば則鐘を鳴す、是によりて機管官進退をなす、車路は長さ一丈許の木材を横に土中に埋め、其上長さ一丈六尺許の鑄鐵製の圖〈如レ此き形のものを、車軸の廣狹に從て、凡そ五尺許の幅にして、左右兩側に列し、下の木材に打釘し、接際を平らかにして、車の遲滯なからしむ、又半里毎に必ず標材あり、是里數を知る爲めなり、鐵路高低ありと雖も、四五度を過ぎず、屈曲は方ならずして圓周に象どる、又パナマよりアスペンワル迄の間に、豫備の水を五六ヶ所に設く、其水は徑り四五尺、高さ三尺餘の鐵桶に入れ、六尺許の高地に置き、銅管を桶底より出し、直ちに蒸氣車の水桶へ入る、又薪水鐵棍處々に貯ふ、皆破損の時の備也、且つ車路大抵一道なれど、パナマ、アスペンワルに至りては、五道に分つ、而して其傍に電信機の銅線あり、二間餘の木材を一町許隔て、建つ、其上に鐵釘を打ち、夫へ青色の玻璃を設け、銅線其中を通貫す、之れを以て互に應酬して、豫め往來の期を知らしむ、故に兩車相逢ふの患なしと云ふ、扨車歩速なる、左右樹木あれども認むる能はず、車聲の喧き怒雷の如く、兩人相對するも言語明了ならず、而して行走の平なる、安然坐するが如く、文字を寫す事も爲すべし、時に硝窓を開けば、涼風前面より吹き來り、如何なる炎暑といへども覺へざる也、其奇巧の精密、唯々驚き入るのみ、

一ロノーク船大略

ロノーク船、長さ五十二間餘、幅八間半餘、深さ吃水四間餘、階數凡五層、初層は雜庫、二層は、舳の方は雜庫左右にあり、艫の方は雜庫及び士官房室なり、三層は、舳の方は左右皆士官房室にして、中央に食堂あり、卓子を設く、而して此處限隔を越へ、又左右に士官房室あり、中央處々に食堂を設く、艫の方左右は閣板なり、中央は水夫の食堂なり、艫端は醫官の房室にて、限隔をなして獨居す、四層は舳の方、船將コモドールの房室にて、左右に士官房室あり、此房室を管理し、我國官吏の房室となす、御奉行は船將房室の前にて、兩人一房に居る、其外房室の廣狹に從ひ、一人或は兩人同居す、從臣は房室を管理せず、士官房室の傍をとり、左右皆帆布を以て幕となし、中にはフランケット或は草席を敷き、順次を以て限隔をなす、但し御奉行、御目付の用人、給人は、三層の士官房室中の一を借り同居す、ホーハタンに比すれば、狹隘且つ粗略なり、從臣の房室を云ふ、 艫の方は庖廚所にて、左右に圊房あり、而して中央にて所々スピール 我國にて稱するかぐらさんなり、 を設けて、碇の上げ下げ皆此所に於てす、其外人數及職業を閲するも亦然り、五層は艫凡三個あり、皆四層帆なり、船具大抵四層五層に備ふ、砲窓は四層五層にあり、四層は左右各十八門、總計三十六門、二層は左右各十六窓、總計三十二窓なり、而して砲數總計加農四十門、ホーウヰツセル二門、五層前後に備ふ、蒸氣は船の中央にあり、暗車なり、俗にれり仕掛と唱へ、外より見る能はず、故に之を稱して暗車と云ふ、 器械は船中の中央に設け、半は水中に在り、車は船端にありて、外より見る能はず、其奇巧の精密悉く記す能はず、船中人數五百八十人、我七十六人を合て、總計六百五十六人なり、而して船中の美麗ホーハタンの比に非ず、上層より下層に至る迄悉く美也、尤千八百五十五年製造の船にて、諸器械新美にして未だ朽損せず、規則に至りては大抵ホーハタンに同じ、唯碇の上下又帆綱を引く時、兩人笛を吹き使令す、音樂は鉦太鼓を交へ奏す、其外ホーハタンに異ならず、

七日、朝陰小雨、午後晴、東北風、 辰後解纜、始め北に向ひ、一里餘にして轉じて東北に向ふ、逆風にして帆を揚げず、唯蒸氣を以て駛る、三十里にしてポウルトベロと云ふ處に至る、下碇して水を採る、

○寒暖計八十五度、

八日、晴、北東風、滯留、巳後四層にて、御奉行其外諸官吏浴湯す、艫端に設け、大盤にて足を洗ふのみ、從臣は岸谷の水を用て浴す、順次を以て行く、我第二船に乗り行きしが、谷水枯涸して浴すべき所なし、則ち潦水を汲み、纔かに手足を洗ふ、又海水を以て浴するもあり、各隨意にす、午後船上にて小砲及び槍劍の調練あり、其法ホーハタンに異ならず、唯何れも熟練せる故、之を見るに愉快なるを覺ゆ、未後解纜す、始め西南に向ひ、海門を出て轉じて東北に向ふ、海門の右に當り、奇形の小島五六個見ゆ、頗る絶景なり、而して其左右高山重々として天に聳へ、樹木森々として其深さ測るべからず、駛る一二里にして、日已に傾き、山色模糊として分明ならず、夜に入り涼風吹き來り、少しく炎熱を拂ふに足る、戌牌音樂を奏す、夜中音樂を奏する、唯此船に限る、

ポウルトベロ形勢

ポウルトベロ港、新瓦辣那達の一港府にして、北緯九度二十四分二十九秒、西經七十九度四十三分二十六秒なり、海門は西南に向ふ、其間相去ること纔に十二三町、周圍一里餘にして、左右皆山にして樹木鬱々たり、東岸に人家五六十許見ゆ、古昔イスパニヤのコロンビス航海の節、始めて此地を開發し、最古の港として都府を築きしが、把納麻の車道開きしより、其地日に繁榮に向ひ、此地自ら衰微し、今になりては極めて寂寥たり、唯山中ゆへ谷水多く湧き出づ、且つ深ふして船中に汲み入るゝに極めて便利なり、故にアスペンワル解纜、此處に至り水を採る、此水の價一カルロン一升八合餘たり、一セントの由なり、東西岸相去る十二三町にして、東岸に人家五六十軒許見ゆ、而して其谷水の西岸にありて、女一人竹の如にして低節なるものを以て、極めて粗略なる小舍を作り、其處に居る、人疑マヽを爲さゞるはなし、或は云ふ、常に東岸にありて幸なれば、此處へ來る也と云ふ、扨此處は山嶽峨々として其深を測るべからず、故に猛獸毒蟲多く、動もすれば人を螫食す、或人此小舍にて、イコマナ亞名、と云ふものを見る由、其形ち半身蛇の如く、腰より以下は鮫の如くにして灰色なり、頭より尾迄大略二尺二寸餘、夷人其小砲を以て取り得て之を食す、其外奇木異草多と雖も、匆々の間探るを得ず、

○寒暖計八十四度、
九日、朝陰、巳後晴、北東風、又東北に向ふ、逆風にして帆を揚る能はず、唯蒸氣を以て駛る、午後寅卯の風に變ず、雨三帆揚げしが、波濤烈しく船搖動して、什器時あつて轉倒す、扨今日は船中の大洒灑にて、上層中層殘らず水を灑ぎ、房室内居るを得ず、尤一器物も置くを得ず、各所を擇て之を納め、其間上層に移り居ること二時計、甲板上坐する所なく、或は立ち或は腰を掛け居たりしが、上層舳の方より十間許り隔て、床几二個宛左右に並べ、其上に赤色の花形の米利堅の紋印なり、大服紗を藉き、艫より板へ載せ、藍色花の服紗を以て覆ふたるものを持出て、其几上に載す、其所以を尋たれば、昨夜水夫兩人病死す、因て今日水葬する也、半時許過ぎ、船將士官七八人傍に列し、僧侶一人死骸の前に立ち、各冠を脫て讀經する半時許、終て音樂を奏し、死人を舁き船の中央より水中に投ず、二人は右にし、一人は左にす、其死骸全身帆布にて包み、足には十貫目許の鐵丸を絞り付く、水面に浮まざる様にす、右の葬式極めて鄭重にして、水夫たりとも船將悲歎の色外に顯はる、午後洒灑終り各房室へ入る、其間什器の運送雜遝を極む、洒灑ごとには必ず如レ此し、從臣の者煩しきに堪へず、未後波濤愈烈しく、中層砲門に漲り入る、黃昏後北に向ふ、風波烈しく船頻りに搖動す、什器轉倒あつて破碎す、夜半少しく穩かなり、
○寒暖計八十四度、○昨三時より今正午迄九十一里、○北緯十度五十八分、○西經七十八度五十九分、
十日、晴、午後驟雨、北東風、今日西北に向ふ、北より西へ二分向す、横帆を揚げしが、元と順風ならぬ故か、舟步疾からず、扨此邊に至り、日中のみ炎熱烈しく、夜に入り大に涼氣を催す、波濤靜にて船搖動す、
○寒暖計八十三度、○正午迄百十九里、○北緯十三度四分、○西經七十九度三十一分、
十一日、朝驟雨、巳後晴、北東風、又西北に向ふ、順風ならざれども横帆を揚げ駛せしが、波濤穩なるゆへか、舟步昨日の比に非ず、午後一奇鳥を見る、其形羽翼は黑と綠青との交りにして、脊は全く綠青也、腹は朱色、首は綠青にして、長毛あり、喙黃色にして短く、尾は下毛は白く、中毛は黑くして皆短し、上毛は長さ三尺計りにして、半は綠青、半は紺青なり、孔雀の尾に似たり、全身纔に五六寸なり、名をトロケンレスフレントと云ふ、

外に形ち鷽の如く、色紺青にして、羽翼の間黄色を交へ、長さ一寸五六分許なるを見る、其名を問はず、又一鳥あり、名をビハラケートと云ふ、羽翼は蘭黄色にして、腹は青黄なり、喙は上喙曲り下喙へ廻る、色臺の薄赤なり、形鳩の大なるものに似たり、而して能く人言をなす、何れも南亞米利加の産と云ふ、黄昏より涼氣にして、單衣にて尙冷なり、

○寒暖計八十二度、○正午迄百三十七里、○北緯十五度四十四分、○西經八十度十分、

十二日、晴、北東風、又北西に向ひ横帆を揚げ駛る、波濤靜にして舟更に搖動せず、夜中は大に涼氣を催して、衾を用ひざれば寢する能はず、予フランケツト一枚を覆ひ寢ねしが、寒冷身に徹して、屢々眠を醒す、

○寒暖計八十二度半、○正午迄百八十三里、○北緯十八度廿四分、○西經八十二度三十四分、

十三日、晴、北東風、又西北に向ふ横帆を揚げ駛る、午牌北に向ふ、帆を揚ぐる能はず、唯蒸氣を以て駛る、未牌右に當り、五六里隔て一大島を見る、是乃ち古巴島也、按に、此島は西印度群島中最大島にして、伊斯巴尼亞の所領なり、北緯十九度五十分より二十三度九分に至り、西經七十四度八分より八十四度五十八分に至る、我國の三百九十五里二十二町、幅は我國九里三十二町より五十二里十一町餘に至る、而して人口百三十一萬五千七百九十九人と云ふ、卽ち今貿易盛に行はれ、殊に烟草の名産ありと云ふ、或說に、此一島花旗國にて買求んと相談に及ぶ、イスパニヤ保受に從はずと云ふ、此島土脉膏腴にして、物產豐饒なるが爲めならん、今次遠見し過ぐるのみにて、其形勢を深く探る能はず、遺憾なり、未後上層にて、水夫海中より魚一尾を釣得たり、紺色の鬚頭上より尾迄に達す、首は俗にアマ鯛と云ふに似て、眼下より腹に至り黄色なり、全身紺黑の交り也、名はトロフビンと云ふ、黄昏古巴島に近き、纔に一二里を隔つ、平衍の地、樹木繁茂し、海岸燈火臺を設け太陽に映ず、爛々たり、其處をケーブサンアントニオと云ふ、夜大に涼氣を催し、單衣のみ服する能はず、

○寒暖計八十度、○正午迄百七十三里、○北緯二十一度十七分、○西經八十四度二十九分、

十四日、晴、北風、今朝に至り東北の中心に向ふ、横帆を揚ぐ、波濤穩にして船搖動せず、今朝に至り古巴島遠

く十六七里も隔つ、遙に見ゆるのみ、扨花旗人と談話し、其内要領二を得たり、一は彼國にては、男子二十一歳、女子十八歳に至らざれば嫁娶するを許さず、飲酒も亦同じ、必ず男子三十歳、女子二十歳に至るを待て嫁娶すれば、年月久き間、自然密婬行はるゝのみならず、又人種の繁育を毀ふあらん、一は風船なり、是極めて奇功なれども、實用に用ゆべからず、唯一時の興になすのみ也、其所以は風に從ひ行くゆへ、時として大に方位を失ひ、東へ行かんとして西に行くあり、其害計るべからず、故に今此船に乗る者を誹謗して、癡愚の至りと云ふ、

○寒暖計七十六度、○正午迄百九里、○北緯二十二度五十七分、○西經八十三度四十四分、

十五日、晴、東風、又東北の中心に向ふ、波濤穩なること前日に異ならず、午牌花旗船一艘ローノックの右を過ぎ、互に船號を稱して、各禮をなして駛る、又此方に當り、米利堅の內花地近島、セイベロと云ふ處の燈火臺遙に見ゆ、其高さ百五十四フートと云ふ、是を過ぎ一時許にして、フロリダ岬を過ぐ、遙に見るに小島の如し、未後大調練あり、緩急ある如く、各我詰の控へ場に、各器械を携ふ、暫くして終る、黄昏フロリダ岬已に過ぎ、燈火臺彷彿遠く見ゆるのみなり、夜風波同じ、炎熱少しく烈く、夜半といへども冷氣を覺へず、

○寒暖計七十九度、○正午迄百七十里、○北緯二十四度三十七分、○西經八十度四十八分、

十六日、晴、北風、夜西風、今朝忽ち北に向ひ駛る、波濤の穩なる前日に同じ、唯逆風にして帆を揚ぐる能はず、是によりて舟步速ならず、一時纔に五六里を駛る、巳後船中の大洒灑にて雜遝を極む、扨此二三日、よく諸國の船左右に通行し、其數計るべからず、何國の船や分明ならねども、東洋海にては一船を見ざりし時に比すれば、自ら孤旅の助けを得たる心なり、夜半西風に轉ず、横帆を揚げ、風強ふして舟步速なる前日の比に非ず、乃ち蒸氣を止め、唯風勢を以て駛る、此船元と暗車にて、順風には是を用ひざれば、却て速なりと云ふ、ホーハタン如きは、左右車却て風の妨げになるゆへに、順風と雖も暫時も蒸氣を止むる能はず、然どもホーハタンは早脚船も同にて、風の順逆に拘らず、速に駛る事ローノックの比に非ず、

○寒暖計七十九度、○正午迄百八十二里、○北緯二十

七度二十四分、〇西經七十九度四十一秒、
十七日、晴、西風、少轉して又東北に向ふ、東方二分許に向ふ、順風數帆を揚ぐ、舟歩頗る速なり、午後風止み舟歩少しく緩なり、唯濤波の穩なる事、座上に居るが如し、蒸氣器械少々破損あり、修覆の間蒸氣を止め、唯帆を以て駛る、此邊の緯度にては必ず冷氣ならんと思ひしに、豈計んや酷の炎熱にて、夜半尚止まず、各單衣を用ゆ、〇寒暖計七十八度、〇正午迄二百二十三里、〇北緯三十一度五分、〇西經七十九度四分、
十八日、晴、東北風、午後東南風、又東北の中心に向ふ、逆風にして帆を揚ぐる能はず、唯蒸氣を以て駛る、巳後ピストウル調練あり、乘船後此に於て始て之を見る、其簡略極めて便利なり、未後東南風に變ず、帆を揚ぐ、扨船中にて養ひ置きし奇獸あり、予今日始めて見る、マハモンケと云ふ、全く我國の狝猴なり、唯尾の長さ大抵二寸五六分許、樹木を上下する事尤巧にして、長尾を以て枝葉に搦み、左右に轉じ行く、其自在なる事手足の如し、一は亞名ラグンと云ふ、形ち狸の如く、口頰細く、尾は兎毛の如く、長さ二尺許にして、全身の長さ一尺六七寸、柳色なり、何れも南亞米利加產と云ふ、
〇寒暖計八十二度、〇正午迄百四十六里、〇北緯三十三度三十八分、〇西經七十八度四十二分、
十九日、朝晴、午後雲霧、北風、又東北に向ふ、東方一分に向ふ、逆風にして帆を揚ぐる能はず、午後雲霧濛々咫尺を辨ぜず、海上暗夜の如し、是によりて一時毎に半鐘に似たるものに、蒸氣を吹き掛け、猛烈の笛聲を發す、夜に至れば空砲を發して暗號す、是船舶相觸れ、互に破裂の患を避くると云、扨昨日は殊の外炎熱、單衣を用ひ尚流汗す、然るに今日に至り忽ち寒冷、袷衣二襲を用ゆ、其氣候の不順、衆皆困却す、夜雲霧尚濛々たり、
〇寒暖計六十七度、〇正午迄百七十三里、〇北緯三十六度三十四分、〇西經七十四度三十分、
廿日、雲霧、東風、又東北に向ふ、東方一分に向ふ、横帆を揚ぐ、舟歩頗る速なり、午後船の左りに當り、遙に燈火臺見ゆる、ニウヨルク近島ハネヱゲットと云ふ處なり、此邊已に地方に近く、船舶往來織るが如し、未牌後導舟子スクネエル船に乘り來る、申後船の左地方連々見ゆ、是ニウヨルク近地と云ふ、雲霧糢糊、其形勢分明ならず、又燈火臺見ゆ、ヌーテョイテーと云ふ處なり、黃昏忽ち西に轉じて駛り、半時許にしてサンデホック

と云ふ處に至り下碇す、此處ニウヨルクを去る纔に廿里我國の十里弱なり、と云ふ、海門東南に向ひ、左右皆山、而して東北ロングアイランド島名、長さ九十六里とも云ふ、を控へ、頗る良美の大灣也、唯淺ふして巨舶岸に至る能はず、故に岸を去る一二里にして下碇す、今宵ニウヨルク港に至んとして、俄かに華盛頓府に先づ至るべしと、政府より注進あり、華盛頓府此を去る事百五十里餘、既に已に過ぐ、今又其地に向ひ行くは、兩次の勤勞なり、是によりて評議區々一決せず、暫時此處に下碇す、士官水夫大に不平を鳴し、予等に對して華盛頓ノウグウドと云、則ち宜しからずと云ふ義なり、予等もニウヨルクに至る心得にて、其豫備ありしが、忽ち變じて華盛頓行となり、兼日の豫備空しくなりにける、水夫の不平亦尤も也、戌牌大鼓を擊ち且つ笛を吹き、空砲一發して終る、是碇泊間夜の儀式なり、

○寒暖計六十一度、○正午迄百八十三里、○北緯三十九度二十一分、○西經七十四度十一分、

是よりニウヨルク迄七十八里、サンデホック港北緯四十度廿七分七秒、○西經七十三度五十八分八秒、

廿一日、雨、東風、滯船、卯牌始め空砲一發す、然る後太鼓或は笛を吹く、是碇泊間朝の儀式なり、申牌蒸氣船一艘來る、小船なり、是ニウヨルク砲臺奉行なり、今日日本使節携へ來りし砲は、新聞紙にて其名を聞し故、一見の爲め來ると云ふ、彼の職業に親切なる事、是を以て知るべし、今日に至り評議尙決せず、船中一人として華盛頓行を欲する者なし、故に如此しと云ふ、抑此邊大に寒冷にして、日中と雖も絮衣二枚を重ぬ、尤時候宜しからず、連日糢糊として晴れず、船中唯鬱々たり、我國の人尤速に上陸を欲すれども、萬事彼に任せしゆへ、何事も意の如くする能はず、是又不平を鳴らすのみなり、此處にて我國三月三日の條を聞く、新聞紙を以て達す、

○寒暖計五十四度、

廿二日、晴、東風、今日始めて華盛頓行に決す、巳後解纜す、始東方に向ひて、サンデホック地方を過、申牌忽ち大洋となり、渺望一山をも見ず、夜寒冷身に徹す、

○寒暖計五十五度、

廿三日、雨、未後晴東風、今日は西方に向ひ駛る、舟歩頗る速なり、然れども波濤稍高く船搖動す、辰後砲門より雨水洒ぎ入り、予等の房室膝を入るゝ處なし、未後雨止み

房室内に入りしが、濕氣未だ除かず、安居するを得ず、未牌後水夫一人病死す、船上にて葬式を行ふ、其儀式前の如し、中牌舟の左に花旗國の蒸氣船一艘見ゆ、互に船號を唱ふ、彼船にて一砲發す、ローノックにては祝聲を發するのみ、中後船を省（マヽ）に當り、地方連々見ゆ、地名ホインユフホーチと云ふ、此處より忽ち西に轉じ駛る、黄昏後ハムトロドウと云ふ處に至り下碇す、始め流星火を發し、然る後音樂を奏す、日已に傾きぬれば、其地の景色更に見る能はず、燈火左右に點々たり、

○寒暖計五十九度、○正午迄百八十八里○北緯三十七度二十七分、○西經七十四度四十一分、

廿四日、晴、東北風、午牌華盛頓府より小船一隻來る、是よりチエスピイキと云ふ川を泝る、此川淺ふして大船通ずる能はず、故に此の河火輪船を以て迎ふ、其裝ひ美を極む、名をフラデルヒヤと云ふ、大略下に記す、未牌御奉行等一統其船に乘移りしが、ローノック船にて祝砲音樂を奏す、フラデルヒヤ船にても音樂を奏す、其人員二十人餘、何れも赤羅紗を着し、冠は鳥毛の飾りありて美裝なり、夫より半時許、又音樂を奏して解纜す、ローノック船にて、水夫檣頭に登り祝聲を發す、其塲大に賑ひける、是より半里餘駛り、ハムトロウヅ岬の内ウイチエニヤと云處に至て上陸す、諸流朝宗の所にて、砲臺を備へ嚴重なり、大略下に記す、暫時一見するのみにて又乘船、西北に向ひ駛る、半時許にしてチエスピイキ川に至る、黄昏の風景模糊分明ならず、夜半ポトメキ川に入る、即ち華盛頓府への通川也、夜中晴黑、其形勢見る能はず、

廿五日、晴、東風、朝ポトメキ川の西岸、エベンスポウトと云ふ處に至り、暫く下碇す、人戸數（マヽ）十、左右皆廣衍、樹木繁茂す、ポトメキ川に入しより、此處迄六七十里ありと云ふ、亞の里法、而して幅廣きは十里、狹きは二三里なり、水色赤し、是を去る三里許にして、川の中央に一島あり、戸口二個見へ、岸を離る丶事十二三町許にして地卑し、遠見するに水面と同じく平なり、小船十餘艘下碇す、是通船便利の爲め設くと云ふ、又駛る事一二里にして、西岸樹木中、白堊を以て飾りし巨大の家見ゆ、是華盛頓墓所にして、地名をイマンウッと云ふ、頗る閑靜なり、又二三里駛り、東岸に一砲臺あり、砲門五十許、小なれども其經營ウエチーニヤ砲臺に異

ならず、又駛る二三里にして、西岸に繁華の地あり、地名アレキサンデルと云、是華盛頓都府の良港也、街道縦横、美屋軒を連ね、人口九千と云ふ、川岸數所に棧板を設け、碇泊又は運送に便にす、此處を過ぎし時、船中音樂を奏す、街中の士女數百人雜遝して棧板に立つ、或は冠或は白帛を振ふて禮す、外に小船に乘り來り見るもの前後にあり、何れも男女數十人船頭に立ち、各聲を發して禮す、其鄭重實に驚入なり、夫より二三里にして華盛頓に至る、上陸する事一里許にして旅館に投ず、（大略下に記す、）時已に未牌也、予後る事一時許にして上陸す、岸頭より車馬に乘りしが、左右前後男女雜遝予を見んと、或は車馬或は步行、各冠を振ふて禮す、甚しきは予等の車馬に接し、握手せんとするものあり、頻しきに堪ざる程也、御奉行上陸の節は、始め船上にて音樂を奏し、陸上にては小砲隊を備ふ、着岸し一町許行き、各車馬に乘らる、彼の警衛、前には下官の者數人列す、其次には赤羅紗を服しける者數十人音樂を奏す、其次に小砲隊赤青白の色を分ち、左右一行に列す、後隊又小砲隊にて固め、騎馬隊其間に交列す、其盛んなる驚くべし、一バタイルオン騎馬隊一コンパニイならんと云ふ、且つ路傍の觀者、或は車馬或は步行、其雜遝幾千人なるや計るべからず、予此時に當り、行李の運送に管れ、其嚴裝を見るを得ず、旅館に至り他の傳聞によりて之を記す、

ハムトロウヅ港形勢

ハムトロウヅ港は、ゼームス川朝宗の所にて、幅二三里なり、其西岸卽ちハムトロウヅなり、美屋數千、皆瓦石を以て作る、中央に長さ十間許の巨大の高樓、岸に傍ふてあり、船中より之を望む、尙分明に見ゆ、是避暑樓也と云ふ、地形單衍にして山を見ず、海門は東北に向ひ、左右に岬あり、右をケープチャアルスと云ふ、左をケープヘルレエと云ふ、壓瀾海より入り、此兩岬を過ぎ、二道の川あり、一道はチエスピイキと云ふ、幅三十里、北より流る、百里許泝り、又二道となる、一はチエスピイキの本流、一は華盛頓府に通ずる川也、西北より流れ來る、幅廣さ十里、狹きは三四里、行程百二十里にして、川名ポトメキと云ふ、淺ふして巨舶通ずる能はず、河火輪船にて往行す、予等も亦之より過ぐ、左右平衍にして樹木蓊欝、或は人家ありて白田を開くを見る、一道は卽ちゼームス川なり、此入

口をウイネユニヤと云ふ、地名、巨大の砲臺也、六稜郭にして、周圍一里許、其形如レ此きにして、下層煉瓦石にて疊み、砲室深さ六七間にして、その限隔の厚さ四五尺、砲窓の厚さ三四尺にして、虛隙は皆堊灰を塗り固塞す、上層は即ち護胸壁なり、門外は屛翳ありて、砲窓二十個を備ふ、而して六稜の下層は、前は十四窓、左右は六窓宛、總計百七十六窓なり、外豫備の砲二百門あり、六十ポンドより百三十ポンドに過ぎず、郭の周圍濠を掘り、深さ一丈餘にして岸皆石を疊む、郭內中央に兵卒等の居家あり、其傍に火藥庫を造る、其構結の精密實に驚べし、唯匆卒深く探ぐるを得ず、遺憾なり、是より一里餘隔て、川の中央に砲臺を築んとす、即ち今經營の半にて、數千の船舶輻湊、諸材を運送す東岸は渺々として分明ならず、是より少しく泝り、又二道に分れ、一はゼームス川本流にして、一は東より流る、又是を泝れは、ノウボックと云ふ處あり、大艦巨舶と雖も、此處に通ずと云ふ、予等行て見る能はず、此地の形勢を察するに、諸流朝宗の所にして、幅の廣さ海の如し、而して華盛頓府への行程二百二十里、淺して大艦通ずる能はず、其咽喉の所には必ず砲臺を設け、警衛極めて嚴重なり、大敵豪賊たりとも、容易に闖入する能はず、華盛頓の遠謀是に於て始めて知る、

フラデルヒヤ船大略

フラデルヒヤ船は河蒸氣船にして、舟の中央に天秤の如きものありて、長さ一丈餘、高く船上に設く、蒸氣の貫通に從て低昂す、左右車亦之に從て運轉す、帆力を借らず、器械は下層に具ふ、長さ二十二三間、幅四五間許にして三層あり、初層は雜庫及び水夫房室なり、二層は舳の方食堂にして、縱五六間橫三四間なり、其一房限隔ありて、左右に房室あり、其中央は蒸氣器械を具ふ、其左右房室は庖廚處にして、每房割烹を異にす、周房、結髮所皆此處に備る、艫の方は中央に大桶を置き、水或は氷を貯ふ、三層は舳の方、左右に房室各十五個ありて、總計三十個、房は左右房の隅にあり、中央に蠟石製の卓子を設く、外に天鵝絨にて飾りたる椅子を五六個設く、房外縱五六間橫三四間にして、帳隔あり、御奉行等皆此處に居る、又其次に左右に房室あり、一房に閣板を設く、上下一人づゝ臥す、左右二十二個、總計四十四個、右房は從臣の房室、

左方は花旗人の房室、此處中央に又蒸氣器械を備へて、其前後に蠟石製の卓子を設く、艫の方は楫左右する處なり、大抵舟は舳の方にて楫を左右す、今此船艫にて左右するは、思ふに是より繩索を通貫するならん、每房白堊にて四面を塗り、金色に鏤め、際限の前後には必ず鏡臺を立て、且つ釣り燈籠處々に設け、席は花氈にて、一として美ならざる事なし、飲食は皆彼より饗應にて、酒五品許、下物多くして其數を知らず、大抵鳥獸の類にして、砂糖或は氷等を用ひ、數種の形容を拵へ出す、其盛なる事人目を驚すに至る、

華盛頓府

廿六日、朝陰、後晴、巳 滯留、嚴禁ありて戶外一步も行く能はず、花旗國の男女、或は車馬或は徒行、我國人を見んと旅館に來り、雜遝を極む、

○寒暖計不レ試、

廿七日、晴、滯留、今日も同じく、花旗人旅館に來る事一刻も絕へず、雜遝なり、扨他國の什器を好むは、何國も同じ事にて、今華盛頓に來り見るに、小兒に至る迄、我國の什器を好む金玉の如く、一片紙と雖も貴み重ず、況や珍物に於てをや、予房室は花旗人出入の場にて、日々數種の什器を携へ來り、貿易せんと欲す、戲れに一片紙を投ずれば爭ひ拾ふ、甚しきに至ては、一片紙を得んとして、重器を持ち來るものもあり、笑ふに堪へざるなり、

○寒暖計不レ試、

廿八日、晴、滯留、午牌御奉行等始めて大統領居宅を訪ふ、今日は始めての會禮にて、御奉行、御目付は狩衣を服し、兩組頭は布衣を服す、調役より徒目付迄素袍を服す、外皆熨斗目麻上下なり、各一車に乘り、御奉行には上等の士官一人付き副ふ、組頭より徒目付迄は、下等の士官一人付き副ふ、班列は外國奉行組頭一車に乘り前列す、夫より新見使君、村垣使君順次を以て列す、御奉行より徒目付に至る迄一槍を建つ、御奉行は徒士四人、近習中扈從兩人或は一人なり、彼の警衛は、前に霜降色の羅紗を服したる者數十人前列す、次に猩々緋の羅紗を服したるもの數十人、音樂を奏す、左右に小砲隊士六十八人一行に列す、兩人騎馬にて指揮す、外に步兵總官四五人前後にありて、各劍を以て指揮す、其警衛嚴重也、路傍には男女雜遝、或は徒步或は乘馬或は乘車或は階上より、寫眞鏡にて圖

せんとす、其人員の多き、幾千人なるを知らず、是亦美觀なり、唯御奉行等定格の行裝を爲す能はず、各輕裝にて行くこそ遺憾なり、歸路之に同じ、扨大統領ヒヱカウン居宅は、旅館より西北に當り、相距る事七八町、北に向ひ前一町餘等、圓形に庭園を作り、周圍皆鐵柵を建つ、左右に出入戸あり、皆鐵製の一葉戸なり、中央に玄關あり、其入口に三兩階の石級あり、是を渉り十歩許にして玄關内なり、前は横七八間にして、（奥行縱き也、）四五間許也、四面は白堊を塗り、其上に金色を鏤め、悉皆花氈を用ゆ、中央に釣臺あり、其形旅館に同ふして少しく美を加ふ、奥は左右に出入口あり、是を入り長さ十間横三間許廊下の横にありて、釣燈籠二個を設け、傍に彫刻の人形、（首より胸半迄なり、）白堊にて塗りたるを架上に安置す、是華盛頓の像と云、其傍は三房室にして、何れも金色の鏤めたる木綿布の如きものを四壁に張り、天鵝絨にて飾たる椅子五六個を設け、中央には卓子上に盆花を置く、御奉行等は中房にして、属官は其右房にあり、此廊下の左に大廳あり、（是玄關の傍に當るなり、）其裝ひ極めて美麗なり、是今日應接の處なり、又玄關の右縱に廊下あり、是より内室に入るなり、廊下の入口は、正面は鐵製の鷲を金色に塗り、木刻の鹿頭上に置く、是亦奇なり、全家の高さ四五層なり、何れも美麗人目を驚す、唯結構我國と異にして、皆瓦石を疊み、毎樓其廣狹に隨ひ、高さ一間餘、横五六尺許の玻璃窓一個或は二個を設く、其形ち方橢の異あり、且白堊上金色を鏤め、我國の寺院の如にして、更に風雅の趣なし、尤貌列志天德の居宅なれども、城郭を經營せず、他の家に異ならず、唯海岸の要地に砲臺を設け、此を堅固一にするのみ、蓋し花旗國は共和政事にして、一私に行ふを得ず、善惡吉凶皆衆と之を同じ、内亂は決してなき事とする也、故に内を守るは粗にして、專ら外寇を防ぐのみ、扨應接は極めて簡易也、始め御奉行等各房に居り、暫くして彼より導者來りて應接所に伴ふ、大統領等互に一禮して退く、夫より半時許にして、又彼より導者來りて又應接所に迎ふ、大統領更に威を張らず、衣服は黑羅紗にして格別の飾りなく、出入の時に警蹕せず、平人に同じ、其座には事を管する者は勿論、婦女子たりとも裝飾して左右に列し、男女の別更に無し、始會する時各冠を脱て手を握る、然る後談話に及ぶ、其應接は予等

居りし所の傍にて、少しく頸を伸せば悉く見ゆ、尤衆人戸外に立ち見聞すると雖も、誰ありて制せず、親戚私覿の禮に異ならず、一時許にして各房に退く、其他事務宰相宅に至られしも亦同じ、婦人傍に居るのみならず、互に手を握り情を合すと云ふ、午後歸館せられ、未後議事堂及び事務宰相セケレタリイ、金藏方セケレタリイ、海軍方セケレタリイ、書翰差立方頭役自國事務セケレタリイ、貌利太尼亞ミンストル寓居へ行き、門外にて一禮せられしのみにして歸らる、其外に佛蘭西ミンストル、阿蘭陀ミンストルにては、暫時應對あり、申後歸館せらる、其節の陪從中扈從一人、極めて輕裝、尤車馬に乘らる、

○寒暖計不ㇾ試、

廿九日、陰、滯留、未牌御奉行等魯西亞、英吉利ミンストル寓居へ行く、魯西亞ミンストルにて酒菓を出して饗應す、陪從に至るまで丁寧なり、英吉利ミンストルは不在の由なり、歸館後大統領へ進呈の物を閲しけるに、甲比丹の願にて、殘らず寫眞鏡を以て寫す、夜戌牌後事務宰相居宅に招かれ、酒肴を出し、且つ數百人の美女を裝ひ舞をなし、大に座を賑はす、其饗應極めて盛なり、亥牌歸館せらる、

○寒暖計不ㇾ試、

晦日、陰、時々小雨、滯留、巳後魯西亞ミンストル來る、午後旅館より南東に距る二町許にして失火あり、始め半鐘を打ち人を集む、然るに我國と異にして、道路群集する人なく、縱へ四隣と雖も恬として管せず、或は讀書或は談笑して悠々たり、唯防火夫、龍吐水或は革管（水揚げの道具なり、）を携へ走るのみ、蓋し花旗國の家、瓦石を以て疊み、高さ二層より七八層に及ぶ、故に失火あれば、家中の木材のみ消滅して、必他に連燒せず、唯高樓動もすれば人を傷ふ、是を以て專逃ぐるを主とするのみ、後に至り紙に繪き、各港の街々四通五達の地には、失火札を張り遠く知らしむ、是當所の法なるべし、

○寒暖計不ㇾ試、

四月朔日、晴、滯留、今日はソンデイ、（日曜なり、）市中何れも商賣を止め、此日には說法の類を聞くと云ふ、午後陪從の面々遊步を許され、御小人目付一人、御普請役一人、定役一人、都合三人、外に土人一兩人付き副ひ、始め西北に出で、一町許にして巨大の家あり、長さ一町

許、横半町許、皆瓦石を積み、周圍石柱を用ひ、圓徑三四尺なり、四面白堊を塗り文采を鏤は、是外國事務宰相の居宅と云、御奉行等事あれば、此居宅に行き其事を辨ず、是より左折して二町許行き、貌列志天德の宅の前に出づ、其右方に周圍七八町許の庭園あり、滿地皆細草或は小木を植ゆ、中央に石垣を高さ七八尺に築き、其上には躍踊せんと、兩足を高くかゝげたる悍馬に、一劔を帶たる米人跨りたるを、銅にて刻み安置す、是ゼネラールチョキソンの像なり、古昔英國と爭ひあり、戰功を奏す、今商衆に重ぜらるゝと云ふ、一見終りて西南に向ふ、五六町許行き、左右に巨家軒を連ぬれど、道路寂々たり、此商家に非ず、必ず士官の家ならん、是より曲屈數町にして左折すれば、廣衍の地あり、周圍に鐵柵を構へ、中に巨大の家あり、其傍に水道あり、是を行く三町許にして、川に沿ひ平衍の地あり、細草繁蕪す、一房あり、屋を設けず、周圍三間餘、其中に長曲条を三方に設け、入口石堵に似たるもの三兩個あり、是れ乃ち休憩所なり、眺望頗る妙にして、華盛頓府の形勢一目瞭然たり、休憩一時許にして去る、夫より又前道を過ぎ、右折六七町行き、又一の庭園あり、總管前に同ふして、中央の石擅上に、平步の馬に一劔を帶したる像を安置す、是華盛頓の像と云ふ、頗る雄壯なり、此より乃ち歸路に向ひ、屈曲十五六町にして旅館に至る、時已に申牌なり、扨今日は始めての遊步なれば、嚴命ありて一步も他に行く能はず、唯導者の意に從ふ、尤繁華の地に行くを禁ぜしと見え、寂寞の地のみを擇び導く、衆皆不平を鳴せども、又是如何んともする能はず、然るに花旗人我等を一見せんと道路雜遝、各相親んと握手す、又父母其三四歲の小兒を提携し、握手合吻を願ひ、左右を離れず、其情の厚き此の如し、夜旅館內別房にて、是前に記したる說法の所なり、ヲルーゲンを彈じ、御奉行をして聞かしむ、陪從の者亦其席に列するを得る、胡晋風韻少して聞くに足らず、

○寒暖計不レ試、

二日、晴、申後雷、滯留、巳後御奉行等バテントオフユシヤ博物所と云ふ義也、に行く、旅館より東に向ひ、八九町許にして右折し、一二町行けば卽ち其家なり、巨大の作りにして、高さ五六層也、始め二層に至り、暫時休憩す、夫より二層に上れば、左右前後に閣板を數次重ね、禽獸魚

蟲の枯骸を並ぶ、其形ち生きたるが如し、其外萬國の什器を列す、其數幾萬なるを知るべからず、御殿女中の衣服、又草莖烟管の類兩三品を見る、此一房を過ぎ、又一方に入れば器械の雛形あり、是又其數知るべからず、故に一品の器械を尋ぬれば、衆品見る能はず、衆品を見れば何器たるを問ふ能はず、唯茫然目を驚かすのみ、且つ花旗人男女雜遝、予等一器を認れば、左右前後に群り混雜を極め、暫時も足を止むる能はず、此器械を見んとして、却て彼の見ものとなる也、予暫時休憩せんと、椅子に腰を掛けしが、前面に花旗人數十人立ち並び、其内十三四歳の小兒兩人來り、雙子と見へ容貌顏色少しも異ならず、何れ兄何れ弟や分つ能はず、言語通ぜざれども予と相親み、互に手を握り交情を盡す、又其母と見へ傍にあり、屢々談話すれども、何事か更に解し得ず、後漸く察するに、右兩人成長次第日本へ遣はすべし、長く親み呉れよと、鄭重に賴みしと見へたり、其情の厚き袖を濕しける、其外衆男女手を握り合せんと爭ひ來り、一手に兩手を握るに至る、午牌後歸館す、申後又忽ち黑雲簇り、雷鳴轟々大風雨となる、暫時にして快晴なり、

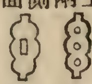
○寒暖計不レ試、

三日、晴、滯留、巳後御奉行大統領居宅に行き、條約書に押印せらる、陪從中扈從一人なり、午後歸館す、未後阿蘭陀ミンストルの寓居に行かれしが、美酒美菓等出す、殊に美女を集め舞をなす、其饗應の盛んなる、言語に絕すと云ふ、申後歸館せらる、

○寒暖計不レ試、

四日、晴、滯留、巳後御奉行等議事堂に行く、予陪扈するを得ず、午後歸館せらる、夜旅館別房に於て、妓舞を催して饗應す、予等も侍るを得、其舞容大抵サンドウヰス島に異ならねども、唯バイレールと云ふものを（前に記す、）彈ず、音樂を奏せず、彈者皆入口の二階上に列す、舞子は下に列す、其數多くして知るべからず、何れも美裝をなす、衣服は腰輪を用ひ、數種の文采を綴り、首には綵花を戴き、男女十六人組合せて、互に手を取り圓周して踊る、或は少女一人にて踊り、終ひには衆男女、互に組合せ隨意に踊る、其舞容我國と雲泥の異なり、何曲たるや更に解する能はざれども、何れも美顏白玉の如く、加ふるに美裝を以てす、其容色何物にか譬ふべきや、誰あつて驚かざるものなし、

○寒暖計不レ試、
五日、晴、滯留、巳後御奉行事務宰相居宅に行き、午後歸館せられ、未後チビヤールルトに行かる、予陪扈するを得ず、
○寒暖計不レ試、
六日、晴、滯留、申後御奉行等大統領の居宅を訪はる、酒宴の饗應あり、尤陪從の徒に及ぶまで、極めて盛なりと云ふ、酉牌歸館せらる、
○寒暖計不レ試、
七日、晴、未後雷雨、滯留、午後遊歩を許され、旅館より東に向ひ、三四町許行き右折し、二町許にして橋あり、長さ廿間横二間許、柱桁梁及び其外、欄干等皆鐵也、木材を用る所は、桁上人の往行する所に用ゆるのみなり、欄干上には小鐵棒を左右に渡す、半圓の形にして卑し、丈の高き人は、身を踞て通るを得、是車馬往行を許さゞる爲めなり、是を過ぎ十歩許にして、鐵柵を構へたる廣衍の地あり、其入口幅一間許にして、中央に兩材を立つ、其上に十字の小木を平置す、其間を過れば右十字廻轉して、一人漸く通ず、是又車馬往行を許さゞる爲めならん、是を過ぎ半町許にして巨大の家あり、高さ四五層に及ぶ、其名スメノリウネンインンテーチユートと云ふ、始め二階に至りしが、宗法を說く所にして、正面高く木壇を置き、其前數百の長さ曲朶を設く、其傍一房あり、人形を畫き四面に掛け、中央に裸體にして、木葉を以て陰部を掩ひたる木刻の人形を飾る、是華盛頓の開闢以前の人物と云ふ、是を見終り、又一房に行く、文房の具備る、正面に一の寫眞像あり、蓋し古昔此家に居住せし人にて、今其形容を存し置くならん、是を去り又左の一房に行く、此處には地球及び奇品を列す、傍に大鏡あり、其陰に入れば形十倍して見ゆ、奇と云ふべし、夫より下層に至る、數十の高架を設け、珍禽奇獸幷萬國の什器を列す、我國の什器にては、太刀、長刀、鎗、烟管、漆器、吳服等數十品あり、パテントオフユシヤに比すれば、我國の什器多し、又其傍に人の全骸を乾固めたるあり、老少取合せ四五人あり、是を見れば覺へずして悸々たり、又獸皮にて製したる人形あり、丈け六七尺なり、是古昔米醫寒國に行しとき、服したる衣也と云ふ、其外千器萬什數ふるに暇あらず、何れも人目を驚す、歸途黯黑、電光四面に閃き、時已に申後なり、

○寒暖計不レ試、
九日、晴、滯留、巳後件を結び寫眞局へ行く、其法大抵サントウヰスに異ならず、衆皆寫眞す、其間二時許り、予他の紋服を着す、故に再行を約し歸る、午後旅館より東南に距る一里許にして、ネビヤール軍船製造所也、に至る、廣袤三町餘にして、門の内外に一人の兵卒警固す、其傍に花旗國の旗章を高く立つ、後は川を控へ運送便利なり、製造所は長さ五六十間、幅十間許の家七八個縱横にありて、各其職を異にす、外に官吏の居宅と見ゆ、是又七八個あり、扨其製造を一見せしに、何れも蒸氣の機巧にて、更に人力を用ひず、百人許の業一兩人にて成る、其精密の奇巧、一見容易に解する能はず、今一二を摘み述ぶ、鉛丸を作るを見るに、圓鉛棍を順次に鐵範を以て上下より撃ち固むれば、玉兩側面如レ此きにて圓丸を成す、又是ち截落する具ありて、倏忽の間數百丸を成す、又爆帽を製するを見るに、雷鴻粉を粘するに至る迄、一器械にて製す、外激發丸の鑄造、木材の鋸鑿、皆蒸氣車力を以てす、又巨鐵を伸縮するに、百人力許なるを一兩人にて自在にす、蒸氣の便利如レ此に至る、其國の富有なるより生ず、申後御奉行等天文臺へ行く、夜戌牌歸館す、亥牌旅館近邊失火あり、頻りに半鐘を撃つ、暫時にして鎮火す、
○寒暖計不レ試、

航米日錄卷三終

航米日録巻四

十日、晴、滯留、午後寫眞局に行て、我眞像大小二つ寫さしむ、歸路一人あり、我等を導き行く、何方なりや其意に從ひ行きしが、一町許にして乃ち其人の居宅と見ゆ、卽ち二階上に登る、此處は長さ十一二間、横六七間なり、傍に圓形に小限隔をなし、中に籾殼を藉き、是を踏み足の傷まざる樣にし、周圍二尺許の鐵輪を、一間程隔て天井より綱にて釣り下げ、又五尺許隔て、木棍を左右の柱に挾み、或は小鐵棍を天井より釣り下げ、是を以て種々曲藝をなす、其一二を擧ぐるに、右銀輪へ手を掛け、左右順に輪を渉る、其神速沐猴の如し、又小鐵棍を手に堅く持ち、上下一轉すれば、足踵天井に接ゆるに至る、又別房あり、此處に十貫目許の鐵丸を二個、鐵枇にて接し、兩手にて高く上ぐ、卽ち我國の力業なり、是又奇觀なり、申後歸館す、

○寒暖計不レ試、

十一日、陰、滯留、旅館別房に於て、卓子の如きもの數十並べ、酒菓或は草花を賣る男女數十人爭ひ來り、房中縱横に徘徊す、戍牌後に至り退去す、此房の裝ひには、中央に我國の旗章を記せる大幕を張り、其左右に花旗國の旗幟を張る、而して處々釣り燈籠を掛け爛爛たり、是華盛頓府の者、我國人と相親ん事を欲する者多きによりて、此一會を催して、相親ましむる也と云ふ、故に我國人其房に入れば、酒菓草花を與へ名札を求め、煩しきに至る、是又奇と云ふべし、扨草花を愛するは、花旗國一統の習ひにして、祝禮等あれば座中必ず草花を飾る、殊に薔薇花を愛す、老少男女攜へ來り、我國人に與ふ、尤飾りに用ゆる花は、銅線にて圓形に束ね、花瓶に入れ、或は戸上に數十連て、其價一束にして一ドルラルより二ドルラルに至ると云ふ、是又貴しと云ふべし、

○寒暖計不レ試、

十二日、晴、滯留、午後雷雨、夜別房に於て、酒菓草花を賣る昨夜に同じ、夜半失火あり、旅館を距る事三町餘なり、忽鎭火す、

○寒暖計不レ試、

十三日、陰、滯留、午後旅館前音樂を奏して、數人列をなして行く、其班列中央に日本の旗幟を建て、前後に

花旗國の旗幟を兩三個建つ、而して男女前後に列して、市街縱横に徘徊す、我國山王祭禮に同じ、是我國人と相親みたる祝の爲めと云ふ、其情の厚き是を以て知るべし、夜別房の奇會、亦昨夜に異ならず、

○寒暖計不レ試、

十四日、晴、滯留、巳後同伴三兩人にて、旅館より東北に行く、十五六町にして一巨屋あり、高さ四層にして、長さ十二三間横十間餘、周圍に木柵を繞す、石にて玄關を造る、卽ち病院なり、始め二階上に登る、大小の房室相並び數十個あり、男女各限隔をなし、病者臥し居たり、一房多きは七八人、少きは五六人、病者女なれば女、男なれば男を以て監視せしむ、寢室食床極めて清潔にす、醫官數人其傍に在て、時々に診察す、又一房に骸骨を列す、五臟六腑皆備具す、外に胎内の小兒、一月より十月に至る迄の死骸を、燒酎に浸し玻璃壺に入る、其形ち生きたる如く、又一房に外療の具あり、木材にて四體を象る、又俎に似て大なるものあり、是療する時此に載せ、毒肉を除き去ると云ふ、内療藥品は別房ありて悉く備る、是より奥に入り房室數ヶ所あり、其内一房に天主を安置し、正面に十字上に縛せらる裸體の人形を、金色に鏤め安置し、其後ろには男女相對したる畫を掛く、左右に瑠璃色の玻璃中へ燈を點じ、頗る深遠なり、女僧黒衲衣を服して是を守護す、男の入るを禁ず、予等を導きしもの始め男にして、此房中へ入りし時、女僧一人付き副ふて、男は戸外に待つ、尤其女僧は、常に十字木を腰邊へ帶ぶ、天主堂へ入れば、腰を屈め禮拜し居る、是定めて病人の爲め、安置するならん、其外病人の取扱ひ一の遺漏なく、感心すべし、是を去り一町許行き囹圄あり、長さ二十間、横十間許にして、四層の家なり、入口に監者兩三人居る、械杻等の具、都て此處に具す、二層上皆罪人の房室なり、毎房四壁皆瓦石を疊み、窓は鐵格子にして堅牢なり、男女別房にありて、而して官吏其傍の房室に居る、周圍は皆土屏にして、高さ常屏に倍す、其結構如何にも嚴重なりしが、時として遁逃する者ありて、鐵格子を鋸し、或は瓦石を破りし痕跡今尚存す、罪人の妄亂何國も同じ事にて、予等を見て格子際に來り、妄言を發して無禮を極む、故に二層にして歸る、是我國人をして無禮を畏るならん、是より北に向ひ行く、一商店あり、頻に予等を招き、酒を

出して能く待遇す、暫時休息して去る、又行く五六町にして郊原也、又右折一二町行き、我國の梅莊に似たる家あり、四面一町許山櫻を植へ、其中に四五個の休息所を設け、 暫時其處に腰を掛けしが、 男女集り來り、或は手を握り吻を合せ、或は花を與へ或は酒を攜へ來り、煩しきに堪へず、 匆々にして去る、夫より五六町行き、右折又九町許にして一巨堂あり、極めて寂寞たり、唯堂の正面天主を安置し、 十字木を建つ、左右に燈を點ず、前に曲彔數十個列す、是宗法を說き示す所ならん、是を去り三四町にして頻に予等を招く、至れば則ち鉛字所なり、長さ二十間横八九間、四層に造る、下層は印出所なり、 皆蒸氣の機巧を以て爲す、其車凡二十個許にして、壁間の中央に一大車あり、常に蒸氣を以て回轉す、是より連接して、數車自ら轉回す、而して其機巧に因て、紙の出入、鉛字の印出及び墨の粘染等皆成る、 唯傍に紙の出入を見る少女子一兩人あり、二層は鉛字集合する處にて、數十の男子鐵箱を列して集合す、 三層は印出せる紙を折收する處にて、是も女を以て司らしめ、 小篦を以て速に折收す、傍に別房あり、折收せる一冊の前後を斷ち整正にす、

又機巧を以てす、其傍に一房あり、四面を塞ぎ常に蒸氣の温熱を貯ふ、印出せる紙墨未だ乾かざれば、椸枷の如きものに掛け、 數個並列して、 此に入て以て乾す、四層は大成の書冊を貯ふ、其壁間に廣さ五尺許の空孔ありて、下層に通ず、其空孔に廣さ七八寸の板を入れ、 左右に鐵鎖ありて此板を釣る、 又長鐵棒ありて右の板を貫き、常に栓にて固め、而して書冊上下する時、右板上に載せ銓を拔けば、 自在に上下す、又蒸氣の機巧也、其精密解する能はず、是を去り六七町許行き、火輪車行頭（マヽ）あり、數十車を列す、 每車に屋臺如きもの六七個接續し、裝ひ極めて美麗なり、是より車鐵道ありて諸方へ通ず、是を去る一町許にして、東に向ひ行きしが、華盛頓の故宅あり、 經營今に同じく、又瓦石を以て造築す、 高さ五層、 破損多く美麗ならず、是家に七年前ペルリと共に、伊豆下田港へ來りし某ありて、丁重に予等を待遇して、我國より持ち來りし天保錢幷下田の圖等を出して見せしむ、 是又奇遇と云ふべし、又行く事二町許にして議事堂あり、カピテンハウスと云、華盛頓府第一の巨屋、高さ三四層なり、 出入口四方にあり、 周圍十町許にして鐵柵を構

へ、門表は東に向ひ、數層の石階あり、階上裸體の人形石にて彫み、左右に飾る、一は玉を投げんと右手を擡げ、其傍らに一少年恐怖し居たり、一は男子女子の手を取り之を呵責す、傍に小兒二三人侍る、是鬼魔を擒にする像也と云ふ、是より奥へ入り、周圍十五六間の石砌あり、其四壁に額を掛く、都て八個、土人戰陣の圖なり、是より廊下ありて諸房に通ず、右三層は所謂議事堂なり、長さ三十間許、横二十間許、中央卑ふして下層に及び、四面皆階級にして、初層より三層に達す、事を議する時は、中央卑き所に官吏及び書記官等列出、而して其事に管する者、都て毎階に列し、高きより卑きを臨む、故に官吏の公私分明に見へ、衆をして怨を抱かしめざる也、外書房は文武官の衙門也、而して全家の結構に至ては、杜或階級等には、奇木珍石を用ゆ、限隔或は窓戸には玻璃を用ゆ、天井は白堊を塗り、其四隅に數種の人形を彫み飾る、其美勝て盡すべからず、尤抽て美なるは、西北の一房なり、長さ十二三間、横六七間にして、左右架上に書籍數十巻を列す、中央に地球渾天儀の類あり、天井金色を鏤め、夜に入り瓦斯燈を點ずれば、忽ち花と成、房中爛々たり、又家の中央に高さ數丈の高樓あり、圓形にして下の周圍六七十間、上狹ふして二三十間也、是へ登る時は、前の石砌中央に圓形の階級あり、螺線の如し、是を迂曲して登る、樓上快濶にして、華盛頓の形勢眉間に接するが如し、予此堂に來り見るに、花旗人能く導き教へしが、言語通せず、結構の精密解する能はず、堂後三四町許の庭園を設け、細草樹木を植へ頗る閑靜也、處々曲条を設け、諸人の休息所となし、男女來りて戲れ遊ぶ、一見終り市街を過ぎ、黄昏歸館す、夜失火あり、其所を知らず、

○寒暖計不レ試、

十五日、陰、滯留、辰後御奉行等乘馬にて、旅館より三里許去て、庭園を營造せし處に行かる、山河の風景を象り、頗る佳景、卽ち我國の別業也、此に市街に廻す用水を貯ふ大池ありと云ふ、予陪扈するを得ず、唯傳聞によりて大略を記す、今日はソンデイにて、市街一統休息す、旅館別房にて宗法を說き聞かしむ、其席に列する者數十人、皆謹み聞き、房中更に人なきが如し、外戲塲曲藝等を見る、亦如レ此く一人喧しきを見ず、是國俗と見ゆ、

○寒暖計不レ試、

十六日、陰、滯留、辰後伴を結び又病院に行く、歸途市街徘徊す、未後怒雷雹を降らす、其大さ二三十目位あり、道路往行の人或は爲に身を傷ふ、如レ此き大雹の降る事希有と云ふ、夜旅館別房にて、萬國名所の影繪戲を設く、其機巧精密眞景を見るが如し、是又我國人饗應の爲め設くるならん、

○寒暖計不レ試、

十七日、晴、滯留、午後御奉行大統領居宅に行き別を告ぐ、予市中を徘徊し、再議事堂に行く、夜旅館別房にて影繪戲あり、大統領來る、御者一人女兩三人同車せるのみ、僕從を具せず、平人と同じ、傍人も亦恬として怪まず、禮拜する者なし、予等其座に列す、何れが大統領なるや分つ能はず、夷俗上下の別なき、是を以て知るべし、

○寒暖計不レ試、

十八日、晴、滯留、明後廿日發軔に定り、行李を閱し終日雜遝す、夜又別房に於て影繪戲あり、昨夜に異ならず、

○寒暖計不レ試、

十九日、晴、滯留、又行李を閱し終日雜遝す、扨花旗人雜遝して房中に入り別を送る、往々別を惜み涙を流すものあり、情の厚き是に至る、亦風習の然る所か、夜又別房にて影繪戲あり、

○寒暖計不レ試、

華盛頓府形勢

華盛頓府一名歌倫比と云、海國圖志に云、千七百九十年、大統領華盛頓始めて其國都を建つ、故に其名を取つて府名とす、政を頒ち事を判し、會議するの總地なり、都て三城を創築す、一を華盛頓と云ふ、二を查治當と云ふ、三を阿力山時厘阿、此三者皆都城にして、部落の數に入れず、又坤輿圖識に云、華盛頓初め英吉利の所屬を離れ、新に獨立の國となる、此時ニテを國州の首府となし、大政廳を營むべき地形を擇ぶに、ネウヨルク、ボストンの如きは、人烟稠密の互市場なれど、大政廳を置き、征伐軍旅の大事を議し、敵を拒ぎ守禦を堅固にする形勢の地に非ず、是に於て新に土木の役を起して此府を造築す、此を華盛頓と名く、壓瀾海を距る事二百里餘、彼の里法、ポトメキと云ふ川ありて、其海に達す、然れども淺ふして巨舶通せず、故に河火輪船を以て常に往行す、而して此川華盛頓府迄は二流にして、一は此より西に斜めに流れ、一は北より東に斜めに流る、二流相合して一となる、此二河の間即ち國都なり、東西三里餘、南北一里餘にして、川に傍ふて造築す、議事堂は府中第一の巨屋にして、中央より西南十町餘隔て、大統領居住は府の中央より東南二十町弱隔て有り、結構前に記す、街道棊局の如く、横

縦正整也、又其間に十字の如く、斜めに貫きたる大道あり、諸道合湊の所には、方或圓の庭園を設け、周圍鐵柵を構へ、中に奇樹異草を植ゆ、且街道市鋪の前二間許隔て、楓樹を並べ植ゆ、所謂列木なり、其間瓦石を鋪き徒歩道とす、中道は幅凡そ十五六間餘、是車道にして晝夜絡繹絶ざる也、市鋪高きは七八層、卑きは三四層、何れも華麗の結構、目を驚さゞるものなし、唯ネウヨルク、ボストン等の大都會に比すれば、其繁華劣ると云ふ、然れども其形勢に至ては、左右に川を帶び、海を距る事二百里餘、淺ふして大艦通ずる能はず、四面皆山にして、樹木鬱々たり、其要害他府の及ぶ處に非ず、今此地に國都を建て、常に寂寥たらしめ、他府却て繁華ならしむ、是華盛頓の遠謀にして、尋常底の者知る所に非ず、古昔人口纔に一萬三千餘也、之れが今已に六萬に至ると云ふ、

風俗

風俗極めて淳樸、能く信實を盡し、氣象寛裕人を疑はず、予等を待遇する親戚に異らず、市街徘徊せし時は、數十の男女各其家に伴んと欲して、切々として説話す、若し其家に至れば、握手合吻は勿論、美酒珍菓を出し、近隣の人を招き入魂せしめ、家中の什器珍重のものと雖も、殘す事なく悉く露列して以て示す、又予等市店にて、一兩品を買ひ得れば、群童助けて之を攜ふ、甚しきに至ては、各先を爭ふて相鬪ふに至る、又或家に至りしが、其家極めて美にして、貨幣卓子上に堆く積み置きたり、予來るを見て、莞爾として相迎へ、卓子の側にある椅子に腰を掛けさせ、自ら內室に入り妻子を連れ來り、予と握手せしめ、愈珍器奇品を露列す、若し人の盜み去らん事を疑ば、貨幣を露出して容易に其座を去らんや、然るに彼更に管せざる此の如し、其氣象の悠長なる以て見るべし、衣服等の裝、總記に記す故略す、

時候

華盛頓府は北緯三十七八度の間にして、寒暖其中を得、予等來る時四月なれど、未だ熱を覺へず、或に袷或は單衣、我國の時候に彷彿たり、且つ常に晴多くして雨少し、予等滯留已に二十日に過ぐれど、纔に一兩度少く雨ふるのみ、風又靜にして暴ならず、時ありて雷鳴又風吹き來るも、忽ちにして止む、

草木

土壤膏腴なれば、草木は其數多かるべし、然れども官

禁ありて、遠く行く能はず、以て探るを得ず、唯市街中に、楓樹或は我國北地に生ずるタモと云ふ樹、又松樹、山櫻を見る、梅竹の類曾て見ず、蔬菜は胡瓜、裙帶豆、蒜、牡丹菜の類を見るのみ、

生物

禽獸是又多き由なれども、予見るを得ず、市店數種の奇鳥を畜ひ置きしを見れども、必しも此地の產に非ず、鳩、鶉稀に飛ぶを見る、(鶉はポトメキ川を溯りしとき一二羽を見る、我國の鶉よりも細ふして且小なり、)鳶雀は一羽も見ず、犬猫は我國に同ふして唯大小あり、

貨幣

貨幣は此地に於て鑄造せず、皆他部より來るを用ゆ、國中の租稅は皆此に收納して藏庫に貯ふ、故に凡賦給する所の俸金、皆是より出すと云ふ、

物價

此地は國都なれども互市場に非ず、大抵の什器國用を計り、他より運漕す、是によりて物價他に比すれば少しく貴しと云ふ、今一二を擧ぐ、

一、米三升許　半圓銀、

一、彩色高脚盃一對　一大圓銀、

一、時規一個　(三大圓銀より二百大圓銀に至る、)

一、觀蟲鏡　(七大圓銀より二十大圓銀に至る、)

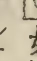
一、華盛頓府彩色圖一枚　三大圓銀、

一、寫眞鏡　(一小圓銀より五大圓銀に至る、)

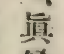
一、輿地全圖一枚　三大圓銀、(但大小により價甲乙あり、)

旅館

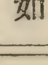
旅館は着岸塲より一里許西南に當り、巨大の家にて南面なり、前長さ半町許、酒店書肆其外諸品の賣買所此處に備る、橫一町許、皆旅客の房室也、中央に出入戶あり、階級を歷て上下す、後方屋角より七八間旅客の房室にて、其中央に出入戶あり、階級を歷ず、二階より直道也、此は地の高低を平面になし家を作りしゆへ、前は下層と直道にして、後は二層と直道なり、此處より少しく隔て、前六七間橫町二三間の家あり、傍に廊下ありて諸房に通ず、其家の中廣ふして一の限隔なく、正面に縱二間橫一間許、高さ四五尺許の木壇ありて、其上に長さ二間許の天鵞絨にて飾りし椅子を設け、壁間に樂器の圖を掛け、其前面に當り、出入戶の上に前六七間橫一間許の大閣板あり、其上は中央に、前にも記せるビヤケーンのごとくにして、

大なるものを設け、左に一人ありて、鼓鞴の如く一木棍を低昂す、是風氣を入る爲めなり、前に一人ありて小片板を推せば、乃ち衆音出づ、名ヲルーゲンと云ふ、上は釣り燈籠兩三を設け、下は皆板敷きにて、机案の如き長き椅子を數十備へ置く、是日曜に當れば、敎法を說き示し、或は右ヲルーゲンを彈じて、衆人を慰めしむる塲也、其日に當れば、必ず男女數十人來て宗法を聞く、且全家の房室、總計四百七個にして、高さ七層也、廊下を縱横に作り、中央に花氈を藉き通行す、每房室白堊にて四面を塗り、房の廣狹に從ひ寢床を設く、或は二或は三にす、又上官の房室と見へ、一房の内を限隔して、一は平生談話應對の所と爲し、一は寢牀を設け、中央に釣燈籠を掛け、卓子一兩づゝ備ふ、窓は皆玻璃なり、又房の廣狹に從ひ鏡臺を立つ、其餘の家具一として淸潔ならざるはなし、食堂は多くは下層にあれども、二層にも設け置く、圊房は每層にあり、予等の圊房は二層上にして、一室四個を造る、其中二個は官吏、二個は從臣と分つ、何れも大小便一處にして、必ず臀を掛る所あり、其臀して當る所、常に湯を廻して溫煖にす、傍に眞鍮にて製したる栓ありて、是を低昂すれば溫湯注ぎ出で、兩便の汚穢を洗ひ流す、席は布へチャンにて種々の形容を繪きたるものを藉く、圊房より半間餘を隔て浴室あり、長さ一間二三尺、横一間許に圍み、其中に長さ一間横五尺許の湯桶あり、形ち如レ此にして、廻り方にして中橢圓鐵葉製なり、淺ふして漸く膝に至る、是れ一人入りにて横臥して浴する也、桶右に水と湯との二管あり、常に螺旋を以て口を閉づ、是を廻せば水湯隨意に注ぎ出づ、上には如露を設く、桶外左方に長さ二尺横一尺の鏡を掛け、浴し終れば是にて櫛る、一人浴すれば卽ち汚湯を出して新湯を入る、桶中に一穴を穿ち、常に栓を以て其穴を塞ぐ、浴終て此を拔けば、穢湯流れ出づ、一人の崑崙奴常に其傍にありて之を掃除す、故に毫の汚穢を見ず、御奉行房室は三層なれども、予等の房室より少しく卑ふして、寢室食堂應接所、都て家具に至ては、都て文彩を鏤め、限隔ごとに玻璃障を立て、中央には卓子を設け、又天鵞絨椅子六七個を左右に並べ、其外釣燈籠每房にあり、其美麗勝て言ふべからず、其下は卽ち諸物賣買所也、前中央に傳信機あり、大略此に記す、是より少しく入り内室と見へ、衆夷人雜遝す、傍に諸房より招き、暗號の銅線を一箱中に

集合す、其後に如レ此き札を、一は十三個宛十行、一は十六個宛十一行に列す、楣額の如くに高く掛け、房中事ある時銅線を引けば、右の札一廻し、幾番と云ふ文字頭出す、又外に驚馬を屋角に釣り、其下に小片板に幾番と云ふ文字を記す、故に驚馬の鳴に從ひ、幾番の房中にて事あるを知る、其銅線は毎房屋角或は壁間に貫き設く、其機巧極めて精密也、又其右方に庭あり、（一木を植えず、）中央に廻り四五間許の石池あり、池の中央に二三層の石燈籠を立て、其頭上より水飛騰す、高さ一丈計、其灑り雨の如し、池中大鼈兩三個を放つ、此外小房多くして枚擧すべからず、是より右十間許にして限隔をなし、又別房を設け、蒸氣器械を備ふ、是より湯管通じて洗濯等の業をなす、（其機巧下に記す、）燈火は都て瓦斯製にして蠟燭を用ひず、毎房の燈籠瓦斯管を通じ、螺旋にて其氣を閉開す、火を點せんとする時、螺旋を左に廻し、呼火を點ずれば即ち燃る也、消滅せんと欲すれば右に廻す、其製極めて妙也、其瓦斯は他より廻し來り、家中其機械を見ず、又階上に銅管を廻し、水を繰り上ぐ、處として水の便利宜しからざるはなし、是又螺旋にて水門を塞ぐ、其水は階上の

閑地に、鐵製の水桶の形方にして、徑り九尺高さ五六尺許、水を貯ふるにも蒸氣力を以てす、又廊下通り、木刻の人形を小架上に置く、夜中は燈火を處々に點ず、家中爛々たり、其外家具の文彩、一として美ならざるはなし、傳信機の器械は、縱一間二三尺、横一間許の房室の內に備へ、入口正面の傍に柱あり、鐵の小片板二枚を以て一小紙を挾み、小架の如くにして其中央にあり、屋上より二つの銅線此板を貫ぬき、下の器械に通ず、又其鐵板の上三四尺を隔て小鐵梘あり、長さ五寸許、右より廻り、二分許の鐵線に接續して屋上を貫く、（是除雷の爲め設ると云ふ、）其前に長さ四五尺、横二尺許の卓子を置き、上に手を以て銅線を通ずる器を設く、其形ち如レ此にして、眞鍮にて造くるもの也、夫より少許隔て、銅線の極小なるを、絹絲にて卷けるを、廻り一寸許の絡柎の如きものへ卷き、一寸五分許隔て左右に縱に並ぶ、其高さ凡一寸五分許、其上に鐵製の如レ此きものへ、鐵針を付けたるを置き、其左右に小車あり、銅線の道塞に從て轉回して、鐵製のもの之に從て亦低昂して、點々と長短の針迹を紙に印す、是により彼よりの用事何たるを知ると云ふ、其紙は

卓子上の壁間の處に、別段に車を設け夫へ巻き、卓子上の車に接續し、其車運轉するに隨て、自ら下に段段と解くる也、其車は卓子の下に法馬を釣り、平生事なき時は、鍵がねを以て留ぬ置き、之を脱せば法馬の重にて廻る、是より斜めに少しく隔て、又銅線を巻きたる、絡桝の如きものを横に二つ並べ、後ろに屈曲の銅線の一寸許なるを、平直に引締め置く、是皆前の銅線に通貫する也、而して卓子の下に、壁間に傍ふて三瓶を鐵葉の箱に入れ、ガルバニ等を貯ふ、是より引力出て、四方の銅線を搖動す、尤細小の銅線を巻きたる絡桝の如きものも、皆引力を強くせん爲め設くると云ふ、蒸氣器械は旅館賣買所より右に當り、限隔ありて別房に備ふ、長さ三間餘横二間許にして、入口北に向ひ、其中に湯管を前後斜めに二つ設け、前湯管は常に用ひず、後湯管は平生是を用ゆ、其形ち我國の銅竈の如くにして大也、周圍大抵二間許、火を焚く所後管に一個、前管に二個あり、而して後管の前少しく斜めに隔て、周圍一丈高さ二丈許の大鐵管を立て、其傍に小鐵管を上下左右兩三通管す、是湯管より洗濯所及び浴湯所へ廻す也、或は他より水を引き、湯管へ容る

爲めにも設く、前管の傍に小氣筒ありて、蒸氣を數管に通せしむ、又別に一小房を右の方に造り、車一輪を設く、其左右に氣筒ありて、蒸氣を通じて回轉す、是を第一車とす、此車より壁間を貫き、次房に又一車あり、是を第二車とす、此兩車に革帶を纏ひ、車力相通じて回轉せしむ、是より十間許隔て又一車あり、是を第三車とす、第二車より鐵軸を貫き通ず、其傍洗濯所也、長さ二間横三四丈の箱を二個列す、箱中數十の小限隔をなし、其限隔ごとに小片木を釘す、形ち如レ此し、其際間に汚衣を入る、而して此二箱の中央に二車小を設く、一は形ち◎如レ此く、常に運轉すれば、形ち如レ此の常に螺旋を以て廻轉を留め、洗濯する時螺旋を廻す、乃ち右の箱左右に轉じて、汚衣自ら伸縮して、忽ち汚垢を洗ひ流す、暫時數十襲を洗ふ、其上に二車相列す、一は第三車より革帶を纏ひ、車力相通ず、是を第四車とす、一は第四車の鐵軸と相貫き廻轉す、是第一車とす、第五車より箱の中央の車に通ず、革帶を纏ふて廻轉せしむ、又第五車の軸長ふして、二間許隔て前壁の車に通ず、是第六車とす、其車下又一車あり、又革帶を纏ひ相通じて廻轉す、其傍

に碓に似たるものあり、車の運轉に從て廻り、前に洗ふ所の濡水を絞り去る、又其右傍に一間許り隔て、長さ一間半横二三尺の箱あり、一尺五分許宛限隔をなし、各銅管を通じて水湯を出す、是手にて洗濯する所也、前の洗濯箱も同く銅管ありて水湯を出す、此一房長さ三間餘横一間餘也、是より左に當り、洗衣を乾す所あり、四面を閉塞す、蒸氣管を通じて常に温氣を貯へ、又幅一尺高さ一間許の桅枷ありて、其數十八個計、桅枷ごとに横一面に板を釘す、其板に鼻紐を設け、而して其房中に出入す、是に洗衣を容るれば、忽ちにして乾く、又一房上階級ありて、洗衣を平壓する處あり、長さ一間横三尺許、高さ五尺許、無口箱を置き、左右に小角木を以て限隔をなして、箱をして他に轉せしめず、其箱下に圓木棍二個を入れ、是にて衣を平壓す、而して其中央の傍に二車前後に相列す、前車下房より通の革帶を纏ひ、常に廻轉す、後車は箱上より鐵棍を貫き、其傍に又小鐵棍ありて、此を引けば前車の革帶後車に轉ず、是に從て無口箱左右に轉じて、圓木棍を運旋し、洗衣忽ち平生也、又箱上中央の傍に、鐵製の如レ此ものあり、箱端別に其鐵製のものを載するものあり、是へ手にて載すれば、無口箱自ら上る、洗衣是を以て出入自在也、又其傍に卓子の如きものを處々に設け、卓子上火斗を用ひて、浣衣を平壓す、其火斗我國と同じからず、形ち側面正面如レ此にして、火を中に入れ、其火氣を衣に當つる也、此房中又浣衣を乾す處あり、前に同ふして狹しき也、其機巧の精密、一見容易に盡す能はず、大略如レ此し、且夫旅館の待遇極めて厚く、常に饗應の官吏及び兵士、醫師二三人宛、晝夜來り守る、我國人他行すれば、必ず車馬を用ひ、導者一人付き傍ふ、食は御奉行へは酒菓、魚肉、米飯、麥餠等種品あり、其以下是に准ず、唯從者は初め二日間は、朝米飯、麥餠、魚肉一種及び雞卵、砂糖、牛酪等を出す、晝は氷水、菓子、魚肉、野菜、雞卵數種也、酒は一次も出さず、官吏より辭する也と云ふ、其待遇鄭重なりしが、二三日を經て少しく減少し、飯麥の外魚肉一種及び燒卵、菓子、九年母の類のみ也、架菲湯茶は朝夕出す、何れも鹽淡くして食する能はず、卓子上に鹽、醬、酢、芥、胡椒等五六種出すといへども、皆我國の味に非ず、衆皆困却す、

廿日、晴、辰後旅館を發軔し、御奉行始め從者に至る

迄、皆車に乘り東に向ひ、十五六町にして一巨家あり、高屋にして長し、此蒸氣車行頭也、大小の蒸氣車數十個、其內美麗にして、長さ七八間の屋臺五個、接續したる大車あり、是に乘り發す、瞬息の間華盛頓府を距る五六里、左右皆平原也、樹木あれども大ならず、處々牛、馬、豚、羊を牧するを見る、此より六七里許にして七八家あり、民家にして四壁板を以て圍み、白堊を塗る、近傍に畑あり、小麥を植ゆ、又行く事十里許平原渺々たり、車步極めて神速、殆んど眩するに至る、此邊松檜多く生ず、又七八里許行き、卽ちボウルトモルに至る、華盛頓より五十里（亞里法、）なれど、彼の一時四十ミニウトにして到る、其瞬息驚入る、此府巷門に蒸氣車行頭あり、是又高屋にして、二層の石門あり、其外門車馬數十輛を裝ひ、予等の來るを待つ、乃ち蒸氣車を下り其車に乘る、是時警衛小砲隊左右前後に列す、每隊青紅白等の色を以て分つ、大數に拔隊龍許也、外に大砲隊、騎馬隊、樂隊、防火兵、啓行兵、一として備ざる事なし、總計千五百人也、是より市中十五六町行き、一巨家に至る、是武器製造所也と云ふ、暫く此處に休憩す、預め管理せしと見へ、長さ十二三間、橫三四間の板床の家に、一間許の看棚を左右に數個設け、又四壁に大閣板を設け、其飾りは檜葉或は草花を以てし、又我國の小旗と花旗國の小旗とを、看棚ごとに列す、男女數百人我國人を見んとして、其雜遝恰も我國の祭禮に同じ、是處を去り、又車に乘り、市街縱橫に徘徊し、未牌後漸く旅館に投ず、扨市街徘徊は、彼の饗應にて一の遺す處なく、一見せしめんとして深切なれども、突然の事なれば、殆んど東西を失ふ、唯處々大家巨屋の美なるを見る、且花旗人我等を見んと路傍に列し、或は階上に充滿す、甚しきは屋上或は屏檐の上に登り、其數幾萬なるを知らず、又我國の小旗、花旗國の小旗を每階に飾り、或は手に攜て以て振ひ、若し小旗なきものは、白帛の手巾或我冠を脫して之を振ふ、是彼の禮と見ゆ、尤左右小砲隊を以て、警固嚴重なれど、其禁を犯して車の傍に至り、握手相親んとするもの亦多し、其應接煩勞に堪へず、唯其情の厚き、男女に限らず鄭重に待遇し、熱きを見れば扇を與へ、渴すれば水を出す、或は珍器奇品を攜へ來り、強て與へんとす、若し是を辭すれば、失望の色外に見る、殊に我國人の名札を好み、白小札を持ち來

り、名を書さん事を求むる實に親切也、止むを得ず一次書せば、四方より爭ひ來り、暫時數百人に至る、筆墨を藏め、彼來ればノウ〳〵と云、ノウとはないと云詞也、中後旅館前にて、防火術及び烟火戲を爲して饗應す、旅館前幅五十間餘、縱二町許にして、中央に石の高く積み、其上に石刻の人物を飾り、其四隅に石刻を鷲を飾る、高さ凡そ十五六丈也、是華盛頓英國と戰し後、此地を開き造立せし也と云ふ、扨防火術は予疲勞の餘坐睡、終に見るを得ず、唯他人の談にて聞く、總計七隊にて、車上に蒸氣の機巧を施し、革管長梯の類、車にて運送す、車は其場より他へ遣す、而して蒸氣力を以て水を汲み上げ、革管を以て四方に散洒し、或は長梯を自在に陟降す、又左右前後に防火丁集り、各其業に就く、其手術の多き、一時に言ふべからずと云ふ、黃昏後烟火戲あり、始め流星火の如きものにて、天上にて破裂し、赤色又は綠靑色に、☆如レ此きもの數十飛散す、又轉紡車あり、種々の形容を顯す、尤一火三四種に變ず、奇と云ふべし、觀者數萬人、門外に充滿して寸分の隙なく、互に先を爭ひ或は鬪を發す、其喧騷四境に達す、

○寒暖計不レ試、

勃兒多謨爾府形勢

勃兒多謨爾府は、マレーランド部中の港にして、パタプスコ河の傍にあり、其河巨大にして、チヱスピイキ河に通じて海に達す、程度三百餘里也、亞の里法、又市街に通ずる川あり、是人力を以て開拓せり、其形勢頗便利の處にして、船舶の來往絶へず、卽今予等來りし時、下碇の舟已に數百艘也、市街は縱橫に分れて、廣さ東西四五里、南北二三里に亙り、人烟稠密にして處々高樓あり、高さ凡數丈、又傳信機鐵路を設け四方に達す、商賈の盛なる事、華盛頓府に倍す、亞米利加洲中大互市場の一と云ふ、實に然るべし、人口初め纔に二三萬なりしが、今已に二十萬に至る、其盛なる以て知るべし、蘭說に云、勃兒多謨爾府三港あり、第一の港スツクヘンリーとテリレツトの間濶さ凡二百五十三間也、第二港はヘルスホキレトの上にあり、第三港は即ち内港にして、深さ一間三尺九寸、深く街内に流入す、又云、市街中に紀功碑多くあり、中にも華盛頓紀功碑を最大とす、墨柱は白蠟石を以て作る、高さ二十七間也、上に華盛頓の肖像あり、其高さ二間一尺二寸、其次にハフテル氏の紀功碑を尊崇す、千八百十四年、此人大に勇力を奮ひ、固く此部を警衛す、遂に英軍を退けしを以て、土人大に之を尊信すと云、然らば此府の創立、纔に五十年前にして、尙未だ遠からず、

風俗

風俗華盛頓に比すれば浮薄と云ふ、是繁華の地、他邦の人交雜するゆへならん、然れども予等に對し、敢て浮薄の事を行はず、市街徘徊の時など、予等と相親んとて、握手する者多く、殊に珍器奇品を攜へ來り、强て與ふる者あり、其他能く人の寒温を察し、心を付て慰勞する事、實に鄭重也、然らば其浮薄眞の浮薄に非るべし、

時候

此府は北緯三十九度餘にして、時候極めて宜しく、尤蔬菜牟麥等に宜し、予等來りし時四月下旬なりしが、寒ならず暑ならず、中度の時候にて、我故鄕に彷彿たり、譯書に、全都氣候皆宜しく、健康の良地と雖も、スプリングアデンの一部、氣候惡しくして、千八百四十九年、人口十五萬の內、死する者殆んど四千百六十五人に至れり、

草木

此府、棉麥藥草の類多しと聞けども、匆卒見るを得ず、唯道路の間松檜落葉松を見るのみ、蔬菜は蘿蔔蒜猿豆の類を見る、

生物

生物は匆忙探ぐる能はず、唯犬猫を見る、其形華盛頓府にて見る所の如し、燕雀、鴉鳶は之なしと云ふ、

貨幣

貨幣亦匆忙にして問ふ能はず、繁華の地なれば、融通極めて盛ならん、

物價

匆忙の間一物をも求得ず、故に詳ならず、

旅館

旅館は巨大の家にして、高さ七層なり、每房美を盡す、其結構大抵前に同じ、唯華盛頓府に比すれば三舍を避く、町名カルヘルト、館名スーレトと云ふ、

廿一日、晴、巳後旅館を發し、東北十五六町許にして、蒸氣車行頭に至る、是又高屋也、此處より蒸氣車に乘る、四個の屋臺接續し、車上の裝ひ、中央に我國の旗章を記したる幕を張り、其他一として美ならざる事なし、是より十五六町川に傍ふて駛る、此川巨大にして、大船自在に往來す、是を過ぎ半里許にして郊原なり、松檜及び落葉松多く生ず、畑には麥苗のみ植へ、一の稻田を見ず、人家點々あり、皆民家にして四壁白堊を塗る、其近傍に牧場あり、皮肉肥大の牛馬、或は臥し或は戲る、其數枚擧すべからず、此處にて畑を作るを見る、馬の後へに革帶にて鉏を結合す、人傍にあ

りて指揮す、是我國にて水田を作ると同じ、是より七八里許行き、一の大河あり、川名ボンホウスリツキと云ふ、此に橋あり、幅一里（亞里）にして分岐して、廣き所は二里餘に至る、又行く數里にして、シユスキハンナーと云ふ也、川あり名をハーフルテカラスと云ふ、大河にして幅十町餘あり、橋なし、蒸氣船を以て蒸氣車を渡す、兩岸に棧梯を架し、船と平らに鐵道を設く、陸上より直ちに蒸氣車を船に載せ渡る、其船は長さ凡四十間餘、横十間許にして、舳艫皆方也、船上平らかにして鐵道あり、兩端には車輪を設け、蒸氣を以て廻轉す、中央に烟筒を設け、蒸氣車を縦に載せ前岸に送る、前岸には又棧梯を掛け、船と陸とを平かにして、直ちに蒸氣車を駛らす、是を過て又行く事十里餘にして大邑あり、人家寺院許多あり、男女數百人群集す、右に幅一里許の大川あり、是に傍ふて行く、船舶往來絶へず、是フラデルヒヤより流れ來る也と云ふ、此邊土地低ふして、楡柳多く生ず、是を過ぎ又大邑あり、前邑に同じ、又行く事數里にしてフラデルヒヤに着す、ホールトモルより是迄九十九里（亞里法の）と云ふ、纔に四時二十四ミニートにして達す、又蒸氣車行頭に至る、是又高屋にして且つ長し、門外車數百輛來り待つ、各其車に乘り市街を過ぐ、警衛は小砲隊百ベロトン、騎兵三ブサカーテ、樂隊六七個、啓行兵凡そ百人許也、其啓行兵には、白帛へ我等日本の朋友の着を賀すと、我國字にて書したる小帛を、襟の傍に掛く、何れも左右前後に列す、極めて嚴重也、又外に別裝の小砲隊あり、首に白木綿を卷き、我が國稲丁の帶の如し、腰上には短袖の衣を服す、腰下は俗に立付と稱する袴を服す、是古の裝束なりと云ふ、市街觀者の多き數十萬也、路傍に群列するは勿論、屋上或は塀牆に登り、空地には看棚を造る、各我國の小旗を携へ、予等を見て是を振ひ、商鋪には我國産の雨傘塗物等を、棹頭に縛して高く揚ぐ、我國人をして注目せしめんため也、其他白帛等を振ふて禮する事、處として皆然り、其煩雜ホールトモル府に倍せり、

○寒暖計不レ試、

廿二日、晴、滯留、此處の旅館巨大なれど、我等房中の外嚴重に限隔をなし、他に行くを得ず、尤花旗人妄に往行するを許さずと云ふ、

○寒暖計不レ試、

廿三日、晴、滯留、男女禁を犯して、竊に房中に來り、我國の器物を好み、殊に烟管雙刀に目を注ぐ、烟管一管に一大圓銀以上の品を持ち來り、强て貿易するを欲す、華盛頓滯留中より烟管を贈り、殘る處纔に一兩管あり、今是を與ふれば、烟草を吸ふ能はず、已を得ず其條を諭し、漸く其塲を逃る、雙刀は彼も大金のものとして、敢て貿易を願はず、唯珍しく思ひ、妄に脫室して、手を以て鋒鋩を試む、傍より是を見れば危く見えども、彼更に意とせず、其應接に煩きに堪へず、未後御奉行等遊園に行かれ、予陪扈するを得ず、他の談にて聞しに、其處旅館を去る三里餘にして、造築極めて廣大にして、前は大河を帶び、後ろは平山にして、松樹森々として見ゆ、頗る絕景也、又水を貯ふる池あり、車の機巧を以て、其池水を山上に邀送し、市中の用水とす、今日數次失火なり、防火の具車に載せ行く、車上に我國の旗章を建つ、思ふに我國人に一見せしめん爲めならん、其進退閑靜にして平日の如し、

○寒暖計不レ試、

廿四日、晴、滯留、亦昨日と同く、觀者堵の如し、或人戲塲に行き歸て是を說く、看棚舞臺等我國に異ならず、其曲には、男子と女子と相合して、約して男子より夜中竊に其家に到り、人目に觸れ狼狽する容體をなす、眞を見るが如し、唯語言通せず、一々會得する能はずと云ふ、

○寒暖計不レ試、

廿五日、晴、滯留、辰後御奉行等、金銀工作塲に行き、午後歸館せらる、未後旅館內の蒸氣器械を見る、大抵華盛頓の旅館と同ふして、少しく巨大なり、而して館內には萬品備具して、旅客の用具一の缺漏なし、夜我國人の饗應として、影繪戲をなす、其機巧眞の如し、

○寒暖計不レ試、

廿六日、晴、滯留、巳後市街を徘徊す、每家予等を見て頻に招き、種々の小物を與ふ、且男女雜遝左右前後に圍み、人氣にて熱するに至る、其煩き勝て言ふべからず、歸途車道に水を灑ぐを見るに、車へ水桶を載せ、桶底に小孔を明て、而して馬を走らす、桶水此に從て滴り灑ぐ、暫時にして數十町に及ぶ、今辰時より御奉行等當所金銀鋪に行く、何事たるや知らず、或說に我國の二朱金を分析し、其位を定むと云ふ、午後我國人

に見せんがため、風船を放ち、ネウヨルクに遣す、予行て見るを得ず、依て他人の說く處を記す、船は木にてあみたる笊籬の如き圓なるものにして、徑り一間五尺許、其上に薄帛を護謨にて塗りたる圓嚢あり、其廻りに又網袋を覆ひ、四面に數次の緒を下げ、堅く船に結合す、大抵四間四方許也、上騰する時は傍にて石炭を焼き、其煙を鐵管にて嚢中に送入し、四方の緒に鐵を以て鎮子となし、嚢の膨脹するを待ち鎮子を解き、船中一人梶を取り上騰す、今次二艘を出してネウヨルクに行く、船上我國の旗と彼國の旗とを手に携へ振て、凡一里許上騰して、東北の方に向ふ、頃刻にして其形見へず、是よりネウヨルク迄我國の五十里あれども、纔に半時にして達すと云ふ、又或說に、風船に蒸氣の機巧を用ゆるものあり、是尤速也、故に我國の遠き處と雖も、六晝夜にして達すと云ふ、唯天上空氣薄く、死に至る者多し、其他害する事少なからず、是によりて禁じて常に用ひず、已むを得ざるに至て是を用ゆ、今次之を見せし事、一方ならず饗應のため也、

○寒暖計不レ試、

廿七日、晴、滯留、午後市中を徘徊し、綵花を賣る所に至る、其花の美なる眞物の如し、一枝の價賤ふして二三大圓銀、貴ふして五六大圓銀に至る、時に二八の女來り予名札を求む、一次記し與ければ、左右より數人來り、暫時數百枚に至る、後ち二階上に導き行く、一老人あり、予服せし外套を着し笠を蒙り、自ら鏡前に立て大に笑ふ、其老人予等に夷笠一個を與ふ、辭せずして受く、此より處々徘徊す、又一店にて頻に招く、其處に至れば、石版にて畫を印出する所也、石版を臺上に置き能く拭ひ、白帛にて圓形に括合したるものに墨汁を含せ、是を以て輕く拭ひ、白紙を當て、其上に鐵薬板を平面に置き、車の機巧にて圓木梶（傍に圓木の梶あり、）下に入るれば、忽ち分明に印出す、又妙なり、又別房に入る、數人來り予等の容貌を圖せんとて、酒菓を出して待遇し、且石版の畫兩三枚を與ふ、辭せずして受く、歸途中後に至る、衆に後れて飯を喫す、庖廚所にて一力婦を見る、三十一二歳にして形ち尤肥大也、米一斗許に水を倍入したる鼎を、兩手を以て自在に上下す、男子一兩人の力ある由也、夜西牌より旅館前にて、烟火戯を爲して饗應す、其盛なること驚くべし、

但し始め音樂を奏するもの數十人、次に松明を携るもの三四十人、左右に分て行く、其次に防火具を車に載せたるもの若干人、我國の旗と彼國の旗とを並べ建て、草花を四面に飾り、玻璃燈を處々に點じ、而して蒸氣を盛にする故に、爛々として器械皆烈火の如し、其前後に數十人列す、各松明を携ふ、如レ此もの總計三四十隊にして、烟火は各携たる松明より飛び出て、花の如くに散ず、其美麗言ふべからず、其燐火樓上或は觀者の頭上に粘す、男女共火を避んと雜遝を極む、玆に又一笑すべき事あり、車上に我國の裝をなし、首に假髻を蒙り、手に扇子を携へ、大聲を發して行くものあり、眞に我國人の如し、其他數種の裝をなし、其班列相連なる事二里餘に至る、扨觀者の多き寸地の隙なく、傍觀雲霞に似たり、而して人聲の喧騷怒濤の如し、其盛なる千古希有也、子牌漸く靜なり、

非臘特爾非亞形勢

非臘特爾非亞府は、ペンセルウエニヤ部中の大港也、東西に川を帶び、東をテナハレと云ふ、幅一里餘、流九十里餘哩亞にして海に達す、西をスコエケルと云ふ、幅十里強、何れも船舶櫛比、日に往來幾十艘なるを知らず、

蘭說に云、フラデルヒヤの諸街條々着船場ある者は、番號を以て之を分つ、第一街、第二街、第三街の如き是なり、若し番號を數へ難き者は、見る所の草木を標さし、其名を取て街名とす、又栗樹街胡桃街の如き是なり、異邦の旅客其名を記憶し、街路を尋るに最便也、

此兩河相距る事二里、其間市街にして、南北七里に亘る、街道は縱横整正棊局の如し、遍く礴石を敷き、歩行道車馬道と分つ、左右布鋪の前を歩行道とし、中を車馬道とし、其限隔楓樹を植ゆ、造築華盛頓に同じ、而して大厦巨屋軒を接して並び、何れも壯麗を極む、常に車馬絡繹寸時も絶へず、殊に富商多く毎家を飾り、金銀を鏤め、人目を驚す、是海陸の便利互市盛なるゆへ也、且此府は古昔華盛頓等英屬を離れし時、會議して英國の暴戻を數へ、兵を起し、大義を衆に示せし所也、其後賢人君子出て學問を開き、天文究理より畫圖方言の學に至る迄、具備せざるはなし、文物の盛なる衆部に冠たり、人口古昔七萬許なりしが、今已に六十萬餘と云ふ、譯書に、フラデルヒヤ文明の郷となりしは、古賢フランキリン氏の功に頼る、フランキリンは仁愛篤厚にして、能く人を教へ倦まず、千七百九年華盛頓に生れ、同二十三年此地に來り、大に學校を開き、終に此俗を一新す、學は古今を貫き、博く百藝に達し、文物器械大小遺す所なし、寔に希有の大賢なり、民人今に至り其德を稱し、之を愛する父母の如しと云ふ、

風俗

此府は海陸の便利宜く、互市極めて盛也、故に家とし

て富まざるはなし、且古昔能く諸民を教育し、風俗を一變せし人出し故か、別して其氣象濶大なるを覺ゆ、尤能く他邦の人を待遇して、其情兄弟の如し、予等此府に來り、六七日滯留せしが、府中の男女日々旅館に來り相親んと、珍器奇品を攜へ贈んとすれども、官禁ありて房内に入るを許さず、故に戶外に群集して、予等の他行を待つ、苟も出れば大に喜び、爭て握手合吻し、或は彼に導き是に誘ひ、一の遺す事なく悉く露示す、鬻ぐ所の物其價を貳にせず、苟も我國人價を減せよといへば、彼大に恠み、直之を與へ贈る、其風習此の如し、且府中窮民盜賊なく、縱令不具の人たりとも、能く教育して有用の人となさしむ、故に盲啞にして能く文字を知り、平人に異らず、政教の行はるゝ此府を第一とす、

時候

此府、北緯三十九度餘にして、寒暖の中を得、予等來りし時四月下旬なりしが、尙袷衣を用ゆ、且常に晴天多く雨少しと云ふ、譯書に、（此府中等の温暖度は五十度八分とし、冬は三十度一分、夏は七十度四分とす、七月八月（我五六月也）の候、此府を以て合衆國中最熱の處とすと云ふ、）

草木

道路松檜楓樹を見る、草花は爛漫として開けども、其名を知らず、蔬菜は胡瓜、猿豆、或菲蒜の類を見る、菜菔あり、我國に比すれば細少にして、色青赤也、

生物

匆忙の間探るに暇なし、

貨幣

此府銀鋪數所あり、造營極めて巨大にして、合衆國の貨幣皆此處にて鑄造すと云ふ、故に貨幣の多き、此府に過ぎたるはなし、

物價

此府文物盛にして、書籍極めて多く、且工藝完備して、時規、顯微鏡、晴雨計の類、他に比すれば價賤しと云ふ、今其一二を擧ぐ、

一、時規（懷中時規一個、）　二大圓銀より二百大圓銀に至る、
一、磁石器一個　一大圓より十大圓銀に至る、
一、地球分圖一冊　半圓銀より七十大圓銀に至る、
一、顯微鏡一個　二大圓銀より七大圓銀に至る、
一、指環一個　一小圓銀より五百大圓銀に至る、
一、照畫鏡一個　一大圓銀より三十大圓銀に至る、

一、同晝一枚　半圓銀より二大圓銀に至ろ、

旅館

旅館は近年の新築にして、極めて巨大且美を盡す、高さ七層にして、房數六百個、毎房金色を鏤め、圊房浴湯所都て備る、尤下層は諸物賣買所にして、旅客有用の品備らざる事なし、且工作の業より衣の洗濯に至る迄、蒸氣の機巧を以て是を爲す、人力を用する少し、旅宿常に千人に至る、花旗國第一の旅館なり、町名チユスノツトストリートと云、館名ネンテホテールと云、

航米日録巻四終

航米日録巻五

四月廿八日、晴、辰後旅館を發軔す、車に乗り東に向ふ、十五六町行き川あり、名をテナハレと云ふ、街吏車の左右にありて警衛す、是より蒸氣船に乗り、前岸カムテシ都名、に渡る、幅狹ふして十町餘、此の河の中央に小島あり、古昔運送に便利ならしむるため中斷す、今は左右に分れ、其間を通船す、カムテシは人家陸續して頗る大邑也、此より蒸氣車に乗り、東北に向ひ走る、二三里にして郊野と也、左はテナハレ河に傍ふ、前岸は華屋軒を接すること數里、遠見極めて妙也、此邊都て荒蕪の地少なく、畑は小麥其他黍、猿豆、蔬菜を植ゆ、凹地には杷柳、燕子花あり、又行くこと十里許にして又大邑あり、テナハレ河に傍ふ、街道の觀者數百人雜遝す、御者蒸氣を緩す、予等を彼に見せしむ、左右皆商家、都て巨大也、又行く數里にして、ソウドアシホウルに至る、フラデルヒヤより六十四里亞里也、二時三十ミニートにして到る、川あり、ネウヨルクよりして、河火輪船一艘にて迎へ、川岸に待つ、船名ア

ライタと云ふ、即ち乘り移る、是時の警衛は岸頭に小砲隊を列し、外に十三四歳より十七八歳迄の少女を男裝になし、小旗を携へ左右に列す、其數二三十人也、容色極めて美にして、我國山王祭禮の鐵杖子(かなぼうひき)に彷彿たり、船には士官の外歩卒樂人等乘る、是より東に向ひ駛り、數里にして海灣に至る、ロングアイランド島名を右に見て駛り、七八里にしてネウョルク港に至る、山麓に傍て一砲臺を設く、煉瓦石を積み、砲窓四層、周圍土堤を築く、祝砲を發す、人家連軒、滯舶の船檣比、數里の間寸隙なし、而して往還の船縱横し、蒸氣四方に響く、花旗國第一の馬頭たる、一見して知るべし、ソウドアシホウルより三十里亞里と云ふ、即ち上陸す、御奉行等都て車に乘り行く、陸上に大砲八門備へ祝砲を發す、而して車の左右に、歩兵二尺許の木棍を腰に横へ列す、又別に一輛車あり、車上に彩色の天幕を張り、四面に綵花を飾り、車前に我國の旗と彼國の旗とを並ぶ、其美麗言ふべからず、此に條約函を載す、而して官吏之に乘ず、其前後衆車相進む、街衢觀者の多き、寸地の隙なし、各聲を發して祝す、恰も閧聲に似たり、樓上及び看棚には、我國の旗彼國の旗とを建て飾り、或は手に携て振ふ、猥雜を極む、又行くこと一里許にして廣道あり、暫く車を停め隊列を整ふ、小砲隊車を左右前後に列す、而して騎馬隊、大砲隊、架橋兵、啓行兵、樂隊其前後にあり、毎隊色を以て分つ、冠服亦各殊也、或赤、或黑、或白、或黄、或青何れも美也、又我國にて稱する陣羽織の如きを服するあり、裾開て短袖衣の如きあり、架橋兵は車上に棧柱を載せ、啓行兵は斧鉞を擔ふ、隊中女兩人、肩に藥函を擔ひ冠帽を蒙り、亦短衣を服し從ふ、是創者に藥を與ふる役也、大凡小砲隊四千人、騎馬隊二千人、大砲車十六輛、總計七千五百人也と云ふ、是花旗國開闢以來の警衛と云ふ、故に觀者の多き、數里の間雲霞の如し、見るも愉快なり、申後漸く旅館に投、

○寒暖計不レ試、

廿九日、晴、滯留、此旅館は嚴重の警衛ありて、階の當面には歩兵兩人、木棍を腰に横へ、晝夜警護す、我國人他行の時は、五人に一人の導者從ふ、是我國人の妄を恐るゝに非ず、此港は萬國交雜の地、我國と和親せしを嫉むものありて、奸謀を行ふも知るべからず、尤英國を甚しとす、是によりて如レ此嚴重と云ふ、

○寒暖計不レ試、

五月朔日、晴、滯留、午後御奉行等當所政府に行く、其節の警衞小砲隊五百人、騎馬隊三十餘騎、樂隊四十人許にて、左右前後一列す、極めて嚴重也、未後歸館せらる、扨旅館前晝夜五六度、小砲隊樂隊各相列して通行す、是我國人滯留中警衞のため也、其嚴重以て知るべし、夜旅館別房にて演劇を見る、劇場の情曲予嘗て知らず、然れども此國の風俗を考へ、人情を酌むの端ならんと思ひ、此地にして始て之を見る、其劇場我宿せし旅館中にありて、臺上左右に山川、或は晝夜四時の障壁を設け、機巧を以て斡旋す、其變化極りなし、而して男倡女倡數十人、或老となり或は幼となり、或は俠者となり或盜賊となり、其形容數種に變化して盡す能はず、觀者數百人、或拍手或頓足して賞歎す、若し一曲終りて賞歎止まざるものは、尚一曲を請ふ也、且數曲の後暫く幕を下して休す、是俗に一幕と云が如し、此時に當り觀者外庭に出で、酒を飲み或菓を食ふも各隨意也、此より柝を擊ち又始む、觀者爭ひ集る、是劇場の順次と云ふ、今宵の演劇には、始め臺上山中となり、樹木森々、泉聲耳に響く、一少女あり父母に別れ、獨り尋ね求んとす、道路賊徒に逢ひ、殆んど劫奪せられんとす、少女鄭重說諭し、賊徒卽ち去る、臺上忽ち變じて秋景となり、草木枯落、蟲聲啾々、人をして悲ましむ、少女獨り其處を徘徊する、時に俠者あり、傍より出で來り、少女と說話すること數刻、其に助け尋ねんと約す、後に俠者情を動し、竊に淫せんとす、少女大に怒り、却て俠者を惱す、俠者恐怖謝すること數次、遂に去て其處を知らず、是に於て歌舞數曲、終りて臺上變じて華門閨竇となり、一老父あり、容貌少女の父に似たり、大に喜び乃ち其家に行く、豈計らんや奸老父にして、己れ父と稱し、少女を欺き夕に賣んとす、少女之を悟り、心を傷ましむる數次、夜中竊に牆を踰て去り、或山或川、單行依る處を失ふ、其辛苦言べからず、臺上又忽ち變じて宮殿樓閣となり、少女此家を訪て一飯を乞ふ、一婦人あり、少女の落魄を憐み、其所以を尋ぬ、少女喃々說話す、婦人大に感じ、卽ち其所以を夫に訴へ、僕僮數人を借し共に尋ねしむ、其父幸に近傍にありて人の備となる、少女行き見て是眞に我父也、乃ち相逢ふ、或は喜び或は悲み、互に手をとりて躍舞す、衆皆少女の心を憐み、或

は金を與へ、或は衣を與へ、終に父子全くなりにける、此時に至り衆倡左右より出で來り、歌舞雜遝刻を移す、觀者拍躍止まず、或花を投じ或手巾を投じて纏頭す、其事頗煩雜、且言語通ぜず、悉く解する能はず、今其大略をとり、纔に一を擧るのみ、扨此國の劇倡男子必ず男倡となり、女子は必ず女倡となり、一人にして或は男となり或は女となるには非ず、其女倡は乃ち當地の賣妓にして、夜四鼓に及べば、各家にかへり、客を迎ふと云ふ、

○寒暖計不レ試、

二日、晴、滯留、辰後市中を徘徊す、旅館より東南三四町行く、觀者雜遝、我等の行くを妨ぐ、自在に徘徊する能はず、毎店皆美麗にして、店前玻璃障を閉ぢ、卽ち入るを許さず、中には玻璃箱へ諸品を入れ、左右に列す、故に一品といへども玻璃に映じ、數品に見ゆ、殊に金銀の什器多く、一見目に輝く、唯其價の貴き、我國に數倍して、貧生空しく手を束ぬるに至る、夜別房にて劇を演ず、昨夜に異ならず、

○寒暖計不レ試、

三日、晴、午後雷、滯留、辰後行李運送に管し、ネビヤールトへ行く、旅館より東南に當り、一川を渡りて行く、地名ブロックレエンと云ふ、程度十里餘也、亞里、車にのりて行く、一時許にして至る、ネビヤールトは軍艦製造所にして、都中の兵器悉くに製す、廣袤十町餘、屋を分て業を殊にす、匆忙深く見る能はず、路傍には大砲數千門相列す、又彈丸大小山をなして數所にあり、器械亦是に准じて備具す、傍に一家あり、暫く休息す、シャンパン酒名等を出す、戸外庭園あり、草花を植ゆ、此處にて始て梅樹を見る、今已に實を結び、我國に異ならず、是定めて他より移し來るならん、是を去り又車にのり、二町にして一土藏あり、華盛頓より送りし行李已に茲にあり、各閲し終りて去る、是より直ちに前路を取り歸る、市街男女雜遝、煩しさに堪へず、未後歸館す、

○寒暖計不レ試、

四日、晴、滯留、午後市中を徘徊す、昨日と路を同ふす、市店の巨大、都て我國の大寺院の如く、目に見ると雖も、其委曲を盡す能はず、衣服肆尤巨大、毎階品を分つて賣買す、千種萬品枚擧すべからず、目を驚すのみ也、午後、御奉行等センテラルパークと云ふ處に行

く、此處はネウョルク市街の中央にありて、庭園を營造す、風景ありて頗る奇なり、當今營造の半にして、大抵千萬ドルラルの費ありと云ふ、申後歸館せらる、今日或人啞院へ行く、其談をきくに、旅館より五六里行き、ブロックレエン村名、と云處に啞院を造る、弟子三百人許、七八歳より二十歳の者多し、皆手容を以て教ゆ、譬へばa字は大指を折り、b字は食指を折るが如し、敏才の者は一ヶ年修業すれば、文字を綴り小事を辨ず、今日我國人來しを祝すべしと、師たる者手示すれば、卽ち卓子上にて各其條を書し來る、其速なること瞬息の間なりと云ふ、是を聞き始て花旗國啞院のあるを知る、

○寒暖計不レ試、

五日、晴、滯留、辰後市中徘徊、又同路にて別に見る處なし、

○寒暖計不レ試、

六日、晴、滯留、午後市街徘徊す、車道に水を灑ぐを見るに、フラデルヒヤに同じ、又小兒を護するを見るに、敢て負擔せず、小車に乘せ護者是を引く、小兒車上にありて、或は戲れ或は寢ね、其體容々如たり、是花旗國一統の風俗と云ふ、

○寒暖計不レ試、

七日、晴、滯留、今日はソンデーにて、市中商賣を休む、午後三階上に至る、每房夫婦にて居る、是を問へば皆旅館の傭夫なり、縱令傭夫と雖も一房を借し、妻を娶らしむ、是人種を多くせんが爲めならん、

○寒暖計不レ試、

八日、晴、滯留、辰後より市中を徘徊す、禽獸の觀塲あり、珍禽奇獸名を知らず、或は鐵鎖を以て縛す、或は鐵欄中に入る、獅子、虎は活物に非ず、毛皮を以て其形を象どる、虎は我國の畫虎に稍似たり、獅子は大に異なり、頸邊長毛あるのみにして、外皆短毛なり、尾尤細くして長し、又虎子を見る、斑文ならず、面は猫の如くにして、毛は薄赤、大さ五六尺也、是より又五六町行き、一人頻りに招く、其處に至る、手出所(我國の所謂手づまなり、)なり、廣さ十間許、正面に玻璃燈を點じ、藝に用ゐる處の器を列す、兩三人ありて手曲をなす、是より一層卑き所に曲彔を並べ列す、觀者是に居る、其技の神速驚くべし、今一を擧ぐるに、始め一人ありて、紙にて張りたる箆籬の如きものを一身に蒙り、卓子上に

登る、一間許距りて一人ありて、小砲を發て之を射る、疏離忽ち倒れて、其人は既已に足跡なし、暫くして十間許外より、突然として出來る、即ち其人也、其他數種あり、皆是に類す、中後歸館す、夜旅館別房にて、今次我國と條約を結びし祝として、大饗應あり、其房中の形ちは、正面二間餘にして一層高く、他皆卑ふして廣さ十間許、天井は草花を圓形に纏ひ、周圍は玻璃燈八個或は六個を點じ、如レ此きもの數所に設け、又出入戸に草花を飾り、我國の旗と彼國の旗とを、左右斜めに交へ建て、庭中は檜葉を以て半圓に纏ひ、玻璃燈數十個を數ヶ所に點ず、其光り爛々として白晝の如し、黃昏より男女入り來り、手を組合せ互に舞ふ、其人數三十人と云ふ、觀者の多き亦數百人、一局中に雜遝して舞妓中に交り、何れが舞ひなるや是定め難し、御奉行は正面の高處に列す、花旗人之を見んとて、舞妓に管せず徒らに雜遝す、戌牌に及び亂舞となり、各酒を酌み酒瓶（徳利なり、）を開く聲（彼にては酒瓶の口へ柔木にて堅く閉ぢ、是を開く時は其具なる、故に開く時の聲高くして四方に達す、）寸時も絶へず、後に至り男女醉を催して、我國人と握手合吻す、或は花を投じ、或は酒を與へ、笑語座を動す、其喧騷亦甚し、五更後に至り漸く靜なり、扨今夜の饗應は、彼吏人の妻子を除き、他は入るを許さずと雖も、尙此の如し、若し上下相入るを許さば、其雜遝計るべからず、奇なる風俗と云べし、

○寒暖計不レ試、

九日、晴、滯留、午後市中徘徊す、又同路、更に見る所なし、

○寒暖計不レ試、

十日、晴、滯留、巳後市中徘徊す、旅館近傍にて一器を求んと欲して、竊に獨步せしが、花旗人共之を見て四方より集り、或は手を握り、或は物を與へ、實に親切に見ゆ、扨一人あり頻に招く、其處に至れば鐵葉細工の處也、鐵葉にて竈を製し、其中へ瓦斯を革管にて送入し、竈中忽ち烈火となり、薪火にも勝る、其上に釜鍋を上ぐれば、烹炮すること自在なり、其他種々機巧の業をなして、予を慰ましむ、

○寒暖計不レ試、

十一日、晴、滯留、明日は歸帆にて、終日行李を閲し、房中雜遝なり、夜に入り漸く靜かなり、

○寒暖計不レ試、

十二日、晴、巳後御奉行始め一統發軔す、予行李の事を管し、先んじて發す、南行一里許にして乘船場に至る、河火輪船を艤して待つ、乃ち行李を積て發す、半里許にして忽ち海灣に至り、ナイアギラ船に乘り移る、此舟大蒸氣船にて、極めて巨大、花旗國有名の船と云ふ、扨乘船場より此に至る、船舶絡繹、蒸氣の聲少しも絕へず、又岸には必數千の舟艣比して碇舶す、殊に英國の大艦を見る、其長さ百十六間餘、檣凡六個、蒸氣器械二ヶ所に備へ、烟筒凡五個、一は暗車、一は露車也、人數一萬餘にして、一日の舟步二百五十里より三百三十三里に至る、大波を涉る平路の如しと云、御奉行等其近傍に至り、一見せられしが、予は行李に管するを以て行く能はず、唯之を遠見するのみ、未後御奉行等乘船せらる、船中小砲隊を列し、音樂を奏し、祝砲を發す、其待遇極めて鄭重也、送別の花旗人各別を告げ歸りし時、互に祝聲を發す、外に別船にて來り別を告ぐものあり、亦祝聲を發し去る、乘船後行李紛擾、黃昏尚定らず、且つ房室の分も未だ定まらず、大に雜遝す、夜に入り稍定まりしかど、行李と共に雜居し、膝を容るゝ能はず、亦船中止むを得ざるなり、

○寒暖計不レ試、

新約克形勢

新約克港は一都府にして、海門南に向ひ、東にロングアイランド島名、あり、西にサンテホックあり、此を入り十町許にして、左右に砲臺を備ふ、右は砲窓四層に、皆煉石を疊み、六稜角に築く、左は海中に築き、圓形にして砲窓三層也、左右相距ること纔かに十八九町也、此より一里餘入れば、人家繁衍にして、茂樹の中往々白壁を見る、頗る絕景也、又五六里にして川あり、此所に二流ハヅソンリバ、イーステリバ、合湊して、極めて巨大也、左に砲臺あり、圓形にして四層なり、船舶往來舳艫相接す、是を入り乃ち二流となり、西はハヅソンリバと云ふ、ナイアギラより流れ入る、東はイーステリバと云ふ、ボストンより流れ入る、此兩河の間卽ち新約克なり、一名マナッタン島と云ふ、前に多少の島嶼群列す、大颶風ありと雖も畏るゝに足ず、且廣深にして、大艦巨舶自在に往來す、是によりて萬國の船舶輻湊し、常に數百艘に下らず、花旗國第一の大港なり、譯書に云、通商の盛なる、英國龍動府を除くの外、全世界中此府の右に出るものなし、街道南北十一里、亞里、

東西二河の間、三里許にして整正碁局の如し、遍く磚石を敷き、中間に二條或三條に道を分つ、中道を以て車馬道として、人の往行を許さず、左右道を歩行道として、車馬を許さず、而して其幅大抵十六間餘なり、殊に予宿せし旅館前は、ブロウトウヱイ街名と云ふ處にて、新約克中第一繁華の街にて、大廈巨屋軒を接す、其造築煉瓦石を疊み、鑄鐵或は蠟石を以て柱とす、窓戶に金銀を鏤む、車の往行絶へず、人行亦雲霞の如し、街の左右に燈臺を建つ、相隔る二間許、夜は必瓦斯を點す、輝々白晝の如し、故に往行する者、夜中と雖も燭を携ふるを用ひず、又處々遊園を設け、國中の人民貴賤に拘らず遊觀せしむ、事あれば屯物の場となす、其中尤廣大なるは、センテラル、パークと云ふ、旅館より西北半里許にあり、縱二里餘、横半里餘、山河の形勢を造り、花草樹木を植ゆ、頗る絶景也、中間に一湖水あり、是コロトン湖名より水を導き來り、此處に貯へ、是より鐵管にて導き市街へ通ぜしむ、我國神田玉川上水の如し、又市街處々に如レ此き高樓を見る、何にたるを知らず、或說に天主を安置せし處ならんと云、又旅館より東南少許隔て、如レ此き高樓あり、是望火樓と云ふ、高さ數十丈也、此地に又郭の外兩河を隔て市街あり、ハヅソンリバの前岸は、ニウジョーセーと云ふ、人家稠密也、イーステリバの前岸は、ブロツクレエンと云ふ、又繁華の地也、此處常に川渡にて往行す、我國江戶の深川、本所の如し、人口大抵一百萬餘と云ふ、萬國出入の人員を加へば、百五十萬にも至らん、花旗國第一の大港なり、

風俗

此府萬國輻湊の地、人情輕浮なる由なれども、我等に對して敢て無禮するを見ず、唯驕慢の氣ありて、何事にても此地のみと云ふ心にて待遇す、故に暫時談話するにも、グートニウヨルクと云ふ、グートと云ふは善と云ふ義也、然らば我國を稱することと見るべし、奢侈は花旗國一統なれど、此地尤甚しく、家具の大槩衣服の華美、一として人目を驚かさゞるものなし、上等の女に至ては、頭の飾より指環の小に至る迄、皆金銀珍石を用ひ、一人の裝大抵千大圓銀以上を費す由也、従て美を盡さざれば、其外に出るを得ず、下賤と雖市街往行するもの、一人として粗服するを見ず、而して其職業を勤るに至つては懈怠せず、休日に非ざれば敢

て遊宴せず、市店多くは金銀等の什器を用ゆ、爛々として目に輝く、男女の装具、羅紗、天鵝絨、更紗の類、肆頭に山をなす、時計、遠眼鏡、顕微鏡、時雨針の類奇巧を極め、架上に列す、其數幾萬なるを知らず、價極めて貴く、二三個の圓銀にては、一品をも求むる能はず、且大抵座商多くして行商少し、唯旅館前に毎朝來て、蔬菜の類を鬻ぐを見るのみ、皆車に載す、負擔するものなし、又浮舖あり、飲食の類を賣る、其他劇場、曲藝、觀物所あり、妓樓は數所にあり、其數最多し、譯書に、百五十所と云ふ、其價賤しきは一大圓銀、貴きは五大圓銀以上と云ふ、旅館前は此府第一繁華の地にして、市街に雇車あり、一人前六セントの價にて、數人乘り合せ、此大道を往來せしむる也、我國辻駕籠の如し、車聲晝夜絶へず、夜半睡を醒すに至る、其繁華他の比すべきに非ず、

時候

時候は北緯四十度餘の處なれば、華盛頓府に比すれば、少しく寒冷なるべきなれども、唯人烟稠密なるを以て、自ら暖也、卽今五月中旬なれど、已に單衣を用ゆ、朝夕時として袷衣を用ゆるあるのみ、時に胡瓜、裙帶豆、南蠻黍等の類實のる、常に晴天多くして雨少なし、予等逗留已十二三日なれども、終に一度小雨あるのみ、風亦暴ならず、氣候甚だ穩かなり、譯書に、中和の温度五十一度六分、夏は七十度二分、冬は三十度一分と云ふ、

草木

此府は繁華の地故、嚴禁にして獨行するを得ず、何ぞ草木を探ぐる暇あらんや、唯朝夕食せし蔬菜は、胡瓜、裙帶豆、南蠻黍、蔬菔の類也、草木は時として見れども其名を知らず、梅樹は是迄見ざりしが、此府に來り始めて一樹を見る、思ふに他より移せしならん、櫻竹の類曾て見ず、

生物

市街觀物場にして、熊、羆、虎、獅子或は猿猴の類を見る、此地の産なるや否を知らず、魚は朝夕食用に出すものは、鮫、鮭、海老の類なり、犬、羊、豚、牛は他に異ならず、燕雀、鴉鳶は曾て見ず、

貨幣

萬國輻湊の大互市場ゆへ、貨幣の融通尤盛にして、他邦の貨幣たりとも、位の貴賤に拘らず、好て之を受くるものあり、故に我國の方銀二個を以て、大圓銀一個

に貿易すれは常也、或は當百錢十個を以て、大圓銀一個を貿易せんと欲するものあり、故に貨幣の多亦見るべし、

物價

此府は物價定らず、同品にて賤く求め得るもあり、又貴く求め得るもあり、然らば其人に從て、價の貴賤を定むると見ゆ、又我國人の饗應のために、價を論ぜざる歟も亦知るべからず、今一二を擧ぐ、

一、米五升許　半大圓銀、
一、高脚盃一個　一大圓銀、其品甲乙に從ひ價定まらず、
一、洋布十二丈許　三大圓銀より五大圓銀に至る、
一、羅紗三尺餘　一大圓銀より五大圓銀に至る、
一、シャンパン酒一瓶　二大圓銀半、
一、地球分圖　一大圓銀より七十大圓銀に至る、
一、地理字書　五大圓銀、
一、字書　一大圓銀より十大圓銀に至る、
一、地球　一大圓銀より五大圓銀に至る、
一、刀子一個　小圓銀より五大圓銀に至る、

旅館

旅館は、着岸場より東北に距ること二里餘にあり、町名ブロウトウヱイ、館名ミッテルホウテルと云ふ、巨大の家にして、高さ九層、房數五百個、其結構他に異ならず、家の中央に庭園を築く、小池三個あり、一個は南にあり、池中石燈籠の如きものを建て、周圍に小濠を掘り、小濠中に一管を廻し、管中に數十の小孔あり、夫より水を噴飛す、一個は此に傍てあり、半體女形、半體蛇鱗の如きもの、三人にて燈臺を揭げ居たるを石にて刻み、池の中央に置き、臺頭より水を噴飛す、水豹の如き海獸を畜ふ、傍に奇木異草を植ゆ、山河の風景を象どる、是より北十間許にして、岩石中に一座を構へ、仙人其中に居り讀書す、又其傍の壁前に人形を畫く、遠見すれば眞の如し、此庭園の半を遮り又一池あり、女形を刻みたる石を建て、周圍に又石を甃て池を造る、水は其女形より噴飛す、魚鼈數尾を畜ふ、此池上に廊下ありて、左右房に通ず、西南房二層、皆旅客の房室也、下層は諸物賣買所にして、東房は戯場也、階下に舞臺を設け、長さ十二三間、幅八九間にして、數十の障壁を左右に機旋して、數種の風景を顯す、觀者は其前上中下三層に居る、又其傍に崑崙奴の

戲場あり、舞臺一層高く、觀者平面の所に居て、必しも層居を設けず、皆黄昏より演ず、庭園中數百の玻璃燈を連ね、白晝の如し、男女雜遝、一夜數百人に至る、其盛なる知るべし、

ナイアギラ船大略

ナイアギラ船は、長さ六十四間、横九間餘、吃水三丈二尺餘、高さ五層、初層二層は雜庫、三層は雜庫或は士官及水夫の房室也、四層は、舳の方は船將の房室にして、其前左右に士官の房室相列す、中央に食堂あり、卓子等を列す、此處限隔あり、限隔の外又士官房室あり、艫の方は庖廚所及び水夫の休息所也、而して艫端左右に圊房あり、是士官の圊房にして、平生は管鑰して、水夫の入るを許さず、又中央には庖廚所と並にスヒール（我國のかくらさんなり）等備りて、碇を上下す、五層は檣凡三個、四重帆也、船具は五層四層に置く、砲窓は五層に設く、凡て十個、皆百ポンド以上の大加農を備ふ、砲數凡十四門、其中ポートホーイッル四門あり、平生船の中央に列して、事ある時砲窓に車を以て引き出す、我國人房室は、五層の舳の方にあり、御奉行等は舳端にて、圊房浴湯所皆備る、其次は官士、其次は從臣房室にて、二個の限隔あり、房中長さ二間、横一間にして、一間二層に閣板を設く、凡そ六閣板にして、二閣板必兩人之に居る、一房凡十二人群居す、極めて狹隘也、官吏等は一房或は一人或は兩三人、從者に比すれば少しく緩なり、御奉行等は一房一人、房室の前に食堂あり、美麗に之を裝ふ、蒸氣はローノック船と同じく暗車也、器械は中央に設け、烟筒二個あり、千二百馬力にして、舟歩尤速なりと云ふ、船中我國人七十六人、彼國人六百人、總計六百七十六人、船裝はローノック船に比すれば美麗ならず、唯船將等の房室のみ少しく美を餙る、規則に至てはローノック船等に異ならねども、命令極めて嚴也、職業を閱するは勿論、僧官日々宗法を說き、衆に聞かしむ、且房中堅く火を禁じて、烟草を吸を許さず、船將一人にしてコモドール乘らず、是によりて祝砲を發するに小砲を用ゆ、其外碇泊中の規式少しく減じて、朝夕大鼓笛を用ゆるのみにして、砲を發せず、餘之に准ず、

花旗國總說

花旗國は、（海國圖志云、因船插星旗、廣東人謂之花旗、）北亞米利加洲中にありて、一名米利堅國と云、又ユウナイトステートと云

ふ、合衆國と云義也、全國緯線赤道北二十四度三十分より起り、四十九度に止る、經線英國龍動府西六十六度五十分より起り、百二十四度三十分に止る、東大西洋に界し、西太平洋に至る、南は墨西哥海に連り、北は英國屬地に接す、東西二千四百里、我九百七十七里二十七町二十一間餘、南北千三百里、我五百二十九里二十二町十九間餘、方三百二十六萬零々七十三里、我四萬千百七十里餘、戸口二千二百二十五萬六千七百九十二、而して其地東北峻嶺相連る、西は山脊高く聳へ、前後中央平坦廣大也、今其地を分つて三十一部となす、北六部、中央五部、南六部、西十四部となす、河の大なるものはミソーリ、オヒオ、ミシシツピ河に流湊して海に達す、船楫の往來頗る盛也、馬頭の大なる者、北ボストン、中土ネウヨルク、フラデルヒヤ、東南ガルレストン、南モントコメリ、西ニウヲーレンス、都て大馬頭也、氣候極めて和正にして、土壤亦膏腴、五穀皆宜し、其餘草木、鳥獸、魚蟲、悉く備ざる事なし、尤棉花、烟葉多く產す、船材には椽、樺の類を用ゆと云ふ、按ずるに、西洋紀元千二百九十二年、西班牙の閣龍士始て此地を發見し、夫より年々開墾に及ぶ、千五百八十四年、英國北方膏腴の地を侵し、土人を放逐し、英人を徙して其地に實たしむ、是によりて佛蘭西の遊民、来歸すること日に盛に、地益開け、終に沃壤となる、英國乃ち大臣を遣り、其地の總領となし守らしむ、遍く城邑を築き、賦稅を收す、國用益熾にして、驟に富强となれり、其後英佛兵を構へ、連年解けず、國用足らざるに至る、是によりて稅額を加ふ、花旗人其虐に堪へず、乃ち衆と相議して、兵を擧て英を拒んとす、時に華盛頓席を進み、颺言して曰く、天時失ふべからず、宜しく英國と交りを絶つべし、衆其議に一決す、華盛頓を推して帥となし、血戰八歲、或は敗れ或は勝つ、頓◎華盛頓ノ略、下同シ、志氣屈せず、英師終に敗喪す、佛國又兵を起して頓を助け、英軍を夾攻す、英國支ゆる能はず、時に班蘭兩國頻に和を進む、英國之に從ひ、乃ち頓と相盟ひ、界を畫して北土を以て英國に屬し、南土を以て頓に歸す、頓已に國を定め、兵權を謝して鄕里に歸らんとす、衆堅く推して國王に立てしむ、是より附屬する者日に多く、今は三十部の大强國となる、按に、華盛頓ハ英國の武職となり、向ふ處克捷す、時に其功を沒して錄せず、病を謝して歸り、門を杜して出でず、是に至り推して帥とすと云ふ、地理全志、又一說に、始め英佛の爭戰に、華盛頓なるものありて、其間に往來す、英米の戰より先なること百年餘、蓋し前後二人同名なるべし、初め華盛頓衆と議して曰く、國を得て子孫に傳ふるは

私也、民を牧するの任、宜しく徳ある者を推して之を爲さしむべしと、乃ち部を分ち、毎部一正首領、一副首領或は數副首領を置き、其他の兵刑賦税、官吏の黜陟を司らしめ、而して又一大統領を建て、其衆部の政事を司らしむ、是卽ち貌列志天德也、又副大統領ありて此を助く、皆四年を以て一任となす、疾病等あれば一年二年にして其職を辭す、賢なる時は復任して八年に至る、八年の外は敢て留ず、首領任滿つれば、副領を推して正となす、副領或は又望に合はざれば、鄉邑の長を擇び、各推擧する所の姓名を書し、堅く密封して函中に投じ、其推擧多き者を立つ、或は官吏或は庶民也、大統領を推擇する、皆是に同じ、而して大統領は、毎歳各部の賦稅を收め、國用の外藏庫に貯へ、叨りに外に用ゆるを得ず、毎年定例の俸金二萬五千圓を受く、唯年三十五以上に非ず、又白人種に非れば、其選に與かることを得ず、副統領は毎年五千圓を受く、各部の尙書官は九千圓、其他議事閣、選議處の官、亦各受くる所あり、且各年數ありて轉任し、年三十に滿ざれば、其選に與かる能はず、他皆是に准ず、一說に大統領任滿れば、副統領其位に卽く、副統領辭すれば、議事閣高官の者を以て順立せしむ、是皆辭すれば、大統領の隱居せしものを以て立しむ、……

會盟、戰伐、黜陟、賞罰等の事、衆と會議して、其見る處の多きを以て決す、縱ひ大統領と雖も、必ず一意を以て決して、私を行ふを得ず、唯其令を出して、文武官一統に聽かしむるは、大統領之を立るのみ、會議する所其事類によりて、月を異にする如し、農務工作貿易賞罰等及び築造等の事は、十二月初禮拜の一日を以てし、制令の改革或は令に從はざるものを究問し、或は衆を喩して法に遵はしむる等のことは、正月を以て會議す、其他不時の戰伐、會盟等の如きは、其例に非ず、

制令に五あり、一を國例と云ふ、三十一部に通行す、二を部落例と云ふ、部落に因て各同じからず、三を府例と云ふ、毎府亦同じからず、四を縣例と云ふ、其縣を主る者、各自ら其規を立て、其地の者をして之を守らしむ、五を司例と云ふ、是亦同職者其存慮によりて、自ら之を立て、附屬の者をして守らしむ、此五例、小は大を犯す能はず、司職の者縣例を犯すを得ざるが如し、國例に至りては、衆部の行ふ處にして、縱令

大統領と雖も、庶民と共に之を守りて犯す能はず、國法、反叛、殺人、強劫、強姦、放火、海盜を以て最大とす、情姦、僞造、竊盜、爭鬪、醉狂之に次ぐ、刑法三あり、一は絞死、二は監禁、三は罰贖なり、梟首、流罪、拷打等の刑なし、反叛、殺人、強姦、強劫、放火、海盜は皆絞死なり、其餘は或は監禁或は罰贖、其情に從て輕重あり、各省各府皆監獄あり、獄内の左右上下、皆大石を用ひて造築す、或は數人一房、或は一人一房に居る、皆極めて清潔にす、房には必ず小窓戸在り、風氣を通ず、鐵を以て造る、房外四面に欄あり、餘地を設けて散歩せしむ、管監官其衣食を監視す、常に善を以勸戒す、而して監禁の者には必ず其職を司らしめ寸暇なからしむ、又禮拜日には必ず書を讀み聞かしむ、故に監禁を許さるものは、一年の支料を除く外、却て餘貲ありと云ふ、按に、花旗國獨立以來、未だ反叛する者なし、今其法を立て戒め垂るゝのみ、學黌は、鄉學館、縣學館あり、鄉學館は、鄉中の富者費を出して、師を迎へ一鄉の子弟を敎へしむ、文字言語英國に異ならず、若し鄉中富む者なければ、會城中の官員是を助く、子弟朝に入りて學に就き、夕に家に歸る、女師は讀書の業及び刺繡の業を敎ゆ、束修、女師は毎日六大圓銀より十大圓銀に至る、男師は大抵二三十大圓銀、定格なし、縣學館は、縣中の人官に願ふて之を立つ、或は官に於て公に建るもあり、其敎鄉學館に比すれば稍大也、學者は毎年考試す、而して一場に中るものを取て館内に入れ修業せしむ、四年を以て期とす、若し律令に從はざれば、四年を待たずして放逐す、四年全く修業して館を退けば、官となり士となり、農となり工となり商となる、各其才に從ふ、大學館は毎部にありて、已に學に中りたる者のみ入るを許す、其學ぶ處三科あり、一は聖文、二は醫法、三は律令規條なり、三年を以て期となし、期滿つれば各其官に就く、又聾盲啞を敎ゆる館あり、聾啞は手容を以て敎ゆ、盲は凸字を書して、手を以て揣摩して讀ましむ、又育幼院あり、幼にして父母を失ふ者を養ひ敎ゆ、都て幼を敎ゆるには、三歳頃より人體の名目、萬國の名目を敎ゆる也、又瘋癲館ありて瘋癲の者を世話す、凡て館中にあるものは、毎歳衣服等を與へ、以て人才を造就す、故に今に至り知識益開け、天文、地理、術數悉く研究せざるなし、貧人を濟ふには、豫め防て貧からざらしむ、其已に貧き者は、之を濟て愈貧からざらしむ、之を防ぐ法、大抵人

の雇工とす、若し人雇ふものなければ、本縣に濟貧院を設けて是を居き、各其職業を分ち働かしむ、其得る處の金錢は全く官に入れ、子女には師を取りて之を敎へしむ、各部皆然り、以て每部一の丐食流離の人無からしむ、然ども予華盛頓府に於て、丐食の者一兩人を見る、國都尙如レ此、況其他をや、蓋し法ありて、未だ遍く行はれざるならん、

法律は大抵歐羅巴に倣ふて取捨す、賦稅は國中經費の出入を考て定額を立て、毫も多く收るを許さず、其收法の詳なるを聞かざるも、輕稅薄斂にして、民大に富める由なり、

國中都て天主敎を奉じ、各部に寺院を立つ、其敎分れて衆派となり、今は一部中各其派を守り、人を敎諭す、故に大に盛不盛ある也、

年月中節氣なく、日は吉凶なし、唯七日每に一禮拜す、所謂日曜日也、平日醉ふことを禁ず、是定日ありと云ふ、或云日曜の翌日には、酒に醉を許すと、

官人等公事ある時は官服を服し、衆に異にす、內にありては庶人と異なることなく、或は商買し、或は農稼す、大統領を始め平生は獨步一僕をも從へず、或は車に乘り遊覽するもあり、市街の人是を見て、敢て冠を脫し禮することなし、人家等に入れば、大統領と雖も冠を脫して入る、

男女の間、男を下とし女を上とす、一夫一婦にして妾を畜へず、又少年より聘娶するを許さず、年十五以上に及で、淑女を尋ね求めて緣を結ぶ、若し熟懇の者に非ざれば、府に至り其父兄に談じ、互に親を結び、往來すること三五年、各彼此の賢愚を知り、而る後娶る、其日は男女共に堂上に上り、互に手を携て、一官員或は族正等ありて、二人の名を一冊に記し、以て政府に藏す、自後必ず離緣するを許さず、支那の如き親迎等の禮なし、

喪事は始め死するとき、一人ありて是れが爲に沐浴し、唯一襲の汗衫を着せ、手を組ませ掌を合せて、棺內に入れ置き、三五日を逾へて葬る、山地の內を選み、石或は鐵錫を以て圍み、後棺を入れ、墳の上下に石碑あり、碑面に生辰死忌を錄す、又石欄干を以て石碑を圍み、以て牛羊の蹂躪を防ぐ、父母の喪は一ヶ年、朋友には三ヶ月、皆黑衣を着して墓拜す、飮食平生に異なることなし、

衣服の制、男は窄袖衣、股佩を服す、首には帽を蒙むる、帽の高さ七八寸より以下長短定りなし、多くは羅紗或は絨を用ゆ、其形或は圓、或は六角、或は八角、或は短矮也、何れも帽前一片の皮簷ありて日光を遮る、如レ此の形なるあり、平生用ひず、必ず禮式の時是を用ゆと云ふ、何れも黑色なり、又椰子葉或は菅に似たるものにて造りたるものあり、四圍皆簷ありて、簷上に黑き片帛を卷き結ぶ、上下混じて之を用ゆ、資格に拘らず、窄袖衣の製は、胸前より腹下迄控鈕を以て堅く合せ、其控鈕數種あり、船中の者は錨上鷲の止まるを彫り、金色にして形圓也、或は一行或は二行にして、其數一行に十個或は七八個を用ゆ、大抵其長さ膝に至る、後ろ臂下より分裂して左右に分る、各二重の襞あり、其上下二個の控鈕ありて飾りとす、其襞間嚢孔ありて物を入る、又腋下或は腰邊にも、一寸許の嚢孔ありて物を入る、（俗に云さぐりなり、）袖狹長にして手甲に及ぶ、又同服にして長さ僅に腰に止り、臀下分裂せず連縫す、寒冷の時是を襯着す、又表衣にも用ゆ、皆羅紗にして、黑色又は霜降色なるあり、定りなし、內衣は前と同製なれど、領襟高して前喉下に止り、後ろ領上に登る、木綿或は麻を用ゆ、又一內衣あり、短少にして領襟及袖なく、背は木綿にして、肩より腋下に至る迄、羅紗、天鵝絨、フラネールの類を用ひ、我國の短襦に似たり、是寒冷の節用ゆ、服佩は幅廣して、臀下皆連縫して、腹下僅に分裂して、控鈕を以て合す、或は革紐を以て肩より十文字に結ぶもあり、兩便の時は纔に控鈕を脫す、我國に用ゆる臀下悉く分裂するが如くならず、是羅紗にして上股佩なり、下股佩は白木綿なり、靴は皆牛皮を以て造り、長きは膝に至り、短きは脛下に至る、靴底厚きは五重、薄きは一重なり、又護謨を以て造る、是朝夕或は曇天の節用ゆるなり、若し日中或は炎天の節は、忽ち融鑠して足を爛すに至る、是皆布襪上に用ゆ、故に布襪の長短は必ず靴の長短に從ふ、而して我國の如く、大指中指の際を分たず、又手袋を用ゆ、革或は帛布也、色數種にして定らず、下官は同製の衣服なれど、周圍連縫す、服する時は首より蒙る、又胸前控鈕を用ゆるあれども、鮑貝或堅木を以て製し、極めて粗略なり、尤上羅紗を用ひず、羅紗に似て薄きものを多く用ゆるなり、（俗綿羅紗と云、）女は腰上窄袖衣を服して、肌に襯して細からしめ、袖は

狭長にして手甲に及ぶ、又廣ふして我國人の用ふると、殆んど似たるあり、其上に衲衣の如き大幅の衣を覆ひ、胸前に合せ、緣邊皆黑白の房を飾る、一襲二襲二襲、長短順次に重ぬ、腰には鍛鐵製の輪を纏ひ、（名ホフスカイと云ふ、薄き鍛鐵を以て造る、我國提灯の輪に似たり、上輪の周圍腰に應じて狹し、其以下順次に廣くし、上輪に倍するに至る、）其上に薄帛に數重の襞あるを覆ひ、是又一襲より六七襲に至り、其長さ腰より踵に達して、常に地を引く、周圍腰に數倍す、黑あり白あり赤あり、又數種采色せしもあり、股には白布の股佩を服す、足には布襪を用ひ、些も肌を露さず、髮は左右に分ち、瞼より額上に達して、人綵花を飾る、冠帽は男子と同じからず、後面は長く、頭上髮に襯み平坦ならしめ、前面は額上より瞼に達す、其緣邊人綵花を飾る、故に他是を見れば、冠頭後面にありて、傾け蒙りたる如し、又冠帽を用ひず、黑絲を以て造りし網に似たるものを以て髮を包み、後面に人綵花を飾るあり、又頭上種々の飾りをなし、其上に網を頭より滿面に蒙るあり、其他卑賤の者と見へ、冠帽のみにて更に飾りなきもあり、又同衣服にして、頸の左右及び兩腕を露し、緣邊に數種の飾りをなすもあり。或云、是女の禮服にして、吉事あれば必ず是を服すと、予思ふに、小女下婢の類と雖も、多く此裝を用ゆ、然らば禮服には非ずして、只便利のためならん、耳環、腕環、指環は、皆金銀、珊瑚、珍石の類を用ひ、手には革袋或は帛袋を攜ふ、其裝數種々にして、勝て記す能はず、道路往行には、男女皆蝙蝠傘を攜ふ、女の用ふるは極めて小にして、僅に日光を遮るのみ、扇は羽扇にして極めて美也、

紡織は人力に資らず、多く水力を用ゆ、或人紡織所に行く、其談を聞くに、家の廣さ十二三間にして、高さ五層にて、每層其職を異にす、初層は成布を收束する所也、二層は棉花を紡する所なり、三層は粗絲を縷る所なり、四層は細絲を縷る所なり、五層は織場なり、毎層數個の車を設け、又其家の傍に大水車ありて回轉す、是より數車に通轉す、一日にして數百丈を織出して、唯二車に一女ありて監するのみ、極めて簡便なり、尤羅紗の類も同機工にして、今世益精巧、他に讓らざるなり、

飲食は毎日三餐也、早餐は或は米飯或は蒸餅及び肉也、外に牛乳、鷄蛋、牛油、架菲（架菲は靑荳也、是を煎り細末にして用ゆるなり、）あり、七時（我國六ツ半時、）より十時の間、各其使に從て食す、多

く食はず、是を早餐とす、一時より（九ツ時半）、五時（七ツ時半）、の間又食す、是を大餐とす、其物品は鶏、豚、魚、鴨、牛、羊也、皆燔灸自割して食ふ、外に生菓、糖菓、牛乳、鶏蛋、或は茶、或酒あり、合家一檯を同ふす、檯面に布を鋪き、物品を其上に設け、毎人に一碟、一玻璃盃、一茗盌、一匙子、一庖丁、一叉子を與へ、是にて各隨意に食す、箸を用ゆることなし、調羹は人の食ふに從て與ふ、又六時（夜六ツ時）、より九時（夜五ツ時）、の間又食す、晩餐也、晝餐に同じ、是日用飲食の定規也、

金銀鉛銅は其地によりて或は有り或は無し、獨り鐵は各部に有りて甚だ多し、故に平生用ゆる所、我國の竹木の如く、柵或は筧等皆之を用ゆ、尤橋に用ゆるもあり、予華盛頓に行きし時鐵橋を渡る、其多きを以て知るべし、貨幣金銀銅の三種あり、金は五十ドルラルより二十五セントに止まる、其中五十ドルラル及び五十セント、二十セント、此三個形ち八角にして、他皆圓形なり、或人曰、金幣一ドルラルより二十ドルラル迄は政府にて鑄造す、二十ドルラル以上は、市中町人便利のため自ら鑄造す、若し金性惡しき時は、嚴に咎を受くると云ふ、銀は一ドルラルより三セントに止まる、銅は一セントより半セントに止まる、是皆亦圓形也、其位の差を考ふるに、凡金銀の相差十四層餘に當る、銀銅の間は四十三層に當る、銅に二個ありて、一は十八層餘に當る、外に楮幣あり、一セントより五十ドルラルに至る、今見る所の金銀銅幣の輕重を閱し、左に記す、（◎貨幣ノ量原本錯雜ス、今訂正スベカラズ、）

一、金一ドル　（此量四分五厘、）
一、同二ドルラル半　（此量一匁二分五厘、）
一、同三ドルラル　（此量一匁三分五厘、）
一、同五ドルラル　（此量一匁二分五厘、）
一、同十ドルラル　（此量一匁三分五厘、）
一、同二十ドルラル　（此量九匁、）
一、同五十ドルラル　（此量七六匁五分、）
一、銀一ドルラル　（此量六匁五分、）
一、同二分ノ一ドルラル　（此量三匁二分五厘、）
一、同四分ノ一ドルラル　（此量一匁六分二厘五毛、）
一、同十分ノ一ドルラル　（此量六分五厘、）
一、同廿分ノ一ドルラル　（此量三分二厘五毛、）

一、同三セント　此量二分、　一、銅一セント　此量二匁六分、

一、同二分ノ一　此量一匁四分、　一、銅一セント　此量一匁二分、但純銅に非ず、錫或銀の類を交雜して鑄造せしものと見へ、時々少にして銀色を含めり、

扨花旗國は元より富有の國なり、殊に上カルホルニヤ、サンフランシスコ、莫大の金礦出しより益富み、今となり衆部一として富ざるなく、是により銀位甚賤しく、我國當百錢を用ゆるがごとし、故に物價自ら騰踊して、我國方銀三四兩位宛施つと雖も、一奇品を沽ふ能はず、

陶器は國中多くあれど、土性宜しからず、其製支那の巧に至らず、都て肉厚く聲音極めて粗濁也、唯堅實にして容易に破碎せず、色は種々の采色あれど、白色多く見る、筆板は木板を用ひず、皆鉛字活版なり、畫或は地圖の類は銅版或は石版を用ゆ、是皆蒸氣の力を用ひて、人力に資ること至て少なし、

田畑は周圍に籬を設け、牛馬の踩躙を防ぐ、而して一年は麥或は蔬菜を植へ、一年は牛羊を牧す、互に相代へて牧植すと云ふ、

國中黒人六分の一に居る、其中に黒に似て黒に非ず、白に似て白に非ざるものあり、是白黒人相交の生せしもの也、是皆政事等に預ることを許さず、或は白人の奴僕とし、或は汚穢の事を司らしむ、然れども黒人は花旗國の本種にして、白人は英國の人種也、客却て主となれば、悲むべきに似たり、然ども賢愚の違ひ止むを得ず、然らば人種に因て化すべからざるもの有と見ゆ、

海軍將校及卒の數

海軍將校、

一、甲比丹　六十八人

一、ロイテナント　三百廿七人

一、指揮官　九十七人　一、上等下長　六十九人

一、歩兵　一萬三百廿九人

一、農兵　二百十一萬一千廿九人

軍艦の數

一、リニー船十艘　大砲八百七十二挺

一、フレガット船十三艘　同六百五十六挺

一、ユルヘット船廿艘　同四百挺

一、ブリッキ船四艘　同二十挺

一、蒸氣船廿四艘　同百七十二挺

右凡七十一艘、大砲二千百二十挺、

一年收税及び費用の數

一、年收税　大率一億四千八百四十萬大圓銀

一、年費用

精兵雜費　七百二十七萬大圓銀

他州雜費　二千二百七萬大圓銀

國内雜費　四百六萬大圓銀

陸軍用　二千八百三十萬大圓銀

海軍用　一千六百七十萬大圓銀

定式操作　二千百十萬大圓銀

債金の償　三千八百萬大圓銀

總計一億一千七百五十萬大圓銀

此數條予が聞く所也、而して諸書を閲するに、或合ひ或は合はず、是を以て合ふ處を取り、合ざる處は、予聞くまゝにして之を記すこと此の如し、

航米日録巻五終

航米日録巻六

五月十三日、晴、西北風、午後始て解纜し南に向ふ、二三里にして海門を出て東南に向ふ、中後順風數帆を揚ぐ、舟歩大に速なり、抑此船は法令嚴にして、水夫と雖も苟も語を接せず、大に寂寥なり、且圊房は官吏を除き、其他皆水夫と同く、艫端の圊房に行く、數人相列して便す、彼俗は臀の當る所を圓にして、便する時其圓なる所へ臀を襯着して、或は烟を吸ひ或は談笑す、我國人俄に彼に倣ふ能はず、衆皆困却す、是によりて其條を官吏に述べ、中層の士官圊房一個を借り、此圊房は一人限りなれば、各隨意にして便す、衆始て安心す、

○寒暖計八十四度、

十四日、陰、東北風、今朝に至り東に向ふ、巳後東風に變じ、帆を揚ぐる能はず、唯蒸氣を以て駛る、波濤至て穩なり、今日ソンデーに付、船中の者各服を改む、午後僧官宗法を讀み、士官及水夫に至る迄之を聞く、未後船の左右に蒸氣船二艘見ゆ、皆花旗國船なり、抑從臣

の飲食は、房室前數人相混ず、且器物少なく、下物を頒つ能はず、人各爭ひ食ふ、太だ雜遝なり、花旗人是を見て大に笑ふ、

○寒暖計六十四度、○昨正午より今正午迄百八十一里、○北緯四十零度四十二分半、○西經七十度十八分三十五秒、

十五日、晴、東南風、又東に向ふ、波濤靜かにして舟步頗る速なり、午後南風に變じ、數帆を揚げ、蒸氣忽ち止む、扨昨日より冷氣にして、袷衣を用ひ尙寒きを覺ゆ也、

○寒暖計七十二度、○正午迄百九十二里、○北緯三十九度二十六分、○西經六十六度二十六分、

十六日、晴、東北風、又東に向ふ、風順ならず、舟步亦疾からず、夜に入りて尙同じ、

○寒暖計七十五度、○正午迄百六十七里、○北緯三十九度二十一分、○西經六十二度四分十五秒、

十七日、晴陰不定、東南風、又東に向ふ、今朝より風强く波濤頗る高く、船の搖動亦頻なり、波濤時として艫舳に飛騰す、午後大砲調練あり、其式ホウハタン船に異ならず、未後風波愈烈しく、房中安居するを得ず、夜亦同じ、、

○寒暖計七十四度、○正午迄二百三里、○北緯三十九度十分十五秒、○西經五十八度四十九分、

十八日、雨天、南風、今朝に及び東南に向ふ、昨日より風雨甚しく、船の搖動止まず、波濤船上を飛騰す、房中の什器左右に顚倒し或は破碎す、衆皆戰々たり、花旗人更に意とせず、却て舟步速なるを喜び、忽ち蒸氣を止め數帆を揚ぐ、且中層にては悠々として樂を奏す、予等是を見て少しく心を安ず、夜風雨尙止ず、

○寒暖計七十二度、○正午迄二百五十三里、○北緯三十八度五十一分、○西經五十三度二十七分、

十九日、陰、細雨、南風、又東南に向ふ、今朝に至り風雨漸く止み、波濤亦靜なり、申後沈溺の舟を見る、二個の破檣海上に露出す、何國の船なるや、昨日の風雨にて此難に逢ひしならん、是を見る者覺へず慘慄す、夜風波頗る穩かにして、衆皆安眠す、

○寒暖計七十七度、○正午迄二百四十里、○北緯三十八度五分、○西經四十九度三十二分、

廿日、陰、細雨、南風、又東南に向ふ、風强く舟步極めて速なり、午後風忽ち止み、帆を揚ぐる能はず、空く海中に漂漾す、夜亦同じ、今日我國午線を過ぐ、大略下に記す、

○寒暖計七十八度、○正午迄百九十三里、○北緯三十七度四十五分、○西經四十三度三十分三十秒也、

廿一日、陰、午後晴、西南風、又東南に向ふ、風靜かにして舟步疾からず、午後忽ち蒸氣を發す、夜西風に變ず、滿帆風を受く、舟步頗る速なり、扨今日はソンデーにて、船中の者皆服を改め、僧官の者宗法を讀む、

○寒暖計七十九度、○正午迄百五十里、○北緯三十七度三十分、○西經四十度八分四十秒、

廿二日、晴、南風、又東南に向ふ、始め舟步速にして、午後忽ち風止み、十分駛る能はず、

○寒暖計七十五度、○正午迄百九十九里、○北緯三十四度五十五分、○西經三十七度二十二分也、

廿三日、晴、東北風、又東南に向ふ、風なく舟步疾からず、夜子牌四方に月虹見る、日虹は時ありて出づ、月虹は今始て之を見る、

○寒暖計七十六度、○正午迄百七十四里、○北緯三十二度五十七分、○西經三十五度十分、

廿四日、晴、東北風、今日に至り南東に向ふ、風靜かにして舟步甚だ緩なり、午後船中の防火の調練あり、船上に於て早半鐘を鳴す、卽ち水夫共各兵粮パンなりを布袋に入れ、之を提げ船上に登り、小船にのり其場を逃るゝ狀をなす、又革管を以て水を灑ぐ、其手業輕捷にして一の遺漏なし、是亦航海者の心得べき所なり、夜風尙靜かにして舟步更に進まず、唯洋中に漂漾す、夜半より蒸氣を發す、舟步少しく進む、時に人予に遠眼鏡を見せしむ、其眼鏡晝夜共に用ゆ、縱令暗夜といへども分明に見ゆ、價を問へば、七十大圓銀より百大圓銀以上に至ると云ふ、

○寒暖計八十度、○正午迄百三十八里、○北緯三十度二十一分、○西經三十四度十八分、

廿五日、晴陰不定、東風、又東南に向ふ、昨夜より蒸氣を發し駛り、舟步頗る速なり、夜戌牌俄に暴風雨來らんとす、船將下知して船中の窓戶を塞ぎ、豫め波濤を防がしむ、唯雨のみにて患をなさず、衆みな安心せり、

○寒暖計八十二度、○正午迄百十五里、○北緯二十八度四十九分、○西經三十三度十八分、

廿六日、陰、東北風、又南東に向ふ、橫帆を揚ぐ、大に風を受く、且蒸氣熾んなるゆへ、舟步大に速なり、午後水夫小砲隊の調練あり、未後船の左に當、船一艘を見る、遠して何國の船たるを知らず、夜西方に彗星出づ、影薄

ふして見認むる能はず、
○寒暖計七十九度、○正午迄百九十里、○北緯二十六度十四分、○西經三十一度二十分、
廿七日、晴、東北風、又東南に向ふ、風波昨日に同ふして、舟歩の速なること近日の比すべきに非ず、
○寒暖計八十一度、○正午迄二百二十二里半、○北緯二十一度八分、○西經二十九度二十九分、
廿八日、晴、東北風、又南東に向ふ、横帆を揚ぐ、舟歩頗る速なり、今日はソンデーにて、式前の如し、夜風波靜かにして、座上に在るが如し、今日太陽下を過ぐるなり、
○寒暖計七十八度、○正午迄二百二十里半、○北緯二十度二十三分四十秒、○西經二十七度二十分なり、
廿九日、陰、東北風、又東南に向ふ、午後南西に向ふ、船の右に當り一高山を見る、又半時許にして、左に又一山を見る、此兩山の間を過ぎ港に入る、此所はサンウヰセントと云島にて、港名ポールトガランデと云ふ、亞弗利加洲中ケーブウエルド屬島中の一にして、葡萄牙領なり、黄昏にして形勢分明ならず、大略後に記す、夜西牌より東岸頻に流星火を放つ、是此島統領にても來りしゆへ、饗應の爲ならんと云ふ、扨此處は北緯二十一度十七分にして、昨日已に太陽下を過ぐ、寒暖計纔に七十八度に上るのみにて、更に炎熱を覺へず、思ふに地勢の向背、海風の多少に從ひ、此の如くなるや、直下と雖も必しも極熱ならず、
○寒暖計八十度、○正午迄二百零三里、○北緯十七度五十三分、○西經二十四度五十三分、○今正午より此島迄五十里、○北緯十七度三分、○西經二十五度、
六月朔日、晴、滯留、煤石を船中へ積入す、夜半にして漸く終る、巳後英の軍艦一艘入港す、午後陸上よりバイナープルと云菓物を賣り來るものあり、能く日本語を覺ゆ、今らなすけべのと云、是嘗て雇夫となり我國に來りしことありし者也、未後葡萄牙ゼネラール及英國のコンシール來る、祝砲を發し音樂を奏して以て饗應す、扨ゼネラールは此島の總督にして、巡見の爲め昨日此港に來るものなり、英國コンシールは當所に在住す、本國より輸入する煤石を差配すと云ふ、
○寒暖計不レ試、

サンウヰセント島形勢

此島亞弗利加洲綠峯群島の一なり、綠峯は亞弗利加洲の西岬なり、此諸島最近きにあり、故に綠峯群島と云ふ、島數凡十四なり、皆葡萄牙所領なり、港名ボールトガランデと云ふ、東北より南西に蜿る、サヲアンタオ島なり、此灣大灣にして、周圍七八里許、海門にあり、一は東北に向ひ、一は西南に向ひ、互に相對す、風浪を避くるには最宜しく、群島中第一の良港なり、然れども全島皆山にして、峻巖峨々として草木を生せず、唯山容の奇怪なる、或は馬背、或は臥牛、或は筆頭、或は斧痕の如し、又山頂處々に洞穴ありて、門戸のあるに似たり、其土地皆砂石にして不毛なり、尤水に乏しく、街中僅に二井あれども、潦水に同ふして、一桶汲めば忽ち枯涸す、是を以て此地に居る者他の食を待つ、群島中土地肥沃の處ありて、米、茄非其他良美の菓實を產すと雖も、今其地に至らず、人家東方山麓に傍ふて、纔に四五十戶あり、英國より煤石を輸入して此地に貯へ、通船の缺乏に備ふ、

風俗

男女色黑く縮髮なり、其醜惡見るべからず、衣服は我國帆布に似たるものを服して、腰には褌衣を纏ふのみ、家は板を以て壁とし、茅の類を以て覆ひ、土床に露坐す、粗矮を極む、其人頑愚にして菽麥を辨せず、官吏の內一兩人上陸せしものあり、小便せんとて衣を攝ければ、土人何と思ひしや大に恐怖し、大聲を發して逃げ去ると云、其愚以て知るべし、

時候

此島北緯十七度餘、西經二十九度餘の處にして、極めて炎熱なるべきに、常に海氣多く、寒暖計八十度以上に至らず、尤予等來りし時、太陽直下近きに在れども、炎熱薄ふして、朝夕尚袷衣を服す、

草木

此群島上、米、藍、木棉、煙草、其他良美の菓實を產すと聞けども、上陸せず、見るを得ず、唯船中に攜へ來るを見るに、パイナーブルと云菓實一種あり、パナマ港の產に異ならず、

生物

群島中、牛、羊、驢馬、鳥類多き由なれども、予は見ず、唯船中に攜へ來りし醃魚を見る、其形鯛、鱒に似たり、

貨幣

此島上貨幣を鑄造せず、葡萄牙都府より輸入す、然れども諸國通船碇泊の處ゆへ、彼是の貨幣融通すと云、

物價
上陸せず、又問ふ所なし、
二日、晴、東北風、辰牌解纜す、始め西南に向ひ、一里許駛り忽ち南東に向ひ、海門に出づ、夫より横帆を揚げ、且蒸氣を熾んにす、故に舟歩頗る速なり、夜炎熱昨日の比に非ず、
○寒暖計七十六度、○辰牌より正午迄五十八里、○北緯十六度三分、○西經二十五度四分、
三日、陰晴不定、時々小雨、夜暴雨南風、又東南に向ふ、午後南風に變ず、波濤高く船頻に搖動す、夜子牌大雨來る、船の搖動すること最甚し、且南風にて蒸炎甚しく、安眠する能はず、
○寒暖計八十一度、○正午迄百九十四里、○北緯十三度廿八分四十五秒、○西經二十三度二十六分二十二秒、
四日、陰晴不定、西北風、又東南に向ふ、順風にして舟歩速なるを以て、俄に蒸氣を止む、一日中驟雨屢來る、夜風止み舟歩更に進まず、空く漂漾す、炎熱にして安眠するを得ず、
○寒暖計八十三度、○正午迄百八十六里、○北緯十一度四十五分、○西經二十度五十分、
五日、陰、午後晴、夜暴雨、南西風、今日に至り東南の中心に向ふ、昨夜より風止み、舟歩更に進まず、今朝俄に蒸氣をはつし、巳後西南風吹き來り、舟歩大に速なり、船の右に當て船一艘を見る、互に旗を揚ぐ、是花旗國の商船なり、夜子牌暴雨來る、波濤靜かなるを以て、船の搖動も亦甚しきに至らず、
○寒暖計八十度、○正午迄百十九里、○北緯十度二十三分、○西經十九度三十一分、
六日、陰、時々小雨、南風、又東南に向ふ、今日ソンデーにて、例の通儀式を行ふ、夜子牌驟雨來る、炎熱なり、
○寒暖計八十三度強、○正午迄二百里、○北緯七度五十一分半、○西經十六度三十六分四十六秒、
七日、陰、午後晴、南風、又東南に向ふ、風靜かにして舟歩速ならず、巳後僧官宗法を讀む、午後船將法令を讀み唱ふ、扨此船は宗法及び法令を讀み、衆に聞かしむること日に二度或一度、風雨と雖も怠慢せず、法律の嚴重是を以て知るべし、夜冷氣を催す、
○寒暖計八十度、○正午迄百六十一里、○北緯六度十五分、○西經十四度三十九分、

八日、陰晴不定、西風、又東南に向ふ、逆風にして舟歩疾からず、夜冷氣にして袷衣を服し、尚寒きを覺ゆ、

○寒暖計八十度、○正午迄百六十七里半、○北緯四度五分、○西經十三度三十分、

九日、晴、東南風、又東南に向ふ、風波の靜なること前日に同じ、未後何の試なるや、大砲二百ポンドを發す、聲極めて强烈なり、然れども小砲の聲に比すれば、響甚しきに至らず、却て心氣快濶なるを覺ゆ、夜冷氣肌に徹す、扨ネウヨルク解纜後、水を貯ふる處なく、サンサキンセント酒水にて貯ふるを得ず、此邊に至り盡くるに垂んとす、故に飯時と雖も、みだりに飮むを許さず、僅に一滴水をうく、尤水夫は職業ありて、力を盡し其渇甚しかるべし、然るに飯時外一滴水を與ふるを許さず、況や予等に於てをや、水の貴き是に於て始て知る、

○寒暖計七十六度、○正午迄百五十九里、○北緯二度五十九分、○西經九度四十九分、

十日、晴、南東風、又東南に向ふ、風波の靜なる前日に同じ、

○寒暖計七十九度、○正午迄百七十一里、○北緯二度四十一分、○西經五度五十分、

十一日、晴、南東風、又東南に向ふ、扨十日前より南東風のみにして、舟歩更に進まず、一日二百里に及ぶこと少なし、唯風波の靜なる、座上に居る如く、我國人船暈を憂ふる者なし、

○寒暖計七十九度、○正午迄百八十九里、○北緯一度五十三分、○西經四度七分、

十二日、晴、南風、又東南に向ふ、午後風强く、滿帆風を受け、舟歩近日に比すれば頗る速なり、夜冷氣を催す、我國八月頃の時候なり、夜半冷氣にて屢眠を醒すに至る、

○寒暖計七十七度、○正午迄百九十八里四分の三、○北緯一度十五秒、○西經一度十七分、

十三日、晴、南風、又東南に向ふ、風强く舟歩大に速なり、唯船の搖動ありて、其傾き象弦規八九度に及ぶ、今日はソンデーなり、午後赤道直下を過ぐ、時候反て冷にして、單衣にては堪ゆる能はず、此邊太陽直下を去ること二十度前後にあり、尚如此、我國人赤道直下は勿論、太陽直下といへども渴死すると云ひしが、今其地を踏むに、赤道直下は勿論、太陽直下といへども、寒暖計百度に及ばず、豈に渴死するに至んや、百聞一見に若かずとは此の謂なり、夜冷氣衣を用ゆるに至る、

○寒暖計七十五度、○正午迄百九十里、○北緯零度十七分三十秒、○東經一度十五分、

十四日、晴、南風、又東に向ふ、午後風止み、帆を揚ぐる能はず、唯蒸氣を以て駛る、帆力なきを以て、船の傾き象弦規四五度に及ぶ、夜冷氣なること昨夜に同じ、

○寒暖計七十六度、○正午迄百七十五里、○南緯零度三十三分三十秒、○東經四度三十秒、

十五日、陰、南風、又東に向ふ、昧爽船の右に當り、一の小島を見る、アークホーと云樹木森々たり、其山頂に湖水あり、眺望奇絶なる由なれども上陸せず、何ぞ見るを得んや、午後風靜なれど波濤高く、船の搖動頻なり、扨此邊黄沫海面に浮び、數里尚絶へず、是亞弗利加洲中カンヘル川より流出すと云ふ、夜冷氣益甚し、

○寒暖計七十五度、○正午迄百八十一里、○南緯一度五十分、○東經六度三十七分、

十六日、晴、南風、又東南に向ふ、風少く帆を揚ぐる能はず、波高く船頻に搖動す、黄昏東方に月出て、蝕すること四分餘なり、我國暦を閲するに、今曉九時七分左の方より蝕し、七時四分下の左に終るとあり、今此處にて見るに、黄昏右の方より蝕し、五時左の下に終る、是地球中自ら時の差ありて如レ此し、我國江戸は東經百三十七度にありて、壓瀾海の西經四十三度の處は午線にして、晝夜及對なり、是を以て算考するに、此邊東經八度餘の所にして、我國江戸と相差ふこと八時前後にあるべし、我國晝夜十二時を以て算す、故に我國今曉の月蝕にして、此に於ては黄昏なり、然らば地球一周の間、一日の差あること疑なし、友人某英書に基き時差を考ふ、航海する者知らずんばあるべからず、今其大略を酌み左に記す、

時の差

零度	ロンドン	英吉利都府、	晝十二時
東經十五度	シーラコス	地中海シシリー島の南東岬、	一時
同三十度	シントペテルビユルグ	俄羅斯都府、	二時
同四十五度	ヘイテトト	アラビヤンの同地、	三時
同六十度	アラルシー	タルターンの湖水、	四時
同七十五度	シリンガバラム	ヒンドスタンの西海岸、	五時
同九十度	タシーア	ベンガラの同地、	六時
同百五度	カムボシヤ	シヤムの南海岬、	七時

同百廿度	ナンキン	支那都府、	八時
同百廿五度	本朝皇都		九時
同百五十度	シドニー	豪斯太里東南海岸、	十時
同百六十五度	カモサツカ	俄羅斯東北境海岸、	十一時
同百八十度	ワンテイアイランド	南太平海中の島、	十二時
西經百六十五度	アラスカ	北亞墨利加西北境の海岸、	一時
同百五十度	ヲタヘーテ	南太平海中の島、	二時
同百三十五度	テフルマングル	北亞米利加西北海岸の島、	三時
同百二十度	セントロウイス	カリホルニヤ海岸、	四時
同百五度	カンクヘー	合衆國内ニウメキシコ、	五時
同九十度	ニウヲルレニス	合衆國の内ミスシツピ川の下流、	曉六時
同七十五度	フラデルヒヤ	合衆國の内ペンセルバニーの府、	晝七時
同六十度	ハルクランドフイデント	南アメリカ東南海中の島、	八時
同四十五度	レウヤンコトロ	南亞米利加東南の海岸、	九時
同三十度	アゾレス	大西洋中の海、	十時
同十五度	テネリヘ	大西洋中カナリヤ島の内、	十一時

○寒暖計七十六度、○正午迄百八十二里、○南緯三度四十一分、○東經八度二十八分、

十七日、晴、東南風、又東南に向ふ、風少なくして帆揚ぐる能はず、唯蒸氣を以て駛る、扨是迄蒸氣を熾んにして駛りしが、船將の見込の誤りを以て、未だロアンタ港に至らずして、煤石盡くるに垂んとす、是によりて今夜半より蒸氣を用ひず、唯風力を以て駛る、海上に空く漂漾す、恰も旅人の金を失ふに似たり、衆皆困却すれども已むを得ざるなり、

○寒暖計七十一度、○正午迄百七十六里、○南緯五度二十八分、○東經十度二十八分、

十八日、陰、東南風、今朝は逆風なるを以て、横帆を揚て或は西南に向ひ、或は東北に向ひ、日に帆の變ずること數次、午後風忽ち止み、舟歩更に進まず、斯の如くにして幾日に入港すべきや計るべからず、水も亦從て缺乏す、船將より嚴令ありて、一滴水と雖も與ふるを許さず、船中の者大に困却す、然れども如何ともする能はず、唯船將の誤りを恨むる也、扨今次の船將は性質鄙吝にして、煤石薪木の價を惜み、積入十分ならず、

却て船中の者を嚴にして、費さゞらんことを欲す、遂に此危難に逢ふ、豈獨り是のみならんや、人心の向背天下の興亡、僅に一部吝より生ず、恐れざるべけんや、午後亞弗利加地方近きに至れども、舟歩進まず、空しく洋中に漂漾す、夜に至り風全く止み、一歩も駛る能はず、已むを得ず地方より相距ること六十里にして、暫く下碇す、

○寒暖計七十五度、○正午迄百三十六里、○南緯六度十一分、○東經十二度四分、

十九日、陰、雲霧模糊、東南風、今日も風弱く、横帆を揚げ、或は西南或は東南に向ふ、舟歩更に進まず、我國人切齒すれども如何ともする能はず、水は愈缺乏して、食後漸く一滴水を分ち與ふ、其時の騷動餓鬼食を爭ふに似たり、實に悲むべきに非ずや、

○寒暖計七十三度、○正午迄三十六里、○南緯六度三十六分、○東經十二度五分、

二十日、晴、東南風、又東南或は西南に向ひ、一日數次帆を改む、昨日に比すれば少しく進む、今日はソンデーなり、午牌船將よりビール酒名一瓶、鹽豚一股出し、從者に分ち與ふ、是迄嘗てなきことなり、或人云ふ、數日大洋に漂漾し、船將衆の不平を聞き、之を慰めんとの策なりと云ふ、夜に入りロアンタ港近きに至り、今宵十時より蒸氣を發す、是火輪船の法なり、若し火輪船にして唯風力を以て入港すれば、船將の恥辱なる由にて、大苦難を忍べども入港、

○寒暖計七十二度、○正午迄六十二里、○南緯七度三十七分、○東經十二度二十八分、

廿一日、陰、夜南風、今朝に至り東南に向ふ、逆風にて帆を揚る能はず、唯蒸氣の勢を以て駛る、午後東に當り、亞弗利加地方遙に見ゆ、申後愈分明なり、黄昏漸くロアンタ港へ入り下碇す、夜戌牌下碇の禮を行ふ、

○寒暖計七十一度、○正午迄八十里、○南緯八度二十分、○東經十三度一分、○正午より入港迄四十里、○南緯八度四十三分、○東經十二度九分、

廿二日、朝陰、午後晴、滯留、昧爽又下碇の禮を行ふ、巳後當所土人と見え、數十の崑崙奴、全木の刳めたる船に乘り、菓物或は魚類を持ち來りて賣買す、價極めて賤し、ヲレンズ橙類、三十顆以上、小圓銀一を以て沽ふ、鯛大小數十尾、是亦小圓銀一なり、我國人船中枵腹となりしゆへ、各爭ひ沽ふ、其煩雜勝て言べからず、午後

當港船の花旗國船將等來り、祝砲音樂を奏し饗應す、扨今日より煤石薪水を積入す、夜冷氣なり、

○寒暖計七十五度、

廿三日、朝雨、巳後晴、滯船、巳後御奉行等上陸せられ、午後歸船せらる、當所土人諸物賣買の爲め、數十人群り終日絶へず、

○寒暖計不レ試、

廿四日、朝雲、巳後晴、滯船、巳後官吏上陸す、花旗船一艘入港す、互に祝砲を發す、

○寒暖計不レ試、

廿五日、朝陰、巳後晴、滯船、巳後予等上陸す、始め花旗國の旗を建てし塲所に行く、左右に崑崙奴あり、男女數十人砂土中に野菜魚類を連ね賣る、又少しく行き市街に至る、中央に列木あり、其下に崑崙奴小屋を構へ雜品を賣る、玻璃にて製たる貫珠の類多し、極て微小にして美麗なり、唯砂土中汚穢を極む、予等來るを見て、或は喜び或は畏れ、高聲にて叫び來り、臭氣紛々として汚穢に堪へず、是を過ぎ二三町にして左折し、高地に登る、左右煉塀の如く、高六七尺許して墻壁を設く、是に登り終れば、左右に大家巨屋を造築す、其經營城郭に同じ、然れども今は大に衰微したるものと見ゆ、半ば破壞し棟梁など朽損して、兵燹後の風景に似たり、歸途前路を取る、數十の崑崙奴珊瑚珠を擕へ賣んとす、價貴くして容易に求むる能はず、然れども汚穢の土人、常に腕環等にし用ゆ、其多き以て知るべし、又海邊に至り衣服を洗濯するを見るに、始め海水に浸し、暫くして是を揚げ、傍に材ありて是に打擊すること數次、然る後復水に浸す、精細の衣服と雖も、忽ち破壞せざらんや、午後歸船す、

○寒暖計不レ試、

廿六日、朝陰、午後晴、滯船、終日煤石を積み入る、午後葡萄牙人來る、

○寒暖計不レ試、

廿七日、陰、滯船、

○寒暖計不レ試、

廿八日、陰、滯船、

○寒暖計不レ試、

廿九日、朝陰、午後晴、滯船、巳後葡萄牙の婦人來る、容貌我國人に似たり、午後再び上陸す、故ありて遠く行く能はず、匆々にして歸船す、

○寒暖計不レ試、

晦日、朝陰、午後晴、南風、未後解纜す、始て西北に向ひ、轉じて西南に向ふ、逆風にて帆を揚ぐる能はず、唯蒸氣を以て駛る、一里餘行きし時、陸上より暗號の砲聲あり、是によりて暫く船を止む、何故ぞと尋ねしに、船中の者一人陸上に殘れるあり、因て士官一人小舟に乘り連れ來る、是船將始より知らざるに非ず、然れども解纜の時刻已に船中に觸れありしかば、船法之を違く能はず、止むを得ずして解纜せるなり、其嚴重此の如し、夜風波穩かにして平路の如し、

○寒暖計不レ試、

魯安達形勢

魯安達港は、西亞弗利加洲の一港にして、葡萄牙の所領なり、海門北西に向ひ、東は皆平山にして大樹生せず、南より西に斜めに一線の砂洲出で丶、長廿三里許、其門大灣なり、海門幅一里強、是より乘船塲迄二里強なり、東南の間に連軒十戸餘に砲臺あり、一は北に向ひ海中に築出し、一は南に傍ひ高地に築く、經營極めて嚴なり、市街は或は廣く或は狹し、其廣きは中央に列木あり、幹は伯庠樹に似て、葉は芹菜の如にして圓なり、其列木の下に土人小舍を造り、僅に一身を容る丶に足る、舍前沙上汚穢の中に雜品を陳列して座商す、狹き處は左右皆家なり、煉瓦石等を疊み、高さ二層より三四層に至り、窓標玻璃を用ひ、花旗國の造築に異ならず、高地には葡萄牙官舍或は官吏の家ありて、尤美を盡す、其路は左右三道三分し、皆瓦石を疊み、高さ六七尺許の墻壁を設け、處々燈籠を建て、常に兵卒ありて非常を警衞す、古昔葡萄牙盛んなりし時、多少の金を費し、大に此地を開き、造築極めて盛んにして、每戸文斐を鏤め、前に書す如く堂々たる結構なりしが、今多くは破壞し、或は棟梁朽折し、或は百壁崩壞し、甚きは全家倒隤して、僅に石礎を餘すのみ、土人は山麓に小舍を構て住す、板を以て壁とし、草茅を覆ひ、土牀に一草席を藉くのみ、我國蝦夷舍と同じ、扨此港は風浪等の憂なく、船の碇泊極めて良便なり、故に喜望峯の通船、多くは此に來り、風信を待て或は煤石等の缺乏を補ひ、常に數十艘に下らず、今次予等來りし時、英米葡の船舶二三十艘碇泊す、唯領主たる葡萄牙衰微せるが故に、遂に寂寥となれり、

風俗

男女色黑く、全身炭漆の如し、衣服は腰に褌衣を纏ふて陰部を掩ひ、肩下は帆布の如きものを蒙りて、袈裟に似たり、冠を着けず履を用ひず、甚きは裸體にして、僅に陰部を掩ふのみ、其容體恰も羅漢僧に似たり、而して腿傍及腕背に黥す、腿傍には方形或は三星を文す、腕背は☷☷如レ此き坤卦重疊す、☰☷☷☰如レ此乾卦縱橫の形あり、然ども色黑きを以て分明ならず、唯黥痕肉高きを以て見、其然るを知る、女は同裝にして、頸及腕に珊瑚或は玻璃環を纏ひ、首には印花布の帊を蒙る、且聲音高く、群犬吠へ集るが如し、予等を見て左右より群り、舌々として煩しきに堪ゑず、何物にても頭上に戴き行く、縱へ魚獸の肉たりとも、直きに之を戴き、汚穢を知らず、性質は極て蠢愚にして菽麥を辨せず、予等一物を沽ふに、一大圓銀の價貴きよりも、小圓銀（大圓銀四分の一）の價賤ふして數多を好む故に、大圓銀一個を以て、物を沽ふものに賣らずして、小圓銀四個を以て沽ふものに賣り與るなり、其他大金の奇品と雖も、金銀或は飲食の類に非ざれば、敢て受けず、葡萄牙の官吏、頸或は足へ鐵鎖を繫ぎ、四五人或は六七人を連ねて役使す、是遁逃を防ぐ爲なり、但し食飢れば人の爲めに働き、飽けば官事と雖も逃げ去る、故に如レ此なすと云、食は常に魚獸を以て主とす、粒食せず、或人試みに米飯を與へしも、大に疑ひ怪しみたるのみ、此外に一種の崑崙奴あり、顏及腕に黥す、顏は額より鼻頭を貫き、長さ一寸餘縱に黥す、腿傍に又三角形あり、腕には龜甲或は坤卦を重疊せる形を黥す、衣服は英米の水夫に異ならず、是亞弗利加洲中土、マイネヤフロヒヤと云ふ處のものなりしが、雇夫となり煤石の運漕をなすと云ふ、土人に比すれば少しく愚ならざるべし、又此邊在住の葡萄牙人は、黑髮短身なるは我國人の如く、其衣服英米人と同じ、其行く車に駕せず、駕輿に乘る、其舁夫は土人を用ひ、其駕輿は四面に印花布を張り、麻繩を以て臺を釣り、長ふして足を前に展し、左右曲几を設け、臂を安ず、若し用ひざれば之を一束に收む、至て簡便なり、且此地水に乏しく、三十里外より艀にて運漕す、故に土人等椰子水を採り飲料とす、亦以て生涯を安ずるなり、

時候

此地南緯八度餘、東經十三度餘にして、極めて炎熱なり、卽今太陽は此夏至道に赴き、此地を距ること二十

度餘、此地を以てすれば冬なるべし、然るに其暖温なること、我國五月頃の時候にて、土人等多く裸體なり、其勢ひ以て知るべし、

草木

匆忙にして深く探る能はず、上陸の時土人の賣買するを見るに、大抵椰子、芭蕉實、松子、珊瑚樹、麥粘の類なり、蔬菜は至て少なく、僅に兩三束を見る、外に路傍の樹に幹は伯痒樹に似て、葉は山芹菜の如く、少しく大なるあり、又山際にて奇木を見る、枝葉皆青く、我國の青桐に似て、小枝交り生ず、其枝を折れば白汁出づ、土人是を毒樹と稱す、今其名を忘る、

生物

生物は象或は猿猴、駝鳥多し、故に象牙、駝鳥卵常に賣買す、魚類又多し、船中に攜へ來るを見るに、鯛、鱺其他雜魚數尾價尤賤く、枵腹を養ふに足る、

貨幣

此地にて鑄製せず、葡萄牙より輸入す、銀銅多し、圓形にして英米の用ゆる所に異ならず、尤船舶輻湊の地ゆへ、他幣も融通すと云、

物價

物價は常格なく、其人に從て貴賤あり、故に同品にして、或は貴或は賤くして、大に損益を生ず、

一、象牙一個　一大圓銀より二十大圓銀に至る、
一、珊瑚珠十個許　或は一小圓銀或は一大圓銀、或三大圓銀、定格なし、
一、籐籃一個　一小圓銀より半大圓銀に至る、
一、菜一束　一大圓銀、
一、鯛十尾餘　小圓銀、
一、磁石四枚　半大圓銀、
一、大柑三十顆　一小圓銀、
一、雞蛋三十顆　一大圓銀、
一、玻璃製貫珠一連　十セントより小圓銀に至る、
一、駝鳥卵一顆　一大圓銀、

七月朔日、陰、未後微晴、西南風、西南に向ふ、逆風にして帆を揚ぐる能はず、唯蒸氣を以て駛る、大に冷氣にして、袷衣を服するも尚寒きを覺ゆ、夜波濤靜かにして、碇泊中に同じ、
○寒暖計七十度、○正午迄百二十八里、○南緯十度三十六分、○東經十二度三十六分、
二日、陰、西南風、又西南に向ふ、逆風にして唯蒸氣を以て駛る、午後水夫銃隊の調練あり、且小砲隊の者、周

圓一尺許の的を設け是を射る、船搖動せし故か、中り至て少なし、未後東北亞弗利加地方遙に見ゆ、夜氣寒冷、○我國八月末頃の時候の如し、風波穩なる前日に異ならず、

○寒暖計七十一度、○正午迄百七十里、○南緯十三度十九分、○東經十一度五十三分、

三日、陰、西南風、今日に至て南に向ふ、波濤穩なれど、逆風にして帆を揚ぐる能はず、此邊に至り寒冷愈甚しく、日中と雖も袷衣を用ゆ、夜尤甚し、

○寒暖計六十五度、○正午迄百五十五里、○南緯十五度三分三十秒、○東經十一度八分、

四日、陰、南風、又南に向ふ、逆風にして帆を揚ぐる能はず、今日はソンデーなり、扨太陽の距離日に遠く、寒冷益烈しく、袷衣一襲にて尙寒し、二襲或は三襲を服するものあり、

○寒暖計六十一度、○正午迄百四十八里、○南緯十七度二十九分、○東經十一度十九分、

五日、陰、西風、今日に至り東南に向ふ、帆を揚ぐと雖も、風弱く十分ならず、午後小砲調練あり、平生に異なり、長二十間許隔て、人の形を繪ける的を設け、頻に發砲す、船中ゆへ中り少なし、夜寒冷なり、

○寒暖計六十二度、○正午迄百七十五里、○南緯二十度十八分、○東經十一度十四分、

六日、朝晴、午後陰、又東南に向ふ、逆風にして帆を揚ぐる能はず、夜子牌より俄に大風吹き來る、暫くして止み、波濤怒漲するに至らず、

○寒暖計六十八度、○正午迄百九十里、○南緯二十三度三分、○東經十三度二十分、

七日、陰、東南風、又東南に向ふ、風あれども弱く、帆を張る能はず、一日の間上げ下げすること頻なり、午後船の左右前後に、大鮫數十尾飛騰し、二三里の間尙絶へず、是を見て少しく船中の鬱を散ず、扨此邊に至り、寒冷愈烈しからんと思ひしが、袷衣一襲にて尙暖なり、地勢の向背、海風の多少に從て異同あるならん歟、夜風波大に穩なり、

○寒暖計六十八度、○正午迄百七十八里、○南緯二十五度四十分、○東經十四度三分、

八日、晴、東南風、東南に向ふ、午後俄に逆風吹き來り、帆を揚ぐる能はず、唯蒸氣を以て駛る、扨此邊より波濤高く、船の搖動平日に異なり、夜一天雲なく、衆星爛々

たり、始て南極星を見る、形如レ此、按に、此星終夜運轉して、北極星の定法あるが如くならず、然らば北斗七星の如きものにて、航客是を以て標的とするのみ、恐くは眞の南極星には非ざるべし、然ども予星學に暗ければ、未だ其是非を詳にする能はず、後智者を待て問ふべし、

○寒暖計六十六度、○正午迄百八十九里、○南緯二十八度三十四分、○東經十四度三十一分、

九日、半晴半陰、南風、　又東南に向ふ、逆風にして帆を揚ぐる能はず、巳後槍劔の調練あり、扨此邊に至り波濤常に高く、風靜なれども船の傾くこと、象弦規七八度に下らず、夜亦同じ、

○寒暖計六十六度、○正午迄百六十二里、○南緯三十度五十四分、○東經十四度四十四分、

十日、陰、南風、又東南に向ふ、波濤高く且つ逆風ゆへ、舟步進まず、今正午より東に向ふ、七分にして横帆を揚げ、舟步少しく速かなり、夜亦船搖動す、

○寒暖計六十六度、○正午迄百三十三里、○南緯三十二度三十七分、○東經十五度三十二分、

十一日、陰、西風、午後東北風、又東南に向ふ、順風數帆を揚げ、舟步大に速、今十二時我國九時なり、喜望峯海を過ぐ、船の左右諸蠻の船駛行くを見て、港の近きを知る、扨南緯三十四五度に及び、太陽の直下を距ること四十度以上なれば、酷寒にして雪天にも逢んかと思ひしが、頗る暖氣にして、袈衣一襲にて更に寒さを覺えず、風愈順也、乃ち蒸氣を止む、夜風忽ち靜なり、舟步亦疾からず、

○寒暖計六十七度、○正午迄百八十二里、○南緯三十四度三十二分、○東經十七度四十八分、

十二日、晴、東風烈、今朝に及び風烈しく、舟步大に速なれど、逆風なるを以て、俗に所謂まきりにして、里數多しと雖も、直徑其半に至らず、夜風烈しく怒濤雷の如し、是を聽き恐怖せざるものなし、尤船の搖動甚しく、安眠するを得ず、

○寒暖計六十四度、○正午迄百零五里、○南緯三十五度十七分、○東經十八度三十六分、

十三日、朝陰、午後雨、夜晴、東風烈、今日に至り東風烈しく、或は南或は東北に向ひ、屢帆を變じ駛りしが、烈風波高く、舟步更に進まず、尤船の搖動甚しく、波濤船上を飛騰す、午後風少く止み小雨來る、未後一水鳥船上に飛來

る、水夫之を捕ふ、其形鵞の如にして、翼長きこと四尺餘、嘴は赤黄色にして、上喙屈曲して下喙に廻る、全身色白く、翼羽は黑白の交りにして、鷲の翼に似たり、名アルハトロスと云ふ、夜風漸く靜なれど波濤高く、船搖動すること頻なり、扨船將談に、此邊に至れば方針（磁石、）の差ありて、正北より二十四五度西を差すと云ふ、因て針盤を試るに大に然り、友人某英書に基き其差を考ふ、今其大略を述ぶ、

方針の差

方針は各處に於て小異あり、ヤウチニヤス（合衆國の一部東北海岸の國、）のカンブレイン（ボストン港の西、）に於て、千七百八年に、方針正北より九度西を差せり、千七百四十二年には八度、千七百八十二年には六度四十六分西す、每年二ミニウト四分の三を減ず、同國スセヱレム（ボストン港の地、）に於ては、千八百八年には五度廿分西す、英吉利國のロンドン（都名、）に於ては、千五百八十年に八十一度十五分東し、千六百七十二年に二度三十分西し、千七百八十年に二十二度四十一分西を差す、佛蘭西國のパレイス（都名、）に於ては、千五百五十年に八度東し、千六百六十年に正北し、千七百六十九年に二十度西を差す、ロンドン及パレイスに於ては、其差往時は每年に十ミニウト及十一ミニウト增加せり、然れどもロンドンに於て近時の測量は、殆んど差なきことを顯す、ケイプヲフグウドホウプ（阿弗利加洲の內喜望峯と云、）の邊にては、年每に九七ミニウト其差增せり、此每年の針差の變ずる外に、又日々の些差ありて、ロンドン、パレイス及びカンブレインに於ては、十ミニウトより十五ミニウトの差を爲せり、此の不定の針差の上の數によりて、其地に於て、時として方針の定位に來る時は、凡午前八時（我辰時、）より午後二時迄（我未時、）は其差增し、夕より朝迄は減じ、而して方針再び本位に復す、前表中に擧る測量の增加によりて、次の針差を測り得る、ケイプコッド（合衆國の東北海岸北緯四十二度、）に於ては、其差零點（方針三十二分の一、）四分の三より少しとす、合衆國の海岸に沿て西行し、ケイプハットレス（北緯三十五度、）に至ては、其差甚微にして、僅に平位に非を知るのみ、遠く西行するに從ひ、其差東に轉じ、西印度のレイワウルド（北緯十五度以上の諸島、）に於ては、零點二分の一東し、ウヰンドワールド（北緯十五度以南の諸島、）に於ては、零點四分の一東を差す、ブラジユル國（南アメリカ洲北海岸の國、）の北岸に沿ては、其差僅に東す、稍東行するに從ひ、其差減

少して、ケイプロキウ（ブラジユル國内東北の岬、）の方に於ては、其差二點東す、又順次にチユレイ國（同洲の西岸、）の海岸に沿ひ、赤道下のコイト地方に至りては、一點東を差せり、又其北西岸を北に行くときは、其差東すること二點より多きに至れり、合衆國の東方に行き、ケイプセイブル（合衆國の東北界英領にあり、）の東方に行ときは、西に轉ずること殆んど一點なり、ニウホウンランド（北アメリカの東北海の島、北緯四十八度にあり、）の東部、及びウエステレン島（スコツトランドの西北海の島、）に於ては、二點半西す、英吉利海（佛蘭西に對する方の海を云ふ、）及びイイルランド、スコツトランド、エンゲランドの海岸に於ては、殆んど上に同じ、和蘭陀海岸にては、一點四分の三より二點を差す、カテゲツト（デイネマルカ、スエイデンの内海中にあり、）及びサウンド（デイネマルカの北方の海岸、）に於ては、凡二點半西す、ハルイキ海（ノルウエイとデイネマルカとの間を云、）の西部に於ては、凡一點四分の一西す、ヒンランド（俄羅斯の都府に入らんとする内海を云ふ、）海口にては、一點西し、ビスケ（佛蘭西の西海伊斯波尼亞の北海、）海に於ては、二點四分の一西す、ケイプ井ンセント（ホルトガルの西南岬、）の地方にては、二點西す、地中海に於ては、一點より一點四分の三西す、ケイプベルド（亞弗利加洲の西海にあり、）島にては、一點半西す、夫れより阿弗利加州の西岸、喜望峰の方に至るに從て、其差増生して二點西す、ケイプアギユラス（喜望峯の東方に在り、）及び其東方に於ては、二點半或は二點四分の三西を差せり、夫より同洲の東岸に行けば、其差稍減少せり、紅海口に及んでは、凡零點四分の二西を差す、アラビヤ海、ベンガラ海、ジヤワ海及びシモタラ（東印度、）の近海に於ては、其差ありといへども甚微なり、アウスタラリイの東南部にては、凡零點四分の三東を差せり、

○寒暖計七十一度、○正午迄百里、○南緯三十六度三十六度、○東經十八度十六分、

十四日、（晴、北風、）今朝に至り正東に向ふ、數帆を揚ぐれども、波濤高く舟歩速ならず、扨此邊に至り波濤愈高く、常に船上を飛騰す、故に船の搖動も亦甚しく、房中は什器時として轉倒す、喜望峯の高波嘗て聞き及びしが、今其說の僞りなきを知る、夜船頻りに搖動す、

○寒暖計六十七度、○正午迄百二十九里、○南緯三十七度三十二分、○東經二十度三十一分、

十五日、（晴陰不定、或小雨、朝東北風、午後西風、）今日に至り東南に向ふ、風靜かにして舟歩大に緩かなり、午後西風に變ず、滿帆風

を受て舟歩稍々速なり、波濤山の如く、船の搖動常ならず、房中の什器類に轉倒す、船上暫時も足を止むる能はず、衆大に恐怖す、一兩人船暈を憂ひ、平臥せしものあり、夜船の搖動止まず、屢眠を醒す、

○寒暖計六十八度、○正午迄百八十一里、○南緯三十七度四十六分、○東經二十三度二十九分、

十六日、晴、西南風、又東南に向ふ、順風數帆を揚げ、舟歩大に速なり、唯波濤高く、船の搖動尤甚し、未後風忽ち止み、舟歩更に進まず、夜に至り風尙生せず、空しく海上に漂漾す、

○寒暖計七十度、○正午迄二百二十里、○南緯三十七度五十四分、○東經二十六度六分、

十七日、陰晴不定、北東風烈、又南東に向ふ、數帆を揚ぐ、烈風にして波濤愈高く、船上を飛騰す、船の搖動も亦甚しく、房中の什器左右に轉じ、暫くも止まず、晴天俄に變じ、黑雲四面に簇り、風雨烈しく來り、波濤船に激する聲怒雷の如く、誰ありて畏縮せざるものなく、船中の騷動常ならず、難海と云ふべし、唯舟歩の速なる近日の比に非ず、夜船の搖動尙止まず、轉輾して枕に就く能はず、

○寒暖計七十一度、○正午迄八十七里半、○南緯三十八度十三分、○東經二十九度二十八分、

十八日、陰晴不定、北東風烈、又東南に向ひ駛る、烈風にして橫帆纔に兩三を揚ぐ、波濤高く舟歩十分進まず、尤船の搖動甚しく、左右に傾くこと象弦規十五六度ならんとす、衆皆恐怖す、扨此兩三日前より風波頗る高く、花旗人亦調練音樂皆廢し、唯騷動するのみ、夜烈風尙止まず、波濤の聲怒雷の如く、對話するに相解する能はず、況や眠に附くを得んや、

○寒暖計六十九度、○正午迄二百里、○南緯三十八度十六分、○東經三十四度十九分、

十九日、晴雨不定、東北風烈、又東南に向ふ、烈風にして船の搖動亦甚し、房中安座するを得ず、夜尙止まず、波濤船上を飛騰す、動もすれば、滿身潮水に浸さる、

○寒暖計六十七度、○正午迄二百十八里、○南緯四十度七分、○東經三十八度三十一分、

廿日、雨、東風烈、又西南に向ふ、烈風尙止まず、且雨降り怒濤屢船上を飛騰す、殆ど正月廿七日の風景に彷彿たり、午後忽ち帆を變ず、東北に向ふ、申後西風に變ず、順風數帆を揚ぐ、舟歩大に速なれど波濤愈高く、房中

什器の破碎すること其數知るべからず、夜尙止まず、安眠するを得ず、扨此邊に至り寒冷甚しく、朝暮絮衣二襲を服す、尙寒きを覺ゆ、

○寒暖計六十五度、○正午迄二百里、○南緯四十二度二十三分、○東經四十二度二分、

廿一日、晴、西風、今朝より東北に向ふ、順風數帆を揚ぐ、舟步の速なる矢の如し、波濤愈高く、船の傾くこと象弦規二十五六度に至る、午後に至り風稍靜かなり、音樂を奏す、此兩三日前より烈風波濤高く、音樂を奏する能はず、徒に騷動せしが、今日に至り漸く晴天且順風なり、是によりて始めて音樂を奏す、是を聞き衆皆心を安んず、夜船の搖動大に緩なり、衆皆安眠す、

○寒暖計五十八度、○正午迄二百二十里、○南緯三十九度四十七分、○東經四十四度十九分、

廿二日、雨晴不定、西風、又東北に向ふ、順風舟步頗る速なり、扨亞弗利加洲中マルチユス島に行き、煤石等積入すべき筈の處、幸に順風吹き續き、直ちに瓜哇島に赴んと評議一決せり、是より瓜哇島迄大略四千里餘なり、夜風波大に穩なり、近日の比に非ず、

○寒暖計六十五度、○正午迄二百六十里、○南緯三十九度四十分三十秒、○東經四十九度五十分、

廿三日、陰、時々雨、西南風、又東南に向ふ、數帆揚ぐると雖も、風軟柔舟步速ならず、唯波濤靜かにして、船更に搖動せず、夜子牌より西風に變ず、舟步頗る速なり、寒冷肌に徹す、

○寒暖計六十三度、○正午迄百四十九里、○南緯三十九度五十七分、○東經五十三度、

廿四日、晴、西風、又東北に向ふ、順風數帆を揚ぐ、舟步愈速なり、午後より風烈しく、船頻りに搖動す、夜波濤愈高く、船の傾くこと象弦規二十三度以上に至る、

○寒暖計六十四度、○正午迄百六十五里、○南緯三十九度四十四分、○東經五十六度十九分、

廿五日、雨、西風、又東北に向ふ、順風舟步尤速なり、巳後雨來り、風亦南に轉じ且靜なり、舟步今朝に比すれば少しく緩なり、夜に入り雨尙止まず、

○寒暖計六十五度、○正午迄二百五十七里、○南緯三十九度三十七分、○東經六十一度五十三分、

廿六日、雨、西風、又東北に向ふ、風靜にして舟步疾からず、昨夜より雨風尙止まず、寒冷身に徹す、未牌雨愈

烈しく、申後忽ち快晴す、夜亦風烈しく、波濤の激する聲恰も怒雷の如し、之を聞き恐れざるものなし、且船の搖動甚しく、安眠するを得ず、

○寒暖計六十五度、○正午迄百九里、○南緯三十八度五十七分、○東經六十三度五十四分、

廿七日、(或雨或晴、西南風、)又東北に向ふ、順風舟歩頗る速なり、巳後船の左に當り船一艘見ゆ、遠くして何國の船か分明ならず、未後忽ち風雨となりしが暴ならず、船の搖動も甚きに至らず、夜寒冷甚しく、我國十月頃の氣候なり、

○寒暖計六十一度、○正午迄百九十五里、○南緯三十七度五十八分、○東經六十七度四十二分、

廿八日、(晴、午後陰、西南風、)又東北に向ふ、朝晴天なり、巳後天忽ち變ず、或は雨或は晴、更に一定せず、申後大風怒に吹き來り、舟歩大に速なりしが、風濤の聲耳に響き、聞者大に恐怖す、扨此邊に至て寒冷甚しく、絮衣二襲にて尙寒を覺ゆ、解纜以後曾てなき寒冷なり、

○寒暖計六十度、(其處によりて異なり、船の上層房外にては、四十八度に下ると云ふ、)正午迄百六十口里四分、○南緯三十八度五分、○東經七十一度九分、

廿九日、(晴、西東風、)又東南に向ふ、午後風靜かにして舟歩疾からず、唯波濤の穩かなる近日の比に非ず、此邊寒冷愈甚しく、絮衣を重ぬるも尙寒冷にして、我國の冬の時候なり、申後アルハトロと云鳥を得たり、水夫共群り來り玩弄せしが、其鳥大に怒り、口を開て人を喰んとす、是又船中の一興にて、御奉行等席を離れ一見せらる、夜風愈靜かにして、舟歩更に進まず、扨今日始めて太陽距度の差あることを聞き、因て友人某の英書を譯せるを得て、左に記す、

正午太陽距度表(龍動グリイン、是を驗考す、)　イケンテ

千八百四十八年、千八百五十二年、千八百五十六年、千八百六十年、(但此四年各周年にして、前の餘數四合せてラニナミアツ刻て十五分十二秒となる、是を以て一日となす、三百六十五日五アワ四十八ミゥトと四十八セコンドを以て一年とす、此四年の例を以て推す時は、幾年といへども知らるゝなり、)

南緯二十三度二十八分兩主規とす、(彼六月廿一日夏至、十二月廿二日冬至、)口、彼三月及び九月廿一日太陽赤道に在る、

	正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
	南緯	南緯	南緯	北緯	北緯	北緯	北緯	北緯	北緯	南緯	南緯	南緯
一日	二三・〇三	一七・五〇	七・〇五	四・四二	一五・一三	二二・〇七	二三・〇六	一七・五七	八・〇九	三・三〇	一四・三五	二一・七五
二日	二三・四九	一六・五八	七・〇二	五・〇五	一五・三〇	二二・五	二三・〇一	一七・四一	七・二七	三・四四	一四・二四	二三・〇二
三日	二三・五二	一六・四一	六・一三九	五・〇一	一五・四八	一五・四八	二三・五七	一七・五六	七・三五	四・〇七	一五・〇一七	二三・一五
四日	二三・四七	一六・二三	六・三二	五・五二	一六・〇五	一六・〇七	二三・五二	一七・一〇	七・〇二	五・三〇	一五・〇二	二三・二九
五日	二三・四二	一六・〇五	五・五三	一六・一四	一六・一三	一六・二三	二三・四六	一六・〇四	六・四一	四・五二	一五・四五	二一・〇七
六日	二三・二四	一五・四七	五・二九	一六・三七	一六・三九	一六・二九	二三・四〇	一六・五七	六・一九	五・一六	一六・一〇七	二〇・七二七
七日	二三・二七	一五・二八	五・〇六	六・二九	一六・五六	一六・五六	二一・四八	一六・二〇	五・五六	五・三[illegible]	一六・二三	二一・七四
八日	二三・一九	一五・一〇	四・四三	七・二三	一七・一二	一七・一三	二六・二三	一六・〇三	五・三四	六・〇二		二三・四七
九日	二三・二〇	一四・〇二	四・一九	七・八四四	一七・六	二六・五九	二六・二〇	一五・四八	五・一一	六・三四	一七・〇八	二二・五二
十日	二三・〇一	一四・三二	三・五六	八・〇六	一七四五	二三・〇〇三	二六・二三	一五・二八	四・四八	六・四八	一四・〇一七	二三・四八
十一日	二一・五四	一四・一二	三・三九	八・二八	一七・五六	二三・〇〇七	二六・八五	一五・二	四・二五	七・二	一七・二三	二三・二三
十二日	二一・四四	一三・五二	三・一〇九	八・五〇	一八・一四	二三・二	二三・五六	一四・五三	四・〇二	七・三三	一七・四九	二三・〇八
十三日	二一・三五	一三・三三	二・四五	九・一三	一八・二九	二三・九	二一・四八	一四・三四	三・三九	七・五六	一八・二五	二三・二
十四日	二一・二四	一三・二〇	二・二三	九・三三	一八・四四	二三・二八	二一・三九	一四・一六	三・一六	八・一八	一八・二三	二三・五
十五日	二一・一四	一三・五二	一・五八	九・五五	一八・五	二三・二〇	二一・二九	一三・五二	二・五三	八・四〇	一八・三七	二三・六
十六日	二一・〇五	一三・三一	一・三四	一〇・八一七	一九・一三	二三・三三	二一・一〇	一三・〇六	二・三〇	九・〇一	一八・五二	二三・二

十七日	二〇・八五二	一三・一〇	一・一〇	一〇・三七	一九・三五	二三・二四	二一・〇九	一三・一九	二・〇七	九・三四	一九・〇六	二三・二三
十八日	二〇・二九	一一・四六	〇・四七	一〇・五八	一九・三八	二三・三六	二〇・五九	一三・〇〇	一・四四	九・四六	一九・二	二一・〇〇
十九日	二〇・二	一一・〇八	〇・五三	一一・八一九	一九・五一	二三・二七	二〇・二八	一二・四〇	一・五〇	一〇・〇	一九・三五	二三・五七
二十日	二〇・一四	一一・〇七	〇・〇一九	一一・三九	二〇・〇四	二三・二七	二〇・三七	一二・二〇	〇・五十	一〇・三〇	一九・四八	二三・二七
廿一日	二〇・一一	一〇・四五	〇・二四	一二・〇〇	二〇・一六	二三・〇七	二〇・二七	一二・〇〇	〇・三四	一〇・二八一	二〇・〇二	二三・一〇七
廿二日	一九・四八	一〇・二三	〇・四八	一二・二〇	二〇・六	二三・一二七	二〇・一三	一一・四〇	〇・一〇	一一・一七	二〇・一四	二三・二七
廿三日	一九・三四	一〇・八〇二	一・一二	一二・四〇	二〇・四〇	二三・五六	二〇・一〇二	一一・二〇	〇・一二四	一一・三三	二〇・二七	二三・七一
廿四日	一九・二	九・一四〇	一・三五	一三・〇〇	二〇・五一	二三・二五	一九・四九	一〇・三三	〇・三	一一・五四	二〇・二六	二三・二五
廿五日	一九・二六	九・二〇	一・四九	一三・一九	二〇・六一	二三・二四	一九・三六	一〇・二九	一〇・二九	一三・一五	二〇・五一	二三・〇二四
廿六日	一八・五二	八・五五	一・一二	一三・三九	二一・一三	二三・二〇	一九・二九	一〇・一八	一〇・一八	一三・五六	二一・〇二	二三・二三
廿七日	一八・五六	八・三三	二・〇六	一三・五八	二一・一二	二三・二〇	一九・〇九	九・二七	一〇・四七	一三・五六	二一・二二	二三・一九
廿八日	一八・二〇	八・一〇	三・〇九	一四・二七	二一・三三	二三・一〇	一八・五五	九・三六	二・一〇	一三・二九	二七・一四	二三・一六
廿九日	一八・〇五	七・四八	二・八三三	一四・三二	二一・四一	二三・四	一八・四一	九・一四	二・三四	一三・二六	二六・五七	二三・三
三十日	一七・四		三・五六	一四・五四	二一・五〇	二三・一〇	一八・三三	八・五二	二・五七	一三・五六	二一・四四	二三・二七
卅一日	一七・三二		四・四一九		二一・五九		一八・一三	八・三〇		一四・五		二三・五

〇寒暖計五十一度、〇正午迄百九十四里、〇南緯三十七度三十七分、〇東經七十四度五十二分、

八月朔日、陰、西風、又東北に向ふ、風靜かにして舟歩疾からず、黄昏後アムステルダム島の北岸を過ぐ、此島南緯三十八度二分、東經七十七度三十七分に居る、長さ九十三町、周圍凡三十七町餘の一小島にして、人煙更

に無し、且山に草木なく、唯火坑、温泉あり、海島多し、又ロワフと云ふ獸あり、乃ち海狗なり、此島の南に當り、相距る凡二十里にして、(我十里なり、)又一の無人島あり、セントペトリスと云ふ、皆印度海諸島に屬す、夜風波大に穩かにして、子牌より風強く、舟步少しく速なり、

○寒暖計六十二度、○正午迄六十里、○南緯三十七度二十四分、○東經七十六度一分、

二日、(晴、北西風、)又東北に向ふ、風強く舟步大に速なり、未後風愈強く、夜に入り尙止まず、波濤の聲耳に徹す、幸に波の高さ甚きに至らず、故に烈風と雖も船の搖動少なく、平常に異ならず、此邊に至り少し暖を催す、夜中と雖も寒きを覺えず、

○寒暖計六十二度、○正午迄百九十六里、○南緯三十七度二十四分、○東經八十度七分、

三日、(晴、西北風、)又東北に向ふ、昨日と同ふして舟步大に速なり、夜風波極めて穩かなり、

○寒暖計六十二度、○正午迄二百三十八里、○南緯三十六度三十八分、○東經八十四度五十二分、

四日、(晴、北西風、)又東北に向ふ、今日に至り風愈順にして、蒸氣を用ひざれども舟步大に速なり、

○寒暖計六十三度、○正午迄二百十里、○南緯三十五度五十九分、○東經八十九度四分、

五日、(晴、北西風、)又東北に向ふ、夜子牌より風強く小雨來る、船少しく搖動す、

○寒暖計六十三度、○正午迄二百里、○南緯三十四度三十九分、○東經九十二度二十一分、

六日、(晴、北西風、)今日に至り北東に向ひ駛、未後槍劍の調練且防火の調練あり、夜一天雲なく衆星爛々たり、

○寒暖計六十五度、○正午迄二百里、○南緯三十二度十六分、○東經九十五度十分、

七日、(晴、北西風、)又北東に向ふ、未後風止み舟步疾からず、夜に入り尙風少く、帆を揚ぐる能はず、空く漂漾す、唯波濤平坦座上に居るが如く、衆皆安眠す、

○寒暖計六十九度、○正午迄百七十里、○南緯三十度二十七分、○東經九十七度四十九分、

八日、(快晴、北東風、)又北東に向ふ、昨日より更に風なく、舟步少しも進まず、是によりて未後忽ち蒸氣を發す、拁去月十一日より蒸氣を用ひず、唯風力に資て今日迄駛りしが、大抵百五十里或二百里餘に至る、海上の僥

倖是に過ぎず、此邊に至り風始て止む、是より日を逐て赤道に近し、赤道は南北の風合湊する處なれば、風力忽ち消散し、風なきも同じ、縱へ風ありと雖も、決して烈しきに至らず、故に是に於て蒸氣を以て駛るは、是航海者の術なり、夜波濤高く船少しく搖動す、

○寒暖計六十八度、○正午迄七十八里、○南緯二十九度二十九分、○東經九十九度四十四分、

九日、晴、東風、又北東に向ふ、逆風にして帆を揚ぐる能はず、唯蒸氣を以て駛る、夜亦帆を揚げず、扨此邊に至り、大に暖氣にして、裌衣一襲を脱す、

○寒暖計七十度、○正午迄百五十里、○南緯二十七度十六分、○東經百度八分、

十日、晴、東南風、又東北に向ふ、今日はソンデーにて、船中の者服を改め、巳後上層にて一統椅子を設け宗法を開く、快晴風波穩なるを以て、平日より大に盛なり、未後風南に轉ず、帆を揚ぐ、夜に入り風愈強く、舟步大に速なり、日中少しく熱を催す、我國の五月末頃の時候なり、

○寒暖計六十八度、○正午迄百五十八里、○南緯二十四度四十六分、○東經百一度三十秒、

十一日、晴、東風、又北東に向ふ、昨日より順風にて、舟步殊に速なり、夜蒸炎す、

○寒暖計七十一度、○正午迄二百里、○南緯二十一度五十三分、○東經百三度十分、

十二日、晴、東南風、又東北に向ふ、順風にして數帆を揚ぐ、舟步頗る速にして、彼一時我半時にして十一里餘駛る、未後愈順風、舟步矢の如し、黃昏水夫共ステフキと云藝をなすを見る、其術始め兩人相對す、各鞾の如きものを手に覆ひ、互に角爭して面上を擊つ、我國の角觝の如し、鞾製全く皮にして、大指食指の間を分裂して、四指は連縫す、其中に柔毛を入れ膨脹ならしむ、是面上を擊ち傷らざる爲めならん、又フエンシングアアルトと云藝を見る、我國の擊劍に似て、各面頰を蒙むり、鐵にて造りたる長さ二尺餘の劍を以て、互に擊爭するなり、面頰は煉鐵を以て細かに編み、首後に控鈕ありて左右より合結す、劍は鍔を設け、劍端に徑り五六分の方鐵を付く、刺擊の節面頰中に入らざる爲めならん、臂鎧胴甲更に用ひず、其術何れも奇にして、亦船中の鬱を散ずるに足る、夜順風且風波穩なり、

○寒暖計七十二度、○正午迄二百二十八里、○南緯十八度二十七分、○東經百零四度三十分、

十三日、陰、東風、又北東に向ふ、日々の順風舟歩殊の外進み、愉快と云ふべし、扨此邊に至り炎熱甚しく、夜中尙消せず、安眠する能はず、

○寒暖計七十八度、○正午迄二百四十里、○南緯十四度三十二分、○東經百五度四十三分、

十四日、晴、東南風、今日に至り北より少許西して駛る、順風舟歩速なり、（呱哇島は東經百五度に跨り、今舟歩已に東經百五度四十三分に進む、是を是て少許西して呱哇島に至んとす、）午後船の右に當り一小島を見る、クリスマスアユランドと云、水なくして人の住する能はず、長さ九里横六里、呱哇島を距ること百里餘と云、南緯十度三十分、東經百六度に居る、扨未後船上を徘徊せし時、彼一士官（名を知らず、）銀にて製せる大さ一寸許の十字、及び徑り三分許の圓形の玻璃にて、外郭に黃金を以て飾り、其中に赤毛を入る、此の兩品を紐にて結び、胸前に下げ置く、其赤毛の所以を尋ぬれば、其母の毛髮なる由、今次遠く別れ、何日に歸船すべきや計り難し、是を見れば輙く母に逢ふが如し、以て怙恃の思忘れざるなりと云、其情の厚き實に感心なり、夜丑牌俄かに暴風來る、暫時にして止む、

○寒暖計八十度、○正午迄二百二十五里、○南緯十度五十八分、○東經百五度二十五分、

十五日、陰、東南風、今朝より北に向ふ、巳後より船上全く洒灑す、雜還を極む、是着岸の裝ひと云ふ、未後北東に向ふ、呱哇の山始めて見る、半時許進めば愈分明なり、中央に一大山あり、左右に小山相連り、樹木繁茂す、而して岸を距る纔に數町にして、數十の島嶼碁布す、絕景なり、又進めば或は灣、或は岬、或は岩島、愈出て愈奇、應接暇なし、此邊都てシャッヘートと云、申後フンティストタイ、と云處に至る、南にプリンスアユランド（島名）を控へ、其間相距ること十里許、景色風韻あり、扨プリンスアユランドは呱哇領中の一島にして、常に大蛇あり、人を害傷す、是によりて人烟更になしと云、此間を過ぎ、日已に西山に傾き、三五の月海面に上り、一天雲なく嬋娟たり、然れども船中傾者に乏しく、殊に他邦の船に託すれば、何事も意の如くならず、覺へず鄉情を動しける、子牌後アンシャボエンに至り碇泊す、此處は大灣にして、東南に燈火臺あり、樹木茂森して人家を掩ふ、又北西に小島あり、是

亦林木森々と見ゆ、此灣に入り花旗國の商船に逢ひ、互に船號を唱ふ、支那定海を出帆し、本國ネウヨルクに歸る由、談話の間、支那にては英佛心を合せ、ペイポ（北河なり、）より攻め入り、戰爭方に盛んなりと云、其後新聞紙を得て其實を得たり、（別册記す、）扨此灣は平坦にして川に異ならず、唯蒸氣烈しく、流汗拭ふに暇あらず、
○寒暖計八十度、○正午迄二百十二里、○南緯七度三十五分、○東經百五度十一分、○今正午よりアンシャボエン迄百里、○南緯六度三分、○東經百五度五十六分、

航米日録巻六

航米日録巻七

十六日、快晴、（東風、）昨夜アンシナボエンへ碇泊、食品を沽ふ、數十艘の小船來る、皆丸木船なり、其積入品は、鷄、家鴨、南蠻瓜、南蠻黍、椰子、橙柑の類なり、內に一の珍菓あり、形ち⊕（へたの處、）✪（頭の處、）如レ此にして圓也、色は黑赤、味甘美なり、亞名マメヤアプルスと云ふ、扨此邊の人物毛髮黑く、顏色は支那人に似たり、齒は黑くして染めたる如し、衣服は連縫の窄袖衣をしめ、胸に當る處僅に開裂す、控鈕を以て合す、服するには首より蒙むる、外に尋常の窄袖衣を服するもあり、腰下は股佩或は褌衣を纏ひ、頭には印花布の把、又は我國にて稱する僧笠を蒙むる、其周旋ロアンタ人に比すれば、少しく麁暴ならず、言語多くは英語を用ひ、能く事を辦ず、辰後解纜東北に向ひ駛る、南は哌哇山を望み、北はスモタラ岬を望み、往に從て景色忽ち變ず、之を見て多日の鬱積爲に渙散す、又駛る事數里、小島點點、皆樹木繁茂す、其島大抵平地にして山更になし、而して大なるは周圍一二里、小なるは六七町、一島過

ぎて一島來る、其數計るべからず、或説、二百餘島ありと云、其風景我國の松島に似たり、黄昏に至り抜答嚧亞近に至る、此邊暗礁多し、夜中測量する能はず、暫く此處に碇泊す、夜月光嬋娟、諸島分數、實に絶景なり、戌後音樂を奏す、毎には以て心を慰む事もありしが、今宵は月色に奪れしにや、胡音の徒に耳に喧しく覺ゆ、

○寒暖計不レ試、

十七日、晴、東風、又東北に向ふ、一時許にして抜答嚧亞港に至り碇泊す、此港は極めて廣大、海門東北に向ひ、數十の小島ありて碁布す、諸蠻の船其間に櫛比す、陸上には燈火臺高く聳へ、樹木の間屋廈連軒を見る、都府を距る事八里、我三里餘、處々砂洲ありて、巨舶岸に至る能はず、我國品川港に彷彿たり、始め下碇の時、兩國の旗章を高く揚ぐ、其地の役人と見ゆ、小船にて一兩人來る、午後音樂を奏す、且船中一統衣服を改め、常に異なる、

○寒暖計八十二度、○昨辰後アンシヤボエン解纜よりバタビヤ迄七十里、○南緯六度八分、○東經百六度五十分、

十八日、晴、滯留、此地にて我使節饗應として、祝砲二十一發す、是重禮也、是よりも彼に應じて發す、船中各禮服を裝ふ、午後蘭人數員來る、申後又祝砲十三發す、扨炎熱の烈しき、船中と雖共流汗拭ふに暇あらず、我國三伏の日と雖共、如レ此の甚しきに至らず、夜遠雷鳴り、電光頻に閃き、忽ち雨ふり、忽ち晴る、炎熱を洗ふに至らず、

○寒暖計八十七度、

十九日、晴、滯留、蘭人等頻に來る、炎熱焚くが如し、

○寒暖計八十八度、

廿日、晴、滯船、今辰牌御奉行等上陸し、同所ゼネラール居宅を訪はる、予等亦員外に上陸す、但し今曉六時日本六ツ半時、彼より士官四五人來り、河火輪船を以て迎へ來る、船名ヨハンと云、三十馬力なり、七時比御奉行等乘り移られ、二里餘にして川口に至り、又泝る事一里弱にして上陸す、傍に砲臺あり、祝砲二十一發す、陸上には騎馬隊、歩兵隊備を爲して警衛す、御奉行等上陸し、卽ち車に乘らるに、船將之に附き副ふ、其班列には始め小砲隊二十人餘、樂隊十人餘、騎馬隊十人許、其次に御奉行等順を以て列し、終に又小砲隊二十人餘、騎馬隊十人餘警

衞し行く、予等は員外なるを以て、其後より上陸す、一時許にして一店に入り休息す、此店は酒を賣る處にて、家の中央にビレヤードと云ふ玉突の臺抔ありて、二三の男子、一の婦人ありて周旋す、予等を一見せんとて、異風の人物戸外に立並ぶ、花旗國と異にして、敢て握手するものなし、尤婦人は更に近かず、其風俗我國に彷彿たり、此處にて車を雇ひ行く、一里許にして廣道あり、左右に分れ、路傍に列木を植え、藏庫を造築す、是を過ぎ門あり、高さ三間弱にして、門側の左右に威雄の人物、槍戟を攜へたる貌を木にて刻めるあり、又門上に小砲隊の人物を刻み、左右三人づつ並べ建つ、門外に一黑奴ありて是を守る、是卽ち我國の目付番所の類ならん、是を過ぎ一町許にして一の巨屋あり、是役所の類と見ゆ、門外常に步卒一人ありて警衞す、又左折して少しく行けば市街あり、皆蘭館なり、是より橋を過れば支那館にして、家作大抵我國に同じ、高きは二階に過ぎず、店前皆漢字にて物品の名を記す、尤戸外に五福臨門などゝ記し、或は聯句を記したる一片板を掛く、是我國の守札の類歟、如レ此きの家數十軒相列す、市街中央に至り、左に文王の社と見へ、門の左右に文王の二字を記したる大提灯を掛く、是を過ぎ三四町にして左に川あり、濁れる事雨後の水の如し、右は堂々たる巨室にて、門塀ありて出入す、何れも白堊を塗り極めて美なり、我國の寺院の如し、又七八町行き、門上白公祠と記しける額を掛けたるあり、思ふに楚の白公を祭りたるならん、是より一里許にして旅館に至る、館名デスインテスと云ふ、御奉行等はゼネラール居住を訪ひ、既已に旅館に至らる、此旅館は門の正面三十間許隔て家あり、前五六間許、奥二三間にして出入口あり、此を入れば一房又一房と、都合三房に際限をなし、又其左右に小房あり、（其數詳ならず、）何れも瓦石を藉き、每房椅子を設く、尤奥の房には常に大卓子を中央に置く、前房は更に風雨を蔽す處なし、至て快濶也、客常に是に來りて飮食す、此則客を待遇する處と云ふ、而して其左右に長屋あり、各二十間餘にして、右の長屋の中程より少しく隔て、浴湯所を作る、圓形にして周圍五六間許、中央高くして湯氣を洩す、小窓あり、浴場六箇所各戸あり、出入必管鑰を下す、其形（◎圖省略、）此の如し、又待遇所の後右に傍ふて、庖廚幷厠あり、其前より少し

く隔て又長屋あり、二十間餘、此長屋の隅角は、旅館の主人住する所なり、其他皆旅客の止宿所也、大抵一房一間半或二間なり、椅子幷に寢所臺を設け、下には皆瓦石を藉き、其上に花席(アンペラにて製す、)を藉く、皆二階なし、又待遇所後左に當り浴湯所あり、長さ二十三間許にして、浴塲三個あり、皆石を疊みて造る、其上に銅管ありて、水湯を瀝ぎ入れ、其機巧花旗國に彷彿たり、扨御奉行等饗應の爲め、當所ゼネラールより酒肴を出す、其盛なる事既に三十種に至る、餘饒我等に及び、亦醉を盡すに足る、花旗國出帆後、抑鬱始て散解す、午後旅館近所二三町徘徊す、左右皆商館にして、右は蘭、左は支那交り住む、諸物の貴き花旗國に倍し、手を束ぬるのみ、中牌旅館を發し前路を取り、黄昏船に乘り移る、波濤高くして船小也、因て甚困却す、酉牌漸くナイアギラ船に至る、

○寒暖計八十七度、

廿一日、晴、今日は煤石積入の爲め、船にてネビヤールドに至る、辰後より解纜す、川口より六里(亞里)ありと云、暫時にして着岸す、扨日々の蒸炎流汗滴々、夜半尙然り、其困苦尤甚し、

ネビヤールド形勢

ネビヤールドは、バタビヤ川より西南に距る事六里(亞里)にして、二小島に經營す、一島は器械製造所、一島は煤石貯蓄塲なり、ナイアギラ船此處に至り碇泊す、其周圍纔に七八町にして、煤石藏一個、砲臺一個、火藥藏一個、公衙一個、外に番人の居所と見へ、極めて粗略の家一個あり、砲臺は圓形にして瓦石を疊み築く、外壁皆黄堊、高さ三間許、厚さ八尺許にして、周圍上下に砲窓あり、其海面に向ふ所は左右斜めにす、此處にて數砲相集り發するためならん、又出入り戸の所も、左右斜めに砲窓を設く、極めて堅實なり、火藥藏は方形にして、前一間半、横二間許、前後に小窓二個を設く、高さ二間許、厚さ六七尺也、三重戸にして、周圍に土塀を築き、常に門戸を鑰して、他の出入を許さず、其製造尤堅實也、公衙は小屋也、常には居住せず、事ある時來る由なり、他の一小島は少く廣ふして、器械製造所幷に砲臺等あり、常に罪人を放ち職業を爲さしむ、土人此島を稱して、アンリストアユランドと云ふ、アンリストとは不穩の義也、古昔蘭人始めて此地に來り、此島を根據とし、然後呱哇全島を奪

領す、故に土人今に至り斯く稱すると云、尤蘭人も此島の要害なるを知り、ネビヤールドを經營して非常を防ぐ、
○寒暖計八十九度、
廿二日、晴、滯船、煤石を積入す、午後蘭人及支那人等、婦人を連れ來る、炎熱烈し、
○寒暖計九十度、
廿三日、晴、滯船、煤石を積入、又蘭人、亞剌比亞人等來る、夜雷雨あり、熱を洗ふに足る、
○寒暖計八十八度、
廿四日、晴、滯船、煤石を積入す、夜雷雨あり、扨此一小島に時々上陸せしが、海岸に奇石多し、或は松葉に似たり、或は木菌に似たり、或は菊花に似たるあり、初め數百顆を拾ひしが、船中收むる所なく、已むを得ず其内尤奇なるを擇び、纔に七八顆を存するのみ、
○寒暖計八十九度、
廿五日、晴、今日に至り煤石積み終り、ネビヤールドより歸る、拔答嚩亞川を距、一里餘にして碇泊す、午後再び上陸し、又前路に因る、歸船酉後に及ぶ、雷雨あり、
○寒暖計八十七度、
廿六日、晴、滯船、午後當島ゼネラール來る、船上祝砲を發して饗應す、且音樂を奏す、船中何れも服を改む、
○寒暖計八十八度、
廿七日、陰、午後は雨、東風、今未後解纜し、東北に向ひ駛る、蒸氣盛にして焔烟雲の如く靡き、如何にも雄觀にして、舟歩最速なり、黃昏に至り、拔答嚩亞諸島微渺にして雲の如し、夜波濤靜かなり、炎熱烈と雖共、舟歩速なるを以て、冷風吹き來り、少しく涼を納る、
○寒暖計八十七度、

拔答嚩亞形勢

呱哇の地七州二十一郡にして、拔答嚩亞は北岸の海港なり、一名ヂヤガタラと云ふ、川ありてイリウオンクと云ふ、其河口長さ一里餘の石堤を左右に築き、波濤を止め、石沙をして入らざらしむ、故に其間深ふして、運送船自在に往來す、而して堤上燈火臺を定て、往來の標的となさしむ、左右に砲臺あり、高く土堤を築く、我國の砲臺に彷彿たり、砲臺を距る二三町にして、監察所ありて船の往來を監視す、右には支那人の家と見ゆ、周圍に短墻を設け、門戶ありて出入す、其

結構風雅なり、上陸處は處々棧橋あり、岸頭に長さ七八間の家あり、是行李揚場也、其經營亦嚴重なり、港門は東北に向ひ極めて濶大也、港外數十の小島散布して、颶風海嘯の憂なく、船舶の碇泊最上の所とす、當今諸國の船舶比日に出入す、或説に、港內一千二百艘を泊すと云ふ、古昔英兵に奪はれ、一朝に寂寞となりしが、蘭人色々に手を入れ、漸く今日の盛なるに至る、全島の酋長此處にありて、內外の政令を發す、譯書に云、千六百零一年以來、英人來て此を奪領す、此時に蘭人ハンクム（バタビヤの西にあり）と云ふ處に據り、勢ひ強大也、乃ち英人を逐ひ拂ひ、已が有とす、其爭亂によりて、家屋破壞、城市悉く烏有となる、蘭人新く造築して、同十九年より追々回復に及びけるが、千八百十一年に至り、英人又之を奪ひ、同十六年の始めに復た蘭人に返し與ふと云ふ、如レ此兵燹又は大震に逢ひ、古へ人口十六萬もありしを、大に減少して、寂寞鄕となりにける、蘭人種々の工夫を運し、漸く今の拔答噴亞となれり、街郭極めて廣大、道衢至て整正にして、學校、病院、藝術館、寺院、音樂堂、都て備らざる事なく、又四達の地には、戲場、曲藝所、骨董店等列布して、人常に相集る、而して支那人蘭人と市街を分つ、長きは四五町、短きは二三町、其間寺院、神社等ありて、樹木森々たり、尤街衢の左右に多く樹木を植へ、以て日光を遮る、是炎熱を避くるためならん、又處々に小湟を掘り、地の汚濕を脫却し、民人をして瘴癘を受けざらしむ、是を以て日を逐て繁華にして、和蘭東印度領中第一の處となれりと云ふ、人口四十一萬八千三百人なり、譯書に云、歐羅巴人二十八萬人、支那人二萬五千人、土人八萬人、亞剌比亞人千人と云ふ、

風俗

風俗は阿蘭、支那、亞剌比亞土人交雜の地にして各異也、土人は顏面毛髮皆黑く、亞弗利加人に比すれば少く薄し、衣服は窄袖衣にして、長きは膝を過ぎ、短きは腰に止まる、皆印花布を用ゆ、或白木綿を用ゆ、胸前は控鈕を以て合す、又は無縫の片布を三圍許り腰上に纏ひ、前にて結ぶもあり、我國の帶に似たり、而して大抵左衽なり、又窄袖衣の周圍皆連縫し、服する時首より蒙むるなり、腰以下は股佩を用ゆ、其上に褌衣を卷く、長きは踵に至り、短きは腰に止る、首には布帊を蒙り、額前にて結ぶ、皆印花布を用ゆ、又下人と見へ、唯窄袖衣、褌衣のみにして、股佩を用ひず、其容體ロアンタ人に彷彿たり、又羅紗の窄袖衣、股佩を用ゆ、其製大抵花旗國に同じ、而して肩より腋下に至る迄、幅二寸餘の袈裟の如きものを掛く、胸に當る所には、眞鍮にて長さ三寸、橫二寸許のものに、文字

を記せるものあり、横文字讀む能はず、是此地の兵卒也、大抵跣足にして、草履を用るもの少なし、女も亦是に准じて、其裝ひ至て粗なり、首には或は布帊を蒙り、或は髮を束するのみ、支那人は、顏面毛髮我國人に彷彿たり、首は中央に髻髮、周圍二寸許り殘し、他皆剃し、其長さ腰を過ぐ。若し短髮なるものは、絲を以て接續す、組紃の如し、常に背後に垂れしめ、事ある時は首に廻し纏ふ、是卽辮髮也、冠は絨にて製し、其形ち圓にして冠頭に括合す、其括合の所高して小圓にす、是飾の爲ならん、全冠小にして纔に首の中央を覆ふに足る、衣服は窄袖衣にして、白木綿或は羅紗を用ゆ、腋下花旗國等に比すれば少しく寛なるべし、襟は狹ふして頸にて止まる、皆胸前控鈕を以て結合す、玻璃或は木實、黃金等を以て飾とす、其長さ腰下或は膝下に至る、必しも一ならず、尤前後に襞を付け、又我國の丸羽織と同じ、腰下は股佩を用ひ、又草履を着く、下人は白木綿の窄袖衣にして、草鞋を着く、或跣足なり、燕居等には多く裸體を好む、我國の下人に異ならず、女の服も窄袖衣にして、頗る寛大なり、長さは腰下或は脛下に至る、亦必しも同じから

ず、腰下股佩を服して、其上に褌衣を纏ひ、首は全髮堅く束ね、後ろにて結ぶ、簪笄を以て飾とす、顏に紅粉を粧ひ、齒を黑くし、我國に同じ、亞剌比亞人は、首には巨大の布帊を蒙り、中央は支那冠の如くし、左右長き所を首の廻りへ縫圍にも纏ひ、我國の倫丁帶を纏ふが如くし、衣服は窄袖衣の白木綿を丁ロ服し、其長さ踵に至り、其上に袖なしの襦袢に、數種の縫あるを着す、胸前に控鈕を以て結合す、極めて美也、又其上に長衣を着す、前開にて合せず、是又窄袖衣なれど、半腕より分裂して、邊端を金色に繡し、其裾踵に達し、左右少許分裂して又繡す、全服我邦俗に用るカイドリに似たり、履は我國の草履の如く、緒ありて其中央に幅一寸許の革を左右に廻し置き、足の轉せざる樣にし、履鼻に如レ此ものあり、是何の爲めなるや解する能はず、全履三重にして頗る美なり、女裝は見ず、或說に大抵男裝と同と云ふ、蘭人の裝は男女共花旗人に異らず、家作も亦各異也、蘭館高さ二層より三層に至る、而して瓦石を用ゆる所少ふして、多くは水角を以て作る、屋は赤瓦を以て覆ふ、棟高く四簷甚低し、周圍は白堊を塗り、窓櫺は皆玻璃なり、市

店は外玻璃障を以て閉ち、內に數種の奇品を玻璃中に列して、其造築殆ど花旗國と同じ、支那人は木材を以て造り、屋は赤瓦或は椰葉、草茅を以て覆ふ、家の周圍に短墻あり、門戸を設けて出入す、其結構如何にも風雅なり、又蘭館同樣に作り、門上に漢字の大額を高く掛くる所あり、是寺院ならん、市街は店前數種の器を壘列し、或は紙窓に漢字にて物品の名を記す、內には席を設けず、瓦石を藉くのみにして、架上に數品を列す、道路往行多くは車を用ふ、其製花旗國に同じ、行商は大抵夫卒にて持擔し行く、而して四通の地或は廣路には、必ず數種の食物を並べ坐商す、又劇場、曲藝等ありて大に繁華なり、殆ど我國の風俗に似たり、然れ共其人淳朴ならず、他邦人を侮弄す、尤諸國交雜の地ゆへ、自然に利に染み、些少の損を畏れ、至て狡猾也、卽今予等上陸し、彼より卷烟草を與ふるものあり、彼の親切と思ひ辭せずして受け歸りしが、翌日に至り劵札を持し來り、嚴に其價を促す、予等裝の變りたるを見て、路傍にて大に笑ふ、甚だ失禮也、思ふに古昔は必ず如レ此ならず、後世他邦の人に交り、忽ち性を變ずるならん、畏るべきなり、

氣候

氣候は、南緯六度八分、東經百零六度五十分にして、年中我國の夏の如く、四季更に無しと云ふ、古昔瘴癘の氣常に旺して、又大地震ありて人口日に減ず、今蘭人の考に因て、瘴癘を避け、疾病を防ぎ、漸く良地となりて、前の憂なし、唯炎熱甚しく、年中袈衣を用ゆる事なし、（譯書に云、年中中度の暖は七十八度三分、冬は七十八度一分、夏は七十八度六分、日午の熱八十度より九十度以上に至る、夜は七十度にして、暑少しく減少す、三月より十月に至り、好天氣にして、氣候甚だ穩かなり、其餘月は晴陰風雨定らず、地震風雨多く、時として暴風颶風ありて、船舶之が爲に一掃す、）予等入港は、彼の十月なりしが、炎熱尤甚しく、驗温器既に九十度に至る、船中と雖其流汗拭ふに暇あらず、黄昏より時として雷雨來り、炎熱を一洗す、少しく氣を復するに足る、畑物は木瓜、茄子、インゲン、牡丹菜、南蠻瓜、座梵、大根の類、船中に携へ來るを見る、我國六月頃の如し、其炎熱の烈しき以て知るべし、

草木

草木は異類多くして逐一記し難し、先づ目に觸るゝものには、椰子、芭蕉最も多し、又幹は棕櫚の如く、葉は芭蕉の如く、數葉連開して、其形ち羽扇の如くなるあり、又我國の合歡木に似たるものあり、又路傍に

桑葉に似たる木を植ゆ、常に日光を遮る、我國の菩提樹の如し、何れも名を問ふに暇あらず、外に松竹あり、松は我國の五葉松の如くにして、葉少しく長く、竹は節滑ふして女竹の如し、又葛藤あり、多く笊籬に用ゆ、其外數あれど、一々認る能はず、

鳥獸

鳥獸多くは生產する由なれ共、匆忙探索する能はず、船中に持ち來るものには、牛、豚或は鷄、家鴨、七面鳥也、又鴉鳶、燕雀居るといへ共、予未だ見ず、唯海上に首白く羽翼赤黑の変りあり、而して飛揚恰も鳶に似たるあり、犬、猫は形ち我國に異ならず、犬は至て小にして、大なるものは一も見ず、馬亦小にして、高き麋鹿に同じ、常に車を引かしむ、力極めて强ふして、四人乘りの車を二馬にて引き、瞬息の間二三里走る、牛は大抵我國の大さにして、角少しく大なりとす、

貨幣

此地は阿蘭陀領地ゆへ、蘭幣多く通用す、銀は二牛甸牛より五分の一牛甸に止る、又銅錢あり、其品種亦多し、花旗國の一大圓銀は、此地の二牛甸牛に當る、是を以て參考するに、一牛甸は四十ポンドに當る、他皆是に準じて知るべし、金幣予未だ見ず、

物價

此地の物價甚貴し、蘭物は本國より輸入す、價極て貴し、我方銀にては容易に沽ふ能はず、

一、吳呂服三尺許　一大圓銀より二大圓銀に至る、
一、苻蓆一枚　大は二大圓銀より牛大圓銀に至る、小は小圓銀より二十セントに至る、
一、砂糖一斤許　牛大圓銀
一、日本醬油一瓶三合許、　一小圓銀

廿八日、朝晴、午後雨、東風、又東北に向ふ、午後船の左右に數十の小島點々と見ゆ、黃昏に至て徇絕へず、夜戌牌後洋中に碇泊す、此邊島嶼多く、且暗礁あり、是によりて碇泊し、夜の明くるを待つと云ふ、子後小雨來る、

○寒暖計八十四度、○昨解纜より今正午迄百六十里、○南緯三度三十六分、○東經百七度十八分、

廿九日、陰、時々霖雨、北東風、今日に至り北に向ふ、逆風帆を揚ぐる能はず、唯蒸氣を以て駛る、辰後船の左に小島あり、其傍に大船一艘暗礁上に破碎す、遠見分明ならね共、帆檣今に存せり、暗礁の畏るべき此の如し、是を見て覺えず慘慄す、午後驟雨來る、扨此邊に至り、波

濤穩にして平路に同じ、唯憂ふべきは點々と島ありて、時として暗礁ありと云ふ、夜酉牌俄に暴風吹來り、船中騷動する事甚し、暫時にして止む、

○寒暖計八十四度、○正午迄百三十五里、○南緯一度三十分、○東經百七度十三分、

九月朔日、晴、雨、北風、今日は北より少許西して駛る、是暗礁の憂を避くる爲なる由、辰後帆を揚げしが、風弱く十分ならず、唯波濤靜かにして、舟歩殊に速也、未後驟雨來る、黄昏後一天雲なく、衆星爛々たり、此邊炎熱烈く、時々雨來て少しく熱を洗ふ、夜風波穩か也、子後驟雨來る、今日赤道直下を過ぐ、

○寒暖計八十五度、○正午迄百八十八里、○北緯一度五分三十秒、○東經百六度四十四分、

二日、晴、午後陰、東北風、今朝より北に向ふ、辰時船の左に當り、島嶼點々見え、午後洋中渺茫として更に物を見ず、申後驟雨來り炎熱を洗ふ、夜に至り波濤少しく高く動あり、

○寒暖計八十六度、○正午迄百八十里、○北緯四度十五分、○東經百六度五十一分、

三日、陰、時々驟雨、今日に至り北より少計東を駛る、辰後花旗國の商船一艘に逢ふ、互に船號を唱へ、暫時談話して別る、扨て彼は蒸氣船に非ず、唯帆力に資る、此邊風靜にして、空しく洋中に漂漾す、我國人の短氣にては、嘸ぞ氣を揉むならん、然るに彼は悠々更に意とせず、婦人などを乘せ來り相樂む、是を見赧然たり、巳後驟雨來り、其後或は晴或は雨屢變ず、又船の左に大船一艘を見る、遠して何國の船なるを詳にせず、夜に入り晴雨尙定らず、

○寒暖計八十五度、○正午迄百九十四里、○北緯七度二十四分、○東經百七度十一分、

四日、晴、未後驟雨、東北風、又東北に向ふ、未後驟雨來る、黄昏東風俄に吹き來る、帆を揚げ駛る、舟歩大に速なり、夜に入り冷風、少しく炎熱を減ず、扨今日は波濤高く船搖動す、

○寒暖計八十五度、○正午迄百六十六里、○北緯九度三十五分、○東經百八度五十一分、

五日、晴、午後驟雨、北風、又東北に向ふ、逆風にして帆を揚ぐる能はず、蒸氣の力十分なれ共、波濤高く舟歩十分ならず、船の右に當り英船一艘を見る、夜遠雷電光閃々たり、炎熱尤烈し、

○寒暖計八十七度、○正午迄百五十五里、○北緯十度五十七分、○東經百十度十八分、

六日、晴、北東風、又北東に向ふ、此邊波濤漸く靜にして、舟歩頗る速なり、夜に入り冷風來り、炎熱を減ず、遠雷電光あり、

○寒暖計八十五度、○正午迄百七十六里、○北緯十三度十九分、○東經百十二度四分、

七日、陰、時々驟雨、東風、又北東に向ひ横帆を揚げ、昧爽驟雨來り大に冷氣を催す、其後雨屢々來り、房中濕氣甚しく、衣服等水に浸すが如し、此邊右マツカレス洲、左パラツセル洲を控へ、其間相距る纔に一度位にして、古より難所と唱せし所なり、午後に及びマツカレス洲を過ぐ、滿天雲忽ち簇り俄に雨來り、殊に波濤高く、少しく心を傷ましむ、黄昏に至り漸く兩洲を過ぎ大に安心す、夜波濤高く船頻に搖動す、

○寒暖計八十四度、○正午迄百七十五里、○北緯十六度六分、○東經百十三度、

八日、陰晴不定、東北風、又北東に向ふ、此邊風なけれ共、白波高く天を蹴るが如し、是によりて蒸氣の力十分なれ共、舟歩疾からず、夜に入波濤少しく穩かにして、船の搖動甚しからず、扨此邊に至り少しく冷氣を催す、我國八月比の氣候なり、

○寒暖計八十四度、○正午迄百六十六里、○北緯十八度四十五分、○東經百十三度四十九分、

九日、晴、東北風、又北東に向ふ、波濤高く舟歩十分ならず、辰牌船の右に當り大船一艘みゆ、何國の船や知らず、午牌船の左右に漁船點々見ゆ、其數計るべらず、陸地に近き以て知るべし、未後船の左に當り、六七島微渺として見ゆ、申牌に至り愈分明也、其内一大島遠くみゆるは瑪港島也、黄昏に至り香港を距る事纔に七八十里、香港海門左右皆巖石にして、夜中甚だ危し、是により蒸氣を緩め、漂漾して夜の明くるを待つ、昧爽一支那人來る、是導舟子也、波濤靜かにして川の如し、

○寒暖計七十八度、○正午迄百三十七里○、北緯二十一度、○東經百十四度七分、

十日、晴、東北風、今朝に至り香港島に近く、船の左右皆島なり、而して香港島は西にあり、北は一面の山にして、巖石峽屼とみゆ、是廣東地方也、其間相距る事、廣きは二三里狹きは五六町、左右巉岩極めて嶮也、此間を過る

を以て、導舟子を雇ひ、蒸氣を緩め淺深を測り、始め北に向ひ、十五六町許にして又少しく西す、此邊處々港形を成て、漁舟必ず櫛比す、又入る事十二三町にして、廣東地方に一岬あり、城寨を築く、是九龍城と云、是を過ぎ十七八町にして下碇す、西南の山麓數十家相接す、南に傍ふてネビヤールドあり、又岸を隔る一二町にして一小島あり、藏庫を造營す、其他處々に浮砲臺を備へ、極めて嚴重也、下碇已に未牌後に至りしが、商船數艘來り、數種の菓物を齎し、喧騷甚し、何れも支那人にて、其周旋我國人に彷彿たり、夜戌牌大鼓小鼓を擊ち笛聲を合せ、碇泊の儀式を行ふ、

○寒暖計八十二度、○昨正午より此處迄八十五里、○北緯二十二度十六分三十秒、○東經百十四度十一分、

十一日、晴、滯船、今日より煤石積入す、辰牌後官吏上陸す、午後花旗國ミンストル來る、祝砲を發して饗應す、扨昨日より商船來り、其雜遝云ふべからず、是によりて一日三箇度に定る、朝晝夕也、尤商船にも定りありて、三艘以上の來るを許さず、各花旗を建てしむ、是我國の印鑑の類ならん、此より雜遝と雖共甚しきに至らず、碇泊中の儀式斯くあるべき事也、然らずば水夫の者彼に心を奪はれ、職業を怠るのみならず、船中の雜遝計るべからず、是又小事といへ共、航海者知らずばあるべからず、

○寒暖計不レ試、

十二日、陰、滯船、今日予上陸す、新見君に陪す、辰牌小船に乘り、一里許にして波止場に至り上陸す、是處は石壇にして、高さ纔に三層也、陸上は左右隙地にして物揚場也、右は大巨屋あり、英風にて瓦石を疊み、高さ三層、下にて諸品を賣買す、大抵英と米との產物なり、是を過ぎ一町許にして、右折すれば大街に至る、左右巨屋連軒、支那英蘭雜商す、英蘭店は大抵花旗國にてみる所と同じ、金銀類其他數種の物品を列す、支那店は文房の具多し、我國人好む所多けれど、價極めて貴く、容易に求むる能はず、尤祿位我國と異也、故に彼地にて貴からざるものと雖共、我國より見れば貴からざるなし、其中價尤賤しき者は、獨り藤紙、吳呂服、行厝の類なり、徘徊已に一時半許になりければ、數十の支那人群り、予等の裝をみんとす、英國の兵卒傍に在て、鐵棍を以て擊ち拂ふ、恰も犬馬を追ふが如し、是を見て甚だ心を傷しむ、或人の談に、支那人等我國

人の入港を疑ひ、若しや花旗國と心を合せ、澳門を攻め取る企てならんかと、頻に入港の所以を尋ぬる者ありと云、但し新聞紙に、我國より澳門を攻むると云事を載せてあるを見れば、其說は既已に此地に傳播せし事と見ゆと、何人の造言にや奇と云ふべし、又予等の長袖を見て古昔を想像し、慷慨して涙を流す者あり、此の土に居るものだも尙明朝を慕ひ、一變事あれば其機に乘じ蜂起せんと欲す、即今北京の事以て想ふべし、又英華書院あり、我國へも聞えし學黌なれば、一次訪んと欲すれ共、陪區の自由ならず、終に行くを得ず、或人之に至りしものあり、其談を聞くに、學徒僅に三四十人許にして、極めて寂寥たり、遐邇六合叢談を求しに、漠然として知らず、然らば英華書院の名を借りて、他にて彫刻せしものと見ゆ、大に聞く所に背けりと云、尤書籍至て乏しく且貴し、予華英通語一部を求めしに一大圓銀也、我國にて銀一朱位の書籍なり、其貴き以て知るべし、未後歸船す、

○寒暖計不レ試、

十三日、晴、滯船、昨夜蘭船一艘入港す、此船は長崎出帆六日程にして至る、甲比丹トンクロと云ふ、長崎に數月居りしものなり、今日ナイアギラ船に來り、御奉行等出會ありて、我國近事の形勢を問ふ、申後此地在住の花旗國の婦人來り、船上にて舞踊す、黃昏に至り歸る、

○寒暖計不レ試、

十四日、晴、滯船、未後英國のゼネラール來る、祝砲を發し饗應す、

○寒暖計不レ試、

十五日、晴、滯留、今日北京落城の事を聞く、別冊に記す、或說に、咸豐帝官女十二人を携へ、英人に禁錮せられ、今頻に和議を乞ふと云ふ、又一說に、韃靼へ遁逃すと云ふ、又聞く、咸豐帝人となり惰弱にして、平日女色に耽り、國家の事に心を用ひず、是によりて民心離れ天命盡き、庶民英兵の亂入を幸として、爲に兵を起て之を助るもの無し、數月の間にして竟に落城す、此自招く所、智者ありと雖共亦如何ともするなきのみ、

○寒暖計不レ試、

十六日、晴、滯船、事件の記すべきなし、

○寒暖計不レ試、

十七日、陰、時々小雨、滯船、今日我國藝州產龜五郎と云ふ

者、先年漂流花旗人に助けられ、今此に在り、卽奉行の者を聞き、喜で歸國を願ふ、卽ち許され、ナイアギラ船に來る、當人の履歷を問んと欲すれ共、陪從の面面彼と談話するを禁ず、今他の傳聞を記す、龜五郎は藝州因の島產にて、嘉永年間（酉或は戌の年ならんと云、）大坂より十七人乘りにて、千六百石積の船に酒などを積入れ、江戶に來り、歸船の節難風に逢ひ、日本地方を離れ、終に漂流する事已に一年餘なり、食盡き船破れ、殆んど沒溺に及んとす、時に幸にして花旗國船に逢ひ、頻に助を乞ひ、本船を捨てゝ十七人皆彼船に乘り移り、漸く一命を保つを得、夫れより四十日餘經て、サンフランシスコに至り上陸す、此處にて船頭一人病死す、又一年許其處に居りしが、更に渡世の業もなく、支那香港島に至りなば、宜しき事もあらんとて、便船に乘り、來り居る事一年强なれ共、身に適する業なく、同船の者は各其志に任せ四方に散ず、獨り龜五郎外兩人にて、サンフランシスコに歸り來り、庖廚等の事を司り、月日を送りしが、時として故鄕を想像し、只管に歸んと欲す、且近頃同船彥藏等歸國せしと聞き、慕ふ心愈深く、丁重に花旗人に賴め共、意の如くならず、當春便船ありと聞き、乃ち賴て庖廚の役となりて來りしが、我國には行かず、又此島に至る、何の幸ぞ今願を許さる、豈天の助くる所かと云、

○寒暖計不レ試、

十八日、陰、夜快晴、東北風、巳牌解纜す、始め東南に向ひ、一時餘にして漸く海門を出づ、此港は前にも述し通り、左右皆巖石にして、大船の出入自由ならず、是によりて海門迄蒸氣を緩め、尤導舟子を雇ふ、時已に午牌に及び、漸く海門に至り、此處にて導舟子暇を告げ、祝砲を發して去る、右雇錢四十ドルラルと云、夫より廣東地方に傍ふて東北に向ひ駛る、黃昏地方尙連々としてみゆ、夜快晴、一天雲なく月光玲瓏たり、唯逆風にして帆を揚る能はず、

○寒暖計不レ試、

香港形勢

香港は、廣東府の河口にある處の諸島中の一島なり、廣東地を距る事遠きは二三里近きは五六町なり、而して全島長さ四里弱、廣さ三里强に過ず、山容骨立、巖石峨々として、數種の奇形をなす、大木更に生せず、唯青草を見る、其中尤高き者は千八百廿五尺、此を太

平山と云ふ、山頂に英國の旗標を高く建つ、其山麓皆市街にして、南西に屈曲して連軒す、大抵英風にて瓦石を積み、外壁皆白堊を塗る、其高さ三層に過ぎず、而して毎家檐軒ありて、木柱を以て支ふ、木材を以て造れる家あり、皆小家也、街道縦横にして、大道には必ず左右に樹木を植へ、常に日光を蔭ふ、是より少しく南に傍ふて、浮砲臺又ネビヤールドあり、港內浮砲臺四五個備へ置く、其經營極めて嚴重也、尤深海にして、巨舶といへ共岸に接して下碇す、卽今諸蠻の船百餘艘櫛比す、其盛なる以て知るべし、古昔寂寥の地なりしが、千八百四十年間に阿片の亂ありて、支那此地を與て和議を結ぶ、夫より英人來て城寨其外市街を造築、萬國と交易する事を許し、更に課金運上等の擧なし、是を以て諸蠻の船輻湊し來りて、日を逐て盛なり、今に至て人戸山腹迄稠密し、學館、政官等都て備る、千八百五十三年に、戸口三萬九千十七人とあり、今に至ては四萬人餘たる事疑なし、海門は東西にあり、西は諸島碁布、往々淺き處ありて、大船の來往甚難澁す、東は少しく南に向ひ、北西には廣東山を控へ、傍に亦一小島あり、名をタムトクと云ふ、香港と相距る事纔に六町なれ共、深海ゆへ巨舶自在に來往す、故に今次ナイアギラ船此處より入る、海門內は處處港形を成し、其處には必ず漁家ありて、小船常に櫛比す、又太平山を距る一里餘にして、廣東地に一岬あり、城寨を築く、遠見するに、外郭には瓦石を疊み砲臺を設く、小なれ共極めて堅固なり、支那人此を九龍城と稱す、今其形勢を見るに、廣東第一の鎖鑰、澳門、香港の二島に在り、然に澳門は葡國に奪領せられ、香港は英屬となり、萬一事ある時は、廣東地方浸々として蠶食せらるべし、勢此に至て臍を噛む共何ぞ及ぶべき、

風俗

諸國交雜の地にして、衣服は各異なれ共、他は大抵支那風なり、英米、亞剌比亞人の裝は前に述ぶ、支那人は多く窄袖衣にして、前幅腋下に達す、其處にて控鈕或は絲紐を以て結ぶ、其長さ膝下或は腰下に及ぶ、股佩は幅廣ふして股半に垂れ、脛には行縢（脚絆なり）を著く、之を見るに、我國にて用ふる小袴の如し、靴は革にて製し、靴底厚さ七八分にして、又革を以て靴上を覆ふ、或は全甲を覆ひ、或は半甲を覆て一定せず、大抵富者

之を着く、貧者は草鞋或は跣足なり、女は男と同じなれ共、袖少しく廣し、首は全髪を首後に束ね、其飾り數種あり、或は細き銅線を以て、蟋蟀の羽の如く張る、或は辮して橢圓に束ね、或は唯簪笄を以て束ねるあり、耳環、腕環、指環は、玻璃或木實の類を用ひ、貧富に從ひ大に異なり、而して其容貌我國人の如く、喫食には必ず箸を用ふ、玆に又異装の者あり、衣服は大抵英米に同ふして、冠は長く後ろへ斜めに傾き、而して冠頭忽ち折れて内に入り、又少しく出でゝ總括す、首は左右半鬢を剃して、他皆縮括す、我國の奴髪と唱ふるものゝ如し、色少しく黑く、丈け高く、衣服尤美にして、至て威壯に見ゆ、是印度中網買(ボンベイ)の者にて、當時英屬故、此處の官吏等、此處に于役する也と云ふ、道路の往行車を用ひず、常に駕籠を用ゆ、是山坂多き爲めならん、其駕籠の製、高さ六七尺長さ八九尺、輿底より三尺許隔て、左右に竹棍一個宛貫き、其長さ一間許、而て棍下四面板にて圍み、棍上後面板にして、左右に簾を下す、前面は出入口にて、常に印花布の幕を張る、屋皆板也、舁夫は皆支那人也、前後兩人にて舁き、我國の神輿の如し、商賈は坐するもあり、又行商するあり、大抵夫卒にて荷擔す、其人疑惑深くして狡猾なり、殊に道路盜賊多く、少しく心を用ひざれば、荷擔せし物といへ共奪ひ去らるゝ由、且つ支那人は英人に役せらるゝ事犬馬の如く、汚穢勞艱の事は、支那人都て是を司る、崑崙奴の如し、其地の產にして、他に役せらるゝ事如レ此、傍觀切齒に堪へず、

氣候

此島は、北緯二十二度十六分三十秒、東經百十四度十四分四十五秒にて、寒暖宜しきに適すべしと思ひしが、卽今九月中旬、尙炎熱甚しく、驗温器八十五六度前後に過ぎず、胡瓜、西瓜、茄子盛に熟す、我國六月頃の時候なり、然らば四時暖濕にして、寒冷なることは少なかん、且つ常に晴天多く雨少なし、唯四面山を帶び、時として山雲簇り、小雨忽ち來り、炎熱を一洗す、

草木

草木深く探ぐるを得ず、唯聞く所には、茘枝、龍眼肉、橙、柚、梨、米、甘藷、芋、麻の類、又見る所には、芭蕉實、西瓜、胡瓜、茄子、蘿蔔、蒜等なり、船中に攜へ來る外に、數種の蔬菜あれど名を知らず、禿山にして大木を

生せず、大抵の樹木は他より移來ると云ふ、松杉竹梅の類見ざりき、

鳥獸

鳥獸も亦船中に攜へ來るものを見しに、鷄、家鴨、豕、豚の類なり、小鹿、蛇蝎ありと云共予は見ず、犬は我國に比すれば小にして毛長し、燕雀、鴉鳶の類見ざりき、

貨幣

英の本國より輸入す、金、銀、銅あり、逐一閲する能はず、又外國の貨幣相通じて用ゆ、殊に支那銅錢多く、當一文、當五十文の錢を見る、且大圓銀一個、支那銅錢一貫文に當る、我方銀は三百三十三文に當る、銀位極めて賤しと云ふべし、且花旗國金幣一圓にして、凡十セントに通用す、五圓にして五十セントを減耗す、然らば諸國貨幣相通じて用ゆといへ共、其地に從て損益あり、是亦知らずばあるべからず、

物價

此島の物價尤貴く、花旗國に倍せり、唯支那産物中、我國に比し稍賤きものあり、左に記す、

一、高脚盃六個　一大圓銀、

一、磁器六個　一大圓銀、大小によりて甲乙あり、予求むる處は□つの品、

一、藤紙一束　上は三大圓銀、中は一大圓銀半、下は一大圓銀、
但大圓銀一個、支那銀一貫文に當れば、上紙一束三貫文なり、我方銀二兩一歩に當る、

一、呉呂服三尺　上は二大圓銀、中は一大圓銀、下は一半圓銀、
但し、我方銀にて上品一兩二歩二朱に當る、彼にては二貫文より五百文に當る、

一、荇蒨八枚　長さ六七尺、廣さ四尺餘、◎價格脱スルカ
但彼一貫文にて、我方銀三歩に當る、

十九日、陰、東北風、又東北に向ふ、北へ向く事纔に一分許、逆風にして帆を揚ぐる能はず、今朝に至りては、廣東地方毫も見へず、午後滿天黑雲簇り、大風雨あらん歟と恐怖せしが、黃昏忽ち快晴し、衆皆安心す、夜船の左半里許隔て、船一艘を見る、夜中分明ならず、

○寒暖計八十三度、○正午迄百七十五里、○北緯二十二度二十八分、○東經百十七度、

廿日、晴、北風、今朝より東南に向ふ、辰牌前よりホルモサ島臺灣なり、微渺として見ゆ、巳牌愈分明なり、午牌島の南に傍ふて駛り、相距る事遠きは一二里、近きは十町許なり、扨臺灣島は北緯二十三度、東經百二十度前後に

居り、南北二百四十五里、東西百里、人口二百五十萬ありと云ふ、船中にて委曲の處分明ならね共、今見る所は、山嶺連々樹木繁茂す、其峽屹天に聳る者は、我國富士山に彷彿たり、且海岸に小島あり、青草茵の如し、乃ち古鄭成功の據有して、明裔を再興せん事を計る所、實に究竟の要地也、其後支那領となる、幸に人に奪領せられず、卽今人烟尙盛なりと云ふ、是を過ぎ黃昏又一小島を見る、タバコ島と云ふ、臺灣より相距る二十里餘(亞里)と云ふ、是を過ぐれば忽ち東北に向ふ、然らば今朝東南に向ひしは、暗礁を避けしがためならん、夜に至り天氣清朗、衆星爛々たり、波濤亦靜かにして、川を渡るに同じ、

○寒暖計八十三度、○正午迄百六十八里、○北緯二十二度十一分、○東經百二十度十五分、

廿一日、(晴、東風、)又東北に向ふ、風弱く帆を揚る能はず、唯蒸氣を以て駛る、此邊炎熱尙消せず、夜中と雖共裸體にして寐するに至る、

○寒暖計八十三度、○正午迄百七十里、○北緯二十三度、○東經百二十二度五十五分、

廿二日、(晴、東風、)又東北に向ふ、横帆を揚げ舟歩少く速なり、此邊に至り波濤高く、時として船の搖動あり、夜も亦同じ、

○寒暖計八十四度、○正午迄百八十里、○北緯二十四度十三分、○東經百二十三度五十七分、

廿三日、(晴、東風、)又東北に向ふ、風波靜に海面平か也、扨昧爽より琉球島微渺として見え、巳牌愈分明地方相續き、黃昏尙見ゆ、是定て中山首里の諸島ならん、都て平山にして樹木繁茂す、衆皆故鄕に歸し心地にて、其悅云ふべからず、悉く船側に立ち其地を望み、或は指し或は話し、紛論喧嗷たり、夜戌牌に至り漸く其地を過ぐ、

○寒暖計八十一度、○正午迄百七十三里、○北緯二十六度十三分、○東經百廿八度十三分、

廿四日、(晴陰不定、北風烈、)又東北に向ふ、今朝船の左一小島を見る、是薩州の諸島ならん、扨此邊に至り、波濤高く風亦烈し、船頻に搖動す、夜尙止まず、器物時として轉倒す、破碎の聲聞ゆ、且つ俄に寒冷袷衣を服す、夜半寒風膚に徹す、

○寒暖計七十四度、○正午迄百八十一里、○北緯二十八度二十分、○東經百三十度三十七分、

廿五日、陰晴不定、北風、又東北に向ふ、風稍止み船の搖動亦穩なり、今朝より横帆を揚げ、且つ蒸氣を強くし、舟步をして大に進ましむ、扨日本海に至り波濤大に高く、喜望峯海に彷彿たり、然れ共故郷近きにあれば、衆の喜甚しく、波濤の强に管せず、此に團欒、彼に團欒、歸後の事を談じ、談笑の聲夜半尙止まず、數月の航海漸く我國に歸る、其喜悅するも亦宜べなり、

○寒暖計六十七度、○正午迄二百□里、○北緯三十度三十三分、○東經百三十三度三十五分、

廿六日、晴、北風、又東北に向ふ、今日は波濤稍靜かにして、船の搖動甚しきに至らず、午牌船の左に當り一山を見る、突兀雲間に聳ゆ、是勢州朝熊山也、夜戌牌より北風烈しく、船亦搖動す、子牌忽ち船を西に轉ず、是暗礁あるを知り、斯くなすと云ふ、一時許にして又東北に向ふ、寒冷愈甚しく、絮衣一襲を服す、

○寒暖計六十四度、○正午迄百九十里、○北緯三十二度三十八分、○東經百三十六度二十八分、

廿七日、晴、東風、又東北に向ふ、辰後豆州の七島始めて見ゆ、又一時許にして愈分明也、衆皆喜び、或は眼鏡を用ひ或は地圖を攤布し、大に勢を得し體也、黃昏其近傍を過ぎ、夜戌牌宮田海に至り碇泊す、宮田海は、浦賀を距る事纔に五六里なり、是海門暗礁の憂あるを以て也、扨不二山を望む事屢なれど、雲霧模糊として更に見へず、

○寒暖計六十五度、○正午迄百四十五里、○北緯三十四度十四分、○東經百三十八度四十三分、

廿八日、晴、北風、今朝東北に向ひ駛り、巳後浦賀港を過ぎ、午牌横濱港に入る、此處に暫く碇泊す、在住の花旗人數員來る、又我國咸臨丸の官吏一兩人來る、一時許應接し、申後品川海に入り下碇す、横濱港より歸國の條を知らせんため、官吏の從臣各一人を選み、上陸せしむ、扨千萬里外の航海、漸く歸國せしなれば、衆の喜限なし、尤大洋中未曾有の艱苦を歷て、屢々死を決せし事も有しが、今にして之を思へば、眞なる歟將た夢なる歟、衆相語て疑ふが如し、其情想ふべし、黃昏陸上より官吏兩人來る、

○寒暖計六十四度、○昨正午より品川海迄大抵八十里、○北緯大抵三十五度强、○東經大抵百三十九度强、

閏廿八日、晴、昧爽より行李運漕雜遝を極む、辰牌官船數十艘艤し來り、各番數あり、予御奉行に先んじて第一第二の官船に乘り、行李を監して築地講武場に至

る、予を迎へて待者數十人岸頭にあり、大に喜び左右より集り、或は袖をとり、或は肩を持ち、歸國の喜を唱ふ、予一書生にして尙如レ此、他推して知るべし、此處にて午飯を喫し、未牌に至り官吏各定格の行裝を整へ、其家に歸られける、嗚呼今次の航海、我國剖判以來未曾有の事、殊に正月より九月に至り、僅か十箇月にして地球を一周せし事は、萬國尙稀なりと云、扨今廿八日、予日錄の順次を閱するに、廿九日に當り一日差あり、是地球一周の間、東方二日に向ひ駛るを以て、自ら是差あり、今其所以を述ぶ、地球一周三百六十度、一度は六十ミニート一時なり、となる、而して地球の晝夜左方に一轉す、船舶亦左方二日に向て駛る、されば經度一度に付四ミニウトの剩餘を生ず、之に三百六十度を乘ずれば千四百四十となる、卽ち彼の二十四時也、是に於て兩日を兼て一日となして、時の剩餘に加ふ、又右方二日に背て駛る時は、彼の二十四時減少す、是に於て一日を割て兩日となして、時の減少を補ふ、今次地球と共に左方に向ひ駛る、是を以て一日の剩餘生ず、地球午線を過る時、其日を增減するを定法とす、故に彼は英國龍動府に基き午線を定め、小太平海東經百八十度の處にて增減す、予國に基く時は、龍動府西經四十三度の處是午線也、予此處にて增減すべきなれど、始ての航海其所以を知らず、唯日を逐て事を記し、今歸後國曆に合せ漸く其差あるを知る、是を以て今廿八日を以て閏となす、閏を加る法午線を過ぐる午前なれば、其日を以て閏とす、午後なれば翌日を以て閏とす、是亦定法と云ふ、予固より曆學に暗し、今次航海同行中一人、頗る之を知者あり、今其人に就き是說を得、其精細の處は自ら知者を待つ、

航米日錄卷七終

漂流記序

おのれ相州の沖にて、難風に逢ひ漂しときは、已に魚の餌にもなるべかりしを、はからずもこと國の船に助けられ、米利堅のサンフランシスコといふ所につれ行かれぬ、こゝに足をとゞめ、何とぞ御國へ歸らばやとおもひ、明暮神佛を祈り、其序を待つ折から、幸ひに貿易の御許ありて、こと國の船々長崎横濱に入くることゝなりぬ、これに便りを得て御國へ歸り來し時は、其喜び筆にもこと葉にも盡しがたくなむ有ける、御國の人々おのれをくしきものに思ひ、出會ごとにかならず漂流の事に及べども、暫時のはなしに其委しきを盡すこと能はず、漂流記を綴らまほしく思へども、流れたるは十三の時なれば、御國ぶりの文はえつゞり得ず、今より學び得て物せんとおもひしに、ある人のいへらく、しかせむには年月を送る內、もしさわる事いできなば、終に其期をうしなふこともありなむ、文拙なくも其意通じなばよからんといふに付て、よほやくにおもひ起こし、閑あるごとに友とはかり、古き日記などくりて、わづかにつたなき一小册を編し得たり、希くは其つたなきを咎めず、なぐさめ草にもなしたまはゞ、異國の事情を知るに裨益あらんか、文久三年秋菊月播州彥藏しるす、

漂流記

○天保七丙申年秋八月、播州濱田村に産る、父は百姓にて傍ら船乘を業とす、予も又生來船を好ども母是を許さず、十三の歳母病死す、時に嘉永三年也、此年始て父と共に住吉丸と號する船に乘て、播州兵庫港を出帆し、江戸を志し熊野の港に入、此處に同國仕出しにて榮力丸といふ船滯泊す、此船中に朋友多く乘組居たり、よつて父と別れ、是に移り江戸に至り、同年十月二十二日江戸を出帆し、相州浦賀港に入り、同月二十六日同港を出帆す、此日東風緩にて、下田沖に至る迄は天氣快晴なり、

○同二十九日、今朝晴て夕に至りて曇り、辰巳の風起り、夜五ッ半時頃になりて、雨降風ます〳〵烈敷なりしに依て帆を下げ、九ッ時に至りては、漸く帆三尺程にしたれども、舟足飛鳥のごとく、天曇して東西を辨別することも能はず、船中活る心なく、只神佛を祈るの外他事なし、

○同晦日、此晷六ッ時頃にもあらんかと覺ゆる時分、東西の風全く凪たれども、いまだ波高く船の進退心にまかせず、去ながら風和らぎたる故に、半ば帆を揚たるに、俄に戌亥の風起り、再び帆を下げ、只風にまかせて漂流す、此日九ッ時頃天少しく晴んとす、されども風波益烈敷、船已に覆らんとすること數度なり、爰に至りて止事を得ず檣を伐り捨て、力を盡して潮を汲みさり、是によつて船少しく鎭る、されども南方に走り、夕七ッ時頃になりて酉の方に山を見出す、大略四國にても有らんかとおもふのみ、

○十一月朔日、今日風波漸く鎭り、天氣快晴となり、未申の風やはらかに吹、船中穩かなる故に、帆を繕ひ桁を檣となし、日本地を志し走らせ行に、南方に當り日本船見ゆ、各此船に乘んと云ふに、船頭今年の春船を失ひ、今又船を捨るに忍びずや思ひけん、招の印も揚ず、此船にて日本地に戻らんとなし彌漂流し、八ッ時頃には日本船影も見えずなりぬ、此夜四ッ時北風大に吹起りし故に又帆を卸し、風にまかせて漂流し、船中各愁鬱歎息するのみにて、眠りにつくものなし、

○同月二日、今日子の風酉に變じ東へ走る、八ッ時に至りて、東の方に山幽に見ゆるを以て、船中喜悅の眉

をひらき、夜九ッ時西風漸く凪、此時已に見えたる山島の海岸に着す、

○同月三日、今日天氣快晴、海上穩かにて風波なし、島に上陸せんと欲すれども、船頭の中に、何國何島か知れざる所なり、兼て聞鬼住島にても有らんには、鬼人の餌食となり、徒らに命を失はむなど、無益の評議に時を移すうちに、はや九ッ時になり、上陸もせず漂流し、又子のかたに一島を見出す、此島八丈ならんといへるも有て、寄んとすれども、風あしき故心に任せす、東方に漂流す、

○同月四日、今日天氣快晴、西風にて波高く東方に漂ふ、九ッ時に至りて島を見失へり、

○同月五日、今日波靜にて日和能、只神佛を祈り保護を願ひ、歸國の期を待のみ、

○同月六日、七日、八日、無事、今日風南に變り、帆を揚て戌亥に走る、

○同月九日、十日、十一日、天氣能、南風吹く、

○同十二日、此夜九ッ時より風烈しくなる、

○同十三日、曉に至りて雨風彌烈敷、四ッ時西に變じ、曇天烈風、波高く艜殆ど覆んとす、依て積荷をはね取、みな一心になりて髮をきり、火のもの斷又は鹽だちをなして、神佛の御名を唱へ、更に活たる心なし、夜六ッ時西風漸く凪、仍て舵を折込、碇を下げ後へ流す、

○同十四日、今日風凪ぎ、天氣よく、波靜にして魚のよるを見當り、皆々悦で是を漁り、干魚となし貯ふ、

○同十五日、今日も又天氣よく、昨日のごとく魚をとり、干して貯へり、

○同十六日、今日天氣能、油盡て難儀せんことを慮り、幸船に胡桃あるをおもひ付て、是を絞り油を得る、

○同十七日、此日天氣能、南風緩なり、

○同十八日、十九日、二十日、無事、今日天氣よく風靜なるを以て、蒸溜器を假に設け、潮を蒸溜し清水を取て貯ふ、

○同廿日、廿一日、無事、

○廿二日、今日西風吹ども烈しからず、仍てあかを引、船を清む、

○同廿三日、此日天氣能、南風和らかなり、船頭廿三夜を信仰して、毎月是を祭るを例とす、仍而粥をたき牡

丹餅を製し、月前に備え、皆々是を食ふ、

○同廿四日、西風和らかなり、凡五ッ時頃と覺る時分、遙に見るに船に向ひ來るもの有り、是を見て或は云ふ、伊勢國磯部明神の我々を助け給はんが爲に乘り給ふならんと、是に少しく心を慰め皆々見るうちに、次第に近寄、其形をみれば、大なる鰐鮫二疋並び來り、見るも中々恐ろしく、若今是が爲に船碎けなば、忽ち彼の魚の食とならんと恐怖し、又は泣涙せるものも有し、然るに幸ひに大魚何れへか行けん、遂に形みへずなりけり、

○同二十五日、此日天氣曇、東北風吹、夕刻雨降、是迄船の艫に住居せしかども、潮にてぬれんことをいとひて、表の方に轉住せり、

○同廿六日、廿七日、廿八日、雨降、

○同二十九日、連日の雨始て晴る、

○十二月朔日、二日、此日天氣よく、西風少しく吹けども寒氣甚強し、

○同三日、朝より天曇り、夕刻に至り雪ふる、

○同四日、雪止む、されど曇天にして寒氣甚しく、夕刻に至り雨降出て風なし、此夜は口半時に至り次第にはれ、西風吹出て更につよし、

○同五日、此曉に至り西風彌つよく、五ッ時になりて風やはらぎ、船やゝ穩になるにより、綱を引延摺れ損じたるを修覆するうち、暫時にして烈風大波起り、カッハ（船の表潮を流す樋有所を云ふ、）を打碎き潮大に入る、皆々是迄舳先に住しかども、今水の入るを見て艫の方へ逃走る、船頭の命に從て、水主一人船中に入りし水の量をはかりみるに、深さ六尺有餘なり、夫故皆々も勢を失ひ、死を極めあかを引んとするものなく、只茫然としてをるばかり也、其内一人の曰く、空しく死を待んよりは、船中力を合せ、心身の及ぶ丈け働き、猶叶ずして黃泉におもむかんは、是天命といふべしとさとし勵すに、衆皆同じ、あかを引、遂に潮の入込所を修覆し得て、神佛を念じ浪の鎭るを待ち、夜五ッ時頃より風ぎ、少しく安心せり、

○十二月六日、天氣能、西風和らかにして何事もなし、

○十二月七日より十一日迄平かなり、

○同十一日、西風吹雨降、九ッ時過雨止、北風に變じ、魚を得たり、

○同十二日、天晴、西風和らかに吹、此日一人俄に船の艫の方へ來り、打伏して南無阿彌陀佛々々々々々々と唱ふる者有り、驚て是を見れば、既に死に臨めるものゝごとし、其故を問ば、みよしの動けるを見て、船破裂せんとするごとくおもひ誤りて、死を決せるなり、皆々是をさとせるによつて、更に蘇生せるものゝ如く起出ぬ、

○同十三日より十八日迄、晴天にて別事なし、

○同十九日、今朝烈風にて雨ふる、四ッ時頃より大西に變り、船の流れ急速にて矢のごとし、碇の爪水上に浮び顯れ、今日五六度碇綱の損じたるを他の綱に替へ、船中舉て神佛を祈り、身體の動作心に任せず伏居たり、其夜五ッ時より風少しく凪、凌よくなりたるによつて、あかを引こと都合六度なり、

○同二十日、晴天にて風靜なり、朝飯過て、船釘のゆるめる故に、大綱を用ひ、ろくろにて船を巻き、又潮を吸取り蒸溜し、清水となし貯ふ、但三時が間蒸溜して六七合を得るなり、

○同二十一日、曙七ッ時、水主一人船の表に出て、神を拜しゐる所に、遙に白く見えたるを、帆影にてもあらんかと思ひ歡來り、寐入たるもの迄起したて、かくと告、よつて皆々出てながめながら、色々と評するうちに、次第に近寄を見れば慥に船なり、されど何國の船なるを知らず、水主のうち一人長崎にゆきて、蘭船を見たる者ありて、これ蘭船ならん、爰を以て考ふれば、我船異國近く漂流したるならむと云、六ッ半時になりて、我船より二町ばかりへだゝり、すでに行過んとす、船中のもの大音にて助よと呼ぶもあり、又端船にて追付助を乞はんと立さわぐもの有り、異人推察せしものか、今迄東に向ひ走りたる船、西方にむきを替へ、まぎりとなして船を止たり、皆々悦び端船を卸し、衣類調度をつみのせ、又米をも積んとおもへども、重きもの故に心にまかせず、僅に是を積うちに、異人手じなにて、物を捨てはやく乘うつれと命に依而、殘りなく異船に移り、生のあるものは猫一疋をのみのこせり、斯のごとく走り行く船を直ちに止め、少しも動かさず、其動止の自由なる事、感ずるに堪たり、前なる帆の風を拂ひ、後なる帆に風を滿たしむる時は、斯のごとく止るなり、異船乘組の內、一人威儀ある人出で來て禮をなす、此とき船頭始我輩皆々頭

を下げ、手を合て助を乞ふと云仕形をなしたるに、異人我船頭の手を握て、水に指し呑む形ちをなし、又船底に指し、食するまねをなして、飲食のことには氣遣ふなと示す、五十日の間、生死の事のみに心をいため怨みたるに、今如レ斯懇切なる異人の救を得て、一同の怡悦いはんかたなし、異人自分の居間に我々をともなひ、船中には何を積るや、貨幣を殘せるかと尋るさまなる故に、船中に物有と答へしに、風波はげしく端船の進退自由ならず、朝五ッ時より九ッ時迄待ども風波しづまらず、是非なく積荷のまゝ船を捨て、異船帆を揚東をさして走る、其駿速なる事驚くに堪たり、我等心におもふやふ、船かくのごとくはやし、黄昏には何れの國へか着せんと、頼母しく思ふばかりにて、言語通ぜざる故に否を問もなさず、されど心ならぬ故に、舵取の傍に行て、いつ頃着岸すべきかと手品をして問ふに、舵取指を折て、四十五六日有て着岸すべきといふ、是迄五十日許海上にたゞよひ、猶四十日を經ざれば、地かたをみることあたはざると聞て、今又悲息を催し、此末の成行をおもひ煩ふばかりなれども、せんすべなく、何國の船かもしらぬまゝ、夜になりぬれば、遂につかれ牀に眠りぬ、翌朝起出たるに、異人鷄卵のゆでたるとパンとをくれし故に、其玉子をとり食せむとすれば、みな〳〵なまゆでなり、されどもしかいふも遠慮にて、各食しぬ、鷄卵は黄みのこらぬ程なるがよろしといふことを、後ちには覺えたり、

○同二十二日、早朝より快晴、順風にて船の行に障なく、四ッ時頃異船第三の役人、地球の圖をひらき手眞似指して、此船は亞米利加にて、支那より亞米利加國カルホニーといふ所へ歸國する船なるを示し、我等其あらましを推察す、夫より圖中國々の名を教へ、みゆる程の島々を指し、フーチと言島人は、愚にして人道を知らず、或時は人を食することも有等のの語をなす、是を聞て永く時日を經るうちに、若粮盡なば我等も食とせらるゝならんなど、異人の心知らざれば、無益の心痛をなしたり、我々異船に移りしより、食物の習れに違ふて、迷惑せんことを察して、魚肉、野菜の類は生にて呉れ、米は我らが持たるをかしぎ用て、總て深切のことにて差支はなけれど、只言語の通せざる故に、何かと疑起り、安き心はなかり

し、
○同二十五日、天穏にて西風少しく吹、凡四ッ時頃豕一尾をころす、是いけるを殺を見るのはじめにて、皆々恐怖をなし、異人の心は鬼人にひとしからんなど丶互につぶやき、無益の事に晝夜寄合て、心痛恐懼をいだき、神佛を祈りて日を送りぬ、
○同二十九日、今朝より大西風吹、波高きによつて帆を揚ること能はず、船をつかす、風にまかせて船を流すことなり、此仕方日本船に異なる、日本にては船の艫に風を請ながら流すなり、此時は船中更に安き心なきものなり、異船のつかしかたは、船をな丶めになし、風を和らかに艦にうけ、中央に三角なる小帆をあげ、風にさからはず、又急速に流れざるやうになし置て、船中のものは平常のごとく、銘々持前の業を勤、手明のものは平臥して休みゐるなり、此夜五ッ時頃順風になり、帆を揚げ東に向て走ること、翌正月二十二日迄なり、
○正月二十三日、此日曇天、北風寛にふく、晝時頃船頭我々に向ひ、明日は必ず山を見るべしと手まねを以て示し、夫より一人檣に登り、望遠鏡にて見るやうなり、是によつて我々色を直す、此夜九ッ時天氣はれ、大西風に變じ、一時ほど東へ走る、山に近づきぬと見えて帆を下げ、夜の引明頃、我友一人小便に出て月影に山を見、我々のふしたる處に來り是をしらしめ、船主も山をみたる故か、再び帆を引揚げ、東北に船を走らしむる、凡六ッ半時に至りて明らかに山みへ、二本檣の船二艘、我船に向て乘寄來り、何か物言、此船は大船入津のとき、水主一人、水先と云者一人、都合二人乘組て迎に出で、水先は大船に乘移り、これより總て船の進退を司り、難船なきやうにするなり、凡朝五ッ時船湊に入る、此港口幅十五六町有レ之、鯨出入す、是を見て、
水先は交易盛の港には必ずあるものにて、要用のものなり、其故は地方近くに至れば、暗礁又は瀬等有りて、不案内なれば船に過ち有り、故に船法として、若費をいとひ水先を雇はず難船すれば、其損失は船主一人にかゝる定なり、序に記すべき事あり、凡二三十年來、損を大勢にわかちて、一家滅亡をせざる法を、ヱウロッパ、アメリカといふにおいて建たり、其法、荷を出すものは、其代銀を書面にしたため、元代の歩合を以て、請負人の方へ銀を送り置

ば、難船にあふても請負より元代を償ふによつて、荷主に損なし、無事に荷物着すれば、何の勞もなく分銀を所徳とするなり、又新造の船年々分銀を出し置ば、破損しても其損船主にかゝらず、又人命を受負こと有り、是又何ヶ年と定め分銀を出し置ば、若年にて死去しても、其者一ヶ年分の働き金丈けは、請負人より妻子に渡、故に妻子難澁せず、無事に年限濟ば、年々納めたる分銀は、受負人の所徳となる、此ごとき受負人は、元犢成もの五人以上も組合渡世とするなり、

何故に鯨獵はなさぬかなど〻物語する内に、風漸く凪ぎ碇をおろし、右のかたをみるに、日本の造りざまに似たる二階家疎らに有り、去ながら材木は白色青色に塗れり、我船の入たるをみて、端船五六艘こぎよせ來る、是は船中のものを迎ひに來るなり、此船の水主未日本人を見たる事なく、我等も又彼等を見ること始てなる故に、互に珍らしく、言語通せざるによつて其情を詳かにせずといへども、或は懷中より嚙煙草、(かみて唾をはき快とす、)又は小刀其他持合の品を呉れ、或は物を見せなどする等、其情至て懇切なるを察するに足れり、然する内九ッ時頃風直りたるによつて、再び帆を揚、港の奥我乗船の繋場に來り、碇を卸すと直に端船に乗、黒羅紗の衣服を着し、頸にビイブラハヱと名付る冠を戴き、威儀有人二人、(是は湊に詰合の役人也、)水主六人にて來り、積荷改濟で、一人は船中に止り、其餘は皆陸に歸り、殘りたる一人と我船の頭と何か話を、推察するに、我々のうゑを語るがごとし、夫より我等が側に三人來りて手を握り、ハワイヤといふ、此言葉カハイヤといふに似てうれしきこ〻ちしたり、後に聞ば如何かくらすかといふ英語なり、次第に亞人の深意を知り、疑念はれ安心す、今日八ッ半時頃迎ひ船來て、我等の内兩人陸へ連行、黄昏に至りパン(蒸餅也、)をもたらし、又兩人を送り來る、此家有處は、四ヶ年前アメリカ領に定り、新たに開けたる土地故に、假建にてアメリカ風の家作にあらず、此處をカルホニーといふ、元メキシコ國の領分にて、メキシコ政府より萬國に觸れて、此處に來り住者は厚く所置し、安穩に渡世なさしめんと有しによつて、亞國の人民多く移り住て、業を勵み次第に富をなすに至りて、税を重し加役を增し、人民大に困窮す、是によつて亞國より其非道を

咎む、是より兩政府の爭端となつて兵を交へ、亞國戰ひ勝て其地をとる、然りといへども、元來カルホルニーは、メキシコの地たる故に、權威に募是を奪ず、要用の地なるを以て、地代數萬金を出して買取、これより亞國領と定め、其後キャプテンストルと名くる亞人、サンフランシスコ地名、より凡百七十里ほど奥に移り、耕作をいとなむに、地中に金有を見出し、所々を試みに金礦數多にて、年を追ひ日を追て金銀を掘出し、是よりサンフランシスコ地名港の町漸々繁榮となり、今年迄十六年の内に、世界に知れたる大都會となれり、

○同二十四日、昨日迎ひに來れると同じ船に旗印を建て、金の筋入たる冠をいたゞきたる亞人一人、水主六人にて我船に來る、これ港内の非常を守る軍艦の役人乘り來たるなり、船主對面して何か咡きいふ、推察するに、後刻他の船を以て、我々をむかひ取んといひて歸りしさまなり、又此日別船に湊奉行の添役一人乘來り、我船の二番役と共に予を伴ひ上陸して、凡奥行二十間梁間六七間にて、美麗なる家に行、種々の沓を出させ、小なるを選み予にはかしめ、洋銀三枚を拂ふて其家を出で、夫より市中を見物するに、黑人大聲を發し馬を御し、車を牽せ荷を運送なし、或は赤土山を崩し海岸を築出し、人夫大勢にて夫々の働をなし、其繁榮混雜目を驚す大港なり、黑人の景況、面色煤と油とを混じ塗たるごとくにて、唇口大きく、白色の眼球を廻して傍を見、頭にさらさをまとひ、緋の羅脊板の股引を着し、髮の毛縮れて、其行粧人とはおもはれざるなり、予十三童の時なるによつて驚怖し、船主の手を握り、寄添て離るゝ事能はず、夫より三人ともに酒店に入、兩人は酒を呑、予にはパンといふ菓子をくるゝ、此菓子は、小麥粉を煉り薄くのばし皿にもり、木の實を砂糖煮になして内に入、其上に又小麥粉煉を布きのばし、かすていらのごとく燒たる物にして、其味至て美なり、此家にて異國の女を始て見たり、酒のみ終て食事を調へ、陸より來れる官人にわかれ歸らんとする時、互に手を握りグーバイといふ、是はじめて英語を聞とゞめたり、グーバイといふは、汝は神が添て守りまするとの言意なり、夫より本船に戻り、貰ふたる沓をみせ、又食事したる事を一同にもの語したるに、亞人の慈愛深きを彌しりて、末賴母しく覺けり、

此湊に庫船と唱るもの有り、是は船年を經て大洋に用ること能はぬを、港の内に繋て、荷を貯へ置なり、我等の船此庫船に隣りて滯泊するによつて、庫船の主我々を珍らしくおもひ、且憐れみまねきて、此船に來れと言故に乘移り、種々世話になりぬるうち、夜五ッ時頃に至り、庫船の主我等を誘引上陸して、踊躍を見物せしむ、おどり場は大家にて、二階造りの美麗なる家なり、二階は舞臺、下は旅客の群集して飲食なす間なり、日本にとりていへば、大なる旅籠屋の如し、踊躍は商人等の催にして、是を催さむと欲する時は、前廣に日限仕方等を新聞誌に出して、四方にしらしめ、見物せんとおもふもの、又踊躍をいたさむとおもふものは、定めの出金を以て札を買置、當日に至りて此札を持參す、其集金を以客には酒食を出し、其他入費をまかなふ等、總て日本の書畫會に同じ、踊躍するものは假面をあてゝ、顔をかくし、男は女の姿をなし、女はおとこの振をなす、（此おどりの名をマスキリと號す、）躍のはじまらぬ前、幕を引たる舞臺のごとき所に我々を連行、床几に腰を懸けよと庫船の主差圖す、此ときみせ物にせらるゝごとく心得、立腹するもの有り、又漂流して死すべかりしを救はれたる身なれば、みせ物になさるるも、何か厭はんといふも有たり、幕を引揚れば、見物の大勢前にあり、珍らしくおもひけん、又は漂流せしを憐むこゝろにや、人々近く來りて手をとり、煙草、ゆび輪、菓子の類、洋銀など、おもひ／＼にくれしなり、其内に踊の混雜にて、十六人わかれ／＼になりて踊を見物す、おどり濟て船主十六人のものを呼集め、銘々もらへる物を見せもし見もするに、予幼稚なる故にか、殊に多くもらゐ、洋銀計も十五六枚有たり、此家に始入りたるとき、かべに長八尺幅六尺ほどの鏡有、かよふの大鏡、世上に有るを知らざる我々故に、己が影の向に有を驚きふしんしたり、右のおどり終りて、食膳に向ひて見るに、器に白砂糖も有とみて、パン（蒸餅母を燒たるもの、）を取て是をつけんとすれば、船主笑ひながら止て、是は鹽なりと云、（此鹽は山より出る鹽にて、海の鹽とはちがひ味ひて美なり、）其夜九ッ時に至り、人々に禮をなし、暇乞して船に歸る、翌朝川づらを見わたすに、數艘の蒸氣船川岸に繫り居たり、是は川蒸氣船にて、夕七ッ時頃より旅客或は荷物を積て、川上に運送するなり、其はやきこと一時に十七八里を行く、總て川船は登り不便なれ

ども、其仕方により如レ斯はやし、夫より二三日過て、船の次役異人なり、予に言は、又舞を見物せしめ、序に衣服をもとめ與へん、過日貰へる洋銀を持て上陸すべしといふによつて、其人にさそはれて町に出で、踊家に行て見物するに、前日のおどりに比すれば、總てのことみな／＼手輕なり、此家女多く、頭役のものは酒食をなし、女子にたはぶれ樂しきさまなれども、予は傍なる机に腰うち掛退屈す、尤折々女子共食物などくるゝといへども、心中快よからず、言語通せぬ故、ただ遊女ならむと推察するのみ、時過て船に歸らんといひながら、衣類を求めんとする樣子もなく、洋銀十六枚は酒食の料に遣ひ捨られたり、漂流の身なれば、是をいなむこともならず、不快におもひつゝ船に歸り來れり、其時に自分の着ふるしを與へたり、亞國は人を憐れむを道の第一と勤るうちにも、又かゝる不義の人もありけり、是より十日程過て、我々の乘居し船の積荷を庫船に移し、是迄並居たる其船は他所に碇を卸す、此船主我等に手品を以て、三日ほど過れば大軍艦に移すといふ趣を示す、其言葉のごとく、大軍艦より役人一人、マダロス六人、バッテーラ小舟二艘にて迎に來る、仍而我等十七人是にうつる、此軍艦は港防禦の軍艦にて、大洋を渡る船にあらず、船の作りざまは、厚さ一寸七分ほどの鐵にて船の全體を卷み、大筒六挺、檣三本、此周圍に槍十本づゝ、都合三十本飾り付、乘組三十五人、内九人は役人と見へて、金の輪入たる頭巾、金牡丹の付たる衣服を着し、威儀有其行粧、政府の軍艦たることを自ら知る、此乘組異人の内、一人大兵にて鬚髭多く、容貌逞しく見ゆる人有り、船將より此人に我等の世話を命ぜらるゝ、其名をトーマスと呼ぶ、其性見かけと違ひ、篤行實明にして心ざまやさしく、食事衣服はいふにおよばず、總ての世話至て深切にて、暇有時は言葉を敎へ、又筆算をも習しなり、船將予小兒なる故にか、常にかたはらに置て、船中の用につかふ、軍艦においては、銘々晝夜の用事に定有て、號令嚴重にして少しも怠ることを能はず、要用のいとまには、一日に幾度と定て、鐵を以て製しドンベルと名付るものを取て運轉し、筋骨を强健にすることを、船將はじめ然りとす、此船に居ること十二ヶ月、日曜日には、船將人に命じて我等を逍遙せしむ、此船に有る間に、漸く言語を覺へ、凡用便する

に至る、

我等繋り有し港の向川岸に、大軍艦來りて碇を卸す、此方の船將夫を指し、各を送て日本へ返す船なりといひて我等に示す、是を聞一同大きによろこび、彼是するうちに、大軍艦より端船を卸して我等の船に付ぬ、此時船將我等の手を握り名殘を惜み、恙なく歸國せば、必ず其安否を書面にて可ニ申越ニと、いと念頃にいひて、眼中に涙を滿つ、十二ヶ月間此船に有内、食物も日本は野菜を常用にせるとて、態々求て食さしめ、衣服調度に至るまで、何ひとつの不足なく厚恩に預りし事なれば、今更父母にわかるゝおもひなれども、日本へ歸りたさのまゝ、泣々わかれて迎へ船に乘うつれり、此船の行粧をみるに、大筒二十二挺、其他武器嚴重にて、乘組の役人二十八人、兵卒水主百人程、總て是迄乘たる軍艦に一倍のぎやう粧なり、此船其翌日出帆す、帆をあぐること諸方一度にて誠に神速なり、船の進退總而日本の船に比すれば神妙といふべし、已に沖に出て又船を止め、水先のものを端船に下し、元の港に歸らしむ、出帆より十日餘更に山を見ず、十七日目に始て山を見る、是一つの島にしてサンドウイチと名く、此朝洋中にて我船頭病死す、此夕方此島に入津して死骸を葬り、十日滯留す、此處を又出帆して、西へ走り支那に至る、此のごとき軍艦にては、船將みづから毎日人別を正し、病の有無を尋、調練をなして連日怠ることなし、直に戰爭に臨も障り有事なし、此サンドウイチ島を出帆し、四十日めに支那國の香港と言處に着岸す、此土地は阿片煙草の亂によつて英國に奪れ、いま英吉利私領となりし所なり、異人館は美麗なれども、支那人の家は至て粗惡なり、此港に三日滯留、凡五十里へだゝり澳門（マカヲ）の港に入津して、其市街を遊覽するに、家作は勿論道路に至る迄石にて造り、富饒華麗の地なり、漂流以來移り來れる船、何れも懇切にて萬事差支はなかりしに、此船に移りし後は、諸事取扱惡しく、米など一粒も呉れず、マダロスの食を呉れ、或時は怒て足蹴にすることありて、我等怨みを生じ不平を抱き、ゆく末如何と心勞せり、此軍艦の取扱惡しきは、支那人を常に取扱ひなれし船にて、此例にならふが故なり、支那の國風として外國を賤しめ、無禮をなすを國威と心得違を致すによつて、萬國の人又恒に支那人を扱ふには、無禮粗陋

なり、今日本へ來り居る所の支那人、他の異人と共に食盤につくことなし、適々共に食する事有るも、爾餘の異人一人是に加はれば、其異人に憚りて同食せず、我等は日本人にて、輕卒の取扱を請けしときなき故に、此船の取扱惡しきによりて、一同種々談合におよび心勞せり、前にいへるトーマス、サンフランシスコにおいて、軍艦にうつりし以來我等に附添、今猶同船にありといふに、船將の惡しきにあらねど、次役のものの心得違ひにて、支那人の例にならふて取扱ふ、我より船將に訴んとおもへば言語通せず、トーマスよりいはんにも又障り有り、元より此船にて日本に送るにあらず、追付ペルリーといふ軍將、數艘の軍艦を牽ゐて日本に渡海す、其時各をいざなひ送り返す、少時の間のことなれば勘忍して、ペルリーの來るを待べしといふを頼みに、待こと已に三ケ月に及べども、いまだ來らず、或日我友のうち一人、少しく漢字に通ずるもの有て、支那の僧に出會して筆談に及ぶに、僧の曰、是より南京に至れば、容易に日本へ渡海すべしと、是によつて友のうち八人は、南京に行んと決して、船將にも其故をつげず、遂に拔出たり、行こと二日路にして、或村里に至れば、其村のもの斧などを持て八人を劫かし、襦袢一枚づゝを殘して、こと〳〵く衣類をはぎとられ、辛じて命ばかりを助かり、せんかたなさに又以前の船に戻り來り、色々と詫てやうやく船に入ることをゆるされて、又世話になれ共、夫迄だに取扱あしかりしに、此後は別てつきあしくなれり、亞人トーマス此處より歸船するにつきて我に云ふに、今カルホニー(地名)は、繁昌にて仕事多きにより、金銀甚得やすし、日本へ歸らんも、ペルリー(人名)、未だきたらざるほどなれば、時節を期しがたし、船中のつきはよからず、今我が乘りかへらむと思ふ英船は、日本近海四十里の内を行船なれば、日本へもどる便りにもならんか、若日本へ歸り得ざるも、我世話して立身の道を得さすべしとすゝむ、我答ていふ、一人にては心細し、日本人兩三人を伴ひ呉よと頼しに、一人の路費は如何樣ともすべし、其他迄は力に及ずといふ、是によつて我一人、トーマスに伴はれ行かんと決心したり、然るにトーマス生來慈愛深き人にて、種々心配し、次作、龜藏兩人をも同道せんと有て、香港より英船に乘組共に出帆す、此時我等が心中は、カルホニーに

行き働んとおもふにあらず、英船に頼み日本へ歸らんと願ひて出たるなり、我等三人の外十三人は、四ヶ月ほど過て、ペルリー同船して日本へ歸さる、支那の上海にて、尾張の漂流人乙吉といへるものに出會し、此者の世話を以て、ペルリーに先立て、日本へ着岸せしと云ことを後に聞けり、我々三人は英船に便船し、カルホニーを志し出帆す、此船路は日本の近海と兼て聞し故に、日本地へ船をよせ給れと頼しかど、此船海上を急ぐよしにて立寄る事叶はず、乘船六十日目にて、遂にカルホニーへ着岸す、トーマス上陸して、以前永く滯留したる港守りの軍艦に行て、日本へ歸りわび、戻り來れるよしを告げしかば、我ばかり來れど船將言によつて是に移り、トーマスと外兩人は、他を志して上陸す、此夜我乘たる軍艦出帆して、キヤトリナ（此島はサンドイコより二百里許へだたりなり、）に行、其所より又出帆して、サンドイコといふ港に碇泊すること二日、鳥獸を獵し遊ぶ、カルホルニー出帆の時は夜中なりし故に、人々船のみへぬを疑ひ、難船の風説種々有て、新聞誌にも出し程なり、此故にトーマス種々心痛の折から、三十日程過て歸帆するに、トーマスの歡び大かたならず、

一、嘉永五年六月、蜜柑を積る異船に、漂海人一人を助け來る、これは越後新潟船に十人乘組漂流し、粮米盡て皆々餓死し、一人幸ひに命有て此所に至るなり、我乘居ると同じき港固めの軍艦の將、漂流人を伴ひ來り、我少しく英語に通ずる故に、ともに行て通辯せよといふ、是によつて一同に港奉行の元に至り、漂流人の爲に衣類調度を乞請て是に與ふ、此とき奉行我に向ひ、汝此方に來り居ば、世話して人となさんといふ、此奉行の名をサンドスといふ、我此人の元に移り、是より衣服の取しまつ、又は給仕などし、給金の定めもなく世話になりたり、外二人はトーマスの口入にて、一人づゝ分れて奉公す、サンドスの家は、兩替かし金を渡世にて富饒なり、役所の用濟ば、我をも同車せしめ、毎日家に歸るに自ら馬を御す、此人の見世有家に至りて見るに、家大にして造作美麗なり、金銀の多き事、始て此のごとき富家を見る、又此所より十二三町隔て、町はづれに常住の家有、此家三階作りにて結構を盡し、調度敷物等目を驚すばかりなり、此家も妻子とゝもに住家にあらず、此所はサンドスの悴

と其組のもの三人と、乘合にて建たる住家なり、本家は此處より五千里隔りたるボルトモといふ在所に有り、

港奉行サンドス氏退役して、サンフランシスコカルホニー國のみなとの名、といふ港より我を伴ひ、出帆して二十一日め、ネウヨルク港に着岸す、此みなとには、川蒸氣、海蒸氣船を合せ、凡船千艘も碇を卸し並居たり、家作は三階五階にて、結構美麗を盡し、人員凡八十萬人といふ、我々の上陸するを見て、車を馬二疋にひかせ、馬士一人或は二人添來りて、是に乘とすゝむるもの多し、其車外は黒塗にて金銀の飾りをなし、内は天鵞絨を以て張つめたる腰かけを置けり、サンドス氏と共に是に乘りて、メツロフホランタンといふ旅籠屋に宿る、日本使節の宿りし家なり、其家は五階にて石作、長さ一町餘幅二三百間も有らんかと見ゆ、召仕、給仕人等黒人五十人ばかり、床の揚卸し洗濯等をする女七十人餘なり、黒人の案内にて我々座敷に通る、已に夜に入たる時、間毎に銅管有り、其管の先一寸程の所に穴二ツ有りて、其元ねじなり、片手に其ねぢをもち、片手に早つけ木を取て火を發し、ねぢを廻して火を移せば、管より發氣出て、其氣もへて蠟燭の燈よりもあかるし、予是を奇におもひて、黒人に問乞むも言語通ぜず、獨考るに、硫黄山より此氣を引て、火を點ずならんと思ひたり、後に聞ば石炭の精氣を管につたへ、是に火を點ずれば此のごとくもゆるにて、市中悉く此管を渡し有て、油を用ひず燈をなす仕懸にて、家の内は勿論道路に至るまで、暗夜といへども日中のごとくあかるし、入費はわづかにて、人民の爲に大益有り、此旅籠屋の椽下に、日本の穴藏のごとく掘て、上より日光を取住所を作り、一軒の家となして別に渡世を致す、是繁昌の土地にて、地代高直なる故なり、此住人はテレガラフ傳信器と譯する仕掛也、を家業とす、サンドス氏予にいふに、此町より我生國迄は、日本里數凡百里をへだゝりたれども、明日歸國すといふことを、下家に行て道具仕掛にて告げやれば、日本の時八分時の一つにて音信通じ、其返事來るといふ、其すみやかなること、まことゝしがたく覺ゆれども、共に下家へ行て見るに、暫時にて返事有り、其文に曰、道中無レ恙ネウヨルク迄着の歡をのべ、家内無事にて掃除等もいたし、明日はボールテモオ港の町名なり、の蒸氣車着の所迄、迎へ

に出なんと認め有、遂に見聞ぬ事故に、只々ふしんするのみ、後に究理學を學び、且其仕かけをみれば、空中のヱレキを銅線に傳ふれば、其意を通じて先に文をなし、一往來一瞬間にて事便ずるなり、其仕掛を見しに、丸太を建て其尖に硝子の玉をつけ、其玉をつらぬきて銅線を通じ、諸方に分ちて通はせ有たり、今宵は此家に一宿し、翌早朝車馬にて一里ほど行き、川蒸氣船に乘十五六町の渡りをこへ、フロフクヱンといふ町なり、此所より蒸氣車に乘、朝五ッ時に出て、夕七ツ時にサンドス氏の家に着しぬ、

蒸氣車の駿速なるよしは、兼々聞をりしが、今日始て實驗せり、十分に蒸氣をしかくれば、一時の間に日本里數六十里を行けども、左樣にすれば怪我過ちの有ることを慮りて、常には一ときに二十五里づゝ走らすといふ、内に乘居て、近き田畑に耕をなし居る農民などをみるに、飛鳥のごとく疵と見留る事能はずといへども、車の動搖ははげしからず、少しの書物はいたさるゝ程なり、サンドス氏商賣の爲に、生國ボルトモよりカルホニー港に來り住で、親族に離れ居ること已に三年なり、此度家業のことに付て、ロシヤ國に要用出來て、我をも同伴してカルホニーを出帆して、生國ボルトモの家に至り、妻子に面會し、又港奉行を退役して歸鄕したる屆と、ロシヤ行の手形願の爲に、我を同伴して亞國の大都會なるワシントン府に行、當時の大頭領をピアスといふ、サンドスワシントンの旅宿に於て予に言は、明日亞國王に對面なさしめんと有を聞て、予心中恐れを抱き、又城郭嚴重ならんとおもひつゝ、翌日サンドスに誘れ、ピアスの屋敷に至り見れば、方二三町にて、周圍は石を重ね、凡高さ三四尺、其上に鐵のぎぼしを付たる垣を廻して、其内に大なる二階造りの家あり、大なりといへども商人の家にもかよふの大家あり、只柱其外とも白色の臘石を以て造り、結構美麗に畫けるを、常人の家にことなりとするのみ、大王の住所には、案外手がるの事なり、門番人もなく、家に至りておとづれをなせば、下男一人出て取次をなし、座敷へ通るべしと有によつて、サンドスと共に入るに、凡五十疊計りの間二間つゞきて、奥の間に客人二人と對話の樣子につき、次の間に對話の終るを待、客戻り、大頭領自身立て我々を迎へ入れ、手を握り禮

終りて、サンドスより我うへを告れば、我が手をも握り、自から腰かけをもちて我を座につけ、種々の物語ある間、退屈にあらんと察して、無ニ遠慮ニ内外を見めぐりて遊ぶべしとあるまゝに、 家内又庭等を見物するに、悉く目をおごろかすばかりなり、此時大頭領の曰、幼童なれば政府の學校へ入て、手跡學問算術を學せなば、用に達たんと有しに、サンドス氏自分の入費にて學せんよしを中斷て、ボルトモに歸り來り、其後十餘日をへて、 我は彌々オロシヤに行んとおもふなり、此童子は跡にて學校に入れ、修業いたさしめよと妻に命じて、遂に旅立す、これによつて正月二十日、サンドス氏の舍弟我を同伴して、學校に行入門す、その師は法經家にて、大先生以下教授する人十五人、諸生百五六十人居て、各國の言語、究理、天文、地理、算法、其他音樂に至るまで、各の好みに從て教授す、其教かたは一級に一人づゝの教授かた有りて、 六級迄居所を分ち、同事を學ぶものは一同に教授す、諸生は通ひ有り又入塾の者あり、 入塾の者は月俸一ヶ月洋銀十二枚出す、我月俸はサンドス氏の賂なり、漂流人にて歳已に長じ、言語不通なる故に、一同に學ぶこと能はす、師これを憐みて、一人別に教奨しなり、 同塾の小兒等、 日本等の事は萬國圖誌にも委細記したるものなき故に、新奇におもへるにや、暇あるときは傍らに來り懇意にはなす、此學校に正月より六月まで居り、炎暑凌ぎがたきに至り、諸生皆々家に歸り、我も又サンドス氏の元にかへる、此妻君の母人、三里餘山中に居住す、總て亞國にては山中に別莊を構へ、夏は夫に移りて暑をさく、我學校より戻り、サンドス氏の子供三人と共に別莊に行き、 其有樣を見るに、牛五十疋、馬二十五疋、黑人三十人、 其他男女多く、田地ニ里四方ありて、廣大の百姓家なり、此身代はサイドス氏の妻付屬子の物にて、サンドスの身代とは別なり、異國は何れも夫婦身代を別に持て、夫の借財は妻より返濟せず、妻の借財は夫より返濟するなり、此家によはひ八十餘の老婆居る、これ妻君の母なり、此人我を愛憐すること孫と異なる事なく、 或時牛乳砂糖氷片を混じ孫にも與へ、 我にも是を呑むべしと有によつてのまむとするに、其香惡しく覺、用ること能はず、老母さとしていふ、人の子うまれて一ヶ月を過れば、母の乳なく共牛乳にて能生育す、 汝がごとく虚弱の生れつきなるも、毎日是を服せば、遂には健固となるなり、 藥をのむとおもひて用ひよと進められ、 じする

に道なく、眼を閉、鼻をふさぎて漸呑下せり、夫より用ひ習ふて、身體健康となるを覺へ、腹内快く、今日に至りては、一日もかくべからざるの飲料なり、此所に暑をさけ暮すこと凡二ケ月ほど過て、主人サンドスロシヤより歸郷す、

此度ロシヤへ行しは、亞國へロシヤ國（地名）より氷を送て、賣買せんとの相談有りてなり、氷はキヤラホラナイに持來り、炎暑を拂ふによつて、人民の爲に藥となり、又ロシヤにては利益有り、此故に相談とゝのひ、氷賣買のことはサンドスのとり捌と定り、又ロシヤ國より、亞國に關係したる金銀出納の奉行職をまかせられて、此度歸郷せるなり、サンドス氏に伴はれ、再びキヤラホラナイの商館へ行きぬ、此所には英人にてラウンス、チテウンドの兩氏、手跡學問の師範を致し居るによつて、又是に入門して、一ケ年半許修行するうちに、サンドス不慮の大損をなし戸を閉、身代の改革をせざるべからざるに至りて、我にいふに、しらるゝごとくの始末にて、此上の世話心に任せず、殊に是迄の修業にて、大方渡世には事足ぬべしと有るに由て、止事を得ず學問を捨て、サンドスの口入にて、メカンレンと云大問屋へ奉公濟して、其景況を見るに、日本ならば七八十人の人手かゝるべき程の大商人なれども、僅八人にて萬事調へり、是他なし、器械工みにて人力を用ひず、又虚禮虚飾なく、給金を十分に與て、怠惰なく人を働かしむる故なり、此問屋に居ること一ケ年半許、然るに亞國にセネターといふ役あり、此役は一ケ國より二人をゑらみ出し、ワシントンの政府に勤番なさしめ、國政の談判をいたすなり、此選みにあふたる人我にいふ、此度重任を請てワシントンに登るなり、我と共に行ば其身の爲よからんと予にすゝむれども、思ふに今居る家は大家にて、主人又仁愛深き故に暇を乞ふ心なし、萬事サンドスに任せたる身なれば、是に相談し給ふべしと返答す、是によりてセネターよりサンドス氏へ書面を以て懸合におよぶ、其文に曰、近々軍將ペルリー日本に渡海して、和親交易を開かんとす、去ながら日本は二百年來鎖國にて、四海の形勢をしらされば疑ひ多からん、今予をワシントンへ誘引して、政府の書記役に召つかはゞ、自然と萬國の形勢法則等を領會すべし、是を會得して日本へ歸國せば、眞情相通じ、兩國

の爲に大幸ならん、我此度重任を請たる故に、彦藏を同伴せんと欲すと、此書面を以てサンドス我をまねき、セネター兩國の爲に今般其元をワシントンに同伴せんと言、我も同じ志にて學校に入れたれども、不幸にあふて其志を遂ず、餘儀なく商人の召仕とせり、此事を申て暇を乞はゞ、當主人においても異議なかるべし、ワシントンは我正家に近く妻も居れば、諸事の世話は妻のかたへいひやらんと有りて、再びワシントンに登ることに決せり、其後一ヶ月をへて、セネターと共に至り、大頭領ブカナンの前に出づ、其時セネター我を指て委細を語る、ブカナンは六月前に大頭領に擧用せられたる人なり、亞國の法として大頭領の替る時は、要路の役人僅に殘り、其他は悉く退役して、當頭領の意のごとく役人を改めかふる定なり、已に六ヶ月を過たるゆへに明役なし、依而暫くセネターの元に食客となりて、日々讀書を業とす、是によりて亞國の法度大概をさとるうちに、フロックといふ天文測量航海の學士に交り、別懇になりたり、或日フロック來り、此度軍艦の將に選れ、測量の爲に日本に渡海す、書役になし召連んと云、歸國の思ひ常にわするゝ事なき折から故に、同船を願ふ、船將の曰、予はサンフランシスコに行て軍艦の用意せん、汝は跡より來れとて先に出立す、是によつて我は諸事を調て、蒸氣船に乘跡より行き、船粧ひをまつこと凡一ヶ月、此間に日本人十二人漂流し、英船に助られ此港に來る、新聞誌を見てこれをしり、行て面會するに尾張の船なり、皆々言語の通ずるをよろこび、偏に歸國の事を申故に、英の船將にあふて、此もの共は國に妻子有者なれば、歸國なさしめ給はれと賴しに、快く請合、支那の香港といふ英の領分の奉行所まで同船して、遂に長崎まで送り屆しことを後に聞けり、

安政七年八月二十六日、軍艦の用意整ふて、サンフランシスコを出帆し、海上測量をなしつゝ船を乘る故に、四十四日をへてサンドウイチ島に着す、扨海中不思議の事有り、大洋中は深く有るべしと兼ておもひつるにかへつて淺く、地方近き所に深さ一里半に及ぶ所有り、又此海底の土をとりて試るに、燒物の破碎せるがごときもの有り、是を指間に捻すれば、恰も餅の粘滑に似たり、彼是を以て考ふるに、前世の地方變化して、海中となりしものならんか、此島に滯留し

て港中を見るに、鯨獵船五十艘許懸り居たり、極寒中は氷海となりて、獵をなすことならざる故に、暖島に寒を凌ぎ、或は仕込のために此島に來り、春を待て又出帆なし、獵業をいたす故に、鯨獵船多し、我港に滯留の間、鯨獵船二艘入津す、一艘の方に阿波國政吉といふ者、今一艘の方に漂流人二人助けられ來りたり、三人のものども歎きていふ、船主我々を歸國なさしむるの心なし、何卒歸國のなるやうにはからひ呉よとある故に、船主に面會して其故を問に、外に趣意なし、世話序に亞國の學校に入、用に達ものとなさむとおもふのみ、乍レ去歸國の情も又もだしがたしと有て、外二人は我より船中入費を出し遣して鯨獵船にたのみ、箱館まで返しぬ、政吉は我おもふ旨有てつれ歸り、船將に頼みを入れ、給金一ヶ月十二ドルと定め奉公人となし、歸國までに金子手殘りになるやうに世話をなしぬ、此もの今領主阿州公に召出されて御船頭を勤、横濱に來り再會せり、外二人は箱館着のうへいかゞになりしかいまだ便儀を聞ず、然るに測量船は小なるもの故に動搖甚しく、我病に罹り、無二餘儀一此船を下り、サンドウイチ島に一ヶ月滯留す、測量船は出帆して西北へ走る、

一、右サンドウイチ島は、其近傍に砂地の小島數多あり、其大さ或は三四町或は五六町、大なるもの十町に過ざる芝生なり、又砂地をはなれ大巖石波の上に顯れ有り、測量は此の如き所を能探りて、通船に難なからしめん爲なり、夫故島の近傍を廻りて暗礁を尋ね、數日滯留する內に、鼈は砂地に玉子を產る、其故か鼈甲を多く得て食料とし、臓腑は悉く海中に捨てしに、大鰐鮫集り來りて是を喰ふ、其時鮫三四尾を得て之を見るに、鮫の頭呼吸に從て外氣を吐納する所より、形ち鰯に似て大なる魚出て再三餌を試み、しかしてのち鮫其餌を食ふ、此魚の名を水先魚といふ、船路の案內するものを水先といふにならふて、名づけたるならん、

一、サンドウイチ島は、日本と亞國の兩間に有りて、小島集り一島をなし、凡其大さ我四國の半なり、五十年昔英人キャプテンコック是を見出す、此時迄は土人裸身にて、陰所をヤシの葉にて造れる麁布のごとき織物を以て覆ふのみ、年中夏にて冬なき島なり、故に衣類を用ひず、又日本に見ざる木の實多し、キャプ

テン始て此島に渡りし時、マドロスと土人（黑人なり）、の違亂有てキャプテンころさる、英船歸國して其趣を英王に達す、英王命を下して、再び別人を渡海せしめ、文字を敎へ、法經に從て人道をさとすによつて、漸くに國ひらけたり、此時より我漂流の時まで、凡五六十年にて英語を覺へ、國政も又英の法に習ふ、此島人は黑色にして賤しく、人種においては支那人と並いふべき者にあらず、且小島にて國威もなし、然れども國政は萬國普通の法なる故に、英佛亞の如き强國の國にても法外のことあれば、土人裁判して是を罪すといへ共異論起らず、是各國に和親して、國政公平なる故に、各にらみあいにて、小國とあなどること能はず、支那は萬國より先に開け、國大にて人物も又雅致有て賤からず、然れども自負甚しく、他の美事に心づかず、各國へ對して無禮を行ふて、國威と心得たるより、英佛の爭戰起りたる時も、支那を助くる國なく、遂に大敗をなして、萬國にいやしめ輕ろんぜられ、今日に至りては、萬國の人民同等の交りをなさず、法敎國政の大切なること知るべし、此島に滯留中病も癒へ、又商船の便船も有しによつて、支那の香港に渡る、船中二十三日にて、日本里數凡二千七百里ほどを走れり、ホウハタン（軍艦の名）、支那に滯碇す、此船に移り、支那のシャンハイ迄來り、又亞國の軍艦メセスイビに移る、ホウハタンは、新見氏、村垣氏の乘組て、亞國へ使節勤し船、メセスイビはペルリー始て日本渡海の時に用ひたる船なり、メセスイビ船に於て、ハルリス（人名）に始て對面す、此時ハルリス、ミンステルに命ぜられ、ハルリスの客となりて居合たるドール氏を、ハルリス申てコンシユールとなし、我をばコンシユール附屬の通辯官となして、漂流以來九年をへて、長崎に來り暫時滯留し、終に橫濱に到着して、積年の患苦夢のごとくに覺へ、其うれしき事いはむかたなし、此儘日本に止りたくおもへども、亞國に恩人信友多く、其上異國の言語筆算は日用に差支なし、日本の事は習ひなければ事每に差支多く、又差當り活計の目當なし、乍レ去父母の國なれば、異國の人別にて終らんも本意ならず、希くは日本の讀書をも學び、時を得て日本人別に戻り、亞國と日本の兩間に在て、兩國の爲に微功をいたし、國恩を報ぜんことを願ふばかりなり、

漂流記餘話

今より凡三百七八年前、歐羅巴ヂノワ（今佛蘭西國の領分、）といふ所に、コロンビスといふ人有て航海を好み、屢々天竺地方に來りて交易をなして、東に當りて日本といふ國有と聞て、其國に行んと志し、思ふに地球は圓きもの故に、唐山を越て行んよりは、歐羅巴より西に向ひて行ば、日本へ至りなむと思ひて、イスパニャの王に謁し、其理を解き、王是に同意して船三艘を艤裝て、コロンビスに與へければ、大に歡び西に向ひ走ること數日、果して一の大國に着たり、然れども目ざしたる日本にはあらで亞米利加なり、コロンビス日本を尋て不慮にアメリカを見出し、又アメリカ人日本に渡りて港を開しは因緣在て、特にコロンビスの志を達せりといふべし、コロンビス亞米利加に種々の珍器寶物を得て歸國なし、王に獻じければ、其事世上に聞へ、イスパニャは勿論各國より南北のアメリカに至り、其中英人の多く來れるは、北アメリカの中央今の合衆國なり、其後英人住もの多く、國開け交易さかんに成りしかば、英王税を重くし民をくるしめ、是よりうらむもの出來て、英國を離れ獨立國とならんと欲すれども、皆商人にて武事をしらず、軍艦大砲備らざる故に、いかむともする事能はず、英王の命に從ひ居たり、然るに天の時至りて、亞國にワシントンといふ大豪傑生まる、此人の父は英國の産にて、亞國に移り住んでワシントンを産む、ワシントン性仁愛深く私慾なく、法教を守りて國人の爲には命をもおしまぬ人なり、爰に幸ひ事件起り、獨立國となりしなり、其故は英人來り住まぬ前より土人有て、是をインヂーンといふ、其性豪强なれども智惠少く、英人の爲に壓せられ居れども、やゝもすれば豪勢無法の働きをなして、英人をなやます、是によつて英王亞米利加居住の英人を選んで大將となし、インヂーンの亂暴を防ぐ、ワシントン其將の一人なり、又英國より奉行十三人を定て政事を執行はしむ、然るに奉行始國人こぞつて辛政を怨み、國老集會して評議におよび、英國を離れんと決定し、しからんには、大將を建て一戰するに他なしと有りて、ワシントンを總大將と仰ぎて英國に背く、是によつて一戰おこる、亞國は大國なる故に、たゝかひ利なき時は、三十里以上五十里も海岸を退て山中に入、英兵の油斷をうかゞひ出て戰ふ、英軍

運送にくるしみ、十分の戰ひを爲す事能はず、戰ひあぐみたる所へ、佛國より和平の扱ひ入りしを幸ひとして戰を止む、しかしながら亞國は英國のために開けたる國故に、政事文學は同じく、其他は獨立國となり、國民集會して國に主なければ、國法を正して命令を下すものなし、ワシントンの功によりて、此のごとくなりたれば、其子孫を以て永く國王たらしめむと衆議一決して、ワシントンに此事を申す、ワシントン聞て、此度の爭戰も國王の辛政に窮して蜂起したり、國人の心一致なるによつて、漸く辛政をまぬがれたり、是を以て考るに、國王の辛政は民に害有こと、外患よりも甚しく、又人民一致和親なれば、いかなる大敵もとるに足らず、我子孫に王位を傳ふも、子孫に必ず不肖のもの生て國人をくるしむ、國中一致和親の法を以て、治平を爲すにしかず、然らば國人に貴賤の隔なく、皆同等と定め、祿位を世々にせず、才能有りて國人の伏するものを選で、夫々の役人となし、其内最も勝れたる人物を大頭領に擧げ、諸民其令に從ふべし、乍ㇾ去人は位に居ること永ければ、驕奢出くるものなれば、在位四ヶ年にして位を退き、諸人に戻り、又他の賢人を選んで位に置べしと論す、衆皆私慾なく、國人の爲に計るに眞伏して其法を用ひ、今尙四ヶ年目に大頭領替り、其他諸役人共要路に居る外は、善惡に論なく悉く退役して、更に選用するなり、大頭領始頭人たる役人定り、下役、添役の類は、頭人々々の心に叶へるを新に選み用るなり、

一、亞國におゐて人物を選む仕方は、亞國三十六部則三十六ヶ國に於て、銘々其國人入札を爲して、國主を選む、是も又四ヶ年を期限として、其國事を裁斷す、其下役は國守の目鏡を以て人を選み、國民の重立たるものに談判して是を定め、其一部より二人を選んでセネターとす、此役たる都てワシントン政府に集會して、亞國全部に關る國政法度を評議して、大頭領の決談をまつ、又五萬人の人別より、一人づゝ選で人民の總代となし、政府に出し、セネターと政事を評論して、其國所につゐて、不便難澁のなきやうに計ふ役なり、此二役は亞國の政事を定むる泉源にして、最も重役なり、又大頭領の目鏡を以て、博識多才の者五人をゑらみ、セネターに談じ、異存なければ其役を命ず、此五人は大頭領の相談相手にて、一は海軍を司り、二は陸軍を司り、三は

外國事務宰相、四は金銀出入を司り、五は田畑山林のことを司り、地面を與ふるも取上るも、此役人の裁斷に關る、右五役日本の御老中の勤に同じくして、大頭領代る年限には共に退役す、又御祐筆、御組頭のごとき下役一人づゝ重役に附屬す、是は年限なく勤て、事の功者を專要とす、訛文上出す、〔頭書、又日本三奉行の如き役人七人有、公事裁斷是非を正して罪科を定め、大頭領といへ共非分あれば是を咎む、此役年限なき役の一ツなり、總卅六部の人撰法則等、ワシントンに習ふて役を定めて、其所の政事は其所にて取扱ひ、大事にあらざれば、ワシントン政府に議する事なし〕政府は税を以て入用に當て、港々に奉行を置税を集め、山林、田畑、町年貢の類は、國主又は奉行の元に納て、其所の入費を賄ひ、又政府に納むべきはワシントンに納、國太平にて政府の賦庫滿れば納高減じ、國用あれば納高增、爭戰のごとき大入費あれば、金銀の代札を以て通用に用ひ、平和に至れば、代札を以て税年貢に納て元に復す、

一、公事訴訟は、其村其町にて地面を所持し、才德ある人物を入札にてゑらみ置、其者の裁斷を受く、訴答（マヽ）、ざるも辯才の人を、親類他人の分ちなく名代に賴み、訴訟に及び、又返答もいたすことなり、裁斷人は雙方嫌忌なき者を下より指て裁斷を願ふ、其裁斷心に落ざる時は國主に出で、終に大頭領の裁斷を受るに至て事定るなり、願につき白洲を建る入費等、訴答より出す定めにて、國用金は其者に限りたる事に用ゆる事なし、

一、强勢亂暴にて爭論に及び、相手怒りて其者を殺すこと有て、裁斷人吟味を遂げ、仕懸たること相違なきにおゐては、解死人の沙汰におよばず、總て喧嘩は仕かけたるをあしきと定めて取扱なり、

一、日本に於て入墨遠島になるべき程の輕き罪人には、鍵の錠を足につけて人足に遣ひ、其罪を償はしめ、夫より輕き罪は、身代の分限に應じて過料を出さしむ、

一、密通顯はるれば、密夫の身代限を取て正夫に與へ、密夫は住所を拂、女は親族の緣を斷て家を出す、如レ斯女は再び緣を結ぶことならず、一生色を賣りて活計をなす、亞國の遊女は、總て不義密通をなしたる女の集りて、自ら色をうるなり、親の子を賣の類を聞かず、親として子を賣ることあらば、必ず罪せられん、此文、筆者の意を誤りて認めたる所あれども、害なきは其儘になし置ぬ、

一、寺は所々にありて、人民よく信心をこらす、僧は必學問有て、法敎に隨て勸善懲惡を目的として人を

教化し、傍ら讀書、手跡、算術等の師となりて、其職をつとめおこたらざる故、自然と諸人より尊敬するなり、僧に官位等なき故、行狀あしければ人尊信せず、宗旨は同宗にて、淸僧と妻帶僧の二派有のみ、僧の法律に背くものは法王是を罪し、人道に違ふものは政府より正す、學校、病院、幼院等、諸部に多く有レ之れば、貧窮人入費を出さす、政府より出の外、治療學行子育等を致すが爲に、此ごとき館を取立るは、皆僧の骨折にて、諸人を進め集合して人を救ふ、其意は貧人をあはれむばかりならず、學校の如きは、人を取立て國の爲とするなり、善き人物は、貧人の學びたるより多く出來て、富家よりは少きものなり、法敎家其故を以て、院を取立て、永續の法を建つるを本意となして、よく務むるなり、右のごとく法敎家は、國のため人民を救ふを専一とする故に、最も尊信すべきが如きといへども、其敎を信ずるより人かたくなになり、國の大害を起すこと少なからず、今亞國に亂有り、其元は法敎より起る、西印度は英國の領分にて、砂糖、煙草を夥しく產する國あり、是をジユメカといふ、此國人民少くなき故に、アフリカ國より黑人を買ふて農業を務しむ、此者をスレーブといふて、生涯身の自由をいたすこと能はず、只衣食をあたふるばかりにて給金の定もなし、南アメリカにても是を習ふて黑人を買ふ、此國は熱國にて、夏時は土人働得ざるを、黑人は熱國產故に炎暑を厭ず、能農業を務るによつて、南アメリカに綿を生ること、年を追て增加し利益多く、又北アメリカも農具其他諸式を南に送り、利を得て互に繁昌を致す、然るに英國の法經家の說に、アフリカ國いまだ開けず、黑人愚なるが如きといへども、同じ天地の間に生れたる人をして、道具と同じく賣買するは、神意に戾り不仁の至りなりと云々、此說専ら行はれて、英王はじめ諸臣皆是に從ひ、英領のスレーブを政府より買入代金を償ひ、開けたる國の人民と同く、身を自由に致さしめたり、北アメリカにおいても此說を信用して、動もすれば南亞國のスレーブを止んと欲すれども、英領のスレーブは人數すくなく、南亞國のスレーブは其數莫大なる故に、元代を償ふこと能はず、彼是と評論有る內に、南亞國の人民集會一致して、北と離れて別國に分かれんことを企て、遂に爭戰に及び、未勝負をわかたず、學流の相違、宗門の論より、萬國にて

國亂を起すこと古より少からず、其流派に僻する人に於ては、無智無學の人よりも、國の爲に大害を生ずることしるべし、

一、婚禮、亞國に於ては、男女共十四五歳より心がけ、夫婦となり、一生そひ遂べきとおもひ定るときは、媒妁をまたず男女直約におよび、永きは三五年、短も兩三年の間互に行狀を見合せ、其期を待て兩親へ是を傳へ、夫より緣女の朋友七人、同樣の粧ひに出たち、本人のみ白きすかしを被り、男もまた朋友五七人を伴ひ、是に雙方の親類付添て寺に行き、院主へ其趣を申、院主又服を改めて、神前の兩側に雙方をならべ置、一生そひとげ夫婦の道を守るべき事を、神にかはりて解きさとし、經を讀み終りて、男の懷中より指輪を出して、女の無名指にさす、此輪は飾なきむきづのものをゑらび用ることなり、輪は始もなく終りもなきもの故に、盡ることなきを表し用るなり、此禮濟ざる前に、若し密通をなし露顯すれば、夫婦となること叶はず、人間の交りをはづさる丶風習なり、亞國は一男一女の定りにて、妾は勿論遊女等を買ふことは、妻の定るときは皆禁制なり、若是を犯せば、入牢せしめ、罪を蒙ることなり、又身分あるもの酒店に入酒もりをいたすも、酌取女、藝者の類更にこれなし、

一、亞國にては正月元日を始として、凡一ヶ月の間年頭のよろこびを互にいふことあれども、服を改め門禮をいたすがごとき禮なし、ワシントン大頭領の初代、誕生日は二月二十二日、此日は全國中諸民調練をなし、各家酒肴をとゝのへて祝ひ遊ぶ事、日本の鎮守祭禮のごとし、七月四日英國の支配を離れて、ワシントン共和政治の法を定め、萬民に自由を得せしめたる日なり、又十二月二十五日は、法教を以て人道を敎たる聖人の誕生日なり、此三日を祭る外に、種々の神佛を祭る等のことなし、

一、芝居、凡日本のごとく古事を元として、勸善懲惡を俗人にしらしむるを目的す、見物は大頭領はじめ諸民入て差支なし、故に廣大美麗にして、道具がゝり幕の揚下り等に至る迄皆仕掛にて、是も又一見物なり、夜に入ればランプ燈明をなす硝子器なり、を用るによつて、日中よりも猶あかるし、此他手品、曲馬、猿の馬乘り、噺、講釋の類、日本と大同小異にて新奇のこと多し、

一、角力も有り、又日本にこれなきは、喧嘩渡世のも

のなり、是は日本の鷄合のごとく、力を極め互に血にそむに至る迄組合打合、甚しきは死に至るものあり、見物人雙方より掛金をなして、勝負を樂とするなり、

一、武藝は火術を第一として、鎗、劔、柔術皆修業す、弓は慰みに用るばかりにて、軍事に用ひず、國始は弓を軍器に用る事萬國皆然り、今猶蝦夷人の弓に妙をうる事、皆人の知る所なり、

歐羅巴將棊の圖



〔王〕日本の王の動の如くにて、一ッ異なる動き有り、此の動きは〔王〕を〔城〕の居所に入れ、〔桂〕か〔角〕の場に〔城〕を移して〔王〕を圍ふこと有り、此時は〔王〕と〔城〕と二枚の駒を一度に取替て動す、但し〔桂〕〔角〕已に出て、其場たるに有ざれば移すこと能はず、また〔王〕一度動きし後は、入替の手を致すことを許さず、

〔女王〕は日本の飛車角の成りたる駒二枚の動きを、女王一枚の駒にて動と知るべし、

〔角〕は日本の成らざる角の動きに同じ、

〔桂馬〕日本の桂の如き動きにて、八方に動くなり、

〔城〕は日本飛車の成らざるもの丶如し、十文字に動くなり、

〔歩〕は始めて進む時は、一段出るも二段一度に進も、都合次第なり、されども相手の歩と並ぶやうには二段進むこと能はず、又敵の駒を取るには、角み違ひに動き、進には日本の歩と同じく進み、歩雙方出て頭を合すれば、互に進むこと能はず、但し外の駒來りて先の歩を取り、道明けば又進むなり、

一、日本の將棊の如く、取たるを又打つことなし、

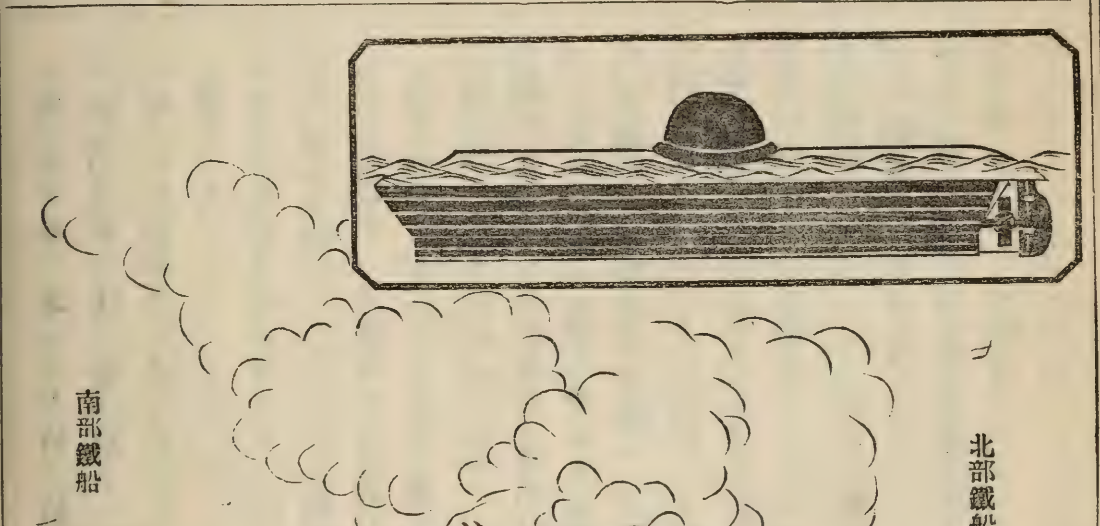
一、何駒にても敵地の極終りの一段に入れば、我が好の駒に成るなり、され共盤にて自分に有る駒にはなれず、女王に歩が成り、又は角、桂に成り、城が角、桂、女王に成にも心次第也、

右將棊の外、カルタ、玉撞の類勝負事多しといへども、圍碁はいまだ開けず、

砲丸に當り、或は脱疽其他怪我等にて足を破傷し、これが爲めに終には亡命せんとする者は、其部を切り捨て、人工に足を造り用ふれば、康健の者に同じく動

作を致す、此細工歐羅巴におゐては、昔より有りしと聞けども、夫よりは工合よく、殊に眼前に見たる故に此處に出す、若爭戰有時、外科良工に非ざれば、徒らに命を捨て或は廢人とならんか、◎圖省略

右は亞國の南部におゐて、鐵船を新製し、大軍艦を破りし圖にて、此船は厚き鐵を以て製造し、凡四五百馬力の蒸氣を仕懸け、船の全體を砲玉のごとく遣ふ工風にて、兵卒は僅に乘組、數多の軍艦を恐れず、無二無三に乘り付け、敵船を打碎きて、敵より打砲丸は、すべり飛で貫く事能はざるやうに造れるにて、亦砲發も致し、實に軍器の重寶といふべし、乍ㇾ去大洋を渡り、又は運送の用にたゝず、唯港を警固し、船の爭戰に用ひて、臺場より遙かに勝る、此船南部に造ると聞て、北部も亦鐵船を新造し、爭戰に臨み、互に鐵船有し故に、南部十分の功を致さず、若北部油斷して鐵船を製せずば、軍艦悉く打碎かれ、大敗を取らむ、當今又別に北部に於て、鐵船三艘の製造に懸り、凡其費へ一艘百萬洋金ならんと聞ども、いまだ其圖を見ず、



北部鐵船
(イ)は船の全體、鐵の厚さ水上に出る處は三四寸、水中は次第に薄し、
(ロ)は形ち圓く、砲門一ヶ所にて自由に輪轉し、これより砲發す、
(ハ)は煙出し、
(ニ)は日光を入れ、亦空氣を出入せしむ、
南部鐵船
(イ)は屋根の形ちにて丸みを帶び、鐵の延べ板の厚さを以て造り、砲門前後左右都合七ヶ所にひらき、北部の船より重し、
(ロ)は砲門、
(ハ)は煙出し、

漂流記終

異人恐怖傳譯例

一、是書は、西域の人ヱンゲルベルトケンブルが、往年我國に渡りて、見聞せし所を集めて著したる、（イの荒增を集めたる）日本志の中にて、金骨ともいふべき所なるを、今將（イ特）に摘出して、拙き筆をもて飜（イなし）譯した（イつ）るものなり、日本志は彼方の語にて、ベシケレイヒンギハンヤツパンといへる書なり、

一、書中所々檢夫爾（ケンブル）が自注あり、彼方にては短文なる注は、（イにて）書の間に（[illegible]）かくの如く、前後に半月の形をなして、其中間に記せり、此方にて二行に書するが如し、今は予が（イ愚）注と混雜せんことを恐るゝが故に、其首ごとに、檢夫爾自注曰の六字を加ふるものなり、（イを書せり）

一、書中に五言對句のごときものあり、是は詩文の類なれども、彼方に五言七言などの事あるにはあらず、只其言の數たまたま相似たるを以て、助語の類にて一二を添減して、照應をなさしむるのみなり、總て彼方にても、詩には韻脚あれども、今是書に出たるは、詞の類なるゆゑ、韻脚は見えず、（イ本此章ナシ）

一、彼方の文字は、音のみありて義なし、我等が國字のごとし、故に我國の人名地名など、皆其音をもて記せり、今是書中地名人名の類を記したるに、（イせるに）或は本字（イ階書）をもてし、或は國字を以する故は、（イ其）蘭字の音にてキヨモリ、ヨシツネ、サツマ、ヒゼンなどあるは、分明に是清盛、義經、薩摩、肥前なれば、直に本字を以て記せり、讀に便ならむが爲なり、又日本の二字の義を訓じて、ニツポンは日の基本といはんが如しと記せるがごときは、もし日本は日の基本といはんが如しと記すとき（イナシ）は、日本の二字重複するが故に、國字を以てニツポンと記せるもの也、（イリ）但し日の基本は原文には、（イ扱又日の基は原書には）ゴロントスラクバンデソンとあり、又酒をサケといふと記せるも、（イナシ）其酒を酒といふとは（イナシ）飜し難し、酒は原文（イ書）にはビー（イエ）ルといふ、さればとて其ビー（イエ）ルを酒と云と飜すれば、ビールの語に對譯な（イさ）し、故にまた國字を用ゐて、サケといふと記せり、又地名にボンゴとありて、豐後とも備後とも分明ならぬ（イざる）類あり、是等も（イの事）原文（イ書）のまゝに國字にて記せり、又右にいへるサケを、實はサツキと記せり、

是又原文の訛に仍れり、（イナシ）

一、常の文は平假名を用ゐ、蘭語、蘭音は片假名を用ゐつ、前後と紛亂せざらんが爲なり、（イ本此章ナシ）

一、是書元來は鎖國論といへる題號もなく、又上下卷の別もなし、是等はおのれが假に設けたるなり、

一、是書を讀んには、（イと欲せば）まづ世界の四洲五帶といふことを（イナシ）知べし、四洲は皇國、支那（シーナ）、唐をいふ、印度（インド）、天竺をいふ、韃靼（タルタリヤ）、伯爾祭亞（ペルシヤ）なり、ハルシャ等は、亞細亞（アジヤ）洲の中なり、魯祭亞（ロシア）今云赤人、の本國、都兒格（トルコ）の都城、熱爾馬泥亞（ゼルマニア）國、和蘭（オランダ）國、波爾杜瓦爾（ポルトガル）國等は、歐邏巴（エウロッパ）洲の中（イに所在の國々）なり、（イ本是れより下四十三字ナシ）歐邏巴は亞細亞の西北にあり、歐邏巴の南に亞夫利加（アフリカ）洲あり、此地に莫羅格（モラコ）國、葛納木太（モノモタッ）波亞（パア）國等あり、歐邏巴より西に當りて（イ南北アリ）亞墨利加（アメリカ）洲あり、此地多くは、歐邏巴人の爲に押領せられたり、（イ此アリ）亞墨利加は、我國よりいへば却て東にあり、地球渾圓なる故なり、又（イ天下の）五帶（イと云アリ）は、天の（イナシ）赤道の下を地の赤道とし、天の（イナシ）南北の下を地の南北極とし、赤道より二極に至りて、各九十度とし、赤道を距ること南北各（イより南方に距ること）二十三度半（イ七百零五里北方に距ることアリ）の間を、何れも寒帶といひ、寒暖の中間なるを、南北何れも正帶と云、一暖二寒二正ともに五帶なり、我國は北緯（赤道より北に算す）、大概薩摩の海邊にて三十度、津輕にて四十度なり、これ北の正帶中なる地なり、

作噩之歳雁來月既生魄

異人恐怖傳卷上

極西　檢夫爾　著

今の日本人全國を鎖して、國民をして國中國外に限らず、敢て異域の人と通商せざらしむる事、實に所益なるに與れりや否やの論

我等が住む地球は、かくばかり狹小なる世界なるものを、今又それが中に於て、更に別をなし分をなす事を好まば、(彼國不通ならん事を好まばといふ意なり、)議者多くは無道なりとせん、同好通交の道は、人間の宜くあるべき所なるを、今若これを破る事を好まば、其罪の大なること、人を殺すにひとしとせん、凡造物者の生ずる處の物、孰か同類聚會通交することを欲せざる、されば此義に背きて議論を立んものは、實に造物者を蔑視するものなり、擧世唯一つの日輪を見、唯一つの地面を踏て、又共に同一の氣を呼吸せり、天地の我ために設る處の節度、造物の我に與ふる處の法則、一つとして通交借生の道に關係せずといふ事なし、人生れて鵠燕にだにしかざらんや、(言は、人として、かの鵠燕の類の異域に往反するにしかざらんやと也、)豈彼天心の妙用自在を分付せられて、我體中に在て至尊たる所の神魂をもて、形體を一和せざる處ありとかせん、(言は、神形全く格別ならばこそ、形體を離れて神魂ひとり逸樂を得るの理もあらめとなり、)今其形體をして、恆に一國の中に囚困せしめて、それと神魂とをして、何も殊邦異域の奇觀娛樂に與らしむる事を惡まば可ならんか、彼衆星も無邊の天際に在て、これが爲に大小競ふがごとくなり、(言は、諸星又能く周遊して、其行を爭ふが如し、何ぞ徒に一所をしも守らんとなり、)學者多くは信ずらく、諸星の體尊くして勝れたり、無物無毛の境なるべからず、然らば是亦各各一世界にして、種々の有情なる衆生の、よく天恩を信仰するの道をも知たる者有て、住所とするならん、然らば地球世界の未レ生以前より、是等の衆生は既に宇宙に充滿せるものならし、ヨブ(古人の名にして又直に其書名也、)の第八に見えたるも、又此理をいへるにぞ有ける、されば何れの人も、荅學陋習の小器を脱出して、敢て尊大雄偉高上の見を立んとおもはゞ、直に造物の慈悲、智慧の無窮なることを信じて、以て決定して憚る所あること勿れ、星體の天上にあるは、譬へば諸大域の地上に在るが如し、然して天際浮游の大氣、高遠にして中間に滿たれば、其世界彼此互に通行することは能は

ず、既に如レ此の不通の世界なるを以て觀れば、其諸世界に住らむ衆生も、彼此各々異種、異性、殊狀、殊品ならむこと、是皆決定し難からざるの道理なり、是論最信を取に堪たるのみならず、特に眞實の道理にさへ適ひたるを以て、此を反覆して彼に達して觀るに、今かの獨尊至智の造物者の、同性同根なる物をもて、造り出せる衆生にして、若くは彼球若くは此球の世界を共にして、同く住らんものは、譬へば一域の內に同居せる民の如し、さらば宜く相親睦して失ふことなかるべく、乃至其道に戻り、其事を破らんものあらば、最上の罪科たらむこと、其理亦自ら明白なり、偕又別して我地球をいはゞ、造物これを設けて人民の住所とし、智慧と慈悲とをもて、亦能ことさらに造營して、其人民をして悉皆相通じて、一體となるべからしむ、國土の異に隨ひて、その產する所種々の草木あり、種々の禽獸あり、種々の金石あり、天下最上歡樂の地といへども、恐皆萬殊其前に備へて、具足することはなきものにぞありける、

此有二饒禾稼一、彼有二美蒲萄一、印度出二象牙一、沙巴(ジャバ)產二名香一、沙巴地名、

されば人倫互に扶助する所の功用のもの、是ぞ通交同好の要樞なるものなりける、然らば今の日本人の目前に、この天經を破壞し、顯露にかの天心を輕侮し、妄に天の期する所の同好の法則、人間一日もなくてあるべからざる物を殘ふが如きは、爭でか正理に適へりとし、爭でか罪に中らずとせん、既に其國中を禁錮し、外國諸方の人と通路する事を惡みて、乃至入來せんと欲する者あれば、强て拒みて遠ざけ、土人を境內に籠て、恰も獄囚の如くし、暴風諸災の爲に、異國の浦に漂流しけむ者をさへに、異邦を見しとだに聞ときは、生涯これを囹圄に囚ふること、逋逃の者を捕へ歸れるがごとくし、自ら好みて出、國を去し者あれば、若くは國を不足なりとして出けんも、または海外の所々を觀んと欲して出けんも、一切にこれを磔刑に處し、異國の人不幸にして、暴風破船の災によりて、かの浦に漂着する者あれば、亦捕へて獄に投ずるの類のごときは、豈かの造物の制度、上天の法則の天下に樹立せるものを、破越するに非ずして何ぞや、

右は鎖國甚其理なきに似たることをいへり、諸星

各一世界なりとする事は、元來厄日多國の人の、始めて發明せし所にして、後世天學家多くは此流に歸依す、そは先太陽と恆星とを一種として、同く不動なりとし、地球と五星とを伍として、共に太陽の外を繞るとして、五星の類皆各々一世界なりとするものなり、委曲の事は天學書に見えて、予が譯せしもあれど、今は略しつ、また右の中間に見えたる四句の文は、元文に羅甸語をもて記せり、前の二句は、古の詩人ヒルギリユスが語に本づけりと見えたり、今スラールト人名が羅甸書によりて、纔に大意を飜譯し得たるが如くなれども、原文作意巧拙等の事に至りては、予が輩の得て窺ふ處にあらず、沙巴は福亞臘比亞國の中にあり、

右の段、天下を一體同好となさんと欲するの論は、彼方殆諸家普通の言たり、檢夫爾次の段をいはんが爲に、先廣くこれを擧たり、次の段は乃ち檢夫爾が獨到の論なるべし、自問自答のごとし、

今我是議論に述むと欲する所の、かの日本人の當今の國法によりて、饒益する所あるが故に、必然せざること能ざる所の實理において、既に後學の智士の異見あることを聞及びつれば、恐らくは諸家各自の辨說誹謗、なほ數多あるべかめれど、そは皆其人々の意に任す、然りといへども、願くは暫く談說を以て强て我を喩すことを止て、試に我放言せんことを許してよ、我固より理義の可なる處、悅ぶべき處數多あるによりて、心を傾けて信ずらくは、今我地球の面に在て住するに、然異語、異習、異趣の諸俗を以する事、造化の聖智妙用に於て違ふ事あることなし、たとへば一面の地ありて、唯に一種の民を容べきのみならずして、種々許多の俗を受るに宜しきときは、我等必其域内に於て、河あり海あり連山の周繞せるありて、分地の界をなせるを見る、又各所各別なる奇特ありて、かの造物者これをもて、各俗をして各方に居住して、自守自保すべからしむるものあるを見る、且天既に罷百爾言語紊亂恐るべきの時にありて、彼從前いまだ同軌一體なりし人民をして、密交同好を破りて、從來離散して、各黨をして各所を住處とするに至らしむるものは、豈其所好所期の然らしむることあるの確乎たる明驗を示せるにあらずや、此事後に注す、其後にいたりて、人民の根性一化しにけるが故に、彼等各方に於

て漸く一體となりて、一箇の王國をなし、或は同好合一の國をなすに及ては、自然に同語なるもの相親みて、隣國の異語をなすものを惡み、又は其榮を妬めり、（王國は王の國なり、同好合一は諸地各別なれども、合縱して一箇の長を立て事ふるをいへり、長の所有の地にはあらず、）この故に今かの人主の兼併を嗜むもの、天然の封界を越て、猶も其所領を廣大にせんとすれば、其地において此方の艱難を平げ、彼方の騷動を治るに遑あらざるの間にして、內亂外寇後に起りて、却て本國は水旱の地面を失ふこと每々しかり、又同好合一の國の强士なるものは、其長上に事ふるに、諸俗烏合の力を以するにあるゆゑに、麾下の諸國政法格別にして、平生互に猜忌の心を懷けり、是を以て過て强大なるものは、沒落に及ぶこと却て速かなり、造化もし各地に惠むに、一切有用の具をもてして、住民全く境域の內に滿足して、露ばかりも他人固有の地を犯す心を生ずるの道理あるべからず、かくの如くならば、史冊にも然痛ましき値遇、または衰へたる落去などの事のみ、充滿する事はなからまし、然らば相殺害し相搶掠し、全國を轉じて荒原となし、無人の境となし、さしも高名なる宮殿寺觀を破て灰燼となし、堆塊となすの類、其外許多の怖しき大變、怖しき兵亂、さては慘刻不仁の事、併呑侵奪の業のごとき、人間一切聞知る事なくてこそあるべけれ、さらば又心安く其地を營み、勤めて凶荒の地を開き、好みて諸藝を盛にし、進て善道を修し、悅て端正を事とし、情慾淺小にして、私事を貪らず、善を賞し、惡を罰するに廉直を以し、子を育ふに謹愼を以し、家族を御するに精審を以し、總じて自となく他となく、共にその福を得て、諸族何れも國家の治綱を守護するに足ぬべし、爰に最慶賀すべきは、日本人の一流にてぞ有ける、其國檻の內に在て、太平の澤を受て、異國の人と通商通交せざるをもて患とせず、如何となれば、其地勢有福にして、是等の事なくても堪るがゆゑなり、されば又我輩の異國と通商通交する事を好めるは、偏に人生切用の物を取來らんが爲、または彼切用の物をして、好ならしめ佳ならしめ便ならしむることを致すものを、來し具ふるがためにして、兼ては又華奢の風を止めんが爲なれば、議るべきにはあらず、（取來りて具ふるは買なり、華奢を止るは大過なるを出して賣なり、）刑法は恪しく國體を理治せんが爲なり、（我國の治法、支那に習へる所あるの類をいへり、）敎法は我心意をして、安全堅固和樂ならしめむが爲

なり、我國の佛法、印度より來れるの類なり學術はわが諸根をして、怜利ならしめむが爲なり、器械は達用のため、又は美好の爲なり、種々の諸物は我衣となし、我食となさんが爲なり、醫藥は我壯健を保ち、又は壯健に復せしめむが爲なり、是等皆我輩の異人に求る處あるものなり、然らば今爰に一箇の國あり、造化これに處するに寛良の德を以して、一切性命を扶け保つの諸用を具へ施して、しかも其人の勤勢によりて、國勢强大にして世界に著顯するにいたるが如きは、若じ其地勢の宜しきに隨ひて、國體を際界の內に涯持するには、是甚かたきに非ずして、且又國人の勢力勇氣、外國入寇の變にあたりて、能其國のために防護するに足ぬべくだにあらば、堪てあるべき限は、異國の產物器械を用ずして、是によりて兼てかれらが不良輕忽矜奢の風、及び詐僞戰爭奸謀の害を免れんこそ、唯に議の當然たるのみにあらず、又大に其國の利益たらむ事必定なり、斯る國いづこにかあると尋るに、今に至りて世にしられたる、日本にてぞありける、故に今我左の小記を以て其事を述て、日本と他國との差別を明白にせんと欲す、

罷百爾（バーベル）は巴毗鸞（ベビロン）國に、罷百爾（バーベル）臺とて名高き高臺あり、今は破壞して山のごとく見ゆといへり、太古ノアグといへる人の時、天下大洪水ありて、萬民悉く沒溺して、唯にノアグが一黨のみ其災を免れて、巴毗鸞の邊に國をなして、漸く蕃茂したりける、其後大洪水より百年ばかりありて、奇觀の爲にや有けん、高臺を築きけるに、天其長傲を憎みて、民をして徒黨を別て、各々自然に害論を殊にし、相合て一體となること能ざらしむ、其上力役に倦て、終に各各其黨を引て四方に分散すといへり、右大洪水は年歷を考るに、いはゆる帝堯の時、洪水橫流せし卽是なり、ノアグは曆算全書に、上古大師諾厄（ノアグ）とある是なるべし、アルグといひて、大なる桴のごとくなるものを作りて、是に乘て洪水を免れたりといへり、右のノアグが子セムは亞細亞（アジヤ）の祖となり、ヤヘツトは歐羅巴（エウロツパ）の祖となり、カムは亞夫利加（アフリカ）の祖となり、亞墨利加（アメリカ）も亦カムが後なりといへり、總て歐羅巴にて、今の滿世界は皆諾厄（ノアグ）が後なりと思へり、巴毗鸞國今はジョーロシャ國といへり、伯爾祭亞（ハルシヤ）國の傍にあり、また其邊にアララットといへる大

高山あり、山上天氣常に晴和なり、諸厄が乘しアルゲ、今猶こゝに安置すといへり、總て右の一段は、鎖國甚その理あることをいへり、通商の事、今猶我長崎に移りて、唐、和蘭陀の交易あれば、皇國といへども絶て外國通商なきにはあらず、されどこれらは歐羅巴の眼より見れば、通商といふにも足ず、ただし唐、和蘭陀のことは篇末に詳なり、

ヤツレンその人はニッポンといへり、日の基本と言んが如し、卽かの歐羅巴において、其國の事を記せし諸家の最初たる名譽の遊行者、勿溺祭亞國のマルキユスポーリユスが、ジッパンギリといへる島是なり、マルキユスポーリユスが事後に注せり、實は衆島の總體を稱して日本といへり、許多の灣あり峽あり、又遠く地中に入來れる海ありて、彼此の地を隔て別ならしむ、其形や、王國大玻里太泥亞と喜百利泥亞とに似て、大玻里太泥亞は諳厄里亞國と思可齊亞國との總名なり、此二國は一島なり、喜百利泥亞國は別島にして、亦大玻里太泥亞に屬せり、東方隔絶の境にあり、造化また是に惠むに、勝れて暴猛危險の海を以して、殆行て到るべからず、攻て克べからざるの地たることを得せしむ、是故に南方諸國より渡來する海舶、周歲の中多くはこれ暴浪逆風を犯すの時にして、我徒の舶行に用ゐつべきの日は、僅に少許の間なるのみ、巖石多き海岸に接するに、曲隈淺水充滿せる海を以して、大船を置に所なし、唯一箇の佳港ありて、稍著大なる船をも容るに宜し、これを長崎港といふ、然れども其口極めて窄小にして、樣々に迂廻せり、鍛練の舵師、其海の淺水山礁沙堆などよく暗記したらむ者にありても、また通行の危難なる所なり、此より外に更によき港あることを知ず、假令これあらむには、其人好生の心を推して、我等に告ることなかるべしやは、凡我徒の大洋を渡るの災害危難、別て臺灣、琉球の邊に在て甚しき類、逐一擧るに遑あらず、古時波爾杜瓦爾人、寛永の比國禁になりし所謂南蠻人是なり、日本に交通せし頃、渡海の術いまだ補葺せざりし時とはいひながら、三艘の船を出して、其中の一艘恙なく到着せしを以て、猶も有幸の擧とせしとなり、されば渡海と危難と常に相伴ひて離れざること知ぬべし、

歐羅巴洲勿溺祭亞國のマルキユスポーリユスといひし者、後宇多院建治元年、生年十八にして本國を出で、韃而靼國に行て、キユブライといへる王に事

へ、其王の支那を併するの時に値て、随て支那に行て、前後十七年の間稍重く用ゐられて、其後印度を經て再び歸國せりといへり、キユブライは元の世祖の名、忽必烈と史に見えたる是なるべし、此マルキユスポーリユスが活計より、歐羅巴人初て皇國を知りといへり、ジツバンギリは其訛誤の言なり、其地の衆庶なること、言語も及ざる所なり、然不大の域にして、斯る莫大の人數を究ること、殆理外なりと想へる人もありなん、其諸大路の如きは、村落城郭連續して、殆一列なるがごとく、纔ばかりの一鄕を出れば、即またこの一鄕に入る、行て數里を經れども、唯に一條の街市にあるがごとくにして、實は衆村の合成せることを知らず、是唯上古別村なりしを以て、今は合一したれども、舊に仍て其名を異にするのみ、又其地城邑多し、其尤大なるは、廣大壯麗及び衆庶なること、天下諸城の最大なるもの丶列にあり、其一をキヨー又はミヤコといへり、尊稱なり、都城または首都といふが如し、ゲイステレイケン、ヱルフ、ケイヅル天皇をいへり、其義は後に注す、但し斷字せざるは譯者の意なり、の御座たり、縱三辰路一辰は我半里に當る、ばかり、横二辰路ばかり、城下の體甚有整にして、諸街相接る處其角最方正なり、第廿七圖を見よ、檢夫爾全書中に許多の圖あり、京、江戸の圖その中にあり、又江戸といへるあり、實は全國の首都たり、ウヱーレルト、レイキ、ケイヅル將軍家をいへり、是又後に注す、の御座たり、我敢てこれを、天下に知れて隱もなき大城の都たりといはん、第三十の圖を見よ、此事我既に身づから知る處あり、城下の口なる品川より駕して、疾ならず徐ならずして、大道を通過して行に、其道實は微く屈曲せりとはいひながら、終日にしていまだ一方の界に届ることを得ず、

ゲーステレイケンは、佛家にて出世といへるがごとし、ヱルフは世々の義なり、ケイヅルは帝號なり、ウヱーレルト、レイキは、佛家にて世間といへるが如し、出世帝、世間帝の義なり、漢文にていはば、禮樂帝、刑政帝などいはんがごとし、檢夫爾は蘇爾祭亞國の使者につきて、魯祭亞國を經て伯爾齊亞國に行き、遂に咬嚼吧に渡りて、夫より元祿三年瘍醫となりて、暹羅國を經て我國に渡來し、其翌年參府しぬ、元來は醫師なり、

天下の大城廣都の江戸よりも大なるものは、亞夫利加都爾格の地厄日多國の該祿城、北亞墨利加の

墨是哥城などあるのみ、該祿城大さ外郭より中央まで一日半路、此城十一重の門ありて、中なるは鐵をもて造れり。市には生たる獅子および鼉龍などを賣る所ありと、ニクキールベブレルといへる人の記に見えたり、是を天下第一の大城とす、莫臥爾國の甘巴亞城甚廣大なるをもて、天竺の該祿と號すといへり、墨是哥城は、周圍拂郎斯國道法にて三十里とコウランツトルクといふ書に見えたり、我二十六里餘に當れり、是城往古は、墨是哥國王の都城なりしを、歐羅巴洲の伊斯巴泥亞國より奪ひとりて、今は國名をも新伊斯巴泥亞といへり、其外は支那國北京城中城下を共にして、周圍都逸國道法にて二十四里といへり、我三十四里八合なり、人數六百萬餘ありて、更に禁軍二十一萬ありといへり、是等こそ江戸よりも大なるものなるべけれ、熱爾馬泥亞國王都ウエーネン城中城下に通じて、人數六十萬といへり、然れば北京の十分の一なり、魯細亞國都莫斯戈城、周圍七里是は何國の道法といはざれば、和蘭國の道法なり、といへり、我九里ばかりなり、ストロイスといへる人の記には、八九辰路といへり、九辰は我六里弱なり、又

王室所屬の外、城中城下に九萬五千戸あり、往時は今の一倍ばかりなりしかど、一時カサンおよびキリミの韃人謀反して、大に亂入せしより以來は、大さ右のごとしといへり、但しストロイスが彼地に在しは、寛文の頃の事なり、五里に當る説は其後の言なり、寛文の後漸々魯細亞國大に興起しければ、今はまた初のごとく大になりけんも知べからず、伯爾齊亞國王都イスハン、拂郎斯國の道法にて、周圍十二里といへり、ストロイスは十五辰路といへり、拂郎斯の十二里は我十里四合にして、十六辰路に當れり、都爾格國王都公斯瑺丁百兒城、周圍意太里亞國の道法にて十五里、園囿と本城とを除けば十二里といへり、其十二里は我四里三合ばかりなり、是等の外歐羅巴の大城は、意太里亞國都羅媽、拂郎斯國王都把理斯、諳厄里亞國王都ロンデン、此三城にしくはなし、然れども羅媽城周圍、意太里亞國の道法にて十三四里といへり、我四里七合餘または五里一合弱に當れり、把理斯もロンデンも、大さ大概羅媽城の類なり、右里數はいづれもコウランツトルクヒユブネルといふ人著せり、[illegible]に見えたり、ウエーネン以下

の諸城の中最大なるは、伯爾齊亞國のイスハンなり、然れども其周圍我十里四合ばかりに當るときは、これを圓形の算にして全徑二三里ばかりなり、江戸の全徑は四里といへり、されば右の數城、いづれも江戸の大さに及ざることを知るべし、是をもて見れば、右の外にも亞夫利加の馬羅可(マロツカ)城、弗沙(ベザ)城など、大城なきにしも非れども、江戸より大なるものは得難き事必定なり、然れば我國の京都、江戸を以て、天下最大城の列にあらしむること、元より的當の論なり、但し右にいへる我國の道法は、六尺五寸を一間とし、六十間を一町とし、三十六町を一里とするものをいへり、

日本人に一箇の氣象あり、これを名けて膽氣なりとやいはむ、英氣なりとやいはん、讐敵の爲に打敗られ打負たる時、または怨を得て報ゆること能はざる時にいたりて、精神泰然として、みづから强手を加ふることを難しとせず、其生命を輕賤すること斯の如し、校者の言に曰、作者の羅甸(ラテン)語をもて、此論を記せるを按ずるに、强手を自己の腹に加ふと見えたり、是は其人通例おのれが腹を切、自殺することをいへり、(檢夫爾が死後に、其諸篇を次序をなして全部せしめたる人を、予が辭にて校者とはいへり、)

其内亂の跡において、實に駭くべき事ども充滿せり、されば昔時よりその人、各々勇氣第一たらむことを希ひしこと明白なり、其史記の載る所によりて、義經、淸盛、楠、阿部仲麿(野馬臺自殺の説を以てか)などいへる人、及び其餘名譽の人の、大武功ありし話を聞んものは、何れも日本人の自讃すること、かの古の羅媽人が、ミュッチイスラホラ及びホラッチイコクリテス(二人は時の勇者なり、)に於けるが如くなる事を信知すべし、(古時曾て羅媽の人、歐羅巴の内外を兼併せり、是を羅媽の代といふ、其間關の武功の事を、今に至るまで傳へて稱すと也)爰に從來我談說せし所の、當下の一證とするに足べきは、かの薩摩州の產なる七人の若士が、異國に出、別して和蘭人の前に於て、希有の働をなしゝにてぞありける、其事左にいふがごとし、

千六百三十年(寛永七年)のことなりける、其比までは日本もいまだ四方の通路開けて、國人いづれの地へも隨意に行て、通商しけるをりなりしかば、一箇の日本の商船、交易の爲に臺灣に行けり、後にこそ臺灣の地支那人に取れて、今に至るまで支那の所領なれ、其比までは猶和蘭人の地にして、當時は和蘭產なるピート

ルモイツ人名、臺灣の刺史たりしに、遺恨ありての事にやありけむ、かの小船にて渡り來れる日本人を、痛く厲しくぞ取扱ひける、日本人謂らく、おのが身はさしもいふには足ずといへども、是は我君の恥辱にこそあれとて、國に歸りて其主君に對して大に歎き訴へけり、斯る忌々しき恥辱をナンバニイ検夫爾自註曰、南方の民をいへり、賤稱なり、凡異國人をば皆といへり、別て和蘭人をいへり、譯者曰、ナンバニイは南蠻人なり、我國の所謂南蠻人は、伊斯波泥亞人、波爾杜瓦爾人をいへり、和蘭人をば紅毛人とこそいへれ、に受て、　また報ゆべきやうもなかりけるほどに、かの主君大に憤怒しける處に、其衛士等が曰、我君よもし我等に、君の讐を報ゆることを許したまはずば、我等永く君の侍衛たること能はじ、我等願くは無道者の血をもて、此汚穢を洗滌せん、彼凶賊が首を取來らんか、　又は生ながら君が前に引來らば、君隨意に適當の罰を加へ給へ、我等が中にて七人あらば足ぬべし、　海路の危險なる、城郭の堅固なる、侍衛の衆多なる、彼が爲に防禦をなすとも、爭でか我憤排の鋭利なるに堪ん、彼等は南蠻人也、我等はニホンジーン検夫爾自註曰、日本人といふ事也、又意をもていへば、天が下なる世界の人といふ事也、譯者曰、検夫爾何をもてしかいへるにや知べからず、神孫なりと云て、頻に請求めて、遂に許容を得てけり、是實に大膽の譽なりと雖、謹審を用ゆる事も亦少なからず、勇氣と機變とを以て之を能しけり、扨海路順にして、恙なく臺灣に至り、刺史に謁し、卽一齊に刀を拔て、　彼を擒にして白晝に己が船に伴ひ行き、又衛士家族目前にあれども、彼が刀をぬきて威を示す故に、少しも敵對するものあらば、卽時に刺殺さんとする勢なれば、　其不敵なるに恐れて、一人も敢て彼等を退けて刺史を助んと働き得る者はなかりける、

和蘭人は日本を呼てヤッポンと云へり、又ヤッパンナルスとも云ふ、臺灣の話は濱田兄弟が事なり、主君といへるは末次平藏をいへり、　ケンプルが所言相違せる所あり、一々適合せずといへども、大意はよく聞えけり、

愛憎榮辱の際に當つて同僚を相扶けて、　末孫に至るまで是を守り、曾て得る所の怨恨の意趣をば、子孫相受けて互に仇をなして、　兩黨の内一を滅し殲すにあらざれば、止む事を得ず、　其民俗是の如くにて、勇智敢て決斷する所に至て撓む所あるべからず、　曾て日本の國權、長く烈しき內亂に係りける、元は平家源氏の兩黨相分れて戰爭をなしける、　其事こそ日本人の

怨を含みて、讎を報復するの心深く、氣の長きをしるべき證にして、其話をきくに最慘しく、戰に勝し源氏は、平家の名族を全く根を拔くに非れば、意に滿るに足らずとせし程に、辛き死を遁れたる平家の名族、僅かに數人のみにして、隱僻の地を求め、ホンコ備後を云か豐後を云ふか、多くは備後なるべし、の中なる往くもゆかれぬ高山の中に走り居たりける、其子孫近き頃に至りて、露顯したる事あり、洞穴に住居したりといへり、己れも其名家の後たる事を知らず、靈明の心は皆消失せて人に類せず、却て猩々の類に近かりしとなり、山中より出しは、肥後の五家山の事を云ふに似たり、日本の地は自然と堅固にして、今に至るまで外寇の恐るべき者極めて少なし、稀には犯し襲し事もありと雖、未だ曾て敵に利ありしことなし、凡此勇猛無敵の俗、人未だ曾て他人の令命を聽くことなし、一千年前なる桓武の御宇に當つて、大韃靼の無庭より、大軍を擧て頻りに日本の浦に打寄たり、

ケンブル自註曰、韃靼の無庭といへるは、固より其地廣大なるをいへるものなり、爰に厄勒祭亞（ギリシヤ）は、羅媽の代の已前の世をいふ、其代の言語を當時羅甸語と名づく、西洋の雅語なり、

攻擊火急にして、敵軍ははやくも陸地を取て基としける程に、日本人も是を退治する事はなはだ難かりけり、其故は彼等は每に挑戰して、屢敗軍して、其勢大に衰滅せしかども、韃靼より日を追て新軍を贈り備へて、勢を助けけるほどに、終に五十年の久しきに堪て、猶も日本の地に居て動ざりけり、然るに七百九十五年、延暦十八年、國の守護神の威力冥助と、日本軍兵の鋭き多勢力と一齊に起張して、終に彼等を拔き滅しけり、如何とならば日本の史に記して曰、クワンノン撿夫爾自註曰、クワンオンともいへり、日本なる大神の一にして、多手の像なりし、譯者曰、觀音をいへり、暴風雨の夜に當て、其許多の手撿夫爾自註曰、是其通力に象る、をもて、敵の水軍を沈溺せしむ、その翌日に、神の選て本國を救しむる日本の大將田村麿、進み攻るに至りて、敵軍元より周章し、力を落し居たる折なれば、前には幸事の望むべきなく、後には引退くべき賴もなく、田村麿全き捷を得けるほどに、一人も生て國に歸るはなく、斯る大敗軍の不幸なる音信を、其人に傳へて告べき者だになかりけり、第二回は後宇多院日本に帝たりし時、千二百八十一年、弘安四年、再び斯のごとくなることありき、韃靼の君世祖、此時既に支那を取り、又其大將モーコ

蒙古の事にて誤れるか、是は萬將軍が事ならん、が議を用ゐて、日本を滅して、其既に得たる處の大邦に兼併せんと欲す、是によりて卽かの大將に、大船四十艘、軍士二十四萬を授けて遣はしける、檢夫爾自註曰、支那の記には唯十萬也といへり、然るに日本の浦に來にければ、風暴の厲しきにあひて、此强大無敵の軍船及び船中なりし軍士、多く打碎かれて失ぬ、是より前に日本讐の爲に、曾てしか强く攻られたることはあらず、又是より後とても、日本人の戰ひ勝て歡喜すべき事、此强大なる二寇の敗績せしにしくほどの事はあるべからず、凡日本人の其大概をいはゞ、戰塲に在て謹審勇敢謀略斷る處なく、軍法に在て次序亂るゝ事なく、將帥の命を聽において、悅び進みて其宜きを失ふことなし、是等の事我既に信受し、人にも知しめむと欲する處にして、後世に至らば自然に天下に明白なるべきものなり、されば日本人をば畏れ重ずべきことなるべし、國家太平を受くるの久しき、靜謐を得るの甚しき、今の時の如くなるも、他の諸國の多くは、是によりて懶惰怠慢懈弛遲重の弊を生じて、漸にして轉じて怯懦の風俗となるの恐ある類にはあるべからず、其故は其人常に高名なる古人の大功美勳の事を服膺して、戰塲に勇むの烈しき志、及び名譽を好むの懇なる心を養育すること甚親切なり、其子を育するにも、剛と勇とをもて第一の重き教訓として、力を竭して幼心に銘刻するをもて意とせりと見えたり、されば孩提の兒號泣する時は、父母每に軍曲義疄なり、といへるか、謠曲を歌ひて是を靖む、在學の童兒讀書を學ぶにも、殆他の書を雜へず、勝れたる勇士、または其豪傑なりとし、英雄なりとする處の、自殺を事とせし輩の遺言義經含狀の類か、及び其事蹟のみにあり、是漸を以て童子幼稚の時よりして、剛心勇氣及び賤生の心あらしめんと要するものなり、長者集會する時は、多くは古人武功の事を談ずるをもて第一とし、史冊の記する所を語りて、委曲の微なるに至り、然して又みづから是が爲に感慨するに堪ず、豈唯然るのみならん、令聞名譽の嗜好に醉ふこと、酒をもてするよりも甚し、是によりて國の格式にて、山の頂に火を燃すことあり、是は國家を驚すほどの危急に及ぶか、或は帝より諸侯に命じて、卽時に部下の士卒を致すの時ならでは、曾てなき事なり、斯の如き火を見れば、諸人群參して記錄せられん事を欲し、各々武器を携へて、おのが陣所

を知んと欲するの急なるに堪ず、彼此互に追過て、聽命の第一たらむ事を欲す、しかのみならず成名を好むの急なる、戰闘に勇むの烈しき、みづから好みて危殆最大の地に當らんことを欲して、寧ろこの急烈の心によりて、時に或は其身の不利となりて、大に讚美せられざることを致すとも、願ひて其命を受ん事を望めり、日本人また兵器の宜しきに乏しからず、遠く戰ふには弓あり鳥銃あり、手と手と相交り戰ふには、鎗と刀とを用ゐつ、別てその刀の鋭利なること、一刀にして人體を兩斷となすに堪たり、上作上鍜なるを以て、是を異邦人に賣、または其國外に贈ることを禁ずること既に久し、賣者は磔刑たり、是に與れる諸人は死刑たり、

右は我國の武備をいへり、檢夫爾以來既に百年餘になりぬれば、我國の風俗、その頃と今と同異如何あらん、室鳩巣の駿臺雜話にも是等の評あり、

異人恐怖傳卷上終

異人恐怖傳卷下

日本人能勤勵し、又能艱難に習へり、鮮少を得て足りとし、賤者は諸草、諸根、鰛鼈、螺蚌および海草の類をもて生を養へり、裸頭跣足にして歩行す、水を以て常の飲とし、襯衣を着することなし、頭を置に柔かなる長枕なく、平面に寐て、長枕の代に木の小斷又は木筒の中の微く窪れるが上に其頭を置、又よく終夜寐ることなくして、有ゆる艱難に堪ふ、然れども其人大に禮儀作法を悦びて、極めて其身を淸くし、衣服を純粹にし、家屋を精密にす、

賤者なればとて水而已を飲にもあらず、又襯衣を着ざる者のみにもあらず、是等も彼方に比較して言るものならむ、

日本人をば怯懦なる支那人の後たりと想はんは、實に其理に當らざる事遠し、我自讃すらくは、以前ありける遊行家の中なるもの丶説を固執せずして、努て國俗の根源を尋ね知んと欲せん人にしあらば、我謂ふ處に歸服してよ、此俗は却て是韃靼の性質より出で、

文華と禮儀とによりて、大に都雅なるに至れるものなり、其氣象に韃靼人の威烈猛悍と、支那人の恬淡温和と相合せたる所あり、

檢夫爾別て其論ありて、我國人の根源を種々に穿鑿すれども、明かならざるが故に、强て韃靼ならむといへり、檢夫爾さすがに戎人なれば、我國の實に神明の後たることを、信ずること能ざるも咎むべきにあらず、

從來件々擧る處の許多の大奇特は有ながらも、若其境内に於て、一切平和安穩にして、遂生滿足するに虧る所のものありせば、日本人の其力を盡し、其勇を盡して、國を守りて外襲を防んと欲し、又は土着して異俗と通交せざらむことを欲するも、元より皆徒なる計策なるべし、

鎖國より以來、造化の良師かれに其術を敎へ、かれも亦覺知し、大に其土地所生の物を悦びて、これを以て堪べしとして、異國人の生計の具を運來するを無用なりとす、凡此國の福境なることを熟察せんと思はん者は、今我こゝに言る所の信實なる事も知ん、先第一に地方勝れて中正なり、其利たる事寡からず、南國の如きの熱日に晒されず、又北國極寒の凝凍もなし、元よりいふに及ざる事ながら、諸國土の肥沃にして、嘉すべく樂むべきは、北緯三十度と四十度との間にあるにしくはなし、人或は實に非難することありていはむ、日本は嶮岨多石の地にして、峻峰高山の周環多し、若拔群の用心勤勞を以てせざりせば、多くは是嶮凶の所のみならむといふべけれど、其事に在ても造化また此國に施すに勝れて寛良の德を以せり、此は是土地の難なり耕種の難なり、此難即土人のよく勞しよく勤るの、大に讃美すべきの氣象を起すものなり、されど本來は肥沃なるべき地方なるが故に、如何なる微小の丘たりとも、如何なる高き山たりとも、是に耕種するに豐に生産して、よく努力する農夫の、これが爲に經る所の辛勞用心及び其勤苦を報賞せずといふことなし、しかのみならず凶瘦至極の地、殆少許の耕種を容るゝに堪ざるも、よく全く不用なりとせず、其民衆多にして、且又懶惰を惡むこと斯の如し、その上しか狹小なる國界の内において、若くは海若くは陸の所生の許多の物を以て其用を遂して、唯に生命を保つの爲のみにあらず、便利翫娯に

備ふべからしむるの術を知り、かれが食机の上を見るに、兎ざま角ざまに調和して、諸物殆供らずといふ物なし、他俗にありて惡む所のもの、彼に在て多くは大小美膳の分となれり、其林中、山中、澤中、荒中、諸根諸草を產して、侈奢の爲にも用ゐつべく、又は食机をも飾るべし、海よりは有情、非情の諸物、蝦、蟹、螺蚌、鰞鰂および諸海草の類を出して、皆よく調進すべからしむ、魚中或は毒あるものを食ふことを妨げず、（よく製して其毒を去るもゆゑなり、）これ造化此俗に處するに、空く寛活を以するに非ずして、かれが身體をして勤勵するに宜しく、頭腦をして穎敏發明するに宜しからしむるものなり、土地礆磽にして耕種するに難きは、かれが勤勵の道を修すべき、便宜を虧ざる所以にして、其勤勵に代て、懶惰痴重遲緩に墮落すること、かの煖帶中なる黑色の土人が、自然生の草木を賴みて其性命を保ち、これによりて大に懶惰不動を專とすること、殆禽獸に異ならざるが如くなることなからしめむが爲なり、更にまた人の非議すべきは、土人其境內にのみありて、囚獄のごとくにして、隣國と通商通交することを禁じ又其全地分裂して、殆無數の島嶼たる、是其國の猶も不幸なるなりといはんなれど、是亦却て造化寛良の德を知べきの殊なる證據なり、是許多種種の島嶼の其全國に於るは、譬へば種々の方域の全世界にあるがごとし、土地に隨ひ所在につきて、種々肝要のものを產出して、人生の用たり、其彼此各州彼土各島の產物、殆全國に供するに足ざるものなし、奥州、佐渡、シリガ（駿河ならんか、）薩摩に金あり、キタマイ（北前といふことか、）ベンゴ（備後ならんか、）に銀あり、シリガ（同上、）アチンガノ（不解、）紀國に銅あり、豐後に鉛あり、備中に鐵あり、筑前石灰を供し、オノ（不解、）木炭を供す、硫黃島の火山夥しく硫黃を出す、其他所も地を穿ちて取べし、肥前に一種の白堊ありて、あらゆる磁器を製す、土佐、オハラ（小原ならんか、）安藝より多く薪を出し、ナカタ（長門のことか、）牛を產し、奥州、薩摩馬を產す、加賀米穀豐饒なり、筑前に栗多し、若狹に柿（柿は蘭語にヘイケといへり、ヘイケ實は墨鉢のことなれども、今柿と譯することならひあり、）多し、隱岐の海濱、螺蚌を生ずること夥しきこと他に越たり、ニシヤマ（西山か、何れの國の地名なりや、）海草および海底の產物多し、凡全國の海濱、種々の魚類を生ずること餘多にして國用となる、是等の外、有ゆる諸穀、諸蔬の類の、夥しく諸州に生ずるもの、及び其他許多の貨物の

器械、衣服となるものは、枚擧するに遑あらず、眞珠は大村の海灣に生じ、龍涎は琉球の浦、薩摩州及び紀國にあり、水晶、貴石の類は津輕にあり、又其國山中の谷谷及び高低の諸地多きが故に、萬國諸方に生ずる處の種々の草木を生じ、醫藥を求むる爲に、外國に出ることを用ゐず、さてまた百工の器物をいはゞ、修飾となく有用となく、其物に乏しからず、又力勤にともしからず、豈唯に能者を外國より呼來すことを待ざるのみならん、神妙精巧他の諸俗に超絶せり、殊に金銀假鍮及び銅に於て勝れたり、又生鐵强絶いづれも用巧鍛煉の術を得たることは、其武具の奇麗好良なるにて知ぬべし、諸像、諸板を彫刻し、及び赤銅を金色にするの巧妙敏達なること、東方諸國の及ざる所なり、銅に黄金少許を交て術ありて製す、凡これを以て作れる器物、其初工師の手より出たる時のごときは、全く黄金のごとく、其色其美黄金に劣る處なく、實に庶幾し、又絹を織ること精なり妙なり滑なり、支那人といへども擬することを能はず、朝廷の大臣事に坐せられて、一箇の島に放れて他事を營まず、彼此貴重なる巧をなして、時日を送り鬱懐を慰するもの、多くは織絹を繇ぶを以て事とす、又其酒をサッキと名く、粱米をもて釀す、支那のよりは大小强味にして勝れり、其他酒の閩語はビール、麥をもて製す、食を調ふることも支那に越たり、其所生の芳草を用ゐてこれを和す、其紙は楮皮を以て製す、支那人の竹または綿をもてする所の物よりは、堅勁にして色白し、歐羅巴人こそ綿を以て紙を製すれ、支那もまた然るか、人家修飾の漆器を見るに、其美なること實に驚くに堪たり、支那人、東京人が用心勤勵を盡せるも、いまだ曾て其漆を調製し、及びこれを塗るの巧妙通敏なるに及ぶこと能はず、かの遲羅人のごときは、國中に漆樹充滿すれども、大に懶惰徒生を專にして、漆に於て求め望む所なし、爰に又知べきは、日本百工の種々許多の器械、產物、全く人生日用なるも、または唯奢侈華美に用ゐるも、其國の諸品に在て、其品同じからず、其價一ならず、是を以て分地諸州の通商の大なること、言語にも及び難きを知べし、嗚呼全國所在の商賈、如何ばかりか熱閙ならん、如何ばかりか勤力すらん、其浦々に如何ばかりの船舶か充滿すらん、所々富饒交易の城下、如何ばかりか有らん、諸海の濱、諸港の邊、人民衆多にして、櫓を取り帆を揚るの諠き、大小諸船の繁多

なる、或は所務の爲にし、或は閑遊の爲にす、されば國中の人、盡く海邊に居住して、陸路の方は全く空虛なるかと疑ふに堪たり、但し其船の製を見るに、甚殊なる處あり、形狀の異樣々なる中に、國法の嚴なるに因て、上面みな開きたるにぞ有ける、蕃船は上を密しく閉て、穴ありて底に通ず、其中に水蓄あり、第廿一の圖を見よ、是は日本の浦を遠離せしめざらむが爲なり、如何とならば、敢て遙に大洋に出んとせば、船に水入て必沒溺せざること能はじ、

爰に日本人の學術琢磨の事を按ずるに、恐くは智者以て不足なりとせん、日本人元より大に學術を惡みて、是を修する者をば、國より追放する徒の類にはあらずといへども、此に言る處は、何れの國の事なるか未考、唯に是を玩娛の具とし、蟄居の隱士閑暇にして、他の營すくなき者、これを以て其鬱懷を解に宜しとす、然りといへども此是多くは窮理科の上のことなり、德行科のごときは大に尊重し、上天に根據せりとす、此はかの無雙の智士孔子の恩澤によれりとす、孔子は我歐羅巴人の所謂コンヒユテユース是なり、ソコラテスギリシヤ古人の名、は孔子に後るゝこと百年許なり、其生厄勒祭亞開國よりは又百年ばかり前にあり、厄勒祭亞人おもへらく、此人初て直に上天の啓發を受て、道を人倫に弘通せりと、孔子の學大概かのソコラテスの學と相同じ、我思ふに日本人、音樂の事にありては全く不能なり、此是音聲符合の格を基として立るの術なるをや、檢夫爾我國の雅樂を聞ざりしか、又審定の學義譯なり、原文ウイスキユンデといへり、究理に屬す、天文、地理、音律、算術の類、みな審定の部なり、他學は是非一決せざること多し、此學は然らず、故に審定と名く、を知ず、別ては深奧を尋るの術に疎し、凡他俗未曾て此學を修して探索進達し、象數審定微妙の光輝及び議論講明をもて、其智を莊嚴することを好むこと、我歐羅巴人にしくものあらず、此は是天を知り、天を信ずるの術にして、悟道安心の助となるものなるをや、また其人極重刑を示して禁ずらく、祖先の教法を棄て、かの所謂天主化して人となり、衆生濟度の爲に、磔死の辱を受たりといふなる、新にして奇怪なる教法を奉ることを禁ず、今ははや百年許になりぬ、吉利支丹の教法、東極の地にありて全盛なりしが、幾程なくて滅亡し、これが爲に殉死せしもの數を知ず、是卽かのさしも願心勇猛なりし法師等が過惡よりぞ起れりける、我思ふに、若かの耶蘇氏等、その基本のいまだ固からぬを賴とせず、自己の用心規模の大過せるに任せずして勤めたりせば、殆吉利支丹の信心弘通して、

終にはかれが本國より其勤勞の報賞をも得るに至らましを、纔にかく自得する處あれば、はや其事の幸を求むるの急なるに堪ず、風俗變化の成功の速かならんことを貪り下、毎々他事を雜へて、その爲に渡來せしめられたる極意に比れば、天地懸隔の異あることをさへに勉めける程に、纔に微しく成得たる所ありと見えける間に、みづから其禍を招き致して、大に其謀計の本意を失ひけり、凡肖像家今の佛者の類ないへり、は、其國家の治において、害ありとだにせざれば、何れの教法をも惡まず、又は異教の說法者を容ることをも惡ざるものなり、本より日本人をば無佛教の徒とは思ふべからず、其國許多の教法ありて、大にその神佛を尊重し、是に奉事するの法も一株ならず、我決定していはんに、日本人の善を勉め行を潔くし、及佛神に事ふる外儀の務、何れも吉利支丹等が及ぶ所にあらず、魂魄安樂のことに在て心を用ることと大なり、別てよく罪業を懺悔し、殊に未來の福を願ふ、豈また教を異國に受ることを待ん、又日本醫術の事、外科よりは內科に巧なり、其外科またよく歐羅巴の流をも用ゐるなり、然れども醫者は治術を施すこと多端ならず、外科するには火と鍼との二なり、是二は功力甚大なりとす、病根を滯塞と名け、滯塞して痛をなす者を風と名く、二の者よく病根を追出し、風をして其牢檻を脱出すべきの通路を得せしむとなり、其數々日々の湯浴は、純粹奉神の一道とし、且は天性清淨を好めるに任せて、大にこれに心醉す、然も又よく是を以て壯健を保ち、土人の免れがたき所の許多の疾病を除く、其功力大なり、日浴の外其地に良善なる温泉あり、緩慢の疾憂愁の症なる病人をば此所に遣す、其事我國に同じ、

コンヒユテユースの事、總て和蘭人の書るものを見るに、豐後をビユンゴと書き、薩摩をサチユマと書の類多ければ、實はコンフツースなるべし、又古人の名にソコラテス又はドヽノイス又はプリニユースなど、多く末にスもじを添ることあり、然ればコンフツースは、孔夫子の支那音コンフウツウの訛ならん、往昔我國の人を迷せし耶蘇のことは、更に詳に本論の末に見ゆ、ソコラテスの教は、羅媽大王の羅媽よりコンスタンチノペルに遷都ありつる比までは用ゐられたりといへり、王も是道をば最

惜まれけれども、吉利支丹が徒の進めによりて、是非なくこれを追出したりとぞ、然れば世に行はれたる事、七百餘年の間なりと聞ゆ、

爰にいたりて又論ずべきことあり、恐くは或は言ことあらむ、日本人刑法裁斷の事を熟知せずと、然いふべけれど、我を以て見れば、我歐羅巴人もまた不能なること彼に同じ、如何となれば、然有用の術なるものを、其過あるによりて、當赦の非罪にして、却て重をかうぶること屢々なり、凡日本のみならず東方の諸國には、裁斷を受るの捷徑あり、彼地に在ては我ごとく爭訟多事なることを得ず、致書、答書および催促の類多きことを須ず、（兩黨の書皆官吏に出す、催促は官吏に裁斷の速かならん事を請を云、）直に其事を聽所に致して、兩黨の言を聞れ、證據を糺明せられ、委曲を計較せられ、時日を廻らさずして決斷に至る、然して又大廳に召るゝの畏れなし、如何とならば彼地に在ては、小廳といへども其既に議定出言せし處をば、大廳これを改むること能ざるがゆゑなり、斯の如き裁斷の簡法、格別の事に當りては過失あることを免れじといはゞ、否といひ難かるべけれど、我又敢ていはん、大概これらの法、是を歐羅巴の裁斷遲緩にして費用多く、大に困倦するに比すれば、其損をなす事兩黨に有て何れも小なり、歐羅巴のごときは、輙もすれば事の聽所に留滯するの限も知れず、欺詐の多き延引の重れる、致書の屢なる、其他百爾の奸智を用ること人誰か知ざらむ、（此は奸黨の所爲をいへり、然して是が爲に遲緩なるは官の所爲なり、奸黨また其損を受く、）諸難澁の事漸く退き去るにいたりては、又大廳の召に應じて引れ出るの外、更に何の好事かある、此に至りて再び其事を反覆し、黨類皆新に糺明せらる、難澁の事、憂悶の心、及び諸費隨て增長す、是所謂雨を避て却て嶮塹に陷るの類なるべし、然りといへども、日本人に在ては全く刑法なしとはおもふべからず、その國刑法政令殊に勝れ、且又これを守ること緊密にして違ふことなく、小犯といへどもそれが爲に重刑を設けたり、然らずばいかでかよく、かゝる順逹衆庶の地にして、斯の如きの繁榮の體を維持せしめて、かの豪俊勇烈の民、その性又變化常なきこと、其邊海の風暴屢々にして不穩なるに劣らざるものゝ、蜂起反逆の心を畏伏せしむることを得ん、猶右の刑法の事、及び鎖國以來の多福なる事、いづれも今我讀者をして、日本人何が故にか鎖國の儀を決

定し、又如何してか鎖國の事を成就しつるといふ事を知しめむが爲に、著す所の左の所記の中に於て明白ならん、

歐羅巴にては、レクトキユンデ(此は和蘭語なり、)とて刑法の學問あり、此方にてはさる事なきが故に、歐羅巴の目より見て、刑法に疎く又は刑法なしともおもはんかと思ひて、檢夫爾右のごとく言るものなり、歐羅巴刑法の事は、彼方にて明白なる事なるゆゑ、右の一段において其言稍略せり、予は亦他書に考へて註しつ、

初日本人の韃靼より來りし砌は、必數百年の間困苦のみ多かりけらし、國中の諸州に分散して、多くは海濱に寄る所の魚類を以て其生を養ひたるならん、(檢夫爾本より我國の人をば韃靼より分れ來れりと思へり、)神武帝思慮謹慎、容貌高貴なる君にして、大概ロミユリユス(歐羅巴羅媽城を建立せし王、)と同時なりけるが、始めて日本の國基を立給ひけり、(辭の恭しきは譯者の意なり、)故に是國の年暦此に始れり、その以前は國權いかなる人の手にありしか、當時の人懈怠にして、其事及び開闢以前の値偶見聞せし所の事をも、全く記せざりしが故に、今其史記に在て、一も考ふる所なければ、實に知る人なし、日本最初の諸帝治國の頃は、上世の習にて、世界の中たゞ此國のみ人民居住の地なりとして、極めて親睦多福なりけらし、

天照大神の嫡々相承の正統、神孫名流なるをもて、高邁にしてみづから神明に肖り、これを扶るに廣大莊嚴を以して、群下をして尊敬して人倫の類に非ずとするの心を生ぜしむ、然るに此事後世に至りて、遂に國事開通、國體靜謐の治道に於て、大なる弊となりぬ、如何とならば、かゝる神聖絶倫の名譽ある帝王なれば、其群下恭禮の衆を御することも、宜しく溫柔寬裕のみを以し給はざることと能はじ、旣に神明に於て至近の一族として、又尊敬を受ること神明の如くなる御身にして、世事、民事の統御を自己の御手にかけ給はんは、其位に較れば卑下なる業ともいふべければ、是等は宜しく世間の人に委任したまふべきの道理なるべし、是等の故により、又は後世の流弊增長によりて、貴族の威勢盛になりて、帝に奉事すべきの務を棄擲し、諸侯妄に帝王所任の州郡を取て、自立して最上の君となるのみならず、猶も有爲のこゝろを縱にし、別て武器製作發明の後に至りては、彼此各々力を

以て、互に所領の地より追出さんとす、其流弊後患いかばかりの事とかせん、是內亂にかゝりて性命を失はざる者幾許かはありし、名族の滅亡せざるもの幾許かはありし、仇をなし讐を復するの心、または土地兼併の心より起る所の擧動、さこそは怖しかりけめ、

按るに、後世德衰へたればこそ、公家、武家、王法、佛法、世間、出世などいへる別もあれ、古の王者は、億兆の君として二法なかりけるものを、檢夫爾さすがに戎狄の人にして、上古聖治の事を知ざるが故に、皇國後世の弊の起る所を論ずること、右のごとく謬れるものなり、

事の形勢既に斯のごとくなるに至りて、諸侯の放恣兼併の心を制して、降伏せしむべきの時に當りければ、宜く將軍を立て、官軍の首として遣はすべしとて、帝の長子卽皇太子たる人をもて、定例として是を最勝の重職に補せられけり、是ぞ遂には世間治（義なり、武家一統の政をいへり、）の基となりぬる、其故は五百年の前なりける將軍賴朝、帝位を受るの望を絕て、自寬するに世事最上の專權を以せしかば、日本記事の書にも、此人を以てウエーーレルトレイキ、ケイヅル（世間帝といはんが如し、前にも見ゆ、）の第一とせり、然りといへども其後良久しては、出世帝（義なり、前にも見ゆ、）に事へて其掟を守り、常に大にかの神體を崇尊せり、如何とならば世事第一の權柄たる軍師の重任、猶も出世帝の所欲の人に授けらるゝことを得たればなり、然るを第十六世（西國の年曆にて、千五百年より千六百年にいづる中間百年をいへり、千五百年は明應九年にあたるなり、）の初の頃在職なりける將軍、其所業を超過し、一擧に奉上の務を棄絕し、自立して世間最上の君となりぬ、その事最重大にして容易なるまじくおもはるゝに、さのみ難澁の事もなく成就しぬ、此將軍は帝の二の宮（原文は二男の義、）なり、出生の法において、帝位を繼ことは許されず、然るに權勢に心醉執着して、强て軍中に自立して、悉く父帝の世事の權柄を奪ひておのが物とし、唯かの神體及び神道の務のみ、國神正統の神孫たる先規を得たまへるを以て、敢て傷はずぞありける、

然るに斯る輕忽不憚の擧動の遂る所にいたりて、終には其國の利益となり、時の將軍は偏に一箇治流の基を居けるのみにして、遂には大に其國の洪福安泰を致すの助となり、殊には斯る反覆反逆を好むの俗を禁止するの肝要となりぬ、本よりかく不法にして

得られつゝる爵位なれば、いかでかかの強暴來逼の輩を鎮めて、和睦安堵せしむるに堪ん、さるほどに數多強大の諸侯、誰かよく其令を守るべき、各簒逆の心を逞くして、彼を斃し此を得んと、是が爲に相鬪戰し、爰を前途とぞ爭ひける、良久して福祿爵位、終に一箇無雙の英雄秀吉、後に太閤と號する大器完智の人に歸しぬ、此人は微賤奴僕の境界より起て、自己の勳功謀略によりて、宇宙最大の諸君の其一となりぬ、この大改革の事は、千五百八十三年（天正十一年）の頃に當りぬ、本より謹愼の君にてありければ、能本國常時の形勢、諸侯兼併の志、および萬民の氣質、才器、嗜好、所領等を廓知し、是によりてかの歷代の將軍家の患とせし處を免れて、みづから最上の權を取得るに至らんことは、諸大家の放恣兼併の心を制し、其強大自在の勢を削りて、狹小の度內に屈せしむべきの術を得るにあらずば能ざらんことを知れり、是ぞ此人にありて、至極全要なる計策なりける、されば猶も難澁に見えたることゞも、彼此數多ありけれど、此等は殊更に遺し置れけり、彼大事は太閤在世の間に能せずば、材智劣れる人の成得べきに非るを以てなり、此に當りて實に又其事を擧べきの成熟の時に至りぬ、如何とならば國中強大の諸侯多くは既に降服し、その餘は互の戰爭によりて頗る衰微し、さてまた猶も敵對をなす者少ばかりはありけれど、幾程なくて是等に克べきの兵勢謀略ありけるが故なり、

初諸侯の放恣兼併の心、時を追て增長して、終には出世帝も殆制するに堪ざるに至りけるより以來、帝頻に御子を將軍として、大軍の首として遣はされけること、既に四百年の久しきを經けれども、皆徒にして止ぬ、然るを今太閤は、纔に十年の間にして其功を成就しつ、是唯に兵威を以するのみに非ず、その心謹愼にして、よく良策を用ゐたるによれり、然のみならず時運亦能其志を祐けたり、諸侯の兵勢は、長き內亂に依て頗る敗廢しけれども、強く是れを削るべきなればとて、太閤心を一決して、其憐なる海國高麗、理に於て正しく日本に屬すべきを以て、これを討んと欲す、其此の如く決定する本意は、國中強大の諸侯を遠隔せしめ、其所領の郡、所生の地より出さんが爲なり、且また彼等がかの海國なる韃靼人（朝鮮人なら韃の部とす、）を降さんとて、時を移すの間には、自己の他の志願を成就し

て、今纔に取得つる國權を堅固にすべきの便宜、十分なることを得んこと必要なりと知るが故なり、然るに自餘の事は、皆隨意に行はれけれども、高麗征伐の計は、期せしが如く快適ならざりしほどに、漸々思慮して諸將を呼返さんと欲す、此時諸將既に異國に在て、劬勞なる戰役の艱難を經て大に疲倦し、財寶涸竭し、兵力敗廢したれば、疑もなく今ははや亂逆の心を閣きて、家に歸るをもて喜として、如何なる貴き價にもあれ、苟も本領安堵を買んと欲すべきことを、太閤よく察知して、苛き制度を立たり、其制度はかゝる難澁危殆の時なれば、身體安然の爲也といふを辭として、諸侯の妻子を都に遣はして、嘗て是が爲に適宜なる館を構へて、莊嚴にし堅固にし置つる城中に居住せしめ、諸侯歸國の上は本領に附き、毎年一回その時節を定めて、都に來りて妻子をも訪べしとなり、太閤既に斯の如く苛刻の一流を用ゐて、國家の治法を新にしければ、諸侯兵勢衰へ威風落て、將來天下其隱謀反逆の事にありて、少しも恐るべき處なくなりにけり、如何となならば諸侯皆その妻子を以て、其心服不變なる所の質とする故に、毎年一回みづから都に到りて、其二心なきの旨を表せざること能ざればなり、其身卑賤の士卒より起りて、幾程もあらざるに、許多の强大なる諸侯を服事せしむるに至れるは、誠に離倫絶類の規模と謂つべし、

諸侯の兼併の志、强大の勢、常に萬民靜謐、帝王安全の爲に損あり害ありけるを、一旦大に是を破りつれば、猶も遺れるは民の放縱にして、王綱の大害となるものを壓へ矯むべきの時なれば、宜く一種の新法を選みて、愚民多頭の獸（多頭の獸は義譬也、多く黨を立て諸黨一和せざるを惡みていへり、）の蜂起猖獗に備へて、創業の權威を固くすべきにぞありける、此時新王幸に時運にさへ乘じたりければ、凡能國家の體勢群下の心服に適中せんとおもふ所の法度は、皆よく制作せらるゝ事を得たり、今其法度の嚴猛なることを按ずるに、かのアテネン人のいはゆるダラーク（此事未審ならず、但しダラークは厄利祭亞時代の暴君の號ときこゆ、予が考ふる處後に見えたり、）の書たる、墨を以せずして血を以せしの類とも謂つべし、（此一句畢竟は慘刻のたとへなり、）是法度猛なりといへども、然れども順ひ守るに難き所あるにもあらず、畢竟は國家萬民の治平を進め、および治平を進むるに適宜ならむと思しき政をなさんが爲の外、さらに他の所期あるにあ

らず、況やまた慘刻嗜殺の本意を以て制作すること、かの古の名高き暴事ティヨネイシス王名、が、象魏を高く遠く人目の及ざる所に懸て、人をして得て讀べからざらしめて、此に依て犯者益多くして、罰すべく殺すべきもの丶數、甚大なるにいたることを致せしが如しと謂べしやは、日本法度の猛なることは、罪を罰するに偏に財贖を以てする事なきにあり、されば帝命にたがはん者は、其躬に罰を受死を受るの外、更に宥恕の賴あることなし、か丶る嚴猛の法度に在ては、諸侯大家の如き貴人、猶其罪過によりて、或は一箇の島に流され、或は命せられて自殺する等のことあり、實に其性日本人のごときものは、其法宜しく斯のごとくならずば、制御することを能はじ、その人思へらく、國法はたゞに貧者の爲に設けて、富者の如きは是を買ふことを得て、己が力の及ばん所は、諸罪其意に隨て犯すべくば、これ極めて治道に害ありて、且又至て不直なる事なりとす、此言また理ありと謂つべし、我曾て此地の路次に在て、さらに其所を構へて、懸置たる札の面を見て、檢夫爾よく我文を讀にはあらず、其文法の簡約にして、群下の爲べき所、及び爲しむべき所の事をば、直に大意のみをいひて、其辭の極て寡きに驚きぬ、何等の故を以て、此のごときの法を作れりといふことをも記せず、絕て作者の本意、ならびに其旨趣をも說ず、又犯す者に當る所の刑の次第をも示さず、唯此の如く簡なることそ、か丶る强大なる國朝の宜しく然るべき所なれといへり、按るに、凡詔命の義において疑をなさん者は、名けて奸曲させらるべきの理を、作者よく知るが故に、然簡約にして事既に足るものなり、其上諸罪を罰すること極めて猛にして、全く法度を犯す者にしあれば、其事大惡心より起らんも、又は愛恚の情より起り、委曲の理に牽れて、心ならず罪を犯すに至らんも、全く差別なく、悉く死罪なりとする國なれば、凡法度を犯さむものは、刑に行はるべき事、及び人の不直を受たらん者は、出て告訴すべきの事、一人として佯て知ざる者の如くする事能はず、莫斯哥比亞（ムスコビヤ）の大ヘルトク大ヘルトクは爵名なり、王爵の次なり、此事後に註す、ヨハンネス・ハジリテス其名、の群下を御するに、鐵鞭を以すべしと常にいへりしも、正しく日本人のごときを謂るものなり、ストロイスといへる者の莫斯哥比亞の事を記せる書を見るに、總じて彼國の法も猛なり、されば斯のごとき强梁放縱の民の蜂起を止て、許多の州

郡相隔りて、治法格別なるに在ても、一齊に安靜和平を遂しめて、兼ては國中の諸君、諸長をも畏れしむるには、必かゝる嚴法猛刑あるべきことなり、さてまた恐れ驚くべきは、日本諸侯の時に當りて、威儀を呈するの嚴重高貴なるすら、其人猶も憂を懷きて、既に一たび得つる所の權威を遂て、永く群下の扶戴にあづからむことをおもひ、毎に彼此の便宜を失はん事を、恐れざること能ざるにあり、總て國人皆平生轉變を悅び、分黨を好めり、若大に心を用ゐて彼が勢力を破り、此が放恣を制するにあらざれば、其患を免れず、

アテネンダラークの事、アテネンはスラールトが羅甸書に厄勒祭亞の時の大都にして、羅媽の時の羅媽城の如しといへり、又マアリンが書に、アテネンのテイデン又はアテネンの三十テイデンなどいふ事あり、テイデンは慘刻なる暴君をいへり、又ダラークは龍なり、彼方にては龍を凶人の譬とすることあり、是等の故を以て、厄勒祭亞時代の暴君の號ならんといへり、血書のこと故事あるべし、予寡聞なるが上に、載籍にさへ乏しく、且また近來在館の蘭人にも、博識のものなければ、少く俗に遠きことは、問しむれども答ふる事能はず、是故に暫く疑を存して、後人の改正を待ものなり、

莫斯哥比亞の事、元來歐羅巴同盟の諸國に在て、熱爾馬泥亞國を帝とし、拂郎斯國、暗厄里亞國のごときもの（コウランツトルクといへる書に王國八つありとす、）を王爵とし、意太利亞國のトズカネと、魯細亞國のムスコビヤとの二を大ヘルトクとせり、莫斯哥比亞今は强大にして、魯細亞帝と稱すれども、舊に仍て莫斯哥比亞の大ヘルトクともいへり、

凡天下において、和蘭寺が全く許してケイヅル（帝號、）とするもの六あり、我天皇公方、支那の帝、都兒格のシユルタン、（和蘭にてはコローテンヘイルと稱す、大君と言んが如し、）魯細亞のカザル、（和蘭にてはコローテホルストと稱す、大王といはんがごとし、）印度私當の莫臥爾、（和蘭にても大莫臥爾と稱す、）熱爾馬泥亞のケイヅル（和蘭語の帝號即是なり、）是也、其中支那、莫臥爾、都兒格の三主は、韃靼人の後なり、熱爾馬泥亞、魯細亞の二主は、羅媽人の後なり、

太閤既に其國事を然堅固長久の地に居て、後人に其跡に從ひて行はん事を命じて、千五百九十八年（慶長三年、）に薨じぬ、極めて睿智謹愼なる君にて、死後には國神

の中に列して、シンハチマン（新八幡ならん、）さ號す、第二のハチマンさいはんが如し、八幡は軍神の名なり、然るに又其國の幸なるは、かのオンゴショの國統を繼給ひけるにぞありける、オンゴショ後にイ、ヤス公さ名け、薨後にゴンギンさ號す、トクンガハの名族より出まして、太閤臨終の簀に在て、一子秀頼さて、時に年六歳なりしを託して其補佐させらる、（檢夫爾自註曰、秀頼後に爵位およ び命を失ゐる、）御子孫綿綿して、幸に國を領し、謹愼さ洪福さ交々相扶けて治をなし、御先祖名君の基出を守り、其轍跡に從ひて、遺法の嚴猛なるを奉じ給ふ、凡國中の諸侯大家をして怖慄して、服從節度の宜しきを守らしめ、其勢力增長して、國家安泰の能堪べきの限に過るに至ることなからしむること、是ぞ其治國洪福の係る所の第一の肝要たること、歷世の諸君皆よく其理を知給へり、然ればさて王事をもてこれを虐することなく、兵力を恃みてこれを殘することなく、重賦を以て是に任ずることなく、其上自から親をなし、禮を厚くし、王者たる所の德惠を示して、務めて諸侯の親睦愛慕の心を得給ふにあり、但しその事體を察するに、其寛活を以せらるゝ故は、即おのづから其責を受る所以なり、其褒美せらるゝ故は、即おのづから其涸竭する所以なり、其高爵を賜はる故に、即おのづから其網羅せらるゝ所以なり、總て爵位恩惠の類の諸侯に賜ふもの、一さして寛活をもてせずさいふ事なし、此是かれが聽命服事の心を固くし、又かの領地所稅の貨賦、若聚り積りなば、兵亂反逆の心を起さしむる事あるべきかの恐れあるものを、快く出し費さしめむが爲なり、如何さならば、其俗廣大を好むがゆゑに、上より賜はる所の恩惠爵位の品に隨ひて、必その威儀華美及び資料を增て貴粧を致し、その身の養に在ても費用多からしむ、國に於ても每年參府の路中においても斯のごさし、是によりて曾て保てりし威勢強大の實は悉く失て、僅に殘れる蔭を賴みて自奉自慰して、苟くも滿足するのみなり、右の外無數の奇計奇術ありて、或は諸侯をして常に相通交し相訪問せしめ、或は穿てその極密の談話を察して、其家なる非常の事を知り、或は和をなし睦をなさしめ、又或は時の利害によりて不和ならしめ、懇をなさしむる類の事は、毎擧するに遑あらず、諸事の中に就ても、別て心を用ゐられしは、諸州の動靜および其正稅

の音信を得るにあり、朝家の諸臣、其務を奉ずるの忠良眞實のほどを知るにあり、出家なるもの丶行狀及び其趣向を祭し、別ては其中なる權貴のもの丶所爲を知るにあり、國中の刑法裁斷のこと、如何かあると監し、又格別の事に當りて決斷をなすこと、如何かあると檢するにあり、

事既に漸く一定して、其俗常に蜂起反逆に勇むの習はありながらも、國中今は其恐稀なるに至りにければ、又かの外國の事、恐らくは他日にいたりて、國內の騷動をなすべきなればとて、此をも拒絶するを以て、極て切用の務なりとす、是議は從前既に成れる所にありしかど、未だ事を擧るにいたらざりき、されば必新成の治綱の福分を、頂上の極處に引上げ、終に得つる泰平を益々安全ならしめ、總て諸事皆堅固長久の基に居んことを欲す、これ皆ケイヅル（將軍家をいへり）の思慮明鑑の間斷なからむことを要するにあり、假令後來如何なる騷亂のことあらむにも、後人かの經濟家の地方氣運の災によれりとし、又は人間界の無常の厄に當れりといふなる所をもて、妄にその責を人主に歸して、懈怠怠慢にして、謀略不足なるの罪に出たりとせんと欲すとも、其由なからしめむとなり、

凡異なる儀式、異なる風俗は、土人の外より移し來らんも、異國人の國中を變亂するの第一なるものならし、カールト（賭博に用る小紙馬なり、今の俗カルタといふ、即蠻人の語に習へるものなり、歌かるたといふも亦しかり、）骰子、（此方の賽とおなじ）テウエーケヘクト、（兩闘の義也、他に交へず唯二人たゝかふなり、即眞劍勝負なり、但し彼方の眞劍勝負は殺すを期せず、切斬せられて屈服するを期とす、俠客又は少年好色の憤によりて多く此事あり、）及び衣服飲食の侈奢なる、その他諸の異なる荒淫の業、皆これ善良中正の道を修するの障碍なりとし、吉利支丹教法の如きは、極めて當今一定の治道國家の平和に害あり、本國の教法に害あり、其神佛に奉ずるの務に害あり、出世常（義髏なり、天子をいへり、）の神威職掌に害ありとし、本國異國其人互に往來し逗留すること、萬民の靜謐に害ありとし、是皆徒に本地本民の性質に應ぜざる異樣なる趣向を育成すべきの外、さらに無用なることなりとし、總て國俗の弊今に至りて免れざるも、又は將來其恐あらんも、悉く異國異風の咎なりとす、然りといへども、凡全體を挽廻して、本然の壯健に復せしめむと思はんものは、その朽腐せる處を斷ずるにあらずば、徒なる計策なるべし、根本の去ずしてあらん限は、其病の止ん事を望むも、固陋なる業ならま

し、

是故に國家當時の形勢の求る處、近き頃より一定しつる治綱の求る處、國民享福安養の求る處、土地の性の求る處、ケイヅル安全の求る處、悉皆一切に國を鎖して、全く異國人異國風を除くにあり、是故を以てケイヅル及び執政家等、一決して永久不易の法を立て曰、

國當ニ鎖閉ス、

凡異國人の中に在て、大に日本に固膠して、これが害をなすの甚しきものは、波爾杜瓦爾人にしくはなしとす、此俗傲慢なること、日本人に劣らぬものなり、彼等是地檢出檢夫爾自注曰、此は偶然に出たり、一艘の海舶風暴におひて是國の浦に漂着せしによれり、千五百四十三年の頃の事なり、譯者曰、千五百四十三年は天文十二年にあたれり、の後幾程なきに、現前の利に誘はれ、大に是地に植民し、人を植ることは彼等が國の習なり、人を其地に渡して住しむるをいふ也、且は異財奇貨により、且は使僧を遣して説法する所の耶蘇經の敎により、且は新化の者と婚を通ずるによりて、暫時の間に大なる富を致し、深く國人の心を得て、大におのが利益とし、諸事如意なるに矜るの餘、敢て本意を逞くして、其國の政事をさへに、やゝ變革する所あるにいたりて、大に民の野心凶惡の端を發きて、極めて當今家の害となりぬ、ケイヅルの殊に驚きまし〳〵けるは、二書の面に奸計充満したるにぞ有ける、其一通は和蘭人が取戻しつるなり、洋中にて波爾杜瓦爾の舶を奪へるによりて得たるなり、和蘭人當時波爾杜瓦爾人と戰爭の際なりける上に、交易の便宜を占むと願ふ時なる故なり、又其一通は廣東より、日本人が將て遣しつるなり、いづれも此方の賤徒が彼國へ遣はす書なり、廣東は支那の邑名なり、さてまた其頃しも、國家の害となるべき委曲の事ども數多同時に露顯しぬ、執政家の重き諸侯、路次に於て一人の耶蘇の官僧に遇れけるに、彼僧不遜にして恭敬の禮を盡すこと、肯て國人平生の格に準せずとて、頻に朝廷に訴へらる、彼僧轎子より下らざりしなり、又土俗異にして、新なるを好むによりて、波爾杜瓦爾人莫大の利を得て、無量の財賄を運輸し去る、此事漸く公儀の患となれり、又吉利支丹敎の盛に行はるゝ事、新化の徒の合一する事、彼等本國の神佛及び本國の敎法を忌嫉むこと、其法の爲に他を禦ぎ、自を護るの堅固なる事、これ皆よく國家の恐懼不安の基たるべき事、是等に依て既に明かなり、されば許多の艱難を經、また許多の人命を絶て、近き頃こそ國中諸侯の勢を破り

歸降せしめて、久しく國土を荒廢せしめつる内亂の終をなして、纔に得たる一統の世なるを、若吉利支丹を其儘にさし置て、其數增加するに至らしめば、再び新に禍亂の根源をなして、反逆の時節を得んこと、甚だ慮るべしとなり、

斯の如く數々の重要なる儀あるによりて、太閤漸く波爾杜瓦爾貨利增長、吉利支丹信心弘通の事において、際限を立られけり、然れども鎖國の一件は、一旦にして成就すべきにあらず、多年を經ざれば能ざるべく見えたるに、成得る所幾許もなくして太閤薨せられける故、後人に遺命して其事を成就せしむ、みな示すに磔刑を以せり、其趣意は、波爾杜瓦爾人其僧侶および諸族（通婚のゆゑに族なり、此方にて得つる妻子をいへり、）を伴ひて國を退去すべきこと、日本の土人將來恆に國中に土着し、當時現に國外にあらむ者は、一定の時節を期して歸り來るべく、若其期を過て猶も異國に在留せんものは、同刑を以て罪すべき事、および吉利支丹教を奉ぜん者は、立所に誓を立て改むべき事等是なり、是皆至極の難澁を經歷するに非れば、奉行成就すべからざることなりけり、嚮に日本一統の主を得んとて、許多の肖像者（吉利支丹に對して此方の人をいへり、）の血を流しゝも、今また國權を固くせんとて、吉利支丹の血を流すには若ざるべし、元よりかの新化の徒、いづれも道理を說のみにして、廻心すべきにあらざるを以て、刀刄徽索烈火磔架等の厲しき警戒を設けて、彼等をして其罪を悔て曉悟せしめむとす、然るにかゝる嚴猛なる所置はありながらも、更に又さしも慘刻なる獄吏が發明しつる種々の呵責の具もありけれど、彼等が信受凝結の心、すこしも動搖せず、中々に其信心の虛ならざる事を、おのが血を以て磔架に銘せんと願ひて憚る所なく、比類なき堅固不拔の氣象を見して、其敵たる人をさへに、是を見て驚嘆するに至らしむ、（是亦此方の人の强梁なる所以を見るに足れり、）かくまで異敎の爲に民心を奪はれしは、永く此國の肖像家の恥辱なりといふべし、凡右のごとく、古今無類の强猛苛刻を以することゝ、大約四十年の間なり、イエミッ公薨後大猷院と號す、ヒデタヾ公（檢夫爾自注曰、薨後台德院と號す、）の世子にして、イヽヤス公の御孫なり、此君に至りて終に明かに鎖國の事を擧し、比類なき猛烈の氣象をして、三萬七千餘の吉利支丹を屠戮して、一旦に國中吉利支丹家の殘黨を殫せり、是等の吉利支丹は、曾

て、彼地がたき呵責の逃るべき道なきまゝに、短見にまかせて島原なる有馬の城に會合し、心志を一定して戰死せんと欲せし者どもなり、是城攻擊三箇月にして落ぬ、これ寛永年間（其當年を記さゞるは遺忘せしならん、）二月廿八日なり、即我千六百三十八年（寛永十五年、）第四月十二日に當れり、日本紀年の書、年代記または王代記と名けたるもの、及び右の吉利支丹の變亂の事を委曲に記して、右の如し、是ぞかの殺伐悲哀なりし看塲の最後の一段にはありける、此に至りて吉利支丹の血を流す事、最後の一滴に及びぬといへども、苛政屠戮の全く止ぬるは、千六百九十年（元祿三年、）の頃なり、（検夫爾渡來の少し以前をいふならん、）此の如く日本國中悉皆掃淨してより以來は、土人においても異國人においても、四邊恆に鎖閉せり、國禁の後（此は千六百四十年のことゝいへり、寛永十七年をいふか、國禁にあひし翌年のことなりといへり、）波爾杜瓦爾人使者をミヤコ（此はナガサキの誤にはあらずや、検夫爾自注の篇には、長崎といへり、）まで遣はしけれども、其甲斐もなく、敎法を務め來れる使僧なれば、理に於て害なかるべしとこそ思ひたりけめど、かの日本の朝廷より示す處の象魏の面に逆ひて、國中に入來せんと謀る處の罪科をば、免るべきやうなかりけるほどに、使者と從者と其數六十一人、ケイヅルの嚴命によりて斬罪せられぬ、唯其最卑賤なる奴僕僅に數人、（都合七十三人の中十二人助命せしかども、海上にて行方知ず成ぬといへり、）赦して歸國せしめ、其國の人に斯る强猛なる應對に遇し事の音信を告ることを得ざらしむ、

當時我國人を蠱惑せし南蠻人は、波爾杜瓦爾人のみにはあらず、伊斯巴泥亞人もありしかど、波爾杜瓦爾に比すれば其事小にして、且又別に異なることもなかりき、故に略せしものなり、是二國皆和蘭の南方にありて、各々王長ありて別なりといへども、密に相隣りて殆一國のごとし、其總名をも伊斯巴泥亞といへり、殊に其比しも波爾杜瓦爾は、伊斯巴泥亞の麾下なりし故に、我國通商等の事をも、伊斯巴泥亞より後見せし如く聞えたり、東方にありて伊斯巴泥亞は、呂宋（ルソン）を巢穴とし、波爾杜瓦爾は臥亞（ゴア）を巢穴とする事、猶和蘭の咬𠺕吧（ジャガタラ）あるが如し、臥亞は瑶敢（チカン）國中の大城なり、又波爾杜瓦爾の亞媽港（アマカワ）は、和蘭の臺灣ありしが如し、何れも我國に近き所なり、今は二所みな支那に歸せり、波爾杜瓦爾人は、右の外に甘巴亞（カンバヤ）、恩魯謨斯（オンルミユス）さ

て、印度の大城兩所を押領して居たりしかども、此も今は昔巴亞は莫臥爾（モゴル）に取れ、恩魯讃斯は伯爾齊亞（ハルシヤ）に取れぬといへり、

波爾杜瓦爾と我國と交易のこと、檢夫爾全書を按るに、其言にいはく、其交易前後盛衰ありといへども、其全盛なりし時、年々運輸し去る所の金三百トンに過たるを以て、大概その大利ありしを知るべしといへり、一トン各今の文銀にして大約四百貫目なり、三百にては十二萬貫目なり、又曰、其利の最小なるも、運來運去の貨物各一倍となりて、共に四雙倍の利あり、又曰、千六百三十六年、寛永十三年、舶四艘にて銀二萬三千五百貫目を輸し去る、諸人私の銀は此外にあり、翌年六艘にて二萬千四百二十貫六百五十目一分、又翌年小舶二艘にて、一萬二千五百九十貫二百三十七匁三分を輸すといへり、委く彼方の事を記したるものにて、檢夫爾見たりといへり、原文には十匁を一クイルといへり、但其比の銀は今の文銀とは異なるべし、右の三年は彼が交易衰微の極をいへるなり、又曰、其全盛なりし時のやうにして、頻に二十年をだに經たらましかば、總て日本より亞媽港に輸す財寶の積、かの古の撒剌滿（サロモン）大王の時に、如德亞（ジユデヤ）城中に在し金銀に適しかりぬべしといへり、撒剌滿は三千年ばかり前なりし王の名なり、此は稀なる富の譬に引るものなり、但前にいへる十二萬貫目は正金のみをいへり、此には總ての貨物をいへり、

和蘭國の印度交易家は、第十七世の初の頃より、常に日本に通商す、千六百年より千七百年に至るを第十七世とす、其人の正直なることは、初來以後平生日本人のよく知る所にして、既に當時國家の仇たる波爾杜瓦爾人と不和なるのみならず、近き頃有馬の吉利支丹反逆の事に於ても、其志明かに見えければ、海上より多く大銃を發して、城を擊たりと云、これに處するに嚴猛を以せんこと、波爾杜瓦爾人と同じからむことは、薄情とも不當とも謂つべしとて、殊にケイヅルより許容の書二通を賜りて、通商隨意たるべきの誓とせり、初のは千六百十一年、慶長十六年、ケイヅル、イ、ヤス公より賜り、又のは千六百十六年、元和二年、かの御跡を繼給へるヒデタヾ公より賜りぬ、然れば和蘭人の事において、須らく規矩を立るの術なくてはあるべからずとて、長崎の港内に於て、曾て波爾杜瓦爾人の爲に築た

りける冏圄とも謂つべき居所を以て、和蘭人將來の住宅とすべしとなり、是は國を立去しめんも然るべからず、さればとて放縱にして置んも危しとの事なればなり、是によりて彼等常に許多の監者の官府に誓盟をなして、かれが爲る所は瑣細の事をさへに密密に守り、戒る事を掌れる者の苛き檢察を受て、實に囚俘または質人に殊なる處纔許もなく、唯に彼が注進によりて、萬國他州の動靜如何と知るべきの外、殆更に用なきもの丶如し、されども其所置の痛く強きに堪べき程の事あらしめむとて、彼に許して每年五十萬コロトン コロトンは銀錢の名なり、一コロトン文銀にて大約八匁にあたる、故に五十萬にては四千貫目ばかりなり、の貨物を賣ることを得せしむ、但しかくあればとて、日本人も和蘭の貨物なくてはあるべからずなど思はんは、實に謬れりと謂つべし、和蘭より一年に入る處の絹布の類のごときは、日本にては纔に一七日の間にして出しつべし、その他阿仙藥、龍腦、木香、および種々の乾藥、許多の貨物の如きも、侈奢の爲又は藥餌の爲にするのみ、藥は切用の物なれども、和蘭の藥なければとて、日本の憂となるにあらずといふこと、檢夫爾よく知るがゆゑに、かくはいへるなるべし、

右の文に和蘭人をさして、我といはずして彼とのみいへるは、檢夫爾元來熱爾馬泥亞(ゼルマーニヤ)國の產なればなり、熱爾馬泥亞を上都逸(ドイ)國といひ、和蘭を下都逸國といふ、

和蘭人の算にて考るに、文銀四千貫目は、元祿頃の銀にては三千貫目ばかりに當れり、檢夫爾全書中に、貞享二年新規の銀高を三千貫目といへり、原文には三十萬タイルとあり、一タイルは十匁也、出島は南蠻人市中に居ること御停止になりたる故、寬永十三四年に築出すと記錄に見えたり、檢夫爾曰、二通の諜書の事なからせば、波爾杜兀爾人も頓に國禁にはならずして出島に居んこと、今の和蘭人のごとくなるべし、

支那人は、日本人の諸の藝能學術をも傳受し、既に其他に盛に行る丶敎法をも授りつる處にして、其上治國の法も、頗るかれが模範に習ひて成就したれば、實に其恩を擔へる處なるがゆゑに、一切異俗拒絕の列にあらず、是によりて恣意に交易し、隨意に徘徊せしめたりき、但し定めて長崎に來るべしとて、他港に入ることなからしむるのみ、斯の如く許容せらる丶もの、唯に支那のみにあらず、かの支那國最後に韃靼に取れし時の變にあひて、其人の逃れ散て至れる處

の東方（東方は歐羅巴より指すの辭也、）諸地諸王國（東京、暹羅、東蒲寨のごときを王國といへり、王國といふにたらぬを唯諸地といへり、支那の嚮導によりて渡來す、）皆然り、其後吉利支丹の敎の說法、支那國に許容せらるゝの時に至りて、かれが日本に持來りて賣る所の書籍の中に、漸く彼吉利支丹敎の義を解して、耶蘇を信ずるの事を解たるを交へ來りて、是を以てかの萬民安生の道に害あり損ありとして、近き頃種々の艱難を經て、纔に退治し得つる敎法を、更に再び蘇生せしめむとせしことありて、其事大に日本朝廷の憂となりしほどに、決定してこれを戒むる事和蘭人に同じく、其戒むる處の法も、亦殆相同じきにいたりぬ、唯に相同じきのみならず、彼等は智慧を以て、日本人の詭計を拒み防ぐこと、和蘭人の如くなること能ざるが故に、其境界却て和蘭人よりも劣れり、然るに又彼等各にこそ均しく支那人といへ、種々の國土に住る者どもなれば、力を竭して相害せんとす、その上吝嗇貪慾にして、如何なる小利小得にても、中々によく恥辱を忍びても失ざらんことを欲せり、

吉利支丹敎法許容の事、始めて支那國中に披露せしは、千六百九十二年（元祿五年、康熙三十一年、）といへり、ヒュブネル（人名、）がコウランツトルク（書名、）に見えたり、此は檢夫爾渡來の後二年にあり、然れば許容は披露より前の事なるべし、同書に又曰、吉利支丹敎支那國にて二流になりて、一流は儒を雜へて孔子を奠り、祖考を祀る事を許し、一流は儒法を忌て雜へざりけるに、儒を雜へ許したるものは、終に本國より禁止せられ、又儒を雜へざるものは、その後終に支那帝の命によりて、支那國より追逐せられぬといへり、總じて支那は文明の國なるが故に、吉利支丹等に惑ふもの稀なりといへり、

事既に斯のごとくなるに至り、國家全く鎖閉するにいたりにければ、今も一物として、帝王の所期所計において、妨をなすべきもの有ことなし、大家みな能歸しぬれば、其兼併有爲の恐るべきもなく、萬民皆能一定しぬれば、其强梁放縱の慮るべきもなく、異國の爲に議をなし、援をなすの勞もなく、許して異國に通好するの營もなく、忍びて異國の流風を受るの患もなく、一切手足を累はすに足るものなし、是に於て快く其切用なりとする所の事を理めて、かの運通の國出入交易恣意なる地の能ざる處の事を計り、邑阜村

落諸職の官舍、諸人の會所及び百工の肆をさへに、遺さず極密の格式に順せしめて、舊習を移し、新風に化せしめ、各自の產業を示し、法則を立てこれを募り、これを賞して、下民をして勤勵の心を起して、才能を成就し、有用の事を發明せしめ、又よく許多の監者を居て、眼目を張て民の擧動を察せしめて、是を以て其奉上の宜しき心を失はざらしめ、各々をして心を新にして善事を勉め行しめ、總て一國を擧て、禮儀作法の學校となさんと欲す、斯のごとくして世間主の巧を以て、上世の無恙有福の體を恢復して、國中內亂の慮るべきなく、境域の秀勝無雙なると、群下の勁勇不敵なるとに委任して、異國の人の每に他の榮を見て、欣慕嫉妬の心を懷くことを賤しみ惡めり、實に日本國の洪福なること、仇の恐るべきもなく、多國來襲の慮るべきもなく、（琉球、蝦夷、高麗および邊傍の諸島、對馬、佐渡、八丈の如きをいへり、）いづれも日本帝を尊びて君長とせり、唯かの支那は、實に强大の國にして、支那人は日本人の曾て恐れ患ひし所なりといへども、總じてかの人は、かゝる計略には怯きものぞかし、當今治世の帝は、韃靼の種なりといへども、既に許多の諸地諸王國を統御するの重任あれば、猶も其所領所併の地を推て日本に及さんことは、殆幾に思ひ出るばかりの遑だにあるべからず、されば今にいたりては、支那といへども日本人の怖るべき所決してあることなし、日本國當今の世間位に具はりませるツナヨシ公、（檢夫爾自注曰、嚴有院家綱公の御子、台德院の御孫なり、）極めて謹愼にして、又大に謀略あるの君たり、御先祖代々の善心美德を承繼て、殊に寬仁に勝れ、又よく密に其國法を守り給ひ、孔夫子の學に成長して、域內を治め給ふこと、國體民生の求る處に應ず、人民其下に福祿を受け繁榮をなし、合體同心にして相睦し、學び得て、神明を尊むに宜し、國法を奉ずるに宜し、君長に順ふに宜し、同僚を愛敬するに宜し、禮あり忠あり、才能勤勵萬國に秀出せり、最勝の境域に居れり、國中において互市交易して富を致せり、勇氣不足なし、生計の具饒多なり、然のみならず和平靜謐の澤を受たり、たとひ其人頭を廻して、往古民生素朴なりしの時を察すとも、或は又日本古事跡の記を取て評論すとも、必其國の如意連綿福祿滿足なること、今の時にしかざる事を悟らん、御するに稱望の主を以し、一切異俗通商通好の外に保護鎖閉せり、

右通篇の大意を按るに、諸國の中間に連山河海あるは、諸星の中間に游氣あるが如く、世界に異語、異習、異趣の諸俗あるは、天上に異種、異性、殊狀、殊品の衆星あるが如し、然れば同じく一地球といへども、必しも萬國皆相通ずべきの理にあらず、通交せざるを以て、無道なりとすべからず、

皇國はその無數の島嶼を以て、地球の萬國あるに應ずるなれば、これ一箇の小地球なり、是等の島嶼の人、互に若干の海陸を經て通交通商するときは、これ既に國中にありて、遊行奇觀の樂あり、亦何ぞ必しも遠く大洋の危險を犯して、異域に出るをもて歡樂とせん、さる業をこそ却て不幸なりとはいふべけれ、但し遂生の具に不足なるものは、異國に通商せざること能はず、

皇國の如き有用の具を寬滿せるのみならず、更にまた許多の大奇特あり、これ其通交を用ゐざる所以なり、曾て異國人の爲に風俗を殘はれ、財寶を偷まる、これ其通交を絕つ所以なり、然らば鎖國の一件、本よりこれ大に義あり利あるの務なり、然るに、明君頻に起り給ひて、この事決定成就し給ふに至る、是又皇國の皇國たる所以なるべし、檢夫爾が意蓋し此の如し、昔時厄勒祭亞亞肋聖埵兒といふ大王が、歐羅巴の諸部を從へ、亞夫利加の諸方を降し、曾て黑海の海口に一千餘步の長橋を架して、二百三十餘萬の軍をもて攻來りし、伯爾齊亞國を滅して其大器を奪ひ、又深く東方に入て、印度の諸國を倂呑し、舟車人跡の列なる所、東西南北蠶食せずといふことなく、今の莫臥兒所領のデリの地にも、今猶亞助聖埵兒の古跡あり、又今の暹羅王自讃して、亞助聖埵兒の後といふといへり、厄勒祭亞の前は伯爾齊亞の代といふ、又其前を亞支星亞の代といふ、羅媽と共に四代といふ、數千里の地面を占て、自ら全地球を掌握せんとおもへりしも、僅に四百年にして、其國羅媽の物となりて畢ぬ、厄勒祭亞の王業成就は、孝安六十餘年にあり、凡天下の名地、開闢以來常に萬邦爭奪濁亂の外に拱手して、未曾て外國の奴とならざること、我皇國のごとくなるもの、更に又何處にかある、今かの魯細亞人が大に其國を開きて、北は氷海に界し、西は波羅泥亞、蘇爾祭亞に逼り、南は伯爾齊亞に逼り、又遠く東方に向ひて、多く東西韃靼の地を倂せて、ネルトシンスロイといへる所に至りて支那に逼り、又我北方のカムサスカにいたりて、我に逼らんとするが如きは、

我に在ても新に一箇の疾を得たるに似たれども、かのカムサスカの地たるや、旣にその本國を去ること二千里にして、又我國において海をへだて、蝦夷を阻て、前後の便利を得ず、且又彼が本國、外は都兒格國、熱爾馬泥亞國等の强大なるに對し、內は諸部諸郡の變亂屢にして常に多事なれば、遙に其手を伸して、我ごとき武備堅固上下和合の國に寇せんことは、難きが中の難事なるべし、これしかしながら、古人の所謂敵國外患の類なるべければ、蝦夷カラフトの地また能治りて、通商出入濫放ならざらんには、彼が相逼らむも、中々にまた我皇國を守護する所以なるべし、今予が是書を翻譯するも、徒に玩娛に具んが爲にはあらず、我輩の斯る得がたき國に生れ、かゝる有難き御代にあひて、太平の草木と共に、また上もなき雨露の惠を蒙ることの樂しさを語り出ん時の、興を添る一助ともなり、兼ては又異國異風の恐るべく、邪說暴行の惡むべくして、普く天下に求れども、更に尊むべきの人もなく、仰ぐべきの敎もなき事を悟りて、外を禦ぎ內を親しむの、最切用なる心を固くするの道において、徵く稗益する處もありなんかしと、思ふばかりになんありける、

享和元年秋八月　　志筑忠雄識

異人恐怖傳卷下終

刻異人恐怖傳論

武藏國忍　黑澤翁滿述

一、人に上智、中智、下愚あり、理に大理、小理あり、道に大道、小道あり、我神の道は大道にて大理なれば、これを學ぶに大智の人にあらざれば、信がたき事多きなるべし、さるは神代の古事など記されたる樣の、いと〳〵靈しく異しきを、今世の現に比較べて見る時は、いとも〳〵思ひ係ぬ事のみなるを以て、中智下愚の人は、大かた寓言虛誕なりとして疑ふほどに、末竟に言腐しなどもすめり、然れども、しか靈しく異しきは、原來天地の形狀なれば、唯上智の人のみぞ、神代ながらの傳說の眞の大理なることを、深く遠く慮り信て、今世の物事の光景も、此神の道に漏ぬことをば覺るべき、儒道は小理を說くことゝ判然なれば、中智の人の信悅ぶ道なるを、世には中智の人多ければ、おのづから弘く行はるゝなるべし、さるは漢土の道は、所謂伏羲にまれ堯舜にまれ、其元は人の考へ定めたる事なるを、次第に世の態に合せて、然もあるべく人の信べきやうに說爲たるものなれば、中智の人は一向に打憑みて、此道の外には道といふ物はなきが如くにも思ひ言ふめり、然れども其は皆人智に考へ出たる道なれば、狡黠だちて、却ては世の理義に合はぬ所もあるを以て、上智の人は猶肯はぬ類も多く、下愚は其道の煩累しきに困じて、惡み厭ひなどもするなるべし、佛道は空理を小さく說く故に、下愚の耳に入易くして、下賤婦女子の類に信仰する者多きなるべし、さるは佛道は甚く異樣なるものにて、並ては虛僞を以て惡俗を嚇し嗛して、矯直さんと構へたれば、空理の中より種々の相を現じ來りて、何事も此道に漏ぬさまに說爲つゝ、天地萬物の理を三世因果に盡したるが如くなれども、其根源は悉く虛寓の方便より出たる故に、上智中智の人は、其虛僞を憎み其拙陋を嘲りて、をさ〳〵信容る人もなきを、唯下愚なんさる根源を知るべくあらねば、只管に其說喩す事を信實とし受て、又なき道と尊み崇まへつゝ、愚癡に凝固する類ぞ多かりける、我大御國は、神道にて事足り具はりたる國柄なりしを、中頃儒佛の道渡り來てより已來、事の瑣細に委曲くなりて、善き事なきにしも

あらねど、亦國體を損じたる事も少からず、試に其由をいはゞ、儒道にて善き方の事は、上古はあまりに省約てありしを、文飾の事出來てよりは、君の尊さも親の厚さも、今一際さる事と知れ、又其文字して萬の事を書記しなどする事の便利なるなどなり、然れども何事も然一箇づゝ理をいひたてゝ、瑣細に穿鑿り究めんとするからに、自然に詐僞といふ事も發り、又しか便利なるに就ては、奸謀を企る媒ともなりて、却ては唯一すぢに誠實ありて素朴なりし上古に及ばぬ事どもゝ多し、佛道にて善き方は、愚昧なる俗男女の暴人なども、死て行くさきの事などに驚き懼れて、聊心を改むるもあり、又其作善追福の業などにて、おのづから心の和む事あるなどの類なるべし、然れども此は總て惡かめるものゝ爲に益あるのみにて、素より善人には用ゐがたき道なるに、他を誹謗し自を抑立る所より、頑愚の心を凝結して、我慢徒黨の風を發し、終には天下の災害となりし事ども多し、然はあれども此三の道相行はれて、世々を重ぬ來つるに、近き年頃より蘭學といふ事行はれ、始て西洋の國風を學ぶ事となりぬ、其道は大理に懸てはいと〱疎き物なれば、大智の人は笑ふ事も多けれども、小理のうへを究理して、人の耳目を驚かす事多ければ、今世の人氣に合ふこと、此學にしくものなく、一向に流行して、蘭學をせざる者まで、頻に眼前の小理に伏して、日本の國風を忘るゝやうにさへなれるは、いと〱歎はしき事の限といふべし、約莫（おほよそ）西洋諸國の風は、たゞ眼前の物事をのみ、さま〲に理を推究めてゆきて、竟には天地の大なる形狀をも推測りつゝ、是にて萬理を盡したりと思へる事なれど、其はたゞ人の智慧、算術の屆るべき限にこそあれ、眞に靈しく異しく妙なる理は知得べき際にあらねば、此天地の初發、またかく天地の動く理、人身の生れ出る緣故、また其生活く理などは、猶奈何とも知るべきよしなし、然れども其國人の智の極、競ひ考へたるものなれば、さすがに用ゐる調度の機關、また物と物と交へて製る藥などは、意外なる事もあれば、中智下愚の人どもは皆驚き崇びて、眞に似なき道なりと思ふめり、されど猶克考ふれば、その調度、藥物なども、大かたは無ても事闕ぬ物なるに、徒に人の精力を費して、はて〲は驕奢の基となる事もあれば、上智の人は更に採用

することなし、總て邪智に長け柔弱に流るゝは、皆是外國風に移れるものながら、儒佛の輩は國恩を忘れて、漢、天竺の爲に御國に仇するほどの者は、昔よりさすがに有とも聞えぬを、蘭學の徒はやゝもすれば、西洋の爲に國恩を忘れて、おふけなき事を爲し、國家より罪せられたる類なきにしもあらぬは、人氣を釣ること、他道々よりも巧なりといふべし、抑日本は武國にして、人おのづから猛く雄々しく、其強きこと萬國に勝れたる國風なるを、上にもいへるごとく、つぎ〳〵外國の弱き風に押移り、近比は殊に西洋人の眞似をして、好事とのみ思ふやうになれるは、かへすがへすも歎しき俗習といふべし、近古までも日本人の强かりし事は、源平より已來、世々の軍記戰爭の書を讀ても知るべく、また此書の中にも、ケンプルが驚き歎じて記したる長崎の賈人濱田兄弟が事などにても考ふべし、總て外國の書どもを見るに、日本人のごとく敵に向ふ最初より、神水を呑て死を究め、人は北とも北じ、人は引とも引じ、唯君の爲家の爲に、千騎が一騎になるまでも、太刀の刄の續かんほどは、斬死にするなどいふ風は、絕て一箇も記したるを見ず、其中の魁だちたる者を一人二人討るれば、殘れるは蜘蛛の子を散すが如く逃亡る狀なるは、其根柢利慾の爲より起りて、忠魂義膽の乏しき國柄に因るなるべし、されば豐臣太閤の朝鮮を攻伐給ひける時、僅に肥後國半國の主なりける加藤清正朝臣の籠られつる蔚山の城を、明、朝鮮の全國の力を盡して攻たるよしなるにも陷し得ず、徒に食攻にして、餓疲せたるにも、猶乘入の事をば得せで、竟には援兵の爲に斬崩されて逃散たるなど、いと〳〵怯く拙き事いふばかりなし、さは明、朝鮮の弱兵どもなれば、西洋諸國の兵とは異なりなどもいふべけれど、かのをりは明より憑みて、西洋邊の兵をも傭ひ來り、また遠國の使者なども來り居しを驅催して、大砲を打せなどしたる狀の、彼處にて記せる書に所見たるも、共に手痛き戰はえせで、逃散たる景迹をもて、賴むに足ぬ事をば知べし、又同時唐島の戰には、加藤嘉明朝臣拔駈して、僅に五人乘たる小舟にて、敵三百人ばかり乘たる大船に漕着飛入れしに、引たる弓をだに放ち得ず、皆おめ〳〵と斬屠られたるなど、いかばかり微弱き朝鮮人なりとも、然ばかりの多勢にて、打負べき理にはあ

らざれど、勇武は勢の多少にはよらず、唯魂の利鈍による物なれば、思ひ切たる敢死の勢に氣を奪はれて、敢なくかゝる負をせしにぞ有べき、約莫かくの如くなる事どもを、今人の常に思ひ言ふありさまどもと比較べても見るべし、國の爲君の爲の御大事とあらんをりに、さる蠻人どもに打負て、徒に家の恥を殘し、大砲の音に聞懼して、逃て歸らんと思ふ人やあるべき、總て御國に生るゝ人は、自然に強き、これを和魂といふ、今人とても各此魂は持ながら、外國の爲に覆はれて、有とも無が如くなるは、口惜き限ならずや、此和魂といふ事は、御國の古學ひらけてより、人人顏にいふ事のやうなれども、古くよりもいひし事にて、今昔物語に、明法博士助敎清原善澄といふ人の、盜人に殺さるゝ事をいへる段に、ざえはいみじかりけれども、つゆやまとだましひなかりけるものにて云々と見えたり、掛まくも恐惶き御事なれども、今の現に今上皇帝、禁中の御學問所なる御學則にも、和魂の事を專とせさせ給へる由是を承り、又大江戸の遠の朝廷にて、蘭學は御取用なしといふこと、令制させ給へる由、是を承りて、共に大じく尊く有難く覺ゆるにつけても、上が上には如此有大御意御座すものを、下が下として、己が意のまゝに得も得知ぬことを、喧囂しく囀りあふが慷慨さに、此書を世に弘くして、さる輩に目を醒さしめんと思ふは、聊赤心報國の微意のみなり、

一、世にある事は、何事も國家の御制度のまゝなるものなれば、下が下としては、とかういふべき物にはあらず、況て津々浦々の防人の事などに至りては、それど、國家に御定あり、且深き御思慮御座まして、嚴かに備へさせ給ふ御事なれば、毫ばかりも外より窺ひ知奉るべき事ならねば、彌下が下として、左右論ひなどすべき際にはあらず、唯日本は強く外國は弱し、殊更君が御稜威もて、幾千萬の異國船寄せ來るとも、事もなく討平らげさせ給はんずらむと、國家を憑もしく思ひ委ね奉りて、己々が產業に心をいれ、世を安らかに暮すべき事なるを、近き年比アメリカ、イギリスなどの船どもの、時々參來る事あるに就て、其身にも相應しからぬ市人村客の輩などまで、おのがじゝの產業も忘れて、唯其事をいひといひ、論ひと論ふ事ども、第一上に憚らず、日本の英氣を塞ぐに當りて、

聞棄がたき事のみ多し、上にも云る如、口を噤みてあらむ者はいふまでもなけれども、若志あらん者は、かゝるをりには人の心のおくれざらんやうに、假令日本は弱くとも、強しといはんこそ本意なるべけれ、況ていはんや外國は弱く、日本は強きことゝ、古今其跡擧て算へ難し、其が中にも弘安四年といふ年に、かの漢土を悉皆伐從へて奪ひ取にし蒙古の忽必烈といへる王、十餘萬の軍兵を渡しおこせて攻たりしを、四國九國の武士どもに度々戰ひ負、終には神風の爲に船を覆されて、纔に三人生て本國へ歸りしのみなりき、此事を太田道灌の書りとかいふ徒然草といふものに評して、唐人と蒙古人との強弱は、唐人の弱きこと論を俟ず、日本人と蒙古人とを比ぶるに、神風の爲に船を破られたる後も、猶三萬餘人鷹島に在けるを、日本人押寄て戰ひしかば、悉く生擒れぬ、いかばかり戰ひ疲れたりとも、我國の人ならば、三萬餘人悉皆生擒るゝ事はあるべからず、是にても蒙古人の弱きを知べしとやうにいへり、實に然る事なり、此事を元史に徵するに、曰、八月一日風破レ舟、五日文虎等諸將、各自擇二堅好船一乘レ之棄二士卒十餘萬于山下一、衆議推二張百戶者一爲二主帥一號レ之曰二張總管一聽二其約束一方伐レ木作レ舟欲レ還、七日日本人來戰盡死、餘二三萬爲レ其虜去、云々と見えたれば、神風を免れたるは、悉く捕へられて誅はれしなるべし、此より前文永十一年十月にも、蒙古高麗の軍を併せて一萬五千ばかり、對馬壹岐の島々へ襲ひ來りしに、對馬にては、國府の地頭宗右馬丞助國一族、郎等八十餘騎をもて、馳合せて散々に戰ひ、壹岐にては、守護代平内左衞門尉經高、百餘騎にて出迎へ戰ひて、共に潔く討死せり、其後に九國の軍士大勢押渡りて、蒙古の軍を驅散せしに、同月の廿一日神風大に吹起りて、賊船多く巖石に碎かれ、纔に辛うじて高麗に逃歸れり、是を以ても想ふべし、纔に八十騎百騎の小勢にて、一萬五千の大軍に向ひて、氣を呑れず戰ひて死たりけん、我大御國の武士の甚じく猛き事、また其神風も弘安の度のみならで、文永の時にもあやまたざりし事を、されば今にもあれ、萬の一にも然る事あらむには、國家の命を蒙りて數萬の兵士、手痛き戰を遂て、討伐め追攘はん事はいふにやは及ぶ、我神國の御稜威違ふことなく、文永、弘安の如き神風も、必頓に吹起りて、賊を平げ給はん事、毫も

疑なき事を、切に思ひ憑み奉りてあるべくこそ、

一、下が下として論ふべからぬ事を、喧囂しく街巷に唱ふるを聞くに、其謂ふ所種々に分れたり、或は云、異國といふ中にも、今世はイギリス威勢を得て、數百艘の軍艦をもて天下に縱横し、國々を攻伐つこと夥しく、其向ふ所破らずといふ事なし、其船の廣大なる事、海に浮びて山の如く、是を海城といふ、又其船の堅きこと、海底の巖をも乘崩すなどなれば、いかなる大砲も打拔く事あたはず、又其船に近づく時は、巖壁に向ふが如くなれば、翅なくては登り難し、此に乘る異人ども、帆綱をあやなす事巧にして、追風にも逆風にも、疾走ること意のまゝなり、それに加ふるに、蒸氣船といふ火船をも自由になすこと、人の目を驚かし、大洋を陸よりも便利と心得たる異人ども、砲術に鍛練したる事は、是亦目を驚かすばかりにて、大砲小砲一艘ごとに數限なく携へたれば、此船どもの向ふ所、防ぎ戰ふべき術あることなし、されば漢土も戰ひ負て、彼が屬國となりたり、今は日本を攻んとて、先一二艘づゝの船どもを物に托へて、此處彼處の湊湊に來らしむるなり、僅に一二艘の船の來れるだに、所の騷動大かたならざるを、數を盡して寄來る事もあらば、さやあらんかくやあらんなど、人の恐懼るゝやうなる事を、憚る所もなくいひもてはやすは、皆かの蘭學者流の癖にて、己が西洋の事に委曲きを誇り、且彼方を主張して人を嚇すひが心得なるを、奇を好むは世人の習なれば、聞續ぎ語續ぎて何の辨へもなく、いと囂々しく唱ふめり、寛仁大度の國家の御目よりは、兒童の戲の如く御覽じて、聞食流させ給ふべかめれど、若正かに事あらん時の爲を思へば、人の臆を招く事もあらんかと、密に眉を顰むるどちなども有なるべし、其に就て或は又云、船と砲とは彼が得たる所にて、御國人の得ざる所なり、其得ざる所をもて彼が得たる所に向ふは、譬へば己が師たる人と藝を爭ふが如くにて、いかにしても及び難き理の見ゆるより、疊の上の舌戰にも、敢なく蘭學者どもに勝ことを得ず、おのづから和魂を損ふ端となる事なれば、船と砲とは姑く止て、日本流のひた責に攻なば、海城といふとも何ほどの事かあるべき、彼は裝飾もて嚇す流なれば、日本流とは甚異なり、親打るれども乘超え、子打るれども乘超えといふが如き手痛き

戰は、日本の外には曾てあることなく、是ぞ則ち日本の勇武の、海内に溢れたる處なれば、然らん時には氣を呑れて、彼が裝飾の大砲も何も、打得ざらん事必然なり、約莫合戰は氣を以て第一とする事にて、强ち器械の長短には因ず、況て大砲などを頼みて、勝負を決すべきものにあらず、筒口を揃へたる大砲の中へも、轡を並べて馳入ん事、元龜、天正の比の軍立の如くならんには、大砲など頼む軍は、更に放つにも至らずして、ひた崩に崩るべきこと、鏡に照して見るが如し、又嚴しく構へたる城中へも、蟻附して乘入る勢を以せば、鐵壁の如き大船なりとも乘取ん事、何の難き事かはあらん、かの弘安の古も、河野六郎通有といふ人は、帆檣を橋として蒙古が船に乘移り、大友散位藏人といふ人は、纔に三十騎を率て敵船に乘入、共に大じき功名して、首數多捕て回りぬ、されば昔より、嘉明朝臣の唐島の船軍の如き戰ぞ、我國風の軍なれば、彼にいかばかりの大砲巨艦有とても、畏るゝには足ず、君の爲祖の爲に、必死の勇力を盡さん我御國の武士に對しては、西洋諸蠻の賊どもゝ、かの唐島にて韓人らが刺たる箭をだに、放ち得ずして、打負たりけん事の如くなるべし、されば異國より數多の軍艦を押向て、御國のいざ御大事とあらん時には、柔弱き婦女も、出火といへば覺えず膂力の出るが如く、常に隱れたる勇武も顯はれ、おのづから日本流の手痛き戰と成て、終に打平げん事は、中々に安かるべけれど、今の如く一二艘づゝの船ども、うるさく來るにつけては、下どちなど、彼此の事より小迫合の起るまじき物にもあらず、然らん時の爲を思へば、船と砲との主客の論もて、衆人の和魂を損ふ蘭學者の流言こそ、大じく御國の弱みともなるべければ、いかで此和魂を鎭むる爲に、國家には本來種々の御備ども嚴なめれば、船と砲との外に、如此有御備もありといふ事を、衆人に見せも聞せもするよしもがななどもいひ、或は又云、遠く漢土の昔を考ふるに、元の至元といへる年の間より、明の嘉靖といへる年の末まで、倭寇と唱へて甚じく驚き懼れ、殆國中の騷動なりし事、漢土朝鮮の書どもに、大概年々記ざることもなく、明の中比に至りては、殊に甚じく此災害に罹りて、國民の死亡、國用の費も夥しかりしかば、其防ぐべき術をも、さま〴〵に議論したる狀、實に驚々しき事なるに、我

御國の書には、曾てかゝる事の所見たる事なし、さればたゞ四國九國の浦々島々の暴人どもの、世の亂に爲術なくして、彼處へ渡り行て、盜賊をせしほどの事なりしに、彼處の暴人どもゝ、其を據として却て案内し導きて、同じやうに盜賊をせしなるべしといへり、事の善惡は姑く置く、是にても日本人の武く雄々しきことは知れたり、さばれ治平の世に、不意出來し事なりしからに、彼處にて甚く驚き恐れけん、はた理なきには非るべし、さて是に依て考ふれば、近來參來る異國船ども、何れも其國の王命なりとまうすよしなれど、疑無しともいひ難かるべし、若かの漢土の倭寇に等しき賊船などならば、來る毎に誘き寄て鏖となし、其船を燒棄などば、屢續く船も無るべく、立地に根を斷て國の愁を拂ひ淸むべし、日本の強きことは、海内に溢れたるが上に、日本海の荒き事も、他海の類にあらず、されば輙く攻難き事は、彼が能知る處なり、縱令彼王國力を盡して、漸に攻得たりとも、彼に損多くして益ある事なし、素より損益をのみ主とする戰なるに、さる不便の軍を思ひ發すべきならねば、海賊の疑なきに非ず、さるは西洋の書に載る所に因て、彼わたりの國風を考ふるに、大かた其國用の常に乏しき故に、諸國に渡り行て交易をなし、其中にたまたま弱しと見ゆる國あらば、押領する事など有とは聞ゆれど、原來其産物貨財を得んとするまでの事なれば、損益を以て根柢とすることはいふも更なり、さればしか遠き境に軍せんとて、先國用を費して押來らんなどの事は、大かた有まじく覺ゆればなり、さて又其戰爭の事など記したるにて、各國の人數を考るに、國力を盡しけんと聞ゆる時も、僅に二三十萬の上には出ず、我全國の軍勢に比べ見れば、いとも〳〵寡く、敢なき事どもなれば、假令王命なればとて恐るるには足ざれども、防禦の術にかはり有べし、左にも右にも今の如くにて年を經らば、倭寇に惱みし漢土のごとく、大じき國の費にて、何よりも忌々しき御大事なるべし、かゝるすぢは薬を分ても考へまほしき事なりなども云り、上にもいへる如く、おふけなき御事どもを、下が下として云々に論へる罪こそ免れ難けれども、是等は神儒佛の道々に心をよする輩などの、國恩を思ひ、我を忘れてかの蘭學者流に爭へる說どもなれば、津々浦々の防禦人などの心得の端とな

らん事もあるべく、且和魂を鎭むるには、ずゐぶんよき事と聞ゆれば、猶世に弘く云せまほしくこそおぼゆれ、

一、今世西洋舶來の書とて、人々爭ひて持榮す、かの國風に魂を奪はるゝ書の類にはあらで、此書は蘭人ケンプルが口より、正しく我大日本の國風を、天下に比類なく善き國風なりと讃稱へ、又御國人の强きことを、是も天下に比類なしと怖れ稱へたる書なり、外國人の眼よりも、さばかりに見ゆる御國に生れて、却て彼が虛飾の威に惑されて恐るゝは、愚昧に遺憾き限ならずや、予按に、蘭學頻に行はるゝに就ては、其學せざる者まで、西洋風深く心に染着て、何事も彼を勝れりと思ひ、眞似し羨む今世の俗習なれば、さる輩の耳には、いかやうに論解ても、容易く所念を飜すものにはあらず、況て皇國學する輩などのいふ事は、不負魂ぞと心得て、なか〳〵に傍痛き事にさへ思ひ言ふめり、然るに是は蘭人のいへることなれば、疑ふ者なく、此上もなき證據にして、御國の勝れて强く尊く、萬の國に秀たる事を、今の人に悟らしむるには、此證據に及ものなければ、此度世に廣くなしたるなり、是を見是を味ひて、國恩の有難く辱き事を辨へ知り、和魂の鎭ともなる由あらば、大じき幸といふべし、さて此書は、蘭人ケンプルが記るべシケレイヒンギハンヤッバン日本志といふ意なりとぞ、といふ書の中より抄出して、長崎の譯語家志筑忠雄が飜譯したるなり、當時書中の意を採て、假に鎖國論と題號せしは、全く忠雄がわざなるよし譯例にいへれば、作者の意にもあらざる故に、今又更めて異人恐怖傳と號けつ、異人といひ、傳といふ漢字のうへにつきては、決めて論譏ぐ人有めど、別に思ふ旨もある上に、俗人に通え易からしめんとて、聊も熟字の法には拘らず、唯寫本にて數多の年を經たる故に、誤字脫字いと〳〵多く、讀解難き所などぞも有しを、眼の及ぶ限は改め、且譯者假字弖爾乎波の格を知ずして猥雜なりしをば、聊補ひ正したり、寫本にて見知たらん人怪しむべからず、

嘉永三年庚戌三月

刻異人恐怖傳論 終

日本風俗備考序

○予九箇年の間に、日本の和蘭商館出島に客留せしこと數回なり、故に稍々日本國の奇談を集むることを得たり、但し歐羅巴諸國の中、日本に渡商することを許さるゝは、唯和蘭人のみなり、故に予の集むる所、固より完備せずと雖も、歐羅巴の人に在りては、頗る珍賞するに足るべきか、又千八百二十二年（文政五年）、に、予其帝都に至りければ、其懇篤才英の國人に交ることを得て、又大に其奇談を聚むるの一助となれり、其集め得る所、實に博識を裨すること鮮からざるなり、

○夫れ日本に在りて、此の如き業を爲さんと欲するは、極めて難き業なるに、幸にして九年の間に斯く聚積し、完く藏して國に歸り、今ハーカ（和蘭の都名）の王庫に獻ずることを得るは、啻に予の難きを破りて業を起せるに因るのみならず、又日本の諸友の厚惠に因ること鮮からず、

○予の此編を著すは、要する所看者の見を博くし、且つ其意を娯ましむるに有れば、日本國民の奇異、錄するに足るべき諸事を摘載するのみ、蓋し歐羅巴の民、唯々和蘭人のみ日本の交誼を得れば、和蘭に在りては、日本の民習を知ることを、一緊要事とも謂ふべきなり、

夫れ日本の奇異を輯錄するは、固より才學を備へざれば難しとす、其故は、日本の法律極めて嚴にして且つ隘なり、是れ日本人の私便に因れるに非ず、全く國治に管かれるにて、其帝王も其庶民も、是を背くこと能はざるなり、凡そ日本の地理政法を聽察すること、或は日本の言語を用ふる事、又は其兵衛の方策、奉神の風習を知ること等は、皆其禁じて許さゞる所なり、而して日本の民、或は右の四件に管かる物を和蘭に輸ることあれば、必ず嚴罰に處せらるゝなり、故に予の志願極めて深きも、此嚴禁の爲に隔遏せられざることを得ず、

○但し日本の風を記せる書、世上既に往々是れ有り、或は古人の說と重複に渉るもあり、予の此編の如きも、人或は斯の如きの誘を下さん、然れども日本の事を記して完からんことを欲せば、必ず先づ其國文を學び、又支那の文を知り、而て後業に就くべし、是れ

予の能はざる所なり、
○書中載する者、或は予の親ら見聞する所に出で、或は傳聞と雖も其説の據るべきを察して是を取る、又其區別の如きは、予の纂集の時預てる所に據るのみ、冀くは日本國風習を察する一考に備ふるに足らん乎、

千八百三十三年、天保四年、アムステルダム、ハンオラルメエルヒスセル、

日本風俗備考總目録

日本風俗備考巻之一

杉田成卿信譯
山路彌左衛門諧考校

小引の一

○夫れ外邦の民情地性を錄せる書、和蘭に鮮からずと雖も、東印度の和蘭領地及び日本の風俗を記せる者は甚だ匱し、又人の新を好む情、貿易を娛む心、災厄の苦、利益の慾等は、世界の萬國と交を結ぶに因りて、始て是を遂げ是を解くべきものなれども、試に地圖を開きて檢するときは、尚ほ未審の地甚だ多し、歐羅巴の人、斯く未審の地は皆己れが有と思へり、蓋し早晩其地に至ることを得て、其利をしき、且つ畢領を妨る所の者を芟除せんと思望するに因りてなり、

○唐山は固より自立の國にして、他邦との交通を要することなく、又是を以て其國の定法となせしが、近頃利を好む心と、快娛を嗜むの情より、既に此定法を破りたり、夫れ廣東に於て、支那人と外國人との交商は、其廣大なること人々の知れる所にして、初めは茶の價として、支那に輸入する所の金銀莫大にて、目是が爲に眩するばかりなりし、然るに當今は快娛の具、其價騰踊して金銀より尊きに至れり、其物は則ち阿片是なり、

註に曰く、阿片は都兒格及び榜葛剌(ベンガラ)より多く出る者にて、痲醉催睡の藥なり、支那人及び他の東方諸國にては、是を烟草に交へ用ふ、然れども其害屢屢他の慓悍の飲料に同じきことあり、日本にては阿片は藥用にするのみにて、他の用に供することなし、

○阿片は、支那にても賣買を禁じたれば、唯々密賣すべきのみと雖も、支那人の是を嗜むこと甚しきより、今は此物の舶齎缺くべからざるに至れり、故に今にては支那人、歐羅巴と交を絕つこと能ず、支那國も復た自立の國と稱すべからざるなり、日本は國支那に隣りて、其廣さと勢威とは支那に及ばずと雖も、地形寒温共に佳勝にて、産物亦極めて富みたれば、實に一個の秀國にて、歐羅巴人常に其強を恃みて、天下の諸邦を領略し、隔遠の國も己れの有となさんことを願ふ者に在りては、實に眼中の刺と謂ふべし、日本は

古へより自立の國にして、千五百年代の初め、亞墨利加を見出せる後に於て、歐羅巴人交商の要地となりて、商業大に行はれしが、國人忽ち其國勢の墮るを恐れて、異邦の民と交易の諸港を閉ぢ、外國人の渡來を禁止せり、然れども獨り和蘭のみ、其國の許允を得て、幾件の盟約を守り、好を通じ商を行ふことを得たり、近時に至りては、商業古に比すれば稍々減じ、利益も亦た多からずと雖も、和蘭の旗は依然として常に其商館に飜れり、曩時歐羅巴大亂の時、猖獗の徒竊に史書和蘭の名を削り去らんことを願ひし頃も、日本に建つる和蘭の旗は、飜飜して其威を卷くことなく、日本の貴官等其德と譽とを欽賞せり、信按るに、曩時猖獗の徒云々と謂へるは、ボナパルテ和蘭を亡さんとせし時の事を謂なり、故に日本の地性風習を著述するは、特に和蘭人に非れば能はず、和蘭人中又東印度公班衙（コンパンエ）信按るに、公班衙は猶通商夥伴と謂ふが如し、公班衙の字は、モリソンの字書に出づ、の務に在りて、日本へ至れる者に非れば能はざるなり、檢夫爾（ケンプル）は醫を職とし、千六百九十年元祿三年より九十一年より四年、まで、日本の商館に滯留し、千七百三十三年享保十八年、日本紀事を著したり、其著說は、當時日本地に在りし和蘭甲必丹カムボイスの輯錄せる所を採れるものにて、其纂集博しと謂ふべし、又其說の眞實なることは、日本人の風習禮式、今に至りて變ぜざるを以て證すべし、此他千七百七十六年安永五年、の刊行、チユンベルグ人名、の日本紀行、千八百二十二年文政五年、の刊行、チツチングの日本紀事、及び千八百三十一年天保二年、トビアス人名、の鏤行せる、メイランの日本錄は、共に完備の書と謂ふべし、

○プレトン人名、の說に、和蘭人は日本の風俗等を著述することなしと謂へり、然れどもモンタニエス人名、の著せる航倭和蘭聘使略、書名、アンホイゲン、人名、フランスカロン人名、等の著書あるを以て、其說の非なるを證すべし、凡そ千六百四十一年寛永十八年、より今に至るまで、歐羅巴にて日本の事を著述せる書は、皆和蘭人の作に出でたり、其他國にて著せる者は、唯々千七百五十四年、寶曆四年、把禮斯にて刊行せる、ヒストイレヂユヤポン・パル・レ・ベ・エ・レ・デ・カル・レホイキスと名づくる書、及びソシイテ・アジアチクエと名づくる書、龍動の文學會著の書のみなり、其ヒストイレは、耶蘇の徒其宗を弘むる頃、日本にて起りし事を記せる書なり、

○若し夫れ日本の文學を、和蘭の學校にて用ひ行ふことあらば、猶他邦の文學（信按るに、羅甸學、拂郎察學等の如きを云ふ、）の如く、隆盛をなすこと必すべし、然れども未だ其の事あらず、唯々我學術等を彼に示して、遂に彼をして其の得る所知る所を、天下に公にせしめんことを願ふのみ、

○世に未審の地を審察し、未發の事を發明せんと願ふもの多しと雖も、其志遂げ難く、或は發明あるも、是を世に公にするに至らず、和蘭の人も發明考據等、以て他邦の人に誇るに足るもの多し、其未だ刊行に至らざるもの幾許を知らず、予の此書は、ガラアヘンハアゲ（地名、）の王庫に聚蓄せる日本珍寶に參考して、其政教習俗の一端を知らしめ、且つ日本の俗を知らざる所の徒をして、備に其國の情を知らしめんと欲るにあり、但し風習等大に歐羅巴に異りて、我より是を視れば、駭き勇むべきものありと雖も、其禮式、神教、政法等、自ら別に定法ありて、其嚴整なること、隆盛の歐羅巴に比すべく、特に臣民和睦の福を完在するを旨とするに於て、其道最も貴しとす、

○日本人民の由來、及び其國始めて開けし頃のことは、其說多くは妄誕の如し、其開闢何れの時なるを擧げず、其始めはテンシンシチダイの政治なりと云へり、卽ち七箇の天神と云へる義なり、其第三世までは、共に特立の神にして、地上の汚穢を受けず、故に又妻なかりしと云、第四世よりは皆妻ありて、自ら初めの三世に異なり、然ども固り人類に同じとせず、其性情を說くに、便ち人の最善なるものに同じ、又其說に、天神日本を治むる間、支那にては三個の帝ありて世を治む、史に是を三皇と稱す、其一世は大昊伏羲氏と稱す、鷹の蹄痕を見て字を造れり、第二世は炎帝神農氏と云、醫術に精し、第三世は黃帝有熊氏と云、特に農學に通ぜしと云、

○天神七代に嗣で國を治るものは、チシンゴダイなり、是れ五個の地神と云へる義なり、其第一世は天照大神と稱す、天神の種にして、未だ地下の穢を受けず、但し威力は天神に及ばずと云、此神は今に至りて、各國に其堂を造りて是を祀る、特に伊勢は、古昔此神の住せる處なりと云ひて、今に至りて歲ごとに貴賤是に詣づ、當今國を治る所の法帝（信按るに、我皇上を稱して、ゲエステレイケケイゼルと云へり、是れ法家の天子と云義なり、）は、則ち天照大神の裔にして、

今日に至るまで陸續相繼で缺る事なし、是を以て國人の是を尊敬することも亦甚しと云、日本の史學を事とする者は、天照大神より神武天皇に至るまで、更に千百年を數ふ、蓋し支那は歐羅巴紀元の前二千二百年の頃より已に開けし國なれば、日本人の斯く開闢の早きを唱ふるも、恐くは支那人の說を學びて、揑造せるなるべし、但し斯く太古の苗裔缺ることもなく、連綿として今に至るものは、大地球中特り日本のみなりと云、

○神武天皇は日本國を開き、始めて諸法令を定めし人にして、卽ち年號を定め、月を分ち、其年月を數ふる法をネンノ（信按るに、何の訛傳なるや未詳ならず）と名づく、其法始より年を追て數ふる事、猶和蘭の曆法の如し、メイラン（人名）の說に據れば、神武天皇年を定る始は、和蘭紀元の前六百八十一年に在りて、和蘭の千八百二十八年は、日本のネンノにては二千五百十五年に當ると謂へり、然れども檢夫爾（人名）、及び日本の學士の說に從へば、和蘭の紀元は、神武帝の後六百六十年に當れりと云ふ、而て日本の曆法にては、此間に凡そ一年を違ふべければ、六百六十一年に當るも知るべからず、此間に日本にては、十一天子相繼で位に卽き、紀元は則ち垂仁天皇治世の時にて、ネンゴケンシウ（年號ケンシウ未詳ならず、蓋し訛傳なるべし）、に在りと云、右に謂へるネンノの法は、神武天皇の定る所にして、爾來相繼で年を數ふる中に、和蘭紀元六百四十四年に卽位せりし孝德帝（信按るに、孝德天皇の卽位は、和蘭紀元後六百四十五年に在り、此に四十四年と謂ふは一年を違へり）、と云へる人、其卽位後第六年に、始て年號と謂ふことを定起し、其年を白雉と名づけたり、此年號の法は、天子の卽位或は其他の吉凶に因りて名を改め、再び新に數ふるなり、

○日本の史學は甚だ精詳にして、其中には當今も用ふる所の法則、風習等の緣て起れる所を載せたり、年號テンム（信按るに、天武天皇を誤りて年號となせるなるべし、此時の年號は白鳳なり、）の第八年に於て、初めて痘瘡を見出し、又其十三年に於て、支那孔夫子の敎書を飜譯せり、

○爾後文武天皇卽位後九年、凡そ和蘭の紀元後七百年に於て、此帝始て方尺の度を立て、後數年始て金銀を貨とす、又衣服の始制、兵戰の勝敗、天災地妖等を記載することも極めて詳なり、檢夫爾の書已に其槪略を載す、近日又挪郞察の學士カラプロツトと云へる者、日本の書を譯して、アンナレス・ヱムペレウルス・チ

ユヤポンと名づけ、將に刊行せんとすと云、又其年を數る第三法あり、是は天學家の用ふる法にして、其一期を六十年とす、蓋し黃道の十二宮に五元行を乘せる數にして、六十年ごとに各異の名を命ず、則ち元行の名と十二宮の號とを併せたるものなり、十二宮の符は、鼠、牛、虎、兎、龍、蛇、馬、羊、猴、鷄、狗、熊と名づけ、信按るに、猪を誤りて熊と云へり、蓋し圖を見て誤れるなるべし、五元行は、則ち木、火、土、金、水とす、蓋し此曆法は、支那人より傳る所にして、日本人又唯々是れを曆書に用ふるのみ、故に其曆一年を十二月に分ち、毎歲凡そ三百五十四日とし、朔を以て毎月の始となす、但し斯く算すれば、遂に寒暑大に時を異にすることあるを以て、四年ごとに一月を加へて、此年を十三月となし、此月をウログハッと名づく、閏月の義なり、又六十年ごとに一日を加へて、太陽の行度に合せしむ、此他曆法の詳說は、後に記するを以て、今再び日本人の由來を論ず、夫れ日本の人種は、韃靼より分れしと云說極て眞なるべし、信按るに、日本の人民韃靼にて分るゝと云ふ說は檢夫爾の日本紀畧にも出づ、蓋し西洋の通說なり、但し韃人の未だ至らざる前幾許年、已に自立の國なりしことは、其風俗言語を以て知るべし、何となれば今其風習等を見るに、支那に類することなく、又他の近隣諸國にも似ざるを以てなり、又日本人其國字四十六字は、日本にて發明せる所と謂へり、然れども是れ支那より傳る所なること疑ひなし、而て和蘭紀元二百年前には、未だ行らざりしこと明なり、又日本の民性豪驕にして、自立を好むことは、和蘭紀元より凡そ百年前に、已に其證を見るべし、其故は、此頃既に將軍と云へる者を置きたればなり、此職は兵武の總督として、天子は自重を要とするを以て、此職に任ずる事を得ざれば、別に選擇して是を立るなり、信按るに、崇神天皇十年に、初めて將軍を四道に置くと云へば、此說頗る合せり、又此頃已に軍艦の製を創意し、後和蘭紀元二百一年に、女帝神功皇后、自ら朝鮮を征し勝を取れる時、是を用ひたり、

註に曰く、神功皇后朝鮮を征するとき懷孕なりし、崩じて後神として祭る、是をカシノダイミヲジンと名づく、カシヒノ宮の事なるべし、其子位を繼ぐ、是れを應神天皇と云ふ、此帝亦崩じて後神とし祀る、是を八幡とす、又當今も姙婦、帶を以て其體を強く縛するは、神功皇后の遺習と云、

○日本史中第二時限と謂ふべきは、高名なる頼朝生れしより後とす、頼朝は近衛帝即位後第十年、即ち和蘭紀元千百五十四年（信按るに、近衛帝即位後十年は、仁平元年にして、和蘭の千百五十一年に當る、又頼朝の生るゝは、久安三年に在り、共に稍々違ふなり、）に生れて、後將軍に任じ、千百八九十年の頃、ミカドの命を奉じて諸州の爭亂を討伐せり、

註に曰く、日本の諸書神帝を稱してダイリ（内裏、）と云、是れ帝の居宮の號なり、又ミカドはミコトより轉ぜる語にて、天の子と謂へる義なり、但し法帝と稱するを常とす、是れ執政の帝と分つ為の名なり、但し執政家も専ら教法を以て國を治め、ダイリを以て教家の宗頭となし尊ぶと雖も、其權威は執政家是を持して、ダイリに與ふる事なきなり、猶ボナパルテ、（人名、）バウス（意太里亞の教徒の長の官名、）に令して、己れの法に從屬せしめたるが如し、

○日本は全國を六十八州に分ち、和蘭紀元六百七十二年より、各州に侯を置きて是を治めしめたり、此諸侯各州に己れの政を行ふと雖も、其州を以て全く己れの有とするに非ず、恰も帝より地を借れる者の如し、夫れ此の如く諸侯各州割據せるを以て、後には互に不平を生じ爭鬪を起し、帝家優渥の政法にては、是を鎮定すべからざるに至れり、抑此爭鬪の原は、各侯自立せんことを欲するより、互に師を出して、己れの威力を張大にせんとし、遂には帝位をも覆すべき勢なりし、千百八九十年（文治建久の頃、）に於て、頼朝策を建て此爭亂を平げたり、蓋し頼朝は源氏と云へる黨に屬せしが、平家と名づくる族と久しく戰ひ、遂に全く是に勝てるのみならず、敵徒悉く信從するに至りたり、是に於て頼朝其威力を以て、政治の權を自ら執り、帝位の尊を削らずと雖も、其世を治るの威力は與へざりし、是より後に將軍たる者專ら權を執り、幾許年の間相繼で官に昇り、世を治めたりしが、千五百年代の末（天正慶長の頃、）に至りて、再び爭亂起り、陸續たる將軍の職も、是に於て緒を絶つに至りたり、此爭亂を平定するは極めて難くして、各州の雄豪衡を爭ひたりしが、終には此尊大の官職、一奴僕の手に落ちたり、（信按するに、一奴僕といへるは、豐太閤を指せるなり、）

○將軍信長は、千五百八十二年（天正十年、）に政を執りて在りけるが、此頃久しく長門の侯と戰ひ、其將羽柴を遣りて長門に屯軍せしめたり、此羽柴は本と卑賤の產

にて、始め信長の一將校に事へたりしが、遂に自ら將校の任を得て、信長の一軍を指揮するに至れり、此時羽柴長門に在りて久く屯軍したりけるが、速に此戰を決して全勝を收めんが爲に、更に援軍を得んことを請ひたり、信長乃ち明智に命じて、一軍を率ひて急に赴き援はしむ、翌日に至りて、明智其軍を率して、信長の城に入りければ、人々甚だ駭き異みたるが、少間にして其簒奪の意なることを露れたり、然れども城中城外の兵士、固より此の如き不虞の亂あることを思はざれば、大位の簒奪、財帛の散掠、共に瞬間に事成りたり、信長及び其子は此亂に死して、其二子のみ殘れり、二子は性恭昧にして事を成し難く、三子はアハ（信按るに、阿波を謂なるべし、但し此時信孝は紀伊鷺森にあり、阿波と隔海の隣國なるを以て誤れるなるべし、）に在りて變故を聞き、卽ち羽柴と其軍を併せ、羽柴全軍の總督となり、日を經ずして明智を討滅せり、是によりて信長の第三子、當に國政を執るべかりしに、羽柴遂に其假面を脫して、（信按るに、彼邦の諺にて、猶我俗妖面を露すと云ふが如し、）自ら國權を執り、信長の子には、唯々西國一島を與へしのみ、（信按るに、西國一島は、九州を云なるべし、但し信孝に此時美濃を領せば、此說訛れり、）

○羽柴は始めは藤吉と稱し、後に秀吉と稱せり、

註に曰く、日本の史記を檢するに、羽柴後に太閤樣と稱す、其少なりし時は極めて貧しく、傭鬻して僅に饑へず、貌姿極て醜く、兩眼凸起し、頭形歪異にして、右手に六個の指ありしと云、

○本と卑賤に生れ、唯々其勇略によりて、遂に關白の位に昇れり、關白は內裏宮中の極官なりと云、秀吉の勢威然く強大に至り、啻に將軍のみに止まらず、遂に公方の號を稱す、公方は卽ち帝號なり、（信按るに、公方の號は足利氏に始りて、秀吉未だ曾て此號を稱することなし、又帝號の說も違へり、蓋し彼邦にて帝と稱する者の如しと云意か、今も吾大君を稱して帝と謂へり、）爾來秀吉、專ら政務を執るのみならず、皇上をして更に政に與ることを得ざらしめ、唯其神靈法道の尊位を保たしむるのみ、蓋し秀吉の斯く大亂を定めて、一新の法を建てたるは、其時に在りては極めて行ひ難きの事なりし、唯々大勇明智秀吉の如き者にして、始て是を遂ぐべきなり、其故は各國の諸侯、各々其大威を張り、國權を執んことを欲るもの多かりしかば、先づ是を討て其大威に服せしめ、臣從の意を生ぜしむるを要すればなり、但し是れ優渥の政のみにては行ふべきにあらず、正譎相交へて、始て全國を

一統することを得たり、是に於て更に諸臣の餘勇を消し、猖獗の固習を一轉するが爲に一策を起したり、其策は則ち朝鮮を征して、己に服從せしめんとの一事なり、

○太閤軍を朝鮮に出すに當て、日本中諸州の侯伯、多くは征旅に關らざるはなし、是に於て太閤諸侯の妻子を招きて己れの居城内に入らしめ、且つ各々其邸第を築造して是に住せしめたり、是れ外逸樂に供するが如くにして、實は侯伯の妻孥を城中に質せしむるなり、偖て朝鮮の戰は、十全の勝と利益とを得ざりしと雖も、太閤意中の策は全く成れりと謂ふべし、其故は、征旅の侯伯漸く其力罷弊して、資用も亦匱乏し、今は皆本國に歸らんことを希望するに至りたればなり、是に於て悉く朝鮮より歸らしめ、各々其舊封に就かしめたり、但し此時に於て、其帝家に臣從する諸律を定めしなり、其中に就て、諸侯の居住は必ず都に在るを要す、故に或は其國の政務の爲に、所領の國に至ることありとも、妻孥は常に都内に住すべきとの律あり、實は是によりて、諸侯臣從二心なきの質を取れるなり、又諸侯海外に在る間、國中の政法を改新し、頗る嚴酷なれども、能く全國の保全に協へり、是より後太閤、己れの勢位既に固きを知り、善く諸侯を遇し、彼我交親の禮等を定め、全國の州城を定めたり、是よりして六十八個の侯伯、各州を治むるなり、又一法を立て、國人必ず日本國内に在りて、敢て國を離れて海外に出ることを許さず、

註に曰く、日本にては、帝或は其他の貴官の稱呼には、其の名の後にサマと云ふ語を加ふるなり、又卑賤の人に在りてはサンと稱す、是サマを略せるなり、蓋し共に和蘭にてミネエルと稱するが如し、

歐羅巴人の日本を見出せしは、波爾杜瓦爾及び以西把尼亞の人、亞墨利加を發見せし後、東印度に航海せし時とす、中ん就創めて日本を見たりしは、波爾杜瓦爾人ヘルジナント（官名）、メンデス・ピントと云へるものなり、此人千五百四十二年、（天文十一年）偶然に日本の島に着せり、夫れ斯かる富饒安樂の國を創見せしなれば、忽ち航海通好の意を生じ、歐羅巴の商業廣博をなす源となりしも宜なりと謂ふべし、右の波爾杜瓦爾人は、固より官命を受けて日本に尋ね到れるに非ずと雖

も、剏見の功又歐羅巴諸國の願ふ所に協ひたり、特に此頃は、日本國にて外國人を容るゝ時なりければ、乃ち敎徒を送りて、其國人を敎化するに至れり、其敎徒中の尤なるものは、フランシスキユス、キサベリウス（人名）と云へるものなり、此人は耶蘇宗徒のプリイステル（僧官の名）にて、日本に至り耶蘇の敎を講じけるが、遵奉する輩甚だ多くして、中には貴官高位の人も是を信仰せり、蓋し日本の國人、固より善良の民なれば、競ひて其敎法に歸依せしなり、然るに敎徒等其敎法を說くのみならず、凡そ敎家の法律は、世間政治の法よりも重くして其上にあれば、專ら此法律に服從すべしと說きければ、此一事大に日本政家の惡みを起したり、其故は日本人の意は、政治法律は其國の諸神及び法帝と雖も、是を意の如くすることを許さゞるに、一僧の力を以て、罪罸赦免の權を擅にすること、固より其習俗に異ればなり、但し此敎化の間、國人より敎徒に貽れる所の寶貨鮮からず、是は皆歐羅巴に入りたるなり、又日本の記錄に據れば、此敎僧等頗る驕傲自立の意ありて、或は濟度を名とし、婦女を誘ひ姦淫するに至れりと云へり、夫れ此の如く諸般の弊害あるを以て、後には太閤審に敎徒の行を察して、其說く所行ふ所と一致せざるを知り、善良の國人或は此習に化せらるゝときは、大に國害ともなるべしと思ひければ、千五百八十六年（天正十四年）、國中に令して、耶蘇の敎徒を逐ひ、其敎に歸依せる國人は、其祖宗の宗に復せしむ、但し此令出ると雖も尙不綏にして、太閤の生涯には、未だ是を禁じ絕つには至らざりし、偖て太閤は千五百九十八年（慶長三年）、第九月十六日、享年六十四にして薨ず、一子あり秀頼と謂ふ、其猶幼なるを以て、當時の參政にて、三河の侯を兼たる家康公を將軍とし、秀頼の長ずるまで國政を託したり、但し此盟約を固くせんが爲に、太閤其病床にて、家康公の女子を以て秀頼に妻すべきの約を成せり、幼主秀頼は、此後大坂の城に在けるが、近臣の善からざるに因り、長じて後も賢明ならず、家康公是に於て、自ら其將軍の職を保ちて、未だ秀頼に政を歸さず、蓋し秀頼の生母、太閤の妻淀殿と云へる者、此頃耶蘇の敎を信せしが、又大に家康公の謀を遂るの一計となれりと云、秀頼已に長じて後、自ら國政を取らん事を欲し、遂に兵を起したり、時に日本の耶蘇宗徒及び外國の敎徒、專

ら其謀を慫慂し、且つ是を輔けたりと云、秀頼の兵を起せしは、家康公鴻業の基を固ふする好機會なりければ、家康公卽ち其强兵を以て、大坂の城下に出て戰ひたり、城中の兵威頗る强くして、始めは敗衂ともなるべかりしが、一計を用ひて敵を誘し、遂に火を城中に放たしむ、是に於て秀頼の將士悉く死亡し、家康公終に全勝を取りたりけり、

○日本人の說に、秀頼は此戰に死せず、支那に逃れたるべしと云、或は又薩摩侯の一族に助けられ、其國に逃れ、今も猶薩摩に其裔ありと云、未だ其實を知るべからず、但し薩摩の國人は、日本人諸州の內特に强勇にして、帝も是を視ること他の諸侯と異なり、故に此一侯のみには、琉球に渡海交商することをも許せり、又薩摩の兵士等は、帝家の勤仕に於て、必しも其法律を嚴守せず、或は違踰せる事ありて、帝家に是を知るも宥して尤めず、蓋し若し是を擧げて罰を加へんとせば、大事を引き出すに至るべきを知ればなり、當今の帝は、薩摩侯の女を納れて妃となせり、是れ又上說に合せ考ふべし、歐羅巴の敎徒は、此大坂の戰に秀頼に屬せしを以て、後來家康公益々是を敵とし惡み、其徒を逐ひ其敎を禁ずること、從前に比すれば極めて嚴なり、

日本風俗備考卷之一　終

日本風俗備考巻之二

小引の二

○和蘭より始めて日本に航海せる船は、エラスミユスと名づくる船にて、千五百九十八年(慶長三年)、ロツテルダム(和蘭の一都の名)より南海に航せる隊船、ヤクエスマヒユと名づくる一隊五船の一なり、此隊船は、千五百九十八年(慶長三年)、ロツテルダムを出帆し、智里の海岸にて難船し、僅に二艘となりたり、是に於て其志す處に航することを止め、チルクゲルリツ(自註に曰く、此和蘭のエンキホイセンと云へる地に生れ、千五百八十五年、(天正十三年)、波爾杜瓦爾人に隨て、阿瑪港より日本に航せし者なり)の議に從ひ、日本に航りて其載貨を整頓し、且つ船中の病者を療せんと決し、千五百九十九年(慶長四年)の始、日本に着岸せんと欲しけるに、日本人是を海賊なりと謂ひて、船及び載貨をも悉く奪ひたり、船中の者も捕虜となれる者の外は、生命も危かりし、家康公此時幼主(信按るに、秀頼を云)の輔佐として將軍たりしが、右の和蘭人中の一人を見んとて召されたり、時に此召しに應じて、按鍼役ウイルリアム・アダムス(人名)を出したり、此者は英吉利の產にて和蘭の東印度公班衛に勤仕し、クワアケル・ナアク(人名)の指麾を受けて、エラスミユス(船號前に見ゆ)に來れるものなり、此人頗る波爾杜瓦爾語を知りければ、將軍と說話を通ずることを得たり、將軍是に以西把尼亞及び波爾杜瓦爾のことを尋問あり、此時右の二國は和蘭の敵國なれば、アダムスの答に、此二國を稱贊せざること知るべしと雖も、捕虜の和蘭人は、仍は寬優の待遇を得ることなかりし、斯て後船は奪はれ、船民は歸國を許され、アダムス及び餘の數人は、暫く大坂の城中に囚はるゝ後、竟に日本に留ることを命ぜらる、爾後將軍和蘭人に命じて船を造らしめたり、又此時日本に在りたる耶蘇の徒、和蘭人を譏して、罰せしめんと謀れども、其事はならずして止みぬ、

○クワアケル・ナアクは、既に印度に歸りけるが、日本と交易を行はゞ、和蘭の東印度公班衛に大なる利益あるべしと思ひければ、千六百九年(慶長十四年)、二艘の船を日本に出せり、此船は千五百九十年(慶長四年)、マテリイフ(人名)の指麾にて、東印度に航れる隊船中の二艘にて、一はグリツヒウンと號し、一はロヲデ・レヱウ・ヌツトベイレンと號せり、此二船日本に至り、將軍に請ひ

て、貿易を行ふ爲に一小地を借り、貿督（信按るに、原チップルホウフトと云、當今渡來の舶主も皆此官なり、我邦にて甲必丹と稱すれども、甲必丹は軍官にてチップルホウフトと大に異なり、故に今暫く貿督の名を充、貿易總督とも謂ふべき官なるが故のみ、）ヤクエス・スベックスと謂へる者を其地に留めたり、波爾杜瓦爾人及び以西把尼亞人は、此頃まで日本より大利を引きしが、此時に至りては復た和蘭人の如く、自由に通交することを得ざりし、其故如何にとなれば、一には曾て人を誑惑する行有りしに由り、一には將軍と秀頼と戰ひしとき、秀頼に從屬せしに由りてなり、和蘭人は能く日本人の意を知りて、純ら忠誠を守る外、他人の意を挾みては、貿易の業遂げ難きを解すと雖も、更に波爾杜瓦爾、以西把尼亞二國の通交を妨ぐることなし、斯くて千六百十一年（慶長十六年）、始めて和蘭との貿易を行ひ、千六百九年（慶長十四年）に借り得たる小地を改め、平戸島に於て、新に商館を建つることを許されたり、此頃は貿易の利極めて大にして、毎歳船十五六艘を輸り、易へ得る所は多くは銀のみにして、其價或は一艘にて五百萬ギュルデンに至ることあり、（信按るに、一ギュルデンは凡そ我銀四匁餘に當ると云、）是より後將軍薨じ、千六百十八年（元和四年）、其世子秀忠公位を嗣ぎ、（自註に曰く、公後に台德院と稱す、）其父君の基を繼ぎて、羅瑪の敎徒及び僧徒の日本に在る者を追逐せり、但し猶稍寛優にて、耶蘇敎を全く禁ずるに至らず、千六百三十七年（寛永十四年）に至りて、波爾杜瓦爾人、日本中の耶蘇の徒と謀を合せ、將軍を殺して位を奪はんとせしこと發露し、是よりは此敎全く禁絶せられけり、日本帝此密謀を發明せしは、和蘭人波爾杜瓦爾船を奪ひし時、船中に有りける一書牘を得て、是を呈せるに因れり、此書牘は、波爾杜瓦爾の都にて作れるものなりし、但し是より前、阿瑪港に在りける日本人、已に此密謀を察して、帝に奏聞せる者ありければ、此書牘は、唯々其事を信にする左證となれるのみと謂へり、夫れ波爾杜瓦爾人は、曾て日本に在りて和蘭人の信を得るを惡み、百方して和蘭を退けんとせしかば、此密牘を和蘭に得られしは、實に天報と謂ふべし、斯くて同年に帝より嚴命を下し、其國を鎖して外邦の民は渡來を禁じ、國人にも亦外國に航することを許さず、耶蘇敎を奉ずる者は死刑と定めたり、後千六百四十年（寛永十七年）に、波爾杜瓦爾人再び通交を得んとて、帝城に使節を立てたりしが、此使を奉せる人は、日本にて悉く刎ね、唯々數人を送り還して、其事を國に告げしめ

たり、又此耶蘇禁止の時、日本の諸侯帝を助けて此事を行ひける內、或は嚴に其國民に課して財貨を出さしむるものもありけるが、是によりて其民人恨みを懐きて、其君に反く者多かりける、此徒追捕に遇し耶蘇の徒と共に、遁れて島原に至りたり、是に於て帝より一軍を遣して島原を攻めたり、此時和蘭人は、帝の意にて、一船を以て島原の賊に當ることを命せらる、但し此船は、數日の後返されたり、其軍は遂に島原を圍みて、其粮を斷ちたりければ、城中の民饑餓に困み、寧ろ戰て死するを勝れりと決し、悉く鬪戰して死し、一人も降れる者なし、此戰に死する者、賊と官軍とにて四萬に踰ゆると謂へり、

○此頃までは和蘭人は、他の外國人とは異りとして、嚴法を加へざりしが、千六百四十一年（寛永十八年、）に至りて法律を改め、是れより後は復た前の如く、利益と自在とを得せしめず、此歳和蘭の商館平戶に在るものを、事に託して出島に移さしむ、唯一堆の石礫にて、長四百步幅百八十步、其形ち扇面の如し、此地は長崎の港口にありて、波爾杜瓦爾人其禁せらるゝ前、是に置かれたり、而して此歳より今に至るまで、和蘭の商館たり、但し斯の如き減少に遇ひても、帝家の法律に從はざれば、公班衙大利を失するを以て、仍は其命に從ひけり、但し此狹隘なる地に移さるゝは、暫くにして再び他に移ることをも得べしと思ひけるが、日本人は一言の約をも固く守りて、其地を貸し與ふれば、又容易に換ふることを許さず、若し強て是を請はゞ、和蘭人も亦た他の外蕃と一併に、禁止せらるべかりしなり、蓋し千六百九年、（慶長十四年、）權現様より一地を賜る、後其世子代り立つに至りて、地を代へんことを願ひしは、甚だ粗慢と謂ふべし、是によりて日本にて、和蘭人の帝命を重んぜざるを疑ふに至れり、又此時より後は、日本より與ふる所の文書等の語も、前の如く優渥ならず、且つ敬愛の意少し、故に後より是を思へば、始めの地を換へんことを願ひしは、悔ゆべきこととす、但し貿易は故の如く連綿と行ひけるが、前に大益となりしも、今は僅の利となりたり、

○秀頼死して後、秀吉の裔全く絕へければ、是より後は家康公の治世となりて、後來も其子孫相繼で位を承くることゝなりぬ、家康公は薨じて後權現と稱す、皇家より是を神とし祀る命ありて、トヲショヲグウ・

ダイゴンゲンと名づけたり、是れ東方を照す大なる權現と云へる義なり、而て江戸を距ること三十六里、二荒と謂ふ地に埋葬す、往昔は將軍の居處定まらず、屢地を移せしことありし、今商販の大府大坂に美城あるも、古跡の殘れるなり、然るに太閤の改政より後は、江戸の建築極めて壯大にして、爾來は常に將軍の都と定まれり、將軍亦た曾て江戸を離れて他處に至ることなし、唯々隱行することあるのみ、其故は將軍江戸を出るには、其警衛部從を極めて多く要すれば、上に大費あるのみならず、臣屬にも又莫大の費用あるが故なりとぞ、蓋し此定法は、將軍家の定めたることなるべし、然れば國民の國を離るゝを禁ずるは、嚴苛なりと雖も、又其民を愛惜すること深きを知べし、又其居城周圍三里許なるも、他に出ること稀なる故に、斯く廣きなるべし、江戸の城は其都の中央にありて、城外の民を併せて人口二百萬に下らずと云、當今の帝は老年の人にて、其稱を淳和奬學兩院別當源氏長者兼武藏守德川左大臣源家齊と謂ひて、家康公の裔なり、

註に曰く、家齊は嫡名にして、左大臣は千八百二十三年、皇上より賜れる官位なり、

○其長男世子たり、西の丸と稱す、若し帝男子なき時は、兄弟或は他の最近親の子の最も長せるを世子と定む、是れ日本の常法にて、啻帝のみならず、侯伯士に至るまで、預め繼ぐべき者を定め置くなり、

○昔し和蘭人に地を賜りし初めより、和蘭亦他の侯伯の如く、毎歳都城に入朝して貢物を獻ずることゝす、其物は金緞哆、羅絨、及び他の布帛類、異鳥、奇獸、珍藥或は他の異品なり、此歲貢は例を逐ふて千七百九十九年寬政十一年、まで行ひしが、此歲に至りて、執政越中守といへる人、銅の貿易を減じければ、是れよりは和蘭人の都城に貢するは、四年ごとに一度と定めたり、此越中守は、極めて和蘭との貿易を減じ、和蘭人をして、自ら商館を罷め去らしめんと欲しけると云、予は千八百二十二年文政五年、に、書記官となりて江戸に至ることを得たり、其詳說は附錄に著載せり、

○將軍は自ら政を執り、獨斷に事を決すと謂ふと雖も、是れ名のみにして實は然らず、將軍の日常の務と謂ふべきは、唯許多の臣屬の禮敬を受け答るのみなり、此禮式等甚だ繁冗にして、是をなすに侍服侍する

者三人を要するなり、蓋し政法等の瑣事を省するは、將軍にありては賤事とし、是等の意を生ぜざらしむるが爲に、常に禮式家ありて服侍す、此者は又兼て見附（自註に曰く、權目の義、）の役を勤む、是れ監吏にして、諸役の官より是を勤むるなり、其參政たる者は、實は政務を專にする者にて、上政官（信按るに、御老中を云ふ、）七人、次政官（信按るに、若年寄を云ふ、）六人及び寺社官二人なり、而て上政官の中より、一人を擇びて其頭となし、他の十四人は是を輔翊するなり、此頭官は、威權恰も英吉利のミニステル（官名、）に比すべし、

註に曰く、寺社官はインクイシテウルとも名づくべき官にして、敎化の事を點査し、神道佛道の敎を除く外は、一切他の敎法を禁じ、特に耶蘇の敎を嚴禁して、若し是を犯す者を見れば、追捕して是を刑す、故に諸般の武器を用ふることを免さる、

○凡そ政官政を決して後は、必ず是を將軍に白す、若し將軍其議を可とせざることあれば、必ず三個の近親を招きて是を議するなり、此三人は將軍の最も近親にして、若し將軍に子なき時は、直ちに將軍の後をも承くべき者なり、當將軍の三親は、加賀、水戸、尾張と稱す、政事已に三親に議するに至りては、三親相議して若し將軍の意理に合せざるときは、將軍其職を退て、子をして是を繼がしむ、是を日本語に隱居と稱す、又政官の議違ふ時は、其官の中主として議を建たる者、其命を捨て過を償ふことゝす、又外國の事に關かれる令尹二人あり、是に屬する管下百餘人、皆城内にありて不虞に備ふ、將軍は一妻にして、又吏に數多の妾を養ふ、其妾皆高貴の官に任ずるのみならず、利を得ることも亦多しとぞ、偖て將軍の經濟は、官領なる山城、大和、河内、和泉、攝津の五州より擧る所を以て、其費を償ふことゝす、此五州は猶長崎の如く奉行ありて、年々江戸より交代す、是を御代官と稱す、將軍の收入する所は、金鑛、銀鑛、銅鑛、米及び其他の賦税なり、是を合すれば其値二千萬兩、卽ち和蘭の二億六千萬ギュルデンに下らず、但し甚だ過多なるに似たれども、此收財を以て、許多の官人等の祿を償ふを要すれば、猶多しとすべからざるなり、此官人等は皆祿を江戸にて賜るなり、何となれば他の諸州より出す所は、皆各州の侯伯の領する所と定むればなり、但し各州其地勢によりて、防禦の備を要する處は、皆

其地の侯伯に命じ警備せしむ、是れ其國の守備を益益固からしむるが爲なり、長崎の港の如きは、肥前筑前の二侯、各歳に警守するなり、但し此二侯は、長崎外國交易の利少しも與かる所なしと雖も、此警備の役を勤むるは、此港内の地其所領に入ること、一二里計なるを以てなり、

○日本全國は、上に載せたる將軍の所領五州を合せて六十八州に分てり、而て各州各異の侯ありて、是を領す、此諸侯又職位差等あり、譬へば加賀薩摩、奥州、信按るに、仙臺を云ふなるべし、尾張の如きは、其所領の民數二三百萬に至る、斯く廣大の地を領すれば、勢威自ら強盛にて、必しも常に將軍の命に從はざるなり、又其第二等の侯伯も、其國を領するの勢威は異ることなく、其領國は子孫世々相承くること〻す、但し全く將軍に服從して、少しも違背することなし、此一等の侯伯には、或は政官信按るに、閣老を云、に在せられ、或は他の貴官に任せらる〻者あり、然るときは、三歳の間未だ一日も已れの國を巡見せざることあるなり、此二等の侯伯は、サイミヲ信按るに、小名を謂なるべし、と稱し、第一等の者を大名と稱し、猶和蘭語にて、セエル・グアクテ、ホヲグ・グアクテ共に貴官の稱呼、と謂ふが如し、諸侯の國政も亦猶將軍の如く、概ね其政吏に託して判決せしめ、唯々事決して後、其主侯一たび是を聞き、或は臣下の禮敬を受くるのみを務とす、故に各侯ごとに必ず家老二人あり、是れは書記官とも謂ふべき名なれども、其勢威は和蘭のアヂュンタテン官名、に比すべし、此官二人の內、一人は常に國政を掌り、斷へず其國に在りて、侯命を稱し政を行ふ、一人は常に其君に隨ひて、江戶に在るなり、此官は將軍より諸侯に附け與ふる者にて、其政を布くは皆將軍家の命に從へり、但し是によりて、諸州の政皆直ちに將軍に屬し、侯伯は唯々其國を領する名のみあるなり、又諸侯皆其國と江戶とに居を構造するを以て、費用極めて多し、故に日本にては、諸侯に債を負ふ者屢あり、而して其所入却て臣下よりも少きことあり、是其所入に定限あるが故なり、而て侯伯は自ら固く其職務を守りて、慢りに其定法を改めず、故に勢威を以て國を富ますことを得ざるなり、其所入は米にして、其成熟の後に至りて、凡そ五分の一を收む、但し歲に豐凶あるを以て、所入の數同じからず、故に其臣屬に給する所も又同じからざるなり、

○日本は久しく太平無事なるを以て、諸侯の國に兵武を備ふることを要せずと雖も、各國皆防戰の用意を怠ることなし、以て不虞に備ふるなり、

○名譽を好むの僻は、日本人の通性にして、名の爲には他の諸大事をも棄てゝ顧みざる性あり、譬へば諸侯は帝より貴位に任ぜられんことを願ひ、其臣屬は、君より貴官に任ぜられんことを願ふが如し、微賤の者に至りても、名譽を重んずる情殆んど同じく、各人皆其分に隨て、國用に當らんことを願ふ、是れ其職によりて、多少品別の目徵を得ればなり、諸侯其臣從を具して國に至るが如きときは、其行裝極めて美なり、其携る所の器具は、大小諸色の旗に金紋を縫ひたる者、鎗、鎌鎗、手銃、馬銃に、絹或は他の布帛を覆へる者、鳥羽の球及び白色の馬尾を長竿に掛け、竿頭に鍍金の球を附くる者、弓及び矢を漆髹匣に入るゝ者、鞍を置ける馬、獵犬、鷹、樂器、乘物と名づくる肩輿、信按るに、揚輿を云、鎧箱等なり、啻に侯伯のみならず、賤少の人も亦皆定まれる紋ありて、漆箱、旗及び布覆等にも是を附け、衣服にも亦其胸部に此紋を織り出し飾となす、又僕從を多く具するは、一の通習にて、侯伯のみならず、其大夫以下醫者扈從等に至るまで、皆多少の僕を具す、而て上に載する所は、貴官の位階を別つ徵にして、賤少の徒に在りては、其品別する定法異なるなり、則ち肩輿に乘るべき位、輪に乘るべき位、挾箱自註に曰く、衣服を容るゝ二個の箱なり、を擔はしむべき人、馬を具すべき人、侍を從ふべき人、硯箱及び下駄を持たしむる人を從ふべき人等の別あるなり、但僕從によらずして其差等を知らんには、一刀を帶する人、二刀を帶する人、麻上下を着する人、絹袴を着し黑絹の外套を被る人、袴なく外套に長き衣を着せる人、或は外套衣服共に木綿を用ふる人、或は下駄を穿ち編笠を戴き、漆せる細布の雨衣を着し、雨傘を用ひて步行する人、或は草鞋を足に結着し、雨ふれば蠟紙若しくは藁にて製せる外套を着せる人、或は貴官に向ひて腰を半屈し、或は全く屈し、或は深く拜し、或は深拜して手を地に着け、頭を下げて地に至らしむる等、諸般の禮式等擧げて數ふべからず、是れ日本の民に非ざれば悉く知ること能はざる所なり、又貴官の從屬となりて、卑賤の事を務る者と雖も、又自ら奴僕を備ひ、是をして微事を掌らしめ、務めて自ら尊大にせんことを欲する

なり、

○此諸般の人物をして、其身を精勤せしむるには、此國の如く變化なき國にては、古今の記錄現存して、政事の制度明白なれば、自ら施し易しと雖も、然れども其政令も又甚だ浩瀚なり、若し其邦の古今の記錄は、博覽せん爲に一生の歲月を費し、殊に尊貴なる日本人は、是が爲に一生を閑却に至る、然れども此國に於ては、人民繁庶なる中にて、人々精勤して其職位を守らしむる爲に、闕くべからざる切要たり、

○日本人民の內、諸侯及び宗族は、最貴の位に居り、幕府の臣は其次に位すと雖も、學術工藝の徒も亦た此列に在るなり、其人は卽ち僧、醫、製藥師等なり、又其次には諸工人なり、諸工某精妙に至るときは、極めて貴重せらるゝことゝなり、故に和蘭より歲々輸す所の貨物中、日本にて最も貴ぶ所の物は、古製の諸器、特に人力を用ひて造れる器具とす、而て器械の機關を以て造れるものは、假令精功の品なるも、其功を器械を創製せる人に歸して、其成器を貴ぶこと少し、偖て工藝の次は商賈なり、商賈は皆福有なり、是れ諸國通じて然る所なれども、特に日本にては、商賈の利を得ること多し、蓋し國人性勉勵なるを以て、利自ら多行消甚だ多く、而て商賈の數は少きを以て、諸物のきなり、但し日本人は性嬌傲にして、利を卑み商を賤とすれば、商賈の數自ら少きなり、然れば日本にては商賈を最幸の業とす、但し歐羅巴の如く、貨幣を以て位を買ふことを得ず、故に商人の中或は金を納れて、侯伯の部下に屬し、因て一刀を帶し、絹衣を着することを得るものあり、

○商賈に次ぐ者は傭竇の徒とし、又其次は農民とす、農民は最も貧にして、其耕す所の地多くは己れの有ならず、大抵其熟する後に至りて、五分して其三を得、其二を領主に納る故に、領主は勞せずして五分の二の精穀を得るなり、農民の居住は、大抵粗惡の草廬にして、自ら造構せる所なり、而て其地の饒否に因りて、得る所異なれば、屋裏の器什にも多少の別あるなり、又日本に丐兒と稱するものなし、其最卑の民は、別に一夥をなし、獸皮を剝ぎ又是を消熟し、及び履を製するを以て務となす、又兼て罪人を防送し、或は笞打し、或は獄中の病者を看護する等の業を爲す、此類の民は、各國各州にて別に夥伴をなす、每歲十二月よ

り正月の間、允を得て街上を巡丐す、又異國人の來るに會へば、必ず憐惠を乞ふなり、和蘭人長崎に到る時は、其休歇する家屋の前に集りて、甲必丹さん下されと叫び、或は阿蘭陀さま仰付なされましと叫び、與へざれば去らず、和蘭人是に一ダアルデル（我六匁に當る、）或は三ギユルデン（一ギユルデンは、我四匁餘に當る、）を與ふることゝす、蓋し日本は諸事整嚴の法ありと雖も、却て此丐徒の巡丐を許す、而て我等異域の人、亦此徒に多少の貨を投ずるなり、但し和蘭にて往時獄卒の世人に交るを禁ずる如く、日本にても此徒の漫に人家に入るを許さず、道路の旅館或は休歇處等にても、此徒に喫烟の火を借すことも厭ふなり、又或は一碗の酒を惠むことありとも、其碗を併せて彼に與へ、再び是を返すことを惡み嫌ふなり、又日本の人別中に此徒を算せず、其住する所の地も、亦定數の外として算せず、夫れ然く諸般の等級を分ち、各等の人をして皆其分を踰へず、上を敬し下を愛するの意を失はざらしむるは、是れ法令嚴整なるが故にして、是によりて諸事定序を失はずと雖も、又却て人をして竊に嫉妬の心を生ぜしむるなり、然れども漫に是を發露することを得ず、或は發露すれば、罪科亦輕からざるなり、

○日本の訟獄は、猶歐羅巴往時の習の如く、極めて嚴にして、或は殘酷に渉るものあり、但し其人の位階等級によらず、總て一樣の律を用ふ、而て其罰を決するは、極めて淸潔にして廉直なり、凡そ人過失ありて、他人より是を訟ふる時は、先づ乙名と名づくる官是を論解し、務めて官廳に達せざらしめ、或は蟄居或は過料、或は他の輕き罪科を命ずるなり、但し是等の輕き罰は、唯々其過を衆に知らしめ、過つ者を辱かしむる爲のみ、又目附と名づくる者、又其説を出す、而て右の吏等の裁判に伏せざるか、或は其罪重き者は、官廳に奏するなり、日本人凡そ祕密にすることをナイブンと稱す、是れ内方とも謂ふべき義なり、蓋し日本の法律は、極めて嚴酷なるを以て、訟獄の時に當ては、特に隱祕すべきこと多きなり、又ナイブンの反對をヲモテムキと云、是外方の義なり、而て何事にてもヲモムキとなす時は、裁判明白を主として、少しも寛恕あることなし、長崎の如き官の領地には奉行ありて、奉行の下に更に執事（信按るに、給人を謂ふか、）ありて、此者力を竭して事實を探るなり、但し日本の風習にて、他人も

亦た大に助けて、其證明を遂るなり、其事の實否を糺明するは、大明白に至るに非ざれば止むることなく、而して官人公法を奉じて敢て違はず、諸事の吟味極めて精密なる上にて、正大に取計ふなり、官人は、政廳の後の方より出で來りて、正廳に坐す、正廳には兵器、壁書及び罪人を威嚇する諸具の外、粧ひ置くことなし、斯の如く廣き官廳は、四面に高壁を構へ廻らしたる内にあり、青石の大さ拳ほどなるものを敷き並べ、罪人は薄き薦を其上に敷きて坐せしむ、其罪輕き者は、板廊下様の處にて鞠問を受く、此地は別室と内構との間に在りて、罪人を鞠問する時、全く戸障を放開す、否らざれば木或は紙の屏障にて仕切りて、一の入口あるのみ、理訟廳に呼び出さるゝは、許多の證據あるは勿論なれども、罪人の方も又己が歎願あり、但し代人を以て是を訴ふるを許さず、且つ上官の鞠問に呼び出さるゝことも、前以て知るあることなし、輕き罪人の獄は、至て堪へ易く、監視もまた嚴重ならず、然れども死刑以上の罪を犯せる者は、牢と名づくる獄に下す、此牢に囚らるゝ者は、慘苦堪ふべからず、予嘗て牢に入たる實説を聞しに、苦痛殆んど堪ふべからず、次の呼出しの日を待ちて樂とするに至ると云へり、其牢は四角にして、堅固なる造築にして、諸般の十字に組みたる重大なる壁を用ひて其外を圍み、官邸の壁中に在り、一軒の牢中に、罪人十五人或は二十人を一所に入れ置く、中には他の日光を受けず、軒の上に小窻ありて、鐵の格子骨を納るゝ所より光輝を納るゝのみ、戸は罪人を出し入るに非ざれば、決して開き置くことなし、其餘は嚴重に鎖し、大なる封印をなす、凡そ囹圄中の人は、寝具を與ふるを禁ず、絹又は木綿の帶にて衣服を約る風習なれども、罪人には、帶に代るに藁の繩を以てす、是れ日本にては、此上なき卑賤の取扱ひなり、燕饗、喫烟、看書等、凡そ消遣の諸事、嚴く是を禁絶す、牢獄の壁の下に小なる穴あり、此穴より食物を納るゝ、其食物は甚だ粗糲にして、其製造も又至て醜陋なり、囹圄に囚るる人は、市尹の役人常に監視し、上に云へる獸皮を剝ぐを掌る人、囚人に給仕す、此屠兒に頼めば、一二の好める食物を給與す、然れども此の如き好める食物を得るを聞けば、同じく囚らるゝ人集りて、是を嚇して公法に背きたりと罵り、牢中の人盡く其食を得ん

と欲す、衣服も又是に同じく、甲生爭ふこと能はざれば、乙生其衣を襲ひ奪ふ、牢獄に在る人は、身體を清淨にすること能はず、日本人の如きは、日々に溫湯に浴し、鬚髪を剃するが故に、獄中にて此諸件を禁せられ、甚だ汚穢となる、若し官府の吏、罪人の口供する所を聽きて、疑ふべきあるを覺ふれば、拷問の責道具を行ふ、其責の中には、直に其身を刑戮するに至れる者あり、予未だ其物を精しくせずと雖も、或は死に至て止む者あり、罪人拷問せられて死する時は、其親屬血屬、却て便宜を得たりと思へり、是れ第一には、顯はに刑場にて罪に處せらるゝを免がれ、二には其屍骸を受けて、縱に葬埋することを得ればなり、若し然らざれば、罪人を馬に縛り乘せ、立派に警衛を爲して、刑場に到りて是を棄市す、二人の獄卒大なる幟に其罪狀を記せるものを把り、其地に到れば是を高聲に讀む、其後には獄官幾名嚴重に身を裝ひ、獄卒も又其後に從ひて、行列頗る堅固なり、此の如き行列にて、所々を巡行する間、罪人烟を喫し、其餘の物件の心思を爽ならしむるものを用ふ、此品件は、往來の人の惠み與ふる所に出づ、然れども此時の事勢壯嚴なれば、此の如く惠を施すとも、決して危害の事なく、且つ常時あることに非ざれば、別格として免るさるゝなり、刑場は府外の曠野に有りて、既に其地に到れば、目附役、諸官人添役其處に立合ひ、戰陣の兵仗を嚴備して、其四面を圍む、是に於て劊手（ひときり）、罪人に酒盃及び下物を與へ、其近傍の人と共に酒を飲ましむ、已に終れば、二段に積み上げたる沙堆の上に藁席を敷きて、其上に罪人を坐せしめ、手巾にて目を覆ひ、劍を以て一撃すれば、身首已に處を異にす、此時血頸脈より迸り出づること四五尺許の外に及ぶ、是に於て其首は板に釘を刺したるものに貫き、板に罪狀を記し、三日の間是を曝す、其間は番人其側に守り居るなり、既にして其屍は親戚等に賜ひ、或は是を土中に埋む、此時鷲鳥飛び來りて、既に其肉の一半を啄むに至る、

日本風俗備考巻之二終

日本風俗備考卷之三

小引の三

○帝の公領を支配する代官は、生殺の權を專らにする事能はず、其罪すべきこと有れば、帝の大政廳より其命を受く、國侯は必ずしも公家の命を待ちて罪人を殺さゝれども、封内に死罪の刑あるは、其國の恥辱と思ひ、且つ邦内の監察細密なれば、惡事をなし罪に陷らざる前、早く是を儆戒して、死刑に陷らざらしむるが故に、若し死刑ある時は、公家よりも其朝政に怠れりと嘲らるゝに至る、是を以て侯家の政官は、殊に刑罪の一事に心を盡して、妄に是を行ふことを謹むなり、日本人は、同一の制度の中に生長すれども、公領の中に居ると私領に屬するとは、法度大に異なるなり、其公領の内に生活し、帝家の官職に任ずる名譽は頗る大なれども、小諸侯の和柔なる政道を受け、互に和親して生活する洪福も、更に又大なりとす、帝國の政令を行ふ人は、下を馭すること嚴酷にして、其人（處儒按るに、長崎奉行を云ふ事なるべし、）は每年交代す、其威勢臣民に加はり、皆畏れ愼しみて其命に從ひ仕ふるが故に、意に隨て下民を役使すれども、相應なる雇錢を與ふる事なし、若し夫れ國君の領分、君の聖明は臣下の爲に壅蔽せられ、臣下相和同して政を爲し、互に相往來して奢侈なる交りを爲すが故に、生理乏少にして給らざるに至ること有るは、帝家の臣より甚だしとす、

○上には刑罰の事を述たれば、是より下款には、切腹の事を言はんとす、夫の切腹は、官より命ずる刑罪には非ずして、高貴の人、公に刑罪に遇ふの不幸を逃れんとて、逃るべき道なき時は、必ず終に此一途に出るなり、罪を犯せる人、未だ擒捕せられざる間に、自ら生命を斷つこと固より宜し、然れども既に獄中に下さるゝ時は、一切の兵器皆取り去られて身に近づくること能はず、而て其人の罪已に死を免るゝ事能はざる者は、故に兵器を與へて、自ら其腹を割き開て命を斷しむること有り、是は罪人を喜惠する好意より出づ、

○斯の如く切腹して死する時は、刑罪を免がれ、且つ己れの身代を滅亡し、是に加ふるに、其子家を嗣ぐこ

と能はざる大恥辱を免るゝ事を得るなり、其人は切腹して死すれども、其子若しくは近親の人、其家名を相續するまでは、公けに其死を顯はさず、日本語にて是を內證の死と名づく、相續既に終りて後、初めて諸親戚相共に喪に居り弔祭す、而て其死者は、永く令名を保つなり、其罪人の攜帶したる兵器を奪ひ去ることは、上官の裁判を得るに非らざれば、妄に是を爲さゞる事は、空談に非らず、但し某氏が記したる如く、帝家より劔を賜ひて、自ら腹を切りて死せしむる事はなきこと、知るべし、切腹は毎日あることには非らざれども、又恆に有る所の事にして、高貴の人若しくは政官輩、其務むべき本職に怠る事あるか、或は其處置宜しきを得ざる振舞有る時は、切腹することなり、一千八百八年文化五年、十月、英吉利船テフアトン船號の長崎港に押入し時の如き、以て徵すべし、

○此船は不意に、平日入津の海門より入り來らず、岩石交々出で、乾沙の地ある危險なる海口にて、兼て日本船も是を避くる處なりしに推し濟りて、俄に長崎の港に入り來れり、日本人は其入り來るを知らざる故に、異國の船を待ち請くる支度を調ふる隙なく、長崎の奉行も未だ其着帆を知らざる前、高鉾と云へる地、卽ち洋人呼てハーペンベルクと云へる處に、鐵錨を下したり、

註に曰く、高鉾卽ちハーペンベルクなりは、長崎の港より一里許り隔りたる一小島にて、港の內に有り、和蘭の海舶外港に在る時は、此處に錨を下すなり、洋船帆を揚げて、二カフアルコ虞儒按るに、尺度の名なるべし、未だ詳ならずの間に來る時は、此山卽ち見ゆ、

○日本の方には惡意あらざれば、其船は和蘭の海舶なるべしと思ひて、常例の如く和蘭商館の役人、日本の檢使及び通事、外港に乘出して其船に乘り移り、始めて和蘭船に非らずして、英吉利の旌旗を立てたるを認得たり、英吉利人は新しき淡水蔬菜を覔め、生牛を刧奪し、和蘭人を生擒して連れ行んとする勢なり、然れども日本人は、英吉利の求る所に應ずる景色なければ、海船の銃眼を放開し、船上の甲板上に、鎧ふたる兵士見れ出づる景色など、總て和同の模樣と違ひて、一戰せんとする勢ひにぞ見へたりし、此時若し二人の和蘭人、英吉利舶中に留り居ること非らざりせば、英吉利人は大なる敗北に逢ふべき事疑ひな

し、然るに和蘭人彼舶に留りたれば、奉行も終に鮮新菜蔬、薪水を、望むに任せて與へんと一決し、且つ生牛を屠ることは日本の制禁なれども、是を破りて生牛をさへ賜りける、英吉利人は、十月四日の午時頃より、同く六日の朝に至るまで逗留し、出船すべき平常の船路を知りて、誤て危礁の間に乘り入れざるやうに諸事を吟味し了りければ、此時こそ好き時節なれと、再び舶を發しける、其次日の朝に及びては、一萬千人餘の兵士出張し、兵船百艘港口を固め、異船を遮り留めて、其處に沈めんと謀りける、若し此時英吉利船此港内に留り居らば、必ず是が怨を報じて、散々に敗北するに至るべし、歐羅巴の政律に據れば、此の如く猝に起りたる異國船の變を防ぎ得ざりし長崎奉行は、其罪を刑するに足らざるなり、然れども日本の法制に從へば、奉行の爲す所の職務を曠ふするに當れば、名譽なる一死を以て、此曠職の罪を言譯せんと心に決定なし、其ゴカロと云へる家宰に談じて、諸事を處分して後、奉行の官舍を汚さゞる爲めに、チヤヤと名づくる園亭に赴き、日本の風俗に因て、最期の盃を傾け、刀を以て横に腹を切りければ、其朋友輩、刀室の側に仕こみたる狹小なる刀にて、速に項上を刺して死創を作り、以て其死を介錯しけり、然るに上に云へるが如く、長崎の港は、肥前、筑前二侯の守護する所なるを以て、二諸侯共に其職務に怠るの罪あり、然れども奉行一人、既に大罪を負ふて自ら死せるを以て、國侯は百日の咎を受け、其居第は、百日の間板を以て釘付になされたり、其長崎奉行は、松平圖書頭と云けるが、其身を國事に殉せし功を賞して、其妻子に毎年小判千兩宛の手當を賜ひける、此小判は、和蘭のギユルデンにて算すれば、一萬三千ギユルデンに當れり、又當時の朝報に據るに、奉行の外五人、港内の諸職務を命せられたる邦君監察等の人々も、各々切腹して、恥辱となるべき罪科に逢ふを遁れける、此亂妨ありしより以來、日本の海岸に斥候を建て設けて、外國人の海岸に到着するを監視して、豫め是を報知せしめて以て此備を爲す、然れども外國人の海岸に至るも、其意多般にして、必ずしも惡念あるに非らず、好意を以て來る者少からずとす、但し日本人も、外國人の惡意を抱かずして來れる者は、善く取扱ふ事にて、其格式甚だ完整たり、鄂羅斯の甲比丹ゴロウニ

ンが生擒せられて久しきを經れども、嚴整完備せる取扱ひに逢しを以て推知すべし、

○日本にて罪科を犯す者寡きは、國法嚴正にして、官吏精密に守警する故に因て然るなり、將た日本人は天性循良無慾なるよりして、自然に爭闘すること少きや、未だ知るべからずと雖も、身體戕賊する刑と、金錢を出す贖刑とを論せず、歐羅巴の如き爭闘の次第に依りて刑罪の差等有ることなきは、畢竟都府の諸官人、己が統轄せる民庶を約束して、放恣の行跡をなすまじき證文を出さしむる故に因れること疑ひなし、況や乙名等諸掛り役人が定めたる法律は論なし、此外家々の尊長たる者も、皆其家眷の爲に、約束を嚴重に立て守るが故に、惡事を爲す由なければ、官よりの法律に委しく載ざることと知るべし、一街區は、大抵兩行の人家相連る者を名づく、其長さは每街衢六十間にして、即三百九十尺たり、此一街衢每に柵を設け、晩に至れば是を閉ぢ、其側に夜哨舍在り、大なる燈籠を點し、其面に街區の名を記せり、平生は夜十時（夜四ツ時）を過ぐる後は、其大なる柵門を鎖し、通行の人ある時は、側の小さき柵門より過ぎ行かしむ、此小側門の側には、哨人是れを看守し、且つ一區内を巡哨し、其一時ごとに鼓柝を打ちて非常のことを戒む、一街區の長たる者、街中の五家若しくは三家ごとに一人の屬長を擇び設く、此屬長、己が近隣の人の善惡得失を常に考索す、又此長官は、人家の門戶出入の事を司る、若し少しの歐闘等の事あれば、屬長先づ雙方の間に立ちて是を處分し、和好に復せしむ、又失火騷亂等の事あれば、三家の一組と共に、街區の會所に赴き、更に上官の命令を受く、此の如き制度あるが故に、一霎時の間にして、全國の民庶皆出て兵役に應じ、或は王事に赴き援くるなり、此屬長は彼土の方言にて組頭と呼び、一組の人の正席に坐す、若し一組の人出づべき事あるに逢へば、近隣の人にさし添ひて是れを救援し、且つ是れが證人となる、此の如き勤勞ありとも、別に謝物を受くることなく、唯新年等の如き儀式の日に方りて、魚若しくは小禽、新鮮蔬菜等、時宜の品件の贈遺を受くるを、其役德となせるのみなりとぞ、右に云へる如き政法にて、眇少なる村邑までも、殘る隈なく稽察するを以て、さしもに廣大なる日本國中と雖も、罪科を犯せる者、竟に身を匿す

所なきに至れり、府民制度は、歐羅巴に比すれば最も古くして、且つ其制度完良なり、婚姻生產死亡あれば、公けに贈遺を爲す、若し家を徙さんと欲する時は、是まで居たる街坊より、其人の行儀善良なるよしを憑證する事非らざれば、轉宅することを許さず、又姓名を汚す行ひも又是に屬す、夫れ其姓名を汚す行ひとは、奢侈貪慾幷に官准なき商買等の如き皆是なり、又府民輩、官人に物を賣り與ふる時は、己が日用に索むる所の鉅大の費用を償んとて、物價を次第に貴くなして其利を收む、但し是は官人にのみならず、農工輩に對しても、又屢々斯の如く物價を飾ることあり、

○又犬と名づくる者在りて、官吏諸事を命令する時、潛かに是を察して、緊しく彈劾す、其人は身を卑賤なる姿に混じて其人家に入りこみ、惡事あれば是を聞出して罪に服せしむ、此犬は日本人如何程用心するとも、是を知りて豫め防ぐこと能はず、其故は貴賤共に、此大役を務め、且つ萬狀に身姿を換へて、處々に入りこみて諸人の模樣を察す、而して多くは江都の官人より命じたる者にて、官人の職務を爲すに、第一の事として是を用ふればなり、其身姿を換へる狀は、一々擧げ難く、或は商人となり、賣藥師となり、修行者、僧侶となり、人家の奴隷となる外、凡そ疑はしと思ふことを監察するに便宜なる姿は、知て爲さゞる事なし、然れども小諸侯の領地には、此犬入り來ることと能はず、萬一其領內に入り來て見出さるゝ時は、嚴刑に遇ふ恐れあればなり、但し帝城にては、其所作を行ふて少しも憚かる所なく、若し危難に迫ることある時は、官府の書付幷に印章を出し示す、其書付には、諸々の威令を行ひて危難を扶けしめ、且自ら諸事を命令するの權勢を行ふべき由をも書載せたりとぞ、右の如く犬を用ひて諸事を稽察するが故に、日本人は、赤心を披ひて迭に言ふことなく、殊に官政の善惡を評論するを愼み、己が職務に關りたる事の外は、妄に是を言ふことなし、然れども其平日相待つの交際は、極めて懇切開爽にして、言語の間も爭辯の事あること少し、是れ又隱密の犬を用ふるを恐るゝが故なるべし、我歐羅巴にて、政道の辯論甚だ難く、犬又橫目と云へる者は、余も嘗て一たび其監察に逢し事あり、我日本の一友人、余等に給仕して諸事を監察

し、又奇珍の品物を購求する方法を爲して、我等所用を達したり、一日制禁に係りたる赤色畫料の一品を、我輩に給し與へんとて、一市店に行きたりし時、店中にて一男子に出逢たり、一瞥して相互に其面を見たれども、姓名は互に通ぜざりし、此男子に出逢し後、邉遽我輩の傍に來り、甚だ驚怖せる狀ありて曰く、今日江都の官人、間宮林藏と云へる者に出會しに、庸常の旅客の如き裝束を爲せり、此人は江都にて毎度交りを結びたりと云へり、此より前間宮林藏、犬となりて來れる風評あり、此人に見付らるれば、危難を蒙るべしと云ひあへりしかば、友人も大に怕れたりしに、終に果して不幸を受けたり、蓋し一たび旅客に逢しに、其所行帝國の法度に背き、己が盟誓を破りて、正に不忠なりと彼に思はれしかば、此の如き不幸に逢しなり、然るに友人余輩に顯はしたる交誼は、一とかたならざる事なれば、細碎の品件を再び彼れに返し與へたるのみにては、其事相濟まず、遂に出島への出入を除かれければ、下に擧たる一書簡を遺して去れり、其書に曰く、

ヲーフルメールフイススル君、予が君に約したることを背きて爲さゞるを恨み給ふべからず、此たびの事は、君の命せし如く爲すべからざるなり、其故如何となれば、余は日本人なり、精しく帝家の法律に熟せり、今其法律に背きて、君が言に隨ひ陰に其事を爲すは、余が敢て忍びざる所なり、若し此事萬一發露せば、余は帝家の誅戮に逢ふべし、然れども余輩は、皆總督より俸錢を受くる時は、命ずる所あれば敢て其言に從はざるべからず、是を以て今より後は、余又諸君に給仕することなく、又出島に入り來らざるべし、今余既に職務に怠り、君の命せしことも遺忘して爲さゞるが故に、我今年の俸錢は總督より渡さゞること、余が願ふ所なり、今余去て他國に行んと欲す、余また諸君と語言する期なし、唯々余が父次第に老年に迫れり、仰ぎ願くは、君憐を垂れて看護し給へかし、是れ余が情に希ふ所なれ、

○此書牘を余に贈りたる友は、其後長崎を去りて他國に行きたり、然れども日本にては、過書手形なき者を妄に捕へて、罪に陷るゝ事なき嚴正なる風なれば、氣遣はしき事も少なかるべし、又此友府内の役人の

回護を頼みこみ、上に云へる大横目の監察終るまでは、己が宅中に潛居するを甘んじ居れば、此後の事又甚だ顧慮するに及ばざるべしと思ひしに、果して豫め期したるごとく、罪に陷るを免がれて、大に余が心を安ずるに至れり、又上に云へる間宮林藏が長崎に來りしは、和蘭支那の交易に就て、奉行の處置如何なるや否を見糾さんが爲に來れること、固より據所なきには非らず、此人は此より前に官命を奉じて、野作（エゾ）、唐太（カラフト）、グュルリ諸島（千島を云ふ、）の北部を檢査せし人にて、鄂羅斯の甲必丹ゴロウニンが遭厄紀事の中にも、此人の事を書載せたり、然るに此人異國人と交りを締びたる際、上官人に知らるゝを懼れ、且つ是を恨むることありければ、此罪を以て又長崎へ行きて、其地の交易の事を監察せしむと風評あり、是も全く謂はれなき談とは思はれず、右の如く罪を得て長崎に到りたれば、其人殊に精嚴に諸事を監察して、上官の求むる所よりは、更に委曲に百事を稽察し、上官の交易の弊を救んと思ふよりは、殊に其惡弊を搜し索むる事綿密なり、此の如き意思を抱ける間宮が如き人は、己が不首尾を取りなほして、上官の薦達に逢はんと思ふ心切なれば、其伺察至らざる所なきなり、

○國家の法律をして、常に精嚴にして陵夷不振の弊なからしめんと、官家大小の役人、恆に意を用ひし如く、國家財用の道も、又同樣の法律ありて、他國に比すれば頗る優れるに似たり、米穀の凶歉は國家大厄たり、蓋し米穀の糴入は、財用を生ずる源にして、武士の俸祿も多くは皆是より出ればなり、其米價は自然の公價にて定り、或は市人の定價に應じて賣拂ふなり、但し年々の米價平等にて、大なる高下無きやうにあらしめんと、豐饒の年は、倉廩に大に積み貯へて非常に備へ置き、以て其歲の米價相叶はしむるとぞ、

○予が見聞する所を以て稽考するに、日本には公けなる一國の負債（君主より民庶に至るまで、一統に合して借りたる負債を云ふなり、）はなき風と見ゆ、又民人の稼穡の五分一を課して、官に上つる外、別に賦税ある事なし、此五分一の課租は、賦税官一々是を聚め歛めて、假令其土地不熟なるも、必ず是を貢納せしむ、右の如く法度を建て設けて、帝家は公領より其租税を收納し、國君は其各自の領地より、歲入の定額を受くるなり、此外に都府の官人、寺社の人

人も、又少しづゝの米を餽るを常例とす、是をハッサク八朔の義なるか、と名づけ、各國の民庶九月に至れば、禮を厚ふして是を其上の奉行、頭役、町役等の官吏に餽り與ふ、然れども此等の官員、己れ／＼の職務門地に應ずるに非ざれば、妄に多く是を取るを許さず、而して官の俸祿至て菲薄なる人は、此餽遺をも一年の俸祿の内に算入す、若し夫れ田園所持する人は、己が田畠の租税を取り立つるなり、而て何の門地の人も、皆田畠を持つ事を得べきなり、

○諸々の役人は、自由に諸事を取り行ふ者なり、故に官府の書契、關門の路引、或は他の公けなる諸件にて、役人の印を押すを要すべき事ある時は、輕微なる贈遺をなして是を請ふこと、一統の風俗なり、其物は金貨、米又は魚一盆、鷄卵、果實又は數束の紙、其外保家に入用なる諸品なり、但し是は、其事の大小に應じて多少あるなり、是れ官より免許ある役々の得分なり、府内の政事は街坊總長の手に委任し、其同役の人一年の間、代る／＼諸事を掌る、代官、ヲトナ町役人を云ふなり、等の官人是を輔弼す、虞儒按るに、此文意多くは長崎のことを云ふと見えたり、帝國の領分にては、奉行其人を擇び、私領にては國君是を選び

て祕書記總て諸事の書き記し置く役人、となし、其府の政事に任せしむ、平坦なる地方に於ては、街長其職に代り、其全府の政を統ぶ、此人は歐羅巴の都府にて爲せるごとく、諸貨物の輸入の事を監し、其府を保安し、道路を修むることを掌る、許多の哨屋、橋梁、門關、川普請、壁堞類、凡そ費用多くして仰山なる造築及び修覆等、日本にては皆請負仕事と爲す、位の高下を論ぜず、皆火消の役を爲す、毎官己が爲すべき職を務め、一切取計らひし事は、皆精しく記し置き、其事を抄錄して奉行に上つるなり、祕書記の職務は、此記錄を掌ごり、容易ならざる務めにて、且つ其記錄中の事に諳熟し、奉行の處置は、皆此人の議する所に據て行ふなり、其故は日本にては、窺ひ事若しくは願ひ事ある時は、一々古例に照して是を裁判するなり、先例なき者は、其裁判至て難く、人々恐れ愼みて敢て爲さず、其疑しき事は、政堂の裁判を仰ぐのみ、公領に於ては、勘定方即ち金貨を融通するを司る官あり、一年ごとに交代す、此官は、毎年の貢賦を定額の如く官に貢納して、闕くる所なきや否を稽察し、官の金庫より出すべき費用、幾許にして現存すべき、金貨幾許なれば、其總括の金

貨相違なく、果して金庫に現存せるや否を監視することを司るなり、喩へば長崎の如きは、外國との交易ありて、右に云へる如き大法度を立てゝ、勘定方是を主司す、然れども此人一人此職を務むるには非らずして、許多の下官多く是に屬す、土人の金庫を守る職に在る者は、其抽税の金金庫に入る時、其額數の內より一二桁の金を己れの方に私し、若し金庫より出し借すべきことあれば、私かに是を己れの方に引き込むなり、是れ其人は、金庫に輸入せる金貨を守る事を司どればなり、右の如き事よりして、其人多くは負債を生ず、是に因て久しく其職任に在りて、其非を飾らんと欲し、高官の人に大に賄賂を贈りて、其恭順の心を顯はし、以て其私を濟すなり、

○日本の都府鄉鎭は、潔淸に掃除す、但し其家屋櫛比の狀態と、其富饒の多少とは、每府齊しき事態はずして、華麗のありさま甚だ同じからざるなり、然れども我邦人、此書を讀みて此に至らば、必ず茫洋として予が本意に通せざるべし、故に今世人の日本人の事を說きて、其思ふ所一に歸せず、且つ的實ならざるの誤りを辨せんとす、予嘗て人の日本人の事を談ずるを聞くに、此國と支那とを混淆し、且つ此國人を以て、其近國の粗糙野朴なるマレイエル人と同樣なる者となし、因て其人を以て、拏隷に召し抱ふる黑人と同じきに名づくる者甚だ多し、然れども此地方を經行せし旅客は、其說の眞ならざるを辨明して、正實なる本說を世に布き、以て世俗の妄見を闢かんと欲する者少からず、凡そ我邦一統の風習にて、外國の人を云ふ時は、日本の如く繁昌佳麗なる國の人をも、賤陋に見なして、逈に己れよりも下輩と思へり、或は又日本人、其學術を歐羅巴に傳ふる者ありやと問ふ者あり、余また屢々其解を爲せり、（虔儒按ろに、日本の學術一つも歐羅巴に傳はらざる時は、是れ其國朴野なること、黑人國の如くなるべしと、詰問せるを解せしと云ふことなるべし、）又數々曰く、日本人の事を記して、其人は都爾格人の如く、鄙野なる拏隷となして政を施せりと云ふ者あり、右の如く此國人を降して、天下人民の至て下等なる者に比準し、遂に一地に定住せず、水草を逐て遷徙し、林木中に假舍を造りて一時の雨露を凌げるネーゲル人（即ち黑人）の如く卑視するが故に、我歐羅巴の齊整せる家並の如く、日本にては海岸若しくは僻遠の寒鄉も、家屋齊列せるを以て、其都府鄉鎭に應じて、一等二等三等等の

街區あると云ふ事は、毫も是を信ずることなきに至れり、

○日本の如き山國には、河海湖澤の畔には、屢々佳麗なる村鄉城市ありて、貨物の商賣を爲す、其山上谷間も共に人家あり、或は間々廣濶なる土地ありて、各箇の城市村落の數、幾許なるを知るべからず、其家造は歐羅巴の如く高き塔にて、府外の近傍より望み見るべきが如くならず、然れども行旅道路に塡咽して、繁劇なる有りさまは、全國の民人、毎日佳麗なる山谷を見んとて、家を出て遊行せるならんと思はるゝに至る、嶮岨なる大山の外は、道路を修め、常に意を着けて是を修覆し、多くは其幅驚くべく廣濶にして、諸侯及び代官、相互に往來して出遇ふとも、支牾なきに至れり、其道路には、松、金松、栗、櫻などの諸木繁茂す、其平坦なる地は、大抵湖川ありて、人家稠密なる方へ流れ行き、風景佳麗にして、水上數艘の舟荷物を處々に輸りて、絶へず上下往來する行裝、繁華景色想ふべし、其殿堂は巍然として鉅大なれば、尋常の造築と異にして、先づ是を見分つべし、大抵右の如き大造營は、丘阜の上繁茂せる林木中に在りて、諸般の伎巧を盡し、華彩を施さるれば、旅行の間其造營を見る時は、早く其地に至りて是を見んと欲する心を生ずるなり、若し諸侯の居第ある時は、其城府の四周、壕を掘り土堤を設け、城制を嚴備し、高塔を建つ、其塔は、三層若くは五層のものたり、又敵の侵襲を禦ぐ爲めに、堅固なる城門を備ふ、其餘の所在は、入口の道路二方若くは三方のみにして、其餘は皆簡易なる溝渠を掘り繞らすのみなり、其入口は簡なる柵を備ふ、其狀一町ごとに有る柵戸と同じく開闔すべし、其傍に哨官の番小屋あり、府内に川若くは溝渠を通ずる者多し、堅石を以て橋となし、廣大なる往來の道路を通ず、其街衢は甚だ齊整と比並し、屋前の墻壁は、大抵同じ並びに製作し、其家は、庇屋根の外大抵一層より多からず、是れより以上二層三層に及ぶ者は、造立するを許さず、其重層して高く聳ゆる者は、唯々城闕にあるのみなり、又家々の基礎は、切割りたる大石を用ひ、常に其石礎の塵土に汚れざるやうに、淸淨に手あてを爲す、地上には處々に逼平なる石又は土を敷きて、堅緻なる通道(しきいし)となす、凡そ日本の家居は、外面壯麗ならず、其家大半は街衢に臨みて、家丁奴隷の居

所若くは物件を藏匿する所在となし、宅後には園地を造りて己れが住房となし、奇麗にて便利よきやうに造築す、府內の貨物を排列せる賈鋪は、家々幾百となく軒を接して、外國の人の目には、算計すべからず、百千の貨物を奇麗且つ清楚に、順序能く排比して、街面に向て並べ立て、好事の賜顧者の欲する所を盈たしむる有りさま、外國人の目を眩耀して、其何物たるか辨別せざらしむるなり、其手工を以て生活となす輩も、街面に臨みたる鋪上にて、夜明けの頃より其職業を勤めて生活となし、婦人は家事を操り織物を爲し、或は其他の手工を事として、保家の助けを爲す、一家寒素にして、家屋の一部を劃りて住居せる人は、毎戸迭に相密通し、家屋の下の部分に方りて、偏く窻を穿ち、木にて格子を作れり、宇下は四周に土壁を造り、木の遮欄にて通衢と區別す、此宇下の地に石を敷き、庇屋根或は小室を造り、顯貴の人の肩輿及び傔從を止らしむる所となす、又日本人は油畫を知らず、又磚石を造る法を知らず、唯々結麗土を聚て、木の格子の間に捏付け、其後細微なる調劑を石灰に濕して是を塗る、故に其外見は磚壁の形に似たり、其外面は更に板にて掩ひ、風雨大氣の觸れ犯すを防ぐ、屋根は歐羅巴の如く瓦を掩ひ、百姓家は草藁を以て屋を葺く、此餘家居の造法は、家居門に述べたるを以て、爰に是を略す、小府小村落を問はず、各箇の所在に、チャヤ（茶屋）と名づけて、大にして華美なる家ありて、遊兒の宴樂に供す、此家々の造作は清楚に造り成し、金貨を使ふに便なるものは、皆備へ置ざる事なし、日本人の宴樂は、幼婦のテカキイ（手掛の義、妾を云ふ）と名づくる者と伴ひて、一夜を樂しむを其至樂と爲すなり、此女子は大抵貧家の小兒にして、幼少の時より是を人家に出し與ふ、十四五歳に及ぶ時は、毎人の選びに應じて是を奉仕せしむ、然れども二十五歳に至れば、其仕へを罷めて父母の家に歸る、又金を出して其勤めを罷しむる者も亦た少なからず、但し又零落せる者も多しとす、

日本風俗備考卷之三終

日本風俗備考卷之四

小引の四

○又娼婦の類に、ゲイコ（藝子）、又サムシースヤールドル（三味線弾き）、と云ふ者有り、又幼婦にして、大抵甚だ美麗に善く育てあり、此女子も又茶屋に邀へ呼び、サムシー或はコト（琴）を弾じ、或は歌舞を爲して遊客を娯しましむ、但し日本のサッキ（酒）、及び色々の美殽類をも備へ出すことなり、

○此茶屋は、國中に徧くありて、巨大なる都府にては、其爲めに別に一區を造り設く、男子は時々此地に遊びて終夜宴樂を爲す、最も其ことは匿す事なく、朋友に物語りす、或は其人妻を携へて其地に遊ぶ者あり、日本人の如く、箇様なる惡俗を許して爲さしむる事、更に解すべからざる事と云ふべし、其本原は、將軍頼朝より始れりと云ふ、初め頼朝大軍を興せし時、娼家に許して、遍く其職業を公けに行はしめて、陣中將士の憂苦を慰ひ、勞働を謝して、陰かに士心を結び、一たび内裏を崇敬する心を休



日本の男女野外に遊宴す

ましむ、是よりして娼家、初めて世に盛になりたりとぞ、旅客往來の途上旅館憩店、遍く充滿せし如く、都府毎に又旅館を設けて、以て行旅の歇宿に供す、其旅館は極めて廣大にして、諸侯の行旅の間、數百人の臣從を從へて、其家に歇宿す、而して其家臣輩は、獨り別に小旅店に宿す、又窮乏なる巡禮の爲めに、其驛より取扱ひの證書を上つる、此輩のためには、別に其歇宿の旅館あり、歐羅巴の寺院の制の如く、飲食及び歇宿の手あてを爲す、農民又は外人、其荷物を城府内の市に輸入する定日ありて、多くの貨物を賣買す、其市既に終らんとする時は、其價を減じて貧賤の人に賣り與ふるなり、又賣藥師、行丐の僧侶、食物行(くひものうり)、其他諸々の伎巧を演ずる人等、祭祀の日には皆市中に競ひ集るなり、此等の人物制度も、又自ら好き處置あり、其他毎人の守るべき觸書ありて、帝家の制法市街の號令を載す、是を大字にて、石板或は木板に書して、法を犯す事なからしむ、大抵奉行の第宅の側に近づひて制札を建て、石或は木の柵を以て四周を鎖す、其中には帝家又び領主の法令を書す、此制札を建てたる地は小高き所にて、衆人をして遍く是を見せしむ、又處々の街上に、佛陀の敎に屬する小佛像を安置す、此像は石礎の上に置き、小龕に藏む、其祭日には、夜中燈火を點じ、且つ花卉及び秔米を備へ祭る、山岳の地方にては、獨乙の如く涌泉若くは梘(かけひ)に水を取る、或は吸水器及び霤桶(あまかつ)、磁壺を用ふるものあり、此磁壺は、肥前にて燒き製する所にして、ヲクスホーフト（虜儒按るに、酒桶の名、一石三斗一升を入るゝなり、）の水を盛るべし、此水瓶は、毎年抜答肦亞(バタビア)へ航海する間、飲水を貯ふる爲めに是を沽ひ取る定額の一たり、而して水を貯ふるに極めて宜しとぞ、

日本の都府を山岳の上より下し見る時は、其都府の規制順叙整正なるを見るべく、又其府制簡易にして、是を望むに好き景あり、墻壁粉白にして屋宇黎黒なること、何の地も一樣にして、喜望峯の都府の景色を遠望するものと酷だ似たりと云ふ、

○日本の人家には、西洋の如くスコールステーンと云へる烟窻を造る事なし、故に爨所制疎漏にして、毎度失火すること多し、此の如く失火の災多きが故に、日本にて家造の麁略なるは、其害歐羅巴よりも甚だし、若し風勢強烈なる時は、其火次第に延燒し

て、速に防火の術を施せども、終に銷滅する事能はず、全府皆灰塵となる、毎町の町役人は、噴水機等の消火具を備へ設くる外、一二の桶に水を盛り、屋脊上に安置し、又一堆の沙土を豫め貯ふ、此物は火を撲滅するに、甚だ効ある者たりとぞ、大都府江都の如き地には、悪少年火を注て、其紛亂に乘じて人の家伙を盗み取り、或は灰燼をかたづけて、急に其處に新家を造建する役をつとめて、貴き雇錢を取らんとて、火事を喜ぶ者あり、此罪を犯す者、他の刑人よりも重く、皆火刑に處せらる、常法の如く常に刑場に其屍を暴せども、悪少の輩猶改むる事を知らず、罪を犯すに至るは、怪しむべきことならずや、

○國中を旅行する行粧は、歐羅巴の如く迅疾ならず、其驛站の制度は、諸他の制度に劣らず規則正しく定めらる、其國は山國なりと雖も、轎輿の用ひに於て甚だ伎巧を極む、其轎輿の製は、其國古代よりの風にて用ひ來れるや、又は人民生活の一つと爲さんと欲して是を作り、人の肩上にて、自由に國中に通行せんとして此物を造るや、未だ知るべからずと雖も、要するに日本人は、緩やかにて危害なきやうに國中を旅行し、馬をして行李を駄載せしめて、恰も擔夫を使ふが如く、定めたる所に到ること、其一様の風俗なり、驛站は、各土の君長の命令にて立て設くる所にて、忩劇なる官道には、國君の臣下、其驛站の事を主司して是を治む、道路の嶮夷に隨ひて、歐羅巴の一小時半より四小時までの遠さにて驛站を置き、人足幷に驛馬を交換し、一二刻許りにして、又發程し旅途を進む、然れども嫵媚なる兒女子、旅客を迎へ請て懇に款待し、茶食を進めて長途の勞苦を一洗せしむ、大儀仗の通行には、行列方を司る官人、常に先立ち行きて、人馬入用の數を豫め辨じ置くなり、右等の人馬繼ぎ立、大抵皆十分整正にして行きとゞき、行列の間喧嘩妄動ある事なし、此事は余が江都行程記の中に、委しく記し置たり、海岸若くは江湖の畔には驛船あり、人と物とを問はず、皆是を乘せ輸る、晴和にて風なき日、若くは逆風には艫を搖して舟を進む、又此の如き船脚にて、甚だしき長途を行く事あり、書狀の往來には、是を荷ふ人夫在りて、小箱に書狀を入れ、長き木の端に縛り、肩上に挑し、迭に交遞して順々に是を輸る、初めて其狀箱を渡す時、驛夫の是を挑し行

く者に、御用の威權の書契を交すなり、此の如くにして、毎日二十小時の路を進み行くとぞ、帝家若くは他國の徽章を染たる旗を狀箱の上に建つるは、是に出遇たる者の、匿避すべき爲の目印しにて、或は夜中も聽得るやうに、鈴を附くるものあり、

○旅行する人は、荷物の價を定め、少しも心遣ひなく搬運し、更に又少しの命令をも用ひずして、闔國を往來すべし、又精密に某路程には、幾何の雇錢を與ふべき、某地より某地までは、幾多里にて渡船場あり、有名の寺院は某寺某堂なり、旅宿は某氏、神祠の祭日は某月日なりと記し、其他外國人の爲めに、切用にて喜び樂しむべき事は、皆記載せる行程記あり、我等が土地不案内なるを欺賺して、利を射、金を詐し取らんと謀る者の爲めに備ふるに、甚だ入用なり、諸國里程の遠近を量るは、ニホンバシを其中心とす、ニホンバシは、日本の橋と云へる義にて、江戸の正中に在り、然れども此橋日本國の正中と云ふには非ず、權りに是を以て正中と見做して、此橋より里程を定むるなり、又一名をノリモン（乗物）と名づくる肩に擔ふべき輿に乗せ、瑣細の器什を其内に入る者は、其重さ涅垤爾蘭土の斤目にて百二十五ポンドに當る、此重き荷物を二三人にて荷ひながら、一日に八里若くは十里の道を行き得る事、恠しむべき事と云ふべし、何となれば驛站にて人夫を傭ひ換ふる時は、毎驛にて繼立に隙どるを嫌ひて、五十里許りの旅程にも、二三人の轎夫を雇ひて始終是に轎を舁せ、定りたる日限には、其旅途を終るにて推し知るべし、

自註に曰く、日本の陸里の一里は、西洋の一時行に相當す、

○夜に到り若くは天氣あしき時、山路を歷る時は、其道路岩石多く、突兀として平等ならず、闇中を歩行するに至るは、困苦憐むべき活計と云ふべし、若し雨風強く、火把若くは紙燈に火を點ずべからざる時は、右の道路を行くに三倍の時刻を須ひ、轎に坐したる主人も、思ひ切りて自ら歩行して旅館を捜し求ること多しとぞ、

○百物を具へ置く土人は、時鳴鐘を貯ふ、其制は蓋し歐羅巴の風に倣へる物なるべし、其時刻の分ち方は、日中を以て定むれども、其區別は別に自ら一異制たり、時刻は是を十二時に分ち、天度の名（虞儒按るに、十二支を云ふなるべ

し、を命ず、其算ふる法甚だ異様なり、日方に中して、洋人十二時と名づくる時をば、日本に於ては九ッ時と數へ、洋時の一時は九ッ半時と云ふ、二時を八ッ時と云ひ、三時を八ッ半時と爲し、我が四時を七ッ時と爲す等なり、此の如く算數して中夜に到り、洋人再び十二時を數ふる時刻（本邦の夜九ッ時）に至る、但し洋人の所謂る一時二時三時との如く、順時に唱ふる事なく、日本にては四ッ時より直に九ッ時と算ふ、此く恠しき區別を爲す事、余未だ其理を詳にする事能はず、其故は余に其區別を語らんとせし人も、原づく所の大本を詳に知らざりければ、其說完く備はらずして、余も其了解を得る事能はざればなり、時刻の分ち方此の如く恠異なるを以て、時刻自ら齊正ならざる病あり、譬へば太陽の初めて昇る時、每に六ッ時を數へ、太陽の初めて入る時、又每に六ッ時を數ふ、是を以て四ッ時の差異に因て、晝夜の時刻大に長短あるに至る、此時に於ては、時計の垂稱を一短一長して、其時刻に合せしむ、日の出る時、日の午に中する時及び日沒の時には、殿堂に於て洪鐘を打ちて其時刻を報ず、又間時も時刻盈れば是を鳴して、工職を始むべきと、且つ休息して妻子親族と睦しく語ふべきとを知らしむ、

○此より以下、別種の款條を每篇に分けて記載す、先づ日本の事に就て、和蘭人の一統に誤り認ることありて、余が目擊せる所と大に異なるものを、爰に明らかに辨ぜんとす、

○大抵世人皆謂へらく、日本は昔より君主の意思のみにて、己が爲めに便宜なるやうに政事を爲せば、其臣民たる者は、苛酷の取扱を受けて、不幸の事のみ多く、寬裕雍熙の化に遇ふ事稀なりと云へり、然れども余は彼の土人と親しく交りて、大に其然らざるを知ること有り、此國にて君主の意思にて政事を爲すと云へるは、獨り其名のみにして、其實事に至ては、決して然らず、每人皆是を法度の內に拘制し、目中唯々法度あるを知れども、己の身是に拘制せらるゝを知らず、其身分は至て高貴に、其位は至て顯榮なる人も、己の思ふ所に任せて、縱まゝに其臣民を凌虐すること能はず、然れども我れ日本の制法を以て、少しも臆想なく的實にして十全なる制度とは云ひ難かるべし、日本の如くにして、善く備りたる制法は、人民迷ひたる見識を生じ、又は一旦遠隔の地に在りて、政

令及ばざる時は、不正不直の事を行ふこと有らん、日本に於ても他國の如く、又爾かる事を免がれざるべし、日本にては法度を踰へて非分を僥倖する人なく、皆是に欽導するが故に、其諸法度を犯す事なければ、人物田產を守りて危變ある事なし、歐羅巴の如きは、此の如き至治に遇ふことは稀なるべし、其故は歐羅巴にては兵革常に多く、日本の如く久しく太平を致すこと能はざればなり、此故に日本人は、各々其職務に精勤して拘束せらるゝ事なく、自由に獨立す、一生其身を奴隸となせるスラアベルニイは、日本人未だ嘗て知らざる所たり、奉公人も給金なくして召仕ふ事あることなし、職人は此上にて甚だ尊びらる、卑賤の人も困窮する者少し、其氣候良和にして、產物豐饒なれば、夥夥なる人物も、是を用ひて餘裕あるべし、

○食物匱乏に至れる貧人を、日本にては見ることなし、高貴の人、禮儀を以て柔和に貧人に接し、上に雍和にして且つ忠誠なり、每人其身分に安じ樂しみ、臣從は威勢を其君主に加へず、幼壯の者は其勇鋭の氣を以て老者を凌ぐに至らず、余謹で此の如き至治を以て、是を每人に問はんとす、何れの國に於て、其君主の意見にて法度を建て、以て其國人を率ひ、每人皆其法に循ひ、敢て侵犯する者なく、人物田產を守りて掠め取らるゝ憂なく、高貴の人勢ひに任せて、卑賤の人を凌虐せざる程の太平を致せる者ありや、余又問ふ、今我歐羅巴の中、日本の如く干戈を偃せ、人民腹を鼓して、太平の聖澤に浴する者ありや、

○日本の尊榮なる人の身分は、餘り好ましき者には非ず、其故は其人一生帝王の役使となり、細瑣無用なる勤に一生を抛ちたればなり、此故に其官人と都府人とは、其外貌性質大に差異ありて、官人は容貌厚重に、人に接して禮讓を專らとし、其府人は身體强健氣象快活、日々力を勞して其職を取り、其得る所の財貨は、惜む所なく是を親族に分つ等にて知るべし、

○日本人の勇敢自負して人に降らざる氣象ある事は、余已に是を前に詳にせり、此氣象は、日本人の第一の天性にして、他國には又比擬すべき者在ることなし、是を以て日本の古史には、其兵陣の武勇を誇稱せること書中に相望み、筆にて記す事を絶たず、彼人自ら世界中第一の驍勇なる國なりと謂へり、日本の

國人と相交りて周旋する際、彼れ謙抑して、己の短處を掩ひて吾人と接し、其譯官は彼國人に接晤するに切要なる者なれど、是人も己が職務の爲に、言語を文飾して我を欺けば、其國人氣象の正直なる所を知るは、至て難き事ならずや、然れども我れ彼の國人の行操と、其話說とを合して、余の發明する所を比較し、以て其正直の天性を認得んと欲す、蓋し日本人の善き所に就て數ふれば、操作勤苦にして怠惰せず、道理に明かにして、身を行ふ事堅固忠誠、善く百事に堅忍し、思慮淵深、患難相扶け、且つ貪惏ならずと見ゆ、其不德なる所に就て云ふ時は、余又謂らく、其人情を匿して、交際に於て赤心を吐かず、遺恨を銜みて人を怨むること深く、相賤惡するに至ては、些しも憐愛する心なく、放肆にして迷惑の見を抱く、然れども是が爲に心神を昏亂するに至らず、嘲笑の顏色、或は眉を皺して卑視する等の細事にて、彼是れ互に鬪爭を生じ、遂に相殺傷するに至る事あり、然れども是を勸解する者あれば、全く其言に從て是を宥さゞるには非ず、其飮食は調適にして過度ならず、身體淸淨にして思慮精密なり、且つ沈愼にして百事を行ふ、凡そ新に事を興さんとする時は、其標的とする所の利害と、後來の佳惡とを詳に考ふるに非らざれば、苟も敢て其事を始めず、男子は軀幹頗る偉大、婦人は是に反す、但し其腰圍の巨大となるを遮り遏め、且つ其兩足を內の方へ向はしめんとて、腰髖の周りに濶大なる帶を結べるにて、其容貌大に醜きを致せり、又右の如く其足を內面に向けて踏が故に、日本の女子は、行步雅馴ならざるなり、幼稚なる女子は狀貌好く、色澤美麗、兩頰鮮紅、容姿白皙なり、或は歐羅巴の南部の婦人の如く褐色なる者あり、其漁戶及び大氣中にて職業をなす人、殊に海岸に住居する人の如きは、其色褐黑にして、白皙美姸なる人と同じき國に生れたるを述ぶと雖も、信ずること能はざるに至る、凡そ日本人は、前額廣く、面長く、鼻稍々扁平、口小にして齒牙皎美、毛髮黑し、男女共に髮を結びて、諸般の形狀となす、日本人の目は一種の形にして、其目を相して、他國人と區別するに足れり、其目眥は內外平直ならず、其位置斜にして、內眥は外眥よりも卑くし、此一種の形を起すは、頭中に斜に位する眼窠及び眼球に因て然るには非ず、恐らくは兩外眥の外邊を後頭の方へ、

其髪を引つくるより起るなるべし、但し此容貌は、此國人父母共に、久しく髪を引つけ結べる風俗なれば、年月悠遠の間、終に其目形を化して、此狀を得せしめたるなるべし、

○歐羅巴洲に行はるゝ諸種の險逆の病は、日本にも流行す、但し異國人其地に來らざる前は、此等の諸病も行はるゝ事なかりしと聞ゆ、（虔儒按るに、梅毒、痘瘡の類を云ふ、）其醫術未だ精妙に届かざるが故に、此等の病に罹りて死する者多く、而して少年の輩は、殊に是をして起さゝるに至らしむる事多し、牛痘を種ふる法は、未だ日本に來らず、唯々近年和蘭商館にて、名醫輩が爲せる試驗の說のみ此土に行はる、日本の醫家其說を聞きて、大に是を行はんと志す者あれども、其種子つひに小兒に感傳せざりしを以て、其法を傳ふる事能はず、數次の經驗を用て、反覆して是を試みるに、呱哇にて得たる牛痘の種子は、其効力十分に盛ならず、此故に日本國中より、三四人の小兒を船にて彼の地に輸り、其種子を種へて、彼地より其土に傳ふるに非らざれば、此功能ある法を用ひて、百萬小兒の夭折を振ふこと能はず、然らば官家宜しく速に特命を下して、此法を本土に傳ふべき事なるべし、然れども此土にては、外國人に接するに、自ら古來よりの成憲あれば、此の如き破格の政は、俄かに行はるゝ事難かるべし、其自然痘を種ふる法は、却て古しへより此土に行はる、其權輿は、蓋し波爾杜瓦爾より習ひたるなるべし、其法は乾きたる痘痂末を、小管若しくは鳥翮に入れ、鼻内に吹入る、凡そ痘瘡に罹りて死する者、幼壯老少を論ぜず、其數幾百千なるを知るべからず、然れども痘瘡、痲疹等の危劇の病を耐へ凌ぐ時は、至高の年にさゝきて長壽す、而して彼土にては、六十歲を以て中年となせり、熱國に行はるゝ黃熱、猩紅熱及び其他の流行病は、中帶諸國には是を病むこと稀なり、而して日本にも流行する事なし、

○女子十六歲より二十歲に至れば、人家に嫁す、其時は容色佳麗人を動せる者も、今は卒かに其天然人に可なる處を奪ひ去り、象牙白の齒は染めて皂色となし、眉毛を剃り去り、兩唇を染め、其面は紅粉に白く化粧せるこそ、生れながらに成れる態度、地を掃ふと云ふべし、又こゝに添へ言ふべきは、日本の婦人は四時を論ぜず、毎日温湯を以て其面を洗ふ、其年二十三歲

に及べば、既に十年を越へたりと見ゆるに至る、

○日本の婦人は、其夫に忠貞にして、其兒を慈愛し、能く家事を治めて、以て天幸に膺らんと欲す、然れども婦人此貞淑の徳あれば、其夫必ず是を敬愛すと云にも非ずして、其夫たる者、別に女子を寵して、常に其側を離れず、黄白を費す者少なからず、而して側室も、又夫婦の間を疎隔する一端たるなり、凡そ妾を蓄ふこと、日本にて公けに免許せる款條なれども、家を齊ふるに於ては、其害を生ずるも又少からず、男子たる者、身操正しからず放縱なりとも、婦人是が爲に嫉妬の心を懷きたる者は、大に是を懲し戒む、是れ婦人の爲に一大藥石といふべし、

○門閥顯貴の家は、男女共に幼穉の時より婚姻を約す、是れ國法に於て、互に婚姻を結べば、乃ち其親族となるを以てなり、其妾を買ふも又法あり、其の妾の數は、余が知る所にては定り有る事なし、然れども或は二人已上に至ることあり、其稍權勢ある日本人は、妾を買ふて家道の豐饒なるを飾る一端となす、而して此惡俗も、又本妻たる者の爲に、甚だしき不幸を生ずるに至らず、余嘗て目のあたり、妻妾並で室に居て相交るを見たりしが、姉妹の禮を以て相接し、至て睦しく暮したり、其夫たる者は、每に其妾に敎へて、正室を尊び、常に是が爲に其勞に服事せしむ、又正室嫉妬のことありとも、面あたり其道理を述て彈斥せず、從容として平和なる處置を爲す、妻妾既に和好して忤ふ所なく、雙方共に子を生み、二三人の小兒膝を繞ふる時は、妻妾共に其家に安じ、復た反目相爭て、家內離畔する患ある事なきなり、側室を選ぶには、其容色の美麗のみならず、又其人となりをも擇ぶこと、固より恠しむに足らず、譬へば家事を命令すること能はず、賓客を待つ事薄く、一家內の使令に供するに足らざる時は、速に是を出し去らしむ、若し其人出去ることを願はざる時は、罵詈の言常に耳に及ぶ、若し一親族の內に加へらるゝに至れば、始終一の如く嘗て隔意ある事なし、其妾は眉毛を剃去せず、但し諸他の婦人女子の如く、十八歲に至れば其齒牙を染む、

○歸人既に嫁すと雖も、子なき時は速に離別せらる、此時に方ては、是を扶佑する人あるに非らざれば、婦人一言を辨ずる事能はず、涙を掩ふて出で去る、又公けの裁判ある時に及ては、婦女輩は人類の中に算へ

られず、又婦女子の言へることは、證憑となして裁判する事なし、此故に上下貴賤を問はず、婦人の親戚朋友、必ず其扶佑を爲す人あり、故に先づ何某は、某婦人の親戚なれば、其扶佑を爲すべき由を通知し置くなり、右の如く日本にては、婦人女子は獨立して世に處する事能はざる風俗たれど、其人は甚だ精勤にして、操作極めて敏捷なり、

○日本人民の數は、據り原く所ありて、記したるやと疑ふべけれど、是は切實にして、少しも疑ひを容るべき事に非ず、每年戶口の數を覈實して、是を官に納む、然れども其歲入の多寡、戶口の增減は、是を人民に告げ知らしむる事非ず、全國の人口に野作(エゾ)、琉球を加へて、是を總計するに四千萬と云ふ者あり、右人口の中、皮消工、屠戶は、其職業卑賤なるを以て是を除くは、惜しむべき風俗ならずや、而して屠戶の數は、五十萬たりと云へり、又女人の數は、男子より多しと云ふ、(蓋し日本の國法にて、妾を買ふことを禁ぜざる風なれば、婦人の數男子より多きは固より其道理なり、)猶又爰に記すべき事あり、佛陀の敎へを奉ずる僧尼及び其臣從を數ふれば、其數又鉅大たり、此輩は皆妻妾を蓄ふるを許さず、

○余謂らく、日本の婦人の旣に嫁する者を以て、歐羅巴の婦人に比するに、其行操決して相劣らずして、匹敵すと云ふべし、其夫と患難を共にし、力を家事に竭せる狀、歐羅巴の婦人に優れること幾等なりとす、此他男女の生格の說は、此に述ぶる外、每篇詳かに是を載すれば、以て此小引は、筆をこゝに閣して止みぬ、

日本風俗備考卷之四 終

日本風俗備考卷之五

地理形の一

○ヤパン又ニホンは、古人また往々ジャパンギリと呼ぶ、マルコポロ人名も又斯く呼べり、土人は、自ら稱してニホンと云、此國は、三箇の大島及び無數の粟散せる小嶼より成る、北緯三十度より四十五度に至り、東經グレーンウイク英吉利の欽天臺の名を距ること、百四十度より百六十六度に至る、其極南の尖處は、九州島にある薩摩なり、長崎の港口野母岬を距ること二十五里獨逸の一里は我二里に當る、然らば此に云ふところは獨逸里ならん、許に在り、此野母岬は、毎年和蘭船臺灣の海峽に循て舶を行る後、此岬を認て長崎に到るに、最も便捷なりとす、九州島は延袤三十四度餘に至り、獨逸里にて三十里のひろさたり、九州に隣りたる巨大なる島をニポンと名く、其間の海は至て狹隘にて、二三里に過ぎず、其海岸も餘の海岸と同じく岩礁聳峙し、且つ暗沙ありて、船を寄ることと甚だ危し、然れども大船にて其間を濟るべし、第三の大島は、サイコク虞儒按るに、四國の訛なるべし、西國の假名にては通じがたし、と名く、九州の大さの半に居れり、餘島に比例すれば、人口繁庶ならず、此島は九州の島とニポン島の尖角虞儒按るに、紀州の出崎なと云ふ、との間に挾まれ、兩間に一峽を成し、許多の小島嶼を其中に粟散す、是を以て濟渉する者の爲に極めて危し、然れども港淵灣泊處々に多く、其土の航海者、火山の猛勢、南海の激浪に遇へば、隨處其港泊に避入りて危難を逃るゝことを得るとぞ、ニポン島の地形は、北東の方に循ひて、北緯四十二度に至る、其濶さの最も大なる處は、獨逸里にて三十里に過ぎず、其奥州の末界は、野作の海濱松前を距ること、獨逸里にて六七里に過ぐることとなし、此を日本國の極北界とす、今余力を竭して、大に此國のことを精しくせんと欲すと雖も、地上の天堂と稱して、産物繁盛なる土地と、其地形を畫圖に開載するは、予が力の及ぶ所に非らず、この國に屬したる邊裔の島々は、支那、鄂羅斯等の強國に隣接する者甚だ多からずと雖も、彼二國も又來て其地を犯し、且つ其地に生ずる産物を取らんと欲して、是を請ひ求むる者あることと無し、日本の所領は、琉球諸島より對島に至る、其琉球諸島は、臺灣に對して日本の極南界に在り、對島は高麗亞

の海峽に在りて、其國の海岸に對峙す、又其北方は、其國境北緯四十六度の地に至る、其地はカラフト國、（我東北邊の人は、人を呼てフトと云へり、然らばカラフトは唐人なるべし、即ち北蝦夷を指して云ふ、）キュリリス島（即ちザブリカ諸島、又千島と云ふ、）に屬せり、此故に日本島は、四方に前壁となるべき諸島を備へ、近隣諸國攻め來る者ありとも、先づ是を防禦すべし、

○凡そ日本の海岸に船を寄すれば、其地總て高亢なり、且つ其港脚は安全なりと雖も、其水底頗る深くして、地方を距ること尙遠き處に諸々の暗礁ありて、其深きものは、水大に減ずる時のみ認得べきに至るが故に、港脚に船を入るゝこと、極めて危しとす、其他港脚は、通じて地内に入りこむ者少く、多くは甚だ暗沙淺處多くして、詳に認がたきなり、其許多の海峽海岬の近處は、波浪甚だ迅急にして、甚だ誤り認め易し、是を以て日本人のみ其深淺を測り知れども、外國の人は、今に至るまで詳に是を測量すること能はざるなり、又六月より七月まで、日本及び支那海にて、強きテイホンス又タラファーデンと云へる風吹き起り、南方より西方に至る、其急駛なる、他國にて見ること無き所にして、クリュセンスティン（人名、）も、又此地方に於て出遇たり、此の如き疾風ある外、冬時に在ては海上に烟霧陰翳し、日月の光を假りて、其地を望み見んと欲すれども、日々其欲する所を遂ること能はざるに至る、是を以て日本の船舶毎に漂流し、或は隣近諸島に於て破船すること少からざるなり、日本の諸船は、其乘り到る諸所に於て、大風浪起り立ちて、支那、日本、朝鮮海より、日本の海岸に衝き來るに遇へば、何れの處にても、急に避け入るべき湊泊を求むるに過ぎず、此の如き浮淺なる方法を以て、此の如き濟渉を利せんと欲するは、輕卒の至りと云ふべし、然れども日本人は、嚴寒酷暑をも屑とせずして、此航海を爲こと、我和蘭の海客の如く、恰も水を以て己が性命と爲せり、

○日本國の時候、寒熱時に隨て變換すること、亞細亞諸國の冠にして、寒暖の常度、歐羅巴諸國の産物、皆此國に生ずるに至れり、印度に産して、常に溫暖を要する草木は、此土に生ぜず、然れども其他の回歸線の間に生ずる植物は、玆土にも又生ずと知るべし、四時の變換は、和蘭と同じ時節に來去すと爲べし、但し其微甚の度は、彼是の國同じからず、日本人の大寒の節

と唱ふる十二月の頃は、至て酷寒にして堪へ忍び難く、毎度雪降れども、日光現るれば便ち融く、夜中溝渠の穏流稲田等に氷を結べども、晝は再び解く、然れども日本の北部の地は、商旅常に氷上を行き、冱寒極めて甚しく、氷雪日光を見て便ち融消することあることなし、此の如く寒氣高度に至るは、其地韃靼の大氷山に鄰り、其地より強き北東風吹起りて、日本の此地方に來るが故に因れり、新年の際天氣變換して、或は美日ありて、新春の祭祀を行ふと雖も、四箇月の間又は其餘も、火を焚きて寒氣を避くるを要するなり、無數の灌木喬木の葉、冬時も常緑にて、直に春に至て新芽を生ずる者、二月の頃既に新芽を生ずる樹木と枝を交へて、常に緑色の風景を飾れり、或はメカン（蜜柑）、橙の樹上に生じ、其上に雪の積るを見ることあり、又雪中にて大小麥成長し、五月に至れば既に芟り收むべし、若し善く風を禦ぎて、太陽の光に中る時は、冬日と雖も草木繁茂して夏景に似たる所多く、此國の南部長崎にては、ハーレンヘイト（人名）、の驗温器にて、三十度以下の寒氣を得ること少し、然れども此土の寒氣は却て歐羅巴よりも身に觸れて強きを覺ふ、歐羅巴にては寒氣を防ぎ、室中を温むる爲に、造築の法皆宜きを得、衣服の製も寒を避くるに適するが故に、却て温暖を覺ふるなり、凡そ此國の寒暖の度は、意太里亞と同じく、土地の質も善く彼と似たり、歳首に至れば、萬物時を得て華麗となり、生長繁茂す、苑囿及び畦圃には、許多の花木果樹、緑葉よりも多く美花を開き、夥しく重瓣の花を生じ、花過多にして却て實を結ぶこと少きに至る、然れども櫻梅は此故に因て、極めて華美なる風景を人目に耀かす、其花は三重瓣四重瓣にして、其木大に増殖し、路傍に花盛にて、異しき好景を成す、若し其實景を畫きたるを知ることなくば、必ず疑て眞とせざるべし、歳首は雨多く、其後六月（我が四月五月の頃、）迄は天氣平和なり、六月の終り七月（我が五月六月の頃、）の初めに至れば、暑氣盛になり、ツーイュー（梅雨、）の節に入る、此時一月許の間、多くは大雨降續き、濕雲地を掩ふ、大氣重く濕ひて、鬱蒸して困難耐ふべからず、大息を發するに至る、此時日光現るれば、又新に鬱蒸する騰氣を起す、右のごとき洒雨は、土地の爲に大利あれども、此節過ぎ去りて雨止む時は、人々皆其望みの叶ひたるを喜ぶなり、梅雨一たび霽れば暑氣甚し

く、パーレンヘイトの驗温管にて、七十五度より百度の熱となる、夜熱も風ありて大氣を清涼にすることなく、大抵八十度に下ること少し、殊に温熱にて、九十二度より九十四度に至るを常とす、但し少しく南風ありて炎熱を醒解す、然れども南風を納れざる家は、其炎熱の度、呱哇に踰るに至る、此月の間は、太陽最卑の地に在る時に比すれば、久く天上に在て、大地冷過せらるゝことなし、此れ實に此大暑を起す大本たり、若し此時に方て、大暑久ふして止まず、或は熱帶地方の如く、惡癘の騰氣大氣を汚染することあらば、人畜皆其生命を保つこと能はざるべし、秋は四時の中最も人に宜しく、間晴して乾燥す、夜氣涼冷和氣人體に可なり、是を以て人々旅行及び行樂を催す、祭祀多く此時を待て擧げ行ふ、是を以て道路喧閙し、內海繁盛なり、虔儒按るに、是れ長崎にて見る所を云へるなるべし、

○地圖に據て其延袤の到る所を考ふるに、日本島は山岳に似たる國にして、山脈蜒蜿として聯絡し、キュリリス島、カムシヤツカ及び北亞墨里加の大陸と相接す虔儒按るに、海底の地勢相接するを云ふならん、ること明らかなり、予が見聞する所に據るに、日本人毎に北部に接する邊塞のことに心を用ひ、他の邊界の國、韃靼、支那、インジアーネン北亞墨利加人を云ふ、の襲ひ來らんと用心するよりも、殊に是を憂ふること深しと見えたり、虔儒按るに、鄂羅斯の外寇を慮るを云ふならん、

○其全國は山岳多く、大山五座あり、余は唯々長崎より一日許り旅路なる島原國の雲仙嶽を見たるのみ、此地には、年として火坑噴裂、地震ありて土地を荒し、大に風浪を起さゞることなし、其甚だしきに至ては、土人懼れて其國を棄去り、或は數日其家を出で、外に假舍或は庇屋根を營みて地震を避くる者あり、千七百八十四年天明四年、出島の地震の時の如きは、島原の近傍の山破裂して、後大地震起り、當時出島に在留せる和蘭人、二三日の間、上に云へる如く戶外に出て假舍に居るに至れり、余數々地震に出逢しが、鏡及び晝板皆動き、其長さ五秒時より十秒時に至れり、又日に五回若しくは七回に至るあり、然れども其度は甚だ微なり、又我和蘭の船、天氣恬靜なる日、港內虔儒按るに、長崎港を云ふ、にありて少しも動搖することなかりしに、忽ち地震を覺へしことあり、此れ鐵錨地の動搖する勢に感じて、一牽掣の動運を起し、其勢を船に及して爾るなり、凡そ地震に遇ふ人、初めは甚だ惡むべき感注を得

て、遂に大なる驚駭を發するに至る、是を以て其感注の狀、略越力機の震動と相背たり、地震は至て恬靜なる天氣に非ざれば是を發すること少し、蓋し造物主、此景色を以て殊に恐怖すべく爲さんが爲に、是を發する前、故に霎時其天氣を恬熈に爲すなるべし、

○山は諸金を產すること夥しく、無數の人民の經濟を爲すに豐足なるのみならず、每年夥多の員數を以て、和蘭及び支那に輸送するに足れり、且つ無數の諸金坑は、請負ども利潤なしとせず、多く黃金を出す金坑は、ナガタの國及びシユリンカの國に在り、其ナガタは佐渡島と相對峙す、二國は共に最大島ニポンに在り、（內儒按ずるに、ナカタは長門、シユリンガは駿河なるべし、二國に金を產すること未だ聞かず、且つ長門佐渡に對すと云ふもの又大なる誤なり、）又佐渡島及び薩摩、其餘黃金を產する地何多し、又多くの河底に沙金を見る、人の言を聞くに、沙金の分野頗る多く、大潮の後水大に減退する時は、天龍河の兩濱に、陸離焜燿せる金光を見ると云へり、然れども沙を淘汰して、金を收むる法を知らざるが故に、其得る所、僅かに失ふ所の費用を償ふのみにて、其利を收むること少きを以て、是を爲すことなしと云ふ、銀は甚だ多からず、金に比すれば價貴し、金一と銀十二と相比す、和蘭にては同量の金銀價、一と銀十六と相比すべし古しへは日本より、銀を外藩に輸出すること極めて夥しく、方今此の如き匱乏を致すは、皆其故に因ると云へり、我等の外藩古しへ多く銀を取りて巨萬の利益を受たるを以て、今は每年某額數の金貨を此土に輸入し、殊にデユカトン（錢貨の名、）を輸入するを勸とせり、

○紅銅はアカガネーと云ふ、甚だ多く是を產す、其鑛坑にては黃金白銀の鑛と混交す、然れども銅を和蘭に輸す前、精煉の法を以て、盡く金銀を分ち去ることと知れり、和蘭及び支那に鍮出する額數每年一萬八千若しくは二萬四千ピツケルス（斤名、）にして、殆んど和蘭の秤量にて、二百五十萬ポンド（原註キロガラムメス、）に至る、其餘國內にて費す所極めて夥し、喩へば門戶橋梁船隻の釘鋑となし、華屋を覆ひ、簷溜を造り、人家の器什を製るが如き、和蘭にては鐵及び鉛を用ふる者、此國にては皆紅銅にて製す、

註、銅錢は日本にて今より前、已に鑄造せること明なり、ワドーチンカイ、（和銅珍開、）又ワドーホートン（和銅寶珍）の字り、（國史を按ずるに、元明天皇和銅元年、武藏國初獻レ銅、其年鑄ニ銅錢一名ニ和銅開珍一と見えたり、チンカイは開珍の誤りなるべ

し、の錢は、余已に善く是を知れり、日本人是を以て大なる價ありとて珍重す、當時此錢を以て軍人に給賜し、是を笠上に掛けしむと云ふ、然らば日本人は銅錢を鑄る法に通じ、且つ古より已に此金を、其國に產することを推して知るべし、

○黃銅は紅銅に比すれば多からず、精細の家什に非ざれば是を製せず、此國亦白銅の一種を出す、銅銀及びビスミットにて成る、然れども是を產すること少し、其堅剛の質を得せしむる爲めに、他金を合して是を造り出す、

○鐵は多からず、他金に比すれば價貴し、但し需用に闕く所あるに至らず、然れども鐵坑より精美の鋼鐵を產す、又些子の錫、鉛、硫黃、石炭、大理石、堅石を產す、堅石は殊に夥しく、家屋を構築するに多く用ふ、又奇異なる化石あり、多く水精、瑪瑙、碧玉石、コルナレイン等の寶石を產す、然れども日本人は、此等の寶石の價を言はず、其故は和蘭にては、此種の寶石を飾りて器什の文飾となし、且つ其器の價を貴くすれども、日本にては其器什なく、且つ是を用ふることを知らざればなり、海中には夥しく珊瑚樹及び珍異なる甲介を產す、其內にて卽ちカイノタマと云へる眞珠を產する貝、(虔儒按ろに、貝の珠を以て、貝の名と思ひ誤りて斯く云へるなり、)石決明より眞珠を採る、此甲介は殊に大村の國に多し、但し是を採ることと至て難く、費用も又少からず、

○アムブレグリス(龍涎香、)は、爰にクヂラノクサと名く、鯨魚の屎と云へる義なり、數々海邊にて多量に是を見る、白髮色にして乾涸する者を上品とす、黃色或は褐色にして軟膏の如くなるは下品とす、日本人は此を以て藥劑とすれども、此物を印度に輸せば、土人此物を和して、貴重なる圓球を製して香料となし、婦人是を金球に納め、サックズーク(衣服の腰部に造りある囊の中に入たる手巾、)の傍に帶ぶ、

○海岸は、巖石嵯峨として畏るべき景況を爲し、其海は深くして測るべからず、其欹側したる海岸は、波浪を激碎して無數の島嶼沙洲を生ず、幾多の漁村其海岸を繞り、其海中の魚を多く漁して、以て豊に生活を爲す、

○其內地は、土地肥沃、人民豊足す、若し其山は平地の如く膏腴ならず、然れども百姓勤苦にして勞を厭はず、尺寸の地をも其利を遺さず、山頂に至るまで是を

耘鋤して、諸穀諸菜を樹藝すること、猶獨逸の山部の民、山を削り平げて半規となすが如し、又小堤を造りて、大に山水の涌溢する時、定りたる溝渠に循て流れ行かしめて、稲田に灌ぎ入れ、以て稲苗の生長に供す、

○美麗第一の山は、富士山を其最なる者とす、此山は已に百餘年前より、火燄を噴出することなし、巴里斯尺にて一萬千尺、若しくは一萬二千尺の高さとす、其山麓は美麗と云ふべき國に在て、漸々に微しく高し、六月此方の四月五月、に至るまでは山頂に積雪あり、八月六月七月、を此山に登る時節とす、祈願のことあれば、山頂の巖窟におはします神佛を拜禱せんとて、登山して巡禮す、予が見聞する所に據れば、日本の人此山と此近傍の地方の膏沃にして、風景の美麗なるとをば、耽賞しても尚飽足らずとすること明らかなり、多く其風景を畫圖に繪がき、又陶鑄せる物に、是が風景を寫し、且つ詩賦文章にも、此山のことを記し、是を絃歌に被むらすにて知りぬべし、

○幾多の高山は、河川湖澤を造る、皆多く魚鼈を生ず、又寒温泉あり、此河江湖沼は風景佳秀、人目を悦ばしむる外、又内地に交通して、運輸に便利なりとす、其道路は到る處皆盡く平坦なるには非ず、山路の如きは、山水の洋溢するを防ぐこと甚だ難く、殊に人居少く、竹樹茂密、人跡を通ぜざる箱根山の如きは、道路の近傍盡く荒蕪し、山嶂重層の中に、阜陵の如き者處々に散在すること、恰も歐羅巴にて、好き道路を開かんとて、人力にて造修したる道路の如し、其平坦多き國郡に至ては、道路砥の如く廣くして、且つ善く修繕し、田壠各々整正にして畝を分ち、盡く其國法を守りて、人々の所持する所の經界を定めて、官道の左右を挾めり、川は大抵海に向て流れ行く、然して其國土甚だ廣からざるが故に、嶮岨の山岳より降り流れて、種々の急流を爲し、多くは一派となりて通流す、

○其川多く淺く、平底船に非ざれば濟るべからず、天龍河淀河の如き是なり、然れども大井川は至て急流にして、船を容るべからざるに至る、此川の兩岸の濶さは、獨逸里の四分里我半里許、許にして、内に二三派を分てども、大水の時には兩岸の間に、水波浩蕩たるに至れり、若し水勢浩蕩として、五尺餘の深さに至る時は、濟渡隔絶す、然れども水是より減ずる時は、一切の物を臺輿に乘せ、河畔の土人肩に舁きて川を濟す、

其土人は、幼弱の頃より、斯く危くして且つ難艱なる世渡りを爲に習へり、此水夫等の艱難に堪へて生計を營むことは、殆んど思議すべからず、驗温管の三十度の寒も、九十六度より百度に至る熱も嫌ひなく、此生計を爲し、水の高下に準へて、定りたる雇錢を受く、一人物を舁けば、一二人の夥伴是を扶け支へて、逆浪に衝蕩さるれども、跌仆せざるに備ふ、若し此の如き所作に習慣せざる人は、突兀と平坦ならざる岩石に似たる河底を踏留めて、濟ること能はざるべく、譬へ其水淺くして、唯々膝に及ぶに過ずとも、水波に衝かれて顚仆すべき事業なるべし、水夫は別種の筋力を備へたれば、少しも過なく川を濟し、未だ曾て過失を生せし例なく、安全無憂の濟川なりと雖も、己が生命を人の身力に託して、不測の地に臨むは、誠に身の毛もよだつ計の危き事なれば、是も又思ひを加へざるべからざるなり、

日本風俗備考巻之五 終

日本風俗備考巻之六

地理地形の二

○日本の國郡の佳麗なるは、是を赫爾勿萋亞、及び予が嘗て遊覽したる意太里亞の一地方に挍ぶとも、決して誇稱に非ざるべし、此二地の風景の秀麗なる、及び予が其地にて見たる幾多の湖水の中、殊にラコマツギヲレ（プロイニングが地理韻府を按るに、此湖は延袤巨大にして、ベネチアーゼロムバルヂス領と、鍛冊地尼亞、赫爾勿萋亞の間に在りて、風景畫がくが如し、内にホルロメイス島及び其他數島ありと見へたり、）の風景に對せし時は、予が心恍として、復た日本に行きたる想を生じたり、且つ其周圍の郡落廟宇及び商賈繁劇の狀、幷に途中見る所の者も、又日本と比して甲乙あることなし、然れども江都の側の湖水、（虛儒按ずるに、江都の側の湖水とは、金川の臺などより望み見て、入海を誤り認たるならんか、）都の側大津にある湖水の如きは、其佳秀なること、ラコマツギヲレ湖に勝ると云も可ならんか、夏日に至れば、數百の布帆湖上に浮び、無數の遊船恰も粟散す、晩に向へば燈を點じて闇を照す、管絃の聲競ひ起りて、其響き湖畔に徹すれば、幾多の遊人皆湖畔に行きて、是を眺望するを以て娯となせり、

又日本は土地の廣袤に準ふれば、人民至て繁庶にして、大なる官道は人屋櫛比して、彼村と此村とを分つこと能はず、此の如くにして少許を隔つれば、大小都府代る／＼相送迎す、諸の地方に於て、簇集したる人家及び寺院あり、高貴の人儀從を隨へて、肩輿に乘り行くあり、又二月の間（虔儒曰く、長崎より江都まで至るを云、）數々一人馬の偏側に坐し、小兒數人を一側に乘せ行くを見たり、又巡禮の人、宗徒の人々をも、何處にも見ざる所なかりしなり、旅具を擔ひたる人丁は、己が擔物を荷ひて歌唱する聲、殊に旅途を賑はしくし、驛站の人丁交替して送迎し、其輩の氣象の開爽なるに因て、此國の旅行最も興あるを覺ふ、驢馬は日本よりも切用なる地は非ざるべし、然れども此獸は、此國に生ることとなし、（虔儒按るに、驢は性柔和にして、然も重擔に耐る故に、斯く云へるなるべし、）牝牡牛は土人是をして田壠を耕し、荷物を負ふに用ふ、然れども此畜他用に供することとなし、日本の法には、此畜類を殺すを禁ず、又乳と酪とを用ふることとなし、其心に、乳酪は皆四足獸の血なりと謂ひ、神道の學にては、己が本寺に詣で、諸神を祈るに穢れありとする風習なればなり、山林には多く禽獸を生ず、鹿、野猪、兎、雉、鷄等の如し、然れども日本の人々は、唯々日本風の料理のみを喜び食ふ、土人鼠及び毒惡の蜂蝱等を憂ふる外、又狐及びヤマイヌー（卽ち山犬、）に困めらる、西國にては熊、スプリングボック、又ケムセン（獸名、）を生ず、其皮革を取りて用ひ、骨角を以て甚だ奇巧なる諸物を製す、

○且所々にて多く奇特なる產物を製す、日本の人每に務めて奇巧の品物を造り出さんとする心深ければ、產物も自ら精巧に成り行き、是を銷流する法を百般に爲すが故に、商賣自ら繁昌して、其盛んなること人意の表に出づ、譬へば都にては漆器、鍍金器、尾張にては銀器、府中にては精緻の竹籃、箱根にては鏇器寄木箱、宮及び桑名は鐵器、水口は籐料（虔儒按るに、棕櫚の皮を謂ふか、）を造る、大坂は尋常の漆器、米穀の大なる商賣、其他千百數ふるに遑あらず、各地の名產は、唯々其虛名のみ世に高く聞ゆるには非ず、其實は他處にて造り出す物よりは、其品物の性廻に優れり、是れ予が親驗せる所たり、

○下に帝國日本の屬國を擧ぐる前、先日本國土の區別を說は、最も切要たり、此國大別して七箇地方となし、更に小別して六十一州の諸侯國となす、是れ五百

年の季位に卽たるスユシユン帝（崇峻天皇を云、崇峻帝の即位は、西洋紀元五百八十八年に在り、）の代に定むる所と云ふ、（慶儒按るに、國史に、崇峻天皇二年、遣近江満於東山道、宍人雁於東海道、阿部牧吹於北陸道、観察東北國境とありて、七道五畿内を定むることを載せず、恐らくは此等のことを以て、斯く云へるならんか、疑ふべし、）其七道の名は、東海道、東山道、北陸道、山陰道、山陽道、南海道、西海道なり、

○別に帝の歳入の國五つあり、七道の内に加はらず、是を五畿内と名づく、ミアコの近傍にある諸州是に屬す、其名は山城、大和、和泉、河内、攝津是なり、

註に曰く、ミアコ全國の本都にして、其近傍の國を其公用とす、

七箇の大道の小別左の如し、

一は東海道と云ふ、東方の斗出したる島なり、卽ち伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、駿河、甲斐、武藏、安房、上總、下總、常陸、伊豆、相摸、

註に曰く、東海道は朝覲の時、都より江都に行く途中、予が親く歴る所たり、

二は東山道と云ふ、東方の大陸なり、其國々は近江、美濃、飛驒、信濃、上野、下野、陸奥、出羽、

三は北陸道、北方の大陸なり、其國は若狹、越前、加賀、能登、越中、越後、佐渡、

四は山陰道、都の北に當りたる地方なり、其國は丹波、丹後、但馬、因幡、伯耆、出雲、石見、隱岐、

五は山陽道、都の西に在り、播磨、美作、備前、備中、備後、安藝、周防、長門、

六は南海道、卽ち南海に斗出したる島、紀伊、阿波、淡路、讃岐、伊豫、土佐此に屬す、

七は西海道、西方の斗出したる島、筑前、肥後、豐前、豐後、肥前、大隅、薩摩、筑後、日向是なり、

上に云へる六十六國の外、更に猶壹岐、對島を數へて、六十八國となす、

○予又其國は七十七國に分つと數々聞けり、此れ後世五島じま、平戸、八丈、松前及び其餘の四部を併せ稱して、其數に合せし者ならん、但其四部の名は詳ならず、

○高麗亞（卽ち朝鮮）の邦城は、日本の北東に在る斗出したる半島なり、其國の北は滿洲、韃靼に隣り、西は支那に接す、古昔の時、支那早く此國を服屬せしを以て、禮儀風俗皆是に化したるなるべし、カラプロット（人名、）サンコク・ツヲウラン・トセッ（三國通覽圖説、）と云へる書を繙譯せしが、内に日本、支那の切要なる事を紀載せり、其說

に據れば、我が西洋紀元前二百年の際、我孝靈天皇、孝元天皇の頃、此國に既に君を立て、都府を設たることを載せたり、然る時は、其頃既に日本の如く風俗大に開け、文物備りたること推して知るべし、又紀元前二百餘年の間、我孝安天皇、孝靈天皇の頃、上文に云へる如く、日本より高麗を伐て大に是に克ち、其國を服屬せしめたりしに、其後日本國内政綱弛解し、高麗朝貢を修めず、一千五百年の終の頃、我文祿慶長の頃、將軍太閤新に兵を起して、古の如く朝貢を修めざるを責め、彼と盟約を結びたり、其後高麗人、毎年日本の朝廷に朝使を遣し貢獻を捧ぐ、其物は大抵虎皮、人參、織品、馬、及び獵に用ふる鷹等なり、對馬は日本と高麗との兩岸の間、五十里許の距離に在り、高麗の東岸に在る釜山の地に戍兵を置き、將軍への使節を受く、新天子の卽位あるに非ざれば、江都に朝貢使を發することなし、

註に曰く、カラプロットが譯せる三國通覽圖説の書は、高麗、琉球、ヱゾ野作のことを記して明白的實なり、此三國のことは、吾邦從來全く闕て備らず、此故に余謂らく、此書と余が此三國の事に就て得たる説を以て、日本屬國の準繩となして、考證に備ふるに足れりとすべし、

○高麗は古しへ三國に分てり、新羅、百濟、高麗是なり、今は其國を名けて朝鮮と云ひ、是を八道に分てり、卽ち京畿道、江原道、黄海道、忠淸道、全羅道、慶尙道、平安道、咸鏡道なり、八道の内に四十一國あり、三十三都府を開く、各々第三等の都府なり、首都王城と名づく、國の中央に在り、王の居る所とす、

○國人は支那の學を習ぶ、但し上古は其國に象形を書きたる字あり、然れども西洋の三百七十四年、仁德帝六十二年、諺文を發明せり、但し日本の如く、卑賤の人に非ざれば用ふることなし、告諭等には皆漢文を用ひ、學術等の著述には、殊に是を使ふこと明らかなり、

○高麗は、學術、風俗共に開くること、日本と比挍するに足らず、其產物及び船隻の製作に就て是を視るも、其鄙朴なること明らかなり、其船隻時々日本海岸に漂着し、長崎に送り致さる、其船の造法及び船纜、鐵具、木具、皆甚だ殘廢して備はらず、其船人は粗鄙汚穢にして矮小なり、然れども力量は强し、廣き袴を穿き、廣き上衣を着て、頸に至るまで鈕釦にてしめ、又大にして敝れたる履を穿き、或は藁の足裝束を穿け

り、頭には白く圓き笠の大なる周縁あるを戴けり、木にて造れる烟盒を皮帶に下げ、手に長き煙管を把る、此れ其飾りなり、衣服は粗き木綿にて造る、然れども高貴の人は、花文ある絹を服す、其笠は羽毛を飾り、珊瑚を衣上に貫き着く、頭髮は結て一塊となし、長き髭鬚を生ず、予數々其人の一時許の間、唱歌するを聞たることあり、此唱歌は、神佛を禮拜する際の禮なり、又新月、滿月及び晴天の時、最も善く是を歌ふ、此國中には佛陀の道を信仰し、其殿堂は此佛を祭る、此漂流したる船に、唯々一度婦人を乘せたり、余等も唯々是を一瞥したるのみ、其婦人も男子の如く醜く、色ある衣とカバーイ則意蘭島にて、長き絹又は木綿にて造りたる上衣をカバーイと云ふ、とを衣たり、頭には藁にて造りたる笠に羽毛を飾り、白くして橙黃色を帶びたる脂粉を厚く傅く、其言に據るに、高麗の婦人は、支那の如く密室に居て人に接せずとぞ、其人其國中にては、帽子を以て面を覆ふに非ざれば、街上を行くことなしと云へり、

○高麗は、其產物固より富庶なりと雖も、是を交易する人は、皆貧人のみなり、又金類を製することを知らず、

○高麗には多く黃金を產す、鐵は至て少し、土人の密賣する細碎の品件は、皆云ふに足らざる者なり、其品物は木鉢、木盆、盒子なり、大抵皆木を切り分ちて、虎鳥若しくは他の動物を雕たる者多し、其船を修繕する間は、藁席を造り履を製し、日本人の爲に水を荷ひ工役を執りて、猶少しの資斧を貯ふ、其間は對馬侯より守護する小屋の內に居住す、船既に成りて、再び海路に赴かんとする時、其喜び云ふべからず、其發船は、大抵新月若しくは滿月の時に在りて、神佛を拜禱して、歌舞し牲を備へて、是を祭りて後發程す、

○琉球島は、北緯二十六度、臺灣島と日本の南徼との間に在り、一小王國たり、最も支那に服屬す、琉球と支那とは、迭に大なる交易を爲す故に、此國又己が產物及び支那の物を、日本の市に送輸する機會を得るなり、此交易は特に是を薩摩の君に委任す、他の諸侯皆是を羨まざるはなし、歷史に此君琉球を伐て大に是に克ち、遂に此國を己が屬國と爲べき命を得たりと云へり、今も猶戍卒を遣りて、其國を守らしむ、古しへ薩摩より琉球を伐んとせし時、朝廷にて評議しけるは、薩摩の國は兵強く又勇なれば、其を恃みて陰

に異圖ありと見ゆれども、嚴法を以て處すること能はざれば、琉球を伐つことも其まゝ許すべしと一決せりとぞ、

○此島の時令は、北極の出地卑くして、日本よりも温暖なり、土地至て肥沃、日本に送輸する砂糖の外、多くの藥品、磁器、漆器、雕器、紬絹、馬、香料、朱錠等の如し、其他日本に稀なる物は、半ば己が國より出し、半ば他物と共に支那より交易して、己が國に輸入し、後更に日本に送輸す、其人物は、日本人よりは多く支那人に似たり、兩國の善き者を擇びて、其長じたる所を採用す、國内には佛陀の寺及び神道の社あり、是れ兩國の人民を愛敬するが故なり、又兩國より琉球の王族に位號を賜ふ、其國の船隻は、皆直に薩摩に詣らしむ、然れども支那帝國の封印ありて、日本に渡るべき定額の船隻、初より長崎の港に到らんと定めたる者、其港に到らざる前、先づ薩摩の海岸に漂着すること少なからず、是れは薩摩に密賣を爲さんとする志にて來れるならん、(虔儒按るに、此説は非なり、若しくは往昔の世ありしことならんや、)

○野作(エゾ)島は、北緯四十三度より五十二度の間に在りて、南はニポン大島の内奥州に限り、北はカラフト島、(自注に曰く、地圖に多くサガリーンに作るは誤なり、)キユリリセ諸島に接す、古しへは此島アイノと云へる一種の土人に屬せり、エゾと云へる語は、支那の稱謂を譯せるなり、(虔儒按るに、此説謬なり、支那にて蝦夷をエゾと稱せることを未だ聞かず、)日本の方へ向ひたる南部は、一千四百四十三年(嘉吉三年、)タケドノボウヒロ(武田信廣、)侯、其地を掩有す、其子孫一千五百九十四年、(文祿三年、)將軍の命にて此國を松前と名く、今も七十里許の長さの地を名づけて、此の如く云へり、土人名づけてトーエゾと云へり、松前の都府も又松前と名づく、其地を統領する諸侯を、松前伊豆の守と云ふ、他の諸侯の如く十分の權威あり、歷史に曰く、日本人上世より已に此土を從へ、野作と交易をなせり、其國の產物は、價廉にして許多のものを出す、即ち金、米、烟草、乾過臘魚、鯨、材木、乾沙噀、セーカツト、カフイアル、皮革、諸藥草等、松前の領地の土民は大に耕耘を勸む、其上に納むる賦稅は至て少し、日本の人、彼土民の求る所少くして得る所多きを見て、其好む所の漁獵の具を以て、交易して多く其利を收む、

註に曰く、沙噀は粘滑動物なり、ホロテユリアテユピユロサと云ふ、印度諸島の海にて漁す、是を乾

して後、食力別私島にて支那人に沽り與ふ、日本人は是をナマコと名づけ、生乾を論せず是を喫ふ、形橢長にて、其皮膚蕤斑點あり、肉甚だ膠粘なれども、口にて咀嚼せざる前は、軟骨を咬むが如し、其肉の粗精に隨て、此を分て五種とす、其最上品は閃爍せる金色斑點あり、水底の巖礁の金氣ある者、自ら其色を此動物に分賦するに似たり、野作に產する物は、獨り帝の交易に係る、其利極めて大なり、野作人は其幼弱の頃より、海底三十尺許の處に泅入して、岩礁に付たる沙噀を漁するを習ふ、至て危く且つ艱難なる所作といふべし、既に漁し得れば、是を乾かして、四寸より六寸許の木栫の如くならしむ、然る時は歲を經るとも黴敗することなし、日本の割烹にて、是を以て甜美の味とす、此を調理すれば、故の如く膠粘となりて、美味に復するが故なり、日本の酒を飮むに、下物となして甚だ佳なり、

○野作地は五部落に分つ、然其中日本領は至小なる一部落にも及ばず、且つ其五部落中には、一種の野人棲止し、金錢あるを知らず、又貧乏の何者たるを知らず、唯々漁獵を生とす、弓矢を以て熊、狼、狐、海貍を射殺し、其皮革を用て衣となす、然れども富家は、支那日本の織品を、カラフト又は松前にて交易し得て是を服す、又金銀の耳環、鈕釦、珊瑚を以て飾とす、美麗に染め若しくは繡紋ある衣服は、重價を惜まず是を買ふ、老人輩より立たる法令は、獨り謹み畏る、爭鬪あれば戴白の人出でゝ是を判ず、然れども其行は禽獸に異ならざる者あり、兄弟姊妹一室に居り相配合す、些も制度ある事なし、又カラプロット人名、が譯せる日本の書、三國通覽圖說に載る所を讀むに、乳婦兒熊に乳し、冬に至て是を食ひ、且つ其膽を取て藥用となす、熊は野作の人必用の聖藥とする所也と云へり、此等の所爲に至ては、人々の思へる如く、造物者人畜の區別を立ざるに似たりと云んも又可也、土人が棲止せる聚落は、多くは海岸に在り、其大聚落には一屋を造營す、是をヲウンスイヲヤ運上屋ならん、など名づく、日本人其屋に來て交易を爲す、其賦稅としてアイノ野作人を云、上に見ゆ、等、獸皮、枯魚を松前侯に貢納す、其國內山多く、巖石峨々として常路なし、是を以て異地の人は通行すること能はず、此の如き艱辛なる生涯に慣たる人種なれば、身體は固より彊健なるべし、男子は漁獵を生とす、婦

人は別に家事を操る、其武具は弓と毒箭なり、是に中る者は必らず死す、極めて大なる猛獸と雖も、必らず是を殪す、小刀及び老敗せる大刀は、是を用て一種の農具と爲す、皆日本より致す所なり、

○日本人野作人と交易するを以て、鄂羅斯に服屬せるキユリリセ島人と或は出會ことあり、此島人はまた野作の海濱に濟り來り、カラフトの土人と多く皮革を交易す、日本人是をヲーロウシイアと名づく、此島は本都（鄂羅斯の都伯德珠勒爾艦を斥して云ふ、）を距ること極めて遼絶にして、其國人の內に在ては鄙野粗朴、人種の下等に位すと雖も、日本人は是を野作人よりも上等となし、嚴令を下して迯に音信を通るを禁ず、

○日本人は、己が國は近隣諸國よりは迥に優れりと思ひ、世界中の極めて强大なる國にも、戰ひ勝つべしと爲せども、開人駭異すべからず、其明敏の人は知慮ありて、此の如く道理に反したることを思惟せず、外國の器械を視、其書の載る所を讀て、方今世界の眞の形勢を熟知し、學を好む心より、暫く其國を辭して外國に遊び、新說を求め、其得る所を以て、國人に敎へ知らしめんと志す者、定めて多かるべし、然れども國禁ありて是を許すことなし、予謂らく、其內一二人は、譬ひ我輩力を極めて、歐羅巴の世界の盛大なる形勢を圖繪して、是を視せしむるとも、彼國より一旦國を去とも、我必ず父母の國に死して、祖先の塋畔に骨骸を埋むる志あれば、此佳麗にして福庇多き父母の國に、暫くにして歸り來るべしと、大志願を興すに非ざれば、此旅行を爲さんとする心なかるべし、

○此編の初めに出せる圖の兩側に出したる字象は、ニポン又ヤバンの字なり、

日本風俗備考卷之六 終

日本風俗備考卷之七

學問の一

○日本人は、文學及び諸學科を好み學ぶ心ありて、是を尊び仰ぎ、同輩の稗益となす爲めに、其道の傳播するを求む、然れども支那の象形の文字を用ふるが故に、其本然の眞智及び性質の醇美も、是が爲めに掩はれ、其自得したる說は、恠妄にして夢の如くなれば、其國の人民の宗支、古代の史記及び學術も、皆虛妄にして原づく所なく、日用事實と背馳して、一の實用に中る者なし、然れども彼は此文字を用ふるを、日本の文字の花なりと思ひ、敢て其非を悟ることなし、其文字は、每語意を一字形に寓せるが故に、心に思へることを書き出すにも、殘廢にして圓活ならず、是を以て其學に精しき人と雖も、作者の本旨を了解すること至て難きに至るは、知れ易き道理なれ、凡そ支那の文字の數は十萬有餘あるべし、日本人は職務動作に用ふる字を、僅に記し得るのみなるべく、其數は常人に在て、五百にて二十言に過ざるべし、是より以上の字を記し、殊に一萬言を記する人あれば、其學の世に用あることと然らざることを問はず、其人を呼んで學者と云ふ、此故に書を善くし學を修むるは、大抵夥しき文字を習ひ知るを學業となし、其學を十分に修め得るは、一生力を用ふとも、歲月猶足らざるなり、其學問は其源を支那より發し、初めに彼の書法を此土に得たること疑なし、然れども日本人、其字の書し難きを見て、第八百年の頃假名字を造れり、然るに今に至るまで、適當の法を發明して百事を記すに簡易ならしめ、因て支那の書法を廢すること能はざるは、驚き恠むべきの至りならずや、或は曰く、日本人は支那の文字を廢し、別に一書法を製して世に利益する等の大見識なしと云へれど、日本人は其人の思へるよりは、極めて靈慧なり、余謂へらく、其人是をなさゞるは、古來よりの風俗を變ずるに意なきが故に因れり、且つ疑ふらくは、平人をして學問を爲さしむるを欲せず、若學問せば、其說餘黨と合せず、其職務に害を生ずることを恐るゝが故ならん、

○假名の數は四十八字なり、書法四種あり、カタカネ、ヒラガネ、マンヨガネ、ヤマトガネ(片假名、平假名、萬葉假名、大和假名、)

と云ふ、片假名又男用の字と名づく、是れ支那の刊行の書に記して其義を明らかにし、讀難き字疑しき語の傍に訓詁を施し、并に名物を記し、都府の名等を書するに用ふ、其毎字は連綴して音を成すべく、其字簡約なれば、西洋の如く活版となし用ふるに便なり、平假名又女用の字と名づく、其假名は同じけれど、字形頗る圓く、西洋のキユルシーフ・レッテル（尋常用ふる蚯蚓様の字體）の一種にして、筆を走らして圓轉に書き寫すべし、總て婦女子の書牘に此體を用ふ、又人の教訓風俗及び故事等、一切人を訓導する書籍を刊行するには、皆平假名を用ふ、萬葉假名及び大和假名は、其結體頗る重沓す、中就く萬葉假名は、支那の字より借りて、初めて此國にて用ひたる字なるべし、片假名の源は萬葉假名より出たる如く、平假名は大和假名を略析して造れるなり、此四種の假名は、各箇の書冊に見えて、世に知れる所なれば、此篇開巻の首に、片假名の字體をのみ示す、其假名の文字は、字母より始まらずして字より起り、傍に符號を施して、清濁の音を分たしむ、開巻の標首に記したる此假名文字は、和蘭書冊の體裁に從て記したれど、日本人は支那の如く上より下に書き行き、右行より始めて左行に赴くが故に、此書法とは全く反對すと知るべし、

○日本の言語の音は、決して支那の聲音と相似ず、日本語音は輕清にして甚だ聞取り難く、其口にて言ふ詞は、筆にて書く者と全く別なり、一文を綴り成すに至りては、聞くべからず言ふべからざる音は書き乘ることなし、餘は一千八百二十五年（文政八年）、アベル・レムサット（人名）等開雕せるバターフセ・ケノート・スカップ（バターヒアの會社）著述の第十一巻に、ホン・シーボルトが記載せる説に從て、予別に一巻の日本言語説を載す、覧者其書を取て讀べし、

○我輩の日本人に接晤するは、據なき所用にて應對する外は、妄に其人と交はらざれば、其言語を記憶するも、殘闕して備はらず、爰には上に云へる、バターフセ・ケノート・スカップ著述の書に就て、其言語の學の本源を、再び爰に引證するのみにて止みぬ、但し予謂らく、日本の言語を學ぶには、先づ支那の言語を學び得るに非ざれば、大に此國の言語の學に精進すること能はざるべし、日本の讀書は、大抵象形の字を讀を要す、其學已に進む者は、多く字書を須ふるなり、

字書は求るに隨て皆有り、闕乏することとなし、日本人己が心に思ふことを支那文に書き出し、又其支那文に書たる書を讀得るにも、皆此字書を切用となし用ふ、字書にて支那の象形の字を驗出するには、一種の法あり、其故は驗出する法は、字畫に隨て一定の法度ありて、其筆畫の形重層するに應じて、數百の字義を生ずるに至ればなり、

○日本の字書は、假名の順次を逐て編輯せり、然れども或は毎字の內に、大區別を爲せる體裁の者も又これあり、其區別は十四門を分て其意想を寓す、一は天地、二は時令、三は神佛、四は官爵、五は人倫、六は名目、七は飲食、八は身體、九は動物、十は植物、十一は器材、十二は秤量、十三は動字、代名字、テニヲハ、添字、十四は略字是なり、此の如き檢出の法は、甚だ簡約に過る失なければ、其學已に略成れる人も、少年の初學の爲にも、共に稗益あり、其故は、其人一語を知らんと欲する時、必らず併して其語の性質をも點查するを要し、心を用ひて其切用なる事を學ぶに至ればなり、今此書の下文に、廣く其字書の語を開載せんと欲す、然れども此書を著すの素心は、本茲に非ず、且つ余未だ日本の文章を繙譯したる者、幷に言語を綴合して一文章を成したる者を看たることとなし、故に此篇の終に、日用對話を載するのみなり、然れども有志者是に由て、稍々日本語法の大意を悟る端緒を得、又動字の用格を考ふるに足り、兼て此國にては、言語を書するにスペルキユンスト聲音の字、を用ひず、口より言出す聲響のまゝに書出す風習なるを知るに足れる事あらんか、

○和蘭人は、日本語を解し得べき好き時宜なく、且つ其語を習ふは、固より彼國家の制禁に係れり、故に余輩此書を著す一事に於ても、大に祕して是に從事し、知己の人是を知れるのみなり、日本の辭書、今に至るまで十分に全備せず、又世に公行せざるは皆此故に因れり、或は偶々其辭書の完成せる者あるも、暫時世に存して遂に亡失たれど、其書を作る勤勞は甚だ大にして、其功業埋沒すべきに否ざれば、茲に其事故を開載せざるに忍びず、其辭書はズーフ氏の作にて、彼固より日本政府の事に通じたれば、其見識を以て、十許人の諳熟したる象胥生を集て是を輔け、數年を歷る後其書を集成せり、此時歐羅巴にては兵革競ひ興

り、和蘭の領地を攻掠せられければ、ズーフ氏出島の一偏島に居て全世界と隔絶し、數年本國の船の來るを見ず、又歐羅巴の聲息を聞く道もなく、閑日月を消遣する爲に、此字書を修むる業に從事し、久しく見聞し發明する所を以て、力を專にして著作を務む、此の如き人事の變に遇ふことなくば、此書も又成ることなかるべし、但し日本人交誼に厚く、且つ彼其邦の禮儀風俗を詳にし、言語を學びて多く記憶するに非ずば、此大業を成すよしなからん、其書を見るに、ハルマ（人名）が著せる和蘭佛蘭西の辭書に依て、疑義あるごとに必らず其例を擧て是を解し、幾ど二千五百枚許の浩瀚なる著述を成せしを見れば、其精勤にして屈せざる志、筆紙の能く讃し盡すべきに非ずかし、其原本は日本に遺し、別に私かに一本を手寫し、祖國に携へ返りしに、其乘り居たるアドミラール・エフエルツンと云へる船破船して、其書亡失したり、然るに一千八百二十三年、（文政六年）余偶然と其書の有る所を見出し、且つ是を寫し取るべき機會に遇ひ、同く二十九年（文政十二年）に及て、其業を終ることを得たり、但し余が寫本は、四つ折りなる本三册と成して、原本に比すれば較完善ならざるを異なりとす、其日本の譯語は、精博なる象胥生に命じ、片假名にて本語の傍に註せしむ、書既に成て祖家に持歸り、國王に獻上したりしかば、其寫書今はアムステルダムに在る王國文庫の內に收め貯へらる、余未だ日本言語を考覈すべき精博の學識なしと云へども、ズーフ氏の字書を見て、數々此れを讎校せしが、其字義の深遠にして解し難き者も、能く其解を下して明了を致せりと思はる、若し他故によりて、余猶更日本に留ることとあらば、ズーフ氏の原本を崇びて世に傳へ、且は我祖國の名を世に揚ぐるが爲に、其原本を再び寫さんと欲する志あり、蓋し日本にては、此大著述を爲したる人の名は却て湮沒して世に布かざるべし、何となれば、其書が金帛を惜まず精密に擁護して、長崎より輸り出し、帝國の書庫に捧げ奉りたれば、永く書庫に祕め置かるべし、但し願くは後代學問の道世に開け、歐羅巴の書を刊行する時到りて、人々此大功業を仰ぎ尊むに至らんことこそ、我輩の望む所なれ、

○日本人西洋の學を爲す勤苦は、自國の學よりも容易くし、故に西洋の書を讀むは、彼に於て難きことに

非ざるべし、其大都府江都の地には、幾多の洋學者ありて和蘭語に通じ、常に和蘭の書籍を讀むを業となし、殊に內外醫術、分析學、星學、六合窮理の學、及び藥材の學は、其最も嗜みて講究する所にて、ブールハーヘ、ケスセル、ブレンキ共に人名、の著せる醫書、バターフセ・アポテーキ、書名、藥材製煉のことを載す、ショメール人名、が保生齊家の要件を記したる字書、イボイス人名、が著せる二童問答の窮理說は、彼土の人其全部を譯し、或は其一半を抄譯したるを以て、余が言の誕妄ならざるを證すべし、日本人は己々が學問せんとて、少しも其志を抑屈することなく、多く他國より長崎に來り遊び、和蘭人、支那人の側に親炙して、其敎を受けんとす、近年に及びては、醫生昔よりも多く玆土に遊學し、己が多才によりて別に醫治を試み、其學術に精詣する者あり、願くは此國の醫輩、盡く其術に精進するに至ることこそ、我望む所なれ、何となれば、一二人の日本の名醫先生に嘗て出會しに、皆大なる草醫と名づくべき者にて、其初めは少しも學問を修めず、自ら醫者の形となり醫術を施す、初め偶々病人に效驗ありしより、世に崇信せられたれども、多く病者の平康を害し、或は生命を誤ること少なからず、藥劑は動植二域の產する所を用ふる者多し、此れ其分析學、唯々外面浮淺の事のみにて、深く造詣する所なき故に由れり、古へは此國の人は大抵謂らく、藥劑に異常の效能ありて、人の生命を延べ、惡症を療すべしと妄信し、又一妄說世に行はれて、非常の高價を出して買ふ藥あり、透明なるシユム卽參の音、卽ち韃靼の人參此れなり、此藥は指の長さなる一小草根なれども、其價三四百ギユルデン一ギユルデンは本邦銀四匁に當る、に至る、一角の煎劑傑列乙(グレイ)稠厚になりたる藥液の名、及び其他動物の膠及び衝動の劑は、彼土の人常に是を稱用す、然れども日本人は、大都藥物は唯々其病を緩和包攝するのみにして、良知能實に其病を治するものたるを知ることなきなり、又日本人は、多く嚴酷又は恰好の攝養を以て、己が病を治す、今時に及びては、歐羅巴の藥の效能を知れる醫生も又少なからず、此輩は西洋藥を思索して用ふることを知れり、解剖の學は、日本人には甚だ不都合なり、蓋し其人舊見に拘泥して、四支を切斷すること能はず、又內景を解剖すること能はず、此故に假令其人外科を講明して、和蘭の風を習はんとて、其書を精研する者ありと

も、外科の術は、終に藥治の技に及ばざるべし、

○モーサの灸及び鍼刺の術は、醫家の二術にして、日本に於て常に世に行はる、其術を施せば效驗あり、頭痛、眩暈、痛風、胃寒には、モグサを用ひて好し、然れども疼痛苦楚の一方法たりとす、其法木菌の類にて、小なる珠子若くは尖體を造り、虔儒按るに、灸は艾絨にて爲すを知らず、誤て柔靭綿の如き木菌にて作るさ思へり、笑ふべし、病症に應じて、五壯又は其餘を背胸脚足等諸部の皮上に安居して、後火を注す、此の如く燒灼して、皮より肉まで燒き透すなり、其灸穴は幾回も灶灼して、一々瘡膿を生ずるに至る、此瘡孔より惡液を宣導するが故に、其效能打膿と相類す、

○鍼刺の鍼は四寸許、深く諸患部の肉中に刺入る、其鍼は其大さ纖細にして疼痛なく、鍼の觸る處の神經、指摩するが如きを覺ふるのみなり、此治法は又感冒を治し、殊に膜間に惡液積滯する者に施して效あり、

○凡そ諸學術は、未だ其國にて弘る者少しと雖も、其刊行せる諸書を見るに、諸の見解を長ずべき方法は、至て乏しく有ながら、其學の斯くまで精進せるは、驚くべきことなり、分析術の說は、金屬を純淨に製煉し、火藥を製造し、顏料を調停するに足り、又諸金石の中より製煉したる藥味の性力効能を習ひ知らんとする端緒も、又既に開けたり、玻璃を造り、且つ是を研磨する方法も、甚だ精妙なり、余江戶に在りし日嘗て一見せしに、其精白なる色彩及び巧緻なる研磨の狀、眞に歐羅巴の製に毫も異なる所なし、唯々其輕虛なると碎破し易きにて、其西洋の品に非ざるを疑ふのみなり、

○星學は日本人殊に精研せり、曆書は初めは支那の法に傚ひて製作せしが、今は甚だ精微を極て、江都の星學家推步して後、內裡の朝廷に於て善惡吉凶の日を定め、其地にて刊行す、和蘭より齎し致せる書籍、測器にて、太陽太陰諸星を測量して、自國の位置を精確し、土地の高度距離長短を算測するに至れり、江都に在る帝國の學校には、方今コロノメートル虔儒按するに、二種の精妙なる時規の名、を置き、其用法を習ひ知れり、又バロメートル驗陰晴管、等の諸器を所持して、山岳の高卑を測知す、此等の諸術に精通せるが故に、今時に及て精妙なる本國の地圖を製し出したり、歐羅巴にても一二國にては、其圖を得んと久しく企望の情を抱くこと知るべし、其圖の精微なる、僅に言ふに足らざる岩礁或は島嶼

も、皆其大さを度量するに至れり、

○植物の學は、醫家に在て最も闕べからざる一科なれば、精研すること最も勉めたり、其藥草の名目を記したる書にて、其精通せるを推知るべし、又日本にて刊行せる本草書數十部ありて、居家の利用と醫科の藥用とに供ふべき草木を記載せり、

○又動物の學、度學、六合窮理の學、經學、詩歌の學、皆各々著述の書ありて刊行せり、裡に就て、詩學經學は、其國の人心を凝して是を學ぶと雖も、此學科に於て大に發明する所ありとは思はれざるなり、日本人の支那の文章を學ぶは、其心神の大に其學に進むべきを妨ぐるに足れるのみ、予謂らく、彼の所謂經學の書は、大抵憶斷の説にして、多くは其國の半神半人なる鼻祖の事跡の妄誕なることのみを記載せるに似たり、余が集めたる書中に、詩歌の集數部ありて、詩歌を讀を聽くに、諷誦する節奏歌詠の如し、然れども其節奏は、凡そ東方諸國の音律の如くにして、歐羅巴の音樂を聽くに慣たる耳根には、娛樂するに足れる佳趣あることとなきなり、

○小兒は、其門閥の良否を問はず、小學校に詣り、讀書及び作字の法を習ふ、此を學ぶ時は、其國の故事に通ずべし、

○又某地の學校にては、日本の禮儀風俗を教訓し、凡そ開けたる世の中にて用ふべき技藝は、盡く其小兒に教へて大に成熟せしむ、其科目は、數學、人に交るの法、文を作り、書翰を修め、書を讀む等此なり、其女子は手技を教へ、人に給仕する法、衣裳を着る法を訓へ、又母及び好く家事を治むる婦女の所作に鑑み則らしむるを教ふ、男女を問はず人に交るに、貴賤の品級に應じて、夫々の應接を爲す法を教ふること、最も切要とす、又男女共に幼き時、曆書に精通せしめ、百事皆好日子を選みて、是を舉げ行ふを要す、若し月の第二日第六日第十日に方りて、旅行に赴き、婚姻を結び、或は大切なる事を始むる時は、其人の育て方の宜しからざる一の瑕なりと、世に評せらるゝなり、又日子記するは、先づ奇數を用ふ、七、十一、十五、二十一等是なり、但し婚姻等の如き事を思ひ立つには、七曜の善惡を知るべし、此佳惡は僧官に問ふなり、又日本にては下賤の人と雖も、讀み書きすることを爲さゞることなきは、實に歐羅巴の下賤なる者に優れたり、

但其身分職掌に應じて、字を寫し書牘を往復し、且つ俗間の戲作故事記を口に誦して、其身の名譽となし、其故事は、奇異なる圖に寫して其說を謗し、此の如き下賤なる人の爲に、故さらに世に刊行す、

○日本には、我西洋の如く大學校を建設て、高上なる學術を習ひ修めしむる制度なし、唯々江戶にて、帝の上官たる人の學に通じたる人を大に會集し、各々其學び得たる長技を試む、此制は稍々我大學校の制度と相似たり、此法を行ひて學問の道の衰廢せんとするを防ぎて、故の如く隆盛ならしむ、餘國にては、小なる學校にて、此會集を爲し學者を試む、然れども此小校に在る學徒も、各々其業を精勤するに妨げなく、又敎授に任ずる人も、又己が尊崇して、因て其芳名を世に馳するに足るべき學業を研究するなり、此の如くにして會集と講釋などをなし、嚴しく其課程を守りて、敢て怠ることなし、若し是を怠惰して勤めざる時は、其害を生ずる所あればなり、若し夫れ日本人の學を爲すに足れる質あるを、我輩目擊して考證するに足れると思へるは、和蘭の言語を學べる一事のみなれども、此一事にて他を推すべし、象胥生は、我西洋人と接語する數少なければども、西語を根元より善く了解し、口に上して言語するよりも、書上にて能く其義を解し得る者、其人少からず、此象胥生等は、西語を唱へ出すに、R音ラ、とL音ル、とH音ハ、とB音ベ、との音を誤る者多し、此れ此四字、彼の辭にて、十分に其本音を唱へ出す事能はずして、蹇澁すればなり、

○日本人は、本と好き船奴となるべき質あれども、船海の本源の說に通ぜず、是れ其國法に絆がれて、敢て是を脫することと能はず、且つ航海して、此を身に試みることと能はざればなり、其指南車は、四方の方位東西南北の外、毎部を三方位に小別し、總て十二方と名づく、

○此編の標首の傍に畫きたる二字は、限りなく愛すると云へる義にして、日本の言語文字を嗜むことと深き意を表するなり、其故は、此學科を修めて進步するには、篤く好み、勵み學ぶの二事、其必用たればなり、

日本風俗備考卷之七 終

日本風俗備考卷之八

◎此の一卷は、洋語と日本語との對譯篇にして、「今日はよい天氣です」「君は何處へ行くか」と云ふ類の、簡單なる語句數百を列記したるものなるが、底本に洋語の誤寫甚だ多く、而かも他に對校すべき善本なきを以て、本編を刊行するに當り、故らに省略せり、

日本風俗備考卷之九

舊事及び奇異

○凡そ日本の如き一個の國に於ては、他邦の人行く處として、其習常に異なる諸物件を見ること甚だ多し、恰も是れ別世界の如しとす、依て其事を記し、總て是を奇異の篇中に載す、

○總て物は、其國に於て又自ら一個の風習有て行はる、日本人是をメヅラシイと云ふ、予今其一二最別の物を擧て是に顯はすのみ、

○日本は、物の古きを以て最も奇珍とす、精巧及び美飾の物も亦珍とすれども、是を古物に比すれば稍々賤劣なりとす、一向物は古きを以て其價を高擧し、又物を集收するに於ても、殊に古きを選めり、

○總て古物の名號を得たるものは、貴重尊敬し、其品階を差別す、

豪門富家の輩と雖も、白髮の老翁に相逢ふ時は、是を尊敬して拜伏す、彼れ纔に一言を發する時は、幼年の輩皆沈默せり、

○兒子長じて物を辨ふるの年齡に（要するに、二十四五歳の年紀を云ふ、）至る時は、己が所業の勤苦を倍して、父母の心を安堵し、老來の年齡を逆らしむ、且つ小心翼々として能く家事を守保し、專ら孝道を盡して父母に奉侍する事、眞に天命自然の本性に率ふものなり、

○日本人は、古き事に於て其先祖の榮譽を想看す、往古國未だ開けず、鴻荒の世に於て、先祖始て一の公司を置て是を治む、而して今に至るまで連綿として其正統を繼ぎ、奕世改革する事なし、

○其先祖は、皆人種に非ず、或は神聖及び勇將の苗裔なり、其人限りなき高大の壽命を保つと云ふ、是れ又一奇と爲すべし、

○其他日本人に於ては、又幼少の時甚だ寵愛養育せられたる人々に對して、最も恩愛報謝の情深しとす、親老年に及んでは、子悉く孝養を盡す、又歿後に於ては、生前に愛せし諸物を以て殊に尊重す、中ん就く生前父母貼身の物は、又歿後に於ても是を觀て越想思するの情を活潑奮起せしむ、尙歿後五十年に至るまで思慕して古墳に賽謝し、是を尊敬祭祀するなり、

○總て日本人の奇異と名くる物は、自國及び近國の產物に限れりと雖も、國の早く開けたると、世の能く治まりたるとに依て、奇物の貯藏も亦少からずとす、且つ又國習として、此の如き奇品を貯へ集ることに於て、一種異なる思慮を生ず、

○寺院社堂に於ては、其古き事を想看すべき諸物も亦多しとす、譬ば先づ其門に至て看觀するに、是を築きたる人の姓名を其柱に彫刻したるものあり、或は其植る所の松或は某造營する所の門等、また稀には勇將及び高僧の碑銘あり、

○日本人は、此の如き寺堂に拜賽する時は、其僧侶に請て、由來緣起及び記錄或は種々の碑銘等を解釋せしむることを爲す、是を以て尊敬第一の祭祀と思ふなり、又彼に依て其妙法不思議の事、及び功德利益の事等を說き示さる、而して己が肖像或は姓名を其碑銘に刻して、拜賽の徵と爲す、

○ブッドウ（佛道）の堂に於ては、諸種の像を安置し、其前に卓几及び樂器を備へ、又供物は種々の形狀に立派に製し進め、施主の姓名を記す、總て清淨潔白にして頗る有趣的を爲し、自ら觀場を開て衆人に示すと雖も、寺堂の寶物及び往古より傳來したる古物等は、僧

の祕藏中に在て、常に觀看を許さず、時として罕に此寶物を諸人に看せしむる事あり、是に於て人皆恭敬拜伏して、此貴物に近づき見ることを得る、寺僧此時大に恭敬の行狀を爲して、此寶物を諸人に一看せしむる時は、人皆利益を得ると云ふことを奮起す、凡そ俗の輩は殊に誓願を起し、此物體を拔き拜し或は手掌上に戴きて、神恵の幸福を祈り需む、

○這般の物體は、二百年餘古き名譽の書なり、予曾て是を見るに、最も清美なる紙上に細字を書し、其鮮明なる事恰も漆の如し、又歐羅巴に於ても其一葉を得て、最も奇物として是を貴重す、其他神佛或は英雄の金像、及び其手筆、法書或は武器、旌旗、衣服幷に飾物等、加之(しかのみならず)異形の木石等皆是を寶物と爲す、又稀に一種僞造の物あり、其製巧にして、看一看する時は、眞に寶物也と信用す、

○日本の雜話謊言は、僞物を製造する人の探索に備へ充るに足れり、且つ日本人は、珍奇の物を神に奉進することゝ思へり、

○把理斯(パレイス)及び龍動(ロンドン)に於て、紀元千八百二十二年及び千八百二十三年、(我文政五年同六年に當る、)始て觀物を爲す所の人魚も、亦此雜話に依て製したるものなるべし、此人魚は猿頭にヤコブヘルッと名くる魚尾を附接して製造せる物なり、是れ巧に能く成し得て、衆人を欺くに堪へたりとす、即ち亞墨利加の加比丹、是を跋太亞畔亞(バタアビア)(咬嚠吧島中和蘭の領地の名、)の地に於て、予が朋友より二千スパーンセマッテン(一マットは二十五匁にして、二千マッテンは即ち五十貫目也、)の高價にて買ひ、而後彼れ航海の時、諸國に於て觀物と爲し、許多の金を湊(あつ)め得たり、是を以て其船及び荷物を容易く運輸せり、此人魚は、予日本に於て見し所の第二種なり、玆に一二月前、コックブロムホフ(人名、)一個の人魚を買ひ得たり、其後和蘭人所持の物と成りし時に、日本人是を疑ひなき眞の奇物として、來り觀る者群集せり、且つ低頭拜伏して是を尊敬す、

○一説に此人魚は、日本北の海濱(我國の全形により て北と云ふか、)上總の國に於て、貧窮なる一漁漢新兵衞と云へる者、網して他の魚と共に是を捕へ得たり、其人魚は、暫時の間生活せり、曰く、今より以往十年の間は年豐なるべしと、又曰く、一種の傳染病流行することやあらん、其時我が身體或は畫像等を所有するの徒は、忽然として其病治すべしと、故に癡迷の人々、皆競て是物の

畫像を所有すると、又其漁夫原是を獲たるものとして、多くの褒賞を賜はる事とに於ては、共に驚くべきことにあらず、其後我歐羅巴人、是は僞物たる事を發明し、且つ其價跋太亞胖亞に於ては二千スパーンセマッテン、（五十貫目）今爰には六十ギュルド即ち三百目にして、其差大に異なるが故に、心中甚だ好ましく、依て少しも穿鑿を爲さずして是を求めり、是れ又諸般異物の圖稿を爲さんが爲めなり、譬ば兩頭の人、或は腹上に顔面ある人、或は鬼面の人、又は兩頭の蛇等の如し、是れ皆和蘭都府に於て、我祕室中に貯藏せる一二の物なり、

○高貴の人社堂に拜賽する時は、遺名の爲めに一二の奇物を奉納せり、是に用ゆる物は、香爐、古貨、畫像、武器及び種々の産物なり、又能く一二の銀子を用ふ、是れ其價に於ても亦貴き物なり、

○日本に於ては毎寺大鐘あり、又他に異なる一種のものにして、其形甚巨大、且つ是に隆く諸形を鑄成すること最も巧なり、然ども鐘内に銅舌なし、唯木を以て是を撞く、此木は常は鐘堂の内に於て、鐘傍に近く鉤垂す、撞夫是木を持て外面より鐘に向けて一直線に撞く時は、其聲驚愕すべき一大響を發す、實に此鐘は、印度及び支那等のタムタムス或はゴンゴンスの如く一般にして、一種のアルリアガ（變按るに、一名ローテコープル、赤銅なり、）を以て製す、故に是を鳴らすに鐵槌を以て打つ時は、甚粗碎し易し、然ども木を以て是を撞く時は、却て强聲を發するなり、

○日本高貴なる人の家屋に於ては、一種又奇異なることあり、其前堂は、專ら古き高貴の屏風等を以て家裡を美飾す、是屏風は、有名の古戰場、前代先烈の神靈舊跡、歷代の功臣勇將等の像を摸寫せり、其他武器甲冑及び種々記號の物を以ても亦美に備へ飾れり、後堂は種々古事を記したる有名の書類を以て飾る、其書はレイゲンテ（是は羅瑪國の寺院に在る人名錄にして、古昔より有名なる人々の功業及び生死等、詳かに記載するものなり、）の如く、前代功臣勇將の輩に於て、危難幸福等の古記錄、尙今日に至るまで勉て賞譽すべき許多の事件を選みて、巧に書き顯はしたるものなり、

○凡そ古代の漆器は、當時の品に比すれば頗る勝れりとす、日本人も亦是を選む所以は、其古きと又新製より好きとを賞美するに依る、歐羅巴に於て日本の漆器を甚だ稱譽すと雖も、其術の最も勝れたる物は、

唯其國に於てのみ是を見る、又我輩偶江戸拜禮の時に於て、歐羅巴への贈物として賜りたる一二の外、又此の如き貴品を見ること稀なりとす、然ども王侯の求めに於ては、此の如き貴重なる諸般の漆器も、亦多く集收せり、殊に又一種の方匣あり、幾層を重積して一個と爲し、（重箱或は食籠の類を云ふ、）金及び撒金にて最も精密に是を塗り、加之種々貴族の貫中人を記し、且つ泥金畫漆等を成す、是れ漆器中美麗の第一なり、和蘭都府に於て、バロンマアーゲル（人名、）獨り是を所持せり、

○古き諸金の花瓶及び香爐、或は是を載するの飾几、又は精巧琢磨したる木器、譬へばカビネット（西洋人物を貯る匣の名、）の一種にして、常に座右に置て物を入れ貯るの匣櫃等の類に至るまで、其古きと製造の珍奇なるとに依て、又多少の高價を爲す、且つ日本は、居室の美飾に備へたる所の家什（燮按るに、椅子、食盤、臥床、鏡匣等の類を云ふ、）に於て乏きが故に、越這般物を以て貴重とす、

○日本は、國の法度と民の風習とに依て、集收及び嗜好の物を以て、室中彼此の塲處を飾る事を制止す、又一ッには火災の患ありて是を爲すべからず、然ども豪門富家に於ては、頗る嗜好を生ずるもの多し、殊に奇物を求むるに多くの銀子を費す、譬へば次篇に記せし丹青の如し、古貨も亦日本に於は最も高價ありとす、故に予半兩と名けたる古貨の文字を、最も能く書き得たりとして、此篇表裝の畫の兩側に是を書寫す、衆人是を以て實に日本の貨と爲と雖も、予は敢て是を確定して記載する事能はず、其故は予ホウコウシリヤク（日本書名なりと雖も、予未だ是を見聞せず、）と名けたる日本の小冊子をカラップロット（人名、）の譯したるものを看讀するに、一說あり、和蘭紀元六百八十三年、（我邦神武天皇より四十代天武天皇の代白鳳十二年に當れり、）始て日本に於て銅貨を製造し、當時諸般の商買貿易の法兒を以つて、互に是を買賣せりと云ふ、又予嘗て傳聞せる所の所說に從ふ時は、是貨（半兩、）は千九百年（我邦神武天皇より十代崇神天皇の頃に當れり、）の古物と爲す、故に半兩は日本の貨に非ずして、唐貨たるべき事を知る、許多の古貨中銅貨に於ては、最も人心を迷はしむる一個の性質ありとす、譬へば彼の一貨は、軍中の不利及び海上の危難を拒ぎ、是の一貨は、傳染病、毒蛇咬及び貧苦を防ぐものと云ふが如し、この貨を以つてタリスマン・アミユレット（燮按るに、金銀鉛等の諸金を以て製し、諸像及び星を刻記せるものなり、）の如く一

般頸に掛るなり、其價は粗金に均しとす、往昔の金銀貨殊に大判は、甚だ稀少なるものとす、是は形ち楕圓にして、長さ六寸幅四寸、恰も一手掌の大さを爲す、是を以て多くは飾貨と名づく、是唯皇帝に於てのみ製造せられ、而して封印官是を紙にて包み、其上に强固なる墨を以て大字を書し、爾後皇帝より恩賞して是を臣下に賜る、若し其紙包損傷し、文字消滅する時は、又新に是を改成す、大判の價は三百ギユルド（一ギユルドは五匁にして、三百ギユルドは一貫五百目なり、）に充つ、然ども又十ブセトより十二ブセト（貨名未詳、）までの價を爲す、此の如き高貨を皇帝より賜はり得て、是を家族に所持する榮譽は、和蘭議會（雲按るに、和蘭名リツトルチルデ、リツトルは官の名、チルデは類件、蓋し歐羅巴は人を選み、是をリツトルに命ずるときは、一種の記號を與へて證と爲す、衆人是を見て尊敬す、即ちリツトルの記號を持ちたる人々をリツトルチルデと云ふ、）と一般の榮として、是尊敬を顯はさんが爲めに、饗應して是を友人に示す、日本は諸貨を集收することに於て著はしたる種々の書籍あり、又丹波の國主某著はせし一の小冊子は、即ち歐羅巴の諸貨を集收したる事を記せる書なり、我輩江戸に於て、最も古き歐羅巴の彫刻（ほりもの）金鈑（したるいたがね）を集收するを見る、是れ日本貴族の內に貯藏せらるゝ事、既に百五十年間なりと云ふ、我が歐羅巴人に於ても、亦是を高價の物とす、

○皇帝は、多く貴重なる奇物異品を以て、其文庫を滿すと雖も、都て物を求めて是を得るときは、嚴に是を密藏し、後又他の物件を檢査する事に於て要する時に非ざれば、再び是を出すことなしとす、

凡そ覆載の間、稀有の諸物は、大家の嗜僻を濟すに依て其價を高擧す、殊に年紀の古き物を選む、譬ば化石或は幾世を經過したる往古の大洪水、及び地面破裂、又は世界荒敗等の執照（しようこ）として、其時より今に殘り存在せる物等の如し、

○日本は、又ヘルキユラニム（北亞墨利加ミスシツピ河の畔、ロイシア國中の一村鎭なり、）及びボムビイ（北亞墨利加ネウヨルク國中の一村鎭なり、）等に於ける如く、大地震或は火山の破裂に依て地中に埋る所の堂社、及び其他家屋等を掘り出すことあり、此の如きの古物として、予二三の鉢を淸水の寺院に於て得たり、而して是を我が祕匣の中に收藏せり、

○日本に於ては、古代より大なる禽獸の生產せしことを知らず、然ども如今大なる禽獸の殘骨を見る、又其他近時現在せざる諸獸諸木に於ても、其一二今に至て尚殘り存するものあり、日本國史は、神武天皇よ

り後の事に非ざれば、信用すべからずと雖も、其古來の諸錄は代々傳へて、所謂る世界一般の大洪水と雖も、是を失亡せざること明著なりとす、

○日本人は、總て異形の金石、甲介、木の細工物及び植物等に、一個の形狀を造りて是を飾とし、又家什の用に供す、是に於て一種の有趣的を爲す、許多の無用なる奇物も、又探索家の爲めには、日本人と一般我が歐羅巴人も同じ有趣的を爲す、即ち前章に擧ぐる所の人魚の製造物を以て、爰に譬喩とすべし、然ども我輩の人々は、日本人の趣向と一致する能はず、譬ば古く破れたる壺を以て、美麗なる陶瓶の上に選み、或は琢磨したる花瓶よりも、却て粗にして古き唯不中(やくだ)用(ず)の木器を用ひ、或は古き醜形の銅鑵を以て、貴重なる茶器に交へて是を用ふる等の事多しとす、故に日本人は、唯嗜僻に依てのみ、古物及び奇物として高價を爲すの類、又爰に幾百個の物ありとす、

○日本人は、五十年より尚古き衣服を穿着せりと云ふこと、又信ずべからずと雖も、予に於ては實に是を以て然りと爲す、是は一種の奥島にして、即ち榜葛剌(ベンガラ)の海濱に於て、多く織りたる綿布キンガンと名くるものたり、近時の品に比すれば最も上好とす、

○又江戸に於て此の如き一種、七百年前（我國堀河天皇及び鳥羽天皇の頃に當る、）初て和蘭人運送したる物として、尙今に存する者ありと云ふ、是れ日本人の性質、唯古物を喜歡する僻習あるに依て、此を永く貯藏することに於て、仔細に意を用ふるが故なり、然ども是に依て貴重なる諸物も形を變じて其價を失し、眞に一笑すべきの廢物と爲る、都て歐羅巴人は是に反して、家屋或は家什及び衣服其他萬物に至るまで、悉く物に新しき形狀を作すことを以て專務とするなり、

○日本人は、自國に於て製造したるものも、又他國より運輸せらるゝものも一般に、都て古製は新製に超過せりと定む、而して此の如きの物を鑑定する事に於ては、屢歐羅巴に越ることあり、是れ常に意を用て諸般の物品を貯藏し、是を以て圖稿とし、他の物に對照して見る故なり、是れに依て每年歐羅巴より運輸する諸物の估價(ねをつける)に於て、屢困難のことを做せり、

○日本人は、老年長壽の譬諭として、多く龜と松とを用ふ、又記號等にも是を畫くことを好み嗜む、此松を培養する事に依て、又意外の一種を造り出す、玆に

庭前盆植の一松木を見るに、古き事既に百年を越ると雖も、其幹枝屈曲短少にして奇形を爲し、葉色青々として稠茂す、其大なるものと雖も、縦横ともに三尺の外に出でず、是に反して堂社近傍の松樹は、殊に高大なりとす、是れ其嫩枝の時よりして、高さ七八尺を以て枝を助け、其横枝を十分に延ばさしむ、故に其蔭方三百尺の地を掩ふに至る、日本人は、此の如く勒抑振轉したる異狀の樹木を以て、自然良材の有益なるものよりも尙賞美す、飾物に於ても亦此の如く、美なる貝類或は石類にして、更に不レ中レ用、唯他の物形に似たると云ふを以て、貴石よりも能く珍重す、

○日本人は、貴石を琢磨するの術を知らず、然して又其買賣に於ても高價を爲さず、歐羅巴人は貴石にて造りたる物を用ふ、日本人は是に異なり、一種の製造的を用ふ、是を最も貴重し、其形小にして高價なる物の部類に屬す、此物はシヤクドウと名く、是れ種々貴重なる諸金を以て製したる匣、金鈑及び飾物（燮按るに、色繪等の如きを云ふ、）等に用ふ、其質は金に鐵と銅を混和したるものにして色黑し、是を以て一個の圖を造くる時は、諸般細小の金類と共に是を交へ成す、其圖面平滑ならずして、隆起出沒の處あり、而して鑿を用て最も能く精密に是を造成す、（燮按るに色繪等の如きを云ふ、）歐羅巴人は、分析術に依り燒染法を以て一種の黑色を造くる、日本人はシヤクドウに於て、自然の金色に依て是を得たりとす、且つ此の如き一術は、歐羅巴に於て未だ知ること能はずと、ゼネーヘ（精勿斐亞の西部に在る一邦の名、）の高名なる手工予に是を說話せり、此物多は單小なり、故に刀劍の綠頭及び鍔、或は夾囊革帶等の鎖鑰に於て多く用ふ、爰には殊に意趣を以て是を巧に造れり、這般の細工物は、其術の精妙なると時代の舊古とに從て、百ギユルド（一貫百目、）或は千ギユルド（十一貫目、）の高價を爲す、紫銅に於ては雕鏤物ありとす、然れども此は金鈑に圖畫を鑄て隆彫を爲し、火にて燒き染色せるもの故に、容易く僞造たる事を知會すべし、古き紫銅に於ては、唯稀に美品を出す、是は日本に於てのみ高價を爲すものにして、歐羅巴に於ては其價を爲さず、是を譬ふるに、又歐羅巴製にして吾地に高價なるも、日本に於ては其價を爲さゞる物あるが如し、

○日本海濱は、諸種の貝品に於て最も富めりとす、又

多く眞珠を出す、殊に大村邊の地に於て頗る多しとす、故に其地の君公は、其最も大なる物を所有せり、予屡寶物に出でし許多の眞珠を見るに、其形大小不同にして、又其價も甚だ高しとす、是に依て思ふに、日本に於ても亦眞珠は出る事稀なる乎、然ざれば潛水夫の雇價甚だ高きが故也、近屬日本皇帝より潛水夫鐘を運輸し來る事を命ぜらる、故に我國の有司速に是を送り來るべし、是に依て又或は一個の發明を得る事有らんとす、

○都て日本は、良家の婦女と雖も、未だ頸飾及び耳飾を用ふることを知らず、又法家は（天子、公家及び諸僧等、）珊瑚の類或は木を用て頭飾とし、是を以て事足れりと爲す、然るに若し今般送り來りし潛水夫鐘を用て、許多の海財を容易く採り得ることを爲さば、彼の眞珠も亦歐羅巴に運送する物の一箇條となるべし、其眞珠微小なるものは細末に爲し、醫藥に供して疏滌劑とす、唯高貴の人のみ是を服用す、赤眞珠は白眞珠より稀少なり、予未だ曾て是を見る事を得ず、

○凡そ古物及び奇物を以て、盛に夥多の商賈を國中に爲すこと、恐らくは世界中日本の如きは、又他に在る事を見ず、此の盛に多くの商賈を爲すと云ふは、唯此篇上章に記載したる諸件のみを稱するに非ず、其他諸種の禽獸を買ふ者あり、譬へば諸般の鳥、犬、猫、山羊、鹿、狸、稚熊、白鼠、鬪鷄、矮鷄、溪鴨、白兎の類、加之又草花、皮革、甲介、金石、種子等の店肆あり、此の如き諸物若し崎陽に在る事を得ば、予輩是を集收することに於て、更に煩勞することなし、然ども此店肆は唯江戸、京都及び大坂の三都會に限れりとす、故に我等此の如き諸物を欲すと雖も、三人四人の手次を經るに非ざれば、又得ること能はず、依て其價も亦甚だ高しとす、メイラン（人名、）著述の草稿中に記する一說あり、一個形小の藥瓢、其高さ六寸幅四寸、裏面の深さ一寸五分にして、其中に至微至細の松竹梅を生植し、最も奇品として百兩の價を爲す、卽ち和蘭の千二百ギュルデンに當る、又好事の人々は、美鳥及び佛林狗、或は其他奇異美麗なる禽獸に於て、百ギュルデンよりも多くの金を費せり、都て此の如く奇とする所の物を好むの僻習に依て、年々皇帝及び貴官の人人より、和蘭人に命ずる所の注文物は、造物者に於ても人巧を以ても又成し得ざるが如き、甚だ歎笑すべ

き需を多しとす、依て是に換るに他の物を以て運送し、この命を免れんことを要する所以なり、

○初て注文する物の如きは、異常なる開款を爲し、又商物の樣式を出さゞるが故に、甚だ奇怪と爲すべきこと多し、嘗て需むる所の物一二を擧て左に示す、

甲二個の偶人鐘を打ち、日月出沒、潮の滿退を示す玩具の時規一個、

乙能く水を游ぐ水犬二匹、

丙幅三尺四寸長三丈六尺、卽ち樣式の如き奥島八十端、

丁大なる駝鳥一隻、

戊三色ある和蘭猫一匹、

癸七星の暦一册、幷に是を造くる爲めに緊要なる書一部、

庚支那の文字を以て記したる鳥一隻、

辛重量十六ポンドのボムペンを射發する臼砲、且つ新製に依て是を自由に運搖するの機器を添て造くりたるもの一個、

壬大にして羽毛に種々の色を爲したる鸚哥四隻、

右件々記載したる注文書に於て、日本人の新聞奇事を好むこと、又和蘭通詞の文を綴るに、甚だ精密ならざることは、自ら明著なりとす、

熟按るに、甲乙の如きは文作不精にして解し難きもの、丙は誤字あり、樣式を蘭語にてスタールチイと云ふ、ルに長と短の二字あり、爰には長きルを用ふべきに、誤りて短のルを用ふ戊は一猫にして赤白黑の三毛色あるものを云ふ日本語なり、然ども唯三毛色の猫と稱する時は、他邦の人に通じ難きなり、庚は漢字にて鳥名を記するものにして、是れ又西洋人には通ぜずとす、其他皆此の如き類を云ふ乎、

日本風俗備考卷之九終

日本風俗備考卷之十

畫學

○日本の畫學は、此を歐羅巴に比するに遙に劣れりとす、然れども其畫又外國人の爲めに必ず要なるべし、何となれば其國全世界と通交を斷つが故に、外國人其國に往きて、親しく其土地人物及び諸物件等を探索すること能はず、唯其畫圖に就ひて、考證するの外他策なければなり、故に予此書中に、彼の風に從ひて畫ける畫圖數葉を載す、其中男女の二畫は、甚だ能く似たりと云ふべき者なり、

○此篇中には、彼の畫圖に就て著すべき一二の風習を述ぶ、

○日本人は、畫學に就ては敢て力を用ひず、油畫などのことは更に知らざるなり、水畫（油を用ひざる畫を總稱す）は彼の頗る熟せる所にして、其顏料（ゑのぐ）は金石及び草木より取れり、其光澤艶麗なること、無益に過ぎたりとも云ふべし、其草木を記す頗る粗にして、影を寫すことなく、且つ改正すべからず、而して其遠近を寫する法、又我に及ばざること遠し、又國中一般單畫にて實景を寫すこと專ら行はるなり、然れども鳥類の圖に於ては、彩色美にして精密なること歐羅巴の右に出づ、總て日本人は、筆を運すこと速に且つ能く熟して、畫くに大抵下畫をなさず、固よりヱラスチーキゴムを用ふることを知らず、若し下畫を畫く時は柳炭を用ひ、或は直ちは淡墨を用ふるのみ、又支那のレイストパピール（糊紙の義、未詳）に最上の美畫を畫く法あるが如く、日本にも亦細絹に畫く一法あり、絹の面に膠水を刷くと云ふ、其畫の温柔なること、支那のレイストパピールに畫けるよりも勝りて、實に愛翫すべきなり、總て日本人は、ポツトロート（石筆）を用ふることを知らず、其毫の精好なることは、支那と同一般にして、世界第一なり、多くは鹿毛或は狐毛を用ひて製す、顏料は大抵錠となさず、粉末となして徐々に研り、是に炊米一二粒を和し用ふ、是れ其光澤を増し、其質をして好くならしめんが爲なり、日本にて墨の消流すること支那に劣らず、且つ其製も異なることなし、朱の佳なるものは、琉球より輸すと云ふ、

○日本の畫術の佳否を決するには、唯和蘭人の歐羅

巴に齎し來る者のみを以て論定せば、違へること多かるべし、何となれば我が和蘭人の齎らし來る所の者は、長崎に於て唯一人の畫家によりて得る所にして、此畫家の畫く所の外は、和蘭人に販ぐことを許さず、且つ此畫家の畫けるものと雖も、先づ官に請ひ、異國へ渡して然るべきや否の檢査を經るに非ざれば、求め得ること能はざればなり、此畫家たとへ其技に熟し且つ速なりと雖も、他人を雇はず唯一人にて多く畫くことを得べきにあらざれば、其弟子に命じ、或は副手を雇ひて畫かしめ、共に利を計るが故に、其佳否己が心に任せざる事知るべきのみ、又日本人は、都て甚だ古畫を貴重し、價金千兩卽ち我千二百ギユルデンに當るものありと云ふ、斯の如き古物を集め藏するを以て譽とす、然れども是を歐羅巴の如く扁額となすことなく、長き紙に貼じ、紋絹を用ひて緣となし、下に象牙などの軸を附けて重りとなし、是が爲に每家室中に床と云ふものを設けて、常に其壁上にかけ玩賞に供す、佳節吉事に遭ふ每には、必ず是を他の譬諭の畫と掛け換ふることとなり、其譬諭の畫と云ふは、富士山、鶴、龜、松等にして、鶴は幸福を來し、龜と松とは遐齡長壽を表する者とす、是に因りて予此篇の圖の兩側に、松竹の字を一字づゝ附せり、

○日本人の畫學は、往古既に開けて其妙に至れると見へたり、寺院等にある所の幾多の屛風及び其他の古畫類には、各年暦を經たる徵を具す、日本人の言に從がへば、其中には千年餘を經たる者もありと雖も、信從し難し、

○予日本に於て、絶へて眞影を能くする者あるを聞かず、疑ふらくは是れ其土人一般に惑を取る所ありて、此畫學に心を用ひざる者なるべし、又像を刻む者は、只管其衣服と容貌を精しく似せ、面部は敢て似することとなし、總て日本人は支那の畫法に倣ひて、我古風の畫を愛し、歐羅巴風の畫を貴重せず、

○支那の字の製甚だ容易ならざるによりて、日本に於ては幼少より運筆の法を學びて、執筆に習熟せしむ、是に由りて成人の後ち、中ん就く匠人の如きは、其職業の事に就て書き著し難く、又は理會せしめがたき所は、是を圖にして人に示す、爲めに甚だ便利なるなり、是を以て日本の書籍中、多くは圖畫を交へて解し易からしむ、其國畫文共に皆木版なり、銅版を

用ふることは輓近のことにして、唯僅かに試みに是を鏤するのみ、彼の國の言語は活字版になり難し、故に予は石版を用ふるの法、日本に傳はらん事冀はしく思へり、是れ木版の費と勞とをはぶき、更に其術をして一等其巧を增さしむる者なり、

○予日本の畫を集むることよりして、其國の禮儀作法の異なることを察し得たり、若し此ことなくば、意を此に留ることなくして空しく過ぎたらんに、幸に此緒を得て、猶深く索むるの心を起しつ、

○予爰に日本國の人生の時期に就て行ふ所の事を記載す、是れ固より他の行事の如く、記錄或は學校に備へあるべき書類に據りて述る所にして、人每に多少要用ともなるべし、

○學術會社に於て備考ともなるべきことは、婦人妊娠第四（五の誤りなるべし、）箇月に及んで腹帶を施すことなり、是は神功皇后朝鮮征討に至りし時の餘風にして、紅色の木綿を用て帶となし、妊婦の腹に施し、月每に漸々固くしめることゝす、都て妊婦に相應ずと云ふ、然れども是れ元來まよひより起る所なり、

○既に子を產したる後は、一七日の間坐せしめ、身の動かざる爲に、其後邊と兩側に褥或は米苞を置きて固定す、且つ此に在る間は長く熟眠せしめず、食は淡薄の物を與ふ、卽ち其食物は、米にアヅキマメと云ふ赤き豆を交へ炊ぎたる者、少許の煮魚及びミソと云ふ豆の汁に雞卵を入れたる者等なり、第七日には、親屬朋友來りて產婦を賀し、或は物を贈り、第二十一日には、赤子の頭髮を剃去し、其髮を大切に貯へ置き、或は海に流す、但し海に投ずるを常例とす、男兒は生れて第三十日にして名を命じ、女子は第三十一日にして名を命ず、其名を命ずるには、兩親或は近親の者其子を伴ひて寺院に詣り、命せんと欲する所の名三名を記して是を祠官へ出し、其佳なる者を選ばんことを請ふ、祠官七曜に據りてこれを卜し、神に告げて祈禱を爲し、其應せる名を以て其子に命ず、但し祠官に斯の如きことを請ふには、物を遺り謝せざること能はず、

○產婦は百日にして始めて家事を執り、且つ此日に當りて神佛の社に詣り、妊中安全の願を報賽す、

○小兒三歲に及ぶを以て、是を第一時期となし、帶を着せしめ、神佛に拜することを敎へ、五歲の誕日に當

りて、初めて頭髪を結ぶ、但し此歳までは、頭の兩角に少許の髪を剃殘して下に垂れ、此時よりして其まま是を長ばし、頭の後部に束ね結ぶなり、且つ此日は其小兒禮服麻上下と云ふを着けて、寺社に詣り、幸福を祈れり、

○男子は十五歳を以て、幼より壯に移るの時期とし、此歳に及べば前髪を剃り、餘髪を頭後にて結び、其上を長さ三四寸許り、髪膏を以て固めて梃の如くならしめ、又是を前に折り結ぶ、是れ即ち日本人梳髪の風にして、終身斯の如くするなり、其剃り落せし前髪は、是を大切に貯へ置き、死後其屍と共に棺に入れ埋むるなり、又老人少者は勿論、初めて禮服を着けし五歳の小兒たりと雖も、其時よりして既に刀を帶するを以て常とするが故に、幼稚の時より能く其刀の利害を知れり、尙且つ其刀を暫時も己が傍をはなすことなく、緩急あるに當りて、其身を防ぐ爲の要具とすれば、人々是を帶せんとの望みを起すこと當然たり、是に因りて日本人一般に、鎗劍の術を學ぶこと甚だ盛にして、一刀或は二刀をつかふ法あり、

○童子此年齡十五歳を云ふに至れば、尋常此を成人とし、既に一箇の職業に就かしむるを以て、其配偶を覓む、是を覓むるには、先づ其欲する所の女に、花或は少許の物に己が名を記し、人をして此を送り與へしむ、女受けて是を還へさゞれば、覓に應ずるの徵とし、雙方より媒妁を以て、兩家の父母の意を開紲し、豫め婚姻のことを約す、此約成りて後ち、其女に數品の嫁資を送り、婚姻の日には、其女一切の器具を齎らし、媒妁と甥舅に伴はれ婿の家に至る、婿の宅には又宴を設けて、種々の儀式あるなり、其詳なる事は、テッチンギ人名が著せる書中に載するを以て此に贅せず、婚姻已に成る後、是を其寺に告れば、寺僧賀して以て其院に記し置くなり、男子既に妻を迎へて、其親年齡長ぬれば、官職或は家業を此に讓り、諸事をまかせ、己れは樓上或は後室に退居して、神佛に奉ずる事を專ら務とし隱遁す、日本にて是を隱居と名づく、

○日本人は、總て上下の分別なく、神と稱する者の後裔◎たる脫カ、内裡の如く、佛敎に入らずして神道の敎を受けし輩の如きも、一回は必ず佛敎を受くると云ふ、是れ此敎は、未來永々往生安樂疑ひなしとするを以てなり、臨終の時には僧を招きて經を誦せしむ、其僧

死後も猶長く屍の傍に在りて、象牙の丁にて鉦をたたき、少しづゝ、間を置きて誦經す、是れ佛護を得、且つ亡靈の亡友に告げ知らしめんが爲なりとし、尚且つ數週の間斯の如くす、而して其屍は、死せる日に沐浴せしむるなり、往時は屍を火葬にするの習ひなりしかども、今は絶へてあることなし、但し屍は是を桶中に納めて、平常の如くに坐し合掌せしむるなり、其强直せる屍を、斯く自在に屈曲して坐せしむるには、唯白き粉米を摻するに在りと云ふ、甚だ理會し難きことなり、予或人の告る所を以て考ふるに、必ず是れ礬石を主藥となす者なるべし、又葬送は、佳麗なること他の行裝に劣らずして、親屬、朋友、僧人等、皆其後に從ひ行く、但し親屬は、白色の粗なる喪服を着し、棺を舁ぐなり、棺既に家を出づれば、其門にて木を焚し、屍の通行せし不淨を除く、棺寺の門前に至れば、僧人銅鈸を鳴して、其此に來れるを知らしめ、葬所に於ては又經を誦し、終に棺を土中に埋め、其上に先づ假りに淸き屋を設け、後是を去りて石碑を建つ、血屬日々此所に至りて香花を供し、以て靈を弔す、又貴族は、二十日の間日々僧一人或は二人を附け置き、夜中眠らずして葬所を護せしむ、二十日を過ぐれば、僧并に親屬も此に至り弔することを減ず、然れども五十年忌までは、必ず其墳墓を至て淸淨になし、少しも怠たることなし、且つ年々一般に行ふ所の盆祭には、必ず其靈を祭らざることなし、

日本風俗備考卷之十 終

日本風俗備考卷之十一

崇神の一

○日本人の如く、己れは直ちに神明の子孫なりと思ひこみ、是によりて自ら尊大にて名譽ありと爲せる人民は、神道の敎に順ひて其躬を行ひ、以て神の子孫たる所の大なる名譽を立てずんばあるべからず、其人民久しく既に右の說に信從して、其窠臼を脫すること能はざれば、吾が鼻祖は神體にして、極て尊き造物者なりと崇敬し、之に奉仕せずんばあるべからずと思ひ、其念諸事に附て出ざることなし、此れ自然の勢なり、又其人民ミカド帝、卽内裡を以て、己が鼻祖たる天照大神の眞の苗裔なりと思ひ居れり、此念を破らざる間は、其祖先よりの敎なる神道の學と、カミ及び天上におはします人々卽ち天子のことを云ふ、を崇尊するとは、決して廢することなかるべし、

○此神道は、日本にて太古より神祇を崇尊祭祀する學なれば、其由て來る所已に悠久にして、神道を奉遵する者は、皆此學を以て無上等法となし、其天照大神は神學者流之を尊び、其敎に在て極めて古き神なれば、是を本尊と冊づき奉れり、神學の說に据れば、凡そ人の生を禀くる、天の寥廓なる、地の渾厚なる、兩間一切の品物の成れる、皆唯一の神祇の命令する所に出づ、其神祇は大威德を具へ、一切の上に超越して、凡人を生死する權皆其手に在るなり、此大威力の神祇と人との間には、天神卽カミといへる天上に住する人ありて、人の通詞となれり、此カミと內裡とは相交る事尤密なり、故に內裡もまた人に幸福を禆ふる媒妁たりといへり、日月諸星は、天神の含する處なりと思ひて、また之を敬崇す、神道學の說く所に据るに、身の幸福を得んとならば、心を清淨にし、神明を敬崇し、國家の法制に欽み遵ひ、神學の制禁する所を諱み避くべし、地上にて此くの如く身を正しふして幸福の來るを待つ、これを無上大德とす、國家の政令を謹み守るには、天神の子孫たる內裡を仰ぎ信ずるを以て其大本領とす、日本の政令は、皆此れに本づひて制度を立つるが故に、王法を崇信するは、譬へば家の柱あるが如し、其國のミカド卽ち內裡は、大知識大神聖の德を具足せりと篤く信仰するが故に、ミカド

の立たる國を守る法律は、日本人皆之を仰ぎ戴き、凡そ神明に奉仕する諸の所作は、皆謹で身に行ふ、但し其他は一二の制禁を習ひ知るのみなり、其條目は、人を欺き僞らず、偸盗せず、邪淫せず、獸畜を殺さず、巡禮するを要する神社は必ず參詣す、カミを崇信す、又上に云へる如く內裡の法制に順從し、其文書法令は、何の本づく所ありて造り出せるやと、其本根を穿鑿すべからず、又天地の幽隱なる、一定の規則に推本づくときは、決してあるまじき空理妄說なりと思ふことあれども、神祇を敬崇する一義に至りて、毫も疑を容るゝことなし、此れ內裡の法令文書を疑はざると同じ風習たり、然りと雖も若し王法を罔して、之に恭順せざる不逞の徒ありて世に興らば、神孫の芳名も或は一たび敗るゝことあらんか、

○神道者の神祇に事ふる作法を述る前、先づ其學にて人の他生のことを說ける大意を舉げ示さんとす、此學にては、他生の事を述ること極めて狹隘にして、十分に備はることなし、此世界にて惡逆の行なく、清淨にて世を去れば、其國に行るゝ佛陀の敎に云へるごとく、大なる幸福を得て、十全福地に生る等の說、闕て備らず、但し彼土人は、人死れば萬古を竟りて、其魂魄消滅すといへる說を信ぜず、但し己が心神にて造せる功德の大小に應じて、己が地上にて信仰したる神祇に從ひて、天上にある多少の莊嚴華麗なる地に居住を占むと思へり、若し世に處して其行罪すべき者あるときは、其死する後々、身は狐蛇其他己が曾て賤しめる蟲獸に化して、其人の精神數年の間地上に漂泊し、重き患難呵責に罹りて、其一たび作したる惡業の報を受けて後、其本と信じたる神の側に居らしむるを許ず、但し此赦宥に遇ふと雖ども、其地は極めて卑きく、其本と信じたる神の居れる天堂福地と名けて、常人の居る處よりは、極て高くして攀登るべからざる位とは、迥に異なりとす、

○上に記したる神道學にて條例と爲せる國法に欽遵する一條は、凡そ人の世に處する禮儀作法を述べ、身を修め、己を正しふし、精勤して事に從ふべきを敎ふる書中にも、皆此一事を截せざるはなし、又別に神學の作業あり、神祇を祈り、殿社に詣で、諸の汚穢不淨を避くべし、其汚穢の最大なるものは、四足の獸畜を殺し、血腥を目に觸れ、死人を視、或は手これに觸れ、

頬冗、汚褻、生粗、荒惡の言を耳に聞く等なり、若し此等の不淨に觸れ犯すときは、日本人は必ず多少の日數の間、殿社に參詣するを謹み避く、

○神道者の殿社をミア（白註、不死の神魂の舍する所）と名づく、其制甚だ簡古にして且小なり、多くは寂寥たる地に建つ、然れども稀には大なる街衢に在ることあり、宮に參詣する道路は、旅客の爲に木若しくは石の門を設く、此第一門より第二門に進み、更に幾箇の此くの如き門を、多少の距離にて道上に作り、迂回したる道路に循て、終に本社に達す、其本社は四角にして、大抵木造の者多し、其建築したる高さは、三フート若しくは四フートなり、其周圍に同じ木にて廻廊あり、殿社の內は甚だ清淨にて、精緻の繭席を敷く、別に少しも文飾なく、惟滑澤の臥準かけたる木にて造れるのみ、殿社の入口の正面に、白き木にて造れる目の四角なる格子あり、其後に光滑に磨きたる圓き銅鏡を設け、鏡の四周に少し許切りたる白紙を附く、此れ神學者、目の視る所にて、一種の意想を寓したる者なり、鏡は卽ち心意の返照なり、神祇を祈請する時、鏡に向て自ら照せば、尊崇の心倍深く、制禁を犯すことあれば、懺悔の心自ら內に生ずるとぞ、又此時に方つて、此鏡面に己が心神の汚穢不淨の狀を現ず、其故は己が容貌及び外相の醜惡、不具の狀を鏡面に顯はせばなり、鏡の周圍に附けたる白き紙は、己が心に不淨の穢を防ぎて一點の曇りなく、神祇に仕へんとする意想を寓したる譬喩なり、又宮の內に一二の像を安置するを見る、此像は初て宮を建立せし人、又は神の眞體を表せるなり、然れども此くの如き像は、常に神殿に安置せず、彼是の剩物と共に、定りたる祭祀の日にのみ本殿に出すなり、大なる宮には、神祇に仕ふるカニユシ（神主を云）在て衞護す、然れども其本宮は鎖しおき、木にて造れる格子の前に、賽錢箱を置きたる拜殿にて、參詣の人禮拜す、凡そ參詣の人は、先づ手と顏とを、堅石にて造りたる澡鈸（てふづはち）にて洗ふ、此澡鈸は、神社每に必らず此れを置くものなり、其後神殿の入口に懸たる鈴を曳き鳴して、神に吉凶の告を占なひて、地上に跪づき頭を地に頓し、暫時の間拜禮す、其稍大なる宮は、境を占むること頗る大に、大抵山を帶びて秀麗なる造建なり、神の本社は高く山に憑りて造り就したれば、本社に上り行く途は、數十の石級を躋り、堅石の

門華表なるを過ぎ行て、此石門より神主の家幷に本社の方へ通行すべし、本社は秀麗なる林樹、園庭、石造澡鉢、橋梁、石門、記念碑誌等を造り、或は神に獻ずる瑰奇の人造の物件を、清淨に排列して文飾となす、

○神主は妻妾を蓄ふ、其衣服は、神祇に仕ふる外は平人の衣服を着て、頭は佛陀の僧官の如くに其頭を剃去せず、其位の高下に應じて、恰も幕府の士の如く、一刀或は二刀を帶ぶ、其奉神の職務は、僅に心神形體を勞するのみにて難きことなし、又訓習の學業あることなし、其神道の奧祕は、平日無智の民に講釋し聞かしむる說に比すれば甚だ高妙なり、神主の職務は、宮を清淨に掃洒し、務て華潔になし、己が同職に接し、及び神祇に仕ふる禮儀作法を興し、吉凶を預卜し、人の初生よりの運數を占ひ、小兒に名を命ずる等の事を取り行ひて、己が奉仕する神社の名譽を高ぶするに在り、凡そ神主等、其臆見に迷ひて敢て發明することをしらざるは、恰も私見の拏隷となりて役使せらると云ふべきものなり、此說に關るだけは、神道者流の鼻祖たる內裡を崇信して之に順從せり、然ども日本の政事に、神道の敎を合して一連となせしより、神學と幕府の政治と相待て行はれ、是に因て神學の勢を假りて、國家の政事に十分の權勢を添へんと欲するが故に、終には神道の崇尊より、其政治萬世不易の基を垂るゝに至れり、

○神道者第一の所務は、天照大神の生れたる所の國伊勢に參宮するを大切とす、凡そ日本の人は、一生に一度は必ず信心の誠を顯はし、罪障消滅の書札(俗に云ふ伊勢の御祓を云ふ、)を請取り得んとて、此國に詣る、此國の社に一度參拜することなくして死するものは一人もなし、是れ全く神の擁護より出たることなりと謂へり、此參宮の道中は、人は大抵徒步にて旅行し、其重き罪障を消滅せんと思ふものは、徒跣にて步行し、諸般の病難患苦を厭事なく、之によりて其罪を滅ぼさんと欲す、此の如き徒步したる參宮の人に每度出逢ひしが、此人は患難不幸の時、祈誓を立てたることを賽せんとて、參宮を思ひ立ち、道中の間は故さらに食を乞ひ、唯睡寐の時用ふる枕を一草の藺席につゝみ、是を背上に負ふ、(正幹按ずるに、此れ伊勢參宮の人のみならず、西國巡禮又は四國遍路、巡拜の修行者のことをも混じ說くに似たり、此れ作者東都拜禮の道中見及ぶことありて、其人は皆伊勢へ參拜する人とのみ思ひ誤りて、其內に幾種の區別あるをしらず、混じ說けるなるべし、)又別に剃り去りたる髮を、木板の上に釘にて

貼固して胸上に搭け、及び其餘の切用珍奇の物件を携へて、之を神に奉納する人あり、（此等は金毘羅參詣の人なぞを混じ説くに似たり、）此くの如き參宮人、此大切なる一路の旅行に在る間は、他時よりも務めて神に供養する作法を勤めて、信心少しも怠慢なく、若し其旅中僅なる不淨のことありて、其身を汚染するときは、そのまゝ參宮の志を思ひ止りて、歸路に赴くに至れり、其罪障消滅の御祓は、伊勢より拜受し、大に謹愼して密に折摺したる紙中に包み、上に大殿堂の名をとりて大神宮と題し、且つ神主の名幷年次を記す、參宮人此物を愼みて木匣に入れて家に返り、金を鏤たる索若しくは他の文彩を施したる索をもて、其爲に造れる木の清淨に白く削りたる板と共に之れを縛る、（正幹拔るに、神架を造り、シメを張るを云ならむ、）其板の面は、善書を運びて之れに書せしめ、大抵臥房の中に祭る、下賤の人は、爨房(だいどころ)にこれを祭ることなり、これ常に目に觸れて、其信心の勤業を怠らざらんと欲するなり、又其信仰を一生爲し遂げて、少しも怠慢することなく、再び參宮の心を生じ、殊に年々伊勢より諸國へ贈り致せる御祓は、勸請する心を起さん爲なりとぞ、又暦書も伊勢の宮殿より受用す、其土にて別にこれを刻し、闔國に分配するなり、

○上に云へる如く、幕府よりも年々使臣を伊勢の鼻祖の第一宮社に遣て、敬崇の禮を述べ、饒夥の幣物を供ふ、其內裡を尊崇することも亦伊勢の大神宮と同じく、都の帝宮へ上使を立らる、其伊勢の社に給仕する社家、此地に參詣する人に、諸色の物を具へて其饒遺に答ふ、又貧窶なる拜禮者は、滯留の間已れ〳〵の家に賓らしむ、然れども此社家等は、此くの如く仁惠を爲せば、直ちに答禮を得ずと雖ども、外より其報謝を得るが爲にかくなせるなり、且つ人より贈遺する物を卻けて受けず、廉を守るなどの風はあることなし、

○日本人は、神社拜禮のこと及び生死輪廻の義におひて、皆謬妄の見に沈み、七曜諸恆星を以て吉凶を預トする説を信仰し、札守を受けて諸般の厄難を豫防せんとすれば、男女を問はず、絹の袋に索を貼けて胸上に帶ぶ、是をマモリー（守參及び守をいふ、）といふ、是におひて復た禍殃の懼るべきなし、唯怖るゝ所は狐に憑らるる一事のみ、余嘗て日本人の術藝に通達し、智識頗る明らかなる人二三輩に逢ひしに、其人も此惑ひあり

て、凡そ惡心を抱く人は、其靈魂必らずキツナイ卽ち狐に化身すと謂へり、日本國中何の地も、狐を稻荷大明神と名けて、殿社に祭祀せざる所なし、

○人家大抵ミヤ宮、と名づくる小なる白木の小殿堂を營み、彼此の守護神を祀り、一家の眷屬皆之を奉祀し、花を捧げ、芬芳なる木心を焚て祈念す、

○神道者の內の第一に屬する者ヤマボシといひ、自註、ヤマボシは山中の士といへる義なり、又シントイスチセ・コロイセナールともいふ、インノギヲサ正幹按るに、役の行者なり、を此宗派の開祖とす、此人は、今より一千二百年前の比、大なる難行苦行を勤め、一生の間身を安逸に爲さず、荒漠寂寥の地を跋渉するを以て、神明に仕ふる勤業と爲せりとぞ、罪障消滅の爲に、此くの如き勤行を爲す宗旨、後人多く之を慕ひ學ぶ、其人皆謂らく、庸常の勤行を持して、己が罪障の滅沒せんことを願ふとも得べからずと爲せり、此宗派次第に盛になり行き、信奉する者殊に多く、一大宗派を成すに至れり、其大魁首の人は都に居住し、毎年一度其法眷と共に、山中にある大本寺に參拜す、正幹按るに、聖護院、三寶院などの山伏の本寺、和州金峰山などへ參詣ある事をいへるなり、但し其宗派中の貧賤なる者は、常に國中を遊歷し、他人の憐を得て僅に飢寒を免がるゝ外、更に生意を修むることあらず、又山伏の中に膏藥を手に攜ふること、我邦の翁加里亞（ヲンガリア）、波羅泥亞（ボロニア）のオリーユーヘン油買ひの義、と名づくる丐兒の如く、各色の奇藥は鬻ぐもの多し、正幹按るに、山伏の手に膏藥を攜へ、各色の奇藥を鬻ぐこと、いまだ見聞せざる所なり、賣藥人の市上に立ち或は市中を行きて、膏藥等を賣り歩行る者を誤り認ていふなるべし、山伏は一刀を腰に帶し、數個の鐶を穿ちたる杖を攜ふ、其他衣服の製も一界樣を用ふるを以て、自ら其宗旨の人たるを知るべし、彼輩は上に云へる行者をフユト詳ならず、但し浮屠の意か、と名づけて、第一の本尊と崇信せり、又富士の山の頂、夏日氷雪盡く消ゆる時、此高峻の名山に攀躋するを以て、此輩の最も好める參拜の禮と爲せり、正幹按るに、此等は江都の富士講などをいふに似り、

○若し眞の神道學は、唯一純正にして、逈かに他の敎に超越せりとするときは、其世に處し身を行ふ禮儀の本たる基礎の說も、又迷惑の妄見より出るを以て、其眞の簡正の道を得ず、且つ神道者流の意料せる、人の命魂の萬世を竟りて合同一致すべき處在も、また宏麗高妙の景致を盡すに足らざるは、豈惜むべきにあらずや、余曾て按ずるに、其學の此くの如く眞趣を得ざるは、其大本を尋るに、後世ヒユズドー正幹按るに、佛道の音譯

なるべしの學といへる異國の教を、偏く其本學の內に混淆せし故に出れるなるべし、抑も佛道の學は、千百の佛像を供へ、其教に心醉する者は、其萌發せる善心を開導する方略を講授し、殿堂を華麗莊嚴にして、其耳目を娛樂せしめ、智識明了ならざる人をして、高妙不思議なる天堂の思想を設けしめて、以て其思慮の計較を生じて、間斷なく耽り樂しましむ、之に加るに僧侶常に其法義を講演し、且つ天堂に到るべき道路を教へ示せり、是を以て日本の人は、皆地上にて一切の善事を修めて、以て高上なる天堂に昇る資料を爲さんと謀り、勉勵して止むことなし、然るに神道者は、此際に至りては、其說模其として分明ならずといへども、其宗派の爲に二三の大法を建設けざるべからず、是を以て誓旨の如く迷ふて返ることをしらず、妄に其說を成すといへども、別に渴仰隨喜すべき微妙の論、宏麗の觀なく、只一身を行ふ外他事あることなきなり、神道學のごとき奉神の教法は、天然の身を行ひ、世に處する日用常行に本づきて建たる者なれば、明かに其道を研究して之を詳審ならしめ、漸くに大道ひらけ風俗變化して、奇怪祕密の說を除くに至ることあらば、內裡卽ち御門(みかど)も、其虛妄の假面を脫却して、其奉戴の心薄くなり行き、神聖を蔑如する罪過を犯すに至ることあるべし、但だ其智識いまだ明了ならざるを以て、此罪を犯すに至ることなきなり、抑々內裡の心にて、己に歸したる神靈の身分は、智識明敏の人の肯て同心すべき正大の眞說にあらざれば、遂には諸人の崇敬の心廢して、敬戴するものなきに至るべし、

日本風俗備考卷之十一 終

日本風俗備考巻之十二

崇神の二

○年代を經歴する間、神道學廢して用ひられざるに非ざれども、其間また異教代る〳〵興れり、今詳に之を記載せんとす、然れども其記載を爲さゞる前に、先づ内裡卽ち御門の代々續々、其人民の上に在まして、其政を施せし事體を知るを要すべし、抑も内裡は、天照大神の苗裔より出で丶、神威を具へて至尊と稱す、是を以て臣下之を供奉すること極て篤く、之を尊て大地上人物の第一位に冊づき敬ふて、凡そ人智の及ばんだけは、之を仰ぎ奉らざることなし、内裡の世を治むる權勢を解きしより以來、其皇宮を都に造築し、爾後代々其宮居を遷移することなし、皇宮の内面は、凡そ天下の華麗を盡して之を營めるに論なく、其外面は崇峻なる牆墉(ねりべい)を築き、宮城を環りて御溝を鑿開し、中に高く聳へたる塔を建つ、（正幹按るに、宮城中高塔の類あることなし、なにの誤にや、若しくは八坂、東寺などいへる塔を誤り認て、宮中にありと思へるにや、）内裡は妄に御幸の事なし、唯チヲインヨ（正幹按るに、何れの地名の寺院なるや詳ならず、若しくは知恩院などの訛にや、但し天皇知恩院のみへ御幸の事あるや、余が知らざる所なり、後人宜しく補正すべし、）といへる寺に瞻拝のことあるのみなり、御幸の時は、珍異なる漆塗の輿に乘じ、四牛を駕す、内裡は其躬極めて神聖なれば、太陽に照され、足にて地を踏むことなしと話すものあれども、其宮中の華麗なるに據りて考ふれば、其事信据すべからざるに似たり、内裡には、正妃一人、侍妃十二人ありて、各別宮に居れり、凡そ樂舞演戲の類及び詩歌諸藝の遊戲に屬する者は、其親屬高官の人皆之を職掌し、王城の牆内に居住す、（正幹按るに、樂舞等を帝眷及び高官の人職掌することと疑ふべし、）大凡内裡の供御する飲食は、皆新なる壺にて煮熟し、其身に近づきたる盃碟の類は、壺と同じく供御終りて後還ちに破碎す、其烟管は一次にして更新し、毎日新衣新衾枕を更換す、然れども諸の此器什は、皆簡約にして儉素なる物を用ふ、此れ其費用を省くが爲なり、内裡の費用は、供御の田在りて都の近傍に在り、但し其他宮中の諸雜費は、幕府より之を出す、然ども其供給極めて薄く、内裡の高官なる人、使臣となり東下せし時、幕府より或は一端の衣物等を賜ふことあるも、甚だ幸を得たりと喜ぶに至れり、内裡は毎人を其神聖の數内に算し、或は世外の爵位を賜ふて、

職業官爵門閥を永世に傳へしむる權あり、其爵位等を賜へば、其人より謝恩の爲に、三百の價の物を返禮す、又内裡の歳入の一なり、然れども爵位を賜ふて之を寵異するは、豫め先づ幕府の檢討を經て、其許あるに非ざれば、其爵位を妄に與ふる事能はず、幕府は御門を守護して其所作を衞り、内裡の城中に帝軍を遣りて警固せしめ、其非常の事ある時の備となす、然れども實は世外神聖の人を制して、其權威を抑ふるに在り、

○此の如く制度を建るは、政家世外神聖の人に（正幹按るに、公卿衆を云ふ、）を全く信據せず、之を抑制して、古代の神道の説を守りて國政を重んじ、同一神聖人と相敬愛せしめ、其他事は妄になし行ふ事能はざらしむるに在り、其他内裡の權勢は至て微弱なり、是を以て歐羅巴にて御門又内裡の名を譯して、ゲーステレイキケイズル（世事に預らざる帝といふ義、）と云ふ、此譯名は固より允當ならずと雖ども、其名を以てクーボ（公方の字、）との區別を知らしめんとするなり、其實の字義は、天の子と云ふを正義とし、之を尊んで神明の名を奉る、是れ日本の人民之を崇尊して、人種の上に位せしめ、神と相距ること一間のみと思へばなり、此妄見人々皆大に信じて疑はず、日本の第十月は、神及び神道學に謂ふ所の神聖、皆ミカドの側に上直するを以て、人々神社に詣づと雖も、神其祈願する所に隨て、幸福を與ふる事なしと思へるが故に、此月は神社に參拜する人あることなし、

○神聖禁城に在てミカドに奉仕する高爵位の名、卽ち太政大臣は、和蘭にてヲップルヘイリフスラ（王高神聖の義、）の義なり、

關白はまた世外の人にして、内裡に上直し政令を行ふ、此官は幕府に宣下する事なし、其故は關白は常に帝の側に侍して政令を出納すればなり、左大臣は左班位に列する第一の臣なり、此爵一千八百二十二年、（我が文政五年に當る、）今の幕府に此官位を賜ふ、是れこの君左十年國政を行ひし故に因れり、此位に居れる君は、神祇の位と同じとす、但し此位に昇り賜ふに、卽位の禮に無數の金貨を費す事とす、世帝に此官を與ふるは、希代の寵異に出で、有名の太閤樣以來、世内の人に此官を賜ふことなし、今の太子も一千八百二十二年、同時にナタイジン（正幹按るに、内大臣なるべし、）に任ず、

註に曰、日本にては左を尙とぶ、是れ人の心臟は左

に位し、且つ貴重の鋼刀をも左側に帶ぶればなり、

右大臣は內裡の右班第一位に列する大臣なり、西の丸又太子は、四十歲になり賜ふ後ならでは、此位に陞ることなし、ナタイジン內大臣なるべし、は右班第二位の大臣なり、

右大將又ヲッブルヘールレクトル上政官、は、禁城の大帥といへる義なり、右班第三位の臣なり、

大納言は、右班第四位の大臣なり、此官に幕府の親戚歲四十に及べる時、此官爵を賜ふ、

中納言は、世外禁闕に在て、左班第三位大臣なり、世帝の血屬に非ざれば此官に任ぜず、但し其歲四十に及ぶとき此位に敍す、

少納言は、第三班位にして右班に在り、世外の官人のみ此位に任ず、

松平及び守の名も、又固より內裡の下し賜ふ所なり、正幹按るに、受領は天子より出づれども、松平の稱號も天子より下し賜ふことゝ謂へるは、大なる誤りなり、松平は西にてカラーフ正幹按るに、此方にて侯伯などいふことも、彼にてカラーフといふ、然れども松平の稱號を賜ふは、侯伯を寵遇して賜ふ姓にして、彼のカラーフならんといへる爵位とは、其趣大にことなり、といふが如く、守は世外宮禁に在て、リットル正幹按るに、西にて諸忠勇相和合して會社を結び、各種の名を命じ、一二の頭目を置く、之をリットルといふ、の義なり、然れども此名號は、幕府の奏聞を經て、之を高官の人に賜ふて寵異するなり、故に此二名號は、郡國を領する貴人の位爵なりと謂ふべし、幕府は諸般の內裡に勤仕する禮あり、是を以て內裡は、常に崇敬せられて其上に垂拱す、今其禮を細に記載すること能はず、凡そ幕府及び內裡は、共に一生恰も夢寐の如く世を過ごすを以て、朝廷の政令制度、皆千古不變の典刑となすに足らず、若此二官家一たび此夢境を撥覺することあるとも、此國方今のごとき形勢にては、其弊を改革することと難かるべし、余謂らく、內裡と幕府との間に起れる不和は、日本の制度國體を變化し、其意想を改革する大本となるべし、其故は兩朝廷に爭鬪起らば、其制馭に因て控抑せられたる人々、各其權勢を復して、無數の敵味方分れ、遂に互に興廢存亡することあるべければなり、正幹按るに、外國人妄りに我兩朝の事を議し、其外相を視て迭に不和起れることありて、治亂興廢の機こゝに萌すべしといへれど、我が幕府の天朝を重んじ賜ふ、天朝の我幕府を眷顧し賜へるの厚きは、一朝一夕の事にあらず、草莽の微臣などの敢て窺ひ知るべきことにあらず、況や外國腥膻の輩の毫も喙を容るべきにあらず、今原文のまゝを譯して、其妄誕不稽取るに足らざるを辨ずること然り、

○凡そ內裡に續く人をキュゲ公卿の假字、といふ、世外神聖

の君といへる義なり、此人々は寛博なるタッバールズ（上着を云）に、廣き袖ある者を着し、黒き漆塗の冠を戴けり、帝には廣大なる宮殿の中にては、廣き襦袴を穿ち、其端全く脚上を掩ひて、尙後の方へ曳くこと二エル許なり、又縮緬或は其他の華麗なる織物、金絲の織物にて、諸般の色彩ある飾具を帶ぶ、此物恰も西洋の衣の袋上の獅の如く胸前に搭垂せり、（正幹按るに、平緒を畫像などにて見誤りて云へるならん、）是を以て其像を畫くに、甚だ羅瑪の僧徒と其形相類せり、

○內裡に給仕する女人は、髮を肩上に垂れ、長く廣き珍異の衣を着、或は五彩若しくは繡ものしたる衣を、八領十領に至るまで襲ね着る、此重襲したる衣の上を、簡約なる一帶にて身を繞らして結びたり、其衣裾は長く曳けり、裾の端は緣ありて蠶綿を塡滿す、是を以て坐する時は、其緣閃爍せる毳色の山の如く、其周圍に堆かくして、四尺許より近くは、其人に近づくべからざるなり、

○帝の位は之を長子に傳ふ、但し理に据て考るに、每に必らずしも長子ならず、或は時に長子なきことあるべし、內裡の崩御は之を秘しおき、其子若くは嗣君位に卽く後初て世に布告し、其布告に內裡うせ賜へりと書き記す、是死せりといふ時は、常人と同じくして、其位を卑くするに似たればなり、內裡の崩じ賜ふ時は、自餘の神道者の死する時と同じく、佛陀の學を念誦す、此れに依て考ふれば、神道學は虛誕にして、然も殘闕備はらざれば、此世に生存する時は、神祇の擁護を得れども、死して佛神の一列に交換するには、神道學のみにては事足らずと思ひて、かくなせること明なり、

○契利斯督の敎、古しへ日本に傳はり、王侯の蜚聞之を悅び、而てエシュイテン宗は、太閤樣及び其朝廷の人に崇敬せられたり、然れども此敎は、內裡の朝廷にはいまだ蔓延することあることなし、然れども支那及び印度の二敎日本に東漸せし後は、其國本來の神道敎斷裂して眞面目を失ひたり、蓋し神道の學を墜廢することなくして、其中に上の二敎の說を調停して、是れと相符合せしめ、又印度の佛阿彌陀の說を天照大神の意に附會し、凡そ佛氏の說の己が意に適する者は、盡く之を採りて其道を文飾せしより、神道佛陀の學初めて建ち、而後兩部神道の名を以てまた世に

行はる、支那より釋迦の敎日本に來りて、神道學に其說を混ぜしは、紀元百年の後に在り、正幹按るに、佛敎吾邦に入りしは、欽明帝十三年の頃にして、彼の五百八十五年の頃に丁る、紀元百年といふものは誤なるべし、此より後異國の敎漸くに蔓延し、人々皆死後永刧の鴻福を祈ること、無常迅速なる浮世の歡樂よりも甚しき風俗となれること、歷々として明らかなり、此くの如く其道變ぜしが、後世に及でコンフェツー、孔夫子の唐音なり、また世の作家多くはコンフェジウス 此もまた孔夫子の轉訛の音、といへる人の學風を得て、大に其道を羽翼せり、シャカは、日本人の說には錫蘭（セイロン）島に生れたりと云ふ、暹羅（シャムロ）人は之をシャカと呼ばずして、ビュフド 佛陀なるべし、と名づけ、支那は之をサツキヤ 釋迦の唐音なり、又フヲ 佛の唐音、と呼ぶ、日本人支那人は、釋迦は一處女の生む所なりと思ひ、其生時は紀元前一千二百餘年に在りと定む、暹羅人は紀元前五百四十二年に在りといふ、或は曰く、其人阨日多國の人種より出たるなるべしと謂へり、其形貌は、亞細亞の風にて足を十字に結跏し、毛髮踡曲し、皮膚黎黑なり、往々三尊坐び立つ、其徒の說を聞くに、釋迦は二尊の中間に並す、三人相合して初めて大自在大威德を成すといへり、

○日本のボンセン 坊様といへる俗語の訛轉なるべし、の說に、釋迦八十九歲の時發心して、六年の間暹羅の沙漠に赴き、大に患難苦行を爲して、身を以て諸人の罪科を免がれしめんと誓願す、此苦行に因て大自在の威德を得て、生物と不生物とを問はず、皆之をして苦海を超越せしむることを得たり、又人に勸て懺悔巡禮して、己が罪を消滅せしむ、殊に其法にては、潔素と小兒の灌沃とをつとめとす、此灌沃 正幹按るに、小兒に水を浴せしめ、己が宗旨に入れて後、其名を命ずるを灌沃といふ、は、一龍ありて此事を以て釋迦に仕ふるといふ、其後印度に詣り說法し、一佛は三人より成れる義を述べたり、又其弟子に說法して、多くの書を述ぶ、然れども其死するに臨て、從來の著書皆未だ眞實を見ずと云ひ、最後に及びて唯十誡を遺し、其說を述べたり、

註に曰、日本の佛寺には、龍を守護の物なりとして多く之を寫す、軒端には遍く其形を以て文飾をなし、門楣に雕刻し、神に供ふる几案に刻畫す、

○その初の五戒は、自ら之を書に述ぶ、後の五戒は其門徒に口授せり、其初の五戒、

一は　妄語、

二は　偸盜、

三は　悔ひ改めんと欲すれども、及ぶべからざる惡事を行ふて、自ら困踣すべからず、

四は　一切の生物を殺すべからざる事、

五は　邪婬戒、

○此餘の五戒は、戒行を述ると雖ども、理解穩ならず、信ずべからざるもの多しと云ふ、又釋迦の敎に、强烈の飲液を飲むを禁ずる語を載すること明らかなり、

○釋迦の說に、人の精神は獸畜の精神と同じく、皆不生不滅にして、德を行ふものは褒賞せられ、惡を行ふものは罰せらる、惡業に因て罰せらるゝものは、其苦しみ礫に處せらるゝ如く、善を行へば、天堂に上り歡樂を受くと云ふ、其徒數千人の中より、十八の高足を擇びて、其著作の書を書記せしむ、此書中に天使の事を載す、日本にて佛敎を奉ずる人は、之を阿彌陀と名づけ、此天使を祈りて福庇を求む、此阿彌陀佛は、人の安穩を祈らんとて、躬自ら患難を閱歷したり、其經文を讀誦すれば、天上の王國に上ると說きて、善く人を誘掖せり、日本國にて昔時耶蘇敎行はれし時、其信心したる者、性命を捨れども撓まざることは、中々に阿彌陀を信仰する徒の及ぶ所にはあらず、阿彌陀の信者は、石崖よりして岩石の上に身を投じ、生ながら火中に投じ、又諸難行に身を委して、己が罪過を懺悔して、彌陀の側に至らんと願ふ、近來に及びては、日本人廻國、巡禮、喫素、賽願等を行ふて、前の難行に代ふと云ふ、又諸書に、佛乘の支那に入りしは、西洋紀元の後六十五年に在りといへり、（漢明帝永平八年に丁る、）此時白馬に佛經を馱し來りて、之を天子に獻ずと記せり、此の故に佛陀の殿堂の入口に、木にて造りたる本身の大さの馬を置き、祭日には剪綵を以て馬上に飾る、

○西洋紀元前二千年の頃、支那人もまた日本人の如く、帝堯、帝舜の敎に順ひて神學を述ぶ、其說紀元前六百年まで行はれしに、其時に老子といへる學者、釋迦の弟子コスソ菩薩の精神と共に世に出現して、新に一說を唱ふ、此說全く釋迦の說く所と相反す、頃之して東方諸國にて遍く崇尊せる學者孔夫子其說を奉ず、孔夫子は人を敎導するが爲に、天より下したる人なりといへり、其學は皆道理に原づき、其智見盡く眞誠なり、其譬喩する所及び其言行著作も、皆人の幸福を求め、德を行はしむるに在り、其書を日本にて四

書、大學と云ふ、大なる學問といへる義なり、其書二卷は孔夫子の自ら書する所、其餘は高足弟子孟子中庸二人の書する所、此二書神道を說くこと狹隘なり、（正幹按るに、四書を書名となし、中庸を人名と思ひ誤り、論語を舍て云ず、凡そ此一章妄誕不稽紕謬百出せり、全く象胥家の妄言を聞き誤りて、此の如く謬誤を生ぜしなるべし、）輪廻及び善惡報應の說は、孔夫子の說にては明白ならず、蓋其意見あれども之を述ぶるに及ばざるのみ、又曰、人と物との精神一にして二なし、此精神を得て百物形を成す、但し人と物との此世に生ずる、其精神を戕ふと然らざるとに隨て、其本體光明なるあり、暗濁なるありと述たり、又孔夫子の教に据れば、諸物體皆其原を五行に資て成就す、物體滅すれば又故の五行に返り、更に他形體の中に充斥す、故に世界は常に同一成分あるのみなるべしと云へり、其學者は毎日食に臨で天を拜し、淸德を汚さず、純淨の知見を保たんとて天を拜し、己が同儕の人民皆幸福あらしめんと天を拜し、己が姓名を烜赫すること、天體に麗く恆星の光明あるが如くならしめんとて天を拜す、又大に此學に耽る人は、後世に及で日本に行る丶諸他の學流に旁通し、且西洋の學派に心を傾け、今生の後の生命の曖昧にして辨識し難き者は、精覈せんとす、其說頗る西人と合す、

○此くの如き各種の異見の教法、彼の土中に東漸して後、日本の人、各種の教法に信從しながら、彼是一致して相妨げざることまた怪むべし、意見各異なれば、其立る所の教法已に趣を殊にす、凡そ一切の世間、其教を奉ずる人の精進によりて、各諸佛像を造り出して、殆ど其數を知るべからざるに至る、

○日本人は、大抵諸種の佛像の區別を知らず、唯各之を順受するのみ、

○釋迦の學は、六百年の頃高麗より日本に傳へたり、今は此學を佛陀學と名け、遍く其土に行はる、佛陀の寺院は華麗にして宏富奇巧に造りなし、內面は諸種の佛像及華彩なる几案を排列す、巨大なる梵刹の地に至ては、周圍一里行許の地を占むること恰も花圃の如く、莊麗の園池奇巧の造建、佛像數座を莊飾す、此くの如き大寺院は此國に甚だ多し、

○日本人は、各己が守護神ありて、金をおきまたは精密に雕刻したる小像を、己が檀那寺の回廊に祭り、其祭日には自ら之を拜禱す、寺僧は釋迦の經文を公けに講演す、嫁娶を許さず、また伊勢に拜禮するを許さ

ず、其故は僧官は死喪の家に弔ひ來り、死體に觸れて常に不淨に汚染すれば、伊勢の學と全く相反すればなり、其内裡に服属するは、何の狀たるを詳にすることと能はず、但し其人寺の役目ある外は、世人と係累あることなく、法用の外は其土人に非ざれば、尊びらるることなし、

○日本人は、風俗開け智識あれども、甚だ虚妄の事を信心せり、此れ皆神道學を信じて疑はざるに因れり、此れ其國法にて、決して廢することを許さゞればなり、

○日本にて契利斯督教を禁制せしは、何の故たるや未だ之を詳にすること能はず、然れども日本人の説けるが如き事故に因りて制禁せられしなるべし、契利斯督の教は無神聖の道なれば、誠に願くば此の思慮多き人民に、此道を知らしめんと欲す、後世に及んで若し此土人此に歸することを欲する時來るべしや否や、今は決して豫めしるべからざるなり、

○和蘭人は、日本人に向て聖架の圖及び聖母の像を誇りて踏ましめ、且唾せしめしことは、古より嘗てなきことなり、著作家往々之を記すと雖ども、是れ我和蘭人を誣ふるに、無實の寃罪を以てするなり、但し日本人契利斯督宗を誅せし後、常に踏板の法を行ひ、筑前島原攝津及び長崎領には、之を行はしむること尤盛なり、長崎にては今も尚毎年年の初に踏板せしむることとなり、今我蘭客の爲に寃を洗ふ一事を記し、以て此編の結局となすこと然り、

○此篇の標題の側に寫したる象形は、西語ゴッド、日本にてカミといへる字を書きたるなり、

日本風俗備考巻之十二終

日本風俗備考卷之十三

兵學兵器

○地方人民中、其天性豪勇にして、武器の鋭利を賴み、己が威勢を立て、遂に一國に獨立し、功名を世に耀すものあり、日本人の如きは誠に是に當るに足れり、其兵内地及び外國に在る强敵を數攻討ちて、向ふ所勝ずといふことなし、

○和蘭の紀元二百年の始、神功皇后高麗を討て大に之に克つ、(正幹按るに、神功皇后卽位元年冬十月、皇后自ら諸軍に將として新羅を征し、新羅王降り、高麗百濟亦來降、三韓悉く服すと云ふもの是なり、皇后元年は西洋紀元二百一年に當る、)後七百年の終に及び、韃靼兵を興し來て日本を伐つ、其船大半日本の海岸にて破船し、其殘餘の者は日本人に討破られたり、(正幹按るに、此事國史に見へず、何の據ところにて書けるにや、)一千二百七十九年(弘安二年、正幹按るに、國史に此年元の使范文虎を殺せるよし書載たり、)韃靼の種族元朝の帝、既に支那全州を奄有しければ、近國の王侯皆使を奉じて、其支那皇帝となりたるを賀したりしに、日本よりは敢て賀使を贈らず、蓋是より前日本の海岸を侵し來れるを恨み、且つ韃靼人其國を奪ひ取らんと謀れるを以て、之を怨る心ます〳〵深きが故に、使を遣らざるなるべし、然るに韃靼人種は、日本を征服せんと思ひ、一千二百八十一年(弘安四年)、八月、高麗人と共に千艘の兵船を發し、十萬の兵を乘せて日本に攻め來りぬ、ヒラント島(平戶)、の近傍にて其兵艘も亦破船し、全軍の十分一生殘りて、其餘は海中に沈み死したり、日本國の地形は、海岸嶮岨風信變じ易く、波濤洶涌し、海溢時に發するを以て、其海岸に近寄ること甚だ難し、故に此戰鬪も多は此嶮岨により、十分の敗績に至れるなり、又契利斯督敎徒本國にて反亂を起せし事、及び源平二氏の戰爭は、歐羅巴洲に顯れたる日本事蹟の最も大なる者なり、此二戰の間に於て、日本人の勇猛なるを見るに足れり、凡そ日本人は、其他邦に交る所信實にして爽活なり、但し恥辱に逢ことあれば、目を怒らして辯論するよりも、寧其交を絕つを屑とす、然れども其意充ち心足るときは、脫然として其怨を解く、蓋し日本人の敎には、怨む所あれば己が腹を切りて其怨を晴すべしといへる古訓に依れるが故に、怨を解くに至りて、少しも之を宿むることなきなり、凡そ此國の

士君子たる者は、固より死を懼れず、恥辱を受けて生んよりも、死を以て其恥を雪ぐに如かずと思へり、此の如くにして自殺したる例も亦た少からず、又自ら恥辱なる所行をなし、正直ならざる事ありて、自ら逃るべき道なければ、屡自害して罪を謝するもの亦た少からず、且つ白刃を握れる者は、其罪死に當るが故に、刀誤て鞘より脱するも、亦た自ら死を致に至る、豈悲むべき事にあらずや、是故に此士人は、其刀を西洋の剃刀の如く、常に光耀鋭利になしおき、己が朋友に抜き示すも、至て懼れ愼みて之を刀室(さや)より脱す、其佩たる刀劔は敢て妄に卸しおかず、飮食の際若くは人の居室に進む時は、己が側に置き、百物之に觸ざるやうに細心に意を着け、又人の行歩して其上を踰へざらんやうに、恆に心を用ひて之を避く、余數年前日本の記載を著して、既に記したることあり、曰く、凡そ日本人は、小兒たる時より已に早く刀劔を佩ぶるに慣ざる者なし、初て小兒の父親或は親分の人、刀劔を操りて其子に授くる禮儀は、至て嚴正なる事にして、是を授受する際、士君子の心得べき記載と、且つ其先祖の武功とを擧示して、刀劔の重き事を諭す、且つ其刀劔を佩ぶるものは、功名を重んじ、身を行て士君子の名を辱しめざらしめんと教訓を爲し、此の如く刀劔を重じて、輕々しく取扱はざるにて考ふれば、日本の人小兒の玩物に少しも武器類を取扱しめざるは、蓋し又此の故に依れるなるべし、神道學にて刀劔を重んじ、且つ是等の武器に大德を歸する說も、亦此等の風俗より推知らるゝなり、既にして小兒成長し、其體力十分に刀劔の技を行ふべきに至れば、即ち劔術を學ぶ、又殿堂の側には、大抵若干の空地を設け、其中にて弓術を習ふ、余も數弓を演ずるを見しことあり、射者一膝を地上に安じ、正直に弓を己が身の前に持、相距る事二三百歩外に、人身の長の棒を建て、其頭に一束の鳥翼の羽、又は紙の羽根を結びつけ、之を的とし矢を放つ、其矢初は弓狀を爲して、大氣の中に飛行し、其後十分の力勢を以て、必らず其的に中る、其奇巧觀者をして驚嘆せしむるに至る、又日本人は甚だ長き一種の刀劔を兩手にて使ふ事、恰も和蘭にてピーキ(鎗の類)、及びヘルレバールデン(鎌鎗の類)を使ふが如し、又一種先づ武勢を講演し、次で馬上の武技を習ひ知らんとて、乘馬を學ぶことを研精するもあり、

○テュンベルグ人名曰く、鐵砲は波爾杜瓦爾人初て之を日本に傳ふといへり、是れ蓋し眞實の事たり、日本人此器を使用する事、極て駿速にして驚くべきに至る、テュンベルグ又曰く、六十年前は鐵砲の製造甚だ粗なりしと云へるはさもあるべし、然れども其鐵筒は甚だ精巧にして、我歐羅巴の者に劣ることなし、凡そ日本にて製したる火砲は、其銅若くは鐵、皆な歐羅巴製の者より厚く且つ重きが故に、其彈丸は歐羅巴の用る所よりも、其量却て小なり、又其銅鐵重きが故に、床尾を小にして其量を輕からしむ、是を以て銃を肩に荷するに、其丈稍短かし、唯之を頬に當て放つ、其中を命ずること極て的實なり、其機を設る甚だ後の方に偏し、火石を用ひずして今も尙火繩を用ふ、余また謂らく、日本の銃藥は、我國の銃藥に比するに其威力猛劇ならず、然れども此等の諸件は事あるに遇はゞ、其人必らず速に之を補正すべし、

○余確據する所ありて謂らく、凡そ日本人は、其國の神學及び國政に久しく浹洽して、其心全くこれと化したれば、其風習の染む所極て深し、故に其神學は、國政の風習と全く變革せざる間は、其人を制服して他國の風俗に從はしむべからず、其故は日本人は、一人も死を怕るゝ心なく、決て他國に服從するを甘ぜず、且つ其士君子たるものは、氣象軟弱にして勇毅ならざれば、士たるの大本を喪失するが故に、其位爵を辭す、是れ士たるの道立ざればなり、其人動すれば輒ち我は日本人なるぞと云出す、其語氣人に迫る、是を以て其性迫切、言語雄壯、氣宇剛勇なる事推て知るべし、さて此日本人といふ一言の意味は、我は神明の苗裔にして、本國の法律を尊び守り、己が位職の務むべき所を勉め、國家の用に供すといへる義を含蓄したる詞なり、又毎人に交を結びて、節義を重ずるを務め、或は威虐を以て我を凌辱することあれば、其人を殺して仇を報じ、己れも亦死を潔くして、天神まします所に赴き、勇偉なる古人と位を同せんとおもへり、抑も其國旣に天嶮に据りて自ら守り、其闔國人民の數三千萬より四千萬に及ぶもの丶中、三分の一は皆腰に刀劒を佩ぶ、此三四千萬の人民は、皆同一種族の蕃滋せる者たり、此の如き國に向て、誰か敢て之を侵犯して、妄に長短を計較するものあらんや、

○日本の大將の像を觀るに、拔群なる戎服を着たり

と思ふ人あるまじきなれども、然れども其製造の奇異なること、和蘭の古の議會の衣服の瑰奇なる者に劣らず、但し日本の鎧は甚だ重くして、且つ日本風を用て之を文飾せり、余嘗て歐羅巴の古今の甲冑を集たる者を視しが、其精巧なるも其美麗なるも、且つ高値の金にて造り出したるも、日本の甲冑に及ぶものなし、何となれば日本にては、鎧工は一生之を製作する事のみに身心を勞し、其精巧を盡せるが故なり、大將たるものは此の如き戎服を穿ち、下身には和蘭にてブルーク袴と名くべき平日の袴を脱ぎすて、單簡なる股引に鐵葉を綏く綴り重ねて、兩足の鎧となすものを着けて戰馬に乘る、此鎧仗は身分の尊卑、官職の高下に應じ、其製作各異なり、其餘の目徴は、冑の徽章と文飾にて分ち、且つ旌旗の徽號にても區分を爲す、其旌旗は必ず大將の後に立て、一軍の目徴と爲すなり、

○日本の士の品級は、長崎の一地に就て云へば、奉行、祕書記、銃隊將、演砲師、街坊總長等の諸官は、皆諸員を指揮する長官なり、此諸官人の下、微賤なる吏の刀劍を佩る者は、皆其使令に供する者たり、其貴族は平日兵隊の區別を爲し、軍旅の事あるときは、己に屬する吏掾を指揮して戰陣に臨しむ、其路引を監察する關吏、守把の如き官は、刀劍を佩る外鳥銃大弓を備ふ、其諸侯の領内には、貴官をサムライと名づく、此名ある人は軍陣の用に供して、戰士といへる義なり、

○松平の位は、位官尊顯なる名號にて、一城寨を指揮し、又は他の甚だ緊切なる職務、譬ば各處の關門若くは國境の番守の如きを掌る人、此位に任ず、正幹按ずるに、松平を以て一箇の官位ゝ名とすること笑ふべし、蓋し宗室若しくは外班大諸侯、殊に長崎を指揮する肥筑二侯の如きは、皆松平の稱號を賜ふを以て、誤てかく思へるにや、又サムライは、軍旅の事に供するため、平日之に俸祿を給し、皆戰陣の隊伍に本づひて、之が位班を分つ、其國君は軍用の金貨を預め貯へ、約して常用に供せず、其兵賦は領地の多少に隨ふて定むるなるべし、且つ哨堡を守れる人、若し大事あるに値ふときは、縱令己が所持の田園及び物品を棄るも、直に其守護すべき處に出で、官司所管の物を守護するをこととす、

○二百餘年の太平に生長せる人民は、目に干戈の色を見ざれば、唯口に軍學を談ずるのみなり、然れども

日本人は、各自ら古今の勇烈なる所作を鑒みて、是に倣ひ武を修むる故に、自然と心に浹洽して、兵事に心がけ深しとす、

○軍陣の擧動及び其號令の法は、余嘗て田狩の行列を觀て、其大略を知得たり、其行列は曾て長崎におひて濳かに伺ひ、又江戸に於ても是を見、又他の城府にても、此の如き儀仗を見し事あり、余は則是を軍陣の法と思へり、其故は田狩の兵器を攜ふる外、無數の人員大なる銃砲を備へて、恰も軍陣に臨むがごとき行裝を爲せばなり、此行列は驚嘆するに堪たる儀式にして、無數の人員其内に加はり、各新奇の裝を窮む、然れども皆鎭靜を主とす、故に行列の順叙亂ることなく、齊整として歩み行くなり、其通行する道路は淸淨に洒掃し、街上に行人なく、毎戸簾幕を下して、人人其陰より伺ひ見る、行列既に近寄來る告あれば、人人相制して喧笑を爲さず、若し喧笑をなせば、上を輕慢する懼あればなり、行列の前に立ちて、四名の人員箒を擁て進み行き、シタイ〵シタイと唱へて警蹕を爲し、鹵簿の近づけるをしらしむ、是は大諸侯の通行には、必ずあるべき事なり、シタイ〵シタイとは、地坐せよ身を屈せよといへる語意なり、又箒を攜るは、道上の瓦石若くは一切通行に妨あるものを取除き、洒掃せんとする意なり、

其騶僕に立つものは、六人の獵師、各火を點せし火繩を挿みたる鐵砲を攜へ、皆匾平なる笠の漆髹せるを戴き、綠色なる木綿の短き外套(はをり)を着す、胸上に徽章あり、褐色なる紐を着く、足には草鞋を牢く縛りつけ、短き刀を帶ぶ、

ゴケンス（御檢使又給人ともいふ、）は奉行の祕書記にて、人を黜陟する權を司どる、衣服前の如し、但し絹服にて腰に兩刀を帶ぶ、其後に左の人員續き來る、

鎗持一人及び二ツのハサムバコを荷ふ皂隷(しもべ)一人、其ハサムバコには衣服を納る、

二箇の籃カツパカゴと名くる者を荷ふ皂隷一人、その籃中には雨衣を收む、三人の歩卒各二刀を帶ぶ、

五人の長崎地役人一伍、人民の身を率ふる證文のことに關係せる官なり、兩刀を帶ぶ、

九人の街坊の乙名(おとな)、卽ち街長三名づゝ並び行く、絹服を衣、匾平なる笠を戴き、各兩刀を帶ぶ、

乙名の皂隷十八人、染たる木綿の衣を着し、匾平なる

管笠を戴く、

七十二人の獵師、火を點せし火繩を挿たる鐵砲を携へ、二人づゝ並び行く、然れども親比せず、兩人の間六尺許をへだつ、

長崎の支配にて、近邊の地なるアウウラの村役人一人、アウウラは此行列の通行する地なり、

此役人は平日の禮服を着し、軍隊の袴を穿ち、草鞋を着く、

從者五人、

十人の獵師、火を點せし火繩を挿みたる鐵砲を携へ、木綿の外套を着し、褐色の漆髹笠を戴き、四匹の獵犬を牽く、其索は白色なり、

穀庫の吏目二人、褐色の外套を着、黑き漆髹の笠を戴き、兩刀を帶ぶ、

六人の皂隸其後に跟隨し、一刀を帶ぶ、長崎哨所の銃頭砲術先生高木道之助さま、華麗なる衣服にて馬に乘り、二人の皂隸轡を取る、

六人の獵師、銅製雷火(火燉)砲を具ふ、

砲術先生の子息某氏、

八十斤の重なる自在砲を擔ふ者一人、右の砲術先生此砲を抱へ打つといふ、其後余其砲に近づき見ることを得て、虚説にあらざるを知れり、此先生は體力至て強きを以て、遂に先生の位に昇れるなり、

十人の獵師、甚だ鉅大なる雷火砲を擔ふ、其砲は皆清潔に手おきよくして、二門づゝ行儀正しく並べ行く、

十五人の人員、尋常の自在砲を擔ふ、

二十四人の人員、大なる雷火砲を擔ふ、跟隨者十二人、

少しく行列歇息して後、

旌旗を竪る者一人來る、此人は卽ち街坊總長高島四郞兵衞さま、此人帝國金庫の監の前立ちを兼たり、又馬に座し、金織の羽おりを着し、金の徽章を附けたる褐色の漆髹笠を冠す、其馬は二人の步卒之を導き、其後に十人の從者跟隨す、長き鎗を持つ者一人、鎗は華麗に漆したる鞚を蔽ふ、

一本の刺繡したる旗を持たる者一人、及び獵師の自在砲を携る者六人、

街坊の總長藥師寺久左衞門さま馬に坐す、

二人の皂隸、

藥師寺の子息、

四人の獵師、華麗なる弓矢を携ふ、

六人の從者、唯兩刀を帶ぶるのみ、

街坊の總長清右衛門さま、

二人の獵師弓矢を携ふ、

二十七人の獵師、火を點じたる火繩を挿みし鐵砲を携ふ、

八人の從者兩刀を帶ぶ、

奉行の給人、卽ち人を黜陟する官一人、

四人の從者、

一人の鎗持、

漆髹の兩挾箱を擔ふ人一人、挾箱は衣箱なり、

別に一人二ッの合羽籠を擔ふ、合羽籠は雨衣を納る籠なり、

三十人の獵師、卽ち長崎地役人(卽ち兩組)なり、各火を附けたる火繩を挿み鐵砲を携ふ、

奉行の近侍六人、各兩刀を帶ぶ、

白地に金字を刺繡したる旌旗一人、

十人の從者、各長き鎗を持つ、漆塗の鞘及び繭絲の流蘇を以て之を飾る、

四十八人の諸官人、絹服或は木綿の服を着し、各兩刀を帶ぶ、

八人の從者、挾箱卽ち衣箱を荷ふ、

四人の從者、纖緻なる籠細工の挾箱を荷ふ、

二箇の鎧箱、卽ち方形の寶箱なり、華麗なる木匡及び金の刺繡ある者を其上に覆ふ、毎箱二人にて之を荷ふ、

二箇の華麗に漆にて塗りたる刀筒、亦これを華美に飾り、毎一箇一人にて荷ふ、

チャンビントオ(茶辨當)卽ち茶具なり、二箇の箱を造り、扛桿の兩端に之を懸く、一端には火と釜とをおき、釜中に温湯を貯ふ、一端には一切の茶具を備ふ、

二人の皂隸、漆髹の桶馬杓及び牽繩を荷ふ、一々奉行の馬の前に行く、

美麗なる鞍馬一疋、二人の歩卒之を導く、

十四人の從臣、各兩刀を帶ぶ、

八人の從者、合羽籠を荷ふこと前の如し、

別に六人、各二箇づゝの挾箱を荷ふ、三人の從臣、各兩刀を帶ぶ、

四人の從者、各挾箱を荷ふ、

奉行のゴカロヲ卽ち祕書記なり、馬に乘る、

別に四人、各二箇づゝの合羽籠を荷ふ、

六人の從者、各兩刀を帶ぶ、

別に四人の從者、長き鎗を持つ、

一本の鳥毛の道具、奉行の所持の者と同じ、然れども貴からず、(正幹按るに、伊達道具又は馬印纏を見て云へるにや、)

街坊總長松喜兵衞さま馬に乘る、

一人の鎗持、二人の合羽籠持、

二人の獵師、鐵砲及び切火繩を持つ、

奉行のノリモン(乘物)、舁者六人、内二人にて是を舁く、皆身材長大にして勇偉なり、遊手は輿の兩邊に歩行す、共に青き木綿の衣を着し、一刀を帶び、彩色ある扇子を背部の帶に插む、二十七人の獵師弓矢を攜ふ、

奉行の給人一人、即書記なり、

五人の從者、各兩刀を帶ぶ、

一人の鎗持、

一人の挾箱持、

一人の合羽籠持、

一人の獵師、鐵砲を攜ふ、

三人の獵師、雷火砲を擔ふ、

三人の獵師、哱囉貝を備ふ、

一人の獵師、大鼓を持つ、奇麗なる漆髹及び描金を用ひ、絹絲の流蘇を附て之が飾とす、

兩刀を帶たる官人一人、

同上の給人一人、

五人の從者、兩刀を帶ぶ、

一人の鎗持、

一人の挾箱持、前の如し、

二人の合羽籠持、

一本の飾りもの、即ち區別の目章なり、羽箒の如き形に華美なる羽毛を以て飾り、白哆羅呢の旗を繫け、號章を金絲にて縫附く、

二本の長き鎗に赤哆囉呢の袋を蔽ひ、蠶絲の流蘇を附く、

黃なる蠶絲の囊に收めたる弓一張、二本の長き鎗、前の如く飾を爲す、

旌旗一本、赤地に金字をつく、是れ奉行の旗なり、

數步を隔てゝ左の如き行列來る、

長崎奉行間宮筑前守さま、貴き良馬に跨り、二人の馬卒兩邊に並ぶ、此人は金銀の華麗なる衣を穿ち、漆髹の冑を戴く、此冑は銀の縁及び金紋を附け光明を耀

す、腰に兩刀を帶び、麾を背上に刺し、全隊の人員と同じく、沈實にして勇壯なる姿なり、數千人の拜觀せる中をも、恰も靜處に居て物を思惟せる者の如く、閑雅の情狀と見ゆ、奉行の旗は靑地に金字を附く、
五人の鎗持、
十一人の從者、各兩刀を帶ぶ、
十四人の獵師、鐵砲切火繩を持つ、
税官高木作右衞門さま、馬に乘り貴き服を着す、
二人の從者馬側に傍ふ、
税官の子息馬に乘る、
十二人の從者、各兩刀を帶ぶ、
挾箱を持たる者、及び其餘切用なる物品を持つ人員、多く其跡に續く、皆齊整と次第を守り行く、
是に由て長崎奉行の行列を見るべし、此人は此地に在ては總督の權勢を握り、高位の人たりといへども、江都に在りては、帝の爲に纔に其履を取る事を得るさへも、分外の幸となす程の眇かなる身分なり、是に由て推すときは、帝卽ち公方の華美なる田獵を爲すに及びては、其行列の人員莫大なること想ふべし、
註に曰く、公方は年に一度外氣に觸る爲に、田狩の事ありと見ゆ、然れども尙是を潛行と名づく、其故は若し公けの田獵の行列あるときは、其人員殆んど算計すべからざる鉅大の數にして、費用も亦幾千萬なるを知るべからざればなり、
一二年前、帝日光へ旅行する令を下す、日光は江都より三十六里を隔つ、此地に祖先の塋域あり、之を詣拜せんとするなり、然るに其費用の莫大にして驚くべきと、百事の仰山にて成し難きことにて、其旅行遂に止みぬ、其各國の諸侯極めて大なる儀仗を具へ之に扈從し、數親族も同じく供奉に列す、其人數已に百萬餘に及ぶべし、其途中には新に旅館を造り、通御の道路は盡く一様に平坦に爲して、新に之を修め築く、其故は帝たる者は、平人の行たる道を通行することなければなり、又其橋梁をも改造し、盡く新にして耀くに至らしむ、右の如く百事仰山なれば、帝の身分の別なる費用、小判二百萬兩に至る、和蘭にて之を算すれば、二千五百ギユルデンとなる、此金は最初旅裝を用意する所なり、此外に每一里につき小判六千兩を旅行の費用となすなり、此の如き莫大なる費用なれば、天下の諸侯皆之

が爲に匱乏するに到るべし、
此の如き行列は、これを軍隊の儀仗と名づけ、又は奉神の儀仗と名づく、是れ甲は勇壯なる姿にて、順敍正く壯麗に兵仗を備るに因り、乙は神威の加はるといふ意に因れるなり、是れ此國人の勇壯なる神道の教とカミの庇蔭とによりて、之を承ると思ひてなり、此故に諸臣皆鎧箱の中に銅鏡を備へ貯ふ、是れ神道の譬喩の器なり、又且つ此教に據て劔を備ふ、是れ嘲哢に逢ひ恥辱を受て生んよりも、寧ろ死を潔くせんとする意なり、其樂器は、大鼓と哱囉貝の外は用る事なし、さて其行列は、二人づゝ相並び、其間一歩を隔つ、是を以て其鹵簿(ぎやうれつ)の通行全く訖るまでは、許多の時刻を移す、總人衆府内より山の方へ發足し行く、其山には野獸を所々より此内へ逐こみおき、その所にて一二の放銃をなす、余が輩は望遠鏡にて諸隊の變動、一二の假屋、諸士交替して休息する幕張小屋等を望見し、且つ其所にて諸士の面々、平生の如く善き働をなすを見たり、
○余既に行軍の次第順序を論示すれども、其束伍の法を切實にすることを得ず、或人の説に、一伍五人、一長を立るといへり、其旗は軍隊の區別の目徴となす、軍事あるときは號令を司る官人馬に乘り、旗を棒に附け、鎧の後ろの方に固く挿し入る、其旗は頭上に挺出す、高位の人は旌旗殊に貴く、光明焜耀せる物にて區別の徽章を附け、何某たるをしらしむ、
○若し日本人軍隊を備て曠野に張出し、歐羅巴人と合戰すべき事あらば、彼必らず敗北に及ぶこと疑なし、然れども余其國の風俗事跡を記して、其形勢を知り得る所に據りて考るに、彼若し短兵相接し、一人づづ戰ふに至ては、貴將雄士をめざし鬪ふべし、彼の最も後の戰に就て見るに、其時大熕を用ふる事猶未開けず、是故に其術甚だ不熟なり、余往々彼地にて銅熕あるを見しに、彼の制にては人を倒の用は足りぬれども、城寨を破碎することは能はざるべく、
火熕此の如きが故に、之に比する時は、城寨の製頗る堅固とすべし、城は切割たる石と土とにて築上たる高き壁を設け、外面は白き石灰土にて之を塗墁せり、大塹巨門を造りて、更に其守禦を嚴重になし、其塔(正幹按るに、天守樓をいふか、)は三四層の高き樓にして、壁と同じく切割たる石を以て築き上たり、其最高の一層には、大將

これに居り下輩と區別し、且つ部下の勤惰を察せんとするなり、

○日本の海軍は、文飾ある船多く、大海の波浪に堪へ、防禦の爲に便利なる船脚を備ることをなし、其各國は皆海岸に限るを以て、國々皆定りたる旌旗あり、及び帆布に各箇の徽章を附く、其船は皆艫を用るに適す、其多き者は六十挺の多きに至る、船の製は甚だ大にして精巧に造作す、其近侍僕從を置く爲に、幾個の房室を分つ、屋上にも一房あり、分て二三區と爲し、號令官の居るところとす、其處は帆桅の前に在り、此船は四面に幕を張る、其色は各一ならず、船後の方には、徽章及び其他の各自區別の目徽を立て、飾とす、又大鼓を打つ所あり、一二本の鼓枹を備へて以て之を拍つに供す、此鼓を拍つて艫を盪かす節奏を調へ、且つ船手の歌謠を節す、船に乘じて來る官人あれども、其初海畔の土堤に來れる時、其官の高下に應じて、單拍若くは重拍の腔調にて、諸船に通報して之を迎へ入れ、且つ其堤下にありて、通行の路に當れる船をして避けしめ、其官人の船を妨ざらしむるなり、其最も貴大なる船は、漆採金色を用て奇巧に飾り、數百金を費すに至る、船置場を造りて、庇屋根の下に重切に貯へ置くなり、其甚だ小なる船は、水上を迅疾に往來する爲に造作し、且つ若干隻相連鎖して、大船を引き入るゝの用に供す、凡そ日本には海軍の備あることなし、其近隣より犯すものあるも、天然に堅固なる海岸に憑りて、平心に之を待つの外他技あることなし、

○余嘗て日本の刀劍を見しが、其鋭利なること、世に比擬すべきものなし、其刀刄の製は甚だ精緻にして、至て快利なり、其質光耀して和蘭の剃刀の如し、其剛利なること諸物に抵抗するに堪、刀刄を用て鐵釘を削るべし、或は余に語て曰く、刀劍を嗜む人は、己が刀を以て劊手に借し與て、斷頭の罪人あるとき其利鈍を試しむ、刀の價一本にて千ギュルデンに至る、殊に古刀は預め其價を定むること能はずといふ、又怪むべきにあらずや、

○鎗及び鎌鎗の類は、自餘の武器の鋼鐵と同じ、皆剛強精利なり、飾るに鞓、太刀打及び木柄を以てす、又日本人は鮫皮を重價に買ふ、此皮は暹羅、榜葛剌より輸す、此れを以て刀欄に被らしむ、此魚皮は粗糙にし

て、突起せる小蕁蔴あり、其堅剛なること象牙に類す、脊上の上際の方に一行の大蕁蔴珠子あり、此處を最も重價とす、邦人云ふに、鮫皮脊上の珠子豌豆の大さにて、其兩側の漸々に小珠となる者は、當時に在て稀品たり、千ギュルデンに價すべしといへり、邦人此皮を烹て研磨し、雪白に至らしむる法を知る、長崎奉行の秘書記は、其皮の汚穢なる者の内より上品を選び取り、毎年之を官に上るを其職務とす、

○日本より武器を外國に輸すは、嚴重なる制禁なり、此制禁は、日本の奉神の敎と、其國のカミ神、と、古人の勇猛なる者とを尊崇せる心より出たる者と覺ゆ、且つ其國に產する貴重なる銅鐵を外國に輸出するを惜めるよりして、又此制禁を立つるなるべし、又日本人は、其國の武器歐羅巴に渡らば、必ず之を法象とすべしと思ひ信じ、之を以て我西洋兵學の甚だ巧妙に進めるの證とす、且つ彼邦人は妄意に謂らく、人の勇怯は兵器の利鈍に在り、故に西洋の勇氣も彼の邦の利器に遇はゞ、皆僻易すべしと云ふ、此の如き妄誕なる見解あるが故に、彼地にて武技の先生たるべき機會に遇ふと雖も、貴き銃砲を得ること最も難しとす、且つ日本の貴き銃砲を歐羅巴に輸することを許さず、是れ武備に於て、此器の良且美なる事に信用を得せしめんとするなるべし、

○本編の銅版畫の傍に寫したる字は、尊貴勇猛の字なり、

日本風俗備考卷之十三終

日本風俗備考巻之十四

華靡遊嬉

○日本にても歐羅巴の如く、人々の好む所に隨ひて、華奢を事とし豫樂を爲して、己れ〳〵の分限に因り然るべしと思ひ、而して家官之を儆戒することなくば、此國の如くに名を喜び譽を干むる人民は、西洋に劣らず財を費して珍奇なる華飾を爲し、己が分限に超ゆるに至ることあらん、此華侈の風一たび生せば、必ず幾多の好事の心生じて、此國の如く孤立し、餘國と交を通せざる地方にては、奇貨を爭攘して、恨を結ぶ事を惹出すに至ることあらん、此の如き時は、方今の如き天下和同の風を保つこと能はずして、遂に亂離の端を啓くに至ることあらんか、然るに日本人は、其日用に便宜なると、物すきを求ることなく、萬事儉素にして、人々の門閥に應じて、相應の華美を爲す風俗なれば、歐羅巴の如く奢靡を好むに至らず、唯其位爵門地に隨て、夫々の華靡を爲す官制あれば、分限を踰て妄に好事に趨る事を許さず、



日本人夫婦禮服を着け二女子其側に奉仕す

○同じ都人にて、己の華麗彼に比する事能はざる者は、同等の壯麗を得んと思ふ心盛にして、其身分を顯榮せんと求む、いまだ其顯榮を得ざる間は、下賤なる門地に黜けらるゝが如く恥思ひ、既に志を得て顯達するに及べば、更に又己の上に立てる人の華麗を羨みて、終に際限あることなく、直に死に至て初めて止み、或は進達を求る心盛にて、利に徇ひて義を忘れ、恰も盲瞽の如く躁進し、却て其身を下等に黜けらるる事あるに至る、

○人情の顯榮進達を求る者を制して、敢て僥倖の心を生ぜしめず、而して正直なる人は學問を爲して、以て其生計を安穩になし、威權を一世に耀すに到るは、皆人の天性と符合したる法制たり、然れども彼此相依り相黨して生活を爲せる世の中には、前に云へるが如き法制は、好ましきこと少くして、人々の喜ぶ所にあらず、唯數等の位階門地、權勢を分ち定めて、各其身分を進めんと求めしむる制度は、相黨依せる人民の爲に大幸福を生じて、世々其家を守り、其身分に安んじ、樂む心あるときは、家國長久にして、上下皆福庇に膺るものなり、

○日本人は其カミ神を拜し祈りて、心を清淨にすることを求む、而して位爵を高く昇進せんと禱ることなし、故に自然の勢にて、其同儕の人を卑屈せんとする心を生ず、然れどもまた己が身を分限よりも卑くなし、好き程の光輝と高上なる氣象を以て人を接遇せず、謙抑に過るときは、人を淩ぎ辱しむる者と同じく、復た人の嘲笑を招くに至ることゝす、

○前に云る如く日本に於ては、甚だ外面を華飾するを好めり、然れども富饒にして華麗驕奢を行ひたるのみにて、人の上に立たんと求むとも、我歐羅巴の風の如く、また敢て是を許すものなきなり、府中の士商は、各官より嚴き法令あれば、奢侈に長じ非分の事を行へば、友侶皆是を友とせず、其交を絶つ、而して官よりも嚴密に檢査あれば、終に其咎めを免るゝこと能はず、蓋し此邦にては、相黨依せる人民を分て數級となし、各其分限の定制あり、官府より精密に其家を檢査して、少しも分限を踰ざらしめんとすればなり、

○天子より下卑の人民に至るまで、各己が分限に應じて華飾を爲すを知れり、然れども卑劣なる町人

も、王侯の華靡なる飾りを見るときは、其品物は幾多の重價を以て、臣下たる者力を勞し、人をこのみて買たるものなりと思ひ、敢て己に於て羨み慕ふ心を生ずることなし、官人は其上己が勤むべき職務を嚴重に執り行ふべしと命せられ、少しも其命に違ふことあたはず、

○日本の君主は、人民を約束して、伍に黨依せしむる法制に本づひて、是が政を施すものにして、此法制一たび立つときは、人民また是に背かんと欲すとも、終に其法度に制馭せられて、首を俛し命を聽き、而して君主たる者其上に據て、以て彼の死命を制するに至る、既に人々を約束して、伍に黨援の中に制するが故に、萬古不變の勢ありて、人々皆其法度の内に優遊す、其卑賤なる者は、最も和らかに是を制馭し、毎人毎戶各寵待の異數ありて、其職務をする所彼是相齊しく相敵し、人々和同して違言を生ずることなきに至る、

○日本にて行へる伍に、黨依の法制を下款に開明す、これもまた無用のことに非ざるべし、

○世の事をしろしめし、威勢すさまじくまします帝は、是れより尊貴なる者なし、此君は宮城を出て、他に行幸あることなし、其故は高貴なる地上の天堂と稱すべき帝宮の外は、一切諸物皆不淨汚穢のものたれば、かゝる無上尊榮の位にましますやんごとなき御身にて、目のあたりにかゝる目出度からぬ諸物を見給ふこと、かへりて王位を汚したてまつると思へばなり、此故に帝は己が國の地形をしらず、又其臣下の何某たるをもしることなし、右の如く萬事不自由なれども、生れながらかゝるものと思ひ給へば、自ら大幸福とのみ思ひたまひ、少しも逼迫の心あることなしとぞ、但し帝を此の如くかしづき奉るは、其實は帝の妄に威虐を施し、華奢に趨くを制し、且つ帝王のみ獨り他の身分の人に踰て、寵異の數に當らざらしめ、又すべて帝の放逸により、萬民の憂苦を生ぜざらしめんとするなり、

○國君諸侯は、各其采邑邦國を主どる、此人もまた其國內を見ること稀なり、其務は日々帝城に朝す、位爵の高下に隨て、其身分だけの華飾を爲す、若し諸侯の身分にて希ひ望む心有て、其位爵にては爲し得べからざることありとも、また其身分の不幸とあきらめ、

敢てまた妒娟の心を生ずるに至らず、其故は俄かに己が位爵を高く爲さんと欲すとも、故なくして妄に昇進する事能はざればなり、凡そ諸侯は、必ず其高爵を永保して失はざる方法あり、若し國君大に金貨を積を事とし、勢盛んなることある時は、又其過大なる金を散せしむる方法あり、此の如き者は、帝或は其邸に行幸し、或は京都の官位を賜ふ、此の如き顯榮は、其蓄へ積たる金を費し盡すにあらざれば、是を償ふに足らざるなり、

○位爵次第に卑下なる程、其華飾も減じ行き、然して其官職を以て下民を制馭する威力は、又隨て增し行くなり、故に至尊の位は、下官の輔弼にあらざれば、少しも權勢を振ふこと能はずして、宮闕の美麗、衣服の華盛は、唯人の思想を盛にするのみにして、終に其實力を有つことある事なきに至れり、

○官家に奉仕する人は、日本にては其人員甚だ夥しく、各其官を昇進せんと欲して、殆ど比譬すべきものなく、父の昇たる位を踰へて、其子高位に昇ることあり、凡そ人々其昇進すべきだけの官位に昇らざる前は、其官職と關係せる數個の職位を次第に經歷す、但し其父猶致仕せざる間は、其子古の數個の職位を歷るといへども、敢て其俸錢を承ることなし、但し其子に俸錢を與ふる時は、定數ある俸錢、年月を逐て次第に滋大するに至るべく、且つ此制度にては、其父たる者數子數孫を得て、盡く官に奉仕せしむること多かるべし、又何の位職は、幾何の俸祿にて何程の榮名を得るの定限ありて、一姓の人代々其職と祿とに膺り、且つ其榮名を受ることあり、然ども卑賤にして商賈を爲し、或は工匠の業を爲して世を渡る人、敢て是を妬むに至ること少し、此商賈は、官家に奉仕する諸役人に立ち入りて、其使令に供す、然ども商賈の職業を務むるに少しも妨げなく、其身を自由ならしむ、商賈輩は金貨を多く貯ふとも、華飾逸樂を爲して、官人の如き生活を爲すを許さず、是を以て每人の身分に應じて定限ありて、妄に其等を踰ることあたはず、且つ日本にては、各其身分に應じて、同じ都人にて、應接の間揖讓仁恕柔和寬大を爲し、其行ひを以て、其身の高下を分つことゝす、

○百年以前に死したる日本人、若し再び生きて墓内より出なば、其初め世を去りし時の如く、少しも異な

る所なしと思ふなるべし、己が昔栖たる家も他人の居住も、分析して兩々三々に離るゝことなく、然して變換の狀僅に少許なるべし、其家宅の外相も人々の生理狀態も、皆確定したる常制ありて、日本にては其身分の變化なく、又國家に君主たる人の興廢代謝なければ、人世の制度も改革を生ずることなし、右の如く確定したる法制あるが故に、上は高位高官の王侯より、下は卑賤なる匹夫匹婦に至るまで、各己が身分だけの世渡りの附合を知る、然して闔國の中上下の分なく、一人も此の如くならざるものなきが故に、人人各其分限に安んじて、生を樂み世をわたりて、制度風俗に隨はしめがたからず、且つ此風俗にて、一部一村の交を堅からしめんが爲に、日本にては、祭禮を以て衆心を合せんとて、官府より是を興行せしむ、

○人々各其門地の目徵ある如く、衣服も亦一定の制度あり、然ども女人の制度は稍寬なれども、男子は嚴重なる衣服の制度の記錄あり、禮服は、第一官人より下賤なる官に至るまで、裁縫の制と其色采と、少しも異る所なし、位爵の等級次第に卑くなるに隨ひて、衣服、刀劍、捺子・印籠、夾紙袋等、凡そ身邊の物件、皆次第に降て粗惡となるを以て、其貴賤を分別す、外衣は黑く染たる絹にて製し、胸上に織こみたる徽章を附く、其禮服の上衣外袴は、小點ある青き布を用て造る、軍服の外は手襪を用ふることなく、又革を手に冒して人に接する事なし、又三月より九月までは、タビを着けて公廷に出るを許さず、公廷に出る時に方ては、前額及び髭鬚を剃去るを要す、其故は日本にては、少しにても汚れ垢づきたる衣服身體は、其人の甚だ忌む所なればなり、町人は刀を帶せず、禮服の上衣外袴を着るを許さず、大官人の側に呼出され、若くは買賣のため出島へ入り來る時は、木綿の衣服にあらざれば衣るを許さず、其家屋を築くは、六間よりも高くすることなし、殆んど西洋の三十六フートに當る、又外面に玻璃窗、漆細工、鍍金の具を使ふを許さず、故に前編に云へる如く、後房を己が最も重き住房となす者多し、最も外國の貨物を好むを禁ず、是れ日用の需むる所にあらざればなり、今其一例を擧示す、男子哆囉呢絨の外套を穿んと欲し、婦人鼈甲簪を用んとする驕奢あるを見て、此等の品を交易するを禁ずるが如し、鼈甲は日本にて奇巧に製造す、支那人此

物を輸入せる故、金貨を銷亡するを以て、又是を禁止す、其黯黑なる品は其價賤し、其黃色なる處は是を切除きて、一緒に膠合して、相應の大さと長さとに製すれば、髮上に飾るに、純淨なる黃色は琥珀の如くにして、深黑なる毛髮と相照映し、其觀最も相宜しとす、和蘭より年々送輸する器物等は、國君諸侯是を爭ひ購り、平人の家には、洋物を以て家屋に飾り、衣服を製することと至て稀なるに至れり、而して其西洋の印花布を以て下衣を造り、或は日用にあらざる細碎の品を造る、

○生理已に簡約にして公法また固ければ、人々自然に許多の閑暇あり、然して此閑暇を以て、却て初に禁じたる華靡放縱よりも大なる惡事を生ぜしむることを欲せず、無數の所作と禮儀とを敎へ習はしめて、其間を消遣せしめて、以て惡業に赴かざらしむ、外國人の目より見るときは、其禮儀の數の繁細なることを知るべし、此故に幼少の者に敎訓するに、好き譬喩を設け、書籍を讀しめ、或は畫圖に載せて是を熟覽せしめて、衣服を着る法、門を出て他に適く法、家事を使令する法、客を待つ法、客に給仕する法、人の請求る所を辭する法、神社の祭祀に出る法を載す、若し其別種の小節目に到りては、燭を剪る法、盃を持て酒を飲む法を書き載るにいたる、而して此種の書の載る所の道に遵ひて是れを行ふものは、日本にて褒賞を與ふ、

○高貴の人のみ此無數の禮數を以て、互に相接遇するのみならず、下賤の人も互に君と呼び御まへと喚びて說話をなし、且つ互に色々の禮讓を用ふ、殊に人民の卑下なる人も、此禮儀を用ひて數多の人に附合ふことを知れり、是れ日本人勇偉の氣象を以て、其子孫を長育するに、善道に非されば是を敢て見聞せしめざればなり、右の如く敎育の道行き屆くを以て、其人皆禮儀に閑習し、王宮に給仕する人の風を習ひ慕ひて、容貌端莊なるは、日本人の本性なりと謂ふに至れり、

○都人は殊に賓客を丁寧に款待す、若し祭祀の期近づく時は、百物缺乏なき樣にとて、甲人(このひと)より乙人(そのひと)の方に、物を贈遺して其祭祀を助く、又己が身分に應じて、一生の間祭祀の事を助くるを以て己が任となし、其事を缺かざらんとて、其役を取るも幾何なるを知

らず、祭祀の時に方ては、人家の屋内を一新し、華麗なる屛風、鮮淨なる簟席を設け、其他の華飾の具を排列す、此等の諸具は、下賤なる官人にも亦是を裝飾する者あり、然ども此華飾の諸具を高價なる損料を出し、日を限りて約束を爲して、是を用るものあり、又莊嚴なる刀も右の如く借り用ることありとぞ、是によりて考ふれば、日本人は外貌を華飾莊麗にする際、自ら差等あることを明かにして、且つ其身分は固より昇り進む事なくとも、皆各祭祀の時に方て、華飾を爲さんと好む心は、曾て止むことあらざること明らけし、

○凡そ東方諸國は、人に接遇して贈遺を爲すこと盛なる風なれども、日本の如く互に贈遺を爲すこと多きはあらずとす、此國にては、初めて人に逢ふ時は、必ず贈物を爲すを以て、はじめて其傾慕の誠を表す、凡そ人の推擧に賴て事を成んと欲るときは、先づ其勞に報ふる爲に謝物を餽る、官人は公けに贈物を受ることを能はざれども、所謂ナイブシ内分、と名けて贈遺を受け、是を以て己が歲入の一半と爲すこと、一統の風俗なり、

○其贈遺は皆金貨を以てす、而して其外面の體裁は、備に華潔を極む、又は尋常の交際にも、其時の宜さを考へ、其身分に依て夫々の贈り物の品を擇ぶべし、譬ば高貴の人より下等の人には、衣服或は日用の物品を賜ひ、下等の者より顯榮なる人には、珍貴にて其賞翫する物を貢納す、而して其品物の目錄も、貴賤に應じて差別あるなり、己が欲る所を述ること能はず、只後事の爲の飾りとなすのみにて、其家臣祕書記等のなりたちにて、始て是を權家に達す、其願ひぬしたる人、己が願ひ求ることの爲に、脊を俛して是に懇求する事能はず、萬一是が爲にことはらるゝことある時は、大なる恥辱に逢ふが故なり、是を以て權家にても、高貴の人の賴み願ふことを直に斷る事なく、先づ其贈遺の物を却けて、其願ひごとの成らざるを暗々に悟らしむるとぞ、

○上に云へる如く別種の接待（つきあい）あるが故に、彼是互に相贈遺する風自ら興れり、又盛美なる贈物の外、思慮を費すを須ひざる輕微の品物を用て相餽ることあり、一帖の紙、十箇の鷄卵、一雙の扇子、一盆の魚等、其價一二ストイフル一ストイフルは我二三分許にあたる、許の物を備へ、

清楚なる箱套に入れ、着色したる小紙索を文り、華盛なる盆或は清淨なる臺に載せて是を贈る、此贈物は毎に色づきたる紙の係蹄を附く、是れ慶賀の意を表するなり、而して其包束の狀度は、女子を長育する間、かならず其法を知らしむるを要とす、

○人々相遇ふの禮儀も、また別に是を知道するを須ふべきの一事たり、日本にては相逢ふ時、互に手を把るの禮なく、婦人は相抱くの禮なし、途上にて相逢ふときは、少しの間立停りて腰を屈す、室中にては、藺席の上に賓主共に相向て坐し、頭を席上に帖伏す、此の如く席上に盤坐する法は、是に慣ざる人には難けれども、至て簡便なる法にて、全身を席上に寄せ、歐羅巴の制の如く、食卓、椅子、臥床等の間具を須ひずして、百物皆身邊の席上に排列すべし、日本人の地坐拜揖するには、先づ兩足を内の方へ向けて跪き、其後全身を脚上に寄せて坐し、而して其尻臀を恰も踵上に安置す、既に此の如くに坐し了りて、手を席上に帖し、首は正しく俯して地上に頓す、是れ人に接るの禮にして、務て全身を局小になし、恰も中等の大さなる鷄籠を以て、容易に其上より覆ふべきに至る、足を人前にあらはすは、大なる失禮たり、歐羅巴人は、日本の禮にかゝることあるよしを知らず、己が國風の如く、兩足を大に前にさし伸し、日本人を辱しむることあり、已に上にいへる如くに席上に坐し、口中に賀祝の詞を述れば、答拜してへイへイへイと云ふ、賓主ともに相應答する辭なり、其他定りたる禮儀あるべけれど、皆瑣細にて云ふに足らざることゝす、但し相見るの始め、先づ天氣の陰晴を云ふを第一の重切とす、嗣で烟管烟草茶を進め、終に菓子或は他の美味を進む、但し此菓子は一枚の白紙に包み、小箸にて挾むなり、此美味は紙に包みて持歸る、又盛客を饗應する大禮には、食盤上に在る者は、殘りなく綿密に包みて、挾箱の中に入れかへる、此挾箱と名くる者は、尊貴の人毎に其後に隨ふる品なり、

○日本人は、其生計調適にて、需用する器物も麁雜ならず、其屋室中家什鮮少なれども、客を待つには毎に費用多く、且つ華麗を窮む、其食饌の數許多なるに論なし、其調理も亦華潔を極め、多數の漆器を以て是を盛る、其數大抵七八箇、逐次に是を交換す、然ども其盛饗に至ては、三四十度各色の異樣なる器を出すに至

る、其故は膳部に並列する漆器、磁器は、皆其形と色とを異にして、其器に適せる飲食を盛りて客に薦むればり、其重立たる碟には美大なる魚を美味なる汁にて烹たるなり、此魚の兩眼は二人重立たる客に薦む、日本にて用るサツキ酒、と云へる好き酒を飲には、許多の下物あり、皆綿密に小なる碟に盛る、或は掌上に載せ與ふることもあり、其品物は堅く烹たる鷄卵、鹽藏の生薑、燒たる野獸肉、甲介、其他の新鮮美味なり、此等の物は、皆細小に切りて席上に出す、表立たる客のときは、甲介の肉アワビと名くる肉を、細く切りて乾したる者を出す、此は至て良性の食物なりと云ふ、是を嚼に膠粘にして、其液を服すれば、身體を強壯にすと云ふ、土俗此甲介の肉を用ふる意は、古人は飲食の慾節に中るが故に、此無味なる品を食用と爲せしを慕へるなりと云へり、初て客を延請せる時は、行儀甚だ嚴正たり、客既に盡く地坐する時は、主人客に向ひ、ヲジイン御膳、若しくは椀を取るを請ふ、衆客皆身を曲げて後汁を吸ひ、且つ二本の小棒にて食品を挾み揚げて食ふ、其食品は、刀にて切るを須ひざる樣に調理して小臠と爲すなり、頃ありて主人衆の側に行き、小盃を獻酬す、其後は衆客盃を互に取交して、各交歡を盡す、主人衆客の歡を助けんとて、音樂歌曲を進む、又日本人は香木を爇し、客を饗應することあり、卽ち伽羅木、白檀、乳香、松香の如き佳香あるものを用ふ、香を聞く式は甚だ精嚴にて、意を着るに非ざればあたはず、

註に曰く、伽羅木は渟泥に產する一木のハルス（虔儒按るに、一種の木脂の名、）なり、瓜哇にて是をカユーガラと名く、和蘭にてアギユルホウトと云ふ、

○又末子茶を服する禮あり、聞香と同じく、また高趣を存し且つ華麗を事とす、此末茶を製するには、最上にて高價なる茶芽の初摘を用て、乾して細末となす、茶末抄ふに用ふる小茶匙は、是匙一抄ひに一盃の湯を入て相應とす、茶飲を製するには、末茶の上より沸湯を沃ぎかけ、奇麗にて精緻に割りたる小竹を以て是を滾動して、泡沫を上面に生ずるに至て初て成る、茶飲は甚だ旨き飲料なれども、起熱の劑たり、是を好む人に在ては、殊に大禮たるべけれども、我輩に在ては、此席に列るときは、日本人の如く地坐せざるべからざれば、甚だ堪へ忍がたき業なり、百般の形をなせる爐數箇、細き炭を納るゝ炭斗、銀の匙、絹の布

巾、筆及び其他の諸具は、皆茶讌の用ふる所にして、務めて此等の器什を用て、清楚になさんと欲るなり、此茶讌の時に方ては、其室内に懸幅を懸く、畫は鶴を畫く、是れ賀祝の意を寫する心なり、或は知識の人達磨の像を畫たる懸幅を用ふることあり、此人は茶禮の守護神たりとす、

○室中を裝飾する器什は、一二の生花を挿む瓶を備ふべし、但し時々是を交換す、而して其花卉は、必ず祭禮に應じて是を挿むべし、其定法は齊家の一端たりと思ひて、必ず預め知るべき事とす、日本の某書中に其說を載す、今是を引證すること左の如し、

○花及び枝をハナイケ卽ち花瓶に挿む法、

春は多く花を着たる枝と葉少き木を用ふ、但し老枝は用ふることなし、夏は草木の花に多く葉ある者を挿む、一所に多種を陪することなし、唯一二品にて鬆疎にして、清涼なる趣を寓すべし、秋は少許黄色を爲し、苔を生じたる葉ある枝を用ふ、冬は松或は檜の枝を用ふ、此二種は皆嚴寒といへども凋ざるものたり、新年には、花を開きたる梅、水仙、金線花を用ふ、綵勝祭(三月を云)には、桃、柳楊、萱草、山吹を挿花となす、旌旗祭(五月を云)には、竹、菖蒲、艾、瞿麥を用ふ、是れ等の草は、三月の女子の祭に用ふる嬌柔なる草に反して、剛硬苦葯の物なれば、男兒の祭に用ふることゝなれり、

星祭又死祭(七月七日及び盂蘭盆會を云)には、桔梗、剪春羅(せんをうくゎ)、及び梍(榾木を云)を用ふ、此草は、皆物哀しくして垂かゝれる葉なれば用ふるなり、

九月の祭には、菊花、鷄冠花等なり、婚姻の儀式には、アロイ(詳ならず)、リヲツキバイ(燮儒按るに、松竹梅の誤りならん)を用ふ、卽ち松竹梅を石の花瓶に挿むべし、此三種の花木は、日本にては甚だ人の好める品にて、長生歡樂富饒を祝する意にて用ふ、凡そ花木を年中挿花に用ふる定例の內、四花四葉の草木、及び二花のみのものを忌むべし、務て奇數の花葉を用ふるを宜しとす、

死屍の祭及び弔哭の時には、紅色なる花を忌むべし、

小兒若くは幼弱の輩の爲には、紅花を挿むに宜しとす、

掛花瓶には、直立せる枝及び垂下りたる花枝を挿む、卽ち楊柳等の如し、

ニジウキリ(二重切)、卽ち二段に重りたる花瓶に花を挿には、二一段の花其色互に異る様に意を着くべし、

ヲキハナイケ（置花瓶）又は大花盆は、長き縁あり、扁平なる花を挿むべし、其葉垂て藺席若くは床板に届くべからず、又法に據れば、把耳（とりて）ある花瓶には、其花垂て把耳と交て十字を爲すべからず、又鐵鐶に釣したる花籃も同じ心得なるべし、

ツヲクフネ（虔儒按るに、釣舟の謨ならん）楕長なる花瓶を云ふ、二本の枝を用ふ、其一は直立し、其一は下り垂るべし、是れ直立せる者は帆檣に擬し、下り垂る者は艫に擬するなり、

以上、余挿花の一事に就て、其例を擧示せんと欲して、此廣博なる説を援き、以て此術に一定の法度ありて、刊行せる書中、皆此定法を載たるものなきを示す、是より以下は公けの儀式に於て、華麗遊嬉を盡せる者を載す、

○其齋戒日は、毎月の初一日、十五日、二十八日なり、是を禮日と名く、此日は日本人先づ寺院殿祠に詣り、其後遊樂を爲し、人家を訪ひて其日を竟る、

初一日は、新月初て見るゝ第一日なり、日本是れをツイタツ（朔日）と名く、

十五日は、滿月の日なり、華麗に祭祀す、此日大城への大朝參あり、二十八日は、下弦月の終る日なり、佛陀を禱る、

○帝家若くは其他の高官の人に參謁するは、只卑屈して禮を行ふのみ、但し是も其爵にあらざれば朝參を許されず、此朝參の次第は、外見の莊麗なるのみならず、其禮法尤も優れたることゝす、城門には番所ありて、某姓は既に參上し、某氏は未だ朝參せざる事を詳に知れり、既に宮殿に到れば、書記役の人其名を讀揚げ、參見を爲さしむ、參謁を受る人の位尊貴なるに應じて、參上せる正殿も愈巨大なりとす、其正殿は甚だ乾淨、なすども金碧焜耀せず、

帝へ朝見の時、若くは國君へ見ゆるには、大抵其人壁に向ひて稽首せしめ、果して帝君國侯其位に臨めるやを知らずして、退出することゝ多しとす、其故は正殿に上る時、既に鞠躬して進み、其まゝにて面を席に帖して、機嫌を窺ふ間少しも頭を擧ず、殿中の正面には、何ものゝ來るを知らざるに至る、而して其帝の臨み給へる所と、群侯の地坐する所の間は、二十疊を隔てたり、和蘭尺にて大抵百フート餘にあたれり、身を起し立て、又は座上より出あるき、新奇なる物を見ん

と目を見まはしなどすることは、甚だ無禮たりとす、又此拜禮の間短き者は甚だ幸とす、其故は人々已に正殿の内に進みて地坐する後、儀式を司れる役人、其人々の名を改め了り、其後直に退出すべき印を爲して退かしむるが故なり、此の如き朝參の席に臨みては、決して言語するを許さず、若し言語する時は、朝請せし者の位爵を辱しむるにあたればなり、其主意は此の如き時に於て言語すれば、其席上にて公に言ふべき口上の妨となり、且つ定規に反したる言語を爲して、公法を犯することあればなり、朝謁の間、其精勤を褒して朝服を賜ふことあり、其服は帝國君若くは高官の人、各其紋を附けて是に賜ふなり、此賜を受る人は、大なる名譽として是を着す、刀劒若くは他の武器を賜ふ事は稀なることゝす、リツトルヲルデ虚儒汝ゐに、義勇の士若くは節行ある人一社を結びて、某々の會社の名を命じ、其内の最も大なる人を推して酋長となす、是をリツトルといふ、國君よりハ會社を優賞して、金銀等にて鑄造したる圓き形のものに、國王の面若くは古へ聖德ある人、若くは其社名に應じ、各般の由緒ある物の形を彫りたるを賜ひて、是を胸上に帶びしむ 是をチルデと云ふ、は、此國にて知る事なければ用ひずといふ、

○日本人の休息して一統に歡樂を爲す 祭祀を分て三種と爲す、其一種を總祭日とす、各其カミ神、を祭り、又は神拜を爲さんとて、擧國の人皆業を休めて宴遊す、

二種は毎都府別に祭事ありて、其地の人のみ歡樂をなす、

三種は歲序に應じて爲し、其歡樂の品各同じからざる祭是なり、

○其總祭は、先づ第一に正月又は新年なり、大抵西洋のヘブリュアレイ二月の始に在り、歐羅巴の如く互に往來して平安を祝す、此祭七日に至て止む、卑賤なる工人も、此時に方て禮服を着け、刀劒を帶するを得べし、街上には男女多く充滿し、互に人家に詣りて慶賀を述べ、且つ進物を爲すため、是を携へしむる僕從を具す、家毎に烹たる米を搗きて、粘膠なる餅と爲す、其形は圓くして扁平なり、是をモツ餅と名く、家内の人數だけの數を造り、一ツづゝ臺に乘せて飾となす、其飾の傍に鹽を包たる紙、木炭、乾したる蜜果一枚、蝦一頭、橙一雙、アワビ魚の長條幾箇を置く、其餅は人々和合して離れざるを表し祝ふ、其鹽と鮑は、中を得て過不及なきを祝す、蝦橙は老年に至るを賀す、年老て蝦の如く腰拗出し、面に皺を生ずること、橙の如

くなれと云ふ意なり、

○綵勝祭は、サングワツーノセクフー三月節句、のは三月三日に行はる、其元は一婦人の事を弔ひ祭るなりと云ふ、古へ一婦人あり、一子を得んことを祈る、天神命じて五卵を授く、婦人甚だ是を恥て、箱の內に藏して河中に棄つ、一貧婦漁して是を得て孵せしむ、五兒を生む、被衾及び食物の備なし、乞食して僅にこれを育へり、後に及びて其生母に逢ひ、怪しき生產の事を語りければ、初て其眞の母子たるを知れり、卽ち其子を携へ歸り、愛撫して生長せしむ、其母は大幸を得長壽を保ちぬ、其後此婦人を神に仰ぎ、今に至て是を祭り、以て子を禱ると云、

○歲の季に女子を生たる家は、諸の帝家にて用ふる家居器械等に擬して、人物殿堂器什を造る、其製甚だ廣博にして、粹雅に且つ其價甚だ貴し、其造法非常に巧妙なり、此祭を爲す三日の間は、少女子を佳麗に裝はしめ、家內人幷に賀客も共に、其子の幸福に膺るを祈るといふ、

○ゴガツーノセクフー五月節句・又旗幟祭は、第五月五日に行はる、男兒を祝ふ祭なり、諸の男子ある家は、其門前に大なる旗幟を樹て、其居室には甲冑兵器を裝置す、此祭の華麗なることも綵勝祭に劣らず、此祭の起原は、日本人が支那及び韃靼に打勝たるを祝ひしより始るとす、

○星祭又タナバタノセクフー七夕節句、は、インカイ詳ならず、及び七夕の神を祭る、日本人は是を恆星の中の一星なりと謂へり、此日は歡樂をなして日を竟る、

○燈籠祭又死祭は、七月十三日に始る、此祭は最も盛大にして華麗なり、其俗謂らく、死して一年を歷るにあらざれば、其人の精神地上の福地に到着する事能はず、又既に其地に詣るとも、此年月を經るにあらざれば、福地に住するを許さず、此年月の間は、毎年七月十三日に方り、亡者其故居に還り、祭祀の伴侶に加はる、是を以て盡く家內を洒掃し、殊勝の飲食を具へて、死者の魂神を祀るといへり、

○墓には小屋を築き、花草及び香丸を燒く、其側には各色の小礫に食物を盛りて是を奠り、且つ小さく删りたる板に、待わびたる亡者の名を書す、其墓は紙の燈籠を點ず、夜に到れば親族火把を把り、死者の魂神を迎て家に返る、已に返れば亡者を迎ふる席を設け

たる所にて饗膳を進む、恰も生者に對する如く言語款待を爲す、十四日の夜に至れば、再び魂神を墓に送り、夜半の後卽ち十五日滿月の時、いまだ夜曉ざる際、藁にて造りたる船を以て、歌讃を唱へて海畔に向ふ、其船には米金及び諸色切用品件を備ふ、已に是を海濱に放置する後、潮水に隨て海中に漂ひ出しめ、亡者の魂神をして恰も天堂の方に昇り去らしむ、長崎の如く四面に山を圍める地には、處々の山上に墓所多く、燈火互に照耀して莊麗を極む、既にして魂神發程の後、頃らくの間は波浪の引くに乘じて漂ひをり、港の中に充滿す、見る人其船中に何を遺せるやを點檢し、其好き物は速に是を採り去る、此を爲すは皆貧乏なる漁人なり、

○マツユリ祭、又市祭は、九月三日より始る、而して九月十一日を其本日とす、此祭は歡樂の節會なり、但し一國中悉く是を祭ると云ふにはあらず、長崎にては諏訪の祭、此日に當るを以て、重復したる祭日たり、今和蘭商館に在て見る所を擧ぐべし、

○テンショーダイジン（天照大神）、の祭、地神の最上にて、日本の總守護神なり、九月十六日其神德を崇び、祭奠を具へて其本神に於て祭祀し、以て人民の歡樂を爲す、蓋し此神此國を初て創造せしより、二十五萬年許連綿として鎭守ましますと云ふ、

○第二種の祭祀に屬する者は、寺殿の祭なり、此祭は初て寺殿を建たる人の生日を祭る、其祭祀の日甚だ多く、且一部落の祭祀に過ざるを以て、曆書に是を載せず、不吉日の外は是を祭祀す、此祭日には寺院中盡く祭を設け、色々の技巧なる造り物を爲して、遊人を多く其地に惹き、遊覽の興を添しむ、此日は寺に殘り傳りたる祖師等の寶物を出し示す、諸人金錢を納て是を拜觀する時は、寺僧の裨益となるが故にかくなせるなり、

第一月には イナリー・ダイーミヲジン（稻荷大明神）、を祭る、火災を防ぐを主どる、又此神は狐の神及び耕耘の神として、十一月八日にも祭るなり、

○二月十五日は、シャカ（釋迦）、佛の涅槃なり、此佛を崇尊せんとて造立せる寺には、此日に於て畫軸を掛く、是れ最後の說法を爲せし時の事なり、其像は病蓐に臥したる形を畫く、

○三月十一日には、威名烜赫と盛にまします帝權現

樣の追善を修む、
○四月八日は、釋迦の誕日なり、誕兒を洗浴する祭日とす、
○六月七日より十七日までは、ギヲン祇園、の祭會なり、商賈の神とす、又賈人別にエベシ夷、を祭る、漁獵の神なり、ダイコク大黑、は富殖の神、トストク歲德、は年齡の神、フヲツテイ布袋、は、諸の事を思ひ立つ事を主どる神となして祭祀す、
○余謂らく、今已に日本の諸般の祭祀を記して殆んど盡せり、是に因て考ふれば、日本人は此の如き祭祀に因て、互に相交りて和親を爲すの一證に備ふべし、又此祭祀の間、神の威德の大小に應じて、日本人夫々丹誠を凝らして、是を祭祀せる風をも見るに足れり、○祭祀は、日本人の憩息遊嬉に宜き處たれば、下篇に其娛樂の狀を述ぶ、
○二箇の漢字を此篇の標目の上に記せり、此字は焜耀せる寶石といへる會意たり、卽ち標目の兩側にある金玉二字を云ふ、

日本風俗備考卷之十四 終

日本風俗備考卷之十五

娛樂

○夫れ人の悶を遣り、心を悅しむる術は、皆是其國土の習流に隨て、多少差異ある事にして、彼の日本と我和蘭との如く、其娛樂遊戲の風儀、亦逈に隔絕せり、總て是等の事に深く溺愛するは、固より遊蕩に屬する者にして、畢竟其身の本務を怠るの一端たり、然りと雖も專ら之を以て、生活の本職となす者あり、又婦女小兒なども、能く之を以て樂みとす、其他通俗一般、或は朋友親族交結の際、或は賀日良辰などには、互に集會遊宴して歡を盡す事とす、但し賀祝の會席に方ては、更に異常の和樂を極め、恍然として神思を放轉するに至る、
○冬夜は時々衆客を饗應して、頗る和樂を盡すこと、亦和蘭と略々相似たり、
○宴闌にして少女三絃を彈き始れば、賓客各々今まで揖讓せし禮を省き、互に席序を亂して、或は歌、或は舞、或は飮、其他各自得意の技藝を發するなり、又或は



日本の撮弄音樂人各々其術を演ず

諸般の賭戯を演じて贏輸を競ひ、且つ其輸を取る者には、必ず罰杯を與ふるなり、是れ即ち宴席上例して適宜の酔境を促がさんがため、或は時々戯れに酒客を困ましむるの方術なり、

○酒は温め用ひ、少許づゝ屢々飲むなり、これに由て神氣愈々強盛となり、又愈々快樂となり、倍數曲の杯順を重ぬるに隨て、更に恍として自個の本性を失ひ、獻酬應答の際、奈何樣の言辭を發せしやを覺へず、又我酒量の度に過るを知らざるに至る、此の如く或は醉或は醒、反復痛飲して遂に醉倒し、頽然として家に歸るを事とす、

○彼地音律の學は、他の諸種の藝術に較ぶれば、微々精からざるに似たり、大抵佳麗精工に飾りたる琴箏及び銅鑼鐘等を用ひ、頗る美音を奏す、然れども曲中常に清烈にして、且一緊澁なる響を交へ、恰も我邦の最も殺伐なる律度の如くにして、絶て清雅幽遠なる風韻ある事なし、又タヒコ(太鼓)、ツズユミ(腰鼓)、笛等を、コト箏、サミシー(三味線)、などに合せ、歌舞に調る事あり、是れ通例は婦女の技藝に係れり、

○演舞(をどり)は、特に精神を含み、手を振り足を動かし、頗

る優裕の態を具せり、又或は手に手巾及び扇子を擕、或は別に勇壯の氣象を扮するなど、種々の姿容を爲せり、

○大抵其衣裝は、甚だ長くして地に垂れ、足を露はさず、是れ卽ち日本の風習として、總て下體を蔽ふを以て、適宜の通法とすればなり、

○歌は、各種の樂器に調らべ合す、但し我等には絕て其趣を會することと能はず、又更に心に感る事なし、

○總て歌曲は、古今の英雄を稱譽したる記錄を演義せしものにて、土人の耳には尤も感慨すべき事と思はる、假令然らざるも亦た大に欣慕し、且神氣を慰め樂ましむるなるべし、

○樂師と稱するは多くは盲人にして、且つ專ら音律を以て、其身の職業とする者にて、卽ち一派の社ありて、號してフヱキ（瀛按ずるに、平家、）といふ、此社は總てヤマボシ（瀛按るに山伏士、）の敎法に從屬する者にて、奉神の職に係れる一種の宗旨と見へたり、此宗分て二派と爲す、第一は蟬丸（は、きみ）といふ皇子より起れり、此皇子極て寵眷を受たる女后を失ひ、悼傷甚だ切にして、遂に哭泣哀痛の爲に明を亡ふに至れり、是を以て父帝より法服を賜はり、創めて一派の宗旨を建て、此皇子を以て門主とせり、是卽ち此宗の開祖たり、故を以て後世盲人ならでは、此宗に入る事能はざるなり、第二は賴朝軍を起して、ゲンジ（瀛按るに、源氏、又按るに、是平家を誤り認めしならん、）と戰かふに方て、驍勇の將景淸を擒にし獲たり、然るに是を遇するに頗る懇眷を盡し、厚く恩德を施し、彼を降して我が旗下に屬せしめんと要す、但し全く捕はれを赦すに至らざりし、復た再び降を勸めしに方て、忽然報讐の心を起せり、然りと雖も當時カゲキヨの力、我主の爲に怨を復するのみの事は、曾て企て及ぶべからざるを以て、則ち深く匿して、毫も此懷ひ有を顯はさず、此に於て景淸自ら兩眼を鑿出して、必らず二心なきを證し、爾後賴朝に事まつることと、舊君に事まつる如く、專ら誠忠を致さん事を示せり、故を以て賴朝大に愍れみを生じ、景淸を放ち還らしむ、さて景淸鄕に歸て後、盲人の一社を創造し、名けてフヱキ（平家、）と號せり、然るに此社頻りに盛となりて、彼の第一の社に屬する盲人等も、又多く此社に從服して、遂には逈超大となりて、今に至りて儼然其統系を傳へり、（瀛按るに、此全章蓋し邦俗演義の說を傳聞せしにや、謬謬甚だ多し、故に一々細註を加る事なし、唯其本文のまゝを繙するのみ、）

○演戲は、日本人の最も好愛する所なり、戲場は多分都會の地に在りて、其盛大なること我等兼て察せしには大に超絶せり、中ん就く其態容の風流、扮裝の佳麗なるには實に驚異せり、さて戲臺上の裱隔、屏風、衣服の類、甚だ美麗にして、風流を盡せり、但し塀墻及び諸具の縮圖、及び襞積條文の彩飾の如きは、總て我邦の畫法と全く異なるを以て、絶て理解し難き事亦た屢々たり、

○大抵演戲の目條は、古實錄、古英雄の戰爭及び總て勇壯なる事等にて、其他男女情愛の事件最も許多なり、蓋し要するに、畢竟概して勸善懲惡の一途に原づけり、勇壯なる演劇は、多分通俗の好む所に應て、復讐の事實を寫せり、但し此中必らず暴惡の賊徒を交ることたり、余常に之を觀るに、彼の暴惡の賊徒は、畢竟罰に服するの理を以て、遂には嚴猛なる苦責を受る事を演ぜり、蓋し其套法は、實に其當を得たりといふべし、

○倡人は、貴重なる服を裝飾す、旦伎も亦た男の扮する所とす、總て是等の伎藝は、多少勞動する術にて、土人の甚だ輕んじ卑しむ所なるを以て、貴富優裕の輩は、此等の事をなすを潔しとせず、演戲は概して人能く好愛すると雖も、戲子は極て下賤の者とす、是れ此藝を爲す徒は、特に諸般の賤業中の一に算入して、人皆これを輕蔑するを以てなり、故を以て倡優の徒は、其性極て遊蕩無頼なり、

○彼地の戲場は、見料頗る高直なり、倡人の給金亦た甚だ貴し、

○凡そ一段場中にて、一人能く數樣の扮戲を爲す者は、則ち最も伎藝に達したる徵にして、且つ大に譽れとする所なり、大抵顏面を紅及び白粉にて濃く粉飾し、乾澁たる聲を發す、中ん就く勇壯なる伎藝に於ては、其聲極て劇烈にして、殆んど四分時の間も叫び語る事あり、實に奈何して斯く長く高聲を連ね得るか殆んど異むべきほどの事たり、余オサカ瀛拔ろに、大坂、にて觀し劇場は、其結構甚だ廣大なり、內に三層の看棚を設け、局々相分ち、華麗に裝飾すること、恰も我邦のロオグ戲場看棚の類、に似たり、

○演劇中間歌曲を挾む每に、其倦み厭はしきに堪へず、特に宴席上の小歌を聽に劣れり、又倡人時々斜めに睨視することあり、是れ更に會すべからざる事た

り、蓋し其姿容及衣服の華美を著しく知らしめんと要するならん、或は戯臺上の諸具を構へ安ずる時、未だ全く適宜の位置を得ざるに、又齊しく他の諸具を取り除き、或は出入の便に臨て、門墻などを自由に轉移することあり、

○戯場に來觀する婦女は、衣服の富を矜が爲に、一場中に數様の服を更らため着して、各々其華美風流を競ふことなり、但し是れ皆其從行する僕奴に携へしむるなり、予亦た少處女などの、衣服姿容共に頗る艶麗なるを多く見たりき、

○戯場中常に小册子を販ぐ、此中一座の戯を勤る倡人の名姓盡く記載せり、

○演戯は、大抵晝前に始り夜に入て終る、但し一日數段を演ず、故に某の倡人其の戯を爲さんに、期て毎段之を勤るあり、或は否らざるあり、來看る者又某の倡人某の戯を爲を觀んと欲るに、敢て期て毎段之を觀を要せず、是を以て段間及び段中にも、或は觀るを厭ふ事ある時は、隨意に場外の茶亭に還へり、少時間其倦を驅るなり、

○日本も亦た和蘭の如く多般の遊戯あり、大略弄珠(しなたま)兒(つかい)、縁組郎(つなわたり)、假面伎(めんおどり)、照影鏡(うつしゑ)、寫景鏡(のぞきめがね)、角觝(すまう)、射御、撃劔、爭趫(かけくらべ)、打拳(けん)等にて、是れ皆常に多少觀者を集るものなり、又家居の遊戯にては、雙方相對して贏輸を競ふるものは、棊、象棋なり、又會集中の用るは、雙六(すごろく)、歌闘(かるた)等なり、所謂牙骰(さい)及び闘牌(かるた)を弄して、賭物を注(かく)るの諸戯は、元來嚴き制禁のものたり、尤も間々私かに牙骰闘牌を商ふ者あり、蓋し又密に之を弄するの處あるなり、

○日本人は、性甚だ敏捷にして、我歐羅巴風の諸戯などを容易に理會し得て、速に一般播き傳る事と云へり、

○日本の婦女は、通例手づから細工物を製して樂みとす、大略美麗細小なる子匣、小き鳥獸、剪綵花(りはな)、封筒、荷嚢(きんちやく)及び紐子(ひも)を糾(うち)て、髮上の飾に組成す等なり、是れ皆其親朋交結の際にて、互に贈答するの要物と爲すなり、總て是等の事は、冬日家に在て長夜の閑を消するには、又恰も適合せり、春日長閑の節は、散歩逍遙して郊野の遊をなせり、中ん就く妍晴融和の美日には、海灣江流に遊び、佳麗の樓艡或は他の輕舟を浮べ、適宜に歡樂することなり、又或は舟中盛宴を開

き、絃歌飲舞して深夜に達する事あり、但し概して日中より暮景に至るまでは、灣口或は洲渚陰影の下、微風の在る處に維て、適宜の涼氣を納れ、遠近の風色を弄するなり、總て是等の遊觀は、日本の如き氣候融和、風土佳麗の地方に於て、恰も的當する事とす、さて夜に入れば、數多の遊船美麗に彩色したる紙燈を點じ、滿紅一圓に連れり、又舟中の遊興に乘じて、各自に絃歌を揚げ、或は頗る高音にて、伊太里亞地方專ら流行する所の猜拳を打ち、其贏輸に隨て獻酬を爭ひ、倍々興趣を取るなり、其法は二人相對座し、各々一拳を出だし、齊しく上下し、下す時雙方より其數多少適意の指を伸ばし、且つ一齊に數辭を呼び、彼より出す所の指と我より出す所の指と、其數併て幾何を呼び、射たる者を贏とし、否者を輸とす、輸者卽ち罰杯を受るなり、

○又衆客團欒して、其正中に水を盛たる盃を置き、一回攪動し、直ちに扇子を持てる小偶人を浮れば、偶人隨て廻轉浮動す、登時に三絃を烈しく亂鼓し、衆客一齊にアナトイア瀛按ろに、貴様やの轉訛、モダマダ瀛按ろに、未未の轉訛、と歌ふ、是れ卽ち未だ鎭まらず、未だ來らずといふ意なり、終に其偶人一方に鎭定すれば、一方の客一杯を傾ることゝするなり、

○會集上にて座客を悅ばしむるは、大抵弄珠者、百鳥鳴人及び種々の雜劇を演ずる徒なり、中ん就く滑稽師は最も諧謔にして、百般の笑を獻じ、大凡そ人情世態一として言はざる事なく、皆能く其景況を穿がてり、又特に場を開らき客を集るあり、客戯れに種々の隱語を擧るに、立に之を商く、實に應答敏捷なること流るが如く、妙に其機活を得たり、又楊花の一社ありて、處々に塲を開き客を延くあり、是れ大都の江戸に於て盛んに行るといへり、總て是等のものを來觀る者、甚だ夥しきことにて、或は亦た鬱憂を患る病人など、之が爲に大に神氣を暢ることありといへり、

○彼土一歲の中、又月々の行事例式ある事にして、既にメイラン君の著はせし日本記事中にも、詳に此等の事を記載して、頗る善く備れり、予又差く體裁を變へ、終りの月より記し始むるなり、

○臘月は、專ら新年の用意を爲すことにて、家々其戸牖及び簷廡などに飾りを着け、別に松及び竹幹を以て組成したる一門を立て、皆藁索にて結縛す、其戸の

中央に橙子二三顆、木炭、蝦魚各々一個、及び差少の鹽米粒を包たる紙等を集め飾る、是れ蓋し祖先の儉約を傳へ守らん事を表し、且つ後來の侈奢を警るの喩法なり、又家毎に老壯爭ひ助てモーツ（瀛按るに、糕の訛、）を擣き、互に親族知音の處に贈り、新年の用意に供へしむ、さて其糕には、各々其贈りし家の名姓を記したる紙を附け、書院などに列べ置き、新年の飾とするなり、

○月杪二日の間は、七月十五日と同く、世俗一般互に家事の費用を算用するの定例たり、其最も末の一日は、極めて多忙にして、會計其他諸般の雜務を盡く成し終るまでは、暫時も休息する事を得ず、又豫め年中費用の總算を算し、債主の來るに隨て之を償ひ返へすなり、此夜街衢極て喧譁にして、中々他日の比すべきにあらず、東方漸く白るに至て、雜踏始て鎭まり、人皆寢に就く事を得るなり、故を以て元旦は賀客を受る事甚だ稀にして、多くは婦女小兒の路上を遊行するのみなり、

○爰に異しむべきは、日本人誤て年々一度家ごとへ妖やしき鬼の來ることあるが故に、豫めこれが通行を防がざれば、必ず其家中に隱伏する事ありと專ら呼び習わせり、是れ兼て官より世間へ傳播せる暦を閲て、此妖物の來るべき時日を詳に知る事とす、蓋し大抵は期て除日か或は元日の中にある事と見へたり、但し此鬼には、熬き炒豆を甚だ嫌ふの敵物と呼做を以て、其日に當れる六時のころ、日の暮るを待て、其家の主人或は他の友人を請て主人に代らしめ、炒豆を盛れる木盂を家人に持せ、親ら先だつて家内を巡廻し、クワウ（瀛按るに、福は内の訛、）オニアスイチ（瀛按るに、鬼は外の訛、）と號びつゝ、局々四隅に向て炒豆を亂擲するなり、然るに鬼は其處に堪得ずして、廚器の吹火筒の中に潛み伏する事と云へり、由て又吹火筒を門外にて打碎くなり、是れ例して鬼を驅るの定法とす、

○若し吉利斯督教を奉ずるの徒あれば、必らず嚴刑に伏するは、固より論なき所なれども、尙其有無を證せんがために、エフミと稱する畫像を踏むの儀を行ふことありて、（瀛按るに、是れ蓋し長崎の風儀を云ふなるべし、）此日に至れば一族相會して、頗る樂しむことたり、大抵正月第三日より第八日までの一日にありて、一家擧りてオットナと町役人來て檢視するを待つなり、町役人は、彼の聖母

及他の吉利斯督の礫像版并に記錄を携へ、筆者一兩輩を從へて家々を巡見せり、此像は多くは木版にて、且つ多年傳來せる物ゆへ、頗る古色ありて甚だ摩れ損じたり、

○さて町役人入來りて、一家の人名を一々呼び上るに隨て、更る〳〵礫像を踏むなり、又假令赤子病人たりとも、皆必ず其足下に觸れしむるなり、總じて此儀を行ふ所由は、元來何の理に起れる事なるやを知る者なし、只管敎頭の命令に順ふを知るのみ、但し土人の說に、若し不幸にして一版數像を鏤りたる物を踏み中れば、其當年は多く不祥の事ありとて、皆甚だ忌嫌ふ事にして、蓋し異なる感を爲せり、

○正月第六日を過るの後は、新年の慶賀盡く卒はり、門松及び一切の飾取り撤て、是を集めて燒盡すを例とす、是れ小兒の大に嬉び樂しむ事なり、但し或は是れ疾病の傳染を起すべき汚濕の空氣を新鮮と爲の術といへり、

○第二月は、東風暖日常に融和の氣候にて、神恩甚だ佳なるを覺ゆ、彼の冬日の嚴寒なるとは大に超絕して、且つ幾多の樂しむべき記事を具へり、新樹漸く嫩芽を發し、櫻桃杏梅爭ひ開く頃に至れば、騷人韻士各自に伴侶を結て、逍遙遊觀する事とす、又少年輩は、方形なる種々の紙鳶を風に揚げて樂しとす、其最も上空に上がりし時、手を以て控引（しやくれ）ば、百般意に隨て回旋遊行するなり、又或は其絲の上端に、玻瓈末を和したる飯糊を粘着（ねりつけ）て其力を强くし、互に相戰はしめて勝敗を爭ふ事たり、是れ長崎の地方に於て、最も盛んに行はるゝ事にて、大抵定めて第十五日には、壯年なども打寄り擧りて此戲を爲すなり、故を以て當日は、滿空數百の風巾を簇らし、五彩を以て天を飾るが如くなりき、

○第三月は、分て海潮大に退くが故に、大抵海濱の遊行を好とす、中ん就く小兒等は遠く干潟に遊び、蜷及び其他の介蟲藻苔類を拾ひ、互に筐を投げ合、或は潮水を打ち合など、種々に戲れ遊べり、又婦女は綿絮を充てたる繡球を弄び、適宜の歌を唱へつゝ、手を以て輕く連打し、終には力を極めて背後に向て强く打ちつけるなり、此戲は略ラケツトスペル（濫抜るに、球突き遊びの名）と同じ、但し之を打するには、其勢力善く其度に相稱を要するなり、

○第四月は、一般田畝を耕やし、始て茶の新芽を採るなり、是れ兒輩の大に好み樂しむ事にして、且つは事業に習はしむるの一法たり、
○第五月は、稻田に新苗を種へ、或は水神に諸般の供物を獻じて、膏雨を祈るなり、
○第六月、南風鬱蒸して酷熱堪へ難き節に至ては、例して田畝に水を灌ぐなり、又或は打連れ伴を結び、舟を浮めて涼を取るなり、
○第七月、我和蘭にて四月五月の間に方て、家屋を掃除する禮加例の如く、彼地に於ては本月之を行ふ事たり、大抵屋を淨くし竈を汚る等なり、
○第八月は、例して極て戯謔なる踊を演ずることたり、即ち身に鬼の姿を摸せる衣を服し、顔に鬼の假面を着し、手に挺(はち)を携へ脊に鼓を負ひ、且つ踊り且つ鼓を擊て街上を遊行す、其色白黑赤綠の四品あり、此四色は元來鬼の本色なる事は、世上の通論なることゝ云へり、實に奇といふべし、
○第九月は、多く神會(まつり)ありて、世上甚だ賑はへり、又好事の徒は、數種の秋花を集て、苦に培養愛護し、時時友人などを招て、與に其盛開を賞し樂む事たり、
○第十月は、氣候漸く寒冷に向ふが故に、或は衣服を製し、或は薪炭を貯へ、或は蘿蔔及び其他蔬菜類を鹽藏して、一切冬日の用に備るなり、彼の暮秋は、天氣最も澄淸なるを以て、人々相携て山野に遊び、紅葉の風色を弄する事たり、橙柚、石榴など猶木にありて甚だ美なり、但し此に至て農民一切の果實を收め採り、之を市に賣て冬日の活理(すぎはひ)を助く、
○第十一月は、五歳になりたる小兒の祝儀を行ふ事にて、其親族よりは、各自に衣服を贈り賀するなり、又此小兒初て頭髮を結ぶを禮とす、是れ蓋し僧教の祝法に傚ふなるべし、但し當日賀筵を開き、親族を饗應するなり、
○此編開卷の表畫中に、二個の文字を飾り示せり、是れ即ち慶の交と云意なり、

日本風俗備考巻之十五終

日本風俗備考巻之十六

動物植物

○凡そ人民繁庶にして獨立する國は、固く鎖して他邦と互市交易を爲さず、又曾て其助力及び物品を待ずして、然かも優容豊富逸豫安樂なり、是れ必らず其土の産物おのづから饒多充足なること知るべし、但し斥鹵廣漠にして物産乏歉なる國は、其俗もとより驕奢の風なく、平常質朴を旨として、唯衣食して其生を終ふる事を知るのみにて、他の志慾あること無し、此れ便舍て論せず、

○日本は、即ち優容饒富にして、萬物兼ね備はる地とす、然るに往古は土人質朴惇讜、其地に居て其富を知らず、節を執り儉を守るを以て常とす、後來智慮漸く生じ、私慾次で起り、發明次で精しく、凡そ百端の産物、其品彙種類に隨ひ、各其便利によつて活用し、當時一として無用に屬するものなきを以て、奢侈の心日々に長ずるに似たりと雖も、其希望するところ敢て度に過ることなし、是れ日本の甚だ長ずるところなり、

○其俗甚だ鬼神を尊敬し、最も稼穡を勉む、故に別に農課を責めずして、其食おのづから足る、又好んで天學及び本草學を修む、頗る新闢墾田の術に精しく、且努めて倦む事なし、

○日本は、熱帶中の一方に處り、氣候調和四時頗る佳なり、其周邊無數の島嶼星散布置し、島ごとに皆な魚鹽材穀極て夥し、此を以てこれを觀るに、其地甚だ小なりと雖も、實に全世界の一大寶庫ともいふべし、其土此の如く豊實なりと雖も、勉て儉約を守り、敢て過度の奢靡をなさず、其俗仁惠を旨とし、專ら人彝を貴重し、我が畜ふところの奴隷と雖も、制御甚だ寛容を施こし、他の獸類に至るまで、猥りに驅使生殺を擅らにすること無し、是れ更に嘆美すべき事なり、

○余本草學に於る見聞元とより廣からざるを以て、今此書中載るところ、大に遺漏の憾なき能はず、唯我舶齎來の動植、及其他嘗て聞知せし産物若干種舉るのみ、此中我邦或は未曾有、或は近世發明の産物亦鮮なからず、是れ皆往年ドフトル・ハン・シーボルト人名、齎來の品に係かるなり、此を以て是を視れば、シーボル

ト氏我邦に功ある事莫大にして、且つ學者の仰望を受る事亦許多なりとす、

○日本人好んで奇獸異禽百般の怪物を寫、其畫頗る精妙を極む、實に其生を視て其神を寫が如し、然れども畢竟悉く古今烏有の物にして、所謂人魚の其名有て其物なきと一般なり、又フーツドヲ（瀛按るに、佛道の義、）の寺院には、必らず飛龍、角ある虎熊、及スビンキセン（瀛按るに、獸體にて女顏有羽の物なり、蓋し天人の類ならんか、）の屬を雕鏤す、是れ蓋し他邦の規製に傚ひしなるべし、總て此の如き異物、及び三足或は雙頭の不具の物有事を記するは、元來カミース（瀛按するに、神たちと云ふ義なり、）の制するところにして、彼の暴惡無類の徒は、其性必ず此物に變ずる事あるを示めす物にして、卽ち是れ勸善懲惡の敎法に係るなり、

○日本は隨分廣大の地なれども、鳥獸の種類甚鮮なし、是れ此地人民繁庶五穀豐熟の土壤多く、山林曠野の僻地少なきを以て、鳥獸の棲巢亦おのづから多からざるが故なり、

○山獸は、大略山羊、熊、ゲムセン（獸名未だ詳ならず、）狐、狼、山犬等なり、就中狐、狼、山犬の三物最多して、農耕を妨たげ人民を害する事鮮からず、又ブエンセム（獸名未詳ならず、）及鼠の屬甚だ多く、墻壁を穿がち、器皿を破り、總て家屋を損ずる事極めて甚しく、其害殆んど禦ぐべからず、

○猴の種類又多し、狙公（さるまはし）の畜養を受け、戯を演じ錢を取る者あり、四國といふ島に、一種般面の猴を產す、普通の物と又大に異れり、（瀛按るに、猴面其種類に隨つて微しの差異あれども、概れみな紅色なり、洋人この濃淡の間に大に區別する所ある乎、又曰、邦人猴中に一種四國猴と呼ぶものあり、洋人或は此傳聞を誤まるものか、）

○土人好んで佃獵す、是れ遊樂の第一とする所なり、其獲は大略鹿、野猪、兎、白兎等なり、

○日本近隣の諸國には、虎、象、犀、水牛、其他種々の山獸あれども、此地に於ては絕て產する事なし、然れども間々大枯骨或は化石の物を見る事あり、此に由てこれを觀れば、往古は此地に產せしかとも思はる、

○家畜には大抵水牛を用ふ、是れ東印度產の物と形狀ほゞ同くして、脊亦た隆起せり、水牛を駄獸として、牛の如く農課に使用す、これ最も怪しむべき事なり、但し殺ろして廚料に用ること絕へて有ることなし、然し自然に斃るゝ時に於ては、或ひは其骨角皮毛を器械に製し用ることあり、

○乘車はなき處にして、騎馬のみを用ふ、其優壯長大の逸物を其用にあて、他の駑は縉紳旅行の時に方て、

其輕重を駄し送運の用となす、其他旅客或は是れに駄し、或は是れに騎す、總て其法甚簡にして、且頗る捷便なり、

○土人多くは馬を重じ牛を輕ず、其故は馬は少く牛は多く、馬の食は善く牛の食は悪く、馬を畜には多少の意を用ひ、牛は則然るを要せざるを以てなり、但し歐羅巴人の特に是を貴ぶが如くならず、總て歐羅巴産に較れば、其體稍々小なり、就中ヒセーング肥前所産の馬極めて小なりと云、瀛按るに、土佐州所出の物最も小にして只捷健なり、邦俗呼んで土佐駒といふ、洋人恐くは傳謬して肥前と稱するならん、

○日本産の馬は、其強健遠く咬𠺕吧産に超ゆ、此を以て考るに、日本産を取て咬𠺕吧産に配すれば、必らず其善種を得ることあるべし、故を以て我より其種馬を彼れに乞ふ事屢々なれども、曾て我れに贈ることなし、蓋し彼れ此物を以て軍用の第一に備るが故に、或は他邦に分播せんことを恐れ、嚴に其國を出すことを禁ずるなり、

○驢馬及び羊なども、又大に使用する事あるべきなれども、絶へて此土に産することなし、偶々他邦より舶齎する事ありと雖も、是れ殊に稀なることにて、唯其奇珍を賞するのみ、

○野猪は隨分廚料に用ふる事あれども、家猪は却つて用る事なし、但し長崎唐館、蘭館にて、是を飼ことあるのみ、

○犬猫の屬甚だ多し、就中街犬最も多し、是れ市中に住する物にして、曾て畜主に寄る事なく、常に街衢を逍遙し、土人饑餘を撒する事あれば、輒はち就いてこれを食ふ、人是を撒ずるに、街角或は各處に塲を定む、犬亦各々其常居の處を占、敢へて苟しくも其疆界を出ることなし、總て此の如く無用に屬する物と雖ども、幸ひに猥りに殺撃せらるゝの患なし、是往時十二支の中、戌犬部の歳に當り誕れし帝ありて、天下に令して嚴に獸を殺す事を禁せしが故なり、

○一種身軀短小、巨眼鈍鼻、毛色美麗にして、甚躁忙なる狗あり、土人極めてこれを貴重す、其最も善種に至ては、數金を擲つも購べからざるものありと云ふ、瀛按するに、拂林狗なるべし、

○猫は鼠を捕るに要用の一物なり、其短尾なるは其術に甚だ鈍なる徴なり、支那人好んで毛色深黑なる犬及び猫を食、但し長崎在留のもの、往々機を設けて

是を釣り、擊て之を食ふ、廣東にては鼠を捕て市に販ぐといふ、凡てかよふのことは、日本人の大に嫌ふところにして、殊に獸類の脂肉は、絕へて厨料に用る事なし、此を以て日本人と支那人と、風習の異なる事推て知るべし、

○栗鼠、田鼠、モル鼠の一種、亦たあり、其他獸類悉く詳にする事能はず、

○匍匐蟲及總て無血蟲類夥しく產す、大略蛇及一種の毒蛇、壁虎、蟾蜍及一種異大の物、秦龜、蜈蚣、旋蛐、蟻、蝨人畜草木の皮膚上に生する小蟲の總名、等なり、但し蟻、蝨の二物は、五月の間に當りて、旱魃して適宜の膏雨を得ざるときは、稻田に多少の害を爲すものなり、

○蝶類品種夥多なれども、我邦所產の物と大抵相同じ、甲羽蟲獨角仙、金龜子等の總名、の屬は、我邦所產と又太だ異なる物あり、其他蜂、蠅、螽の類みな有り、蟋蟀、金鐘兒の類は、土人甚だ愛玩するものにして、精好美麗の小籠に畜ひ、其聲を聽て樂みとす、又此蟲性甚だ敏察にして、能く畜主に馴れ、放生を好まず、却て籠畜を慕ふといふ、

○禽類は鷲を巨魁とす、純白灰白の二種あり、共に其體甚だ大ならず、

○鶴は土人呼んでツールイといふ、是を禽中の王とし最も貴重す、故を以て嚴に之を殺すことを禁ず、或は竊かに擊て厨料に供することあり、これを珍膳の第一とす、鴻鵠の屬は冬月其地を去り、佳候の節に當て復た歸る、其他の往來鳥も鳧雁の屬、亦皆然り、鷺、雉、雁、鳧、鴿、鵐、ヒンキ、鶯、告天子、福島鳥、及他の禽類夥しくあり、漢鳥甚だ稀なり、但し鸚鵡、鸚哥、クワクワーウア、鸚鵡の類、秦吉了などは、每に東印土より舶來す、

○鷙鳥の中最も多して、多分盜偸を爲すものに鳶、王鷲の一種大なる物、鴉の二種あり、其害實に惡むべきなれども、一は田畝及濱海漁場の惡蟲を隊除するの本事あり、又兼ては公令ありて、凡そ不可食の生物を殺すべからざるの禁綱ある故に、人力てこれを逐ふことありと雖ども、敢て猥りにこれを擊殺することなしといふ、

○雞は頗る食料の佳品とす、又好事家或は美麗にして甚蕃殖する矮雞、或は鴿、鴛鴦、金銀彩爛なる野雞、及び羽毛鮮綵の禽類、凡て土產異產を論せず、甚奇珍し畜ふ、

○凡日本の人民は、宗祖傳流の古義を握り、務て節儉

を守り、彼廚料の專一となすべき牛をも食する事なく、唯々概して用ふるところ多くは魚蝦のみ、此れを以て觀るべし、所謂天授固有の富は、河海島嶼の產物にあることとなり、

○鯨肉を四時食用とす、就中冬月最も奇賞す、又海濱亂礁の間に生ずる菜藻を腊とし、珍膳の食品と爲す、

○烏賊、石決明、ボニテス、（未詳）海膽（うに）の屬を諸般に割烹宰理す、大略佳品の魚は梭魚、バールス、（未詳）鱖魚、棘鬣魚、大口魚、一種イアコップーフルッ（未詳）の如し、其他牛舌、比目魚、鰻、鰶等枚擧に暇あらず、

○鯿魚夥しくあり、土人常に製して肥田の具と爲す、蟹、蝦、蛄蝦、蠣、蜷及び他の介屬甚だ多し、總て皆食用に供す、

○土人カツウヲと呼ぶものは、卽所謂松魚なり、是を打して脯となし、サツキ酒、ソーイヤ（醬油）及び芥子に調し食す、他の魚品も又往々此の製に傚ふ、予按るに、此物畢竟單に此美味を具るにあらず、更に多少の鹽差を加るによつて、始て佳良の珍膳と爲るなるべし、

○土人一般魚肉を平常食料の第一と爲すこと、我邦の獸肉に於るが如し、然れども此數百種の魚類を、敢て一頓に捕り盡すことなく、各其物の厚薄肥大の節時に隨がつて、追次に是を漁するなり、是れ他なし、一つは其奇珍を賞し、一つは其上價を要するが爲めなり、又此土元よりスフリチユス、（火酒の類）玻瓈壜の類甚希なり、故に偶好事家ありと雖も、多般の魚類を集拾久藏することと能はざるなり、

○日本は、隨分豐地の名ありと雖も、皆盡く然るにあらず、土人術を盡して農職を力め、始めて不毛の間壤なきことを得るなり、但し最も豐饒の處は畝田稠密、漸やく闢ひて山巓に至るの處あり、彼地農課の專務は天水澆水を首とし、總て旱魃の患なきを第一とす、又人畜の屎尿、或は鰶鯿の如き夥多の賤魚を以て、肥田の具とす、其他甘薯蔓、灰汁、蠣殼の碎屑、及敗腐し易き草木の葉なども、亦この用に充つ、總て澆糞後時を移さゞるの田畝、或は民家の戶側に疊積したる草芥、及び糞の邊傍を行くに、其臭氣實に當たるべからず、

○米は食料の一大至寶とす、故に農課に於て亦第一の要物たり、土產は隨分上品にして、宛かもクワロリナ（地名）所產の如し、その滋養の功及粒の大さも亦た大

抵相同じ、

○蕎麥、大麥、小麥、雀麥、大豆、豌豆、及他の穀類夥くあり、但し土壤の性に隨がつて、登熟の度各々差異あり、麥麪は又諸般の食料に使用す、或はヘーを畜ふの餌餠と爲すことあり、（瀛按するに、洋人牛豕の如き總て食用と爲すべき家畜を呼んでヘーと云ふ、これを以てこれを觀れば、我邦には所謂ヘーなる者あることなし、恐く筆者傳聞の誤りならん、）

○荏仁、蔓菁仁は、壓搾して油を製るに用ふ、粟、芥子など平生廚料に尤も便用の物なり、

○米を以てサッキ酒を釀作し、又下品の燒酒を製す、

○日本有名のシオイヤ（醬油）は、一種蔓生の豆より製出す、其法先づ適宜の豆を乾かし、熟煮し、鹽を和して煉成するなり、此物彼地には夥しくあるものにして、土人常に羹湯に調じ用ふ、其味頗る美なり、（瀛按るに、我邦醬油に製する豆は、所謂大豆にして蔓生なるものにあらず、或は傳聞の謬ならん、）

○日本所產の蔬菜は、大略油菜、蔓菁、沙蘿菔、甘薯、美人豆、豌豆、葱苣、及びホキホキなり、（ホキホキは瓜哇の方名にして、卽ち茄子なり、）茄子此れ蔓生小草に生ずる碧果にして、稍々アルチショッチン（未詳、）に同じ、（瀛按るに、茄子は元より蔓生にあらず、是れ亦傳聞の謬ならん、）

○生姜は種々に調理し用ふ、或は油菜、蔓菁の如く、鹽（しほ）醃（づけ）となし下物に供す、

○ゴンボ（牛蒡、）は我邦のアールドアッケルに酷だ相似て、味頗る美なり、カムピフノンス（干瓢か、）は亦甚だ上好なり、此數品皆臘乾となし、能く久藏に堪るなり、

○歐羅巴所產の蔬菜、彼地に於ても亦能く生長すと見ゆ、旣に余彼地に在りし時田圃を逍遙せしに、往々蠻產の諸果容易に生熟するを見し、蓋し年々登熟するなるべし、

○總て土人、唐菜、アスペルキース、莢豌豆などの小蔬を作るに、更に勉强を待たざること、彼の果實類の多少力を假らずして、自から豐登するものに於けるが如し、

○總て果實を結ぶ木は、本草者流或は好事家の培養愛護し、その盛登を玩賞するを除の外、其の功を終るの後、槪して皆之を野外に移植し、復たこれを顧思することなし、故を以て爾後縱令果實を結ぶことありと雖も、多くは細小或は蟲蝕の患を免がれず、再び美果を得ることなし、

○櫻は其實極めて細小、殆んど無用の物たり、然れども其盛花の時に當つて、美艶秀絕實に眼目を怡ばしむるに足れり、故に之を以て殊に觀賞の一物と爲す

のみ、
○桃杏の未成熟せざる物は、鹽藏して直ちに下飯の用に供す、
○梨子、葡萄も亦た或は下物の一品に充つることあり、其他の果實皆悉く然るにあらず、
○桑は其椹味美ならずと雖ども、其葉殊に蠶を食ふの要物たり、故に此れを植ること極めて夥し、
○懸鉤子及び蛇苺は、山野に自生あるのみ、其味ひ總て甚だ美ならず、蛇苺最も然りとす、懸鉤子の一種イチゴと呼ぶものあり、盛夏六月のころ、炎熱酷烈のときに方て、其味ひ極めて美なり、總て此の如く、清涼爽發の菓類は、多くは炎熱地に適するものにして、彼地においては多く產することなく、且つ至て下品たり、
○石榴は美麗の果を結ぶ、但し味ひ甚だ佳ならず、無果花亦た然り、無花果の一種方言カキ柿、と呼ぶ物あり、其形圓にして球の如く、表皮殷紅にして細密、甚だ液汁多く、終冬これを貯ふべし、
○日本產にして上好と稱する物は、方言スヰキユ、ア西瓜、と呼ぶ物、及びカンテルーペン瓜の類か、未詳ならず、等なり、但し最も嘉賞すべきは蜜柑橙なり、此品二十種に餘り、其產する事甚だ夥多なり、總て此果は嚴冬に熟し、雪中獨其色を放にするものなり、酸性ミエカン蜜柑、を橙に代へて、リムーンザツフを製し貯ふ、これ眞の橙なきを以てなり、
○栗子夥しく產す、榛子も亦た間あり、楜椒を產せず、蕃椒を以てこれに代ふ、
○右の產物を以てこれを計るに、日本の氣候は略々意太里亞の中位に等し、故に其隣國及他の亞細亞洲中の諸那には同候の處なく、却て歐羅巴の南位の地方に良相似たり、
○凡そ植物の種類百般枚擧すべからずと雖も、畢竟食用、藥用及び他の諸用に期せざるはなし、其主用の科目卽ち左の如し、
○茶は容易に發生する一種のヘーステル譯按するに、草中性の植物なり、此葉の浸出劑は、支那產の物と大に異にして、且つ頗る發汗の功あり、此物は我邦平素用ふるテー我茶と略相似たり、と其氣味大に異なるを以て、邦人の口に合ざることと知るべく、亦た齎らし販るの効なかるべし、但し我邦病院の常用の保生劑と爲し頗る佳なる

べし、用方彼邦處法に倣ひて、糖及び乳汁を加ふることなく、唯々其稀淡なるを要すべし、

○彼地官道の兩邊、多くはシブレス松、黄櫨樹、ヒノキ卽ち柏の屬、行を成して森列す、黄櫨樹は簇生の小球子を結ぶ、此球を煎熬して蠟を製す、蜂より所レ取に比すれば、其量甚だ少なしと雖も、其品頗る上好にして、蠟燭を製するに最も佳なり、

○松柏の類は、總て造家の良材たり、ヒノキ柏、は其質上好、木理極めて緻密にして、殆んど我邦の菩提樹に同じ、土人最も樟を貴重す、これ護謨卽樟腦、を出だすのみならず、一種細美の佳材なるが故なり、

○山介樹、瀛按るに、和產なし、野桂、エイケンホウトの一種ケアグイの屬を以て、匣を造るの良材とし、規則最も精好を極む、

○日本所產の竹は靭堅緻密、家を造り器械を製するに、廉にして且つ美實に、日用不レ可レ缺の一大要物たり、土人竹孫（たけのこ）始めて土を抜出る頃、取て廚料の嘉品とす、其用此の如く多端にして、至寶の要物なれば、土人寫して祝賀の譽畫となすこと、頗る其理なしとせず、

○土人接骨木、百合、加密列瀛按るに、和產未詳ならず、甘草、同上、三椏、烏薬、益母草、及其他醫藥に用ふるもの多くあり、

○蠶絹を以て盛麗第一の服とす、木綿は一般平常の服、苧麻は又少しく貴重す、

○楮は其纖維細理の葉を取り、強靭にして且つ甚だ便捷なる數種の紙を製出す、又其莖幹中の纖維を用て、他の布帛中に錯織することあり、瀛按るに、卽ち所謂紙布なり、

○漆木より一種の護謨卽漆、を取る、之を以て器械を髹るに、光輝滑澤其品極めて上好にして、他の諸邦の漆に比すれば、又遠く勝れたり、

○椶櫚は其花實終り、細長茶褐色の毛絲幹を被ふて生ず、之を取て縄を造り、其他諸般に使用す、

○初春は、瀛按ずるに、西洋の初春は我十一月中旬也、ホルブルーム未詳ならず、先づ發らき、其觀甚だ美なり、次いで灌木類の雜花爭ひ開く、中ん就くツバウキ山茶、の花發て更に久しきに堪へ、其觀最も長がし、

○土俗概して枝幹虬蜿蟠屈詭態異常の接木、或は他の灌木屬を愛重し、菓木類は、却て更に愛護するの色なきが如し、

○又各色のルーセン、忍冬、菫菜、レスユダ、桔梗、リッテルスボール、向日葵、金盞花、及び諸般の苔蘚、四

時追次に秀を競ひ、圃園泉石の際を彩爛縫飾す、但し冬時は大略皆枯凋るなり、然れども獨り嚴寒霜威に堪ゆるものゝみ其舊操を改めず、氷雪を侵して紅紫を放まゝにするもの亦た鮮からず、是れ天其美を致たすこと、實に偏倚なしといふべし、

日本風俗備考卷之十六　終

日本風俗備考卷之十七

經濟衣服

○夫れ日本には、凡て諸事に省略なる風習にして、一人一家を治むる事より、天事の法令規則に至るまで頗る簡易にして、然も甚だ便利なり、蓋し所謂獨立の國にして、固より他邦と交る事なければ、他邦の人其一家の政務を知んと欲れども能はず、況んや天下の法則、豈居ながら之を窺ふ事を得んや、故に若し其地に遊ぶことあらんに、先第一に歐羅巴の治家法と、彼地の治家法と一々比較して後、始て其一端を知べきなり、

○日本の大に異なる所は、第一家屋の造法甚だ佳麗にして、內に床を張り、精選の繭席を敷き、障壁を設る等にて、我邦のメウベル名、飾の如き、無用の裝飾を爲ことなし、

○歐羅巴の俗は、又々其朋友交結の間に於て、多少の衣服裝具を飾るの習ありて、徒らに其事のみに時日を費やし、遂に自から世務を怠ること鮮からず、又萬

事日に更り年に新なるの風ありて、各々其時勢に随ひ、轉變推移して生を送る、此れ無用の費甚だ多き所以にして、且つ日本の風俗と我歐羅巴の風俗と、大に異なる事知るべきなり、予試に先づ家政の一端を説かん、

○日本の家屋の佳麗なる事は、略前章に述たり、總て一家の主人外出するには、必らず其家僕を携ふ、若し雨中某の家を訪ふ事あらんに、其門前に到らば、輙ち一雙の草履を以て屐に換ふ、是れ卽其從僕の管る所なり、但此草履と雖も、敷臺に到ば必ず之を脱し、足袋を着るか或は跣行するなり、

○舍の前室は、轎、武器、雨具、履屐及び從者の帶する衣類諸具を置、兼ては亦た內室に入るの通道にて、家隷の居る所とし、或は賓客の從者の休息所とす、

總て家形に隨て、庖廚浴室を置く、僕隷の部屋は多分前舍にあり、但或舍內の廢具を置く所、或は圊房に近き處か、總て全室の醜を見せぬため、且つは局々連續の便宜に隨て、其處亦た各々一ならず、大抵家の外圍に多くは板床を張り、其內は皆細密なる髗席を表に加へたる藁床を周く敷けり、但每席其兩邊に、細長き黑色或は花紋を染たる布を以て緣を取る、此席の裝は總て一般の定式ありて、貴賤上下、其長短の度、毫も差異ある事なし、大抵其長さ亞謨斯的兒達謨（和蘭都府）舊度の二ヱル又八分ヱルの三（卽我邦の六尺）ほどにて、幅は是れに半ばす、右の度より算して豫め縮圖を畫き、家室を造るに、建成の後恰も好く脗合して、毫も齟齬する事なし、

○家每に內外の通道ありて、常に是より出入す、又此室より彼室に往んと欲る時は、一道の板床を行くに、室々各圖口ありて、出入甚だ便なり、

○壁を以て各室を限り、美麗の砂土或は各色の紙にて彩飾す、但多分は襖隔を以て是に代ゆ、其邊緣は精選の椽木を着け、佳麗の書畫或は白紙を糊貼す、若し之を控て一偏に榻集すれば、各室互に洞通開達し、夏日涼を取るに極て佳なり、但却て冬日は凜氣四襲し、寒を防に甚だ不便なり、中ん就く裝火の一法は、大に拙くして且害あり、之に因て之を觀れば、其家室の規制最も夏日に便宜なりと云ふべし、

○冬日專ら木炭を焚き、熾んに銅或は磁製の火桶に盛り、室中を烘り暖を取る、故に木炭を費すは實に夥

き事にして、又商賈の一大課目たり、

○木炭は、雜木の小枝及び葉にて編る、苞或は籠に納て販ぐ、大抵二苞の重さ七十ポンド（七貫目許）或は八十ポンド（八貫目許）もあるべし、山路險難の地を運輸するには、多くは牛背を用ふ、此碎屑或は細末にても、無益に之を棄去らず、更に水を和し煉て塊と爲し用ふ、是れ暖を保つ事却て純炭に勝れりといふ、

○房室を華麗にし床壁を飾るは、是れ殊に日本の風習とす、縱令ば一室を造らんに、先づ好て書畫雕刻の工を集め、柱楹に至まで極て奇木異材の美を盡す、此れ費用の尤も多き所以なり、

○室中トコ（即床）を第一の盛飾とす、是れ我邦のニス或はカストの屬にして、室の一方微しく高位に據り、壁に就て處を占め、板屏を以て界を立つ、中に平生花瓶及書畫、筆墨紙等の如き種々の文具を陳列す、

○燕室は、別に他の彩飾を用る事なく、唯簞笥長持等を置き、家財衣服を藏むる處とす、其他は毎室皆四隅空虚にして、平生一物を置かず、賓客を饗するの處に備ふ、

○寢褥は、綿絮を以て中に充つ、是を毎朝收めて廚櫃に納る、我邦の不斷褥床あるに異なり、夏日は佳麗なるカース（瀛按するに、麻布の類、）にて製たる方形の蚊幬を用て、其處を擇ばず轉移甚だ自由なり、但此四隅に四條の紐子を以て空中に懸垂し、褥墊を被ひ、紐端の環を取、兼て空の四隅に打たる釘頭に勾るなり、是れ蓋し寢室中衾褥の別を立るに用る物たり、卑賤の家は、其眷族擧て同帳の中に寢臥す、酷暑の節は、一葉の蒲席と一筒の枕を用るのみにて、他の寢具を要する事なし、

○枕は木を以て作る、大略長さ七寸六分五厘、高さ六寸幅二寸二分許なり、或は上に一筒の綿絮を充たる小圓枕を置き、此に頭を安じ寢臥するなり、又乳兒眠中身を動かす者は、綿製の小枕を其頭に縛貼し、容易に脫ざらしむ、（瀛按するに、小枕を其頭に縛貼し云々、何の間誤か知るべからず、）貴家の婦或は他の好事家などは、美麗の木枕に抽匣を設け、中に紙、小櫛、簪、鑰等を藏る者あり、

○日本には玻璃板なきが故に、窻及障子は、極て上好にして緻密强靭なる紙を張り用ふ、但猛雨暴風の時には、戶牖を鎖して防ぐなり、

○夜は油燈或は獸脂及木蠟にて製たる蠟燭を用、蠟燭は中に空虛なる捻紙を心とす、主能は殆んど所謂

英咭唎獨に同じ、

○凡そ家に客の來るあれば、先づ第一に茶を薦め、次に烟草煙管を出すなり、蓋し此煙草を喫ふの方法は、往昔波爾杜瓦爾人彼地に至し頃より、傳流せし遺制なるべし、總て土人性甚茶烟草を嗜み、急務切用の時と雖も喫て舍ず、又大抵人毎身に烟管、烟草を携るを常とす、烟草は纖く剉んで絲の如くし、別に阿芙蓉或は其他の痲痺香竄の藥を交る事なく、唯單味にて用るなり、烟管は短き管に小なる丸き火頭(ひざら)を續たる物にて、其規制大抵支那と同じ、婦人は其朋友或は他の男子たりとも、親き人には吾れ先づ一喫し、火頭に火を點て是を與ふ、此れ其款待眷懇を致の徵なり、

○富民貴族は、其家財器具を藏るに、簞笥戶棚櫃などを用ふるのみならず、居第の中に庫藏を建て、一切此內に貯るなり、さて其製作は、四壁戶牖悉く土にて厚く塗固め、再び黒土を坿(ねり)て飾とす、窓は皆銅鈑にて閉たり、元來日本の家は、其規制堅固ならざる故に、一家火に失すれば延燒する事甚だ多し、故に富有の家は大抵庫藏を造り、貨財寶什皆此中に藏め、豫め此災を禦ぐなり、

○廚房は甚だ寬くして、屠割場、爨場及び諸の廚具皆此中に備れり、兼ては浴室の通道、及び一切家中の醜を匿處なれば、狼藉して尤も淨潔ならず、

○土人大抵隔日には溫湯に浴す、又平常必ず一片の小帨を携ふ、是れ毫も汚穢に觸る事あれば、必らず手を洗が故なり、

○鎖鑰の製作甚だ拙し、大抵鐵を以て造る、然れども至て麁惡にして且つ脆し、戶牖などを鎖るには、樞兒或は海老錠を用ゆ、海老錠も亦た甚だ堅固ならず、或は一箇の小釘子を以て是を發く可し、尤も單に鑰のみを用るは、未だ甚意を加へざるところにして、別に一箇の印紙を附れば、是れ最も大切なる徵とするなり、其法式は、先づ纖長き紙を摺て紐の如く爲し、兼て鎖したる鑰を周(めぐら)して、扁平に結着して兩端を裁斷し、其結口の上に印を押すなり、さて此封印は最も嚴重なる法にて、其主たる者ならでは決して發事能ざるの證たり、若し猥りに此封を發者あらば、必らず死刑に行ると、故に敢て此法を侵す者絕てある事なし、然と雖も或は惡業無賴の賊徒ありて、壁を破り屋を穿ち、財貨寶什を竊盜去者、及其他無量の姦計惡業を

爲すもの、又間々ある事と聞けり、

○一家の君主たるは、大抵男子なり、婦人小兒其他婢僕の徒は、仔細に其主の法令を守り、謹んで敬事するなり、假令或は微々非理の使令を爲す事ありと雖も、決してこれに逆はず、又敢て我が私意を用る事なし、是れ兼て其恩遇に浴するを以て、多少報德の心を懷き、一向循々として服從し、自然に仰尊する事たり、

○總て日本豪強の風として、工匠等其常職本業の外は、別に其生活の助の爲に、私職を務ることを許さゞるが故に、其職業の科に由ては、歲入歉少にして、畢竟貧困するもの亦鮮なからず、依て其妻たる者、内能く其家事を治め、或は相應の課職を營み、吾夫の爲に多少其力を協せ、外面には聊か不足の態を露さゞるを務とするなり、熟思に、かように貧迫困苦するの徒は、亦た我邦の窮民と同じく、實に如何して生理を遂るにや、且つ彼邦俗には、既に前文に載せし如く、年中の祭禮及び諸件の儀式には夥き費あり、是れ皆通常逃がる可らざる事たり、此を以て之を觀に、愈々以て不可思議といふべきなり、但し予彼地の家居世態目に見耳に聞ところ、略々下條に述るなり、

○邦俗家室の一隅に小祠を安じ、毎朝カミ神を拜して幸福を祈る、予彼地に在とき、强健の壯士拂曉東方に向ひ、日暉を瞻拜するを見たりき、食時に方ては合掌して額上に加へ、數回同一の咒を誦し、互に禮答ありて、然る後箸を執るなり、

○毎朝眠覺めて起たる時、先づ煙草を喫して神氣を養ひ、次に朝飯を食するなり、其食品は大抵磁碗に米飯を盛り、醃菜(なつけ)、醃蘿蔔(たくあん)及び煎茶等を下物とす、食時は常例日々に三回なり、

○米は第一の食料なり、其炊法は熟して糜爛する事なく、粒々相分るゝときを度とし、別に他品を交る事なく、唯純一なるを好とす、若し此飯に乳汁、砂糖或は他の噯氣を醸すべき品味を和するものならば、箇様に不斷常食と爲すことはならざるべし、但し下物には醃菜、コンネモン、註に曰、醃蘿蔔とあり、蓋し香の物の轉訛、醃姜(しほしようが)及善く宰割(りやうり)したる魚鳥類、或は酒醬烹等にて食ふに、頗る美にして且つ害あることなし、

○我邦飲膳の法式の如く、獸肉の品類用る事はなく、多くは魚類を好み、炙煮脯鹽其他諸般に宰食す、煎茶は四時常用の物にて、食事毎に必らず缺ことなし、又

蔓菁、萎菜、蘿蔔、砂蘿蔔、牛蒡、其他根生の種屬、蔬菜類、嫩笋、甘薯、豆類、菌類、葷葱類、粉餅類及びシオメン（素麵）といふ麵類等を煮食す、中ん就く海錯にて、大は鯨より小は蛤介の屬まで、皆飲膳の尤も美料とする所にして、彼海濱所產の藻菜の如きも、亦た芟て礁上に日乾し、數樣に調食す、日本人賞して鯨白を嗜むと雖も、我輩の口には絕て合ふ物に非ず、松魚を擊て炙肉とし、或は膾に打し、サツキ（酒）、シオイヤ（醤油）に浸し、芥子を和して食ふ、其味大に佳なるを覺ふ、但炙肉尤も美なり、小魚中最も棘鬣魚を貴重す、盤鰕は夥く產し且つ賤し、又或る河口にては鮭魚を產る事極めて夥しと云ふ、ヱスソ（蝦夷）より干鱈を出す、鰮魚極て夥多にして、大抵糞壤に用ふ、海鰻、梭魚、バールス、及び其他我歐羅巴所產の種類皆あり、總て魚類此の如く饒多なるを以て、富有の家族は、食時每に常に之を用ざる事なし、但土俗獸脂を好まざる故に、猪豕の屬をも食事なし、是に因て之を觀るに、支那人の食物諸品、皆獸脂に和し食が如きとは全く相反せり、總じて支那人も日本人も、同く一雙の木箸を用て物を食、其術甚だ工にして頗る自由を得たり、

○食時に方ては、幾多の器品を用に及ばず、唯々箸羹斗、其他一二の饌具を要るのみ、さて飲膳の法は、磁皿或は黑漆木盌などの數具を備へ、別に清楚なる飯桶より飯を分ち盛り、隨て食ば隨て盛る、是れ皆な家隷の周旋に係れり、

○通常午飯に一同輕量の酒を飲なり、然し大抵は夜に入り、其一日の課業を了て後用ひて寢に就くなり、

○夜分五時の比に、眷族一同夜飯を喫事とす、婢僕の徒之を給事するなり、

○凡そ盛饌を設て賓客を招に方ては、第一に豫め其客の從者の人數を算へて之を饗應す、但し之を待こと逈に其主を饗るの禮に劣れり、是れ即ち客を尊敬するの理なり、さて客を饗するには、髹磁、皿盌各色各容の器具に、種々の珍味を盛り、齊しく陳列す、客一を盡せば亦た隨て一を出だし、更々相交替して、一々して同樣の器物を出す事なく、競て珍奇貴重の美を飾る事たり、箇樣の飲膳には、大抵磁器を用ることなく、多くは漆器を用ふ、總て日本の漆器は、頗る上好堅强にして、熱沸流動及び酷烈の食物をも受るに堪るが故なり、但し饌味の種數多からざる時には、或は

磁器のみを備ることあり、蓋し混雜する事無して、破碎の患少なければなり、

○日本の婦女サミシー(三味線)を鼓して歌樂す、多くは夜分會宴の時興趣を促の物たり、女美音を發て絃を鼓す、男歡に乘じて杯を揚ぐ、又一層の風韻を添出すなり、

○酒は必らず溫め用ゆ、冷飮すれば嫌しき臭氣あり、故に邦人通例溫飮を常とす、凡て土俗飮液を冷服するを好ざる風習にて、鄙賤の人民たりとも、彼の甘洌清麗の泉流をも冷飮する事能はず、更に一回熱沸せしめ、些少の茶葉を煎煮して後、始て用ひ得るなり、是れ蓋し東方諸州一般の常習ならん、

○婦人は能く其內政を執り、家事を治むれども、亦た好んで厚く親朋を結び、妍晴融和の時節には、相與に逍遙遊行す、但し豪富の婦女は、多少の從者を攜る事とす、其最も高貴の族に至ては、ノリモン(乘物)に駕するなり、是を以て考るに、復た支那人の風習と微異るに似たり、

○士人常に筆を用る事極めて繁し、一切何事に論なく、皆記載し置なり、總じて男女共に文書を用て音信を通じ、且つ諸用を便ず、但し細長き紙數葉を糊(のり)接して一卷に卷き縮め、書牘を書爲にのみ用る事たり、長文の書に至ては、或は一丈五六尺に餘る物少からず、書簡を緘するには、飯粒或は些少の糊を用ふ、其封口に一箇の字或は封印を押すなり、

○童兒は學校に入り、師に從て書を讀み字を學ぶ、其他の事は其父母の關かる事にして、父は男を敎へ、母は女を敎へ、婦女の職務は女紅(はりしごと)を第一とす、但し衣服の製作甚だ簡單にして、我邦に比すれば頗る容易なり、

○婦女は每月の氣候に隨て、屢々其衣服を更へ、或は其采色を變ふるが如き、專ら其身邊の容儀を飾るに多少其思慮を費し、且つ大なる樂とす、大抵衣服中に綿を挾む故に、洗濯する每に盡く解き綻し、綿を脫去り、再び舊の如く縫合する事、全く新裁の服に異ならす、常に是が爲に多少力を費すこと、實に煩はしといふべし、

○男女共に髮を結んで飾とす、其結法に許多の風儀あり、故に梳る每に必ず人あつて之を介す、婦人は先づ頭上に一箇或は二箇の銅線(はりがね)にて造りたる髮插を

置き、髪を絡ひ、其婦の好事に隨て、各様の風儀に結び成し、而る後これに通例は瑁瑇簪を插み、各色の紐兒を繚ふ、予此篇首に日本人家居の態像を載す、看者宜く其大概を観べし、

○男子は大抵鬚髭を擢き去て之を蓄へず、衣服は通常黑色の絹を装す、又氣候に隨て一領或は二領の下着を襲に至る、但し上着は左右胸部に各々一、脊上に一、兩肩に、各々一總計五箇の家紋を白く印し、餘は主家の好事に隨て、オレーブ色(水藍あさぎ色、)或は各色に染め成す、夏日はカタビラといふ布の一種、佛蘭西のバチスト(織物の名、)に宛も似たる物を着用す、又或は尋常の布を着もあり、總じて衣服甚だ廣く且つ長して踵に達す、着服の法は先づ衣を襲て全身を蓋ひ、其兩襟を搴て互に相抱合せしめ、又別に絹にて製たる帶の太さ凡巾二寸許なるを以て、髖骨上に絡結して服を緊固するなり、袂頗る寛く且深して袋の如し、是れ手巾及び其他の物品を納るに備ふ、或は時に菓子などを蓄ることもあり、又胸部の邊にサントクと稱る物を挾む、中に紙、書簡及び細小の器用を容るゝ小袋數箇を藏す、涕涙を拭ふには細緻の紙を用ひ、而る後袂中に納め、便を見て撤るなり、但し適宜の大さに裁斷し、毎人皆大抵身に一帖づゝ携へ、兼て其用に備ふ、煙管及び煙草袋も、亦多くは袂中に藏む、或は絹の紐絲に一箇の小鬆匣を繫ぎ、ニッキ(根附、)に結着し帶間に附け垂る、中に些少の藥品及び封印を藏む、扇子は平常身に缺べからざるの一物たること、卽ち我邦の手襟の如し、邦人大抵王侯の藩臣多き故に、帶刀する者又少からず、士は雙刀を左の腰間帶中に插入す、凡て士人雙刀を以て着用物中の一大要物とし、不斷身邊を離すことなし、外行には絹或は羅の屬にて製たる袂あるマルトル(瀛按するに、外套ならん、)を着、其色多は黑或は鼠色なり、中ん就く異容なるは所謂ハカマにして、腰より下踵に達る服なり、我邦には絕て之に比すべき物なしと雖も、其主用は略々フルーク(股引の類、)に似たりともいふべし、其規制は上狹く下廣く、竪に襞積ありて、漸々に斜めとなる、これを穿て歩するに、襞積縮張するなり、平常燕居には之を用る事なく、唯々官事を務る時のみ服する事たり、蓋し此服は身體の動作に甚だ不便にして、倘且歩行するに方て極て妨多し、加レ之外行には必ず履屐を穿つ、これ實に煩はしといふべし、

職人及び其他下賤の徒は、或は裸體或は單に一葉の衣を穿ち、帶をも着せず道上を歩行し、進退頗る自由なり、又縱令士人たりとも、家居の時は客の訪ふ事あるも、果して平常熟意を通ずる親友なれば、更に整服して應待することなく、互ひに箕踞閑語す、或は酷暑の節に在ては、裸體袒裼皆隨意するなり、余直に婦人の袒裼して胸を露し、傲然として傍若無人なるを見し、然し最も貴族に至ては、苟くも懶惰不敬の態を爲すことなし、

○婦女容儀を飾には、白粉を面及び頸に粧し、燕脂を唇に粧す、其色濃くして乾けば青く光あり、衣服は各色種々の織物にて、中に綿を入れ製す、又或は金絲或は各色の絹絲にて物象を彩模し、絢爛として最も美なるあり、通常は二三領の服を重ね着し、各色互に相交ゆるなり、尤も夏日暑中は、單に羅絹及び細薄の布を服す、

○先づ適宜の服を衣る後、狹き帶にて髖骨上に結ぶ、婦女は再び黑き帶の巾九寸許長九尺許なるを以て、二廻腰を周らし、後背上にて大なる蝴蝶結びと爲すなり、さて此帶の間に、兼て紙、白粉、刷毛、小鋏、小刀を納たる小なる懷中囊及び扇子を挾み攜るなり、又煙管は缺べからざるの要物なり、扇子は炎暑の節は髮上に翳し、日暉を遮ぎるに用ふ、冬日は綿を入たる絹の帽子にて、緩く頭髮上を被ひ、寒を防ぐに用ふ、剃髮の徒は、蒲にて織たる笠を頂上に戴き、腮下にて結び着け、暑炎を防ぐなり、然れども或は之を好ざる者又間々あり、但し之を用るも、若し路上にて知己の徒及び高貴の人來るに逢へば、必ず脫で禮を爲なり、

○富族の婦女は、衣服器玩及び他の物品を藏ること極て夥し、而財貨寶什などは敢て親ら司ことなく、皆其後見或は親族に委任して、支配調度せしむるなり、

○流行の服飾を着するは、最も美麗の婦女に宜しき事、諸州一般皆然り、蓋し此地の少年亦頗る好て其風流を競ぶ事たり、然れども其佳麗にして且貴重なるは、多くは婦女の服飾に係れり、

○總て土俗家政永久の法律は、奈何樣に立てたる者かは知るべからずと雖も、竊に察るに、其家の家督相續すべき者、卽ち一家の長上と仰がれ、其家門樞要の權を執る、其他の眷族男女は、皆是が厄介となりて

其家に寄食するなり、但し長上たる者死る事ある時には、其厄介人の内より出て其家業を受て、血統相連續する事と見ゆ、

○若し主長死せるに、其後事を附する遺書なき時には、諸老立合の上にて、其遺物を兄弟親族に配分す、蓋し其未亡人箇樣の事に關らず、一切皆他の男子に委任する事にて、或は其儲子なきは、兄弟或は他の親族に倚頼するなり、總て右の如き臨時の配分に於ては、多くは各々に滿足する程の事は無き者なり、但し父母たる者は、在世中豫め是が爲めに意を用ひ、吾が所藏の物品を其子に分與へ、各其生を安ぜん事を希ふなり、

○父母其子を慈愛するの善性は、日本人の最も切なる所にして、勉て之を愛養輔育し、生長の上萬事其子に附任して、生涯を送るを樂とす、然るに若し不幸にして、却て其子に先だゝれし時は、其愁悼殆んど釋くべからず、爾後は唯々吾死の速なるを欲る程の事たり、此情態を以て察るに、或人の日本人は其親ら生し赤子を、或は窒殺する事ありなど、書きしは、實に妄誕甚しといふべし、總じて箇樣なる殘忍暴惡の所業は、第一嚴科の一大課法にて、且つ固より斷てある事なし、

○二三百年前の時代には、譜代恩顧の臣下にて、其主君の爲に殉死する事往々ありしと聞り、又日本勇斷の風として、假令無罪の實子たりとも、或は時宜に因ては、親ら手を下して之を擊殺す事あり、是れ又更に賞嘆すべき事とす、但し慈愍の母に於ては、愛育の餘り專ら豫め其子の無事生長を祈る事たり、

○此地の小兒、痘瘡或は痲疹を病て死る者許多なり、然れども闔國中人民の口數は、年々に滋殖せり、又當時國內至て靜謐にして、絕て軍陣戰爭なき故に、肢體を損傷し及び不具なる者ある事なし、但し土俗一般治療の法術に拙きを以て、疾病の爲めに物故する者鮮なからず、

○家人の切實に其主の爲めに奉仕する者、往々其家勢を昌大にするに至る、又自ら生涯安じて主家の待遇を蒙るを甘るが故に、互に信服勉勵して、家道の爲に力を盡す、婦妻なども能く其家政を治め、別に家門の爲に妨害を爲すが如きはなし、

○此土の婦人多少の功績あるこそ、彼の杜兒格、支那

諸邦の、不正なる風習にて婦人を輕蔑するが如きとは甚だ異なり、日本にては箇樣に大なる區別を立る事なく、與に一致同意して家事を治るが故に、互に安全堅固にして、常に幸福の中に生業を勤る事たり、

日本風俗備考巻之十七終

日本風俗備考巻之十八

手工家居及び船

○凡そ歐羅巴と日本と、手工の術に於て勉强する事を比し、歐羅巴は日本人に競ひ及ばずと云ふときは、恐くは歐羅巴人の勉强を賊ふなり、

○都て歐羅巴に於て製造したる物と、日本に於て製造したる物とは、各異にして、一樣に論ずべからず、

○此勉强は日本手工人の心一定して、自己の所業より變せざるの行狀に因る、實に手工は專ら職業に力を盡し、猥りに嗜好を以て其所業を替へず、此に於て莫大の勉强を以て、最上の工科に至る事、吾輩嘗て驚き見る所なり、

○手工人は、各々其職に於て術を究め、又業を勉る事を以ては、能其勞に堪へたり、又物を企爲すには、豫め此を熟考する事久し、然れども一旦考へ得る時は、其事を爲すに及んで其功速に成れり、

○日本には他邦に稀なる所の好き道具有り、又是れに種々の區別有り、而して工職毎に各々其道具を具

有す、且つ此れを大切にする事日本の如きを見ず、總て尋常の匠工より、玉人及び自鳴鐘工に至る迄、悉く道具に意を用ふ、若し其道具或は鏽を生じ易きか、或は損傷し易きものは、常に竹器の內に入れ置けり、燮按るに、此竹器に道具を入れて貯るは崎陽の風習か特り鋼鐵製の道具のみならず、木にて製したるものも亦た美に是を飾れり、

○日本の手工人は、毎日一時の間は、己が道具を研磨するに於て光陰を費す、但し麁なる道具は、家僕及び家弟に命じて是を研磨せしむ、然れども各人皆自己の道具を用ひ、互に人に是を用ひらるゝ事を嫌ひ惡む、又其道具は、歐羅巴に同じきものを用ふと雖も、其製稍々麁にして輕易なり、

○諸般の手工人皆坐して業を爲す、鍛冶工も亦た砧傍に坐す、其職場は、狹小なるを以て事足れりと爲し、最も清潔に爲すなり、

○手工人は、食々(めしをくひ)或は喫烟或は喫茶に定期の時限有りて、其時に至れば作業を休みて是を爲す、若し如何程繁劇の事を爲すと雖も、少しも其時限を延ばさず、此時限の他は最も能く勉强せり、又家を建るや或は廣大なる營造等にて、甚だ雜踏したるに於ても、衆人互に力を合せ意を通じ、能く一致して其功勞を助け爲すなり、

○匠工は、屈曲したる匠斧(てうな)を用て、常に板を削る事、恰も推鏂(かんな)を以て爲したる如く上好なり、又錐は其形ち先き稍々廣匾尖りて、スタールペン燮按ずるに、スタールは鋼なり、ペンは筆なり、和蘭鋼を以て筆を製す、是をスタールペンと云ふ、の如し、稀に方形のものあり、これに圓直なる木柄有り、上み細く下太し、人此木柄を兩掌の間に壓しつゝ揉む時は、速に一釘穴を穿ち得るなり、

○日本手工は、推鏂及び鑿を用ふる事、全く歐羅巴に反して、是を己が身體に向て施用す、人何事も坐して操作する事甚だ簡易なり、且つ足を以て自由に板を保ち、少しも動搖せざらしむ、

○日本人は、唯物の外形のみを美飾する事を以て適意とせず、其內面及び下底に至る迄、都て外より見へざる所を、悉く一樣に能く成し遂るを以て專務とす、且つ微細にして釘を用ふる事能はず、唯膠漆を用て造りたる物等に至ても、亦た此の如く製す、是れ如何程麁糙の物にして、唯鄙夫の爲めに設け造りたるものと雖も、適宜にこれを製し、長く用ひらるべきを要

とするの一規則なり、

○又日本は、美麗なる物を製造する爲めに用ふる材料に於ては缺乏する所なし、然れども鐵錫及び色附等の如きは亦稀なり、故に猥りに是を用ひず、依て事を企て爲すの時に臨んで一も缺く事なし、

○最も貴重なる烏銅及び武器の事に於ては、日本人の鍛錬に秀たる事、以前已に是を記せり、又平日家具に用ふる銅鐵器も、頗る好く製造せり、然れども鑄鐵の外は、銅鐵及び金銀どもに剛強ならず、且つ日本人これを能く琢磨するの方を知らず、

○日本の布帛は、美にして世に名譽ある事、衆人の知る所なり、機織の事に於ては、絹布及び綿布に至るまで、最も美にこれを製造す、然れども織工に金絲を用ふる事は支那に齊しく、都て歐羅巴に劣れり、是れ全く金絲の製方を知らざる故なり、日本人は金絲の代りに、紙を細く撚して絲の如く造り、其外面に金を塗り、此を以て欲する所の繪圖を、金色にて絹帛に織り交ゆ、然れども又他の絲と合織する事能はず、

○凡そ陶器は、都て日本より支那を勝れりとす、其故は日本は精微の陶土に乏しきが故なり、

○昔は年々精微なる陶土を以て燒たる幾千の皿鉢盆等を、日本より運輸する事、東印度商人仲間に於て交易の一箇條なり、其時吾輩平戸に於て是を容易く交易す、且つ其地には陶土も亦た多く居住せり、然れども其後彼の陶器の出る事年々稀少なるに從ひ、商人大に損失を爲す、故に此交易絕て全く癈せり、

○日本の陶器は、價下直にして且つ美麗なり、唯々炊食鐺及び其他の廚器に用ふる甆磁に至る迄も、亦た此の如し、

○日本には、諸種の彫工有りて多く是を用ふ、殊に神社佛閣には、彫刻したる木像及び銅像を安置せり、然れども日本は、此術に於ては拙にして、歐羅巴手工人に比すれば最も劣れり、假令ば石を以て家屋を構し、或は廣大なる營造等に於るが如し、

○日本は、材木の種類に於て最も富めりとす、加之又竹あり、是れ材中精微上好の一種なり、

○竹は不思議の奇材にして、實に一箇の性質を具有するが故に、諸般の標的に於て、最も缺くべからざる者として用ふるなり、又承霤に用ひて、家屋に傍て雨水を地上に導き注ぐなり、

○竹は堅硬にして屈曲すべからず、其外皮は自然の漆（蓋し拔るに、自然の漆と云ふは、竹皮の光澤ある所を見て云ふならんか、）を以て掩ひ、光澤有て美なり、且つ是を以て連日の乾燥と濕潤とを防ぐに堪たりとす、又是れを細く破裂する時は屈曲すべし、最も其微細なるに至ては、絲の如く自由に卷縮する事を得る、然れども其堅硬なる竹の性質をば更に失はざるが故に、之を以て諸種の良好なる竹器を製造す、

○日本の漆は世に名譽あり、其質は即ち華爾斯或は護謨にして、ウルシノキと名づくる一種の木より得るものなり、其用に供する前に、豫め數日の間能く煉熟する事を專要とす、

○漆中に彩料を混和するには、先づ是れを銅板上に於て、互に相混和する事久しきを以て得るなり、又塗漆の事は急に爲すべからず、寬なるを以て最も良とす、故に先づ初塗は漆を薄く着けて、是れを能く堅く乾かし、而して後細石又は木賊を以て其上を揩磨平等にし、又再三此を塗る事、五回或は其餘に至る、此の如く塗りたる漆器は、暑熱及び寒濕に逢て破傷すること無し、且つ是を熱湯の內に入ると雖ども、亦た曾て損せず、

○光輝ある青貝は、所謂るアワビ貝（石決明）を破碎して得る所の細片なり、之を以て凡そ物を圖畫せんと欲するや、其形狀に從ひ是れを細切し、其後面に色料を施て漆中に居き、其上に又再三光澤を生ずる一種の漆を塗る、是れに於て鮮明なる光輝を發現す、

○器械の製方に於ては、日本人も亦た未熟ならずとす、此事は水車、轆轤等其他の器械、殊に時規等の巧なるを見て知るべし、然れども日本の有司は、歐羅巴の如く精巧なる機器を用て、衆功の費を省く事を取用ひず、又他の法を用て其費を省く事を知らず、曾て歐羅巴より油車の圖稿を以て天子に獻せし時、有司の裁決に於て、此の如きの癖習を見る、何となれば是れを唯奇物と爲し、且つ此の如き器械を貯る事は、日本人の爲に甚だ害ありとして、直に是を送り返す、都て日本人は、機器を以て製したる物よりは、人工を以て造りたる物を上品とし且つ貴しとす、

○我輩と共に交る所の通詞及び其他の日本人は、此の如きの機器を以て、麁糙なるはヨウレンベルグ製といふ、精細なはるロンドン及びアムステルダム製

と云ふ、都て手工の工價は至て微少なり、然れども時の長短に依て、工價も亦これに準ず、一匠工は一日に五匁の工價を得る、諸工人は一日に二匁五分より多くは得る事能はず、然れども是を以て各々家事を營み、簡易に能く生活を遂る所以は、其婦も亦共に小貨を濶ぎ、或は織工或はその他の工職を爲して、夫を助るが故なり、

○都て日本人の性質は、利益より名譽を好むと雖も、商人は唯利益のみを專要とす、

○商人は好て米、海產、木及び鐵等の如き、雜費の多き物を主として取扱ふ事を爲す、此の如き人々は、國民の中にて最も富める者とす、

○商人は時價を考へ、又物の價を定むるに於ては、確として動ざる所なり、又其言語及約諾に於て正直なり、然れども物の證據として、文券及び寓物を用る時に於ては、甚だ貪慾なりとす、何となれば一箇月に百分の一は、尋常の利息なるに、尙其餘分を貪る事を爲す、

○日本人は、金銀銅の貨品を用ふ、之に於てタイル十匁、を員數の基本として數を計る、然れども此タイルは唯算數にして貨品に非ざる事、昔歐羅巴に於て用ふるポンテンフラームス(變按るに、ポンドの大さ云の義、)に同じ、タイルの重さは、古のアムステルダムの一ポンドを十三分にしたる一分に同じとす、タイルと云ふ銀の價は增減なし、凡そ和蘭の二ギュルデンの價と等しとす、

○小判は橢圓にして平匾なり、銀六十匁の價を爲す、然れども大都なる江戸の外は、常に時價を用て少の增減あり、此小判を區別して、或は半分或は四分或は八分或は十六分と爲す、共に皆金を以て製せり、銀貨は小舟の形を爲す、其價は凡そ四十二匁(變按ずるに、四十二匁と云ふは四十三匁の誤りなり、)とす、然れども是れ亦た常に一樣ならず、時價に依て少しの增減あり、其他小玉と稱する銀は、種々大小不同の丸子なり、其質麁にして形狀を爲さず、互の通用に於ては此、輕重を秤りて其値を定む、

○日本に於て最も多く通用するの貨は錢なり、是れは惡しき銅に生鐵(あらがね)を混和して造り、正中に方孔を穿ち、百片を以て一列に貫く、又此れを十箇合して一タイルと爲す、又此外に一種の銅貨あり、其價は前に擧る錢價に五倍せり、(變按するに、是れは四文錢を云ふ、五倍と云ふは誤りなり、)

○諸物の重量及び諸貨の員數に於て、共にタイルを

用ひ、又是れを十箇に分ち、即ち其一を一匁と云ひ、又一匁を十に分て一分と云ひ、又一分を十に分て一厘と云ふ、其餘尚一毛一弗の區別あり、然れども常に用ふる所の量數は、タイルの百分の一までにして、即ち所謂る一分より以下は取り除て用ひず、是れ皆秤を用て、其量の輕重を仔細に分つなり、又大なる重量に於ては、所謂るカッチー（變按るに、支那及び拔荅肭亞に於て用ふる員數にして、則ち一斤なり、）を用ふ、是即ち十六タイルなり、都て日本人と歐羅巴人と交易する荷物の目方に於て定むる所なり、又此カッチーを百箇合してピコルと云ふ、是れ古のアムステルダムの一千二百ポンドに一ポンド八分の七を加へるに同じ、

○諸の粗大なる物件は、これを測るに杠秤を用ひ、銀及び微細なる物に於ては、提秤を用ふるなり、長短の度に於ては、シアクフ（尺の事ならす、）を用ふるなり、此尺を細別して十寸に分つ、又六尺五寸を以て一間と爲す、此尺度は古のアムステルダムの二ヱルに、一ヱル八分の七を加へたるに同じとす、

○諸液の類は、ガンチングス、（量斗を云）此量は凡そ二硝子壜に受容するの量に同じとす、

○日本人は物件を遠く運送するに於て、其損傷を防ぐが爲めに、箱及び覆を爲すに、少しも價費を惜まずして造る、

○譬ば漆器、磁器及び流金、銅器の如く、其他の微細なる物は、各別これを箱に入れ貯ふ、其箱美にして且つ堅固なる事、其中に入れ貯る所の物件と其價を同す、都て荷造に於ては、物件を箱中に塡積するに、麁綿、鑤花及び紙を用ふ、敢て枯草等を用ひず、又腐敗を防ぐ爲めに、能く樟腦を用ふるなり、其外面は油紙或は筵席及び稻索を以て是を包み、束て後鈐印する事、予前に封緘の事を論ずる所に於て記載するが如し、

○交商の事に於ては、歐羅巴の如く替錢の要劵及び替錢座の助力を用ひ、又其他互に取證の劵契を用ふる、然れども一年の間に兩度の總句有て、客商も鋪家も相互に討債す、此期は長崎に於て、七月の中と十二月の末の三日に有りとす、除夜に至ては最も雜踏の一時なり、此時に於て好き名聞と風說を得んと欲る人々は、室を出でず、文簿及び貨財を備て坐し、主管小豎是を助け、各人の來るを待て算計す、又主管に命じて外に遣し、共に同く薄債を償へり、

○困窮貧苦の人は、此期の間は隱遁す、如何となれば容易ならざる債主に依て催徴せられ、且つ衆人の見る所に於て痛く恥しめらる、甚しきに至ては、或は捕囚せらるゝの恐有る故なり、

○除夜に於ては、諸民互に討債し、、終夜競て市中を奔走し、街上も亦た幾何か雜踏す、然ども翌元旦に至る時は、各人正服を着し、容儀を整へ、何事も安穩靜謐にして、又再び次の會計の期に及ぶ迄は、舊債を責る事なし、憶に債は幾年を經ると雖ども曾て消亡せず、舊に依て其子孫に相傳ふ、又債主は原より徒らに券則を固守せり、

○日本に於ては、田疇及び家屋の持主は、審に其地里正の定簿に登記せり、然れども若し耕作或は家政を永く怠る時は、所管より是を沒收せらるゝなり、

○日本の家屋は、大概五十年に至る時は、又新たに造營せざる事を得ず、其故は屋及び壁に石を用ひず、唯木及び膠と石灰をのみ用ひ、其材木は多くは松或樅より他のものを用ひず、且つ色料或は其他の物を以て、外面を塗り掩ふ事なき故に、上に云ふ所の年限に至る時は、皆腐蝕し或は損傷するなり、總て家屋は、其主人の注文に從て造營す、

○廣狹の度は、地に敷く所の席數幾枚たるを以て測るなり、(案ずるに、坪數を用ふる事をいふ、即幾坪と云ふが如し、)

○凡そ架屋の價は、用る所の木或は石及び釘、又は室の開闔及び窻牖の多少、總てこれに屬する所の諸色平均して後、一間に於て其價幾何たるを定め、これを以て一規則と爲す、

○諸の戸扉簾幕及び外表の飾等は、各其主人の嗜好に從て是を造る、

○殊に精密なる架屋に於ては、外壁の下或は巨檻の下に、砌石を以て柱礎と爲す、其他は地の表面を舂き堅め、平等にして後、簡易に石或は木の方形なる築礎を居き、周圍地上に出る事二三寸の高さにして、其上に悉く一間の距離を以て、外壁の正直なる柱を建るなり、

○此巨柱上は、許多の諸材に連合し、兩柱の間は橫木或は小割を以て接屬す、其中間に於て土及石灰等を塗て壁と爲すべき諸部は、更に屈曲すべき所を以て壁骨を造る、其他の部分は定則の廣さに依て口を開き、これに戸扉を用ふ、

○壁の粗泥(あらわり)は、一種の粘土を用ふ、即ち稲穣(わら)を細かに切り、一二日の間水に浸し置、粘土に合し能く攪拌し、其質をして互に能く混和せしむ、

○此粘土を以て壁骨の上に塗る時は、乾くに從て硬き皮狀を爲す、これに於て又石灰と土と合したる精微なる一種の土を以て其上を塗る、是に依て家屋の硬き事殆んど石のごとし、加之其外表は又薄板を以て掩ひ、石灰壁の剝脫する事を豫め防ぐなり、

○壁の內面は紙を張貼し、或は稀に精微なる石灰に、綠色及び其他の彩料を混和したるものを以て塗り、室の周圍を甚美に飾れり、

○家の內空は、其廣狹の度に從ひ、多少の支柱を用て諸室を區別し、且つ屋を支保す、日本の屋は歐羅巴の屋より最も重して、恰も家上に重荷を負が如く、是を以て能く家を連續し、輒く動搖することなからしむ、

○屋の形は、歐羅巴の如く斜勢に開行す、又屋脊に沿て正中に長き一箇の方形なる大木を横ふ、此木は斜なる屋椽(やねのたるき)にて、家の兩緣に接す、

○覆瓦の事に於ては、初に板を以て掩ひ、其上は壁に用る如き一樣の混合土を以て塗る、その厚さ一二寸にして、此上に再び木の薄片を以て葺き、更に其上を瓦磚にて葺く、亦た瓦磚鱗比の接際は、石灰土を用て塗り塞ぎ、此彼(こゝかしこ)に長釘を以て貼し、屋蓋を固保す、

○日本人は、スコールステーネン烟窓の類、のなきをも自ら不快とせずして、恰もコーケル變拔するに、コーケルは物た貯る器にして、氣の通ぜざるように蓋をしたるもの、のごとき屋蓋の下に甘じ居れり、

○唯々庖廚及び火を燃す所に於ては、小竈の上に窻を造り、これをスコールステーネンといふべき處に用ふと雖も、甚だ不便なりとす、

○家の牀は、地上より高きこと二三尺にして、柱間に固く横木を構へ、此上に板を敷く、又二層三層の樓閣は、頂格(てんぜう)亦た牀の如くに製す、其他甚だ麁にして、薄板を以て造りたる樓上は、是を殘餘の空隙として取用せず、

○日本人は、架屋に於て釘及び其他鐵具を用る事、最も少しとす、

○家の全骨(あらだて)は釘を用ひず、唯木と木を接合するの術を以て爲す、

○一種簡易なる房舍及び住家は、總の泥工(しやかん)を用て容易く壁を塗る、然れども其材料に於ては、他に同じき

物を用ふるなり、
○水に浸入するの害を拒ぐべき所は、鉛の缺乏なるにあたりては、銅を以て是を掩ふ、
○銅を以て筧(とひ)を造り、或は門扉又は家の前部木柱等の表包及び緣に用ふ、
○予は營構術を知らざる故に、其營構の順序に從て、用ふる所の方則に於ても、亦た其名目を擧る事能はず、然れども是を見るに、都て目に觸る所は、實に爽快なるが故に、又人をして家室の內奧に至る迄も、好んでこれを見ることを欲するの心を奮起せしむる程に、能く整列一致する事を知る、予曾て說語する如く、土墻及び前庭等を以て、街路と分界を爲したる、廣大なる家屋に於ては、殊に然りとす、
○日本人は、家の入口を廣くし、且つ廣大貴重の門戶を構へ、多く家の前を飾る、又家の右側には、許多の格子を用ふるなり、(燮按するに、長崎の家屋には、右側に格子を造る事多しと云ふ、)
○又日本人は、家屋に於て明朗開濶なる事を得る爲に、奧深きよりも幅廣きを選む事と見へたり、
○家の後面は三角形を爲し、玆に又自ら一箇の適宜なる庭地を具す、其庭は假令幾程狹小なりと雖も、又術を用ひ風景を設けて、以て巧に是を造る、
○日本國の地勢は、洋海、江河、急湍、靜流及び小川、淺水等に沿て、互に通信交商する爲めに、自ら運送の器具(船を云ふ、)に區別有る事を要す、
○總て日本の地圖を所有する人々は、日本人の己が船を以て、其國中山谷巖石の間迄も、深く進入する事を見て異怪とせず、
○日本人は、船底の造り方に於ては、其他の製作に於る如く、自己の前規を堅く守て、年々見る所の歐羅巴船及び支那船に從て、是を改め造る事を爲さず、
○其第一の大船は、松前より蝦夷の海濱に沿て、日本に渡海するの巨船なり、此船は旅客及び船夫の住する住所を除て、外に凡そ六十トン(一トンは二千ポンドなり、)の重荷を積み得るなり、其船の長さは、和蘭の百フートにして、幅は二十五フート或は三十フートなる有り、其深さは稀に六フートに餘るもの有りとす、此船は中央より先の方に至るに從ひ、漸次に其幅狹くなりて稍稍尖れり、然れども後の方は中央と同等の幅を保つ、又此船は松或は樅を以て造る、其水上に出る所は多く樟木を用へり、亦船の中央より少し後の方に於て

重き檣を建て、是れに驚くべき廣大なる方形の帆を掛け、亦た船首に於て小檣を建て、これにも又此の如き小帆を掛く、

○凡そ船の製造に於て、船尾の精密ならざる所以は、日本人の本國を去て、他邦に渡海する事を禁ずるに依てなり、

○舵は船尾の中間稍々開きたる所に在り、その閂は中央に懸垂す、これを以て船の運行を甚だ重くし、遠行を危く爲さしむ、

○日本人は、船底の板を銅にて包み掩ふ事の代りに、船を濱邊に引揚て、其船下に木を燃して、船底の板を炙焼し、黑く焦すなり、

○日本人は、香瀝青を用ふる事を知らず、水中に浸入すべき諸物は、皆銅板を以て製作す、又船中に荷物を積みたる後は、大なる藁の席を以て、上下の荷物を蓋ひ、外物の觸るゝを防ぐ、

○日本人は、船中に於ても亦た家居の如く、襖禢を以て席を限隔し、旅客をして中段に居き、快く住居せしむる事を爲す、然れども美麗なる事に於ては、更に擧て稱すべき事なしとす、

○帆は綿布を以て製し、繩は稻穰及び棧毛を以て製し、或は麻及び綿布を以て製す、

○舵は船の中段に於て指揮す、此處に舵司居りて、常に船の進退を船子等に支令する事を司る、

○日本人は、海路を知る爲めには、唯羅針盤のみを用ゐ、其他は多く自己の經驗を以て證と爲し、誤る事稀なり、又日本人は、何れの地に於ても天氣の惡しくなる時は、良港を求て此內に船を推し入れ、其難を免るるを俟つなり、

○且つ日本人は、勇敢にして能く叫呼して、自由に其船を廻旋する事を知る、

○若又風の無き時は、長楫を用ふるを緊要とす、然れども是は大船に於ては其用を爲さず、唯小舟に於てのみ最も好しとして用ふるなり、

○許多の大船は、黑き絲を以て組みたる大なる旒旒を船首に掛け、又は其國州の記號、及び員字を記したる多少の旗を建て、これを飾と爲す、又船主の居室に於ては、綺麗なる小祠有て、其內に神像を安置し、船中の人皆是を拜して厚く尊敬せり、

○日本は、上に所謂る洋舶の外に、船の種類尙多しと

す、假令ばハヤブネ（飛船）の如きは、一片の帆に一箇の舵を備へり、此船若し急迫の時に至れば、艪十六挺を用ふ、最も近きを行くに於て用ひ、遠きに用ひず、

○バンブネ（番船）は役人の哨船にして、長崎の備に用ゐ、此船は街陌及び皇帝の記號を附けり、又夜に至れば、船と同じき記號の提燈を懸けり、

○カワブネ（河船）は、ミアコ（京都）、及びヲサッカ（大坂）邊の內海に於て用ふる河船なり、此船は頗る美麗にして、荷物を積の外亦た遊船にも用ふ、此時には船中に廠を搭て小室を造り、速に遊の粧裝を爲すなり、

○ワタシブネ（渡船）は、急流及び淺水に用ふる渡船なり、其底は平偏にして行く事疾速なり、又此船は、其製法他に異なりて、唯薄き板を並べ、竹を以て是を綴りたるのみなり、

○ネヅミブネ（荷積船か）は、我國の樓船の形に造りたる荷物船なり、此船は荷物を船より陸に揚る時に用ゆ、カイヲブネ（通船）は、大船に於て用ふる一種の小船にして、船より陸に通行する時に用ゐ、海中に在る時は、常に引揚て船の舳に載す、

○サカナブネ（魚船）は漁船にして、走るに席帆を用ひ、或は時に臨んで櫓を用ふ、此船甚だ敏速なり、是に於て日本の櫓は、我國の櫓より其勢頗る強く勝れるを知る、

○其櫓形は最も長く稍々圓し、是を繩にて船の縁に引掛け、少しく遊動すべく備へ置き、棹手は唯直立して、此櫓を船より横に向て、大に力を奮ひ絶へず蕩搖する事、又我國に於ける櫓を推すが如し、玆に櫓を推すの間に於て、櫓は始終水中より出る事なきが故に、其運動も却て輕と爲す、又日本の櫓一挺の力は、我國の二挺の力より遙かに勝れりとす、然れども其疲勞に於ては却て少しとす、

日本風俗備考卷之十八 終

日本風俗備考卷之十九

附錄の一

此書分けて十二篇とする所以は、既に序文に示す如くにて、此附錄とても別に趣意あるに非ず、若し無用の事までも漏さず記しなば、頗る廣博にも渉るべけれども、固より予の志は、唯日本國の略史を著はさんことを欲するのみなれば、此篇専ら長崎に在る和蘭商館のことと、江戸に參府のことを述んと欲す、されば先づ初に予が藏する所の咬𠺕吧より日本へ渡海の日記を抄出し、次に初めて日本の地に到る人の心得になるべき事件、及び其地の禮儀作法等を略述すべし、

咬𠺕吧より日本へ渡海の記

○日本と和蘭領印度と交易を遂るには、毎年舶二艘を裝し、咬𠺕吧を出ること、大抵第六月下旬より第七月初旬までの間とす、

○予始めて日本に渡りしは、千八百二十年（文政三年、）なりし、其年の選まれたる商船は、ニウエゼーリユストとホルチユデ（共に舶號、）の二艘なりき、予は其ニウエゼーリユストに乘組たり、此船は大さ三百ラスト（永久按るに、一ラストは我三千三百斤に當ると云ふ、然れば三百ラストは我九十六萬斤にて、猶本邦にて何百石積と云ふが如し、）にて、舶司の名はペスワルトと云ふ、即ち第六月十七日早天、咬𠺕吧の灣泊（ふなかゝりは）に開帆し、祝砲七響を放ち、（開帆を祝ひて大砲を放を云、）しに、風なくして翌々十九日に、ソイドワクトル（地名、）に繋泊す、此日船子一人病死したり、これを葬るに、常例（方俗の常例なり、）其翌日には此地を見ざる處まで至るべかりしの如く吊臥床（つりねこ）に結び附け、是を速に海底に沈めんがため、石炭及び銃丸等を附けて海中へ投ぜり、

○夫より舶を進めしに、舶より一里許りにアルミユイテンバンキイと云ふ暗沙を見たり、同二十日には、ノールドルワクトル（地名、）に舶を繋けしに、舶の左側に當りて、ドイセント・エイランデン（千島の義、）と云ふを見たり、廿一日夕刻、又船がゝりせしに、船子一人また病死せり、

○廿二日、幸ひに追風を得て、碇を揚げ舶を遣りしに、無人島のリユンバラと云ふを見たり、此日屢々雷雨し、南風にて涼しかりき、偖て夜中バンカの瀬戸を

通ること、極めて危き業なれば、薄暮に及びて其邊に碇泊す、此にて亦た船子一人病死せり、舶中猶大病人多かりし、

註に曰、咬𠺕吧灣泊の風土良和ならざることは、兼て知る所なりと雖も、都て印度の地に永く在泊せる舶中の者にも病死多しとす、是疑ふらくは、其病直に舶身に傳染し、以て其船子に及べるものならんか、此こと既に此ニウエゼーリユストに於ても然り、此舶歐羅巴を出でて以來、凡そ二箇年半の間に和蘭本國より伴ひ來りし船子は過半死して、已に二次その不足の人數を召し抱へたり、且此二箇月以前に雇ひ入し亞墨利加船の亡命人九人の內、已に五人は病死して、第九人目の者を日本に於て葬りしなり、此舶日本に渡海すること今二次にして、向後又その舶司船子侍使等に至るまで全く死絶せり、且此舶數次無難に航海せしかども、曾て和蘭國に歸りしことを聞かず、

○二十三日、バンカの瀨戸に來り、蘇門答剌（シュマタラ）の海濱に沿ふて舶を遣りぬ、此邊都て住民寡し、舶の右側に當りて、バンカ島のマーピン山を見たり、此邊暗礁多く、務めて舶を速に遣り、蘇門答剌の岬にては、斷へず鉛錘を下して海底を測れり、地圖に記する所の第二岬の大樹は、此度も亦此後千八百二十五年文政八年、に通りしときも、予是を見ず、廿四日夕刻、斜にバンカ島の府ミユントツクに對し碇船す、

○廿五日、漸く此瀨戸を過ぐ、バレンバンクの河口を眺望し、且多くの賊船を見、又第八時辰時、に、フレデリツキ、ヘンデリツキと云ふ突出せる巖石を見たり、是はバンカ島に屬するものなり、此バンカの瀨戸口を出づるには、最も意を用ふるを要とす、

○廿六日、セフヘンヱイランデン七島の義、と云ふを見たり、滿剌加人は、此島をビユロツーニーと名く、此島の位置、今予等の測量に據れば、地圖に載する所は東に寄り過たり、

○廿八日午後、舶の右側に當て、ピツトレイ諸島を見たり、而るに舶の所在を測るに、北緯北極出地度なり、下同じ、一度二十二分、グレーンウイクの東經一百零五度三十七分にあり、永久按るに、初度と定む處より東へ數へ起すの經度を云ふ、其初度とする所、舊說は福島十二地內のヘルロ島な多く用ひ來りしに、近來英吉利の都府龍動の測量所ある處、グレーンウイクを以て經度の初度とすること諸書に見ゆ、下同じ、

○三十日、暴風雨起て舶大に盪搖す、

○第七月一日、天曇り風雨數次にて、船首の帆を絞り縮めたり、

○此時一人の船子、帆桁より誤り落て、強く體を損傷し、暫時にして死せり、

○二日、西差北西風にて急雨烈しく、經度を測り得ず、察するに北緯七度三十八分、グレーンウイクの東經一百零五度十三分にあるなるべし、午後にはピユロコンドレー島、我を距ること十六里半（本邦の三十一里に當る、）にあるを察せしのみにて、遂に是を見ず、夫れより順路を得んが爲め、船をピユロサバチユに向て遣りぬ、右のピユロコンドレー島には、安南人在住す、千七百零二年（元祿十五年、）の頃には、英吉利より此に砦を置しかども、曾て是を存し置く程の利益あらざりし事と見ゆ、

○三日、緯九度二十分、東經一百零七度八分を測り得たり、午後ピユロサバチユを見出せり、是は海中に孤立せる一奇巖にして、恰も海中に府城を置けるが如し、普く妄誕に此は諸海神の隱窟なりと言しも、實に信なるべし、滿剌加語にピユロサバチユは支那人の履と云ふ義にて、北西差北の方より是を望めば、實に其形あり、又其大巖の後に當て、カトウユイクスエーランデンと云ふ一二の突出せる巖石あり、其上を衆鳥飛廻りて、船近く來るを予等多く是を捕りたり、

○船子の内、榜葛剌人一人病死す、同國のものども是を葬に、先其屍を清く洗ひ、好き服を着せしめ、船中を擔ひ廻りながら誦經し、終に衣服にくるみ水中に投せり、

○第七月四日より九日までに、亦榜葛剌人一人を失ふたり、哀むべし此病人等を、雨天勝ちなるに船中に入置所の哨舟（てんまぶね）に移し居らしめ、斯の如く室を異にするは、是其傳染を恐るゝが故なり、且歐羅巴人、彼等の居處に到り交らんとせば、彼も亦來交らんとすべければ、是も許し難く、彼等も固より炊焚を別にし、器具を異にし止むを得ざるに非れば、更に歐羅巴人の手より送れるものを食せざりし、今船の所在を測りしに、北緯十六度二十四分、東經一百十四度十六分を得、マックレスヒールツと云ふ暗礁の深さを錘測す、

○第七月十一日、天曇り西差北西風漸々強くなり、上段の帆は悉く是を縮め、最上段の小帆も絞りしに、風益々烈く、夜に入て遂に大雨海颶となり、大浪船に灌げり、

○十二日、風波靜になりければ、再び舶を進むるなり、

○十四日、風不穩なるに、烈しく浪の逆まくを錘測す、午時ペトロブランカ我を距ること二里（本邦の三里半餘、）許と察し、午後舶の左側に方て支那海濱を望む、此邊逆浪烈しく、恰も湯の沸騰するが如く、我舶已に暗礁上に在るかと疑へり、然れども深さを測るに、四十尋なりしが故に、全く其恐れ非らざりし、

○十五日、海水甚だ汚れ、一面粘液を流せし如くなり、是は魚屬の吐出せるものにて、舶夫是を見るときは颶の徵とす、果して風強くなりしかば、上段の帆を縮めたり、今緯度を推量するに、二十二度二十三分にて、已に臺灣の瀬戸内に在りとす、

○十六日、風烈しからずして浪高く、只管舶を東に乘り廻はせしなり、

○十七日、天氣穩なるに波は猶甚だ高く、正午測りて北緯二十四度五十二分を得たり、さて咬𠺕吧の役所より、日本に渡る役人に與ふる心得方の書中に、渡海の前年毎に、（歸帆の舶を云、）日本人より諭し授くる祕密の標旗（めじるし）は、我が舶二十五度の處に至らば是を開くべしと載せたり、されば其席を設け式を取行はしむ、但し此標記は日本海岸に近寄しとき、和蘭舶に紛れなきことを彼に知らしめんが爲なり、（永久按るに、席を設け式を行ふと云ふは、舶司其外の役人立會、旗の入りたる箱を開くことゝ見ゆ、）

○右の旗は、日本の地を見かけし時、是を舶首の檣上に掲げ、夜は同處に燈を燭す事とす、其年の標記は、横に白赤白三條等分なり、

○十八日、我より南に方て、臺灣島の北隅を見たり、因て既に日本海に在りと察せり、

○斯に於て、今日より日本港内に入るの用意をなしたり、

○第七月二十二日、西南風、此日甑島を見たり、是は薩摩侯の領分に屬す、偖て風止みしかば、唯々波にまかせて舶を天草港の方に遣りしに、此にて數日見失ひし、ホルチチユデ（類船の舶號、）に復た出會せしに、此舶も同じ趣なりし、斯くて黄昏に及ぶまで、務めて舶を野母岬に向て進めたり、且つ晝後小船一艘來る、是は海岸の守りをなせるゲヘイムメーストル（穩密役の義、）の乘れる日本の役船にて、遠見番より異國舶其地に近寄しことの知らせを受て、直に沖へ漕出し、和蘭甲必丹よ

りの書を予が舶に持來れるなり、其書面は、船號及び其他のことを書き告げべき旨を載せたり、彼等此書を箱に納れ、長竿の先に結着し出すを、舶より受け取り、是に加書をなし、復た以前の如くなして返し與ふるに、復た彼等受け取り、更に我舶に是を入るゝことなし、

○二十一日、南風淸涼、北緯三十一度十一分を測り得たり、

○廿三日、早天には風止む間もなく雨降りしに、後には晴て甚だ暑かりし、今日は必ず長崎の港に至らんことを願へり、

○常例此國の掟にて、港口の伊王島邊にて、二人の人質を日本人に出さゞれば、舶高鉾前を過ぐることを許さず、予好事にて、其質人の內に加へられんことを請しに、未の刻頃小船來りて、商館より上陸すべき命を傳ふ、此船には二人の通詞傳次右衛門、次郎助と、刀を帶せる役人二三人乘居たり、和蘭人此傳次右衛門をスコイチイ、次郎助をアゲルと異名す、

○予初めて傳次右衛門の和蘭語を言ふを聞し時には、甚だ奇異と爲しぬ、さて彼等好事にて、種々の雜話をなし時を移したり、其雜話の中に、前年日本より歸路行き方知れざりしロウイサマチルラ舶號のことを問ひしに、其緣由を知る者なく、少しも其證を得ざりき、蓋し人々の推考には、全く銅の塡積粗漏にて、是が爲に洋中にて其舶破裂し、沈沒せしなるべしと、偖て予等長崎港の勝景には驚けり、殊に和蘭の舶入津のときは、夥多の船艇散布し、港の左右の番所及び役船等には幕を張り廻し、總て土人賑ひよろこべる光景なり、然るを況や凡そ八箇月間音信不通にて、ここに滯留せる我國人、及び本國よりかゝる絕遠の海路を歷て、今旣に其朋友のもとに近づき得たりしものに於ては、其喜如何ならんや、

○予等舶を離れて後、程なく其舶數多の旗を飜して、數艘の曳船にひかれながら、伊王島と港口の二處にて、祝砲を放てるを見しに、一しを美景なりし、

○此港は其兩側高く、良き田圃ありて、海濱處々に村里散在す、予等の乘りし船は、水夫八人にて力を極め急ぎ漕ぎければ、小半時許りにして高鉾に達せり、此島は伊王と長崎の角とす、予等此にて檢使の乘れる船に至りしに、身もとを探られたり、夫れより檢使に

禮をなして、復た元との船に立戻り、猶船を進めたり、此檢使は奉行の內意を受け、總て和蘭の舶入津に就いて命を下せるなり、

○港口左右に置ける番所の前を過るに、此日は殊に天晴わたりて、前に長崎の市戶と、支那及び和蘭の商館を望み、港內一面に幕旗及び遊船夥多散布し、和蘭の舶進み來れるを見しに、其勝景言語に絕へたり、殊に初めて是を望みし輩は、眼を驚かせしなり、斯て出島に到り、水門より上陸し、此に出張せる檢使に一禮なして、後貿督前に見ゆ、の居處に導かれたり、商館前にて舶の碇を投せしは、予等の上陸より一二時後れたり、其故は高鉾に碇を入れ、或は夥多の小船に曳かるる等の定例と、諸法令の事に就て大に時を移せり、

○祝砲は伊王島を除くの外、商館より差越せる和蘭人乘船の際と、高鉾港口左右の番所續く長崎の灣等にて放つことゝす、但し舶の高鉾に至りし後は、夥多の日本人船中にありて、恰も主司なき舶の如く、其中にて此祝砲を放つことなり、且つ是よりして、總て日本官家の命に從はざるを得ずして、已に舶に來れる檢使は、舶長崎の灣に到り、其火藥手銃武器等を卸し、且つ船人及び掛り役の者まで、悉く其人數を改めざる間は、更に舶を下らざるなり、但し大砲は、却て是をおろさしめざりき、

○舶長崎港內在泊中は、其碇の浮頭に、日本官家の役船を繫ぎ舶を守り、官許を得るにあらざれば、猥りに舟の往返を許さず、たとへ官許を得るとも、通詞と監守に伴はれざることを得ず、固より荷物積み卸しの時より外は、一切日本人乘舶することなく、其時には檢使來りて、終日甲必丹部屋か或は舶尾の日覆の下に在りて守り、悉く舶に來る者は是を改めしむ、斯く事終りて各々出島へ上陸す、出島は暮に及べば其門を閉ぢ、總て嚴密なることなり、初めて渡來せし輩は、實に其自由を失ひ、斯の如くにては數年此に滯留なし難からんと思ふ程なり、予數年日本滯留中屢々思ひき、夫れ日本を愛する人のこゝろは、唯自から其風に馴れ、此邊僻なる出島の勝景を以て、樂しみ足れりとする者なるべし、貿督テッチンキは、年齡長たる人にて、此人の說にも、最も樂しく光陰を過せしは、日本滯留中なりしとぞ、其後代々の貿督も爾か云へるを聞しなり、然れば此篇に次で、別に此僻島

のことを說き示さんと欲す、觀者以て贅となすこと勿れ、

日本風俗備考卷之十九 終

日本風俗備考卷之二十

附錄の二

和蘭商館出島記

○出島發端の事は、已に初篇に略記しぬれば姑らく舍き、此には此島內の事を說述す、蓋し其事情は、觀者の意外に出づる事多しと知るべし、

○夫れ出島の位置は、一方長崎の市街に對し、幅三十尺許の溝ありて、各相隔るなり、其前に江戶町と云ふ市店在りて遠望を妨ぐ、然れども其他は近傍の山水を眺望して頗る佳景なりとす、且つ此港は、常に船舟往來して甚だ盛なり、其左方は丘陵にて、市街の一端と村里田圃とを見得るなり、偖て出島の街路は少し屈曲して、水門より他の一端に及べり、和蘭の役人皆爰に列す、其役人は貿督一員、ヘトル商貨の元締役、一員、シキリイバ交易筋の諸帳面預り役、一員、醫師一員、アシステント書役、五員、小役二員なり、和蘭役所より此輩に每日二次食を賜ふ、小役を除く外は、皆是れ貿督の許へ參集し食するなり、元來貿督の家居は、日本の貴官を請待す

る事あれば、故に家作佳麗にして大なり、他の役人の居處は、是に比すれば稍々小なり、又室中の佳否は、人々の好みと出費の多少によりて差異あり、蓋し大抵樓上を常居とし、樓下を物置とす、此他猶街路の兩側と外墻に沿て、貨庫數戶幷に通詞乙名組頭等の詰處及び番所を置けり、又島內に一區の地あり、爰には牛屋と花園を設く、其傍に頗る大なる家居あり、是れは常に新渡の貿督、交代までの居處とする所なり、

○總て和蘭人所用の家居倉庫等は、店租に定めありて、每歲是を日本人に納むる事とす、是に因て營補修覆等の事は、固より日本人の預る所なり、然れども其家甚だ粗なり、勿論壁、床板、梯、窻、廚房等は具はれども、其他の造作は、總て借房人の入費とす、但し其造作も房主に斷りなく爲す事を許さず、上陸せる船夫等に於ても又然り、凡そ和蘭人の居處は、旣に謂ふ如く大ならずと雖も、歐羅巴の製に倣ひて室を飾り、頗る佳麗なりとす、其室中の器什は、咬𠺕吧にて調ふるものもあり、又好みに應じて、日本人に造らしむるもあり、傭て日本人を使ふ事は、別に定則なし、多少其人の招に應ずるなり、但し男は定めの外、出島に止宿を許さず、而して和蘭人其婦妻を出島に帶び來る事は、日本に如何なる制度ありてや、曾て其許容を得ず、且つ日本にて設けし子を、我國に携へ歸へる事も制禁とす、又出島內にて出產し、且つ凡て其島內にて死することを許さず、蓋し生む所の子幼年の間は制外とし、出島に居らしむるを許す、其子の養育の爲めの金錢は、日本官家の扶助により、和蘭人の子なりとて、諸事隔てらるゝ事なく、實の日本人と等しく取扱はるゝなり、

○傭て出島に水門と陸門とありて、水門は我船に貨物積み卸しの公務ある時の外は、一切開く事なく、陸門は平日市街への通路とす、此門より江戶町に石橋を架して市街と相通ず、此門には常に門吏守り居て、總て出入の者を記錄し、假令何人にても兼て定めある外、一切門內に入る事を許さず、又定りし人にても、總て此門を通行す者は、大小通詞其他一二の役人を除く外、皆其懷中を探り改るなり、是を掌る者を探吏と云ふ、常に杌子に坐して門に衞り居るなり、但し其吏長も立會はざる事なし、預め謀て物を隱し持ち通

らんと欲する族は、此探吏を甚だ怖れ敬ふなり、但し右の門吏は、一切島內の事に從事せざるなり、島內のことは、專ら乙名三人の預る所にして頗る權威あり、彼等輪番にて日々午時に交代す、通詞或は商人等、此乙名に斷りなくして、我和蘭人の居處に來ることを許さず、其斷り出る者は、此乙名若くは其屬吏の組頭と云ふ者從ひ來り立會なり、是れ固より掟とする所にして、假令何人にても爾かせざることなし、蓋し此掟は甚だ嚴密ならず、且其立會の役人も精細ならざれば、少しの私事をなすとも、强て支へざるなり、猶總て目付役と呼ぶ者も、二人の通詞目付を除く外、皆和蘭語を解せざれば、立會中間々睡眠を催すことありて、恰も木偶人を居へし如くなり、

○通詞は其員數甚だ多く、出島に其會所を置きて、晝夜一兩人此に當番を爲せるなり、亦た大通詞一人、小通詞一人に年番を命せらる、此人は諸公務と官家に往復の事を專務とす、總て上書の類には、通詞目付一人、大通詞四人、小通詞四人印章を調す、但し此人數は不定なり、偖て此外に通詞猶五十人許あり、各品級を分つ、卽ち小通詞助、小通詞並、小通詞末席、稽古通詞、內通詞等なり、在船中は各其品級に隨て定則の主役あり、

○出島には、日本人五人夜番をなし、乙名と共に夜中一二次島內を巡視す、是に因て我等戶窓を閉づる患なく、寢眠を安んず、

○舶に貨物積み下しの時と、出島に公務ある時は、檢使其屬吏を從へ出島に來れるなり、其來着の際、是を出勤せる諸役人に、ヲイデヾゴサリマス（自註に曰く、檢使來着の義、）と高聲に呼はり示すなり、此時乙名及び通詞等、順次に檢使塲の前に立ち並びて、檢使其前を通行の時、各各腰を屈し禮を行ふなり、偖て檢使着坐在りて、先づ公務を始めしめ、以て出入の差紙手形等を與へ、或は封印等を押し與ふるなり、叉其屬吏を遣りて、貨庫の封を解かしめ、或は庫內の公務に立會はしむ、此屬吏は、常に小役筆者等を從へ諸塲處に至り、公務を守れるなり、而して其日の公務終れば、貨庫には復た元の如く印封をなすなり、偖て予等座右具を舶より卸さしめ、是を手許に引き取らんには、先づ檢使に告げて沙汰を候ふ事とす、然れども座右具商貨に紛らはしければ、是を脇荷藏に送らしむ、此貨庫は和蘭の役

人及び舶夫等、銘々公然に商ふ諸貨物を納れ置くところなり、

○和蘭人島內に在て、自ら金銀を貯ふることと、幷に日本の商人と私買を禁ず、又出島に出入の商人は定りありて、各其販ぐ所、自己に造製せざれば注文を請受くるなり、凡て食料を販ぐ商人は、別に出島の門外橋の向ふに其宿所を設けて、和蘭人若し彼れを招かんと欲する時は、門に出て號柝を響がすれば、是に應じて直に來るなり、此商人は蓋し諸色賣込人と號して、食料に限らず諸品を販ぐ、其具ふる所の價簿は、凡そ市値の一倍とす、是れ其諸雜費を補はんが爲なり、諸商人の中にて、此諸色賣込人は廉直にして、其販げる物も佳品なり、武右衞門及び笹屋は各漆器を販ぐ商人にして、其器具の形從來ある物は敢て價貴らず、然れども稍々其形ちを變ぜしむる物は、恐るべく高價を貪るなり、且つ新規に命ずるには、最も精細に意を用ひざれば、彼等務めて歐羅巴風を摸するの意なく、動もすれば己が意に任せ、遂には敗物と爲すことあり、是を以て先づ歐羅巴風のものは、彼の私意に出る物の如くには、精好ならずと知るべし、然るに彼等却て己が巧妙を異國人に誇らんとの意あり、又織物、漆器、銅器等の商人に於ても亦た然り、若し夫れ金銀の器具を造らしめんと欲せば、其地金を我より與ふる事とす、是れ其國より金銀を異國へ出す事を許さゞるに因てなり、偖て又予等の用を便ずる木工は、每年大通詞年番より出島に來らしむるなり、總て此輩は各印章を所持し、以て其印書を門吏に出し、人夫等即ち出島の門を通らしむるなり、是れ兼て其許を受る所なり、又日本の醫師及び鍼科も、不慮の爲めに兼て其人物を選び、出島の出入を許せり、且つ圃人浣衣夫等も、又諸色賣込人の印章を以て出島に來れるなり、總て此輩和蘭人と交接の事に就て、誓文に血判を爲すなり、偖て日本の旅客島內を歷觀せんと欲する時は、通詞は他の役人に賴みて、其從奴の姿にて門を通行するなり、蓋し時宜により、私かに門吏の許しを得る事なきにしもあらず、然れども是れ制禁する所なり、和蘭人も又官許を得ずして、出島を出ることと能はず、蓋し年番の通詞をして、其事を官に乞ふに許さゞる事なし、然れども和蘭人の人數に應じ、多少通詞其他諸官吏に伴はるゝことなり、

○總て長崎の周邊は、景色勝佳にして、予等眞の樂みとするは、市街の內外を逍遙する事なり、且つ伴ひ來れる官吏を饗應することにして、費失多ければ數次は爲し難く、月に二三次を過ぐるは稀れなり、偖て予等至らんと欲する所には、預め其休息所を定め、爰にて和蘭及び日本の食を調へ、互に相樂しむなり、此日には伴ひ來れる官吏も緩かにて、予等其近傍を遊觀するにも、唯一人の通詞に伴はしむるのみ、是唯予等の贈る酒食に充つるに因てなり、總て途中の肆店にて、諸色賣込人を間に挾みて物を買ふ事は、敢て咎めざるなり、然れども他の少家に至る事は是を許さず、但し寺院と有名の酒樓等は、許して異國人を至らしむるなり、其酒樓宴席の趣は、メイラン氏の日本紀事に盡しぬれば、予是を略す、偖て我等其寺院に至る時は、僧徒法衣を着し出迎へるなり、彼等初めには正しく接互し、後には其法戒を破り酒肉を喫し、甚だしきに至ては、諸の技戲をなすもあるなり、總て其遊興の費用は、先づ諸色賣込人に立替させ、追て予等其通詞に二割を加へ彼に納るなり、但し是は他の雜費と共に兼て彼より一人毎に出し置く所の回曆に記し置き、毎月末に總會し、其契書(てがみ)を渡すなり、此契書は是を通詞方にて査收し、長崎會所に送るなり、總て仕拂の事は、他の出島商人も又皆爾り、

○偖て右に云ふ仕拂は、人々齎らす所の貨物を、長崎會所に於て其役人立會ひ、商人に入札をなさしめ賣り渡し、以て其價を長崎會所に受納し、其餘の內三割五分を會所の益とし、其餘を人々の元銀と定め、我船出帆の際、人々決算勘定をなすなり、此際諸事繁雜の中にても、日本人聊か是を怠る事なく、最も精密なり、

○日本人の我器物を見る事頗る愚に似たり、何となれば我れに貴き物は彼に卑しめ、我が新巧切用の器具なりとする物も、彼れ却て是を卑下する事多く、止む事を得ず齎し歸る事あり、但し尋常相當の價を得る貨物は、白檀、藤、椰子油、カヤフーテ油、痰切サフラン、キナ、ヲクリカンキリ、テリヤアカ、麝香、蘆薈、阿魏、アラビヤゴム、キンシング根、イステンドモス等の藥種と、時規、ヲルゴル、古皮、ハルシャ皮、硝子器、其他細貨等なり、而して鳥獸書籍等は、通詞の取扱ふ所にして、其代りには絹布等を得るなり、總て余等の齎す貨物、其品位を區別し、一々名を命ずるな

り、其是を掌る役人は目利と稱して、商貨は悉く其手を經ざる事なし、

○總て商貨は、毎品一箇或は一塊を奉行の看覽に供する事とす、而して奉行の好める物品は、落札の商人に命じて、原價を以て是を買得るなり、長崎町年寄等も亦た是に傚ふ、

○第九月二十日（本邦の八月六日）には、常例帝家の命として、假令如何なる風雨たりとも、我舶湊を出帆し、高鉾島の傍まで退くを例とす、此日には火藥及び武器を舶に送り返せるを以て、右の島傍に滯泊中は、毎朝夕番砲一發づヽを放つなり、大抵此出帆以前に、新古の兩奉行、出島と我舶に來れる事あり、是れ此月に交代をなせるが故なり、其來れる當日には、道路を掃除し、或は砂等を布きて種々の設けをなし、我等の居處は悉く鎖して、外出を許す事なし、而して奉行は許多の同勢を從へ、貿督の許に至れるなり、貿督は其時出迎へて請待し、總て迎ひ送りに至るまで、皆日本の禮儀を以て、椅席上に屈伏し、或は下座をなせるなり、

○其風儀如何に歐羅巴と異りと雖も、此禮儀は猶過ぎたりとて、他の歐羅巴人余を誹謗する事あらんか、然れども若し坐せる日本人に對して、歐羅巴風の禮儀を以て、立ながら接話するは互に不便ならずや、殊に彼は仰ぎ我は俯して見る時は、日本人を賤しむるに等しく、曲げて其風に從はざれば、更に交り爲し難く、且つ酒盃も共に傾け難きなり、由て予等椅席上に坐して、彼に禮儀を爲すは、敢て日本人に降伏しての故に非ず、凡そ他邦に在りて、其土人と深く交はらんには、務めて其國風を重ずるに非ざれば、親睦し難しと云ふことあり、果して然り、

○然れども猶平常の交りに於ては、我が歐羅巴風を用ふることとし、日本人も椅子にかヽるなり、又通詞等は殊に我飯臺に連ならん事を欲す、偖て年に二次、我國王の誕日と元旦には、通詞等を貿督の許に延請する事あり、其時には一ト風ありて、各十分に飲食し、猶餘れるものは是を紙に包み、銘々袂に入れて持ち歸るなり、

○凡そ通詞の中に、最も和蘭の學に達せる者は少し、是れ固より商賣の時（永久按るに、商舶在津中を云ふ）の外は、和蘭語を用ふる事稀にして、且つ官家よりの命令を傳達するを以て足れりとし、猶諸事取計ふを專務とすれば、文

字に達するを至要とせず、凡て學術技藝の事は、却て江都の醫家に甚だ多く理解せる者あり、是れ其學術に純益ある事を知ればなり、然れども通詞の中にて、吉雄權之助、甚左衞門、作三郞、忠三郞、鐵之助、金左衞門等は、精勤にして頗る蘭學に達せりと云ふべし、蓋し文事に備はれる者として、故らに記すほどには非らず、

○支那と和蘭に關係する事は、總て長崎奉行の一存にて進退し、身命に換へて事を計ふなり、是は都府より遠境相隔る、故に、悉く命を下して事を僉議せしむる事能はず、總て彼に任ずる所にして、自ら權威あるなり、但し銅或は貨物値增等緊要の事は、都府よりの指圖を俟ち、其他は凡て奉行の計ひに據らざる事なし、又奉行は其町年寄、會所調役、通詞等を使ひて、直に事を計らはしむるなり、昔時日本の交易は、榜葛剌及びコロマンデル地名、の海岸に置ける貨物仕入所より、許多の貨物を輸出し、其代りに多くの、金銀を得て利益多かりしに、今は僅に減少せられ、每年銅七十萬斤或は百十萬斤と、樟腦五萬斤に定められたり、是れ此兩品方今咬𠺕吧役所にて、日本交易の主とするものなり、日本人其代りに我より得る所の物品は、砂糖、蘇木、錫、象牙、丁子、木香、阿仙藥、椒椒、水銀、哆囉絨、花布、金銀織、吉貝、奥縞、銀錢等にて、各定價あり、其總句を名づけて本と方決算勘定と云ふ、是れ全く役所のものにして、予等銘々齎らす商貨と異ればなり、偖て此本と方商賣は、各定價ありと雖も、動もすれば以前の品位に比較し、若し小異あれば是を以て其定價を下んとす、故に每年是が爲めに議論を免がれず、且つ一回押し下げらるれば、終に元價に復する事を得ざるを以て、務めて辨議することを要す、固より我に屢々理を抱ひて、通詞に歎くことあり、通詞は克く我が爲めに事を通達して辨說す、是れ後日の助けにもなる者なればなり、然れども通詞も是等の往復は、甚だ困苦とする所なり、如何となれば其向ふ所己が酋長なれば、其役所の事も兼ね思へばなり、右の評價凡て一月程時日を移して後、漸く廉直の取計ひを爲せるものなり、

○定例年に二次、和蘭の貿督長崎奉行に謁する事あり、一は八朔と云ひて禮物を捧ぐる爲にし、一は我舶退港の期別れを告る爲にす、此時にはヘトル貿督の次官にて商

（貨元締役、）も貿督に從ひ行くことゝし、奉行所の外猶御代官、御鐵砲方、長崎會所調役二員、町年寄九員の許にも至るなり、貿督は此日帶劔をなし、又日本風に挾箱合羽籠二荷こ、大なる日傘を持しむ、且つ其乘物を舁く者は、衣服に東印度商館の記號を證し、腰に大なる扇子（永久按ずるに、挾み手拭を云ふなるべし、）の如きには、和蘭國の旗色（永久按るに、紅白靑を云ふ、）に染めたるものを插むなり、若し和蘭人長崎市中にて遊息することあれば、其家には和蘭國旗色の幕を張ることゝす、是が爲に好事の輩諸方より集り來るなり、凡そ和蘭の名日本に存する間は、必ず賤しめらるゝ事なく、猶從來の如く友誼の待遇を得べきなり、

○長崎山足の市中にては、出島を見るべからず、蓋し出島に立たる和蘭の旗は、大抵諸方より見るべきなり、出島は北緯三十二度四十五分、グレーンウイク（永久按るに、英吉利の都府龍動の測量所ある所をいふ、）の東經百三十度十五分にありて、氣候最上の地なりと雖も、其地卑く且つ周圍泥沼にて、濕氣と炎熱の爲に、氣候最も良好和平ならざるなり、

○長崎市中は戶列正しく、人口六萬あり、殊に異國人居を構ふ地なるを以て、活計豐かなるを得、且つ其爲めに數多の役人及び大賈爰に土着し、客商も每年此に來りて其商業を營むなり、

○予察するに、長崎市中内外に諸宗の寺院、總て六十宇あり、中ん就く諏訪の社を最上とす、此れ此神は此地の氏神にて、已に遊嬉の篇中に記せし如く、第九月九日（本邦の七月二十四日、）には其祭禮を行ふなり、

○市中の一空地に筵の假屋を設け、是に幕を張り、祭祀の行裝終りて後、其神寶を此に置き、衆人の觀に供ふるなり、

○總て祭祀の事は、法官の所務にして、其行裝は諏訪神の像を描金の美麗なる方匣（永久按るに、神輿を云ふなるべし、）に納め、以て其神寶武器も共に是を先とし、神職の輩輿或は乘馬にて從ひ、次で奉行の目代諸役人等を從へ、皆禮服にて順次正しく供奉するなり、其神社に於ての儀式とする所は、甚だ粗なる器物に酒を盛りて諸人に進むるなり、是は上古僻地なりし時の風を追ひ、且つ土神祈念の爲の故なるべし、其殿堂には數多の旗を建て、當日は皆禮服にて詣る事とし、必ず供物を怠ることなし、然して後種々の伎舞音曲等を始めて最も

奇觀なり、是は長崎總市街にて輪番を立て、毎年十町或は十一町にて是を司る、毎町競ひて美を盡し、興ある套扮(しくみ)を爲し、失費を厭はざるなり、其伎舞を爲す者は、七歳乃至十四歳の童兒にて、毎町三四人あり、又毎町最も前に圓屋様(まるきやね)のものゝ周縁に、哆囉呢(らしや)を縫着し垂下せるものを擔ぎ行くなり、（永久按るに、崎陽にて笠鉾と云ふものを云なるべし、）是を擔ぐには、其神とする所の太き竹を以てす、其擔丁の足より上は見えず、且つ其哆囉絨には種々の繡文を爲し、屋上には其土地或は其町に縁由ある故事又は譬を引きて、鳥獸人物器具等の屬を造り設けたれば、頗る重擔なり、偖て其次には笛太鼓等の囃と、其一町の諸役人乙名を先とし從ひ行くなり、又是に次で童兒等、大内或は名將勇士の行裝の擬をなして行く、其衣裝武具等の製、且つ其一族從者に至るまで、悉く當時の風に習ひ、順列正しく行裝をなす、其光景實に眼を驚かすなり、猶且つ其毎部に右童兒の勢を助けんが爲に、數多の乘物從者あり、

○又右の童兒に次で、暫時に爛席の大なる舞臺二三床を併置し、其上にて太鼓三味線等の音曲を以て雜劇を爲すこと、凡そ四分小時の間なり、此雜劇終りて後、又數多の音曲乘物從者及び舞子の親族等從ひ行く、是を毎町總勢の括となし、他町又是に次ぐなり、

○總て右人物則(ねりもの)、雜劇(をどり)等、先づ最初に諏訪神の祭祀の爲めに設けたる假屋の前にて始め、夫より市中所々に巡行して看せしむるなり、但し何處に於ても毎町其順次を亂すことなし、偖て右假屋の前には、看者許多群集し、諸官吏及び和蘭人等は、各其看棚(さじき)に居るなり、

○右雜劇、人物則は、朝六ッ半時頃より始め、晝九ッ時頃に終る、但し此場處終りても、猶夜中にても市中處處にて興行するなり、斯の如く早朝より夜中までも、其童兒等を勞せしむるは、全く童兒の天運を試みる爲なることは、問はずして知るべし、

○其祭祀は數日引續くと雖も、第九月九日（本邦の七月二十四日、）十一日（本邦の七月二十六日、）の兩日を最も美なりとす、此日は諸務を休止し、卑賤の夫丁も貴族の如く禮服（永久按るに、上下を云ふ、）を着し、凡て賈區(まちや)は毎家毛氈屏風を以て華飾し、表面には幕を張り、以て親友等を延請し、終日飲食或は音曲等を交へ饗應するなり、其多費の祭祀を爲す事は、

長崎の市中輪番にて、大抵五十年を經る毎に、其番に當るなり、但し爰に不審なるは、總て其雜劇、人物則等の衣服は、前年の古きを用ひず、悉く新に製し、殊に佳品を選み、其莫大の雜貨を如何して整ふるや知るべからず、日本にては神事佛事共に甚だ樂しく祭祀して、人々互に親睦會遊する事たり、但し此儀禮の詳は、中々此小册子に盡し得ること能はず、唯其概略を述ぶるのみ、

○我等出島を去るの前にあたりて、必ず稻佐に在る寺中の和蘭人の墓所を弔ふ事とす、最も常に逍遙を成す時には、屢此寺へ詣でたれども、決して此塋域へは至る事なし、其故は斯く蕭條なる地境を觀る時は、動もすれば悲哀の心を生じ、征旅の愁を促さんかとの恐れあればなり、其墓石は頗る佳麗にして、表面に和蘭文を彫し、日本人の墳墓中に雜在す、蓋し往時爲し來りし如く、若し和蘭人死せる者ある時は、其遺骸を海中に投ずるか、或は他の隔遠の地へ送る事を要すべけれども、當時にては斯く同じ塋域中に雜置せしむるは、畢竟日本人其襟度の寛大なる所を視す事と見へたり、又此寺の住僧總て此諸件を司ることにて、和蘭人に新死の者あれば、彼の日本人に於けるが如く仔細に過去帳に錄し、葬殯祭事等丁寧に執行せり、總て墓前には飯水及び各種の卉花を供へて、常に頗る清淨に守護せり、是れ年々此寺へ相應の供料を致すが故なり、若し和蘭人死することあれば、必ず檢司の改めを受け、屬吏の前にて棺に收む、是を舁て出島を一周し、夫れより水門か或は大波戸より一の小舟に載せ、在島の和蘭人等も、二隻或は三隻の船に打乘り、共に是を送るなり、偖て寺の住僧其徒僧と與に棺を受け取りて、堂の入口に置へ、送り來る人々を墓塲へ案内す、卽ち其處に小き卓子ありて、上に好き薫香ある種子を燒たる壺二個、(永久按ずるに、是は香爐に抹香を燒きたるを見過りたるならん、)菓子を盛りたる鉢二個、小き銅磬一箇を列置せり、少時にして棺を此墓塲に置へ、主僧卓子に對して讀經し、其間に少僧(わかき)等時々銅磬(りん)を擊つ、經畢つて主僧ナムアミダウツと再三叫びつゝ、棺上に向ひ打三打して法事全く卒る、是れ此語は阿彌陀佛に只管此死者を賴むと云意なり、偖て主僧手自から棺に被ひたる黑繻子の服、及び亞剌古(あらき)を盛りたる玻瓈壜二個、長き煙管二枝を撤るなり、此數品は故例に從て、皆其住

僧へ謝物として贈る事なり、

日本風俗備考卷之二十終

日本風俗備考卷之二十一

附錄の三

江都旅程記の一

○日本人我和蘭人の彼地に在留せるを見るには、隨分丁寧を示し、大抵ヤクニン役人を待つに等しく、曾て商賈のごとく鄙しみ輕んずる事なし、往時は和蘭人毎年一度づゝ王都へ朝貢せしが、一千七百九十年寛政二年、のころより、改めて五年に一度と定まりたり、但し其間の年々は、定例奉獻の物件ありて、是れ通詞及び他の官人監送して、先づ江戸に在る長崎奉行の邸に達し、夫より奉行の名を以て是を上に捧るなり、

○既に朝貢の時節に近ければ、我等亦た各自に其用意を爲すなり、但し日本人大に我等が爲めに周旋して、旅裝次序の諸件までも懇に助勢する事たり、此旅行は我等に於て最も大切なる一事なれば、專ら戒愼を本とし、旅中同勢の人々へも勉めて懇意を通じ、諸事障害なく奉使を遂ぐるを要するなり、最も旅裝な

ど別して華麗に整ふを例とす、是れ蓋し往時印度の遺制に習ひしなり、亦た豫め寶石、珠子、玻瓈器、鵞毛筆、戒指兒、帽子、針、鉸鉭、及び其他種々の細貨を蓄へ、旅中臨時人に與へ悦ばしむるに備ふ、總て土俗我和蘭及び他の異邦人より直に物を受るを、甚だ喜珍するが故に、我等を覩んと欲する者、常に先を爭ひて群集しけり、

○當時の同行は、一督使イコックブロンボフ（人名）、記官予、及び醫官トユルリグ（人名）にて、頗る通意の事なりき、我等を護送する官員は、檢司一人、屬吏三人、及び我等常に親しめる大通事末永甚左衛門、小通事中山作三郎、並通事茂上岐次郎なり、貢物及び旅裝諸具の詳かなるは、其行列の序次を追て左に記せり、

○朝貢の時、我等のみ用ふる爲に設けし船ありて、卽ち發程の二三日前に、飲膳具三十櫃及び從者の當時不用の諸具若干を載て長崎を發し、下の關に至りて我等を待てり、其外の物品は、皆陸上より輸す、第一は十箇或は十二箇の長持を先だてり、中に哆囉呢、印花布、ヘルヘータ、ヲクジマ、金緞、改機、及び諸種の貢物を納め、精く其重量を權かり、油紙にて緊密に重襲し、又更に上好の藺席に包み、再び上面を藁席にて表裝せり、但し其裝法元來一定にして、規制皆同樣なり、偖て是れを黑き麻繩にて縛り、封紙を着け、橇に安置し、兼て橇の首尾に着在せる吊柄に長き棒を插し入れ、二人或は三人にて送り輸すなり、又十二或は十五の鞍馬に、二箇或は三箇の葛籠を駄す、此中亦た貢物及び諸種の物件を藏せり、但し長持の如く、安穩にして且つ破損の患なきとは云ひ難し、

○我等又別段獻物二櫃を携へり、此櫃は嚴に彈鑰を鎖し、極めて大切に警備す、最も是が爲めに宰領一人、通事の筆者二人、督役一人、奉行の屬吏二人、一隊を爲して監護し、我等が同勢よりは一時程先ち行けり、此中一兩人は轎に駕る者あり、其他は皆互に竹輿に賃して交代せり、

○次に我等攜用の諸具を輸す、督使は大長持二、葛籠四、記官、醫官二人にて大長持二、葛籠四なり、

○檢司、通事、屬吏の荷物などは、皆一樣に裝襲して駄し送れり、其内各尊卑に應じて、一人數駄を領するあり、二人一駄を領するあり、此他又別に人肩を用ふる物數多あり、是を以て算するに、大略駄馬二十匹、人

役百人を費すべし、蓋し小吏の蒲團寢具なども、盡く馬背に駄するが故なり、又長崎にて船に積み入れし荷物も、大坂よりは改めて陸上の荷となし、先の長持と併せて其數四十に增加するなり、

○督使の旅中攜ふる食料は、葡萄酒及び各種の飲料、ボートル、カーズ、薰灸及び鹽藏肉品、コーヒー、砂糖、スペセレー、(香料食物、)菓子類等にて、是れ皆日本の地にて獲難き品なり、鳥獸の肉類、就中鷄魚蔬菜は夥しく有りて、日々廚人より調理し進むることなりしが、我等が口にも頗る美なり、出島にて兼て督使に附たる廚工二人、別に四五人の皂丁(こづかひ)を從へ此旅行にも來り、常に二揃の饌具と、一二日の饌料とを箱中に備へ、一人は一揃の饌具を用て午餐の事を管り、一人は一揃を用て晚餐の事を管る、是皆疾く我等に先つて、晝頓(ひるやすみ)或は晚泊の驛館に至り、豫め其用意を爲すなり、偖て是等の事は、元來異邦と云ひ特に旅中の事なれば、多分不都合の事のみと察せしに、其調理割烹など、善く我等が意に合なひしには大に感嘆せり、又我等の寢具は、大なる櫃にて送れり、此他同勢の行裝は、備に下文に記せり、

○第一に宰領一人、督役一人先行す、次に小官二員轎に乘り、各隷奴一人幷に兩掛持一人を從へ、次に並通事、小通事亦た同裝にて、別に記者一人を從へ、但し記者は轎にて常に先行せり、

○醫官は轎に駕し、出島にて督使に仕へる日本人一人と、奉行の家隷一人を從ふ、但し此家隷は、兼て監察を主れり、藥籠は二人にて擔ふ、上に被布を套へり、記官は轎丁四人、從者二人、(醫官に同、)警固一人、督役二人從ふ、

○督使の行裝は、印度商館の徽號を畫きし外套を衣たる轎夫八人にて更る〱舁行す、轎の兩側護衞の小吏二人、(醫官記官の衞吏と同じく、半日づゝ更る〱交代するなり、)沓取一人、(革の袋に藏む、)椅子及び胡床持一人、茶辨當持等從ふ、此中常に火を起し沸湯を盛り、臨時茶を煮る爲に備ふ、兼ては又點心食品など蓄へり、

○督使のカントール(抽斗ありて略簞笥に同じく、中に各種の文具を納む、)は、黑髹(くろぬり)にて殷紅の哆囉呢を套ふ、表面金にて印度商館徽號を貼し、三人にて舁せり、

○外套ある兩掛四荷、其中に近用諸具を藏む、但し督使の所領二荷、記官醫官各一荷づゝなり、

○カッパカゴ二荷中に、雨衣及び挑灯を入れ置くなり、

○次に大通事轎に駕し、家隷二人、雨掛一荷、雨衣籠一荷を從ふ、但し旅中一切費用の勘定を主るなり、

○次に檢司小吏二人、鎗一枚、具足櫃一荷、雨掛一荷、雨衣籠一荷を從ふ、

○次に右役の屬吏、或は駕し或は歩し、家隷及び雨掛諸具を從へて、全隊の後殿を爲せり、

○此列次を以て推思するに、日本行装の禮は、蓋し賤者を以て尊者に先だて、又左方を以て尊位と爲が如き、總て其法我邦の儀禮と相反對なる事屢々多かりき、

○一千八百二十二年文政五年、第二月六日本邦正月十五日、は、發程の定日なるを以て、既に小吏等出島に來り、貢物及び其他の荷物を盡く受取去れり、

○島中一切の支令は、古老の役人に代へ司らしめ、偖て我等當日九時半瀛按るに、我邦五ッ時半後、に出島を發し、大波戸にて在島の邦人と相別れ、轎に駕りて街中を行くに、此地知己の人々皆我等を見送り來りしが、街を出れば天神の祠ありて、爰にて舊例の如く檢司を待合せしに、程なく來りて我等を受取り、一同離杯を傾け、多くの送人と別れをなしたり、此を發し十二時九ッ時、の頃、長崎の疆界に至りぬ、途中通事の家々及び我等を送りし人々の門前などを過ぎ通れり、矢上の驛にて午飯の支度を爲し、夜の十時四ッ時、に諫早に入り、一の寺院に泊りたり、其夜は寒氣殊に嚴しく、且つ炭火惡しく薫ぶりていといぶせかりき、

○七日本邦の十六日、諫早を發して、大村に差かゝりしに、城外の界に二人の邏卒並び立て、我等を迎へ禮を爲したり、偖て傳舍に憩ひ午飯を行ふ、其間土人我等を觀んとて、來り聚る者極めて夥しく、蹂躙雜踏して實に煩はしかりし、夜に入り彼杵の驛に泊りぬ、總て我等傳舍に着けば、常に檢司及び通事等必ず來りて平安を賀し、且つ豫め明日の路程を告示せり、是れ古來の定例にて、兼ては我等に親しみを結び、且つ長途の旅況を慰んとて宴を爲し、種々に饗勞する事たり、

○第八日本邦の十七日、我等歩行して彼杵を發し、一家に憩ふ、主人白頭の老翁にて、殆んど九十歲程なるが、緣家の族を多く集めて我等を觀せしめ、是まで和蘭人の通行を見ること、總て四十回に餘れるに、今年も

亦た我等を見ることの嬉しさよと悅び語れるが、檢司より彼を勞りて酒金を與へたりし、此日中津へ漂着しける高麗人を長崎へ送るに逢へり、嬉野にて午飯を喫ふ、温泉を觀るに、婦女集て頻りに物を望みし故、細貨を分ち與へたり、夜に入タケウラに泊れり、此地亦た温泉ありて、美麗なる國主の浴室を觀たり、

○第九日、（本邦の十八日、）寒氣極めて強く、稻田一圓に氷堅張せり、今朝燈を點して漸く肥前侯（瀛按ずるに、佐賀侯を云ふならん、）の領地に入りけるに、邏卒兩三人我等を迎て嚮導したり、ヲダンと云里に大なる樟樹あり、其幹心は全く朽果して空洞と爲り、洞中甚だ廣豁にて、十二人程の宴席を設くべし、又幹の外面に觀音の巨像を彫着け、其周圍の上下に旅客の姓名を夥しく貼したり、牛津にて午飯を喫し佐賀に至る、此城下は肥前中の大都會にて、街市頗る長く、一時半（七分時）ほどにて始めて過ぎ盡せり、又此地美人を出すの名あり、夜に入り神崎に着し、一向宗のシンコオジと名くる寺院に泊れり、

○第十日、（本邦の十九日、）此邊の路上地勢頗る平坦なり、數村を過ぎ田代にて午飯を喫し、肥前筑前の國界を越へて山家に至る、一家にて各種の石にて造りたる押匣を視せしが、隨分珍品なれども、我等が目には極て貴重の物とも思はれざりし、同行の年長たる屬吏の說に、彼れ四十年前督使チッチングに從て上りし時も、旣に此物を見たりと云へり、

○第十一日、（本邦の二十日、）山家を發して漸く險しき山坂にかゝれり、殊に雨後のことなれば、路濕の泥滑かにして、投足なすは極めて難澁せり、坂を登れば冷水峠と云ふ一村に入る、卽ち舊例に隨ひ此所に暫時休息して、同行の人々を饗し險難の苦を勞らひき、最も此間に雜荷を前に進め、我等と同時に驛次に傳て、人馬吏代の騷擾なからしめんが爲なり、偖てこゝを降て山脚の內野に至り、又休息して人々を待ち合せり、傳舍の主人雉鴨及び鷄等を我等に贈り、恙なく來るを賀せり、飯塚にて午飯を喫し、日沒してセトガワと云ふ渡し口に至る、兩岸無數の挑灯及び火把を點じ、船三十隻にて我等を渡して、甚だ壯觀なる事なりし、其夜木屋瀨に泊れり、

○第十二日、（本邦の廿一日、）一同昧爽に發すべきなれども、昨日の憊にや皆大に晏起して、例刻よりは遙に後れたり、我等別に二僕を從へ歩行して、五時間半（二ツ時）に小倉

に至る、此時我等最も先導なりし、此道すがら美麗の松林高邱を過ぎ、海濱に沿て通りしが、遙に日本（按ずるに、蓋し中國を云なるべし、）の地方を見て極めて絶景なりし、小倉は國主の居る所にて、日本と九州を劃れる海峽に就て城を築きたる一大市場にして、大略長崎を距ること六十里なり、土人好んで我和蘭の醫官に診を乞ひ來りて、驛館病客にて充滿せり、

○第十二日、（本邦の二十二日、）下の關に渡れり、是れ日本（中國、）西陸の極とす、爰にて二十二日（本邦の閏正月一日、）まで滯留して、渡海の便風を相俟てり、

○小倉より下の關へ渡る船中にて、内裡（だいり）と云ふ地を遙に望めり、是れ往古天子の都せし所といへり、又海中に暗礁ありて、波間に出沒するを見たり、是れ往時太閤樣此海を渡られしに、其船過て暗礁に中り破れたり、故を以て當時の船監是が爲に命を落せりと云ふ、又往昔安徳天皇と云ふ平姓の幼帝、此海上にて軍戰の事ありしに、其乳母幼主を懷き奉り、御命の恙きを事を禱れども、敵の攻むること甚だ急劇にして、兎ても免がるべき術なければ、其儘海に沈みて與に死手（マヽ）の御供したり、其時幼主の御齡漸く七歲の御事なりしと、後世其暗礁の上に柱と小祠を立てたり、是れ其兩件の供養の爲なりしと聞けり、

○下の關は繁華の都會にして、其港口常に數百の海舶輻湊せり、殊に異常の大商ありて、米麥及び諸の穀類、腊魚、木炭等を賣買す、又華麗の石品にて、種々の器物を製し出す、我等又此細貨數種を買たり、大抵市街は海に沿て並び立ち、舊趾頗る多し、中ん就くアミダイスと名づくる寺は、安徳天皇追福の法場にて、其地平氏の亡將多く此處に埋葬せり、今に至りて當時諸將の畫像、甲冑、兵器及び人大の銅像等を藏せり、總て彼邦人此土地に遊ぶ者は、必ず第一に此寺に賽詣する事とす、是れ此古戰の一事は、繪畫書記にも傳へて、周く諸人の聞知せる所なればなり、

○我等も亦た諸方を巡覽する事を得たりしが、其地形最も夏日には恰も好からんと思ひし、又此滯留中檢司通事及び館主までも、種々我等を款待し、別て夜分など長途の旅愁を慰めんとて、殊更百方に眷晤せり、館主は原來和蘭人よりハンテンペルグと云ふ副名を受たるが、頗る好事家にて、我邦所産の玩器など數品を藏せり、又絶て我言語を解せざれども、甚だ和

蘭の儀風を好むと見へたり、

○第二十三日、(本邦の閏正月二日、)諸具は既に盡く積み載たれども、引續き逆風なるが故に、今日まで淹留せり、我等が乘る所の巨舶は、和蘭の旗を立て幕を打ち、此他二隻の船には、從屬の徒を乘せたり、偖て我等が巨舶港口を發する時、三四の小舸にて牽出せり、既に洋上に出づれば、無數の帆影舶を含て並び進むを見る、是れ皆數日の逆風に、諸港に碇泊したるなり、風は北北西にて甚だ寒冷なるが、晝後三時(八ツ時半、)には豐後の出崎を過ぎ、七時(六ツ時半、)に既にイワウジマに來れり、此時我等は他の二隻の船に遠く先だちしが、潮勢頗る急にして、且つ風威猛き故に帆を減じたり、

○第二十四日、(本邦の三日、)正北風にて、今朝早くカムロにあり、此よりサイコク(四國の訛なり、)の地方を望むに、諸山盡く雪を被り、極めて佳景を具へり、午時より東風に轉せし故、是非なくミクライに碇を卸し、廣島より有名の藝妓を招き酒燕を催したり、但し其歌曲は、我等今まで長崎にて聽し者よりは、更に興ある事に思へり、又陸に上りしが、二夫手に箒を把りて、シタイ、シタイと叫んで人々を警しめ、兼て通路に當る細石及び塵芥を拂ひ、我等が同勢に先だち行けり、偖土民我等の通り過ぐる間は、皆路傍に腰を屈めて、行裝を見物せり、其法令の嚴密なるには、實に一驚を喫したり、

○第二十五日、(本邦の四日、)便風に放(まか)せて疾く三原の許に來る、三原は佳麗の城ありて、遙に粉壁礁櫓見へ、又良良高く山に倚て大寺あるを見たり、此邊を通る時、同船の人々各酒を充たる小さき樽に、錢十三文を結び附け、コムピラの神に獻ずるとて、爭ひて海中に投入したり、偖て漁人ども此樽を見れば、輒ち拾ひ上て此神に捧ぐる事と聞けり、此日北方にタシロ及び廣島の城下を見たり、

○第二十六日、(本邦の五日、)今朝七時(六ツ時半、)室に入津せり、總て四十五時間(我二十二時半、)に一百十七里を馳りたり、先づ船を撤て本陣に着し、夫より逍遙して室明神の社に賽詣す、此社山に倚て結構し、頗る宏麗にして、中位に五座の廟宇あり、其四圍檐桷皆金壁彫畫の美を盡す、廟前各錢箱を置き、戸扉は皆銅を飾り、大なる鑰を鎖せり、是れ兼てダイリ(内裡、)よりの勅封なりと聞けり、蓋し往古の神靈なる聖人を崇めたる者ならん、又廻廊

に和蘭の大船一隻、航海の大圖畫を懸たり、是れ一千八百零四年文化元年、の頃、督役伊助といふ者奉獻せしとなり、又シオウンジと云ふ寺に詣す、亦た舊趾多し、其他此地の近傍數處を遊覽したり、

○第二十七日、本邦の六日、室を發し西條にて午飯を喫し、西條川を渡る、此邊穢多村ありて皮匠多く、美麗の革細工を出す、但し邦俗此徒を穢多と名づけて、一種の醜類と爲し、別に至鄙の社團を結ばしむ、夜に入り姫路の城下に泊す、此夜土商來りて革細工を賣れり、

○第二十八日、本邦の七日、姫路を發し市川の渡しを過ぎ、右に折れて間道に入り、曾根の天神に詣す、老松二木あり、一は九百八十三歳の星霜を經、一は少しく歳減せりと云ふ、其幹身極て太く、榮茂蟠延す、周圍に數多の柱木を列植して兩木を保護せしむ、地内の宮殿、彫畫金銀を錯へて頗る佳麗なり、次に尾上に賽す、大鐘あり、又イシノホーデンと云ふ偉大の方石を觀る、大抵高さ四丈許り、幅三丈許り、上部の處山腹に倚頼し、其下尖末の處は、僅に小池の上に立たる小石上に床しのみにて、危惧思ふべし、是れ蓋し山腹が卽ち此全石の大根ならん、土俗の說に、いつの頃にか有りけん、鬼神一夜に是を爰に持ち來れりと、夫れ箇樣なる大石は、日本に於ては人力を盡すと雖ども、絶へて舉げ得るの術なし、故を以て考ふるに、日本人の此說を信ずる、亦た宜なるかな、アレイと云ふ川を越へて高砂に至り、壯麗なる一寺に詣す、亦た貴奇の古物數種を觀たり、

○第二月一日、本邦の八日、兵庫に至る、此地海濱の港口にて、先に室より乘撤し大船に數種の荷物を載て、旣にこゝに來り繫れり、今日通りし驛次數所なり、大久保の驛は、谷間に在りて甚だ佳景なりし、明石は佳麗の城下にて、通道に四十七本の石柱に架たる橋あり、午時スーバ瀛按るに、ソバヤの訛傳なるか、と云へる茶店に憩へり、此家蕎麥の名物にて、通行の旅客は必ず是を喫ふことたり、此店前に古昔平家の合戰に討死したる、內裡アツモニイノテンノウの子息シギスマトと云へる若冠の大將の墳あり、瀛按るに、無官大夫敦盛の事跡を謬りたるならん、此邊總て史書中名高き古戰の名勝舊跡甚だ多し、當時一少豎從ひ來りて、指點嚮導したりき、

○第二日、三日本邦の九日、十日、の間は、路上の左右穀田多し、又此邊總て釀酒家夥しくありて、其諸州へ運輸の酒

荷絡繹と打續けり、西宮、尼崎、神崎及びヨソガワの渡しを越へて、三日の夜七時(六ツ時半)、の頃に大坂に入りたり、市中聚觀の人極めて夥しく、實に通路を塞ぐ程の事たり、偖て入都の時は、同勢の人々皆裝を革めて歩行せしが、我等は轎中なる故に、佳麗の豪家巨鋪などをも、多分觀る事を得ざりし、最も通行の間、無數の礁櫓及び大溝を構へし宏壯なる大城を見たり、但し總て諸處を見物する事は許さゞりし、是れ全く未だ朝貢の大禮を遂げざるに、豫め私意の娛樂を爲が如きは、其當口に非らざる故なり、然れども逗留中、官人、醫者、學者及び他の好事の人々多く旅館に來りて、我等に面會を請へり、但し其客の身に隨て適宜に饗應したり、

○第六日、(本邦の十三日)、船に乘りて淀川を發す、行こと數里にして長き板橋を過ぎ、右方に淀城を見る、匝(めぐり)に大溝を控へ、結構頗る美なり、夜に入り伏見に泊る、此地商賈甚だ多し、又女商旅館に來りて、強て物を賣んと要す、其所業實に厭ふべし、

○第七日、(本邦の十四日)、街路を歩行してミヤコ(都)、に入る、其相距二里餘、種子鋪、鳥鋪、茶家、釀酒家、及び諸般の庫藏、工商等、櫛比鱗次して極て繁榮なり、又常に許多の遊旅往來逍遙して甚だ(◎以下脫文)

○此地の旅館は、大坂に比すれば更に佳にして、逗留中候問する者極めて多し、就中別に町奉行より記官の吏を置き、常に館を衞護せしめり、ミヤコは一にキヨウト(京都)、と名づけて、卽ちダイリ(內裡)、の皇居し賜ふ大都府にて、居民大凡六十萬口、大寺名刹極めて多く、大川を帶び、沃壤を控へ、實に天府の福地と云ふべし、總て學術諸藝の精工天下の最にして、又多く美麗の婦女を出す、又諸州の商賈(しょうはい)、各自に其本事の貨物を買者或は社を結び伊勢に賽する者など、必ずこゝに輻湊集會する事にて、其繁昌推知すべし、故に日本人此地を以て、天下第一の樂土と稱せり、我等大坂に在し時の如く、絕て外出は爲さゞれども、日々商人或は訪ふ人々ありて頗る適意なり、是に因て良逗留を長むることを得たり、

○第十一日、(本邦の十八日)、京を發し大津にて午飯を喫す、此地頗る繁華の津にて、夏日の頃は、京都の士女舟を浮べて、遊遨歡樂する事にて、殊に賑はへりと云へり、草津に泊る、

○第十二日、本邦の十九日、此日早く水口に泊る、此驛より美麗の葛籠細工を出す、我等亦た數品を買へり、

○第十三日、本邦の二十日、此日多くは山路蔭森の地を通れり、就中鈴鹿峠は頗る嶮岨にて最も困難なり、數村を經て坂下に至る、此地旅館叢を連て並び立てり、關の驛に泊る、館主より督使に鷄卵及び蔬菜を贈り平安を賀す、督使よりは亞剌吉酒二壜を答禮せり、總て旅館贈答の例概ね皆然り、

○第十四日、本邦の二十一日、燈を點じて驛を發す、大に雪降れり、此地本月に當て雪降ることは、最も罕なる事と云へり、龜山に入り郭門を過ぎ通れり、門内邏所ありて、幕を打ち兵器を張て嚴重に備へたり、富田に抵り佳麗の倂舍にて大通事より名物燒蛤を饗應せり、夫れより町屋川に至り、長さ百六十間程の板橋を過ぎ、幕後桑名に着せり、桑名は佳麗の城ありて、商賈市易便利の地にて、頗る繁華なり、且つ宮驛との通道は、最も有名の處にて、又兩驛とも多く精工の鐵器を出せり、

○第十五日、本邦の二十二日、川船に乘じて十二時九ツ時、に佐屋に着岸し、夫より船を撤て日光川を過ぎ、數村を經てフタッデガワに至る、此處に大なる堰閘あるを見たり、萬場の驛に至り、平底の船にて萬場川の渡を越へ宮に泊れり、其夜土商來て頻りに鐵器を賣んと進む、其物多くは我等に不用の器たりと雖も、頗る精工なるが故に、數種を買ふて以て後來の人の手引とす、

○第十六日、本邦の二十三日、宮を發し、有名の絞纈(しぼり)布を出せる鳴海の驛を過ぎ、薄暮に二百八間の長橋を架したる矢矧川を越へたり、總て此邊の官道は、頗る淨潔にして且つ廣く、其兩邊松杉行を成して列べ植へたり、爰にて高貴なる官人旅行の同勢に逢へり、其貴官通行の間は、我等暫時駐つて是を過し、其他の同勢は却て道を廣めて我等を通せり、其同勢中下官の者は、直に馬に乘れるあり、或は兩邊に荷物を駄し其上に乘れるもあり、是れ皆其君に從行するの徒なり、岡崎に泊る、館主より栗子及び干蛤を贈れり、

○第十七日、本邦の二十四日、岡崎を發す、此地頗る繁華の城下にて、高き天守及び礁櫓などありて、市街亦た甚だ多し、是れ昔時權現公生誕し賜ひし處と聞けり、總て此邊米、麥、蕎麥及び蔬菜の田畝多く、地勢甚だ高低あり、御油にて午飯を喫し吉田に泊る、吉田も亦た佳麗

の市場にて、剪綵花(つくりはな)及び畫像など、總て雛祭に用ふる裝飾の諸品を多く商へり、

○第十八日、(本邦の二十五日、)午時荒井に至る、此地打開きたる入海あり、海峽の濱邊に官より大なる哨堡を置き、總て此海道を經て江戸に赴くには、兼てミヤコに在る支配頭の許可を經たる者に非ざれば、決して此處を通すことなしと云へり、是れ蓋し一は他の大小諸侯など高貴の人々たりとも、其通行に必ず證をば此處に取る事にて、敢て隨意に其治所に歸る事を得ざらしめんが爲めと見へたり、又爰にて諸の荷物を檢閲するが故に、皆歩にて先行せり、此時督使は哨堡の長官に禮をなして過ぎたり、是れ兼て美麗に髹裝(うるしぬり)したる船に、和蘭の旗を立て、我等が渡海の爲に設けしを謝したるなり、さて此船に乘り、一時半許(七分時、)に舞坂に上岸して濱松に泊る、爰にて尾張侯大衆の同勢休息したるに逢へり、侯は將軍御血縁の貴族と云へり、

○第十九日、(本邦の二十六日、)尾張侯の美麗なる一隊の同勢と同時に、天龍河と云ふ急流の川を、平低なる船にて渡れり、此砂洲に夥しく金砂ありしが、雨後のことなれば日光に燦射して甚だ美なり、蓋し日本人容易に是を分つ事を知らざると見へたり、見附に至りしが、此驛往日火災ありと見へて、燒趾半ばに過ぐ、其中處々に燒殘りたる庫藏の散在せるを見たりき、袋井にて午飯を喫し、華麗の綵筵(はなござ)を出せるナゴリーと云ふ村を經て掛川に至る、是れ即ち一千七百九十八年(寛文十年、)のころ、我邦督使ヘンメイと云ふ人病死せし所にて、遺骸は土葬してテンネンジと云ふ寺内に在り、夜日坂に泊す、此旅館にては、家内一同甚だ心切に我等が爲めに周旋したり、亦た翌日も館主親から其息と與に、半日ほど我等を送り來れり、

○第二十日、(本邦の十七日、)險しき山路にかゝりて、高低崎嶇として甚だ困難なり、登ること半ばに至れば、茶亭簷を連て店を開き、美麗の少女裝を凝して並び立ち、茶及び清泉を携へ、奔走周旋して客を招せり、我等はシンチャと云ふ茶亭に憩たり、又婦女などに戒指(ゆびわ)兒及び他の細貨を分ち與へし、坂畢りて始めて日本有名の富士山を望む、峰頭全く雪を被り、群峰上に拔出して、極めて絶景なりしが、瞬間に雲の爲めに景を失へり、

○午時金谷に至り、少時休息して、有名の大井川を渡

れり、川幅平涉の處大略九町許りにて、其水道纔に五丈許り、流勢甚だ駛く、水底は大小不同の黑石磊砢布散して、厲沙甚だ危險なり、轎は長き棒附きたる蓮臺上に安置し、十二人或は十一人にて舁涉す、其他步行の人々は各自に涉夫の肩上に跨す、涉て半ばに至れば、水流殆んど胸に及び、奔劇の勢ひ愈盛なり、故を以て常に數人連行し、互に介接保護して、滑蹶倒轉の虞なからしむ、總て縱令冬日嚴寒の節と雖も、決して此役を怠る事なし、其生業斯の如く難苦なるを以て、又多分の役錢を取るなり、亦た大雨高水の節は、不時に涉道過まるが故に、數日淹留して開時落水を待つ事ありと云へり、島田に至りしが、藤枝驛火災ありて、家數三百戸程燒失したりとの飛報を得て、是非なく爰に泊れり、

日本風俗備考卷之二十一終

日本風俗備考卷之二十二

附錄の四

江都旅程記の二

○第三月二十一日、（本邦の閏正月二十八日、）藤枝を通り、方に其燒趾を取り收むるを見たり、ウメシマ、岡部、鞠子を經て、安部川（自註に曰く、此川も亦大井川の如くなり、）の步涉を越へ府中に泊る、此地繁華の市場にて、夥しく木地髹漆、旋造の諸器、或は竹及び木製の籠筐類を出し、最も精工の名あり、偖て商家の店前に、此貨物を百般數樣に飾列して甚だ美麗なり、然れども多く價を賒するが故に、買ふ事は爲ざりしが、夜深まで商人來りて、强て是を賣んと進めたり、

○第二十二日、（本邦の二十九日、）府中を發し、中津にて午飯を喫し、薩陀峠を越ゆ、左右楮樹萌發甚だ夥し、倉澤の茶亭に憩ふ、卽ち薩陀の山脚に據り、前は海を控へ極景勝致を具へたり、爰に先例に從ひ、小通事より同社を饗應せり、夫れより我等は徐々に海濱に循て步行し、肥沃の穀田菜畝の間を通れり、

○第二十三日、（本邦の二月一日、）吉原にて午飯を喫し、原驛に至り一の豪家に憩ふ、其後園頗る廣く、四望洞豁、花木泉石極めて愛すべし、園中に一亭あり、雅致幽淸にして最も夏日に好かるべし、實に同行の日本人なども徘徊指點して、頻りに感賞したり、我等先づ其亭中にて茶菓を喫し、次に本宅にて燕飲の饗應を受けたり、此日天氣妍晴にて、富士山朗然として其全體を露はせり、殊に其官道は卽ち此大麓にして、地勢坦平廓落として、美景云ふ許りなく、我等時々佇立して覺へず激賞せり、實に其地位と云ひ山容と云ひ、我兼て想像せしよりは逈に超然したり、嗚呼日本人の常に繪畫に傳寫するも亦た宜なりと云ふべし、又此山久く發燄の災なし、故に當時は麓の邊園に人家夥しく有りて、亦た多く田畝を闢けり、此夜沼津に泊る、

○第二十四日、（本邦の二日、）早く沼津を發し、三島を過ぎ、朝七時（六ツ時半、）より箱根の山路にさしかゝれり、此日天氣陰濕にて、雲霧足跡より起り、石道礧磈として難澁限りなく、最も峻險の坂に至ては、轎中にては自ら保持すべからざる處ありて、取り分け役夫の難苦推し計られたり、午後箱根驛に至る、此地トオキーツ（瀛按るに、峠の轉訛ならん、）と云ふ、多く魚を產する湖ありて、景色甚だ佳なり、又髹漆、彫刻、旋造諸器を出すの名あり、夫より畑驛を經て、湯本の一家に憩ふ、是れ諸侯休息する所の本陣にして、美麗の少女等茶菓を出し饗應したり、爰にて精工の籠細工及び漆器類を買へり、彼の府中の所產よりは、其價頗る廉なりと思ひき、此夜十時（五ツ時半頃、）小田原に着す、轎丁其他役夫などへ、異常の酒金を與へて、此日の難苦を勞ひたり、

○第二十五日、（本邦の三日、）是より道路總て平坦なり、數驛を經て藤澤に泊れり、

○第二十六日、（本邦の四日、）川崎に泊る、總て大都に近づく程、旅人の往還愈稠く、驛次及び傳舍も隨て大に、衣服及び一切の制度風儀なども、皆漸次に變移するを覺へし、此夜江戶に在留せる通事佐十郞・友人一名を從へ來りて、先づ我等の平安に來るを賀す、次に江戶の定館長崎屋の主人來りて平安を賀したり、

○第二十七日、（本邦の五日、）昧爽より驛中甚だ譁しく、人々も亦た衣服を革めなどして、入都の支度匆々なり、九時（五ツ半時、）に旅館を發し、六鄕川の渡を越へ、十二時半（九ツ時後、）に品川に至る、是れ江戶入口の街衢にして、市店

の繁榮行人の雜沓大方ならず、大凡京（ミヤコ）、より此に至る、日本里程一百三十三里と云ふ、爰にて暫時休息して、學士朋友などの來り、我等若くは役人通事の安着を賀するを受く、二時（八ツ時前）、に爰を發し、薩摩侯の邸第邊にて歩行したり、偖て二三の街卒、我等が同勢に先行して列序を整へ、且つ嚮導を爲せり、其道路群集の人夥しく、轎丁などからふじて通り得る程の事たり、總て街上極めて闊く、兩邊石を連ね敷き、家屋鱗次整列し、往々異常の大店巨鋪ありて、或は店前の簷端に幕を掛けたるあり、是れ布帛諸種を商ふ家にて、二三の少僮街上に向て並び立ち、大聲に叫ぶを見る、蓋し貨物の美と價の廉を告げ、多く客を招んと要するなり、其他大抵各家に大なる招牌及び貨物の表目を掲げ、其光景略英吉利國の土風に似たり、街坊の喧嘩、往來の雜沓、亦た龍動府に比すべし、

○品川よりは人家殊に稠密にして櫛比、江戸に達す、我等江戸の界に入りてよりては更に疾行して、猶二時間（一ツ時許）、を費し、五時半（七ツ時後）、の頃漸く長崎屋に着きたり、總て全く此都を經過するには、五時或は六時（二ツ時半餘）、間を費すべしと云へり、偖て長崎屋に逗留中、

我等の領する部屋四室ありて、督使一人にて二室を併せ持ち、記官、醫官は兼て二室を持つ、其一方に窗二ツありて、外面陰巷を臨むべし、又別に廣き座敷ありて、定めて來客を饗應する處とし、椅子、卓子、毛氈及び種々の器物を置て、臨時に和蘭風の裝飾を設くべし、我等に給仕する徒は、側の二室に同居し、檢司、通事及び他の奴僕等は、別に隔り居れり、獻物の諸件は、嚴に土藏中に納めたり、總て我等に給仕する多くの者の中に、必ず隱密を勤むる人ある事にて、別して江戸に於ては最も多し、但し皆或は商賈或は僧侶或は官人及び其他諸般の風體に身を變じ、深く隱して決て其本事を懷く事を顯はさず、故に人各是が爲めに堅く用心して、互に其熟知の人ならでは、容易に祕事を明かす事なし、又我等三人江戸にて少間の逗留中、彼國の爲めに害事を企つるが如き事などは、寸毫も無き所なれども、彼國にては萬一不虞の虞もやあらんかとの恐れありて、斯の如く謀ふ事と見へたり、又門には固く番人を置きて嚴しく警固し、我等朝貢の事件諸務に掛れる官人ならでは、決して無用の人の出入を許さず、然れども幸にして別にナイブン（内分）にて、

館主及び我等に給仕する者の領許に賴りて、來訪する人あり、但し最初に給仕役より某々の名を通じて、後內に請延するなり、然るに來訪の人殊に夥しく在りて、常に我等の居室に充ち塞がれり、又愈混雜紛冗するに方ては、或は其室を廣めんが爲めに、臨時に座敷を開きて移り居らしむるなり、

○偖て江戸に到着せしに、先づ第一檢司の案內にて、長崎奉行間宮の顧問を受け、及び其他の官員來りて訪へり、總て上位の官人に會するには、日本風にて最上の拜を爲し了り、夫より椅子に凭り、其他は歐羅巴風にて種々饗應するなり、我等江戸在留中の親友は、大略小通事佐十郞、醫家桂川、本草家玄澤、宇田川榕菴、天文官五郞兵衞等にて、是皆元來蘭學者流なる故に、多分日々來りて學事を質問せり、及中津侯は嘗て蘭風好事の君なるを以て、其家臣等數人來りて種々名物を問ひ、且つ好んで我等に暱近して、我等平常の行作儀風を知らんと要したり、

○幕府へ朝見の前は、先づ獻貢諸件の分配調度を爲すなり、別段獻上は大略哆囉呢などにて、各美麗の臺に盛り、使者を以て某々の邸第へ捧致する事とす、總て朝見條目の諸事は、夫々の役人より豫め反復叮嚀に敎示せり、若し不幸にして過失を生じ、長崎奉行の聽に達する時に於ては、必竟其罪皆其役人に歸するが故に、最も恐れ愼しむことたり、

○此地の商賈より種々の器具を多く買たり、總て其價長崎よりは極めて廉にして、且つ貨品も亦た精好なり、又兼て制禁ありて、我等の手に一切購ふ事を許さゞる物品ありと雖も、或は密に贈る者在りて、此人人へは好んで善く遇接せしが、大抵夜分遲く訪ひ來れり、或は高貴の官人內分にて來る事あり、是れ又他見を憚りて、夜分遲く見舞へり、又先だつて數種の贈物を受くることあり、大略漆器、扇子、細緻の紙封匣、煙袋、煙管、及び種々珍奇の物品等なり、但し其贈物果して貴重の品なれば、我等りよも適宜に答禮の物件を裝し、謹て捧進するなり、婦人の來入は固より制禁の大法なれども、貴族の婦女等竊に蝟集する事他所よりも多く、一夜某の君侯貴婦六人を攜へ來れり、是を饗應せんが爲に、我等攜用の美菓を夥しく費やせり、

○此女客等、屢我等の衣服及び飾具を納めたる櫃の

蓋を開き、其裁縫製作の異様なるを諦視し、且つ其着法儀風を討論したり、我等其奇珍羨望するを見て、一二種を分け與へし、總て來訪者には、必ず多少の物を與ふる事にて、大抵は扇面若くは紙、外套(はおり)に、和蘭語を書し與ふるか、或は戒指兒及び他の細貨を與ふる等なり、兼て出島にて督使に從屬せる徒は、固より蘭語を解せるを以て、當時諸般の通辯給仕の事を行ひき、此故を以て旅館に來り訪ふ君侯及び他の高貴の人々には、奉行附の通事よりも却て善く遇せられたり、大抵高貴の君侯は夜分遲く來り、或は其侍臣をして進物を贈らしむ、總て我等が旅館に來るは、元より內密の事なるが故に、更に商賈等の用ふる木綿の服などを衣て、纔に從者數人を從へ、勉めて其人體を顯さゞる樣に裝へり、偖て此人々は好んで我歐羅巴の學術、諸藝、儀風及び和蘭の制度、幷に印度の制度などを質問應答せしが、其本邦の政事に關ることなどは一切語らざりし、

○薩摩侯より侍臣をして來り訪はしむ、其贈品は美麗なる鳥十二隻、珍草十四五種、極めて矮小なる鷄一隻、白兎一雙、鴛鴦一雙及び織物數卷等にて、佳麗の籠及び箱などに盛りて、皆頗る貴重を盡し、其價計り難し、又松前侯、丹波侯及び幕府の侍臣皆川相摸、幕府御兄弟水戸侯の侍臣某、中津侯の侍臣、ヒラカタ侯の侍臣、尾張侯の侍臣、加賀侯の侍臣等、斷へず來訪せしが、曾て旅況寂寞の愁はあらざりし、

○第四月六日、(本邦の二月十五日)今日卽ち朝見の定日なるを以て、前夜に檢司來りて、朝禮の儀式條目を詳かに說示せり、偖て常例の如く各禮服を整へ、朝六時(六ツ時後)に旅館を出づ、督使は天鵞絨の服を着し、太き紐にて裝飾したる挾箱一雙、劒一、大傘一を携へ、記官、醫官は挾箱一づゝを携へ、各轎に駕す、二三分にして高き墻壁に近き一橋を渡り、初めて御城構の第一門に入る、門內大なる哨堡(ごばんしょ)あり、通道甚だ豁く、其兩邊高大の廈屋相對して並び立てり、第二橋より我等轎を下りて步行し、第三橋を渡り、又一門に入る、門頗る宏大、哨堡亦た極めて莊麗なり、此處より帽子を脫て從者に持せ、猶大路を行く事暫くにして、所謂百人番所に來り、一門に入る、是れ卽ち幕府の在居し賜ふ大殿の第一門なり、我等此番所內の休息所に入りて、今日當直の大小名入殿し、諸件全く相整ふを待合せり、此門を

長崎奉行饗應官の役人及び番所の總督等來りて、皆日本風にて禮を爲せり、少時にして數隊の同勢入り來るを見る、前に箒を把れる者、シタイシタイと叫びつゝ、道に當れる塵穢などを拂ひ來る、大殿の第一門に來れば、隨從の徒一齊に羅拜し、夫れよりは唯高官の君侯のみ、二人の僕を從へたる扈從官一人を從へ、歩行して上殿せり、

○前面は一圓に卵形の小石密布せる廣豁なる庭場にて、次に正廳高く構ふ、是れ本殿入口の處たり、元來此殿宇は、地形高敞の處に築成せるを以て、其梁棟尖頭などは、往々市中よりも遙に仰ぎ望むべくして、秀麗なる壯觀を具へり、さて我等導かれて屈曲したる廣き廊下を通れるが、其右方は大室局に相連り、左方は大塀に隔めり、此各室は、皆是れ日々直番の諸侯の詰所なりと云へり、又廣大なる一殿に至る、規模最も宏壯、屏障、裱褙及び床席等、金銀髹漆にて彩飾塗抹し、極て華麗を盡せり、我等暫らく此大室の一隅に、日本の禮に從ひ直に藺席上に着座したり、此大室と廊下とを隔てる障子裱褙等は、盡く撤し有りて、滿殿を洞見するが故に、我が前を通り過ぐる人々、頻りに我等に目を注ぎ行きけり、此處に糺儀官二三員、各々席を分けて列坐す、是れ總て殿中の事に監察するの官たり、爰にて又長崎奉行饗應官、及び幕府御近習の官員及び肥前侯等、更る〴〵來りて各丁寧に禮をなせり、但し此外に若年狡驕の族在りて、我が座に間近く立ちよりて、頭上より足下に至るまで徧く觀畢りて、終に微の禮儀拜頓をも爲さず、傍若無人に立ち去れり、然れども人能く是を制止する事を爲し得ざりし、少頃して此處を去り、督使に從て朝殿に至る、此殿は甚だ廣大なれども、別に華麗なる裝飾なくして、頗る淸楚なり、我獻物は美麗の臺に盛り中央に安置す、卽ち其第三柱の下にて督使朝見する式の教を受けり、正面に微高き處あり、是れ幕府の朝禮を受け賜ふ御座にて、其左方には御緣族の君侯及び其他の大小名、位階を逐て班列するなり、總て殿宇の規制斯く宏大秀麗に築たるも、固より驕侈逸樂の爲めに非らず、蓋し外用政務諸事の爲に供する事たり、障子裱褙の邊緣は大抵髹漆にて、鍍金或は彫刻諸飾を貼在せり、再び休息所に還りし時、天氣頗りに惡しくなりけれども、幸にして一霎の驟雨にて快晴したり、若

し然らざれば、幕府元來雷聲を深く怖れ賜ふが故に、朝禮の儀延引する事も有んかと思へばなり、十一時九ッ時前、の頃に、督使は禮謁の爲めに召され、四分時の間八分時間、に事畢りて休息所に還れり、偖て其禮式は、彼の向に敎へられたる處に至りて日本風に平坐し、數分時の間首を席面に伏せ、カピターンオランダと呼び畢るを度とす、但し其時には唯謹で敬拜すべきと、微聲にて敎ふる外は、滿殿肅然として靜まれり、長崎奉行及び大通事は、兼て誘導なるを以て、禮畢れば則ち退くべきを敎ふるに順ひ、向きに座に着く時の如く體容を屈め、敢て仰首する事なく、唯列位の諸侯を僅かに見得る許りにて罷める事たり、最も登時に座中を徧視周目して、新異の儀樣を觀んと要するなどにて、彼の日本の大禮を穢すが如き事は、決して爲すべからざるの方則たり、此より又太子の第に至る、殿中朝見の席及び諸般儀禮の次第總て同樣なり、最も爰にて此殿の政事官三員に見へたり、ニシノマルく、自註に曰即ち太子の事を云ふ、の御殿は、地形高聳の處にありて、頗る美景を具せり、さて此兩御殿の朝禮畢つて、引續き十三人の政事官に廻勤しが、實に煩勞に堪へざりし、最も此諸侯の居第は皆郭內に在り、先づ其邸に至るに、每邸必らず其侯未だ退朝無きと號して、其ゴカロー濃抜きに、公用人などを云ふならん、をして應對饗勞せしめたり、是れ蓋し必ず其主君在邸なれども、我等を仔細に觀んと要するが爲めに、假に斯く言ひ成して、實は裱褙を隔てゝ伺ひ臨めり、又其內に隱れ居る者夥しく在ると見へて、群集雜踏の聲を明かに聞けり、一處にて摺着たる裱褙の過つて倒れたる事ありしが、其內に數多の婦女等一團を成して集り居りしに、是を見て一齊に逃げ行きたりし、

〇大抵何處にても、我等に煙草、煙管、抹茶及び大なる臺に載せたる菓子を出せり、但し菓子は丁寧に蓋をなし、挾箱に納めて持ち歸れり、數處にて帽子及び督使の攜へる劍など觀んと乞はれたり、就中赤石筆にて數字を書せられたるは、最も煩はしかりき、其日は絕へて習はざる平坐を爲したる事故、其困苦甚だしく、終には殆んど坐し得ざる程にありたり、夜に入り十時半夜四ッ時頃、頃に、漸く事卒りて館舍に還へれり、然るに此夜猶多くの訪客を受けたり、是れ今日我等が故障なく朝見の大禮を遂げたるを賀し、且つ終日

の奔走の償勞を慰めんが爲めに來れり、

○翌日、（本邦の十六日、）政事官に廻勤したると同様に、江戸に在る長崎奉行の邸に禮せるが、其家人迎へ接し、日本風にて酒食饗應したり、夫れより此を辭して、猶寺社奉行の邸二處を廻勤せり、

○長崎奉行は、我等を厚く饗遇する事を得ざりし、其故は原來小家の事と云ひ、且つ他の我等の廻勤せる諸侯に比すれば、其身分逈に微賤なるを以て、中々其例には企て及ぶべからざればなり、我等御本丸にて、嘗て長崎表にては頗る威勢を震ひし人なれども、當時まさしく此殿中の給使官（こづかいやく）となりて、忙しく奔走周旋し在るを見たり、是れ蓋し最も高貴の人に至ては、此徒を屬吏となして、隨意に驅使する事と見へたり、

○第九日、（本邦の十八日、）皂服を除くの外は、總て六日（本邦の十五日、）と同裝にて兩丸へ登城して、御暇の御禮に出でたり、督使には定式の通り絹の裁服數襲、及び別段拜領物として、銀百二十枚を賜はる、其價大抵我五百タイル（價名一タイルは我十匁許りに當ると云ふ、）に當れり、又兩國交親の法則條目を謹んで拜聽し、大禮全く事畢れり、偖て館舍に還りて後、督使へ政事官、寺社奉行及び長崎奉行の使者來て別れを告げ、幷に向きに捧げし獻物の謝辭を傳へ、且つ其答禮として數襲の絹服を贈れり、最も幕府より賜りし物件よりは逈に輕微なり、

○官事全く相濟し上は、唯江戸市街の一端を觀ることを得たり、就中市中を通流せる狹き川に架したるニホンバシと名づくる橋あり、是れ日本の橋と云ふ義にて、大凡日本國州の隔距里程、皆此れより算し出せりとなり、此橋更造の時、山崎治左衛門と云へる百四十三歲の老翁をして、開渡（わたりぞめ）の禮を行はしむ、是れ此橋の長く保たん事を譬喩して、祝したる儀例と云へり、其妻は百三十九歲、其男清藏百十二歲、其妻は百零九歲、其男九十二歲、妻は八十九歲、其男七十歲、妻は六十九歲、其男四十一歲、妻は三十歲にて、皆擧つて健康なりしと、日本にて百歲の齡を保つ者は、往々例有る事なれども、斯く長壽にて且つ揃ひたるは、實に異常のことなりと云へり、

○第十二日、（本邦の二十一日、）定例に從ひ、今日檢司立合にて官醫十四員と對話す、大抵彼より種々其學術の事を質問して、其論議應答略五時間（二ツ時半、）を費せり、

〇第十三日、(本邦の二十二日、)二十四日(二十三日、)は、前日と同樣にて、天文官、窮理官及び二三人の醫官と對話す、最も督使は此用に適切ならざるを以て、余代りて其座に當れり、先づ其問ふ所は、大抵算法、霽雨儀、寒暑儀、暦術、磁石、海上里程、日月星運行の發明、測量理用等の事なり、最も此中余が學術の本事に非らざること數多にして、或は臨時其書に就て、幸に漸く應答を成し得たる事など屢なりき、此對話に附ては、我等甚だ迷惑したりけれども、所謂江戸蘭學者の我等に就て事を叩き問ふ人々より、亦た我等に種々喜意すべき事件を獻ずることも多かりき、又譬へ其諸事を爲んに、館主の緣族源右衞門、檢司及び通事甚左衞門、作三郎共も與々に荷擔して、隨分大目に見過したり、

〇一日檢司館主と兩人にて、我等に饗應したるが、實に夫れの爲めに種々勞を吝まず、多少の費を致し、所謂江戸風の盛宴にて、頗る優美の事どもなり、其席に連れる和蘭流の朋友中に、戯に我和蘭製の衣服を着せし者あり、其裝容頗る妖謔(おどけ)にして、實に笑ふに堪へたり、蓋し此蘭服は、累年舶齎の物を漸次に聚て、備具したる事と見へたり、總て此人々は、深く我等に親しみを通じ、毫も隔意疑心のなき事明かに察せり、其故は我等より、市中の光景の仔細に見物したきと切に乞ふ者ならば、若し露見の患なくんば、縱令禁制を犯すにもせよ、我等に更に日本の衣服を着せ、日本人の體に扮せ(まぎらはせ)、密かに導き出す事の有らんも議り難き勢ひなりし、勿論江戸の如き都會の人氣は、極めて新異の事件を喜ぶが通常にて、既に我等或は館舍の窗より面を出して街上を臨むに、乍ち無數の人衆群集して凝固し來り、一巷是が爲めに塞がり、通道全く遏絶するを以て、終には止む事を得ずして、我等に其處を退かん事を乞ふに至れり、

〇江戸逗留中、火災あること數回なり、就中一夜忽ち火起ると聞き、屋上の火棚より眺むに、焔炎三道を成して勢甚だ熾んなり、相距遠からざれども、幸にして風候好き故に、豫め延燒に罹らざる事を知り、敢て騷がざりし、翌日其詳を聽くに、某の一坊全く燒失したりと、然れども人皆其鎮火の速なるを祝する迄のことゝ見へて、深く畏しまざりし、

〇我等逗留最後の日まで絡繹客を受しが、發程の朝猶多少來り訪ふ者あり、長崎奉行の家人と江戸に在

る長崎奉行の家人と別れを告ぐるに及びて、始めて咨を絶ちたり、

○第二十二日、本邦の三月一日、午後四時、七ツ時前、人の群集を防ん爲めに、轎に駕りて館を發す、嚮導の番人衛護し行きけれども、猶蹂躙雜踏して我等を觀んと要したり、薩摩侯の邸第近くなりて、轎より下り歩行して、其老君及び主侯窗格より窺ふに禮拜し過れり、七時六ツ時後、頃に品川に入る、江戸の友人等既に爰に在て、我等に別れを告げ、且つ同(とも)に一宿せり、

○第二十六日、本邦の三月五日、品川を發して、大森にて中津侯の二公子に謁見す、是れ内密にて我等に會んと欲して、故に此處に來りて待合せられし、偖て我等禮を爲しけるに、甚だ叮嚀に答禮ありて、長公子親ら和蘭語にて、エールステマールゲシーン瀛曰く、エールステマールは初度の義、ゲシーンは過見るの義、と演べたり、是れ總て日本の風として、人互に始めて相見る時は、必ず先づ此一言を演るを、一般普通の例とす、小公子は兼て和蘭人よりマウリックと云ふ副名を受けたり、此二公子なども父君と同じく、總て和蘭風の事件を好事と見へたり、又此從者の中、我等が江戸逗留中、數館舍へ訪ひ來りし人々多く在りて、此時又各我等に別れを告げたり、夫れより又故道(もとのみち)を取て行を發す、時しも夏の氣候に成りぬれば、山野も皆容ちを變へて、上都の旅路とは、其風景一轉して面白かりし、原の驛にて彼の以前憩ひし家に再び立寄りけるが、當時園中の卉花百般爭ひ開き、綠樹蔭を交へて、又一層の觀を添たり、掛川にてテンネンジと云ふ寺に詣で、和蘭の督使へムミー人名、の瑩を拜す、其石面に和蘭文を彫し、外圍に石柵を設けて、製造頗る佳なり、然れども星霜久しきを經たる事なれば、往々礴碻(こまぐだけを)せる所ありて甚だ損じたり、由て從來我輩より、年々是が爲めに供養料を納る事なり、

○第三十日、本邦の三月九日、ホーゾージ瀛按るに、法藏寺、と云ふ所にて、有名の大寺に詣す、この地は幕府權現様の御生國なれば、此寺に公の御遺物數多藏するを以て、幸に我等も是を拜する事を得たり、大抵御鎧器、御衣、御樂器、御眞筆、御肖像及び其他種々の物件等なり、但し是れ皆敬て開帳ある事にて、我等又最上の禮を以て崇拜し、一歩金數錠を奉納したり、此金一錠は其價我三ギュルデン貨名、程に當れり、此日方に此處の祭禮にて、此配下の一村盡く標幟及剪綵花などを飾りて、甚

だ賑かなり、
○第五月六日、本邦の三月十五日、ミヤコ都、に入り、所司代の邸に禮せり、是れ其職江戸の政事官に同じ、我等歸旅を急ぎける故、此都に纔かに一日逗留して、有名の知恩院、祇園、大佛などに詣づ、大佛の境内に、三萬三千三百三十三軀の佛像を安置す、猶此詳はケンプル人名、著述の日本記事中に載せたり、又定例に隨て、エケンチヤヤと云へる有名の茶亭に至り、幕を張りたる處に席を設けて、盛饌の饗應を受けたり、扨て爰に訪ひ來る人極めて夥し、是れ蓋し我等を此亭に請延するは、畢竟此土人に異邦の人を觀せしむる爲めと見へたり、
○第十三日、本邦の三月二十二日、大坂にて此都の奉行の邸に禮せり、是れ此君へは每年多少の進物を贈る事たり、又寺社數處を巡覽し、幷に歩行して最も繁榮の市街のみを見物する事を得せしめたり、
○翌日戲塲を觀る、此塲頗る廣大にして、看塲亦た極めて豁し、我等及び隨從の同勢は、最も佳處に座を設けたり、其戲套(げだい)は大抵古實錄を寫せる者にて、或は戰爭或は哀戀迭ひに演じ出して、皆度を歌曲に取れり、其衣服裝飾極めて美なり、旦(おんながた)も又男の扮する所にして、其戲中最も三絃を調する事多し、蓋し我等に此塲を觀するは、畢竟其技藝の好所に感服せしめんとの術と見へたり、
○兵庫にて寺院數區を巡覽し、二十二日本邦の四月二日、に一同船に入り、次日出帆して、二十五日本邦の四月五日、鞆にて上陸して飲水を取り、且つ少時休息して復た船に乘り、二十八日本邦の四月八日、下の關に着岸せり、夫れより小倉に渡り、全く船を撤て又陸路に就けり、但し大槪諸道具及び我等旅中購ひたる物品は、是れ迄乘り來れる大船にて長崎に送れるが、我が安着せる二三日後に、盡く無事に入り來れり、
○第六月四日、本邦の四月十五日、晩に矢上に着す、是れ長崎を距ること二里餘にして、既に長崎の通事等來て我等の平安を賀せり、前夜大村にて、我等と是まで從ひし同勢と別れの宴をなし、且つ督使より彼等に謝儀として、多少の贈物をなせり、矢上にて諸の荷物及び櫃の類などをも嚴重に檢閲したり、是れ或は密かに制禁の物品などを藏するかを監する爲なり、去ながら大抵は大目に視流し通せり、
○第五日、本邦の四月十六日、昧爽矢上を發す、是よりは長崎の

朋友等絡繹迎へ來るに逢ひ、又續て出島に在る本國人等も出で來れり、實に手を分つてより相見ざる事一百二十日にして、再び無事に面會する事を得るよとて、互に其幸福を祝したり、偖て此大切なる旅路中、最後の數日は頗る暑氣加はりて、稍憊勞を覺へしかども、最早出島に還りて、十分靜に休息し得る事かと、そゞろに嬉しかりき、

○總て此旅行は、頗る紛冗繁忙の事たりと雖も、我等に於て幾多の新聞奇見を爲し得たり、是れ然しながら我同行知己の日本人等、幸に隔意なく我等が爲に懇誠を致して、何事に論なく、叮嚀切實に指揮敎導を加ふるの厚情に據る事と、深く感佩に堪へざるなり、

○當時和蘭人の中にて、現に日本の大都府を見たる者を算擧するに、方に八人なり、最も余日本に在留中、彼土の事情を良委しく了知せる上は、再び江戸に赴て、猶其詳を得ん事を欲したれども、既に其頃余は督使の次席、バックホイスメーステル（庫監）の官を冒し居て、出島の貨物漕運の事を管る役なるを以て、果して此念を遂げ得ずして、一千八百二十九年（文政十二年）に歸邦せり、則ち余が多年彼の地在留中、目に見耳に聞く所の事件を漸次に拾錄して、輯めて此書を爲せり、幸に看者此を以て、聊か新知に裨益するの一端と爲さば、是れ余が深く滿足する所なり、

日本風俗備考卷之二十二終

倭蘭年表序

史之記ㇾ事也、必繫ニ之歲時一、所ㇾ以詳ニ時代之遷迹一、而春秋以ㇾ日繫ㇾ月、以ㇾ月繫ㇾ年、以ㇾ年繫ㇾ公、蓋本朝之史紀亦循ㇾ之矣、夫年表之幷ニ記倭漢事實一者既已多、若夫編年紀、更復波ニ及佛氏一、其體裁迂遠、太無ニ正格一也、合運亦非ニ精選一、而萃大成者、其止和漢年契乎、凡此等之書籍、讀史家未ㇾ可ニ曾無一ㇾ之、近代西洋夷學入ニ於中國一、末俗人情好ニ新奇一之甚、喜唱ニ和之一不ㇾ止、遂將ㇾ陳ニ之高堂之上一焉、於ニ其神道與ニ聖教一、其害終不ㇾ可ㇾ知也、友人無懷子近得ニ一書一、則彼編年紀事也、因繫ニ之于本朝年次之下一、而將ニ上木一、謀ニ序於余一、余曰、在昔孟軻務排ニ楊墨一、今見ニ彼所ㇾ爲、其奇怪過ㇾ之、而子與ㇾ余假令不ㇾ能ㇾ斥ㇾ之、豈忍ニ相資而爲ニ之藉一哉、無懷子曰、否、非ㇾ資ㇾ之也、夫既有ニ其書一、試一讀ㇾ之亦可也、幾將ㇾ有ㇾ知ニ彼海外蠻夷之治亂興廢利害得失之所一ㇾ在、而足ㇾ見ニ彼之情態之一端一矣、於ㇾ是遂書ニ此事一以貽ㇾ之、而名曰ニ倭蘭年表一、

安政二乙卯歲孟春

東武　櫟園吟叟識

倭蘭年表卷之上

大西洋　和蘭　オツトモンヱセ著
大東洋　日東　魁山無懷子譯

世界總敍

上世太古

アダン（上古にして天地未だ分たざる時なり、）
- カーイン（アダンの長子なり、壽未だ詳ならず、中絕て傳はらず、）――セルテイト（アダンの後裔なり、中絕て傳はらず、故に詳にする能はず、此時に當て天下大洪水の患あり、）
- ハアベル（アダンの次子なり、其餘子多しと雖ども、皆傳はらず、）

以上是を上世と云ふ、年歷アダンより一千六百五十年、

上世亦太古とも云ふ、

アダン天地未だ割たざりし時、渺々濛々として陰陽を分たず、既に始めて開くるに至りては、自づから萬物を生じ、人物其中に養ふ、是天地陰陽の靈にして、萬物に長たり、然れども此時に當ては、無爲にして唯蠢然たり、四時平和にして、春日の遲々然たるが如

し、洪水の患もなく亦疾病もなし、菓穀野に熟し、天より饑を下さず、地より渇を止めず、江湖河海には蟲魚を生育し、山嶽陸地には材木及び禽獸を蕃殖す、平常禽獸と群を同ふす、雨降れば樹蔭に凌ぎ休息せしむ、然るに禽獸の人を害することなく、之と友たりし時、男女二人ありて、自ら夫婦となり、男をアダンと云ひ、女をゲベと云ふ、ホロテイスに居れり、其人才智ありて、自から酋長の如くなりしが、次第に慾情を知りてより、志し驕を生じ、天地自然の意に協ふこと能はずして、私慾益ます長じ、是故に天も風雨の災を降し、地も菓穀の熟りをなさず、禽獸は人を害し、河魚は江海の深き處に遊ぶ、是に因て人民大に苦み、漸々耕稼衣食の業を工夫して、日々に開けり、是より後ち人々力を勞して生活を存することとは成れり、アダンの長子をカーインと云ひ、其次をハアペルと云ふ、其餘子々多と雖も皆傳はらず、カーイン父に繼ぎ位に卽き、其人となり自ら大徳を懷き、仁智を備へ、下を憐み惠むこと至て深く、人民大に其大徳を慕ひ、敎化四方に行はれ、天氣降り地氣上騰して、百穀自から熟し、禽獸蕃殖す、土民風俗淳朴にして、長壽なること各々數百歳を保つ、此時始めて城邑村落を爲す、カーインの後亦傳はらず、故に詳にすること能はず、然れどもアダンより年歴一千六百五十年と云ふ、是時に當つてアダンの後裔セルテイトの代に、天地洪水の災ありて、城邑村落淪亡し、人民滅絕せんとせしとき、ノアークと云ふ人、再び天地の災を納めんと、大功を施し改革せしと云へり、是卽ち此後を中世と云ふ、俗に新世界と云へり、

中世（俗に新世界とも云ふ、）

上世の裔にラメキスと云ふ者あり、其長子をノアークと云ふ、其人となり測らざる大徳を備へ、民時を惠み、凡そ天變地妖のあるときは、必ず前知して其災を免れ、民其微妙を知りて、之に從ひ慕はざるはなし、前に云へる世界大洪水の災あることを知て、其以前より一つの大ひなる箱の如き扁き狀ちの、今の船の如き者を木にて大丈夫に作り、中に數人を容るべき樣にこしらへ、其名をアルグと云ふ、是より後世船を造ることを始めたり、然るに一千六百五十七年、我邦鸕鷀草葺不合尊の御代に當つて、天果して大雨を降らし、其降り繼ぐこと篠を突が如く、少しも止み間

中世

ノアーク

父をラキメと云ふ、上世の裔なり、其人大德ありて中世の太祖となる、其壽未だ詳ならず、始めて五穀を布地す、是西洋の太祖なり、故に中世の祖とす、

ヤペット

ノアークの長子なり、

セム

同次子なり、

シャム

同季子なり、在位年歴未だ詳ならず、

ニムロト

シャムの長子なり、在位六十二年、是を西洋帝號の始とす、

ニュヌス

ニムロトの長子なり、在位年歴未だ詳ならず、

上世より三千九百四十八年なり、此年正朔を改て元を立つ、是を下世と云ふ、紀元今に至る、

ヒミラミス

ニュヌス子無して歿す、國人其后を立て位に即く、在位五十八年、

アルデルス

ヒミラミスにて中か絶ゆる、

カーセット

アルデルス男子なくして女子あり、歳十六にして賢德あり、四方萬邦よく治る、在世百八十年、

ヨロヲヒス

カーセット女帝にして、後絶へて傳はらず、此人武德ありて萬邦を討てアジア洲を開く、在位九十二年、

ヘルートン

ヨロヲヒスの長子なり、父の位をつぎ立つと雖も、柔弱にして弑せらる、在位八年、是より中か絶ゆる、

ジュリス

是れローマの太祖にして、ヤペットの後裔なり、其後中絶て三千一百九十七年に至り、ローマの城を築く、後八百年にしてカアイサルに至り、英德洪々として四方を征伐し、皆國々を服從せしむ、

なく五十餘日に及べり、如レ此なるに依て、河水漲り溢れて、平地に滿ること至らざる處なし、人民居家悉く漂滅せり、此時ノアークは、其災を前より知り、いよいよ滿水に及んで、彼のアルグを出し是に打乘り、水の流れに從て漂蕩すること十餘日にして、アルメニヤのトーロスと云ふ山に着く、此時に當つて雨も止み天も晴れければ、衆共にアルグより出で、其山に攀ぢ上り、果實を採て饑を凌ぎ、枯木を集めて火を點じ、晝夜此山に居ること三十餘日、未だ水は麓に滿て如何ともすることなく、香を焚き地を祭り天を祈り、誠心を凝せしかば、ついに水落て後ち平土と成る、洪水の災害凡そ百五十餘日にして平土を得たり、是より後ち草木禽獸大ひに蕃殖し、民に五穀を稼穡することを敎ゆると成れり・是天の大地を改革したる故に、之を中世と云ひ、又俗に新世界と云ふなり、

ノアークの長子をヤペットと云ひ、次をセムと云ひ、又次をシャムと云ふ、皆大德ありて西洋諸國の太祖となれり、亦シャムは、洪水を避てカーニユスと云ふ處に至りし時に生れし人なり、歲二十六にしてアットリヤに至り、其近國の土地を開き服從せしめたり、故に其地に王と成りて、威德盛大なり、一子を生む、名をニムロトと云ふ、父に繼ぎ位に卽き王たるに至りて、大德日々に盛んにして、西洋悉く之に心服せざるはなし、是に於て帝爵の號を爲す、在位六十二年にして殂す、是を西洋帝號の始とす、ニムロトの子ニユヌス、父に繼ぎ位に卽と雖ども、其年歷を詳にせず、ニユヌスの后をヒミラミスと云ふ、ニユヌス殂して子なし、國人其后を立て位に卽かしむ、是時天下大に亂れ、大軍屢しば起り、故にヒミラミス武威盛大なるに依て、大軍を帥ひ諸國と戰ひ、皆敗北す、又印度の諸國を打ち土地を開き、大城を築きバヒロン城と名く、今所謂巴必鸞城是なり、周圍九十六里あり、皆美石を以て疊みあげ、其高さ十餘丈、厚さ三丈二尺、其間に五重の樓五十箇所あり、皆高さ二十餘丈、城下に大河二つありて城外を廻流す、一をチギリスと云ひ、一をヱフーホラッテと云ふ、大船を入るべし、又城樓の上には泉水築山などを作り、遊覽の所とす、是世界七奇の一にして、張山來が虞初新志にも出たり、

一千九百四十九年、此時に當て世界の風俗大弊を生

じ、故に天より大災を降す、其災如何となれば、火を雨らして萬物を燒亡す、其時瑣奪馬國にラツトと云ふ人あり、此人平常天道に悖らず、能く天地と行く所を同す、故に其災を免れて後ち、諸國の風俗を改革せりと云ふ、

二千九百八十年、ジヨテヤの人、海外に貿易の道を始めて開けり、

三千〇七十二年、バヒロニヤの帝王數代の子孫ウスゴトマンニユスと云ふ人、ギリシヤ人の爲に殺さる、故にバヒロニヤ滅亡せり、

三千一百九十七年、ローマ國大に弊を生ぜし處、是歳に至つて舊境を恢復し、大に城壘を固ふし、ローマ城と名づく、

三千五百十四年、マルコミリユスなる者、ネデルランド、サキソニヤ等を攻て之を奪ひ、皆併せて一國とす、其後二十世にして亡ぶ、

三千五百九十四年、ギリシヤの太祖歷山、マリユターリスに生る、

三千六百二十三年、歷山地中海の諸國を攻取る、又エジツトを平げ、大なる城を築き歷山德兒城と名く、

三千九百三年、歷山より二百八十餘年を歷て、ローマの爲に帝殺され、ギリシヤ國滅亡す、

四大洲開闢順次の圖 ◎製版ノ都合ニヨリ四百三十二頁以下ニ載ス

下世（亦革命とも云ふ、）

西洋の敎祖生るゝ次年を紀元とす、是より今に至るまで一千八百五十五年の間、正朔を改むることなし、故に紀元を以て下世とす、又革命とも云ふ、日本、支那、魯西亞、都兒格等の諸國は、各々紀元ありて西洋の紀元を用ひず、

開闢アダンより三千九百四十七年の頃、ジヨテヤと云ふ國に、名をサントスマリカと云ふ女子ありて、歲十六の時、神人夢中に入り、是に告て云く、汝に一子を授くべし、其子必ず大德にして、敎祖と爲すべしと語りしを、夢覺て心中奇怪のことと思ふ、日ならずして果して懷姙す、民人父なきを異とす、月を累ね十三ヶ月を經て、其翌年子を生む、其子長ずるに及んで大德あり、是西洋の太祖にして、紀元是より始まり、今に至るまで續世す、故に此革命を下世とす、卽ち我皇

歐羅巴全洲開次

- ローマ（今のイタリヤ是なり、）
  - ドイツ
    - ボロニヤ
      - フランス
      - ホルトガル
      - イスパニヤ
        - ゼルマニヤ
          - フロイセン
          - ズーウェシヤ
          - イルランド
          - スコシヤ
        - ヲンガリヤ
        - アンゲリヤ（即ちイギリス）
          - スーウィツルランド
        - デイネマルカ
          - グルーンランド
        - ノールウェシヤ
          - エイスランド
          - スピッツベルゲ
      - ホルランド（即ち和蘭）
      - モスコビヤ
      - トルコ

亞弗利加全洲開次

バルバリヤ 今七國に別る、然れども通じてバルバリヤと云ふ、

エジット

コンゴ

ゴイネヤ

カツプル 卽ち喜望峰ホッテントッテンの北なり、

サーラ

ニギリシヤ

マダガスカル

ニユビイ

アビシニイ

エチヨッピヤ

モノモタビヤ

アベキン

ダテル―ユハ

サングエハル

亞細亞全洲關次

- 支那（今の清國、）
  - アラビヤ
  - ハルシヤ
- 日本（ヤッパン）
  - タルタリヤ（即ちダッタン、）
- 印度（インド）即ち天竺なり、是今のモゴル、インデヤ、ベンガラの三國なり、
  - トルコ
  - シヤム
  - 朝鮮
  - 蒙古
    - ペギュウ
    - ラウ
    - 呂宋（ロソン）
- 古
  - マラカ
  - 交趾（即ちチヤンパン、）
  - 交◎安南（カ）
  - カンボチヤ
  - ジヤワ（俗にジヤガタラ、）
  - ボルネヲ
  - 臺灣
    - ヱゾ
    - 琉球
    - セイロン
    - スマタラ
    - セレベス
    - シベリヤ
    - カムサツカ
- ノーハセンブラ
- 新和蘭
  - ソロモン
  - 新イルランド
  - 新ブリタニヤ
  - 新セーランド
  - 新ゴイネヤ

亞墨利加全洲開次

- 南
  - 伯(ブラ)西(シ)兒(リー)
    - デルマヒルマ
    - パタゴン
    - ゴイアナ
      - パラゴイ
        - メカラニカ
        - マリヤ
        - 新ガラナダ
          - アマソネ
          - チーリ
          - ペリュ
- 北
  - 墨(メキ)是(シ)可(コ)
  - カナーダ
    - 新イスパニヤ
      - ユカタン
      - キュバ
      - 新アンゲリヤ
    - カリホルニヤ
    - 新メキシコ
      - 新カリレス
      - 新アルバレ
    - 新スコシヤ
    - 新ホウントランド
    - ヌキアークス
    - イストーミュス
  - フロリダ

國人皇十一代垂仁天皇三十年歳次辛酉に當る、是を紀元とす、之漢の平帝元年なり、

癸亥應神天皇三十四年紀元三百三年に當て、ローマ國大に亂れ、戰爭日々に起りて、人民安き心なく、國勢卵殼より危く、薄氷を履が如し、此時に當てキンスタンテーヌムと云ふ帝大に憤り、大軍を起して叛逆を征伐し、其亂を平らげ土民の心を安んず、

丁酉仁德天皇二十五年紀元三百三十七年に當て、キンスタンテーヌム殂す、初め帝癩疾ありて、衆醫治することを能はず、其後三十四世を經て、敎化大に行はれ、其風に靡て西洋諸州其敎法に從はざるはなし、

己亥同二十七年紀元三百三十九年に當て、キンスタンテーヌムの子三人ありて、末子と仲子と帝位を爭ひ、既に合戰に及びければ、仲子竟に打負けて、末子のキンスタンス、父の後を繼ぎ帝位に卽きたり、

戊申同三十六年紀元三百四十八年、大臣トクネンチースなる者、帝を弑し、自立して帝位に卽く、故にキンスタンテーヌムの長子キンスタンス、東方諸國の兵を率ひて之を討じ、終にチースを擒にして、其首級を磔に懸け、罪を萬邦に觸て、自から帝位に卽きけり、

甲寅同四十二年紀元三百五十四年、キンスタンス暴戾の行ひあるに依て、國人離散し、帝遂に弑せられ、大臣等相議して、帝の姪シリヱヌスを立て其後を嗣がしむ、

庚申允恭天皇九年紀元四百二十年、ゼルマニヤの人フランコスなる者、兵を起してムラモントスを攻て、之を奪つて佛蘭西と號し、歷世傳統して嚴然たる帝爵號の國となれり、

辛巳武烈天皇三年紀元五百年、西洋諸國大に亂れ、戰爭止む間なく、サキソニヤの人、アンゲルムを攻て其地を奪ひ、國號を改めてアンゲリヤと稱す、其後亦分れて二國となり、一はイギリスと稱し、一はスコシヤと號す、

庚申推古天皇八年紀元六百年、サルマシヤの人、西洋敎の外に新たに宗門を開き、人民を誑かし、遂にゼルマニヤを奪ひ、帝號を稱し、異形の佛像を作り、大寺宮殿を造營し、宗旨を說き弘め、土民の愚昧を惑はし、其勢ひ盛大にして、ローマの帝も制することを能はずとなり、

庚寅舒明天皇二年紀元六百三十二年、回々教の教祖マゴメ、アラビヤに至て死す、即ちメッカに葬す、國人今に至て猶尊敬す、祭日ありて國中大に賑ふ、亦此國にてカバと云ふ神を信仰す、是はマゴメの一家にて新たに宗門を建んと思ひ、印度教を學び亦西洋教をも伺ひ、其二教の中を採り、己が説を爲し、數百部の書を著はし、追々宗教を弘めけるに、歸依する者次第に多し、終に延蔓して西洋教と相比するに至る、

乙巳皇極天皇四年、孝徳天皇立つて改元あり、是則ち大化元年にして、唐の貞觀十九年、西洋紀元六百四十七年に當る、是より日本年號を稱す、

辛丑大寶元年紀元七百一年、ホロニヤの人カラコスと云ふ者、英才ありて土地を廣め、城をウイキゼル河の上りに築き、ガラスゴウ城と號す、即ち此名を以て都の名とし、ガラスゴウと名づく、又ガラスとも云ふ、大都を城外に定む、

丁丑天平九年紀元七百四十七年、ローマの帝カレルコロトと云ふ人、自國の衰微を憤り、大兵を發しウェオンを征し、其外處々を誅伐し、サキソニヤを攻て其王を擒にし、外宗の神祠を毀つこと一萬餘ケ所、大都城をウェネンに築て住居す、意太里亞のローマをば教皇の都とし、四方を風化せしむ、

甲午天平勝寶六年紀元七百五十四年、魯西亞の始祖ロリキは、ノーハロトと云ふ處より起り、此國を攻降し、大に土地を開きける、

己亥弘仁十年紀元八百十九年、ローマの帝カレル殂す、其子父の後を嗣で立つ、此人大徳ありて近隣皆風化に從ふ、

甲申貞觀六年紀元八百六十三年、ローマの帝カレルの曾孫デイデリッキの代に、フリースランドに都し、和蘭の諸州を統轄す、在位三十七年にして卒す、

戊子貞觀十年紀元八百六十七年、ゼルマニヤの人、海上に往來し魚獵を業とし、後和蘭の地を己が有とす、

辛亥天暦五年紀元九百五十年、魯西亞の女王アルガに稱號を加へて、徳義の光り盛大にして、日光の四方を照臨するが如し、故に隣國其風化に從はざるはなく、終に土地を弘めたり、

庚子長保二年紀元一千年、魯西亞王ヲロト、奢侈日々に超過し、女色に溺れ、侍女八百人に至る、然れど

も威德ありて兵備に怠らず、故に隣敵と雖も、皆之を畏れて敢て犯す者なし、魯西亞にて西洋の敎法を崇信するは、此代より始まれり、

己酉寛弘六年紀元一千九年、イスパニヤの屬將ホルコニの首領ヘンリクスと云ふ者、バルバリヤを攻めて其地數里を奪ふ、

丙寅萬壽三年紀元一千二十六年、デイネマルカ王カニツス、勇武にして善く戰爭を好み、國勢大ひに振ふ、又兵を四方に動して攻伐す、スーウエシヤ、ノールウエシヤ及びイギリス等、皆併せて我が有とす、王に三男子あり、長子をデイネマルカに王とし、次子をイギリスに王とし、季子をノールウエシヤに王とす、

戊戌康平元年紀元一千五十八年、フラアテンの首領、兵を起してローマに攻入る、

己未保延五年紀元千一百三十九年、イスパニヤ王、バルバリヤの五部を攻破り、其地を奪ふ、又隣國ホルトガルを併せて己が有とし、制度法例を立つ、

戊戌治承二年紀元一千百七十九年、ユマンユウル殂す、太子アンキスウス十歳にして立つ、大臣等簒奪の志を生じ、讒臣を集め毒殺して、自ら立て帝位を竊む、

庚子治承四年紀元一千百八十年、アンタロス后、母のカリナセを捕て無失の罪に陷れ、自ら僭立して帝と稱す、國人服する者なし、是に依て爭亂大に起り、ローマの宗室及びシヽリヤ王も、之が爲に義兵を起してタロスを伐て、後ローマを恢復せし、

己亥延應元年紀元一千二百三十九年、韃靼のレボニヤ、魯西亞の都に攻入り、東西より合戰すること數日なれば、國勢弱り土地日々に之が爲に削られける、

癸卯寛元元年紀元一千二百四十三年、魯西亞王のアレキサンデル、兵を出してレボニヤを攻取り、地を殘らず取返しけり、

己卯弘安二年紀元一千二百八十年、和蘭國大洪水、人畜大ひに溺死す、

乙酉弘安八年紀元一千二百八十六年、ローマの帝、學士に命じて諸國の地理志を撰ばしむ、

壬辰正應五年紀元一千二百九十二年、ヘヲンバーカ、地中海に住し、大軍を擧て海岸の諸地を掠め取り、遂にヲンガリヤに至り、又ナタリヤを攻取り、併せて一國となし、國號を都兒格と改む、

庚子正安二年紀元一千三百年、都兒格いよ〳〵盛强にして、北高海諸國及び韃靼の諸地を攻取り、是を亞細亞都兒格と云ふ、自から帝號を立てキンスタンと稱す、

乙丑正中二年紀元一千三百二十五年、オットマン殂す、在位二十八年、其子アルカレス嗣で立つ、國勢彌々振ふ、アフリカ諸地を奪ふこと凡六十八ケ所、

己卯興國元年紀元一千三百三十九年、和蘭七州に定む、

丙戌正平元年紀元一千三百四十六年、フランス人、アトランゼーを經てゴイネヤに至り、商館を置き交易を通ず、是より西洋諸國交易の業を始む、

丁亥正平二年紀元一千三百四十七年、フランス人、ゴイネヤを攻めて、他國の人を逐はしむ、

甲寅文中三年紀元一千三百七十四年、魯西亞、西韃靼の爲に襲ひ伐れて、國都モスコビヤを開き避けり、

戊午天授四年紀元一千三百七十八年、バシリウス軍事を講窮し、兵書數十部を著す、

庚午元中七年紀元一千三百九十年、ヱジットの學士フトラモースと云ふ人、天文志及び萬國圖記を著す、之を西洋測量家の祖とす、是より大洋を渡海することゝ日々に盛にして、殊に詳に至れり、

己卯應永六年紀元一千三百九十九年、ホルトガル人、ガバと云ふ大舶を造り、ホッテントッテンの岬を經て印度に渡る海路を開き、卽ち交易を通ず、是を東洋に渡海する始とす、

庚辰應永七年紀元一千四百年、モゴル帝タメルランと云ふ人、大兵を發して印度を攻む、印度大に敗北す、是に依て東西中北の四印度は皆服從す、唯南印度のみは從はず、帝其勢に乘じてペルシヤ、トルコ等を攻破り、强威歐羅巴に振ふ、

壬午應永九年紀元一千四百二年、都兒格帝ギリシヤを攻む、ローマ帝大に敗北す、

甲午應永十一年紀元一千四百四年、莫臥兒帝タメルラン殂す、

乙酉應永十二年紀元一千四百五年、ホルトガル人、印度のサントメ島を開き、城を築く、

庚子應永二十七年紀元一千四百二十年、ホルトガル人、西洋に船を浮べて、ホルサンタマテラと云ふ島を開く、

甲辰應永三十一年紀元一千四百二十四年、イスパニヤ

人、カナリヤ島を開く、此島豐饒の地にして、種々產物あり、其後西洋諸舶此島に至つて入用の品物を求め、夫れより喜望峯に至る、

庚申永享十二年紀元一千四百四十年、ホルトガル人、始めてアルメニヤに通商す、

丁卯文安四年紀元一千四百四十七年、ホルトガル人、ゴイネヤの綠峯に至りて、商館及び寺院を立つ、土民皆其敎法に從ふ、又ヒサゴスを取て城を築く、

癸酉享德二年紀元一千四百五十三年、トルコ、ローマを攻て東都を陷る、帝走て西都に遷る、東都は永くトルコの有となる、故にトルコの境域歐羅巴洲中に亘り、其國尊奉する所のマゴメの敎と西洋敎とは、互に其地に容れざること敵讐の如くなるに依て、西洋紀元を用ひず、其法はマゴメ難を避てメッカに遁れし年を以元年とす、此年紀元八百二十一年なり、

庚寅文明二年紀元一千四百七十年、イスパニヤ王ヘンリク卒す、此歲ヲロシヤのクハンネス、ノハラトを攻取る、

丁酉文明九年紀元一千四百七十七年、和蘭王、佛蘭西と戰ひ大に敗らる、又王女、ローマの公子マキシメリアンに嫁し、ヒリウスを生む、是に依て和蘭七州皆ローマの配下となる、

甲辰文明十六年紀元一千四百八十四年、ホルトガル王、アフリカのコンゴを開き、府城を立つて守令を置き、僧官を立つ、又シントサルハートルと云ふ僧を遣はして土民を敎化せしむ、

丙午文明十八年紀元一千四百八十二年、ローマのメリアン帝位に卽き、其長子カレルをイスパニヤに王とす、置く所の官吏等私をして、國人服せず、屢しば戰爭の事あり、

壬子明應元年紀元一千四百九十二年、西洋人、始めて亞墨利加の地を見出せり、

丁巳明應六年紀元一千四百九十七年、アメリキュススピュスと云ふ人、亦此地を開きし故に、アメリカと名づく、

戊午明應七年紀元一千四百九十八年、ホルトガル人、亞弗利加洲を遊歷してキリステンを弘めたり、其黨十萬餘人に及べり、

倭蘭年表卷之上終

倭蘭年表巻之下

皇國	西洋紀元	
庚申明應九	一五〇〇	西洋諸國太平にして戰爭のことなし、
辛酉文龜	一五〇一	イスパニヤ人、北亞墨利加の南地を開て新イスパニヤと名づく、
壬戌二	一五〇二	ボロニヤ人、ゴイネヤに商館を立つ、
癸亥三	一五〇三	ドイツ大地震、十二日を歴て止む、人畜死すること其數を知らず、
甲子永正	一五〇四	フランス人、カナーダの地を開て横領す、是れより新フランスとも云ふ、
乙丑二	一五〇五	イスパニヤの都マデリット大火、七日七夜焼て、焼死するもの十萬人、
丙寅三	一五〇六	和蘭洪水、國中過半溺死す、
丁卯四	一五〇七	ホルトガル人、伯西兒のアンカーフと云ふ所に交易の港を作る、
戊辰五	一五〇八	印度大飢饉、食をダッタン、モゴル、ペルシャの三國に乞ふて命をつなぐ、
己巳六	一五〇九	ベンガラ人、セレベスを亂妨す、
庚午七	一五一〇	ヲンガリヤの大都をベルガラデと名く、是れ帝號に因てなり、
辛未八	一五一一	トルコの王城増築て大城とす、其城二重に塀を構へ、其内へ石にてたゝみ上、石の塀を高く築て、要害堅固なり、
壬申九	一五一二	ホルトガル、地中海に在サルデニヤを攻て勝たず、
癸酉十	一五一三	トルコ、アジヤのトルコを攻て之を奪ふ、是に依て歐羅巴と僅に海を隔つ兩國を併せて強大の地とは成れり、

甲戌十一	一五一四	トルコ、ダツタンを攻て利あらず、亦スワルトゼーの近海を犯す、
乙亥十二	一五一五	ヱジット國中を三つに分けて、其一をバブリと云ふ、卽ち下ヱジットなり、次をホスタニと云ふ、卽ち中ヱジットなり、亦次をサイトと云ふ、是上ヱジットにして、地中海にそふ、
丙子十三	一五一六	イスパニヤ人、バルバリヤの内デュニスを奪ふ、
丁丑十四	一五一七	アルキールスの海岸魚獵の事に付て、フランス來て戰ふ、然れども利あらず、
戊寅十五	一五一八	フロイセン、ゼルマニヤの屬國となる、
己卯十六	一五一九	シャム大城を堅固に築き、西洋諸船を泊て交易を專ら行ふ、
庚辰十七	一五二〇	和蘭國中を七州に分つ、
辛巳大永	一五二一	イギリスにて大軍艦三十艘を新に造る、
壬午二	一五二二	アンゲリヤの西アタランゼーの海上、彼の五月十一日霧たつこと甚しくして暗夜の如く白日を覆ふ事十餘日、海船之が爲に昏迷す、
癸未三	一五二三	イスパニヤ人、ホルトガルと戰て大に地を奪ふ、
甲申四	一五二四	伯西兒のキシンク河溢れて、平地滿水千里に及び、人畜大ひに溺死す、
乙酉五	一五二五	デイネマルカの屬島コッペンハーゲン、亦一をユットランドと云ふ、此島に都を定め、名をキリスチアンと云ふ、
丙戌六	一五二六	ヲロシヤの都、彼の七月大なる旋風ありて、市街過半吹倒し、其外城郭崩るゝ處多し、
丁亥七	一五二七	トルコ、イタリヤのベネチヤ灣へ軍艦を數艘浮べてローマを攻む、然れども勝たず、
戊子享祿	一五二八	占城人、日本へ來る、
己丑二	一五二九	シヽリヤ、彼の五月大地震、海岸の諸地多く沈沒して、大ひに困窮に及べり、
庚寅三	一五三〇	バタゴン、和蘭船を大砲にて打碎く、次年又イギリス船を打碎く、土人他國の船を海岸に

よせず、

辛卯四 一五三一 和蘭、ゴイナナの奥地を開き、人を植ゆ、

壬辰天文 一五三二 カナーダの都をマリヤードッキと名く、

癸巳二 一五三三 フランス人、ペリュの地をしてイスパニヤに附從せしむ、

甲午三 一五三四 ヱジットのネイル河大洪水、國中過半流失す、

乙未四 一五三五 バルバリヤとサーラとの國界を定む、

丙申五 一五三六 西洋諸國の學士集會して、地球の圓圖を始めて測量して製す、是より後追々開けたり、

丁酉六 一五三七 イスパニヤ人、マヨルカ、マホン、イヒカの三島を屬せしむ、

戊戌七 一五三八 ホルトガル人、耶蘇宗旨をゴイネヤに布す、

己亥八 一五三九 イルランドの都ドウブリンに城を築く、

庚子九 一五四〇 和蘭人、グルーンランド海に於て始めて鯨獵を爲して、大利を得たり、

辛丑十 一五四一 ローマの第五の帝カーレル、アルキールスを攻たれども勝利なし、

壬寅十一 一五四二 北亞墨利加の内フロリタの地大洪水、人畜溺死する者三十萬人に及ぶ、

癸卯十二 一五四三 アビシニイ國中大地震動して、高山ことごとく崩れ、湖水は溢て、人畜を損ず、

甲辰十三 一五四四 ノールウェシヤ、兵を起してデイネマルカを攻む、然れども勝たず、

乙巳十四 一五四五 トルコ、北高海に在る所の島々を奪ふ、

丙午十五 一五四六 ダッタン人、モゴルの北地を攻て之を取り、自立ダッタンと稱す、

丁未十六 一五四七 イルランド大風、三日三夜止まず、終に海上より大浪俄に三四動、陸地に至る事六七十里に達す、浪退て山川皆平にして、人家屋室之が爲に浪に順て海上に漂ふ、人畜急死する者十萬餘人に及べり、

戊申十七　一五四八　フランス國中大疫癘流行す、

己酉十八　一五四九　イギリス人アンフイスなる者、大船五隻を造り北海に航し、北亞墨利加の北海に在る諸島を領す、

庚戌十九　一五五〇　ホルトガル人、始めて喜望峰を廻て、東印度に通ずる海路を開けり、

辛亥二十　一五五一　トルコ、大兵を擧てダッタンの地を破る、

壬子廿一　一五五二　ヲロシヤ、東海カムサッカの西ヲホーツカへ官府を立つて、東方諸地の運上をおつむる、

癸丑廿二　一五五三　デイネマルカ、大地震動する事十二日の間少しも止み間なく、海岸の諸地これが爲に大浪起つて、大般沒溺す、故に國中食物に乏しく、餓死する者其數を知らず、

甲寅廿三　一五五四　和蘭國政事宜からず、故にイスパニヤ人兵を起して、ゼーランドの地を略す、

乙卯弘治　一五五五　交趾交◎安カ南の諸地疫癘流行す、國人過半病死す、

丙辰二　一五五六　シャム人、ベンガラの東海にて魚獵を專らとす、

丁巳三　一五五七　支那よりツベットに通ずる路を開く、

戊午永祿　一五五八　ホルトガル人、地中海へ出て通船を賊す、

己未二　一五五九　イギリスの都ロンドン城、彼の四月地震の爲に崩る、

庚申三　一五六〇　ヲロシヤ、トルコと戰て勝たず、後ち和を乞て兄弟の盟をなす、

辛酉四　一五六一　ヲロシヤの北サモヱデンの地より、始めて魚蠟を製してモスクワに鬻ぐ、

壬戌五　一五六二　フランス人、北亞墨利加の東海諸島を奪ふ、

癸亥六　一五六三　印度の南に在るセイロン島に雪ふる事一尺五寸、

甲子七　一五六四　和蘭の商船、大南海に於て大鳥を見る、其大さ凡そ六七十間、近く船上を翔る、翼の音大風の起が如く、其かげを蔽ふ處、日中暗夜の如し、

乙丑八 一五六五 イスパニヤ王、大船五隻を發し、呂宋と交易せん事を僞り計る、

丙寅九 一五六六 西洋人、南亞墨利加の内ゴイアナを開く、

丁卯十 一五六七 ホルトガル人、サーラの銀山を開き、生銀二千萬貫を得たり、

戊辰十一 一五六八 イギリス人、亞弗利加の内アベキスの奥地を開く、

己巳十二 一五六九 北亞墨利加の内ユカタンの地大洪水、人畜屋室流失する者過半に及ぶ、

庚午元龜 一五七〇 ホルトガル人、始めて日本へ到る、

辛未二 一五七一 サーラの曠野より異獸出て人畜を害す、其猛勢鐵石を割るが如し、

壬申三 一五七二 イスパニヤ、呂宋を襲て、近海の諸島百餘ケ所を奪て、ヒリペインと名く、

癸酉天正 一五七三 イギリス人、北亞墨利加の東岸の地を開て、新アンゲリヤと名く、

甲戌二 一五七四 和蘭のヒルキルム、フランスのヲランエを奪て主と爲る、

乙亥三 一五七五 アフリカの大山アタラス山、大に燒て砂土をふらす事十五日、白日曇天の如し、

丙子四 一五七六 地中海に在るカンディヤ、亞細亞トルコの屬國となる、

丁丑五 一五七七 亞細亞トルコ、エジットを攻て國界を定む、

戊寅六 一五七八 フランスの地を分て、フランデルスと名く、

己卯七 一五七九 和蘭の酋長等申し合て、國法を建て軍例を定む、此年イスパニヤと戰ふ、

庚辰八 一五八〇 ホルトガル王卒して子なし、故にイスパニヤより併せ治む、

辛巳九 一五八一 イスパニヤの暴虐を惡で、和蘭より歐羅巴諸州へ觸て、これを攻む、

壬午十 一五八二 バルバリヤのアタラス山燒けて、國中砂石をふらす事七十餘日に及ぶ、

癸未十一 一五八三 イスパニヤ、北亞墨利加の内メキシコの奥地を開て、新メキシコと名く、亦ノーハアルバレの地を開て、人を植ゆ、

甲申十二	一五八四	イスパニヤよりゼラルと云ふ者を遣はして、和蘭王を銃にて打殺す、
乙酉十三	一五八五	イギリス、イスパニヤと戰へども利あらず、
丙戌十四	一五八六	トルコ、アラビヤの北地を略す、
丁亥十五	一五八七	和蘭王、度々イスパニヤと戰ひて勝利を得たり、是に於て支那印度に通ぜん事をはかる、
戊子十六	一五八八	トルコの帝、ヲロシヤを伐つ、又ドイツ及びウェーネンに攻入る、
己丑十七	一五八九	モゴル、ダッタンに奪はる、然れども土民服せずして、後ちモゴルに歸服す、
庚寅十八	一五九〇	ホルトガル人、耶蘇宗を日本に弘む、然ども日本にて其宗旨に入る者を集めて、皆死刑に處せらる、
辛卯十九	一五九一	スマタラ人、ジャワと戰ふ、是に依て隣國ボルネヲより和を乞て、後兄弟の國となる、然ども和蘭には服せず、
壬辰文祿	一五九二	ヲロシヤの政事を執るバリスと云ふ者、其君を毒殺して其位を奪ふ、
癸巳二	一五九三	東印度海より彼の六月三十日大浪を起して、ベンガラを打つて、其海岸の諸地皆平地となる、
甲午三	一五九四	アラビヤ人、印度に交易を求む、
乙未四	一五九五	マロック王、近隣の國々を併せ、兵威大ひに振ふ、
丙申慶長	一五九六	イスパニヤ、北海に航し、始めてスピッツベルゲ及び新センブラを得たり、
丁酉二	一五九七	シャム王、ラウと一揆を企て、嶺南の諸地を侵掠す、
戊戌三	一五九八	和蘭の船頭の頭梁コルネスなる者、瓜哇のハンダムを襲ひ取れり、
己亥四	一五九九	魯西亞人、北亞墨利加の北地イスートミュスの地を開けり、

庚子五 一六〇〇 イスパニヤ大軍を發し、和蘭の屬城を圍む、三年にして落城す、

辛丑六 一六〇一 フランス國中宗門一揆起る、

壬寅七 一六〇二 モスコビヤ國中の政事を改革し、諸運上を定め、新たに代官三十人をゑらび、魯西亞國中は分けて大都を富ます、

癸卯八 一六〇三 イルランド、スコシヤ、アングリヤの三國を併せて、ゴロートブリタニヤと稱す、

甲辰九 一六〇四 ボロニヤ大軍を出してバリスを攻む、バリス之を防ぎ戰ふこと三日三夜、手負打死十萬人に及ぶ、時に一隊の陣中へ怪風俄に起り、砂石空中に飛奔し、拔木四方に倒垂す、軍卒何んともすることなく、唯屯しける中は、地中より火燃突出して敵陣を焚く、是バリスが奇術の計なるべし、

乙巳十 一六〇五 ◎原本記事缺

丙午十一 一六〇六 イスパニヤ、南亞墨利加のメカラニカに至る、

丁未十二 一六〇七 バリス、ボロニヤは書を贈り、和を結ばんと約しける、

戊申十三 一六〇八 和蘭人、グルーンランドのカールハムゲス浦を開く、

己酉十四 一六〇九 ヲロシヤ國中大に亂れ、其處に乘じてボロニヤ、スーウェシヤ等の國々より攻入り、其地を奪ひ、國を三つに分かち、ボロニヤ相寇として、火を放ちて國都十八萬軒を燒き捨けり、

庚戌十五 一六一〇 ゴイネヤ人、大東洋に在る一大島の諸地を開て、新ゴイネヤと名く、

辛亥十六 一六一一 ジャワ大地震、國中過半傷死す、然れども海岸の地は震ふこと少なし、

壬子十七 一六一二 ヲロシヤ國界を正ふし、都邑を修め、厚くローマに聘禮を修ければ、國中の人々大に心服しける、

癸丑十八　一六一三　スーウェシヤ、魯西亞を侵さんと謀る、明年果して攻入る、

甲寅十九　一六一四　ボルネヲ國中大疫癘流行し、土人十分の四病死す、

乙卯元和　一六一五　日本國平戸にイギリスの商館を立つ、其後九年にして毀ちけり、

丙辰二　一六一六　彼の七月カナーリヤ島より白氣立つこと百五十日、晝は霧の如く、夜は雲の如く見ゆ、其形ち直立して中天に至る、

丁巳三　一六一七　和蘭の甲比丹セッテルコウン、瓜哇に交易してアンボイナを取る、

戊午四　一六一八　◎原本記事鈌

己未五　一六一九　和蘭人、瓜哇を奪ひ取て新城を築き、是をバタビヤ城と云ふ、

庚申六　一六二〇　ホルトガル人、瓜哇と謀て一揆を企て、バタビヤを攻むる、然ども和蘭人奇計を設けて、一揆をみなごろしにす、

辛酉七　一六二一　和蘭人、臺灣を取りて七城を築く、

壬戌八　一六二二　ホルトガル、イスパニヤと一致して伯西兒を屬せしめて、和蘭の交りを絶つ、

癸亥九　一六二三　和蘭人、伯西兒を攻てホルトガル人を逐ひ、其地を奪ふ、

甲子寛永　一六二四　イギリス、ペルシヤと謀り、ヲルムスを襲ひて、ホルトガル人を逐出す、

乙丑二　一六二五　和蘭人、瓜哇の近島を併せ取る、是歳トルコ帝、大臣の爲に廢せられ、其弟アダマを以て帝位を嗣しむ、

丙寅三　一六二六　フロイセン、和蘭と戰ふ、然れども利あらず、

丁卯四　一六二七　ノールウェシヤ、スーウェシヤと力を合せ、ゼルマニヤを攻む、

戊辰五　一六二八　ホルトガル、アフリカの西岸諸地を開て、交易の港を作る、

己巳六　一六二九　ゴイネヤのシントドミンコ川大洪水、其源はニギリシヤのカムビヤ川なり、其河幅平常日

本里にて九里ありと云ふ、

庚午七 一六三〇 ダッタン人、遼東を攻て遂に屬國となす、

辛未八 一六三一 ヱチヨッピヤの內北カルレスより生銀を多く出す、

壬申九 一六三二 ボロニヤ度々魯西亞に攻入る、西ダッタンも其虚に乘じて攻入ければ、魯西亞大に敗軍す、

癸酉十 一六三三 敎師ヲロシヤに說て、干戈を止め仁愛を國中に施す、國人皆心服して風化大に國中に及ぶ、

甲戌十一 一六三四 ヲロシヤ、ボロニヤと和議を結び、遂に兄弟の國と成れり、

乙亥十二 一六三五 ダッタンの南地ツベット及びカルガの地を合せて、服從せしめたり、

丙子十三 一六三六 ハルシヤ大旋風、イスパンの都皆吹倒す、

丁丑十四 一六三七 日本國、外國人を入ることを禁ず、

戊寅十五 一六三八 和蘭王より日本の一小島出島を乞て、之を賜り己が有として、交易の官府とせり、

己卯十六 一六三九 イスパニヤ人、バルバリヤの內デュニスを奪ふ、

庚辰十七 一六四〇 ホルトガル人、日本を襲んとして來れども、ついに降ず、

辛巳十八 一六四一 マラカの地、和蘭の領分となる、○和蘭人、イスパニヤ及びホルトガルを逐て伯西兒を奪ふ、

壬午十九 一六四二 イギリス國の政事に私あると聞て、イルランド其隙を伺ひ自立せんと謀り、一戰に及び、討取る首級二十萬に及びければ、イルランド遂に降を乞ひける、

癸未二十 一六四三 和蘭人始めてアウスタラリに至り、大地を開て新阿蘭陀と名く、

甲申正保 一六四四 イギリス人、大東洋中に在る二大島を奪て、一を新ブリタニヤと名け、一を新イルランドと名く、

乙酉二　一六四五　呂宋王、カンボチヤを攻て大利を得たり、然れども屬國にはならず、

丙戌三　一六四六　ヲロシヤよりアレウツツキヤの諸島二十八島をして、カムサツカに屬せしむ、

丁亥四　一六四七　ホルトガル、和蘭人を逐て伯西兒を有とし、帝王の爵名をプリンステイトルとあらため、亦土人をして水利をおさむ、

戊子慶安　一六四八　イスパニヤ人、冰海にて鯨獵を爲す、是より西洋諸國北海に獵する者多し、

己丑二　一六四九　アトランゼー震動し、海船通行する者皆覆る、

庚寅三　一六五〇　和蘭、アフリカの南端のカツプルのホツテントツテンの地を取り、次年堅固の新城を築く、亦軍艦三十艘を造らしむ、

辛卯四　一六五一　カツプルのターフルバーイの浦に、和蘭人城を築き、其名をホネースペイと云ふ、西洋諸舶の東洋に渡る者、必ず運上錢を取あぐるとなり、

壬辰承應　一六五二　和蘭船、イギリスと海上にて合戰す、イギリス船大敗北に及び、散々に沈沒す、

癸巳二　一六五三　スーウエシヤ、魯西亞と戰ふ、七日にて勝たず、故に和を乞ふて軍を返しける、

甲午三　一六五四　和蘭、イギリスと和睦とゝのふ、〇イギリス人、北亞墨利加のヤマイカ島を攻取る、次年印度のアレネリツトを打つ、

乙未明暦　一六五五　和蘭王、始めて使を淸國に遣はし、通商交易を求む、

丙申二　一六五六　和蘭人、印度のセイロン島を攻て之を奪ふ、

丁酉三　一六五七　西洋人、グルーンランドの奥地を開く、

戊戌萬治　一六五八　モゴル帝、南印度を併せ、是を大モゴルと云ふ、

己亥二　一六五九　ダデルの內アヤンの地、沙泥を雨らすこと二尺、人家之が爲に倒る、

庚子三　一六六〇　◎原本記事缺

辛丑寛文 一六六一 臺灣に在る和蘭人の築きたる七城、皆明の遺臣鄭成功が爲に奪はる、明年和蘭マラバルの屬地を奪ふ、

壬寅二 一六六二 ブリタニヤ人、北亞墨利加の東方の地を開て、新ブリタニヤと名く、

癸卯三 一六六三 セイロン島饑饉、食を印度に乞ふ、

甲辰四 一六六四 和蘭、フランスと和す、イギリス怒て和蘭を攻む、

乙巳五 一六六五 フランス人、テイリポリを攻む、其土地費大かたならず、

丙午六 一六六六 和蘭、イギリスと戰ふこと四日にして、遂に之を打破り、討取たる首級六千餘に及べり、

丁未七 一六六七 スコシヤ人、北亞墨利加の東方の地を開て、新スコシヤと名く、○ライットル、イギリスとデイムス河に戰ふ、イギリス大ひに敗北し、遂に和を乞ふ、是歳ホルトガル、アンゴラを襲ひ、土地を奪て銀山を開き、多分の生銀を得たり、亦トルコも大兵を起してボロニヤを取る、

戊申八 一六六八 和蘭、南亞墨利加の北界のスリナムと云ふ所を開て、大城を築き西府と稱し、瓜哇を以て東府と爲す、是より和蘭ます／＼廣大となれり、

己酉九 一六六九 印度大地震、南印度殊に強く、人畜斃死する者二百萬人と云ふ、

庚戌十 一六七〇 フランス、イギリスと兵を合せて和蘭を攻む、○西洋人、グルーンランドの奥地を開く、

辛亥十一 一六七一 前年の兵援て、和蘭の諸城を取る、○イギリスより日本國に交易を乞へどもゆるさず、

壬子十二 一六七二 和蘭船、ゴイネヤ海に於てフランス及びイギリス船と合戰す、二國散々に打なされて逃去れり、

癸丑延寶 一六七三 フランス國中大洪水、山崩れ城陷り、人馬大に死す、

甲寅二 一六七四 和蘭、イギリス及びフランスと和睦す、

乙卯三　一六七五　魯西亞の帝、大兵を起してトルコを伐ち、亦ボロニヤを攻て大ひに功あり、二國和を乞ふ、帝歸國す、

丙辰四　一六七六　和蘭にて火藥ドンドロを始て製す、是より西洋諸國に傳へて砲家の便用となす、

丁巳五　一六七七　魯西亞、都内人家殘らず瓦造りにすることを命じ、又は石にてたゝみ作るを免許せり、

戊午六　一六七八　セイロン島、熱湯を暴雨の如くふらすこと三日三夜、人畜之が爲に大に傷む、

己未七　一六七九　◎原本記事缺

庚申八　一六八〇　ヲロシヤ帝アレキウ゛ス殂す、其弟ペトルを立て帝位を嗣がしむ、

辛酉天和　一六八一　インデヤの都ゴアにて一揆起る、

壬戌二　一六八二　イギリスより北亞米利加の地を開て、砂糖を製す、

癸亥三　一六八三　アルキイス、フランスと大に戰ふ、然れども勝たず、○トルコ大軍を起してローマを攻む、

甲子貞享　一六八四　ヲンガリヤ兵を起して、ボロニヤに攻入ること三十里、ボロニヤ兵を出して之を防ぎ戰ふ、

乙丑二　一六八五　トルコ、ヲロシヤを攻む、

丙寅三　一六八六　和蘭のヒルレムと云ふ人、イギリスを併せて王となる、

丁卯四　一六八七　アワよりヘギユウに使を遣はして、兄弟の盟をなす、是より居城を互に交代して、五ヶ年づゝ其城に居ると云ふ、

戊辰元祿　一六八八　フランス人來てアルキイルスと戰ふ、然れども勝たず、故に和を乞て後平和なり、

己巳二　一六八九　魯西亞軍艦を造らしむ、亦ペルシヤよりレボルトと云ふ人を招き迎へて、國政を相談なして、風俗を一新せしめたり、

庚午三　一六九〇　魯西亞の城疊をシベリヤに築き、清國と使節を通ず、是歳イギリス、フランスと和睦整ふ、

辛未四	一六九一	カツブルのヱンナリス川洪水、同くスカヒレハルレイ川渇水、
壬申五	一六九二	西洋人、大東洋中に在るカロリナスの諸島を開く、
癸酉六	一六九三	歐羅巴と亞細亞との國界の、北海に在る新センブラの地を亞細亞に屬せしむ、
甲戌七	一六九四	呂宋、彼の十月大雪、其積ること三尺二寸、
乙亥八	一六九五	トルコ、ペルシヤ灣より印度海に達する海路を開く、
丙子九	一六九六	モゴル帝、大兵を起して亞齊を伐つ、亞齊能守て、城を抜あたはず、
丁丑十	一六九七	ゼルマニヤ、ボロニヤと戰ふ、時に大地震動して、兩軍是が爲に大に歩卒を損ず、故に戰ふこと能はずして共に退きけり、
戊寅十一	一六九八	魯西亞、トルコ、ダッタンの三國同盟して、國中靜謐なり、
己卯十二	一六九九	イスパニヤ大飢饉、食をフランスに乞へども、あたへず、餓死する者過半に及べり、
庚辰十三	一七〇〇	魯西亞帝、ウミルトンカと云ふ河を堀らせ、兵粮運送の路を開く、
辛巳十四	一七〇一	エジットのネイル河大洪水、カイロの大都を流失す、
壬午十五	一七〇二	ヲロシヤ、スーウェシヤと和睦す、故に侵地をヲロシヤに返す、
癸未十六	一七〇三	ヲロシヤの都城を新に築く、名をペトロブルグと云ふ、舊都を去ること百八十五里なり、
甲申寶永	一七〇四	ドイツ、イスパニヤを攻む、和蘭、イギリス皆加勢の大軍艦凡そ百八十艘を出す、是より西洋諸國大に亂る、
乙酉二	一七〇五	ヲロシヤ、寺院を造營し、僧徒の官位を定む、又學校を建て、博士をフランスより呼ぶ、
丙戌三	一七〇六	ホルトガル王卒す、是歳和蘭、フランスを破る、
丁亥四	一七〇七	イギリスの女王、スコシヤを攻取り、學校を建て、敎化四方へ施す、
戊子五	一七〇八	ドイツ、和蘭と兵を合せ、フランスを伐て數城を降す、

己丑六　一七〇九　魯西亞、スーウェシャ及びボロニヤ、兵を合せて戰へども勝たずして敗北す、之が爲に其本城を攻落され、皆領地となる、

庚寅七　一七一〇　魯西亞、亦スーウェシャを伐て之を破る、亦デイネマルカ其隙に乘じて、スーウェシャを伐つ、

辛卯正徳　一七一一　イスパニヤ人、マリヤの地を降して、新たに官府を立たり、亦トルコ、ヲロシヤを攻む、

壬辰二　一七一二　ドイツ、和蘭、イギリスと戰ひ、○イスパニヤ、フランスと戰ひ、○デイネマルカ、スーウェシャと戰ひ、西洋諸國合戰止み間なければ、人民塗炭に苦しむ、既に萬里の地も皆曠野となり、其禍是西洋の大變なり、

癸巳三　一七一三　ユテレキトの力に依て、新アンゲリヤの海岸の諸地及び諸島悉くアンゲリヤの有となる、亦スコシヤの領分海手五十里ばかりを降す、

甲午四　一七一四　デルマヒルマの地大に亂れて、五ケ國に分る、即ち新ガラナダ、アマソネ、ペリュ、チーリ是なり、

乙未五　一七一五　スーウェシャ、デイネマルカを伐つ、

丙申享保　一七一六　マロックの地、彼の九月大地震ありて、村落城郭處々陷り、人畜過半傷死す、是歳トルコ大兵を起して、コルキーを攻む、然ども勝たず、

丁酉二　一七一七　ドイツ、ボロニヤを攻ければ、ペトル帝ボロニヤに入て、其亂を治めたり、故に國人大に悅ぶ、

戊戌三　一七一八　モゴル帝、東西印度を奪ふて大國と爲せり、○スーウェシャ、ノールウェシャを伐つ、

己亥四　一七一九　レボニヤ、魯西亞に降る、○スマダラ人、イギリス人に意恨ありて、イギリス人を燒殺しければ、其餘のイギリス人早船にてバタビヤに遁る、

庚子五 一七二〇 ホルトガル人、シュムハアを攻奪ふ、此地は瓜哇の南に在り、故に之を小瓜哇と稱す、

辛丑六 一七二一 ペトル帝北高海を巡見して、其里數を測量し、新撰地圖を著す、

壬寅七 一七二二 ペトル帝、ペルシヤを伐て之を降參させたり、

癸卯八 一七二三 ペトル帝、船にて大河を渡らんとする時、大風忽に起り、船覆らんとして、水に溺るゝ者數十人、帝自ら水に飛入て、二十餘人を助け救へり、

甲辰九 一七二四 ヲロシヤ、金山を開て、國用を賑はす、是時國政改革ありて、民の賦税を省きければ、土民の心を安んず、故に國中太平なり、

乙巳十 一七二五 魯西亞國、政整ひ日々風化下に澤ふ、天文曆術を研窮す、亦清國に達する河道船路を開て大に便なり、唯四ヶ月にして北京に至る、

丙午十一 一七二六 地中海に在るコルシカ、サルデニヤ、シヽリヤの三大島、イタリヤに屬す、

丁未十二 一七二七 魯西亞の甲比丹ヘリンク、始てシントロウレンスに至る、此島は亞細亞と北亞墨利加との間に在り、

戊申十三 一七二八 デイネマルカ王、舟師に命じてグルーンランドを拔かしむ、然れども此地寒氣甚だしくして、至る者皆凍死す、故にイハンネスと云ふ人、其寒氣を防ぐ術を工夫し言上しければ、王之を試みたまふに果して奇効あり、

己酉十四 一七二九 ニギリシヤの内トビユット大洪水、

庚戌十五 一七三〇 チーリ國中大地震動すること二十七時、少しも止む間なく、海水之が爲に奔漲して、海岸の地沈沒し、山嶽崩破す、爰に溺死する者八百萬人、

辛亥十六 一七三一 和蘭人、南亞墨利加の海岸諸地を開く、○魯西亞帝、大ひなる學校を設け、萬學を研究せしむ、一に兵學、二に馬術、三に舞樂、四に文學、五に度量、六に築城、七に天文、八に地理、

九に算數、十に刑律、十一に紀文、十二に魯西亞語、十三に羅甸語、十四に佛蘭西語、十五にローマ語等を教へ習ふ、

壬子十七 一七三二 マダガスカル及びアベックスの邊を伏せしめて、歐羅巴トルコの有となる、

癸丑十八 一七三三 イスパニヤ人、シ、リヤを攻奪ふ、

甲寅十九 一七三四 トルコをしてヲロシヤに叛かしむ、ヲロシヤ之を擊て平らぐ、

乙卯二十 一七三五 イギリス、ホリレス、ネチナ等の侵したる地をイスパニヤへ返す、

丙辰元文 一七三六 アラビヤの大都メッカ燒失、其火十五日にして消せず、猶山林に入て森林を燒くこと百五十里、二十三日を經て消ゆ、

丁巳二 一七三七 魯西亞、コスロフを伐て之を降す、羊一萬頭を取る、

戊午三 一七三八 イギリス、イルランドを伐て之を取る、是時勢ひ盛大にして、三國を合せて亦大ブリタニヤト稱す、

己未四 一七三九 ダッタン、ヲロシヤを侵す、然れども勝たず、是歲スーウェシヤと盟ふ、亦ローマ、トルコ、ボロニヤ、イギリス、フランス皆使を通じて好を修む、

庚申五 一七四〇 ヲンガリヤ、サキソニヤ、フランデルス等の諸王、各立つことを爭て互に合戰に及べり、

辛酉寛保 一七四一 魯西亞の甲比丹ベリンクなる者、カムサツカの東より北亞墨利加へ連綿としてつゞきたる諸島を開く、

壬戌二 一七四二 魯西亞、スーウェシヤを伐て之を降す、

癸亥四 一七四三 アベキスの海岸津波にて崩る、

甲子延享 一七四四 フランス、和蘭の數城を攻て之を取る、

乙丑二 一七四五 ドイツ帝七世カレル殂す、フランスより入て國統をつぐ、

丙寅三　一七四六　アビシニイの奥地より異獸十五頭を印度の國王に獻ず、其形猴に似て猴よりも人に近く、能く人語を解す、

丁卯四　一七四七　ヲンガリヤ、フランスを攻れども勝利なく、和睦して去れり、

戊辰寛延　一七四八　イギリスへ奇術を行ふ法師ダツタンより來て其法を傳ふ、

己巳二　一七四九　ジャワの東に在るマブユウ、ハルリ、テムブウの三島を從はしむ、

庚午三　一七五〇　コンゴ大洪水、海岸の地過半流失す、

辛未寶暦　一七五一　イギリス、水軍を發してモゴルを侵し、沿海の地を奪ふ、

壬申二　一七五二　西洋人、マダガスカルの地を開て、多くサゴベイを製す、

癸酉三　一七五三　日本船、北亞墨利加のカリホルニヤへ漂流す、乘組十八人なれども、一人も活る者なし、皆死亡せり、

甲戌四　一七五四　魯西亞、トルコと和睦整ひ、境堺を定めて關所を立て、互に劵を出して往來せり、

乙亥五　一七五五　フランス人、フロリダの海上に於て魚獵せし時、土人大ひに怒り、大舶を出して打拂はんと、大ひに戰ふ事十餘日、互に兵疲れて終に和睦になれり、

丙子六　一七五六　魯西亞人、北亞墨利加の西邊の大地を開ひて、之を俗にアメリカヲロシヤと云ふ、

丁丑七　一七五七　和蘭より西方に當りて彗星三つ出づ、

戊寅八　一七五八　ドイツ大地震、城郭村落皆崩る、

己卯九　一七五九　ペルシヤ王モゴルを侵す、モゴル之を拒ども大に敗軍す、是よりモゴル國内日々に衰ふ、

庚辰十　一七六〇　ホルトガル、小西洋に在るアルマハ及びアミテランラの諸島を奪ふ、

辛巳十一　一七六一　アンゲリヤとフランスの岬マンセの處、大浪の爲に崩れ、日本里にて濶二里長さ十九里の間皆海となれり、

壬午十二 一七六二 イギリス、呂宋の島々を奪ひ、程なくイスパニヤと和議を結び、後ち其地を返す、

癸未十三 一七六三 世界萬國交易の道開けて、諸國通交す、四大洲一統なれども、其内西洋人専なり、

甲申明和 一七六四 イギリス、ジャワのバタビヤを攻む、

乙酉二 一七六五 ドイツ帝、四方の國々より諸職人を集め國用に備ふ、故に國中大に富めり、

丙戌三 一七六六 北亞墨利加のうちメキシコより大軍艦を出して、南亞墨利加の内デルマヒルマの地を攻て利あらず、

丁亥四 一七六七 イギリス、大兵を起してアラビヤ海を渡り、モゴルの地を攻て海岸の諸地を侵掠せり、是よりイギリスの國勢盛大の兵と成る、

戊子五 一七六八 イスパニヤ人、ヒルギン諸島を奪ふ、

己丑六 一七六九 ボナバルテ、コルシカ島に生る、

庚寅七 一七七〇 西洋諸國の學士集會して地球圖を新訂す、是より地球の精撰今に至て猶詳なり、

辛卯八 一七七一 和蘭人、北海の大魚に遇ふ、始は島と誤て魚背に昇り、後船に歸りて見れば、島に非ずして魚なり、愕として俄かに船を走らせしが、急に大雷の起るがごとく聲を發して海底へ沈む、

壬辰安永 一七七二 モゴル帝、マロコの爲に破られて、帝ベンガラに出奔す、

癸巳二 一七七三 イギリス、東西印度を悉く攻取り、遂に帝を擒にす、

甲午三 一七七四 イスパニヤ人、南太平海中に至つて、小島五十六島を開けり、

乙未四 一七七五 イギリス、北亞墨利加の東國にいたり共和の盟をなす、然れどもワシントン度々イギリスと戰つて大利を得たり、○ワシントンは元イギリスの人なり、

丙申五 一七七六 和蘭國王、大舶四隻を新たに造らしめて、大地の海路を明にせん爲め、舶を東西に出さし

めて、一周の海路要務をなさしむ、

丁酉六 一七七七 アンゲリヤの漁船、北海に獵せし處、俄に大風起りて、船十二艘海水の氷に打たれて、皆碎けたり、

戊戌七 一七七八 イスパニヤ人、ギブラルタルよりヘスの地を攻て掠めたり、

己亥八 一七七九 魯西亞國中政事よく整ひ、國人安穩を得たり、

庚子九 一七八〇 和蘭、兵を出して北亞墨利加の內新アンゲリヤを攻む、

辛丑天明 一七八一 和蘭の商船印度海に於てイギリスに奪はる、

壬寅二 一七八二 モスクワの大都、城郭大に增し築て、堅固の大城とせり、

癸卯三 一七八三 魯西亞の北サモヱデンの地を開く、これ世に謂ふ所小人國是なり、

甲辰四 一七八四 コルマン王アワ、ヘギユウ、アラカン等の諸國を併呑し、且つジヤムを取り威勢遠近に震ふ、然れども炮術拙なきを以て西洋人には敵せず、

乙巳五 一七八五 ホルトガル人、サーラの大曠野に於て猛獸を狩て之を養ひ、軍事に用ゆ、

丙午六 一七八六 イスパニヤ人、カツプルの西岸シントトルネ及びフランス灣を奪ふ、

丁未七 一七八七 イギリス人の大罪科ある者を集めて、アツスタラリーの內新ブリタニヤに流罪して、砂糖を作らしむ、

戊申八 一七八八 應帝亞王の大臣暴虐の爲に弑せられ、其一族を滅亡し僣して王となる、次年モゴル帝其罪を糾して獄につなぐ、

己酉寛政 一七八九 インデヤの逆臣十餘名をモゴルに囚へ、モゴルより王位をつぐ、

庚戌二 一七九〇 南北亞墨利加の境堺を定めて、關所を立つる、

辛亥三 一七九一 カリホルニヤ國王を立つ、其法大臣の內にて有德の人を擧て王とす、然れども五年にし

て帝位をゆづる、

壬子四　一七九二　ホルトガル、大東洋中に在るソロモン及び新カレホニヤを侵掠せり、

癸丑五　一七九三　フランス國中政事不レ平、民困窮する事甚し、因て一揆起る、

甲寅六　一七九四　西洋諸國大地震、三十餘日にして止む、此年大雪降て人畜凍死するもの其數を知らず、

乙卯七　一七九五　西洋諸國氣候平和ならず、疫癘流行して、人民多く損ず、

丙辰八　一七九六　ナポレヲン、フランス國より起る、ドイツと戰て大に之を破る、

丁巳九　一七九七　ナポレヲン、ドイツと和す、亦侵掠せしヘネチヤを返したり、○和蘭、北亞墨利加の地を開く、

戊午十　一七九八　ナポレオン兵を起して、コルシカ及びマルタの二大島を奪ふ、夫よりヱジット或はトルコと戰て大に之を破る、時にイギリス、フランスを攻ると聞て、急に軍を收めて還れり、

己未十一　一七九九　イギリス、地中海に在るマルタ島を攻め取る、

庚申十二　一八〇〇　マルテン、モゴルの都に入て、大城を落す、

辛酉享和　一八〇一　シヽリヤ、和蘭、イギリス、トルコ、ホルトガル、皆フランスと和睦す、

壬戌二　一八〇二　イギリス、詐はりてデイネマルカを攻む、魯西亞帝アレキサンデル、其不義を惡みて書簡をつかはす、

癸亥三　一八〇三　南亞墨利加の内デルマヒルマの國、國界の論ありて、遂に戰爭に及べり、

甲子文化　一八〇四　ドイツの諸酋長、往々叛逆を企つるもの有てフランスに降る、此時北墨利加の内トミンコ獨立せり、

乙丑二　一八〇五　ナポレヲン、ドイツの大城を攻め落し、其兵器寶貨等フランスの爲に奪はる、亦城を悉く拔く、

丙寅三　一八〇六　フロイセン盟に叛きければ、ナポレヲン大に怒りて之を破る、亦サキソニヤを伐ち、又魯西亞の軍兵をも打破る、

丁卯四　一八〇七　亞墨利加にて始めて蒸氣船を造る、

戊辰五　一八〇八　イギリス人、トルコの海邊港の內へ船を乘入れ、民家を亂妨しける、因て砲臺より大砲を打かけゝれども、彈一つも中らず、故に隨意に亂妨せり、

己巳六　一八〇九　イスパニヤ王父子の中惡しく、依て國中穩かならず、○ローマ大兵を起して、フランスを擊て勝たず、

庚午七　一八一〇　ホルトガル人、ブラシリーを攻て大に打破る、是歲耶蘇會士日本國に囚はれり、

辛未八　一八一一　ナポレヲン、ホルトガルに入て、其城府を燒く、 其火二十二日の間火滅する事なく、之が爲に金銀百貨皆灰塵となれり、

壬申九　一八一二　ナポレヲン、モスコビヤ城を攻む、帝城を自燒して避けり、之に依て勢ひ折けて去れり、

癸酉十　一八一三　和蘭王政事宜しからずして、土民一揆を起して國中動亂す、 ○イギリス、フロイセン、スーウェシヤと力を合せてフランスを攻めて、ナポレヲンの備を散々に打やぶる、

甲戌十一　一八一四　彼の正月、ナポレヲン、バレイスの都城を棄て海に逃る、イギリスの兵船之を見、 逐て生捕て本國に送りしかば、諸侯會議して帝位をはぐ、

乙亥十二　一八一五　イギリスにて蒸氣船を造る、是より西洋諸國にて之に依て製作す、○ナポレヲン、再び兵を擧て、フランスに至る、其味方する者十萬人に及べり、

丙子十三　一八一六　イギリス、琉球に到て交易を乞ひけれども承認せず、

丁丑十四　一八一七　魯西亞の甲比丹コロウヱン、東洋を渡て北亞墨利加の西岸の諸地を開く、

戊寅文化　一八一八　コロンビヤ、イスパニヤと戰て敗軍す、

己卯二　一八一九　チーリの土民、一揆を起して國中を動亂し、且つイスパニヤの商館を毀つ、

庚辰三　一八二〇　キンカスラ、イスパニヤと共和國になる、

辛巳四　一八二一　ナボレヲン、勒納島に於て卒す、

壬午五　一八二二　カリホルニヤ、交易を清國に乞ひ、廣東に地を借りて商館を立つ、

癸未六　一八二三　和蘭の醫シイボルトと云ふ者、萬國の書籍書圖の類を求て本國に歸る、

甲申七　一八二四　魯西亞人、シベリヤの國堺を定めて屬國となす、

乙酉八　一八二五　歐羅巴トルコの大臣カナーヤットと云ふ人、自立して王と稱し、大軍を起して、亞細亞トルコと戰ふ、然れども勝たずして、王號を奪はる、

丙戌九　一八二六　地中海に在るシヽリヤ大津波、土民大般溺死す、故にイタリヤより人を移せしむ、

丁亥十　一八二七　トミンコの主政事に怠たり、土民の困苦日々に甚し、〇和蘭に古制の度量を改め、新たに度量を定む、即ちヱルを用ゆ、

戊子十一　一八二八　ペルシヤの內ハフエルドと云ふ地に、俄に大山を生じ、一夜にして盛大となり、其高さ直立を量るに日本里にて一里餘、周圍一百三十里、其頂草木なく、唯砂石のみにして煙り出る、

己丑十二　一八二九　◎原本記事缺

庚寅天保　一八三〇　ベルギーのレヲルト、兵を發して和蘭に背むく、

辛卯二　一八三一　和蘭の商船、印度海に於て風波大に起り、之が爲に三艘覆溺す、是歲西方に彗星出る、其尾長き事中天にわたる、

壬辰三　一八三二　ベネチヤ灣に臺場三十七ヶ所築く、

癸巳四　一八三三　デイネマルカ王、兵を起してノールウヱシヤを攻む、

甲午五	一八三四	魯西亞の内ヤコーヅカ及びイルコーヅカ洪水、其水外國の洪水と違がひ、夏月氷解の洪水なれば、半氷りて人畜を大に損ず、且つ土民穴居にして、其土室へ流れ入り、土人大に困苦す、
乙未六	一八三五	魯西亞、北亞墨利加内アルバレのホッケイ山を開て、生銀數萬貫を得たり、
丙申七	一八三六	フランス王卒す、カレルの十世立つ、國中穏ならず、是歳ナポレヲンを歸葬す、
丁酉八	一八三七	和蘭國、罪科の者一萬八千人を新和蘭に流罪して砂糖を作らしむ、
戊戌九	一八三八	イスパニヤ人、和蘭と同盟して外國へ交易を專とす、
己亥十	一八三九	イスパニヤ人、マルゲーサの諸島に至り、交易を求んと欲れども、土人拒んでこれを入れず、
庚子十一	一八四〇	ナポレヲンを改葬するに皇帝の禮を以てし、群臣を率ひ大禮を行ひければ、民の心大に安ふして、國中無事に治まれり、
辛丑十二	一八四一	イギリス人、蒸氣船にて地球を四十五日にして一周する事を工夫し、夫れより多く軍事に用ゆ、
壬寅十三	一八四二	西洋諸國大に治つて戰爭の事なし、然れどもイギリスの一國は、清國と戰ふ事未だ止まず、
癸卯十四	一八四三	ベンカラにてイギリス人の領する地堺の事に付て、戰爭の端を發せり、
甲辰弘化	一八四四	印度のセイロン島大津波、海岸の諸地一屋も殘らず、逆浪の爲に皆崩る、
乙巳二	一八四五	カリホルニヤ人、東洋を渡り、新和蘭の港に至り交易を求む、
丙午三	一八四六	和蘭の領地ジヤワのハンダムに官府三ヶ所を建て、近海諸島より産する品物を取集む、
丁未四	一八四七	印度海上に於て、イギリス船三艘風波の爲に沈む、

戊申嘉永　一八四八　呂宋大地震、國中過半崩れ、人畜死する者其數を知らず、

己酉二　一八四九　フランス船、ゴイネヤ海に於てホルトガル船と大に戰ふ、時に大風俄に起り、風波荒くして、遂に戰ふ事能はずしてホルトガル船は覆り、フランス船大風の爲に百里ほど洋中に漂ふ、

庚戌三　一八五〇　印度海上に於て、和蘭船一隻破損す、

辛亥四　一八五一　◎以下原本記事缺

壬子五　一八五二

癸丑六　一八五三

甲寅安政　一八五四

乙卯二　一八五五

丙辰　一八五六

丁巳　一八五七

戊午　一八五八

己未　一八五九

庚申　一八六〇

倭蘭年表巻之下終

西洋學家譯述目録敍

西洋之學日盛、而其譯本或壽二于梓一、或傳寫以公レ世、而人或不レ知者多矣、穗亭主人嘗恨レ之、今纂二輯其所レ譯人及書名一、以爲二一小册子一、請二序余一、余閲レ之、天文地理算術醫學之書、悉記二載之一、殆無二遺漏一、可レ謂レ勤矣、此書一成、曩之不レ知者不二啻得一レ益、其譯者公レ世之本意顯而名不レ泯、所レ謂成二人之美一者、主人有焉、余喜二其雅擧一、不レ辭而序レ之、甲寅孟冬撰、

桐隱居士

例言

一、蒐輯する處の西洋學者の書目は、延享の頃より當今の名家に至るまで、飜譯の著述年毎出版ありて、數百部に及び、書名を忘失するに至るに由て、行餘予が平生見聞の及ぶ所のもの、悉く録して一小册子とし、之を匣底に收め、檢索に備ふ、頃者或人の頻に廣布せんことを欲す、よつて遺脱差誤等を改正し、尙亦桐園先生に之が校訂を乞ひ、剞劂氏に命じ、之を世に公にす、看官宜く其足ざるを補ひ、其誤を正さば、何の幸か之に如んや、

一、此編西洋醫書翻譯を輯むるを以て專門とすれども、天文地理曆算舍密本草家の著書も倂せ之を載す、且別に派を分たす、悉く作者の姓名字號によりて之を載るものは、學者の檢査に便ならしめんが爲なり、

一、飜譯書名の外、詩文集隨筆等の書名倂せ載るものは、作者の學術を知らしめん爲なり、

一、儒家畫家にして西洋學を兼るものあり、專門に非ざれども洋學に通じて譯書の著述間之あるあり、故に今其書名を載、看者あやしむこと勿れ、

一、編中收むる處の各書は、刻本のみにあらず、活版書寫本亦少なからず、今例をたて丶寫本は下の方に寫の字を附し、活版は下に活版と細書して、刻本と之を分つ、

一、卷末に載る書目は、其の作者の姓名不レ詳ものなり、暫く記して以て他日の考を俟つ、尙此編に遺漏するものは、年を追て加えん、伏て庶幾は博覽の君子之を正さんことを、

嘉永五壬子嘉平月　穗亭記

西洋學家譯述作者索引

西洋學家譯述作者索引終

西洋學家譯述目錄

桐園先生閲
穗亭主人輯

〔い〕

○伊東冲齋 名淵、字伯壽、稱朴一、號象先堂、肥前人、住江戸、

醫療正始 附醫院類案 廿一
自初篇至七篇各三册

○伊藤錦窠 名載堯、字舜民、一名淸民、稱圭介、一號花繞書屋、尾州人、宇榕菴門人、

泰西本草名疏 三　萬寶叢書洧石編 三
暎咭唎國種痘奇書 一　乍川紀事詩 二

○石川元翠 名達、字亮堂、豐後人、津藩、

挾歇蘭度病理論 寫　醫療正義 活版 六

○池田冬藏 名義之、字冬藏、號□□、越前福井人、

解臓圖賦 一

○飯沼龍夫 名長順、字□□、號慾齋、濃州大垣人、

皇朝草木圖譜 十

〔ろ〕

〔は〕

○林 洞海 名□□、字□□、

窊篤兒藥性論 寫 九

○馬場穀里 名□□、字□□、

西文規範 寫 二

○橋本宗吉 名鄭、一名直政、字伯敏、號絲漢堂、浪華人、

西洋醫事集成寶函 廿四　泰西方草數 寫 百
本草部 刻成 三　三方法典 六
製藥部 寫 六　圖會華鑾通志 寫
藥方部 寫 五　喎蘭新譯地球全圖 一
治病部 寫 十五

○林 文節 名重恆、字仲德、號靜頤堂、越後人、

眼科提要 寫　針治提要 寫
病機察要 寫

〔に〕

○西脇秀挺 名典、字秀挺、號格物堂、濃州岐阜人、

經驗良方 一　同後篇 寫
泰西食鏡 寫 二　醫術中西異同辨 寫
藥性論 寫

〔ほ〕

醫案雜集寫　一　西韻府　一
要術知新　三　蘭學凡寫　一
和蘭接讀詞考寫　三　不錦漫筆寫　一
外科收効　二
○大樹蘭齋　名肇、字仲敏、稱俊齋、仙臺人、
設劉斯外科書寫　一　模斯篤韻符カ◎府書抄譯寫　一
銃創鎖言　一
○大槻西磐　名禎、字瑞卿、稱恆輔、
◎原本書名缺、
○大塚同菴　名字、
遠西砲術略寫
○緒方洪菴　名章、字公裁、稱三平、備中足守人、住大坂、
病學通論　三　遠西醫鑑病機論寫　一
初篇刻成
袖珍內外方叢寫　三　マートシカッペイ語法書寫
病原約論寫　二　人身窮理小解寫　二
視力之弱病論寫　一
○緒方郁藏　名郁、字子文、號□□、洪菴義弟、
散花錦囊　二　公刺實治療書（コンテチ）寫
勞療編寫　一　設劉斯外科書寫

○小關篤齋　名好義、字□□、稱三英、一號鶴州、岸和田藩、住江戶、
西醫原病略　一　西洋內科集成活版
○大高知道　名宗肅、字和道、稱元恭、大坂人、
醫方集要寫　十
○岡　海藏　名□□、字□□、
袖珍內外方叢寫　三
○越智高崧　名崧、字高崧、號桂莊、伊豫人、
眠醫祕笈寫　炎施牍爾篤眼科書寫
眼醫全カ◎金針寫　內翳書寫
○荻野鳩谷　姓孔平、名信敏、字□、稱喜內、江戶人、
泰西輿地說卷旨寫　一
○織田貫齋　名□□、字□□、
牛痘諸說寫　一
〔わ〕
〔か〕
○桂川月池　名國瑞、字公鑑、一字世民、稱甫周、東武侍御醫官、敍法眼、江戶人、
翻譯地球全圖　一　同略說　四
和蘭藥選寫　海上備要方寫
漂民御覽記寫　一　北槎聞略寫　十三

蘭語牋　四十

○坪井誠軒 名信道、字□□、稱□□、

神經熱論寫　三　病理論寫　十五

萬病治準寫　十五　遠西二十四方寫　二

製煉發蒙寫　二　內病論寫　十

診候大概寫　一

〔ね〕

○鶴峯皐屋 名戊申、字世靈、一字季尼、一號海西漁夫、稱彥一郎、豐後人、

蘭字通　蘭學捷法寫

〔な〕

○中川淳菴 名□□、字□□、

和蘭局方寫　同藥譜寫

五液精要寫

○中環 名環、字環中、號思思齋、又天游、平安人、住大坂、

引律寫　同耳解寫

解剖圖譜下編　一　同銅版之圖校　一帖

視學一步　算學一步寫

鳴鏑瓊矛寫　思思齋漫筆寫

○中屋伊三郎 名□□、字□□、平安人、環中弟、

銅版日月寫眞　一帖　銅版曆象新書圖

蘭學展具銅版　二帖

○中川量平 名世量、字□□、號大年、一號石鹿、伊豫人、

醫輸寫

○楢林至心院 名□□、字□□、敍法眼、長崎人、

外科鎖言寫　瘍醫方函寫

○楢林宗建 名潛、字□□、號和山、長崎人、

牛痘小考　一

○楢林靜山 名恭、字子貞、稱榮建、一號椿陰、長崎人、住京師、

西洋火藥表折本　一　西洋軍艦表折本　一

○長柄春龍 名爲貫、字義卿、號梅歩、濃州人、住京師、

公斯貌律屈病理書寫

○永井青崖 名則、字士訓、稱□□、一號幹如樓、筑前人、住江戶、

泰西三才正蒙　三　銅版萬國輿地方圖　一

〔ら〕

〔む〕

○村上養潤 名正德、字溫卿、稱□□、號精理堂、奧州人、

粘販療談　二　同續篇

○村上茂亭 名義茂、字□□、稱英俊、號棟梁、又達理堂、松代醫官、

女科良方寫

○山崎士謙名謙、字士謙、號□□、東奥人、

魯西亞史畧活版　二　英吉利新志无悶子活版

〔ま〕

○前野蘭化名達、字士章、稱良澤、中津侯醫官、住江戸、

和蘭譯文畧寫　和蘭譯筌寫　二

助語參考寫　蘭語隨筆寫

古言考寫　點例考寫

思思未通寫　管蠡秘言寫　一

仁言私說寫　八種字考寫

彗星考寫　輿地圖編寫

東砂葛記寫　西洋紀聞寫

蘭譯大成寫

○萬町栞阪名素狄、字□□、稱權之進、本姓伏屋、和泉人、

和蘭醫話　六　和蘭簡方寫

自初篇至三篇各二册

○松岡文龍名之吉、字文龍、號桃亭、

醫原提要寫　和蘭藥名鍵寫

產科便談寫

○松田芹齋名就、字將卿、加賀人、

眼科新書製練劑之部　一

〔け〕

〔ふ〕

○藤林普山名紀元、字淳道、稱泰介、平安人、

和蘭語法解　三　同重訂寫　六

和蘭藥性辨　五　西醫今日方

西醫方選　五　同後篇　五

西域本草寫　物理源本寫

生理眞源寫　病理眞源寫

遠西度量考寫　泰西水腫纂要寫　二

解屍編寫　二　譯鍵　二

同附錄一名蘭學逕　一

○船曳卓堂名修、字德夫、稱□□、一號蝮屈舍、平安人、

婦人病論　三　同後篇　三

窒篤滿外科書寫

〔こ〕

○小森桃塢名義啓、字鶴齋、稱玄良、本姓和氣、一號貽安齋、後稱縫殿助、山城伏見人、

蘭方樞機　五　病因精義　十

自初篇至五篇各二册

泰西方鑑 五 解臓圖賦閲 一
神遺方校 三 同附錄一名藥名便覽 一
○小林愚堂名宏、字孟博、稱宗二、一號春坡、又薔薇園、又練丹堂、京師人、
元理發蒙寫 解剖刀法寫
視學精說寫 鳩兒讀斯解剖科寫
醫笈熱論寫 泰西熱病論改譯寫
泰西藥名早引 三 氣海觀瀾記聞寫
攝生要方寫
○小石檉園名龍、字□□、稱元瑞、後改拙翁、又有可求齋、秋嵓仙史、松芝老人、五竹主人、川拙居等、又號衛生堂、平安人、
解剖圖譜 二 同銅版之圖 二帖
勞瘵口訣寫 疥書寫
博采錄寫 究理堂備用方府寫 三
方府講義寫 藥性摘要寫
蘭藥分量考寫 東西醫說折義寫
檉園隨筆寫 梅毒秘說寫
○小石汪齋名紹、字君厥、稱中藏、一號蘭屋、又蓬岐行齋、元瑞男、
醫旨寫 壽徵發微寫
晩山樓隨筆寫 生齒論寫
行齋日記寫
○兒玉省吾名□□、字□□、濃州岩手人、

醫院錄驗 四
○近藤正齋名守重、字重藏、東都祕書監、
邊要分界圖考寫 八
〔え〕
○江馬蘭齋名元恭、字□□、稱春齡、大垣侍醫、
五液診法 二 泰西熱病集譯 三
水腫全書寫 江波醫事問答 一
○江馬松齋名元弘、字子道、稱春齡、一號好蘭堂、大垣侍醫、蘭齋男、
和蘭醫方纂要 五 藥性解寫 五
診脈圖說寫 一 溺死活法寫 一
癥瘕合集寫 二
○江馬藤渠名元益、字□□、稱春齡、大垣侍醫、松齋男、
庖廚要方寫 二 重訂醫學捷徑寫 二
重訂眼科必讀寫 二 療治口訣寫 三
同補遺寫 二
○江馬元齡名桂、字秋齡、號金粟、藤渠弟、大垣人、
外科必讀寫
○江馬爭莊名義、字信成、藤渠男、
◎原本書名鈌
○江馬榴園名修、字士得、稱權介、號靜安居、美濃人、住京師、藤渠義弟、

西洋學家譯述目錄 終

鐵研齋輶軒書目

古者聖王設二鞮譯之官一、置二輶軒之使一、以通二四方之志一、其事豈可レ忽哉、且近世外虜狡焉、啓レ疆往來出沒、時有二風浪之警一、方二是之時一、頑然安固守陋、不三肯求二飛耳長目之方一、賓二虜情於弗問一、一旦有二緩急一、將何術防レ之耶、此余所三以有二輶軒之錄一也、但余家貧力微、所レ獲之書僅々止レ此不レ能レ多也、然余志在下於知二虜情一以爲中之備上、則如レ此亦是矣、何必貴二該博一哉、津藩齋藤正謙識、

采覽異言五卷　筑後守源君美撰

增譯采覽異言十二卷　土浦山村昌永撰

輿地誌略六卷　江戸青地林宗撰

吾邦傳二西洋輿地之說一者、以二源君美一爲レ始、然其書草創疎謬不レ尠、至二文化初一、山村昌永更增二譯之一、其說始備、繼レ之舶來新書日益多、四方之事日益明矣、於レ是青地林宗參酌校訂、欲レ集二大成之一、有二誌略之作一、惜乎其書僅止二於歐羅巴及亞細亞南邊一、而不レ及二其他一也、或云、是書更有二定本一藏二於大府一、祕而不レ傳、余亦嘗於二一友人宅一見二一本一、比二余所一レ藏、更多二二卷、但其所レ載係二本邦及支那州郡一、不下必待二大西人說一而知上、故亦不レ補、

西洋紀聞三卷　筑後守源君美撰

正德中羅瑪人投化、君美奉二台命一與レ之對話、因有レ所二譯述一、作二二樣一以進、其一譯以二漢文一、且有レ所二取捨一、是爲二采覽異言一、其一譯以二國字一、多二異言所一レ不レ載、即爲二此書一、是書本不レ許二流傳一、實爲二祕籍一、尤可レ珍也、

職方外記六卷　西洋艾儒略增譯

坤輿外記一卷　極西南懷仁著

右二部明末所レ撰、明清人說二五大洲一、本據二此書一、世多有レ之、故不レ須二余縷述一、

西洋雜記五卷　　土浦　山村昌永輯

明人得二職方外記一、始知レ有二五界萬國一、其說猶屬二草創一、其後二百餘年以至二今日一、清人說二五界一猶據二外記一、不レ知レ有二他書更詳者一、何其陋也、我邦人每事承二於漢土一、唯地理之學直承二於西洋一、勝二明清人一遠矣、昌永多譯二西書一、闡二明地學一、如二是書一有下涉二稍荒唐一者上、然亦足三以識二其風土物產之概一、不レ至レ如下漢人說二外國一之妄誕上也、

地學示蒙二卷　　江戶　青地林宗譯

地理之當學急二於天文一、天文唯有三授時之切二民用一耳、又委二之星官一可矣、至二於地理一、自風土之於二政敎一、山川之於二險要一、其所二關係一者不レ少、而其事皆爲二君長者所一レ當レ留レ心也、林宗譯二述此書一、首載二測量之法一、終及二各國風土人情一、簡約得レ要、大有レ裨二於地學一、其於レ通二四方之志一、思過レ半矣、

外蕃通書二十八卷　御書物奉行　近藤守重輯

皇國與二外蕃一往復、有三善隣國寶記等書錄二之一、但係二唐韓二國事一、世又多有レ之、不二必登載一、東照公既戡二定禍亂一、大修二交際之道一、亡レ論二朝鮮安南一、至二印度及西洋諸國一、有二來聘者一、輒引二見之一、以レ禮相接、信使之往來、東牘之往復、日月不レ絕、台德大猷二公繼レ之亦然、守重搜二索祕府一、得二當時國書一、參二之他書一、排次成レ編、其功亦大、後之論二鄰好一者、必有二資考一矣、

邊要分界八卷　　同前

守重身經二歷邊界一、加レ之以二該博之學一、廣徵二群書一、以成二此書一、條理秩然、可レ備二實用一、勿二以レ人而廢一レ言可矣、守重著書甚多、皆適二世用一、其學尤長二外事一、如二此書及安南記略阿瑪港記略一、殊爲二精詳一、二書未レ暇二錄寫一、姑購二是書一以登二於編一、

蝦夷志一卷　　筑後守源君美撰

蝦夷拾遺一卷圖附　幕府差吏　佐藏玄六郎撰

蝦夷草紙一卷　幕府差吏最上德內撰
北海隨筆二卷　撰人名闕
蝦夷初發記一卷　撰人名闕
東遊紀行一卷　撰人名闕
右六部、皆詳ニ蝦夷地方山川人物及諸雜事一、君美之志、鑿空未レ備、佐藤係ニ天明中差吏一、最上係ニ文化中差吏一、並身經ニ歷其地一、補ニ正之一、其餘三部不レ知ニ何人所一レ撰、亦皆記ニ其所ニ目擊一、並可ニ信徵一也、考ニ北陲事一者、必有レ資ニ於此一矣、
北海雜記二卷　撰人名闕
蝦夷亂記一卷　撰人名闕
蝦夷談話五卷　撰人名闕
松前蝦夷蜂起次第一卷　撰人名闕
前三部、紀ニ沙具沙允之亂一、後一部紀ニ月夷之叛一、並不レ知ニ何人所一レ錄、二夷皆蠢然一小醜耳、撫御失レ所、輒嘯集竊發、煩ニ官軍征誅一、守邊者宜ニ以レ此爲ニ鑒戒一、

東韃紀行二卷　幕府差吏間宮倫宗話說
世以ニ此書一爲ニ倫宗所ニ手錄一、余識ニ倫宗一、嘗擧レ此問レ之、倫宗曰、是奉行所書吏筆ニ錄吾話說一者、非ニ吾所ニ自著一也、吾別有下所ニ自著一書十五卷上、祕ニ之於篋底一、因約ニ借寫一而未レ能也、姑錄ニ是書一以存ニ梗概一、又有ニ銅柱餘錄北蝦夷圖說一、詳載ニ葛刺勿土地理物產諸雜事一、亦爲ニ異言一、寫而藏ニ之於國校一、倫宗水戶產、大府之開ニ蝦夷一、募レ人、往窮ニ滿州地方一、倫宗慨然應レ募而行、經ニ葛刺勿土一、渡ニ黑龍江一、抵ニ山海關一、不レ得レ入而返、往來陸行、涉ニ萬里之遠一、經ニ兩歲之久一、饑渴窘困、苦楚萬狀、未ニ嘗少動一レ心、亦偉男子也、
海東諸國記一卷　朝鮮申叔舟撰
通文館志八卷　朝鮮金慶門撰
朝鮮有ニ通文館一、專掌ニ事大交隣之政一、事大者謂下接ニ支那一之禮上、交隣者謂下通ニ日本一之禮上、其朝聘應對、紓ニ患當時一、垂ニ法後昆一者、無レ不ニ具載一、蓋在レ彼爲ニ經國大典一、而我得レ之、亦足レ知ニ制馭之方一矣、申叔

舟嘗著二海東諸國記一、特詳二我日本事實一、爲二此書之嚆矢一、其臨レ死言二於其君成宗一曰、願國家無下與二日本一失上レ和、後世稍忘二其遺誡一、事レ我不レ謹、終致二文祿之禍一、叔舟先見之智、憂國之志、可二嘉尙一也、慶門承二其相國崔存寓之意一、依二申叔舟遺範一、以成二是書一、致二意於交際一、亦可レ謂二善レ後之策一已、彼蕞爾小國、尙爲レ謀レ國有レ人、

臺灣物語一卷　撰人名闕

明末紅毛據二臺灣一、殺二我邦商旅一、奪二其貨財一、長崎人濱田彌兵衞與二其子弟二人一、密受二奉行命一、往執二甲必丹一、使三盡償二其所レ奪、質二其子一而歸、其後鄭成功舉レ兵入二臺灣一、盡驅二逐紅毛人一、取二其地一爲二之主一、余嘗謂、山田長政之建二功暹羅一、濱田彌兵衞之立二威臺灣一、并二鄭成功一而三、其事並偉、足三以揚二我皇威於海外一矣、此書所レ載與二鳩巢可觀錄長崎先民傳一互有二異同一、俟二他日校訂一、

暹羅物語二卷　長崎　木下八右衞門錄

暹羅雜錄一卷

暹羅物語、木下氏從レ知二原宗因一、問二山田長政遺事一、以紀二述之一、詳二其延寶六年跋語一、宗因稱二五郎八一、從二長政及其子阿因一、於二暹羅一周二旋兵間一、老歸二長崎一以レ壽終云、按、長政本邦產、新井氏采覽異言以爲二伊勢人一、熊澤氏碎玉話以爲二駿河人一、而是書獨爲二尾張人一、未レ知二孰是一、但其住二駿府一者確、又諸書皆以二長政一爲二暹羅王一、是書獨謂、長政以レ功封二菲都比琉一、至二子阿因一、又封二六昆一、並於二暹羅一爲二屬國一、蓋暹羅亦爲二自立大國一、長政雖レ雄非三數年間所二戡定一、且考二外蕃通書所一レ載、長政上二執政酒井忠勝一書、自言其土有二國王一、則是書所レ紀獨爲レ得レ信也、其他事亦皆出二於目擊一、多二可レ信者一焉、但事涉二異域一、無三他書可二考證一、不レ能レ訂二其疑一也、因遍搜二於知舊之家一、又得二無名氏國字紀事一二篇、姬路人河口光遠暹羅王詩序、及駿河人稻川玄度、石上玖所レ撰傳紀一、亦可三以廣二異聞一、乃勒爲二一册一、名曰二暹羅雜錄一、

玄度稱二東平一、府中隱士、以二著述一顯、玖稱二久次郎一、阿部川津吏、嘗游二我先師精里先生之門一、

渡天物語一卷　大坂 市人 宗 心 筆 錄

宗心世所レ謂天竺德兵衞也、此書之說多二虛誕一、但記二其風土物産一、較如二可レ信者一、要レ之葑菲之采節二取之一可矣、

西域聞見錄八卷　淸長白七十一椿園著

滿淸之兵威遠覃二西域諸國一、入二其版圖一、秦漢以來所未二嘗有一、此書所レ記班々可レ考、但此書特記二遠西之事一、多屬二繆傳一、如レ曰下控噶爾威二服鄂羅斯一、其國大中於鄂羅斯上、他書不二槪見一、殊孟浪之談、不レ足レ采也、

蒙古源流考八卷　蒙古 小徹辰薩囊台古 撰

書中所レ紀乃額納特珂克土伯特蒙古汗傳世次序及供養諸大喇嘛闡二揚佛敎一之事、而其國中興衰治亂之跡、亦多按年レ臚載、既可三以知二其國事一、又可下以參二之唐宋元明之史一、以考中其異同上、亦爲二一奇書一、

三國通覽一卷附地圖五頁　仙臺 林 子 平 撰

補遺一卷　撰 人 名 闕

子平當二天明寛政之間一、著二海國兵談及此書一、論二北虜可一レ慮、獲レ罪下レ獄、其圖說並雖レ多二疎繆一、未三嘗無二裨益一焉、且其言至二文化中一果驗、可レ謂二先見之智一矣、補遺專二敍魯西亞一、不レ知二何人所一レ編、雖レ無二奇特之論一、亦可レ備二參攷一、豈亦有レ意二邊防一者歟、繼二子平一論二邊防一者、蒲生秀實有二不恤緯一卷一、平山子龍有二防海問答二卷一、秀實之說無二發明一、子龍之說多二粗暴一、且子龍譏二斥子平一、以爲二迂繆一、子平誠有下不レ免二迂繆一者上、然迂繆之與二粗暴一、其不レ中二肯綮一則一矣、但先見之智、子龍不レ得レ不レ讓二子平一一著、

阿蘭陀來朝記一卷

此書不レ知二何人所一レ輯、記二諸外蕃事一、不二獨阿蘭陀來朝一事一也、自二慶長五年阿蘭陀英吉斯始乞一レ互市一、至二元祿中一凡百餘年間、津港沿革、監司黜陟、以

至二市舶之增減、洋貨之多寡一、一一臚列、與二新井氏
新令、田邊氏年表一幷觀レ之、乃知下國家待二諸蕃一之
大略上矣、

長崎年表擧要五卷　長崎　田　邊　茂　啓　編

年表起二貞享元年一、訖二明和六年一、自二舶司交替蕃船
出入一、凡事係二本府一者、撮二其要一錄レ之、考二外蕃事一
者亦必有レ取二於此一矣、又有二長崎實錄大成一、亦爲二
茂啓作一、卷帙頗多、余未レ能レ錄、

瓊浦偶筆二卷　宇治　平　澤　元　愷　撰

元愷好レ遊、著二漫游文草五卷一、梓二行於世一、此書亦
雖二一時紀游之作一、間有下係二外蕃事一者上、足二以資
考一、故錄二存之一、

魯西亞志二卷　幕府侍醫桂　川　甫　周　譯

魯西亞本紀略三卷　長崎譯司前　野　熹　譯

魯西亞在二外蕃中一、尤爲二强大可レ慮之邦一、其風土人
情不レ可レ不レ詳也、二氏並據二蘭書一譯二述此編一、載二
其世系治亂一、亦足レ知二其大略一矣、又有二山村昌永著
魯西亞國志一、嘗藏二之國校一、

魯西亞交易編二卷　長崎譯司馬　塲　貞　由　譯

原書在二蘭書菲私多窩利伊中一、貞由奉二台命一譯進、
其由詳二序例中一、蓋魯西亞在二於極北大寒之地一、食類
民鮮、號爲二貧陋之區一、及二伯多祿第一世王起一、振二興
庶政一、大開二互市之利一、以贍二民財一、子孫守二其遺法一、
至レ今百有餘年、除二我日本一外無レ所レ不レ通、而其國
富庶、疆土日拓、嗚呼伯多祿開物成務之智、隨レ土制
レ宜、遂化レ貧爲レ富、變レ陋爲レ華、鬱爲二天下至大之
邦一、其國人仰以爲二聖人一、亦不レ誣也、

漂民御覽記一卷　幕府侍醫桂　川　甫　周　輯

北槎聞略十一卷附錄一卷　同　前

寛政中、伊勢漂民自二魯西亞一歸、大府召二見之於吹
上苑一、詢二彼中事一、甫周陪侍傳語、因錄二其問對一、是
爲二御覽記一、猶恨二其不一レ詳也、召二漂民於其宅一、細咨二
詢之一、逐一劄記、是爲二聞略一、我邦未下嘗與二魯西亞一
相通上、至レ是人識二其風俗情狀一、周甫之功實屬二鑿空一、

環海異聞十六卷　　仙臺　大槻玄澤撰

文化初、仙臺漂民自㆓魯西亞㆒歸、玄澤與㆓其儒臣志村東藏㆒共奉㆓藩主命㆒、召㆓見漂民㆒、詢㆔其所㆓親覩㆒、自㆓制度法令㆒至㆓凡百技巧瑣屑細事、及往來經歷之地㆒、並皆登錄、間者圖繪詳㆓其形狀㆒、使㆓觀者㆒如㆘身歷㆓其境㆒而目㆗擊其事㆖、比㆓桂川氏之書㆒、更加㆓周詳㆒、欲レ知㆓北虜情狀㆒者、觀㆓此書㆒、則思過レ半矣、

魯西亞來朝記一卷　　撰人名闕

魯西亞人渡來記一卷　　撰人名闕

北使護㆓送伊勢漂民㆒來者、爲㆓阿難辣孤私滿㆒、護㆓送仙臺漂民㆒來者、爲㆓歷沙諾都多㆒、二使之來、並乞㆓互市㆒、幕府不レ許、二役關㆓係國家事體㆒頗大、二書皆錄㆓當時國書文案及諸雜事㆒、不レ知㆓何人所㆒レ輯、雖㆓亂雜無レ章事多重複㆒、亦可㆔以備㆓參攷㆒、

北地日記一卷　　備中　久保田見達撰

北槎小錄一卷　　江戶　設樂甽叟撰

二書並錄㆓文化丁卯北地之變㆒、合而名レ之、曰㆔二叟談奇㆒、二叟于㆓役北地㆒、紀㆔其所㆓目擊㆒、皆實錄也、當時余年廿餘歲、在㆓江戶㆒、稔㆓聞其顚末㆒、多㆘與㆓二書所㆒レ載合者㆖、爾來三十餘年、世鮮㆘知㆓其實㆒者㆖、或揑造僞妄、以驚㆓人耳目㆒者有レ之、況數百年後、能無㆓謬傳㆒乎、後之考㆓北事㆒者、取㆓證於此二書㆒、庶乎其不レ差矣、

休明光記（闕本二册、未レ見㆓全書㆒）　　安藝守羽太正養撰

太府之開㆓蝦夷㆒、藝州爲㆓奉行㆒、寄㆓數千里之命㆒、鎭㆓於松前㆒、及㆓惠土呂府之變㆒、坐㆓號令不㆒レ行、褫レ職黜退、世皆嗤㆓笑之㆒、然當時事有㆓曲折㆒、不レ可㆔獨罪㆓藝州㆒也、余少時逮レ識㆓藝州㆒、爲レ人溫醇、頗有㆓學識㆒、及レ著㆓此書㆒、不レ飾レ過、不レ諱レ敗、心術明白、非㆓俗吏可㆒レ比、惜乎孟明不㆔再將㆓秦軍㆒、魏尙不㆔再守㆓雲中㆒、無㆓能立㆒レ功自贖㆒也、噫、

松前紀行一卷　　攝津守堀田正敦書

堅田侯以㆓人望㆒、入參㆓太政㆒、功業赫耀、世稱爲㆓小白河㆒、及㆓丁卯之變㆒、奉㆓台命㆒往巡㆓按松前地方㆒、東北

諸侯皆受二節度一、當時事出二匆卒一、中外洶洶、使二他人當上レ之、將下食不上レ下二咽喉一、猶雍容不レ廢二歌咏一、有二此紀行之作一、亦所三以鎮二物情一也、然自非下以二度量一雄中天下上、烏能如レ是哉、

遭厄日本紀事十二卷　魯西亞兀老尹撰

附錄二卷　魯西亞利哥兒多撰

二人皆爲二魯西亞甲必丹一、當二我文化中一、奉二其國命一、航レ海測二量蝦夷地方一、兀老尹與二其下七人一、登二恵土呂府島一、爲三島吏所二誘執一、送二囚於松前一、翌年利哥兒多以二其王命一、來乞二於我一、皆得二釋還一、二人各筆三其所二聞見一、以成二此書一、傳二於歐羅巴一、獨逸一譯レ之、和蘭再譯レ之、遂傳二於我邦一、太府乃命二馬場貞由等一又譯レ之、不レ卒レ業死、又命二青地林宗等一、續補二成之一、蓋當時之事、我邦亦有二筆レ之者一、且當時從レ事吏士、猶存二於都下一、從而詢レ之、與二是書所一レ載吻合、余於レ是知三歐羅巴人於レ事精細非二東洋人所一レ及也、抑自二北事起一、我將士毎不レ獲レ志、使二人長大息一、獨此役雖レ未レ足三以張二國威一、而亦可レ絕二彼窺覦之心一、是獨可レ喜也、

謨烏爾陳情書一卷　(◎魯脫カ)西亞謨烏爾撰

謨烏爾以二副船主一、從二兀老尹一來二蝦夷一、同被二執拘一、衆之逃獄、謨烏爾獨留不二肯從一、及二箱館奉行有一レ所レ問、卽以レ書對、辭氣慷慨、可レ謂二虜中一男子一矣、且其末敍二挑郞察之亂一、頗爲二詳明一、村上貞助以二奉行命一譯進、貞助當時以二譯司一與二虜人一對話者也、

邊警紀聞二卷　水戶　友部好正輯

此書略二敍古昔三韓蒙古入寇一、以至二於近世魯西亞英吉斯之警一、具敍二其本末一、井井有レ條、末附二蝦夷諸島圖一、亦爲二詳密一、考二邊事一者必有レ資二於此一矣、前レ是高崎大塚唯助著二北陲杞憂一編一、傳二於士林之間一、終不レ若二是書之詳明一也、水府又有二會澤恆藏者一、著二新論一、陳二邊防之策一、亦爲レ可レ觀、余未レ暇レ錄也、

嘆咏餘話一卷　撰人名闕

卷末自署二知非齋一、不レ知二何人一、其所二以名一レ書者、亦

不レ知二何謂一、但其論二英吉斯一頗詳、偶閲二書肆一得レ之、輒插二於架上一、

拂郎察雜錄一卷

文政初、余年猶弱冠、在二江戶一見二和蘭人所レ上風說書一、謂拂郎察起レ兵殘二滅西洋諸國一、遂及二魯西亞一、兵敗被レ執、流二於絕島一、但荒遠之境、化外之事、無レ由二問詰一、不レ可二得詳一也、後十餘年、西游二京師一、見二賴子成一、子成言嘗游二長崎一、遇二蘭醫一、聞二拂郎察王事一、心甚偉レ之、因出示二其所レ作長歌一、略與二余所レ聞同、旣而得二青地林宗所レ譯別理虎理安設記一讀レ之、載二再擧以後之事一、而不レ及二其前一焉、又徧搜二索之一、得二長崎譯司所レ錄及高橋景保丙戌紀聞等册子一、粗知二其梗概一、與二青地氏所譯一、并抄二錄之一、以完二本末一、名曰二拂郎察雜錄一、王名勃奈拔兒的、克爾志革島產、本爲二一布衣一、當二我寬政末一勃興、至二文化十年一而滅、何其興之暴、而滅之丞也、然以二十餘年間一、取二伊斯把泥亞波兒杜瓦爾以下有名大國六七一、並執二其王一、以二子第族屬一代レ之、抑亦偉矣、蓋古今英雄唯厄勒祭亞歷山王東伐至二印度河一、蒙古大祖鐵木眞西征至二鐵門關一、并斥レ地數萬里、如二秦始皇漢武及我豐太閤一、未レ足二以比較一焉、勃奈拔兒的雖二志業不レ終、獨足二以比レ之、亦可レ不レ謂二曠世之雄一歟、

ト那把盧的戰記一卷　岸和田　小關三英原譯

余旣輯二拂郎察雜錄一、後聞下小關氏考二究西書一、著中ト那把盧的戰記上、欲レ借二讀之一、會三英死、其書散逸、不可二得見一焉、仙臺大槻瑞卿嘗一二閲之一、以二漢文一譯レ之、以立二其傳一、來請レ余刪潤、余大喜閲二讀之一、比二雜錄一更詳、且有二異同一、乃略加二雌黃一還二之瑞卿一、又請二瑞卿一、更寫二一本一、寘二之祕笈一、

總計五十三部、一百九十七卷、其他淸人著書涉二外國事一者、如二七奇圖說、奉使俄羅斯日記一、在二叢書中一、不三必須二登錄一、如二龍沙紀略、總統紀略、眞臘風土記、海島逸志一、嘗暫二見之一、未レ能二藏弄一、◎井カ姑錄二其目一、以係二於此一、

附圖

暹羅軍艦圖拔

有客出示一圖、披而覽之、廣亘一席、中有一大鬪艦、破海濤而進、將士皆著我國裝、執我國兵器、而艦如西洋之制、檣桅四竿、發熕十八門、排列左右、上書賽神之意、欵曰、寛永三年丙寅二月、當國生今天竺暹羅國住居山田仁左衞門尉長政、其原圖製爲横扁、在駿府淺間廟、此爲其摹本、按長政駿府市民、元和中出游暹羅、會其國亂、因爲其將、有戰功、封一王國、至是命工造此圖、附商船獻之宗社、告其成功、其智勇功業、比之鄭延平不多讓焉、亦足以揚我皇國之威於異域、豈不偉歟、余嘗獲暹羅物語、詳其事蹟、今又收此圖、足以相證焉、且長政用我之兵器、駕彼之軍艦、東西長技兼而施之、可以爲法、講海防者、其必有致於此矣、

魯西亞船圖跋

寛政四年、有魯西亞使船來蝦夷、爲首以番字題曰阨加的利那、阨加的利那女王之名、天明中、我伊勢舟人光太夫等漂到其國、至是女王使其臣阿難辣孤斯滿護送歸之、事詳北槎聞略、此船當時所乘載者也、松前家士某親造其圖、送於江都、士林傳之、余亦命工傳寫以藏焉、

軍國諸船

船圖十幀、嘗從清水赤城所借寫、一爲官船龍翔丸、文化中於松前所造、有木檣、有尾檣、有大小筒窗、爲防海寇設者、二爲三國丸、船底圖附焉、長崎人奥原某、參酌泰西之制、以造樣獻於官府者、三爲九鬼氏旨船、征韓之役所用、唐山所謂露橈船者或此、（吳漢裝露橈船入蜀、見後漢書、）散圖六頁、附製造之法具焉、四爲車輪船、柳川匠人所造、五爲福州船、天明中漂到熊野浦者、規制壯大、武備志及紀効新書並謂利用防倭寇、其說可並考、六爲寧波船、有略圖、有全圖、有器械圖數頁附焉、七爲無名軍艦、從來我邦所

レ用者也、夫舟楫之用、軍國所ニ必需一、有ニ古今之變、東西之異一、講ニ海防一者、不レ可レ不レ留レ心焉、

萬國船號圖鑑

番船出ニ沒於洋中一者、有ニ商旅一、有ニ寇賊一、有ニ差遣使人一、徽號各異、講ニ海防一者、不レ可レ不レ識、此冊題曰ニ萬國船號圖鑑一、略ニ於亞細亞一而詳ニ於歐羅巴一、蓋出ニ於西洋人所ト輯、或云、原本在ニ長崎蘭館一、余嘗於ニ一友人所ト見、英吉斯國所レ刻新圖、更載ニ北亞墨利加諸島之徽號一、如ニ印度諸國一亦多、此冊所レ不レ載、然則此冊爲ニ百年前所レ輯可レ知也、姑命ニ兒格一摹ニ寫之一、以存ニ梗概一、如ニ其所ヒ不レ備、俟ニ他日一續補云、

西洋城郭圖

自ニ織田氏城ニ於安土一、海內城郭之制一變、蓋倣ニ西洋之法一云、陋者不レ知以爲ニ我邦古制本如ヒ此、可レ笑之甚、余嘗於ニ蠻畫中一見ニ城郭圖數幀一、姑摹ニ其一二一、寘ニ之祕笈一、使下講ニ築城之術一者有上レ所ニ資考一焉、

英吉斯馬具圖

朝川五鼎獲ニ英吉斯馬具一副一、供ニ我公覽一、謙亦得ニ預觀一焉、蓋戰馬所レ用、有ニ面簾一、而無ニ身甲一、鞍連ニ汗屜一、並以ニ黃漆皮一製レ之、而無ニ障泥一、蓋戰馬無ニ障泥一爲レ便、我邦古制亦然、觀ニ後三年合戰等圖一則知レ之矣、公使ニ侍臣輩一以ニ廐馬一試レ之、衆交替跨レ之、兩足下垂、皆不レ及レ鐙數寸、竟不レ能レ騎而罷、西洋人身材之長亦可ニ從而見一焉、乃圖而存レ之、

番軍交鬭圖

余閱ニ蠻畫一、偶得ニ此兩軍交鬭圖一、亦足ミ以見ニ西洋人戰鬭之狀一、故模寫以藏レ之、圖中有ニ番字一行一、示ニ蘭學者一、皆不レ能レ讀、蓋非ニ蘭字一也、今雖レ不レ可レ知ニ其爲ニ何國之軍何地之戰一、然一軍樹ニ三年月旗一、知ミ其爲ニ都兒格一、一軍旗號模糊難レ辨、然知爲ニ都兒格之敵一者、非ニ百兒西亞一則魯西亞而已、兩軍士卒皆著ニ皮製一、步操ニ短刀一、騎操ニ短槍一、皆以ニ隻手一相刺擊、其狀慢緩無ニ發揚蹈厲之勢一、不レ類ニ我國戰鬭之圖一、圖畫之蹟雖レ未レ可ニ盡信一、然亦可レ得ニ其髣髴一焉、明史稱紅毛恃ニ巨艦

大礮一、其人不ニ善戰一、蓋西人之武大抵皆然、且西人畏三
都兒格長ニ陸戰一、猶且如レ此、其他可レ知矣、然近世西虜
益善ニ銃砲一、用ニ之於陸戰一、刀槍殆廢、嚮見ニ魯西亞戰伐
圖一、萬銃叢進、間以ニ大礮一、無ニ一短兵一、是舍ニ其短一而
用ニ其長一、不レ可レ侮也、然使ニ良將當一レ之、亦必有ニ應レ之
術一矣、講レ兵者不レ可レ不ニ預察一也、

萬國地毬全圖

當ニ明氏之末一、利瑪竇自ニ意太里亞一來、傳ニ地毬圖說一、於レ是東洋人殆知レ有ニ五界萬國一、然猶屬ニ草創一、不レ能レ無ニ紕繆一、繼レ之述者世世有レ之、未レ能ニ盡改正一焉、甚者於ニ兩極下一妄置ニ墨加蠟爾加洲一、其畫ニ北高海一、長ニ於東西一、短ニ於南北一、與ニ眞形一相反、其他可レ知矣、至ニ千七百五六十年間一、(當ニ我安永年中一)英吉斯人哥烏玖、親巡ニ檢四大洲一、精ニ究地理一、更製ニ新圖一、甚爲ニ精詳一、一時號稱ニ地理學一、文化中、縣官命ニ星官高橋作左衞門景保一、譯ニ述地毬一、景保乃據ニ哥氏之本一、參ニ攷諸圖一、校訂删補、別製ニ平面圖一、銅ニ鐫之一以行レ世、於レ是從前諸圖盡廢矣、

余有レ志ニ於地理之學一、欲レ獲ニ高橋氏圖一、會景保坐レ事罪死、地毬之版沒ニ入於官一、不ニ復搨出一、偶閱ニ一書鋪一、獲ニ其寫本一、幸少ニ舛訛一、乃插ニ之架上一、但苦下紙質頗黑、蠅頭細字模糊不レ明、余眼光漸眊、遇ニ陰雨之日一、則殆不上能レ辨矣、簡堂畑府舊藏刻本、極爲ニ鮮明一、寓居相接、屢得ニ借覽一焉、遂囑ニ塾生作州玉置元一、揀ニ紙之淨白者一、就而影レ之、生能ニ書畫一、寫レ之精妍不レ讓ニ刻本之鮮明一、家奴市助又善ニ裱褙之技一、乃命裝褫、於レ是五界萬國坐收ニ之於環堵之間一、尤爲レ可レ喜、乃書ニ其由一附レ之、

支氏地毬圖

有ニ書賈一、持ニ小地毬圖一來求レ售、曰、原圖係ニ蘭人支湍兒多所レ製、余謂支氏近時舶來之人、必有ニ異聞一、既而審視、譯述不レ詳、傳寫多レ訛、恨不レ見ニ其原本一、無レ由ニ校正一、但比ニ之哥氏之圖一、航海路多ニ一線程一、其他地形亦有ニ小異同一、未三嘗無ニ補益一也、乃留而收レ之、

右諸圖並係ニ余家藏一、其他如ニ西洋諸國都邑圖、四十

二國人物圖等ハ世多有レ之、不ニ必須ニ寫、至ニ蘭舶所一
レ傳、新異日出、力不レ能ニ徧及ハ並俟ニ他日一續寫、

鐵研齋輶軒書目終

文明源流叢書第三 大尾

山田安榮
伊藤千可良 校
岩橋小彌太

大正三年二月二十日印刷
大正三年二月廿五日發行

（文明源流叢書第三奥附）

非賣品

編輯兼發行者　東京市京橋區新榮町五丁目三番地　國書刊行會代表者　早川純三郎

印刷者　東京市芝區櫻田和泉町七番地　高宗啓藏

印刷所　東京市芝區櫻田和泉町七番地　國書刊行會第二工場

發行所　東京市京橋區新榮町五丁目三番地　國書刊行會